EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 02968 8702

発行所　早稲田大学出版部
東京都新宿区戸塚町一丁目一〇四番地
電話牛込(二六八)三〇〇〇番
振替口座東京一九八六四番

印刷所　株式会社　秀英舎
東京都千代田区神田三崎町二丁目十八番地

発行者　高田早苗
東京都新宿区戸塚町一丁目一〇四番地

印刷者　鈴木八大
東京都千代田区神田三崎町二丁目十八番地

昭和四十四年四月二十五日　四訂版発行
昭和四十四年四月二十八日　四訂版印刷

明治四十四年四月二十五日印刷
明治四十四年四月二十八日發行

編輯者　早稲田大學編輯部
發行者　早稲田大學出版部
右代表者　高田早苗
東京府豐多摩郡戸塚村大字下戸塚五十八番地
印刷者　渡邊八太郎
東京市牛込區榎町七番地

發行所
東京府豐多摩郡戸塚村大字下戸塚五十八番地
早稲田大學出版部
振替東京一二三番　電話番町三七四二二番

日清印刷株式會社印刷

謂愚者に非ずして何ぞや、書經の洪範に曰く、「人々よ凡て物を偏りて好むことをなすなく、王の正しき道に遵へ、偏りて惡むことをなすなく、王の正しき道に遵へ」と、此れは、己が私の考にていろ〳〵偏りたる道を唱ふるは、甚だ弊害あれば、王の正しき道、即ち禮義の道に遵ふべきことを謂ひたるなり、【無門】は進み入るべき門なきにて、進歩を杜絶するをいふ、【不施】は施行する能はざるなり、【不化】は化して善に入らざるなり、【書曰】此の語は書經の洪範篇にあり、【好】は偏りたる好みなり、【王之道】は王の正しき道にて、禮義を指す、下句の王之路も亦此れに同じ、【惡】は偏りたるにくみなり、

○以上第十章、愼到、老聃、墨翟、宋鈃の四子の道は、偏りたる道にて、中正なる禮義の道に合はざることを說けり、

（荀子卷第十一終）

荀子國字解上終

と爲せること、荀子正論篇に見ゆ、故にいふ、

有レ後而無レ先、則群衆無レ門、有レ詘而無レ信、則貴賤不レ分、有レ齊而無レ畸、則政令不レ施、有レ少而無レ多、則群衆不レ化、書曰、無レ有レ作レ好、遵二王之道一、無レ有レ爲レ惡、遵二王之路一、此之謂也、

此の節は、前四子の道に從ひたるときは、弊害はからざることを言ひ、王道即ち禮義の道に遵ふべきを說けり、

愼子の如く、後方のみを見て先きの方を見ることなき道を以て、群衆を導くときは如何、群衆は先きへは進み行かれぬもの、樣に思ひ、遂には其の進歩の道を杜絶するに至るべし、又老子の如く、屈する方のみを見て伸ぶることなき道を以て、世を導くときは如何、世には貴賤の階級ありて、貴き者は伸び賤しき者は屈するが常態なり、老子の道の如くなれば、人々皆屈するを貴ぶに至り、貴賤の別なく、混亂の狀を呈するに至らん、又墨子の如く、齊しき方のみを見て齊しからざる方を見ざる道を以て、世を治むるときは如何、凡て此の世は貴賤上下の階級ありて、各、其の分に安んずるを以て、政令を施し得るなり、若し墨子の如く、齊しく愛するときは、總ての人を同階級に置き、其間に等差を設く可からず、萬民皆同階級に居り欲する所を同じくするときは、如何にして其の欲望を滿たさすべきや、必ず不可能の事なり、此の如くんば政令何によりて施行することを得んや、又宋子の如く、寡少なる方のみを見て多大なる方を見ざる道を以て、國を治むるときは如何、凡て群衆は欲望多きものなるが故に、之れによりて勸誘して善を爲さしむるを得るなり、然るに此れをして欲望少からしむるときは、如何にして能く之れを化して善に入らしむることを得べきや、是れに由りて之れを觀れば、四子の說は一端を見て全端を知らざるもの、之れを施行するときは、世治まらずして却て大に亂るに至る、所

說けり、

道は廣大無邊なり、萬物は廣大と雖、之れに比ぶれば、僅に其の一片たるに過ぎず、人は萬物なり、されど之れを萬物に比ぶれば、僅に其の一片たるに過ぎず、愚者は人なり、されど之れを普通の人に比ぶれば、僅に其の一片たるに過ぎず、何となれば、愚者十人を以てするも、其の智普通の人に及ばざればなり、而るに世には萬物の一片たる人を以て、廣大無邊なる道を知り得たりとなすものあり、此れ豈道を知るものならんや、畢竟愚者のみ、世の中にはかゝる愚學者あり、彼の愼子は後方のみを見て、先きの方を見ることなく、老子は屈する方のみ見て、伸ぶる方を見ることなく、墨子は齊しき方のみ見て、齊しからざる方を見ることなく、宋子は寡少の方のみを見て、多大の方を見ることなし、是れ等の諸學者は、皆一方のみを見て、自ら道を知るとなすものなり、愚に非ずして何ぞや、

【一偏】は猶一片といふが如し、【一物】は人を指す、【愚者爲二一物一偏一】愚者は人の一片なり、愚者は智德共に足らず、完全なる一個の人となす能はず、故にいふ、【愼子】は愼到なり、卷首楊倞の序の條に傳せり、【有レ見二於後一無レ見二於先一】は後方のみを見て、先きの方を見ることなきなり、莊子天下篇に據れば、愼子は智を去り欲を棄て、人と先きを爭ふことなきを以て道となせり、故にいふ、【老子】は李耳なり、老とは尊長の稱なり、謚して聃といふ、周の守藏室（今の圖書館）の吏にして、著す所道德經あり、今存せり、孔子の周に遊ぶや、老子に就きて禮を學べり、【有レ見二於詘一無レ見二於信一】詘は屈に同じく、信は伸に同じ、一句の意は、屈する方のみ見て、伸ぶる方を見ることなきなり、老子の書を見るに、屈するは實は伸ぶるなることや、柔弱は剛強に勝つことなどを說けり、故にいふ、【墨子】は墨翟なり、卷首楊倞の序の條に傳せり、【有レ見二於齊一無レ見二於畸一】畸は齊しからざるなり、一句の意は、齊しき方のみを見て、齊しからざる方を見ざるなり、墨子は人を平等に愛することや、人民の行爲を齊しくせんことを說けり、故にいふ、【宋子】は宋鈃なり、非十二子篇に傳せり、【有レ見二於少一無レ見二於多一】は寡少の方のみを見て、多大の方を見ることなきなり、宋子は人の情を以て欲寡しとなし、欲多きは過なり

く、民を治むるものは、民の踐み行くべき道の上に、標準を立てゝ、民をして安きに就き險を避けしむるなり、若し標準が明に分らざるときは、民が方向を失ひ國亂るゝに至るなり、禮義は即ち凡て諸道の標準なり、此の標準だに明なれば、民は方向に惑ふことなく、國安かなり、禮義を以て標準とするを非とするものは、世を昏まし人を惑はすものなり、世を昏まし人を惑はすは、是れ大に國を亂すものなり、故に禮義ほど大切なるものはなし、されど世には禮義を以て道の標準となすとも明ならずといふものあれども、そは大なる誤なり、禮義ほど明かなる標準はなきなり、人君たるもの朝廷と宮中とをして、其の標準を異にし、各〻一定不易の法則ありて亂れざらしむるときは、臣民其の方向に迷はず、難苦に陷るの患を去ることを得るなり、

【中】は中正なり、禮義に合ふをいふ、【畸】は倚と通ず、一方にかたよるなり、【匿】は慝と通ず、差ふなり、タガフと訓む、【表】は標準なり、【不レ明則陷】陷は溺るなり、【昏レ世】は世を昏まし人を惑はすなり、【道無レ不レ明】道は禮を指す、【外內異レ表】外は朝廷、內は宮中なり、宮中と朝廷即ち政府とは相混同すべからず、混同するときは則ち弊害百出政事大に亂る、故に此に其の標準を異にすべきをいへるなり、【隱顯有レ常】隱は內なり顯は外なり、常は常法即ち一定不易の法則なり、一句の意は、政府も宮中も一定不易の法則ありて亂れざるなり、【民陷】は民が苦難に沈溺するの患なり、

○以上第九章、禮義は諸道の標準たるものなることを說けり、

萬物爲レ道一偏、一物爲レ萬物之一偏、愚者爲レ一物一偏、而自以爲レ知レ道、無レ知也、愼子有レ見レ於後、無レ見レ於先、老子有レ見レ於詘、無レ見於信、墨子有レ見レ於齊、無レ見レ於畸、宋子有レ見レ於少、無レ見レ於多、

此の節は、愼老墨宋諸子の說は一方に偏することを

此の禮義といふものは、以て凡ての道の條貫、即ち心棒となすに足るなり、時代の變遷を見るに、或は質實を尚びて文飾を廢し、或は文飾を尚びて質實を廢すことありて、時によりて其の政治の方異なれども、其歸宿を要するに、禮義を以て之れに應じ、宜しきに適はんことを務めざるはなきなり、故に禮義を治むるときは、國亂れず、禮義を治むるを知らざるときは、事に應じて宜しき樣に所置する能はざるが故に、國必ず亂るゝなり、されば禮義を以て國政の大體を一貫するときは、未だ嘗て亡ぶることなきなり、騷亂は禮義に差ひ謬るより生じ、治平は禮義を詳細に盡くし修むるにあるなり、

【百王之無變】は古より百王の變更することなきものなり、禮義を指す、【道貫】は凡ての道の條貫なり、條貫とは猶心棒といふに同じ、【一廢一起】は時代により政治の方の異なるをいふ、或は質實を尚びて文飾を廢し、或は文飾を起して質實を廢するが如きをいふ、【理貫】理は治むるなり、貫は條貫にて禮を指す、【貫之大體】は禮を以て國政の大體を一貫するなり、【其差】は禮義に差ひ謬るなり、【盡其詳】は禮義を詳細に盡くし修むるなり、

故道之所善、中則可從、畸則不可爲、匿則大惑、水行者表深、表不明則陷、治民者表道、表不明則亂、禮者表也、非禮昏世也、昏世大亂也、故道無不明、外內異表、隱顯有常、民陷乃去、

此の節は、禮は諸道の標準なり、故に此の標準に從ひて行けば、國治まり民安かなることを說けり、凡て己が善しとする道にて、其れが中正なれば、換言すれば、禮義に合へば、從ふべし、禮義をはづれて、一方にかたよれば、爲す可からず、禮義に違ふときは、大に人を惑はすものなれば、唱ふ可からざるは勿論なり、凡て水を渡るものは、深き所へ標準を立てゝ人に示し、危險を避けしむるなり、若し其の標準が明に分らざるときは、誤りて沈溺する患あり、之れと同じ

り、

【大天】は天を大として之れを尊び思慕するなり、【物畜而制之】物は天を指す、畜は養なり、ヤシナフと訓む、制は制裁なり、一句の意は、天に順ひ之れを養うて、之れを制裁して治むるなり、天を養ふとは、例へば山林を斬伐せざるときは、洪水なきが如きなり、是れ天の變化をして順當ならしむるものなるが故に、養ふといふなり、之れを制裁して治むとは、春夏秋冬風雨など、各〻其の氣候變化に應じて、之れを宜しき樣に使用して治むるをいふ、【頌】は褒むるなり、其の盛德を褒めて及ぶ可からずとなすなり、【制天命而用之】天命とは天が我々人間に命ずる所にして、我身の處置は言ふに及ばず、萬物の處置なり、一句の意は、我身及び萬物を制裁して、自由に之れを使用するをいふ、【望時而待之】は四時の來るを望み待ちて、其の豐年ならんことを願ひ求むるなり、【應時而使之】は四時それ〴〵の氣候に應じて、旨く之れを使用するなり、例へば、春は種を播き、夏は耕し耘り、秋は收穫するが如し、【因物而多之】物の多きに因つて之れを多しとして羨望するなり、【騁能】は智能を敏捷に用ふるなり、【化之】は少なき物を化して多くなすなり、【思物而物之】は種々の物を見て、徒に之れをよしと思ふのみで、放棄するなり、【理物而勿失之】は其の物を治めて、之れを己が所有となし、失はざるなり、【所以生】は生育する所以なり、【有物之所以成】有は得なり、ウルと訓む、一句の意は、自ら物を培養して、豐饒なる收穫を得るなり、【錯人】は人の人たる職分を棄て置くなり、【失萬物之情】情は實なり、一句の意は萬物の使用培養、其の實を失ひて困亡するに至るをいふなり、

百王之無變、足以爲道貫、一廢一起、應之以貫、理貫不亂、不知貫、不知應變、貫之大體、未嘗亡也、亂生其差、治盡其詳、

此の節は、禮は萬事を一貫するものなることを說けり、

古より百王の變更し給ふことなきものは、禮義なり、

する謀なり、【幽險】は奥深くして底の知れぬ陰險なる策略なり、

○以上第七章、人にありては、禮義ほど貴重なるものなきことを說けり、

大レ天而思レ之、孰與レ物畜而制レ之、從レ天而頌レ之、孰與レ制二天命一而用レ之、望レ時而待レ之、孰與レ應レ時而使レ之、因レ物而多レ之、孰與聘能而化レ之、思レ物而物レ之、孰與理レ物而勿レ失レ之也、願二於物之所一以生、孰與有二物之所一以成、故錯レ人而思レ天、則失二萬物之情一、

○第八章、人は人たる職分を盡くすべし、人間以外のものを慕ひ願ふ可からざることを說けり、

天を大として之れを尊び思慕して、國を豐富にせんと欲するよりは、此の天といふ物に順ひて、之れを養ひ、自ら之れを裁制して治むるに孰れぞ、豈ましならずや、又天に從つて其の盛德を頌美し、及ぶ可からずとするよりは、天が我人間に命ずる所の事（即ち我身と萬物との所置）を制裁して、自由に之れを使用するに孰れぞ、豈ましならずや、四時の來るを望み待ちて豐年ならんことを願ふよりは、其の各時季の氣候に應じて、旨く此の時を使用するに孰れぞ、豈ましならずや、物の多きを見て之れを多しとして羨慕するよりは、己が智能を敏捷に用ひて、少なき物を化して多くなすに孰れぞ、豈ましならずや、種々の物を見て、徒に之れをよしと思ふのみにて放棄するよりは、自ら之れを治めて我所有となすに孰れぞ、豈ましならずや、徒に物の生育するを願ふよりは、自ら物を培養して、其をして成熟せしめ、以て豐饒なる收穫を得るに孰れぞ、豈ましならずや、以上述ぶる如くなるが故に、人たるものが其の務むべき職分を棄て、措きて、徒に天を思慕し、天惠に賴るときは、則ち萬物の使用培養其の實を失ひて、困亡するに至るべきな

此の節は、禮義程大切なるものなきことを說けり、天にあるものにて、明なるものは數多けれども、日月より明なるものはなし、地にあるものにて、明なるものは數多けれども、水火より明なるものはなし、萬物の中にて明なるものは數多けれども、珠玉より明なるものはなし、人の道德の中にて明なるものは數多けれども、禮義より明なるはなし、是れ人々の日月水火珠玉禮義を尊ぶ所以なり、故に若し日月が高く天にあらざるときは、其の光輝赫々として明ならず、深く厚く積み累らざるときは、其の光輝と浸潤とは博く大ならず、珠玉の光彩が外面に著れざるときは、王公は以て寶となさず、禮義が國家に施し加はらざるときは、功名の光も明白に四方を輝さゞるなり、是れに由りて、日月は高く輝き、水火は積み累り、珠玉は光彩外に著れ、禮義は國家に施さゞる可からざることを知了すべきなり、

【赫】は明なり、赫々として明なるなり、【煇潤】煇は光輝なり、潤は浸潤なり、【睹】は著なり、アラハルと訓む、【白】はアキラカと訓む、明白に輝くなり、

故人之命在天、國之命在禮、君人者、隆禮尊賢而王、重法愛民而霸、好利多詐而危、權謀傾覆幽險而亡矣、

此の節は、人君は禮義を尊ぶときは、天下の王となり、然らざれば危弱亡滅することを說けり、

人は天より生れ、天の命に順ひて榮ふ、故に人の命は天にあり、國は禮義によりて立つ、故に國の命は禮義にあり、されば人君たるもの、禮義をたつとびて國を守り、賢能の士をたつとびて官に任ずるときは、王となりて安樂の光榮を得、法則を重んじ、人民を愛撫するときは、霸者となりて強く、利を好みて貪り多く詐謀を弄するときは、國危く、權謀を弄し、人を傾け覆す策略を廻らし、奥深くして底の知れざる陰險なる計をなすときは、國亡滅するなり、是れを以て禮義の國に缺く可からざることを知るべし、

【好利】は利を好みて貪るなり、【傾覆】は人を傾け覆

雩、卜筮而後決大事、非以爲得求也、以文之也、故君子以爲文、而百姓以爲神、以爲文則吉、以爲神則凶、

○第六章、祈禱や、卜筮は、人心を鎭撫する裝飾的儀式に過ぎず、神の靈驗の如く思ふは、大なる誤なることを說けり、

或人曰く、雨乞ひの祈禱をして雨が降るは、如何なる理由なりやと、余答へて曰く、何の故もなし、猶雨乞ひの祈禱をせずして、雨の降るが如し、雨は祈りて降り來るものに非ざるなり、古より日蝕や月蝕があるときは、社に祈りて之れを救ひ、天大に旱りするときは、雨乞の祈禱をなし、大事件が起るときは、卜筮して之れを決斷するは、願ひ求むる所を得んが爲に非ず、此れを以て政事を文飾するなり、換言すれば人心を鎭撫せん爲の裝飾的儀式に過ざざるなり、故に君子は智明なるが故に、之れを以て裝飾的儀式となし、百姓は智暗きが故に、之れを以て神の靈驗と爲すなり、以て裝飾的儀式となすときは、之れを重んぜざるを以て弊害なし、故に吉なり、以て神の靈驗となすときは、之れを重んずるを以て、淫祠を建て、福を求むるが如き弊害百出するに至らん、故に凶なり、

【雩】は雨乞ひの祈禱なり、【日月食】食は蝕に同じ、日蝕月蝕なり、【得求】は求め願ふ所を得るなり【文之】文は裝飾なり、カザルと訓む、

在天者、莫明於日月、在地者、莫明於水火、在物者、莫明於珠玉、在人者、莫明禮義、故日月不高則光輝不赫、水火不積、則輝潤不博、珠玉不睹乎外、則王公不以爲寶、禮義不加於國家、則功名不白、

【失レ歳】は收穫少なきをいふ、【田歳】歳は穢と同じ、田歳とは田地荒蕪するなり、【糴】は買ふ米なり、【貴】は價貴きなり、【不レ明】は明白ならざるなり、不公平の意なり、【舉錯】は擧行したり、廢めたりするなり、錯は置なり、故に廢むる意に見る、【本事】は農事なり、【理】は治なり、ヲサムと訓む、【勉力不レ時】勉力は力役なり、人民を使役することなり、古は人民を使役するは、人民の閑暇なる冬季を以てす、故に不レ時とは妄に使役するをいふ、【牛馬相生、六畜作レ祆】は人民が妄に使役されて、農業は勿論六畜を飼養する能はざるときは、六畜混亂して相通じ、牛が馬を生み馬が牛を生むが如き、不思議の現象を呈するをいふ、【內外無別】は男女の間別なく、相雜居するをいふ、【錯】は迭なり、タガヒニと訓む、【其說】は其の三人妖の說なり、【邇】は近なり、淺近なり、【慘】は慘毒なり、

傳曰、萬物之怪、書不說、無用之辯、不急之察、棄而不治、若夫君臣之義、父子之親、夫婦之別、則日切瑳而不レ舍也、

此の節は、傳を引きて萬物の妖怪は畏るに足らず、畏るべきは人間社會の妖怪なり、故に君子は正道を修めて、妖怪の起らざる樣にすべきことを言ひ、前數節を結べり、

傳に曰く、「六經の書には萬物の怪事を說かず、無用の辯說、急務ならざる觀察は、君子は棄てゝ之れを治めず」と誠に然り、若し夫れ君臣の大義や、父子の親みや、夫婦の別を明にするに至りては、極めて有用に且つ急務なるを以て、君子は日に切磋研究して棄つることなく、以て大に之れを明にして、人民をして歸向する所を知らしめ、妖怪の起らざる樣にするなり、【書】は六經を指す、【切瑳】は切磋に同じ、

○以上第五章、天變地異は畏るに足らず、畏るべきは人間社會の妖怪なり、故に君子は正しき道を修めて、妖怪の起らんとするを防ぐことを說けり、

雩而雨何也、曰無何也、猶不雩而雨也、日月食而救之、天旱而

下乖離、寇難並至、夫是之謂人妖、妖是生亂、三者錯至、無安國、其說甚邇、其蓄甚慘、可怪也、而可畏也、

此の節は、人妖は最も畏るべきものなることを說けり、

以上述ぶる通り、かの星の墜ちたり、社の木の鳴りたるするは、是れ天地陰陽の氣の變化にして、稀に見れ來るものなり、されば之れを不思議に思ふは可けれども、之れを畏るゝは間違なり、甚だ多く此の世に見れ來る物にて、最も畏るべきものは、人間社會の妖怪是れなり、何をか人間社會の妖怪といふ、耕作粗略にして、植ゑ付けたる穀物を傷害し、耘ること粗略にして、收穫少なく、政不公平にして、民心を失ひ、田地荒れ果てゝ、植ゑ付けたる穀物は粗惡にして實り惡く、買ふ所の米は價高くして、人民飢餓に瀕し、道路に死人ある、是れを人間社會の妖怪といふ、又政令公平ならず、時ならざるに、或は事を起し、或は事を廢して、毫も定まりなく、農業の事は、少しも治めず、時ならざるに人民を使役し、之れをして六畜を養ふに遑なからしむ、是れを以て六畜相混亂し、牛馬互に通じて、牛が馬を生み、馬が牛を生むが如き、不思議の現象を呈するに至る、是れを人間社會の妖怪といふ、又禮義修まらずして、男女の間別なく、相雜居して淫亂を肆にし、父子の間互に相疑ひて、親みの情なく、君臣の間乖き離れて、忠愛の心なく、寇敵の難並び至りて、國如何ともすべからざる、是れを人間社會の妖怪といふなり、妖怪は是れ亂を生ずるものなり、此の三つの妖怪が、互に來ることあらば、安穩なる國はなきなり、此の人間社會の妖怪の說は、星墜ち社木鳴る說に比して、甚だ淺近にして、從つて人々留意せざれども、其の人を災害するに至りては、甚だ慘毒なるものなり、豈怪むべく、畏るべきものに非ずや、

【已至者】已は甚なり、ハナハダと訓む、甚至るとは甚多く至るなり、【人妖】妖は妖に同じ、人間社會の妖怪なり、【楛耕】楛は粗略なり、楛耕は耕作粗略なるなり、【稼】は植ゑ付けたる穀物なり、【枯耘】枯は楛に通ず、耘は草ぎること、楛耘とは草ぎること粗略なるなり

此の節は、天地上に起る變化は畏るに足らざることを說けり、

星が墜ちたり、社の木が鳴りたりすれば、國人は皆恐れて曰く、是れは如何なることなりや、何か凶事にてもなきかと、余曰く、此は何でもなきことなれば、憂ふるに足らざるなり、是れは天地間に於ける、陰陽の氣の變化の現象にして、稀に見れ來るものなり、されば之れを不思議の事とするは可けれども、之れを畏るゝは間違なり、夫れ日蝕月蝕のある、時ならずして暴風雨の起る、不思議の星の時々見るゝは、何れの世にても常に之れあらずといふことなし、君上聖明にして、政治公平なるときは、則ち是れ等の變事が、一世の中に並び起ると雖、心配することなし、之れに反し、君上闇愚にして政治不公平なるときは、則ち是れ等の變事が一も來ることなしと雖、毫も國に益なく却て憂ふべきなり、

【木鳴】は社に樹えてある木の風吹くによりて、鳴るをいふ、古は之れを恐れたり、故にいふ、【無何也】は何でもなし、憂ふるに足らずといふ意なり、【罕】は稀なり、【黨】は儻と同じ、モシと訓む、時々の意なり、【並レ世起】は一世中に並び起るなり、【險】は險惡にて不公平の意なり、

夫星之墜、木之鳴、是天地之變、陰陽之化、物之罕至者也、怪之可也、畏之非也、物之已至者、人祆則可畏也、楛耕傷稼、枯耘失歲、政險失民、田蕪稼惡、糴貴民飢、道路有死人、夫是之謂人祆、政令不明、擧錯不時、本事不理、勉力不時、則牛馬相生、六畜作祆、夫是之謂人祆、禮義不修、內外無別、男女淫亂、父子相疑、上

反し、君子は菽の飯を食ひ、水を飲み、貧賤を極むるは、決して愚鈍なるに非ず、其の境遇の然らしむるなり、かの志意を修め、德行を厚くし、知慮を明にし、今の世に生れて、古聖人の道に志す、廣大なる道德に至りては、則ち是れ我身に具在せる者にして、富貴は是れ天にあり、求めて得べからざるものなり、故に君子は其の己が身に具在せる道德を敬み守りて、其の天にある富貴を慕はず、小人は其の己の身に具在せる道德を捨て置きて、其の天にある富貴を慕ひ之れを得んとす、君子は其の己の身に具在せる道德を敬み守りて、其の天にある富貴を慕ひ求めず、是れを以て其の智德日に進歩するなり、小人は其の己の身に具在する道德をすて置きて、其の天にある富貴を慕ひ得んとす、是れを以て其の智德日に退歩するなり、故に君子の智德の日に進歩する所以と、小人の智德の日に退歩する所以との理は、則一に身の持ち方如何にあるのみ、故に君子と小人との智德の懸隔甚しきに至る所以の者は、全く此の己が身に具在する道德を守ると舍つるとにあるのみ、

【楚王】此文は荀子が楚に居る時に成れり、故に楚王の字を用ひしなり、【後車】はお伴の車なり、【千乘】は千輛なり、【啜菽】は菽の飯をすゝり食ふなり、【節】は遇ふ所の時節の義にて、境遇のことなり、【在天者】は富貴を指す、【錯】は置くなり、すて置くなり、【懸】は懸隔なり、【在此】は己が身に具在する道德を慕ふと棄つるとにあるの意なり、

星墜木鳴、國人皆恐曰、是何也、曰、無何也、是天地之變、陰陽之化、物之罕至者也、怪之可也、畏之非也、夫日月之有蝕、風雨之不時、怪星之黨見、是無世而不常有之、上明而政平、則是雖並世起、無傷也、上闇而政險、則是雖無一至者、無益也、

く、君子は小人がかまびすしく言ふが爲に、平生の行を止むることを爲さゞるなり、天には一定の道ありて、四時循環し、地には一定の數ありて、廣厚其の度に適ひ、君子には一定の身に體する行ありて、擧止中庸を得るなり、君子は其の一定せる身に體する行に由りて、終始を一貫し、小人は之れに反して一時の功利のみを計り、物に因りて志を變ずるものなり、昔の詩に曰く、「我は禮義を守りてあやまらず、何ぞ人の言をうれへんや」と、此の詩は君子のことを謂ひたるなり、

【輟】は止むなり、【訇訇】はかまびすしき聲なり、【常體】は身に體する一定の行なり、【其功】は其の一時の功利なり【詩曰】此の詩は逸詩なり、【愆】はあやまるなり【恤】はうれふるなり、

楚王後車千乘、非知也、君子啜菽飲水、非愚也、是節然也、若夫志意修、德行厚、知慮明、生乎今而志乎古、則是其在我者也、故君子敬其在己者、而不慕其在天者、小人錯其在己者、而慕其在天者、君子敬其在己者、而不慕其在天者、是以日進也、小人錯其在己者、而慕其在天者、是以日退也、故君子之所以日進、與小人之所以日退、一也、君子小人之所以相懸者、在此耳、

○第四章、君子は心と德と智とを修むるを以て、日に進歩し、小人は之れに反するが故に、日に退歩することを說けり、

楚王は御伴の車千乘、從者數千人を引き連れて、巡行し、富貴を極むるは、決して智惠あるに非ず、之れに

す所にも非ず、地の爲す所にも非ずとすれば、果して何の爲す所ぞ、曰く、他なし、人君の爲す所のみ、人君正しき道を治むれば則治まり、邪なる道を治むれば則ち亂る、なり、昔の詩に曰く、「上帝は高山を作りて、此に萬物を生み給ひぬ、大王は此の山の麓に都して、此の萬物を大に覆育して、萬民を治め給ひぬ、彼の大王のなされたる事を、文王は又其の志を繼ぎて爲され、國家を安んじ治め給ひぬ」と、此の詩は正しき道を治めて、天地の化育を輔け、國を治めたる人君のことを謂ひたるなり、

【日月星辰瑞曆】瑞曆は曆象なり、芽出度こと故、瑞といふ、一句の意は月月星辰を曆象するといふが如し、象は日月星辰を測る器械なり、日月星辰を測定して曆を制し、世を治むるなり、【時】は四時なり、【繁啓】繁は多なり、啓は開なり、發芽をいふ、多く發芽するをいふ、【蕃長】蕃は茂なり、蕃長は生長繁茂するなり、【得地】は地利を得るなり、失ノ地の地も此の地に同じ、【詩曰】此の詩は、詩經周頌天作の篇にあり、周の大王文王の功を頌せし詩なり、此の詩を引きたる意は、大王が天地の化育を輔けて、萬民を治めたるを言ふ、【天】は上帝なり、【高山】は岐山を指す、【荒】は大なり、大に覆育する意なり、【彼】は大王を指す、【康】は安んずるなり、

天不爲人之惡寒也而輟冬、地不爲人之惡遼遠而輟廣、君子不爲小人之匈匈也而輟行、天有常道矣、地有常數矣、君子有常體矣、君子道其常、小人計其功、詩曰、禮義之不愆、何恤人之言兮、此之謂也、

○第二章、君子は如何なることに遇ふとも、平生の行を變せず、終始一貫せることを說けり、

天は人が寒氣を惡むが爲に、冬の來るを止むるをなさゝるなり、地は人が餘り遼遠なりとて、困却するが爲に、廣きを止めて狹くなさゝるなり、之れと同じ

○以上第一章、禍福は人自ら求むるなり、天より下すに非ず、天道は深遠にして測知すべからず、故に之れを知らんとするは愚なり、靜に人道を務むるに如かざることを說き、以て天と人との關係に論及し、之れを闡明せり、一篇の主意は此の段に盡きたり、

治亂天耶、曰、日月星辰瑞曆、是禹桀之所同也、禹以治、桀以亂、治亂非天也、時耶、曰、繁啓蕃長於春夏、畜積收藏於秋冬、是又禹桀之所同也、禹以治、桀以亂、治亂非時也、地耶、曰、得地則生、失地則死、是又禹桀之所同也、禹以治、桀以亂、治亂非地也、詩曰、天作高山、大王荒之、彼作矣、文王康之、此之謂也、

○第二章、治亂は人君自ら求むる所なることを說けり、

治亂は天の爲す所なるか、曰く、日月星辰を觀察して曆を製し、以て世を治むるとは、禹王の時も、桀王の時も同じき所なり、然るに禹王の時は治まり、桀王の時は亂れたり、是れに由りて之れを觀るに、治亂は決して天の爲す所に非ざるなり、然らば治亂は四時の爲す所か、曰く、草木は春夏に發芽し、繁殖し生長し、秋冬に至りて果實を結び成熟するを以て、人々は之れを取り蓄積收藏するなり、是れは禹王の時も、桀王の時も同じき所なり、然るに禹王の時は治まり、桀王の時は亂れたり、是れに由りて之れを觀れば、治亂は四時の爲す所に非ざるなり、然らば治亂は地の爲す所か、曰く、萬物は地利を得れば則ち生育し、地利を失へば則ち死亡す、是れは禹王の時も、桀王の時も同じき所なり、然るに禹王の時は治まり、桀王の時は亂れたり、是れに由りて之れを觀れば、地の爲す所に非ざるなり、かく治亂は天の爲す所にも非ず、四時の爲

治者矣、官人守天、而自爲守道也、

此の節は、天地陰陽の變は、現に目前に現はれたるものに就て、之れに順ひ治むれば足る、深く之れを知るの要なきを說けり、

大巧の大巧なる所以は、力を勞して爲さざる所にあり、大智の大智たる所以は、智を用ひて慮らざる所にあり、換言すれば、無爲にして治むるにあり、若し偏に智力を用ひて、之れを爲し、之れを慮るときは、其の巧や小にして、其の智や窄し、何の取る所かあらんや、聖人は智力を勞して天を知ることを務めざるなり、是れ其の大智たる所以なり、故に天に就て知る所のものは、其の現に見れたる日月星辰の象の以て其の季節を知り得べきものに止まるのみ、地に就て知る所のものは、其の現に見れたる穀物蔬菜を蕃殖すべき、高低乾濕肥瘠の地味に止まるのみ、四時に就て知る所のものは、其の現に見れたる春は種播き夏は耕し秋は收穫し冬は藏むべき暖暑凉寒の定まれる數に止まるのみ、陰陽の氣に就て知る所のものは、其の現に見れたる萬物を治めて其の發育を得せしむべき、調和に止まるのみ、其の然る所以の理に至りて、共に之れを知るを務めざるなり、古より朝廷には官人ありて、天地四時陰陽に就て知るべき所を知りて之れを司り、而して人君はたゞ人の務むべき道を守ることを爲すのみなり、何となれば此れが人君の務むべき最急の務なればなり、

【志】は知なりシルと訓む、【已】は止なり、ヤムと訓む、【見象】は現に見れたる日月星辰の象なり、【期】は季節なり、【見宜】宜は土地の宜しきなり、見宜とは現に見れたる地の肥瘠乾濕高低をいふ、【息】は蕃息なり、穀物蔬菜を蕃息するなり、【見數】は現に見れたる春は種播き夏は耕し秋は收穫し冬は藏むる必然の數なり、【事】は穀物蔬菜を植ゑ付け耕す事なり、【見和】は現に見れたる調和なり、【官人守天而自爲守道也】官人天を守るとは、上文の天地四時陰陽を知るに皆官司あるをいふ、自ら道を守るを爲すとは、人君はたゞ人道を守るをいふなり、此の句は前句と接續穩ならず、脫誤あらんと疑ふものあり、今は荻生徂徠の說に據り、意を以て之れを解せり、

謂天情」とあれば、情は心の働きに見たるが如し、【形能】能は讀んで態と爲す、形態とは形姿なり、耳目口鼻と合して五官の一を占むるものなれば、皮膚の意に見るべし、【有接】は外物に接するあるなり、【不相能】は互に用を相爲す能はざるなり、口は目の用を爲す能はず、耳は鼻の用を爲す能はざるをいふ、【天官】は天より受けし官能なり、【中虛】は形體中の空處の處なり、【五官】は耳目鼻口皮膚の官能なり、【天君】は天より受けし形體の君なり、【財】は地の財にて禽獸草木等人の食料となるものを云ふ、【其類】は天官天君の類をいふ、【天養】は天より受けし養生の物なり、【順其類】は五官や心を無理に亂暴に使はざるをいふ、【逆其類】は五官や、心を無理に亂暴に使ふことをいふ、【天政】は天より受けし己が身の政令にて、身を取扱ふ方法なり、【暗】は昏亂なり、【亂其天官】は五官を亂暴にすることにて、私欲を肆にするなり、【棄其天養】は禽獸草木の類を亂暴にし、毫も繁殖利用の道をなさざるをいふ、【背其天情】は好惡喜怒哀樂の情を節制せずして、一方に偏するをいふ、【喪天功】は此の身を喪亡するなり、此の身は天の功績によりて成れる物なり、故に天功といふ、【所爲】は人の職分なり、【所不爲】は天の職分なり、【天地官而萬物役矣】は中庸の天地位焉、萬物育焉に同じ、人己が職分を勉めて能く天の時と地の財とを治めて、之れが使用を誤らざるときは、天の時は順當に行き、地の財は繁殖して、天地各、其の官能を充分に盡くすを得て、萬物は大に生育するを以て、充分に之れを使役するを得るといふ、【其行】其は身を指す、以下其の字同じ、【曲】はつぶさなり、充分に能くの意なり、【生】は生命なり、

故大巧在所不爲、大智在所不慮、所志於天者、已其見象之可以期者矣、所志於地者、已其見宜之可以息者矣、所志於四時者、已其見數之可以事者矣、所志於陰陽者、已其見和之可以

なり、例へば、耳は聲を辨じ、鼻は臭を辨じ、口は味を辨じ、皮膚は寒熱痛癢を辨じ得るに止り、耳が口の用を、鼻が目の用を爲すこと能はざるが如し、是れを天より受けたる官能といふ、心靈は形體中の空虛なる所に居りて、以て此の耳目口鼻皮膚の五官を支配す、是れを天より受けたる形體の君といふ、禽獸草木の財物は、人の形體に具ふる所の天官や天君とは同類に非ざれども、之れを取りて此れ等のものを養ふ、是れは天より受けし養生の物なり、其の天官天君の類を、無理に亂暴に使用せざるときは、身安きを以て、之れを幸福といひ、無理に亂暴に使用するときは身安からざるを以て、之れを禍殃といふなり、是れを天より受けし形體の政、即ち形體の取扱法といふ、かく人は形體は勿論、之れを養ひ取扱ふ法まで、天より受けしものなれば、之れを能く遵奉せざる可からず、されば若し其の天君たる精神を昏亂し、其の天官たる耳目鼻口皮膚の五官を亂して、私欲を肆にし、其の天養たる禽獸草木の類を放棄して、之れが繁殖利用をはからず、其の天政たる身の取扱ひ方を亂暴にし、其の天情たる好惡喜怒哀樂の六情を恣にして、節制することなく、以て天の功績によりて成れる此の身體を喪ひ亡す、是れを大なる凶事といふ、故に聖人は其の天君たる精神を淸くし、其の天官たる五官を正しく働かせ、其の天養たる禽獸草本を養ひ備へ、其の天政たる身の取扱ひ方を正しくして、其の天情たる好惡喜怒哀樂の六情を養ひて、節制を過すことなく、以て其の天の功績によりて成れる此の身體を、完全にしてそこなはざるなり、是の如きは、則ち人の職分を知り、併せて天の職分を知れる者なり、かく人の職分を知りて、之れを果すときは、則ち能く天の時と地の財とを治めて、之れが使用を誤らざるを以て、天の時は順當にゆき、地の財は能く繁殖して、天地各〻其の官能を充分に盡くすを得て、萬物は大に生育し、充分に之れを使役するを得るなり、かく人の職分を知りて、其の身の行は能く治まり、其の身の養は能く適度を得、其の生命は少しも傷はず、以て天の功績によりて成れる此の身を完くする、是れを能く天を知ると謂ふなり、

【形具】は人間の形體が備はるなり、【天情】は天より受けし情なり、形具而神生、好惡喜怒哀樂藏焉夫是之

の風雨の養なり、【其事】は、萬物を化生し養成する事なり、【無形】は無形の妙用なり、

天職既立、天功既成、形具而神生、好惡喜怒哀樂藏焉、夫是之謂天情、耳目鼻口形能、各有接、而不相能、也、夫是之謂天官、心居中虛、以治五官、夫是之謂天君、財非其類、以養其類、夫是之謂天養、順其類者謂之福、逆其類者謂之禍、夫是之謂天政、暗其天君、亂其天官、棄其天養、逆其天政、背其天情、以喪天功、夫是之謂大凶、聖人清其天君、正其天官、備其天養、順其天政、養其天情、以全其天功、如是、則知其所爲、知其所不爲矣、則天地官而萬物役矣、其行曲治、其養曲適、其生不傷、夫是之謂知天、

此の節は、人の身體及び其の作用、共に天より受けしものなり、即ち天の功績によりて成れる物の一なり、故に能く之れを守りて傷はず、以て天の功績を尊重し保存すべきことを說けり、

以上述ぶる如く、天の職分が既に立ち、天の功績が既に成るときは、此に萬物は雜然としてつらなるなり、人間も亦萬物の一たれば、天職と天功とに由りて成立せしものなり、既に成立して五尺の形骸が具はるときは、精神も同時に生じ、好み、惡み、喜び、怒る、哀む、樂む所の六つの情を藏す、是れを天より受け得たる情といふ、又耳目鼻口皮膚は、各〻物に接して特別の働きをなし、相互に用を兼ねてなすこと能はざる

天地の間に參りて其の德を等しくするといふ、されば、人にして其の天地の間に參りて德を等しくする所以の任務を含てゝ、徒に安に天地に參りて其の德を等しくせんことを願ひ求むるは、惑へるの甚しきものなり、列星は天に隨ひて旋り、日月は晝夜遞に行りて相照し、四時は代る〳〵來りて、此の地上を治め、陰陽の二氣は絕えず流行して、大に萬物を化生し、風雨は博く布き施して、萬物を發育するなり、かく萬物は各〻陰陽の調和せる氣を得て以て生じ、各〻風雨の養分を得て以て成長するなり、されど人は天が如何にして萬物を生みて養成せし事は、之れを見る能はずして、たゞ其の成功せし形迹のみ、明に見るを得、夫れ是れを神力と謂ふなり、又人は皆其の成功の形迹のみを見て、天の働なることを知れども、其形にあらはるゝなき所の妙用を知ることなし、夫れ是れを天の功績といふなり、されど人智にては、此の天の妙用を知る能はざるなり、故に聖人はたゞ人の務むべき道を修むるのみ、決して天のことを測り知ることを求めざるなり、

【如是者】は是の如く心力を勞するを爲さずして自然に成り、心力を勞して求めずして自然に得る所以の理をいふ、【雖深】は其人にかゝる、其人の思慮が深しと雖なり、下句の雖大、雖精も亦此れに同じ、【其人】は至德の人を指す、【其時】四時代る〳〵行はれ、日月代る〳〵照すは、天の時なり、【其財】萬物は地の財なり、【其治】は天時地財を治めて、之れを宜しき樣に用ふる任務なり、天時を治むるとは、譬へば秋冬の候、山林を斬伐せざるときは、夏時に洪水の災害を免るゝが如く、天時に逆はぬやうにして行くをいふ、地財を治むとは、松は松、竹は竹、大根は大根、牛は牛、犬は犬と、それ〳〵其の材に應じて之れを用ふるをいふ、【能參】參はまじはるなり、此の句は天地の間にまじはりて、之れと德を等しくするをいふ、【所以參】は天地の間にまじはりて之れと德を等しくする所以の道をいふ、【願其所參】は安に天地の間にまじはりて、德を等しくせんことを願ふなり、【隨旋】は天に隨ひて旋るなり、【遞】はたがひになり、【炤】は照と同じ、テラスと訓む、【御】は治なり、ヲサムと訓む、【陰陽大化】は陰陽の二氣流行して、大に萬物を化生するなり、【其和】は其の陰陽の調和なり、【其養】は其

天職、如是者、雖深其人不加慮焉、雖大不加能焉、雖精不加察焉、夫是之謂不與天爭職、天有其時、地有其財、人有其治、夫是之謂能參、舍其所以參而願其所參、則惑矣、列星隨旋、日月遞炤、四時代御、陰陽大化、風雨博施、萬物各得其和以生、各得其養以成、不見其事而見其功、夫是之謂神、皆知其所以成、莫知其無形、夫是之謂天功、唯聖人爲不求知天、

此の節は、天の職分と功績とを說き、聖人は之れに順ひて宜しき樣に用ふることをすれども、其の理由を探究することを爲さゝることをいへり、

心力を勞して爲すに非ずして、自然に成り、心力を勞して求むるに非ずして、自然に得、かくして四時行はれ、百物生ずるは、是れ之れを天の職務と謂ふ、是の如くなる所以の道理は、至德の人は、其の知慮深しと雖、之れに思慮を加へて、測り知ることを爲さゝるなり、才能大なりと雖、之に智能を加へて、測り知ることを爲さゝるなり、識見精察なりと雖、之れに觀察を加へて、測り知ることを爲さゝるなり、何となれば、天道は深遠にして、人智を以て測り知るべからざればなり、夫れ是の如きを、天と職務と爭はずといふなり、又天には其の司る所の時といふものあり、四時錯る〳〵行はれ、日月代る〳〵明なるは、天の時なり、地には其の有する所の貨財あり、總ての萬物は、地の貨財なり、人には其の治むべき務あり、正しき道を修めて、天地の化育を贊くるは、其の任務なり、即ち天の時と地の財とを治めて、之れに順ひて逆はず、宜しき樣に用ふる所の任務なり、其の任務を果すを、能く

て疾病に罹らしむること能はざるなり、專一に正しき道を修むるが故に、妖怪も人をして凶災に罹からしむること能はざるなり、之れに反し、人が農業を荒み怠りて、費用侈るときは、自然に貧しくなるを以て天も之れをして富ましむること能はざるなり、又人が養生の法を粗略にし動作すること稀に、常に遊惰なるときは、自然に身體惡くなるを以て、天も之れをして健全ならしむること能はざるなり、又人が正しき道にそむきて、妄行妄動するときは、自然に禍災に罹るを以て、天も之れをして幸福ならしむること能はざるなり、かく農業を怠り奢侈なるが故に、洪水大旱、未だ至らざるに、早や飢渴に瀕し、養生を怠り、遊惰に耽くるが故に、嚴寒酷暑未だ迫り來らざるに、早や疾病に犯され、正しき道を修めず、妄行するが故に、妖怪未だ至らざるに、早や凶災に罹るなり、此れ等の人は前の幸福の人と同じ時世に逢ふことなれども、幸福の人と異なりて、殃禍を受くるは何ぞや、決して天を怨む可からず、自ら正しからざる道を爲せしが故に、然かく殃禍に罹りしなり、故に吉凶禍福は人の自ら求むるにて、天の所爲に非ず、天は決して人に吉凶禍福を下すものに非ずといふ天と人との分別を明に知るものは、至德の人と謂ふ可きなり、

【天行有常】行は道なり、一句の意は、天道は常に行はれて止むときなきをいふ、【應】は當るなり【彊本】彊はつとむるなり、本は農業なり、【節用】は費用を節約するなり【養備】は養生の法備はるなり、【動時】は動作休息、其の時を失はず規律正しきなり、【不貳】貳は專ならざるなり、不貳は即ち專一なるなり、【祆怪】祆は妖に同じ、祆怪は妖怪なり、【荒】は荒み怠るなり、【略】は粗略なり、【動罕】罕は稀なり、動罕なりとは、動作すること少なきにて、遊惰なるをいふ、【全】は健全なり、【倍】はそむくなり、【薄】は迫なり、セマルと訓む、【受時】は時世に逢ふなり、【治世】は治世の人なり、治世は幸福なり、故に治世の人とは猶幸福の人といふが如し、【天人之分】は吉凶禍福は、人自ら求むるなり、天の下すに非ず、天は吉凶禍福を下し得るものに非ずといふ、人と天との分別なり、【至人】は至德の人なり、

不爲而成、不求而得、夫是之謂

彊本而節用、則天不能貧、養備而動時、則天不能病、修道而不貳、則天不能禍、故水旱不能使之飢、寒暑不能使之疾、祆怪不能使之凶、本荒而用侈、則天不能使之富、養略而動罕、則天不能使之全、倍道而妄行、則天不能使之吉、故水旱未至而飢、寒暑未薄而疾、祆怪未至而凶、受時與治世同、而殃禍與治世異、不可以怨天、其道然也、故明於天人之分、則可謂至人矣、

此の節は、天は人に禍福を下さず、人自ら招くなり、故に至人は人事を修めて、天命を願みざることを說けり、

天道は常に行はれて止むときなし、聖王堯帝が出でたるが爲に、存するにてもなく、暴王桀王が出でしが爲に、亡ぶるにもなし、之れに當るに、治道を以てするときは、則ち吉祥あり、之れに當るに、亂道を以てするときは、則ち兇災あり、故に人が農事を勉めて費用を節約するときは、自然に富み榮ふるを以て、天も之れを貧乏にすること能はざるなり、又人が養生の法備りて、動作と休息と其の時を失はざるときは、自然に健康になるを以て、天も之れをして疾病にかゝらしむること能はざるなり、又人が專一に正しき道を修めて、妄行妄動を爲さゞるときは、自然に幸福來るを以て、天も之れに禍を降すこと能はざるなり、かく農を務め、費用を節約するが故に洪水大旱も人をして飢渴に迫らしむること能はざるなり、養生の法備り、動作休息時を失はざるを以て、嚴寒酷暑も人をし

胸を犯すときは、之れを避くるが急務なり、故に之れを避けざる中は、たとへ目の前に流矢が來るとも、それは目にとまらざるなり、又拔き身の戟を以て、首に加へらるゝときは、之れを救ふが急務なり、故に之れを救ひ得ざる中は、たとへ十指を斬りおとさるゝとも、厭はざるなり、是れは郊草を除き、流矢を防ぎ、十指を救ふことを、務めざるを欲せざるにあらざれども、凡て事には痛癢と緩急とありて、痛き所と急く事とを先きにし、癢き所と緩き所とを後にするが如く、先に爲さざる可からざること、即ち堂上の糞を除き、胸と首とを救ふべきことゝがあればなり、人間の務むべき大切の事といへば、禮義なり、されば、人は禮義を先きに務め、然る後餘事に及ぶべきなり、【堂上不〻糞】は堂の上の糞を除かざればなり、【郊草不〻瞻曠芸】曠は廢なり、芸はくさぎるなり、一句の意は、郊野の草の芸らずに廢てゝあるものを見て、之れを除かんとする暇なきをいふなり、【捍】は扞なり、扞は冒なり、ヲカスと訓む、【拔戟】は拔き身の戟なり、【不〻辭〻斷】は斷ち斬らるゝもいとはずとなり、【以〻此】此は郊草を芸ること、流矢を避くること、十指を斬らるゝことを指す、【疾養】疾は痛なり、養は癢と同じ、かゆきなり、

天論篇第十七

此の篇は、禍福治亂妖祥を以て、天の所爲となす俗說を、駁破せるものなり、先づ劈頭に於て禍福治亂は人に由りて天に由らず、故に天理を究めんと欲するは、人道を勤むるに如かざることをいひて、一篇の大綱を擧げ、然る後、君子は己が身にあるもの(即ち心)を修めて、天にあるもの(即ち禍福)を願みざること、天變地異は恐るゝに足らず、恐るべきは禮義にはづれたる行なること、祈禱卜筮は人心を安んずる方便なること等を論じ、最後に天下の諸學者の一方に偏して中道を得ざることを論せり、

天行有レ常、不レ爲レ堯存、不レ爲レ桀亡、應レ之以レ治則吉、應レ之以レ亂則凶、

レ之、古者禹湯本レ義務レ信、而天下治、桀紂棄レ義倍レ信、而天下亂、故爲二人上一者、必將愼二禮義一、務二忠信一、然後可、此君レ人者之大本也、

此の節は、禮義の必要にして缺く可からざるものなることを說けり、

夫れ禮義といふ者は、內は人に適ひ、外は萬物に適ひて、各、其の宜しきを得せしめ、上は君主を安んじ、下は臣民を調へ和ぐるものなり、內外上下、皆宜しきに適ふは、禮義の實なり、然らば則ち凡そ天下を治むるの要は、禮義を以て根本と爲し、忠信之れに次ぐ、古は夏の禹王、殷の湯王は、禮義に本づき、忠信を務めて、天下治まり、夏の桀王と、殷の紂王とは、禮義を棄て忠信にそむきて、天下亂れたり、故に人の君たる者は、必ず禮義を愼み修め、忠信を務めて、然る後國治まるなり、此れ實に人に君たる者の大根本の道なり、【節】は適なり、宜しきに適ふなり、【調】は調へ和ぐなり、【情】は實なり、【然後可】は然して後に可しといふことなれば、然して後國治まるの意なり、

○以上第八章、姦人の起るは、君上が禮義を務めざるに由る、故に君たる者は、禮義を務めて民を導き、治國の實を擧ぐべきことを說けり、

堂上不レ糞、則郊草不レ瞻二曠芸一、白刃捍二于胸一、則目不レ見二流矢一、拔戟加二乎首一、則十指不レ辭レ斷、非不レ以レ此爲レ務也、疾養緩急之有二相先一者一也、

○第九章、事には先後緩急あれば、人たるものは先きにすべきこと、急にすべきことを勉めて然る後、後にすべきこと、緩くすべきことを爲すべきを說けり、

堂の上に糞あれば、先づ之れを除くが急務なり、故に之れを除かざる中は、郊野に芸らずに廢てゝある草を見ても、之れを除かんとする暇なきなり、又白刃が

○以上第七章、大功業は日を惜みて細事を愼むことより生ずることを論じ、王者は即ち之れに當ることに及び、覇者亡者の之れに及ばざるは、當然なることに說及せり、

凡姦人之所以起者、以上之不貴義、不敬義也、夫義者、所以限禁人之爲惡與姦者也、今上不貴義、不敬義、如是、則下之人百姓、皆有棄義之志、有趨姦之心矣、此姦人之所以起也、且上者下之師也、夫下之和上、譬之猶響之應聲、影之像形也、故爲人上者、不可不順也、

此の節は、姦人の起る所以は、君上が禮義を貴び敬まざるに由ることを說けり、

凡そ姦人の起る所以は、君上が禮義を貴び敬まざるを以てなり、夫れ禮義といふ者は、人の惡と姦とを爲すを限禁する所以の道なり、然るに今君上禮義を貴び敬はざるときは、下の百姓どもは皆君上の行に倣ひて、禮義を棄つるの志あり、姦惡に趨くの心あるなり、此れ即ち姦人の起る所以なり、且つ君上なる者は下民の師なり、夫れ下民の上の行に和するは、譬へば猶響の聲に應じ、影の形に像るが如し、故に人の上たる者は、愼みて義を修めざるべからざるなり、

【義】は禮義なり、【像】はかたどるなり、似るなり【順】は愼と通ず、ツ、シムと訓む、

夫義者、內節於人、而外節萬物者也、上安於主、而下調於民者也、內外上下節、義之情也、然則凡爲天下之要、義爲本、而信次

從ひ、亡國のものは、國が亡ぶる樣になりて、後始めて亡ぶることを知り、身が死する樣になりて、後始めて死することを知るなり、かく此に至りて、始めて國の禍敗を悔ゆとも、其の悔ゆべきことは、一々擧げて數ふ可からざる程多き故、何とも致し方なきなり、

【善日】善は愛惜して怠らざるをいふ、【補漏】缺漏を補ふなり、【荒】はすさみ怠るなり、【敬】は敬みて大切にするをいふ、【戚】は憂なり、ウレフと訓む、うれひいたむなり、【不可勝悔】は悔ゆべきこと、勝げて數ふ可からざるなり、

覇者之善著焉、可以時記也、王者之功名、不可勝日志也、財物貨寶、以大爲重、政教功名反是、能積微者速成、詩曰德輶如毛、民鮮克擧之、此之謂也、

此の節は、王者と覇者とを比較し、王者は日を惜みて事を爲すが故に、功績著大なることを說き、王を伸ばし、覇を抑へたり、

覇者の成せし善事は著明なりと雖、時を定めて以て記すべき程なり、即ち其の功績は多からざるも、王者の功名に至りては、日々記しても記しきれぬ程多くあるなり、財物や貨寶は、大なるを以て貴しとすれども、政教功名は、是れと反對にて、能く日を惜みて細微の事を積み重ぬることを貴ぶ、何となれば、日を惜みて細微の事を積み重ぬる者は、速に成功し、著大なる名譽を得べければなり、王者是れなり、昔の詩に曰く、「德は輕きこと毛の如くなれども、人民は克く之れを取り擧げて行ふものなし」と、此の詩は、世人が微細なる事は大切なるに拘らず、之れを積み行ひて、功を爲すことなきを謂ひたるなり、

【可以時記】は時を定めて以て記すべき程なりの意にて、記すべき功績の少なきをいふ、【不可勝日志】志は誌すなり、日々に志す可からざる程、功績の多きをいふなり、【重】は貴重なり、【詩曰】此の詩は詩經大雅烝民篇にあり、【輶】は輕なり、カロシと訓む、【鮮】は少なきなり、【擧】は擧げて行ふなり、

て、起き上りて、之れを爲さんことを務むるも、其の結果ははかぐ〳〵しからず、是の如きは、彼の細少の事を、日々親ら爲し、之れに精熟するものゝ、功績の大なるに及ばざるなり、是れは如何なる理由なりや、細小の事の起るやしば〳〵なれば、其の日を重ぬることも亦長く、其れを一々所置し行く故に、其の積み重ぬる事功は廣大なり、之れに反し、大事の至るや稀なれば、其の日を重ぬることも亦短し、從つて其の積み重ぬる事功も、亦却つて小なるわけなり、此れにて日々の細事を忽にせず勉むべきことを知るべきなり、

【時】は四時の時にて、春夏秋冬を指す、【敖慢】敖は、簡慢なり、おこたり忽にするなり、慢はあなどるなり、【興之務之】は起ち上りて務むるをいふ、【熟比】は親ら之れを爲し精熟するをいふ、【數】はしば〳〵なり、【縣日】は日を縣け繫ぐことなれば、猶日を重ぬといふが如し、【博】は猶長し久しといふが如し、【希】は稀に同じ、【淺】は猶短かしといふが如し、

故善日者王、善時者覇、補漏者危、大荒者亡、故王者敬日、覇者敬時、僅存之國、危而後戚之、亡國至亡而知亡、至死而後知死、國之禍敗、不可勝悔也、

此の節は、王者は日を惜み、覇者は時を惜みて事を爲すが故に、功大に、危亡者は、之れを爲さゝるが故に、功業弛廢し、國亡滅することを說けり、

以上述ぶる通り、日々細事を積み重ぬるより、大なる功業はなし、故に日を愛惜して細事を忽にせざる者は、王となりて天下一統の大功を擧げ、時を愛惜して事を務むる者は、覇者となりて強く、日々時々勉めて事を爲さずして、缺漏が出來て後、之れを補ひつくらふことを爲す者は、國危く、大に怠り荒みて、毫も事を治めざるものは、國亡ぶなり、故に王者は日を敬み大切にして、片時も怠り荒まず、覇者は時を敬み大切にして、之れを空費せず、僅に保存し得る國は、危急の事が生じて後、始めて憂ひいたみて、之れが救濟に

之を用ひんことを勸め說けり、

秦國の政治は、古聖王の治に似たる此の如し、然りと雖、甚だ懼るゝ所ありて、安んずる能はざるなり、此れ其の異なる所なり、此く前に述べし完全なる數個の條件を兼せて、こと〴〵く之れを所有するも、然も之れを王者の功名と、はかり比ぶるに、其の及ばざること遙に遠し、是れは如何なる故なりや、其れは儒道を用ひざる故なるか、余故に曰く、儒道を純粹に全く用ふれば、天下を一統して王となり、權謀と雜せて用ふれば、覇者となり、一つも用ふることなれば、國亡ぶと、今秦の儒道を用ひざるは、誠に短所なり、是れ其の古の聖王に及ばざる所以なりと、

【詘】は懼なり、オソルと訓む、【數具者】は前に述べし數個の完全なる條件なり、【縣】は衡なり、ハカルと訓む、はかり比ぶるなり、【倜然】此にては高遠の貌、即ちはるかなる意に見るべし、【粹】は純粹なり、儒道を純粹に用ふるなり、【駁】は雜なり、儒道と權謀とを雜へ用ふるなり、

○以上第六章、秦の政治臣民は、殆ど古の聖王の政治臣民に似たれども、儒道を用ひざるが故に、古聖王の如く天下を統ぶる能はざることを說けり、

積微、月不レ勝レ日、時不レ勝レ月、歲不レ勝レ時、凡人好敖慢小事、大事至然後興レ之、務レ之、如レ是、則常不レ勝夫熟比於小事者矣、是何也、則小事之至也數、其縣日也博、其爲積也大、大事之至也希、其縣日也淺、其爲積也小、

此の節は、日々細事を積み重ねて忽にすべからず、然らば大なる功績を得べきことを說けり、

微細の事を積み重ぬるに、月々積み重ぬるは、日々積み重ぬるの大なるに及ばず、時々積み重ぬるは月々積み重ぬるの大なるに及ばず、歲々積み重ぬるは、時々積み重ぬるの大なるに及ばざるなり、凡そ人は、好みて小事を慢りて、大事が至りて、然して後、あわ

之れを裁決し、留滯することなし、其の安閑なることは、恰も治むる事なきもの、如し、是れ古の聖王の朝廷なり、故に孝公より今に至るまで四世、常に列國に勝つことあるは、徼倖に非ず、其の術當を得たればなり、是れ余の見る所なり、余故に曰く、「安逸に何にもせずして治まり、つゝまやかにして其の結果は詳密に、事煩しからずして功大なるは、治まれる極致にして、古の聖王の治なり、今秦は殆ど之れに類す」と、【固塞】固も塞なり、故に二字にて要塞の意に見てよし、【形勢】は地勢なり、【山林川谷美】山林には良材多く、川谷は富みて灌漑に便なり、故に美といふ、【天材】は天然の産物なり、【形勝】は地勢便利にして、産物饒多なるをいふ、【樸】は質樸なり、【聲樂】は音樂なり、【流汙】流は邪に淫なるなり、汙はけがれたるなり、【挑】は窕に通ず、華美なること、【有司】は役人なり、【都邑】邑に先君の廟あるを都といひ、無きを邑といふといひ、卿大夫の采邑を都といひ、然らざるを邑といふなど、諸説あれども、此にては單にむらといふ意に見てよし、【肅然】はつゝしむ貌なり、【敦敬】は敦厚にして敬しきなり、【不楛】楛は堅固ならざるなり、故に不楛は堅固なるなり、此にては堅實の意に見るべし、【其國】國は國都を指す、【公門】は官廳の門なり、【有私事】は權勢の門に出入して私事を謀るをいふ、【偶然】は高遠の貌なり、此にては氣高き意に見るべし、【其朝間】は其の朝廷閑暇なるなり、【聽決】は聽きて裁決すること、【不留】は留滯せざるなり、【恬然】は安閑なる貌なり、【四世】は孝公、惠王、武王、昭王をいふ、【幸】は徼倖なり、【數】は術なり、謀略をいふ、【佚】は逸と同じ、安逸なり、【至】は至極なり、

雖然則甚有其諰也、兼數具者、而盡有之、然而縣之、以王者之功名、則偶然其不及遠矣、是何也、則其殆無儒耶、故曰、粹而王、駮而霸、無一焉而亡、此亦秦之所短也、

此の節は、秦の短所は儒術を用ひざるにあるをいひ、

其百吏肅然莫不恭儉敦敬忠信而不楛、古之吏也、入其國、觀其士大夫、出於其門、入於公門、出於公門、歸於其家、無有私事也、不比周、不朋黨、偶然莫不明通而公也、古之士大夫也、觀其朝廷、其朝間、聽決百事不留、恬然如無治者、古之朝也、故四世有勝、非幸也、數也、是所見也、故曰、佚而治、約而詳、不煩而功、治之至也、秦類之矣、

此の節以下、荀子の答なり、此の節は、秦の長所を擧げたり、秦の朝廷臣民は、皆古の聖王の朝廷臣民に似たることを說けり、

孫卿答へて曰く、秦國の要塞は、險阻にして、地勢は便利に、攻守共に宜しく、山林には良材多く、川谷は富みて灌漑の利あり、出す所の天然の產物甚多し、是れ誠に形勝の國なり、國境に入りて、其の風俗を觀察するに、其の百姓は質樸にして、其の音樂は汙れみだらに邪ならず、其の服裝は華美ならず、甚だ役人を畏れて、敬みて命令に順ふ、是れ古の聖王の人民なり、都邑の役所に至りて觀察するに、其の多くの役人は、肅然として恭しくして儉約に、敦厚にして敬しく、忠信にして堅實ならざることなし、是れ古の聖王の官吏なり、其の國都に入りて、其の士大夫を觀察するに其の家門を出でゝ、官廳の門に入りて職務に從ひ、職務終れば復官廳の門を出でゝ、其の家に歸る、其の間に、權貴の門に出入して私事を謀るものあるなく、又互に相親み近づきて、私交をなさず、徒黨を組まず、氣高くして萬事に明通し、而も公平ならざるなし、是れ古の聖王の士大夫なり、其の朝廷を觀察するに、其の朝廷は甚だ閑暇にして、多くの政事を聽きて、直に

復明堂に諸侯を朝せしむるの事なし、故に特に此處に言へるなり、明堂の圖は左の如し、【殆可矣】は大抵よしといふ意なり、【假】は至なり、イタルと訓む、【益信】は信義を益して民の心を得るをいふ、

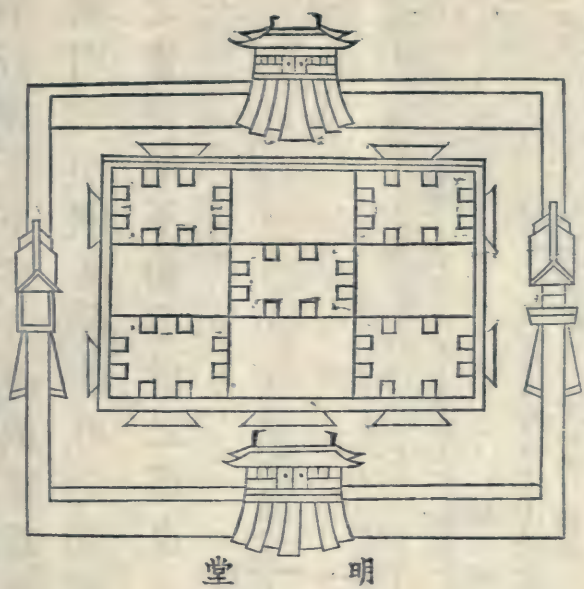

○以上第五章、或人の問に答へて、秦は兵力を強くする術をのみ勉むるが故に、威勢強く土地廣大なれども、常に諸侯の同盟して己に抗せんことを憂ふ、若し仁義の術を以てするときは、かゝる憂なくして、天下を一にし得べきことを說けり、新序には此文をあげ、李斯問ふとなせり、

應侯問二孫卿一曰、入レ秦何見、

此の節は、應侯の問を敘せり、

應侯孫卿に問うて曰く、君秦の國に入りて、如何なることを見しぞと、

【應侯】は范雎なり、雎は魏の人なり、秦の昭王に事へて相となり、國を富まし兵を強くせり、功を以て應に封ぜらる、故に應侯といふ、

孫卿曰、其固塞險、形勢便、山林川谷美、天材之利多、是形勝也、入レ境觀二其風俗一、其百姓樸、其聲樂不二流汗一、其服不レ挑、甚畏有レ司而順、古之民也、及二都邑官府一、

レ之、若レ是、則兵不二復出一於塞外一、而令行二於天下一矣、若レ是、則雖レ爲二之築一明堂一而朝二諸侯一、殆可矣、假二今之世一、益地不レ如二益信一之務一也、

此の節は、秦をして富貴の實を擧げしめんには、賢人を用ひて仁義忠信の政を行はしむるにあることを說けり、

或人又問うて曰く、然らば則ち如何にせば、秦は憂患を免れて、諸侯をして朝せしむることを得べきやと、余答へて曰く、威勢を張ることを節減して、禮義に復り、之れを修むるにあり、かくして、こゝに端正誠實忠信全德の君子を用ひて、之れと天下を治むるなり、此の君子を得れば、因て宰相となし、之れと國政をともにし、咸陽の都に於て、萬機を聽斷せしむるなり、而して是非を正しくし、曲直を治めて、臣民をして歸向する所を知らしめ、命に順ふものは舍てゝ伐たず、命に順はざる者ありて、後之れを誅戮す、是の如くなるときは、兵卒を他國に出ださずとも、命令は天下に行はれん、是の如くなるときは、之れが爲に明堂を築き、諸侯を朝覲さすと雖可なり、決して六つかしきことに非ざるなり、今の世に至りて、人の國を攻めて領地を益すよりは、信義を益して、民の心を得るを務むるにこしたるはなきなり、

【節】は節減なり、【反レ文】文は禮義なり、禮義には秩序ありて亂れず、故に文といふ、一句の意は、禮義に復り之れを修むるなり、【案】は語助にてヨ、ニと訓む、【信全】は忠信全德なり、【聽二咸陽一】咸陽は秦の都なり、一句の意は、咸陽に於て政を聽斷するなり、此の句は、前後の句と文勢相屬せず、故に注家之れを疑ふものあり、今意を以て之れを綴屬して解せり、【錯】は置なり、舍てゝ伐たざるなり、【塞外】は四方の境にある要塞の外なれば、他國のことなり、【明堂】は王者政を聽くの堂なり、古は之れを五方に置けり、即ち東方は泰山に、西方は華山に、中央は嵩山に、南方は衡山に、北は恒山に置けり、天子東方に巡幸するときは東方の諸侯を泰山の明堂に集め、政を聽くなり、他の方面に巡幸する時も、亦之れに準ず、周至衰へてより

【說己者使】說は悦なり、使は從ふなり、一句の意は、己に悦服する者をして、己の事に從はしむるなり【楚父死焉】楚父は楚王の父をいふ、此時の楚王は頃襄王なれば、父王は懐王なり、秦の昭王十年、懐王秦に行く、秦之れを囚ふ、十一年王秦に客死せること、史記秦の世家に見ゆ、之れをいふ、【國舉焉云云】は史記楚の世家に、頃襄王二十年、(秦の昭王二十八年)、秦の將白起、我西陵を拔く、二十一年、白起遂に我鄢(楚の都)を拔きて、先王の墓夷陵を燒く、襄王の兵散じて、遂に復戰はず、東北陳城と保つとあるをいふ、【三王】は詳ならざれども、頃襄王の父懐王、祖父成王、曾祖父宣王を指すならん、【廟】は廟主なり、廟主は位牌なり、【辟】は避と通じ、サクと訓む、【陳蔡】は二小國の名、楚の附庸なり、【視可】秦を伐つ可き機會を視るなり、【間】は間隙なり、【安】は語助にて、コ、ニと訓む、【刻其脛】刻は起すなり、脛を起すとは足を擧ぐるといふ意なり、【案】は語助にて、コ、ニと訓む、【秦使左案左云云】史記楚の世家に據るに、楚の頃襄王七年、婦を秦より迎へ、十五年秦と與に燕を伐ち、二十七年復秦と和平を結びて、太子を入れ之れに質とする類、秦の言ふがまゝになるを以て、かくいひたるなり、【罷人役】役は徒役を指す、【南乃有沙羨與俱是乃江南】沙羨は地名なり、與俱以下注家疑ひて脫誤ありといへり、されど沙羨を以て二地の名となさば、意通ずるなり、【胡貊】貊は胡なり、故に貊といふ、【巴戎】巴は秦の西南にある國名、戎は西方のえびすなり、【東在楚者】は東楚にある領地はの意なり【大梁】は魏の都なり、【刻然】は侵し削る貌なり、【松柏之塞】は松柏を種ゑて防備とせる要塞にて、趙は秦との境に之を設置せしを、秦奪ひとりしなり、【西海】海ははての義なり、西海は西方のはての地を指す、【固常山】は常山を以て固となすなり、常山は趙の地なり、【中國】は中國の諸侯なり、

然則奈何、曰節威反文、案用夫端誠信全之君子、治天下焉、因與之參國政、正是非、治曲直、聽咸陽、順者錯之、不順者而後誅

也、威動海內、彊殆中國、然而憂患不可勝校也、諰諰然常恐天下之一合而軋己也、

此の節は、秦の威勢は湯武よりも強盛に、土地は舜禹よりも廣大なることを說明せり、

或人曰く、如何なる理由にて、秦は威勢湯王武王よりも強盛なりといふや、余答へて曰く、湯王や武王は、乃ち能く己に悅服する者をして、己が事に從はしむるのみ、己に服さゝるものを使ふには非ざるなり、今我楚王の父懷王は、秦に捕はれて死し、剩へ國は取り擧げられたれば、頃襄王は已むを得ず、三王の廟主を背負ひて、難を陳蔡の間に避け給へり、是に於て、王は秦を伐つ可き機會を視、秦の間隙を伺ひ、其の脛をあげて、以て秦の腹を踏みつぶさんと欲し、日夜報讐に汲々たり、然るに秦楚王をして左に向はしむれば則ち左に向ひ、右に向はしむれば則ち右に向ふ、かく報讐の心を抱けるに拘らず、秦の言ふがまゝにならざるを得ず、是は秦は乃ち己が讐人をして、己が使役に從はしむるものなり、此れ所謂威勢湯王武王より強盛なりといふ所以なりと、或人又曰く、如何なる理由にて、秦は地舜帝や禹王より廣大なりといふや、余答へて曰く、古の多くの帝王の天下を一統し、諸侯を臣とするものを見るに、未だ其畿內の地、千里に過ぐる者は非ざるなり、然るに今秦國を觀るに、南は乃ち沙羨の地を領有せり、此の地はともに是れ所謂江南の地なり、北は胡貊と相隣し、西は巴國や西戎を領有し、東楚の國を侵して取りし地は、乃ち齊と界せり、其の外韓にある領地は、常山を踰えて臨慮までを所有し、魏にある領地は、魏の都の大梁を去る百二十里の圍津にて、此處を根據とし、其の趙にある領地は、苓の地を侵略して、松柏の塞を奪取して、之れに據り、西海の地を背負ひて東に向ひ、常山を取りて固となせり、是れ其の領地天下に偏きなり、是れ所謂土地舜帝禹王より廣大なりといふ所以なり、かく威力は海內を震動し、強勢は中國の諸侯を危くする程なるに、然も憂患は計り數ふ可からざる程あり、諰々然として天下の諸侯の一致合同して、己が國を蹂躙せんことを恐れつゝあるは、豈愚なることに非ずやと、

の湯王、周の武王よりも強く、土地は舜帝や禹王よりも廣大なり、然るに其の憂患はあげて計り數ふ可からざる程なり、常に諤々然として、天下の諸侯が一致合同して、己れを蹂躙せんことを恐るゝなり、是れ兵力を強くする術のみを爲して、仁義の政術を爲さざるに由るなり、是れ所謂兵力を強くする術のみを爲すときは、國の發展は止まるといふものなり、

【力術】は兵力を強くする術なり、【義術】は仁義の術なり、【廣大】は土地の廣大をいふなり、【一合】は一致合同なり、【軋】は軋轢なり、蹂躙の意なり、

曷謂乎威彊乎湯武曰、湯武也者、乃能使說己者使耳、今楚父死焉、國舉焉、負三王之廟而辟於陳蔡之間、視可伺間、安欲剡其脛而以蹈秦之腹、然而秦使左案左、使右案右、是乃使讎人役也、此所謂威彊乎湯武也、曷謂廣大乎舜禹曰、古者百王之一天下臣諸侯、未有過封內千里者也、今秦南乃有沙羨、與俱是乃江南、北與胡貊爲隣、西有巴戎、東在楚者、乃界於齊、在韓者、踰常山、乃有臨慮、在魏者、乃據圍津、即去大梁、百有二十里耳、其在趙者、剹然有苓、而據松柏之塞、負西海而固常山、是地偏天下也、此所謂廣大乎舜禹

なし、生命を養ひ、安全の樂を得る所以の方法は、禮義を修むるより大なるはなし、故に人にして、生命を貴び安全なるを樂むを知りて、禮義をすてゝ修めざるは、是れ猶壽命の長からんことを欲して、頸を刎ぬるが如し、愚なること、是れより大なるはなきなり、故に人に君たる者は、禮義を修めて、以て人民を愛撫して、國安く、賢士を好みて、之れを登用して、國榮ゆ、之れに反し、民を愛撫すると、賢士を好み用ふるとの二つの者が、一も之れなきときは、國亡ぶなり、昔の詩に曰く、「大德の人は國家を守る所の藩垀なり、衆民は國家を衞る所の垣なり」と、此の詩は、賢人と人民とは、國家を守護するものなれば、人君たるものは、禮義を修めて、賢人を登用し、人民を愛撫すべきことを謂ひたるなり、

【生】は生命なり、【殄】は刎と通ず、ハヌルと訓む、【詩曰】此の詩は、詩經大雅板の篇にあり、【介人】介は大なり、大人とは大德の人を指す、【藩】は藩垀なり、【大師】師は衆なり、大衆は衆民なり、

○以上第四章、人に勝つの勢位に居りて、人に勝つの道を行ふときは、天下に敵なし、人に勝つの勢位とは、君の位をいひ、人に勝つの道とは、禮義忠信をいふ、人君たるものは、既に人に勝つの勢位を有せり、然らば人に勝つの道を行ひて、國家を富強にせざる可からざることを說けり、

力術止、義術行、曷謂也、曰、秦之謂也、威彊乎湯武、廣大乎舜禹、然而憂患不可勝計也、諰諰然常恐天下之一合而軋己也、此所謂力術止也、

此の節は、秦は湯武よりも強く、舜禹よりも地廣けれども、强兵の術のみにて、仁義の術をなさゞるが故に、常に恐れ憂ふる所あることを說けり、

或人問うて曰く、兵力を強くする術のみを爲すときは、國の發展は止まり、仁義の政術をなすときは、國の發展は行はるとは、如何なる謂なるやと、余答へて曰く、今の秦國の有樣を謂ふなり、秦國の威勢は、殷

込みて、樂に通り過ぎんとするが如し、迚も出來ざる相談にて、利益どころか却て禍を得るなり、かゝる行は、仁人の羞ぢて爲さゞる所なり、

【與レ道】は道と與に行くにて、身を修むることなり、【而往】は猶以上といふが如し、【衆之力】は黨與の國の助力なり、【隆在レ信矣】隆はたつとぶなり、一句の意は、信義をたつとびたるにあるの意なり、【安固】は安全堅固なり、【大之力】は大國の助力なり、【修政】政は正なり、修正とは我身を修め正すなり、【陶誕】陶は謟の假借にて、誕と同意なり、詐誕の意に見るべし、【比周】は親しみ近づくなり、【爭レ與】與は黨與の國なり、一句の意は、黨與の國を求め爭ふなり、【突盜】突は陵ぎ犯すなり、突盜とは人を陵ぎ犯して物を盜み奪ふなり、【損】は減ずるなり、【不レ足】は信義と己が身を修め正すことゝを指す、【重】は增すなり、【有レ餘】は兵と土地とを指す、【辟】は譬と通ず、【恬】はねぶるなり、【經】はくびるなり、首くゝれる者を指す、【己行之不レ行】は己が行はんと欲する所の行はれざることにて、君を諫めて用ひられざるをいふ、【渠衝】渠は巨と通ず、大なり、衝は兵車なり、渠衝は城を攻むる時に用ふる大兵車なり、【入レ穴而求レ利】利は通利にて旨く通ること、一句の意は、大車を穴に引き入れて、樂に通り過ぎんとするをいふ、

故人莫レ貴二乎生一、莫レ樂二乎安一、所レ以養レ生樂レ安者、莫レ大二乎禮義一、人知二貴レ生樂レ安、而弃二禮義一、辟レ之、是猶二欲レ壽而殉一レ頸也、愚莫レ大焉、故君レ人者、愛レ民而安、好レ士而榮、兩者無レ一而亡、詩曰、介人維藩、大師維垣、此レ之謂也、

此の節は、人にして生を養ひ安全を得んと欲さば、禮義を尊ぶに如くことなきを論じて、人君たるもの、國の强大安全なるを得んと欲さば、禮義を尊ぶべきをいひ、以て前節を結べり、

人は生命より貴きものはなく、安全なるより樂きは

此の節は、國の富強なる所以は、禮義忠信の政を行ふが爲にして、土地人衆の力に非ざることを說き、今の國君の之れを行はざることを駁せり、前節の意を重ねて詳論せるものなり、

以上逃ぶる通りなるが故に、凡て勝を得るものは、必ず己れ獨りにてはなく、必ず人と與にするものなり、人と與にせんには、人の心服を得ざる可からず、凡そ人の心服を得るものは、必ず道と與に行くものなり、道とは如何なるものなりや、曰く、禮讓忠信是れなり、故に兵四五萬人以上の國にて、國力强大に、人に勝ち得るは、決して黨與の國の助力を得たるに非ざるなり、信義を崇びて人民の心服を得たるが故なり、又數百里以上の國にて、安全堅固なるは、强大の國の助力を得たるに非ざるなり、自ら身を修め正して、人民を率ゐたるに由るなり、然るに、現今の諸侯を見るに、毫も之れを爲さざるなり、既に數萬の衆を有しながら、詐誕の計を弄して親しみ近きて、黨與の國を爭ひ求め、以て己が助となし、既に數百里の國を有しながら、穢れ邪なる計や、人を陵ぎ犯して物を盜み奪ふ惡行を弄して、以て人の土地を得んと爭へり、然らば、則ち是れ等の諸侯は、己が國の安全强固なる所以の道を棄てゝ、己が國の危亡衰弱する所以の道を爭ひなすものなり、又己が足らざる所の信義と、身を修め正すことゝを滅じて、己が餘ある所の兵力と土地とを增さんことを務むるものなり、是の如き悖り謬れる仕方にて、湯王や武王の如き功名あらんことを求むるも、豈得べけんや、之れを譬ふるに、是れ猶地に臥して高き天を蹠ぶらんとするが如し、天を見ることすら能はざるなり、又首くゝれる者を救はんとして、却て其の足を引つぱるが如し、救ふこと出來ずして、却て殺すなり、豈馬鹿氣たることに非ずや、世には是の如き馬鹿氣たる法を說くものあれども、此れは必ず行はれざるのみならず、いよ〳〵目的を達せんことを務めて、いよ〳〵目的に遠ざかり、遂にはあぶはち取らずになるに過ぎざるなり、又人臣たる者は、己が心を修め行を正しくして、君を輔翼するを以て務とすべきなり、然るに君を諫めて其の言を用ひられずとて、少しも頓着せず、却て之れを善きことにして、君に諂ひ、苟も利を得んことをのみ務むるは、甚た誤れることにて、是れは恰も大車を穴に引き

に至つては、則ち桀王紂王が取る所の方法と、異なることなくして、而も湯王武王の如き功名あらんことを求む、豈得べんや、

【有二天下一者之世也】天下を有つ者は天子なり、世は世嗣なり、【勢籍】籍は位なり、【封内】は畿内を指す、【偶然】は高く飛びあがりて離るゝ貌なり、【擧】は皆なり、【反然】は飜りて志を改むる貌なり、【汙漫】は穢れ邪なる行なり、【辟稱】辟は譬に同じ、譬稱は譬ふるなり、【比方】はくらぶるなり、【統】は統べ治むるなり、

故凡得レ勝者、必與レ人也、凡得レ人者、必與レ道也、道也者何也、曰、禮讓忠信、是也、故自二四五萬一而往者彊、勝二衆之力一也、隆在レ信矣、自二數百里一而往者安固、非二大之力一也、隆在二修政一矣、今已有二數萬之衆一者也、陶誕比周、以レ爭レ與、已有二數百里之國一者也、汙漫突盜、以爭レ地、然則是棄二己之所一以安二彊一而爭二己之所一以危二弱一也、損二己之所一以不レ足、以重二己之所一以有レ餘、若レ是其悖繆也、而求レ有二湯武之功名一、可乎、辟之是猶レ伏而咶レ天、救レ經而引二其足一也、說必不レ行矣、愈務而愈遠、爲二人臣一者、不レ恤二己行之不一レ行、苟得レ利而已矣、是渠衝入レ穴而求レ利也、是仁人之所二羞而不一レ爲也、

人之衆、數以億萬、俄而天下偏然擧去桀紂而犇湯武、反然擧惡桀紂而貴湯武、是何也、夫桀紂何失、而湯武何得也、曰、是無他故焉、桀紂者、善爲人所惡也、而湯武者、善爲人所好也、人之所惡何也、曰、汙漫爭奪貪利、是也、人之所好者何也、曰、禮義辭讓忠信、是也、今君人者、辟稱比方、則欲自並乎湯武、若其所以統之、則無以異桀紂而求有湯武之功名、可乎、

此の節は、湯武は人に勝つの道を得しが故に、成功し、桀紂は然らざるが故に亡滅せることを説明せり、夫の夏の桀王と殷の紂王とは、聖王の子孫なり、天下を有する者、即ち天子の世嗣なり、天下の人々の宗室として尊ぶ、威勢と位との身に在るものなり、土地の大なる、畿内千里あり、人民の多き億萬を以て數ふ、然るに、俄にして天下の人民は、偶然として皆桀王と紂王とに背き去りて、殷の湯王と周の武王とに奔り從ひ、反然として、皆桀王と紂王とを惡みて、湯王と武王とを貴ぶに至れり、是れ如何なる理由なりや、夫の桀王と紂王とは、何の失ふ所あり、湯王と武王とは、何の得る所ありて然るや、曰く、是れ少しも他の理由なし、桀王と紂王とは、善く人民の惡む所のものを好んで爲し、湯王と武王とは、人民の好む所のものを好みて爲せしが故なり、然らば人民の惡む所のものとは、何ぞや、曰く、穢れ邪なる行、人の物を爭ひ奪ふ行、利を貪り取る行、是れなり、人民の好む所のものとは何ぞや、禮義辭讓忠信の行、是れなり、今人に君たる者は、譬へ比べて、自ら湯王武王と肩を並べんことを欲するも、其の國を治むる所以の方法の如き

二邑を占有して、吾左方に臨み、隙を窺ひて噬呑の慾を逞しくせんとす、されば是の中にて、一國が吾齊を伐たんことを謀るときは、三國は必ず起ちて我罷弊に乘じて、迫り來るべし、是の如くなれば、則ち我齊國は必ず討ち破られて、三つか四つかに分割されん、されば我齊國は今假り住ひの城に居るが如し、必ず天下の人々は大に笑ふ所とならん、相國は之れを如何になさんと思召さるゝぞ、人に勝つの勢と、人に勝つの道との二つの者は、何れか此の危急を救ふに足ると爲さるゝか、熟慮ありて然るべし、

【亶】は誠なり、マコトニと訓む、【敺此勝人之勢】敺は驅と同じ、カルと訓む、人に勝つの勢を驅るとは、人に勝つの勢に乘ずといふが如し、【仁厚】は仁愛にして厚きなり、【通明】は萬事に通明なるなり、【託王】は王の輔佐を託するなり、【參國政】は國政に參與するなり、猶國政を與にするといふが如し、【爲歸】は歸する所と爲すなり、【安直】安は語助にて、コヽニと訓む、直はタヾと訓む、【世俗之所以爲】は世俗の君主の爲す所にて、人に勝たざる道、即ち暴政を指す、【女主】は皇后を指すならん、【縣吾前】縣は懸なり、楚は齊の南にあり、故に前といふ目の前に物を懸けたるが如く橫はる故に、吾前に懸るといふ、【鉤】は曲りたる針なり、曲りたる針にて物を引かくるが如く、引かけ取らんとするなり、【吾右】魏は齊の西にあり、故に右といふ、【西壤】は西境の土地なり、【不絕若縷】は漸くつなぎとめたるをいふ、【吾左】襄賁、開陽の二地は、齊の東にあり、故に左といふ、【三國】は前に楚を二つに分ちて說きたれば、之れを二箇國の如くに見たるならん、故に三國といふ、【斷而爲四三】は四つ又は三つに分割さるゝなり、【假城】は假り住まひの城なり、【兩者】は人に勝つの勢と、人に勝つの道とを指す、【孰足爲之】は二者何れか此の危急を救ふに足ると爲すかの意なり、

夫桀紂聖王之後子孫也、有天下者之世也、勢籍之所存、天下之宗室也、土地之大、封內千里、

又有二襄賁開陽一、以臨二吾左一、是一國作レ謀、三國必起而乘レ我、如レ是、則齊必斷而爲二四三一、國若二假城一耳、必爲二天下一大笑、曷若、兩者孰レ足レ爲レ之、

此の節は、齊の國相の地位より、齊國四邊の形勢に及び、人に勝つの勢と、人に勝つの道とを合せ取るや、或は人に勝つの勢のみに據りて、天下の笑を招くか、二者の何れを取るかと反問せり、

今相國を見るに上は則ち君主の權を專にすることを得、下は則ち國政を專にするを得、相國の人に勝つの勢に於ける、誠に之れをもてり、然らば則ち何ぞ此の人に勝つの勢に乘じて、人に勝つの道に赴かざるや、仁愛にして厚く萬事に通明する君子を求めて、之れに王の輔佐を託し、而して此の君子と國政を與にし、是非を正し、人民をして歸向する所を知らしむべし、是の如くするときは、則ち國民皆之れに感化し、誰か敢て義を爲さざるものあらんや、君臣上下貴賤、長少より庶人に至るまで、義を爲さざることなければ、則ち天下の人々誰か義に合することを欲せざらんや、かくして、賢士は相國の朝に立たんことを願ひ、才能の士は、相國の官府に仕へんことを願ひ、利を好むの民は、皆齊國を以て己が歸する所と爲さんことを願はざるとなきに至る、是れ天下を一にするものなり、若し相國是の良法をすてゝ爲さず、たゞ世俗の君主宰相の爲す所、即ち人に勝たざるの道を用ふるときは則ち皇后は權を弄して宮中を亂り、詐謀の臣は、暴威を恣にして朝廷を亂り、貪慾の官吏は、詐僞をなして官職を亂り、衆庶百姓は、皆利を貪りて、人の物を爭ひ奪ふことを以て、習俗と爲すに至る、是の如くにして、曷ぞ以て國家を保持することを得んや、今齊國の形勢を觀るに、巨大なる楚國は、吾が前に物を懸けたるが如くに橫はり、雄大なる燕國は、吾後に迫り、勁力なる魏國は、吾右界をひつかけて取らんとす、されば吾西境の地の危きことは、恰も細き繩の今にも絕えんとするが如し、楚人は則ち又襄賁、開陽の

は非しとして、非きを棄て、是きを用ひ、能あるものは能ありとし、不能なるものは不能となして、不能を退けて能者を擧げ、一切己の私欲をしりぞけて、必ず以てかの衆人を兼せ容るべき所の公正なる道と、天下古今の人々の通じて是しとする所の義理とに由ることをなす、是れ人に勝つの道なり、

【勢】は勢位なり、【不レ以二勝レ人之道一】以は用なり、モチフと訓む、【厚於有二天下一之勢】は天下を所有するといふ厚大なる勢位にありての意なり、【主相】は君主と宰相となり、【併】は屏と通ず、シリゾクと訓む、【公道】は公正の道なり、【通義】は天下古今の人々の通じて正しとする所の義理なり、

今相國、上則得レ專レ主、下則得レ專レ國、相國之於二勝レ人之勢一、亶有レ之矣、然則不二敢此勝レ人之勢一、赴二勝人之道一、求二仁厚通明之君子一、而託二王焉、與レ之參二國政一、正二是非一、如レ是、則國孰敢不レ爲レ義矣、君臣上下、貴賤長少、至二于庶人一、莫レ不レ爲レ義、則天下孰不レ欲レ合レ義矣、賢士願二相國之朝一、能士願二相國之官一、好利之民、莫レ不レ願レ以レ齊爲二歸、是一二天下一也、相國舍レ是而不レ爲、安直爲二是世俗之所一以爲、則女主亂二之宮一、詐臣亂二之朝一、貪吏亂二之官一、衆庶百姓、皆以二貪利爭奪一爲レ俗、曷若レ是而可二以持一レ國乎、今巨楚縣二吾前一、大燕鮪二吾後一、勁魏鉤二吾右一、西壤之不レ絕若レ繩、楚人則

云ふ【案】は語助にて、コ、ニと訓む、【私廉】は私に廉潔となすなり、

○以上第三章、公孫子の楚將子發を評して、謙遜廉潔といへる誤を反駁し、子發を以て固陋にして、事理に通せざるものなることを論せり、

荀卿子說齊相曰、處勝人之勢、行勝人之道、天下莫忿、湯武是也、處勝人之勢、不以勝人之道、厚於有天下之勢、索爲匹夫、不可得也、桀紂是也、然則得勝人之勢者、其不如勝人之道遠矣、夫主相者、勝人以勢也、是爲是、非爲非、能爲能、不能爲不能、併己之私欲、必以道夫公道通義之可以相兼容者、是勝人之道也、

此の節以下終まで、齊の宰相に進說せる論なり、此の節は、天下を得るには人に勝つの勢と、人に勝つの道とを得ざる可からざることより、人に勝つの勢より、人に勝つ道の大切なることを說けり、

荀卿子齊の國の宰相に說きて曰く、人に勝つの勢位に居りて、人に勝つの道を行うて、天下の人忿ることなきは、殷の湯王、周の武王是れなり、人に勝つの勢位に居りて、人に勝つの道を用ひず、天下を所有する厚大なる勢を有しながら、國滅び身誅せられ、匹夫となりて生存せんことをもとむるも得べからざるものは、夏の桀王、殷の紂王是れなり、かく人に勝つ勢位を有するとも、人に勝つ道なければ、亡滅するを見れば、人に勝つの勢位を得るものは、人に勝つの道を得るものに如かざること甚だ遠きを知るべし、夫れ君主と宰相とは、尊き勢位に居り、人に勝つものなり、されど人に勝つの道を得ざれば、成功は難し、人に勝つの道とは如何、是きことは是しとなし、非きと

て、善者を善とし惡者を惡として、之れに對する所の報應(ムクイ)なり、國を治むるに必ず此の道に由るは、古も今も同じきことなり、故に古の明王の大事を擧げ大功を立つる、皆此の道に由らざるなし、大事既に擧がり、大功既に立つときは、君も群臣も其の成功の祝賜を受くるなり、即ち君は領地と威名との祝賜を得、士大夫は爵位を益し進め、群吏と士卒とは、共に秩祿(フチマイ)を益し加へらるゝなり、是れを以て、善を爲す者は勸み勵み、不善を爲す者は氣沮みて改心し、茲に上下心を一にし、三軍力を同じくす、是れを以て、凡ての事成就して、功名大に立つことを得るなり、今子發を見るに、獨り然らず、先王の道に反き、楚國の法を亂れるのみならず、功業を立てし臣下や、褒賞を受くべきともがらをして、彼の人は此の如き大功を立てながら、我力に非ずとて賞を受けられず、されば我々は如何なる事を爲さば賞を受くべきやと、苦慮の末、其の心を沮喪せしめ、其の心に恥愧を抱かしむ、又己れ罪を犯して一族の人々誅戮さるれば、其の子孫も屈辱として卑下するは普通の事なり、然るに、子發は自ら功なしとて、賞を受けざれば、其の子孫も亦我は元勳の後なりとて、光榮とすること能はざるなり、然らば、子發は己罪を犯して一族を誅殺さるゝが如き罰を受くることなくして、其の子孫をして此れと同樣に光榮を受くる能はざらしむるものなり、しかのみならず、他の功業を立てし臣下や、賞を受くべきともがらの子孫をして、此れと同じ運命に陷らしむるなり、子發は此の如き勝手なる行を爲して、獨り私(ヒソカ)に廉潔となすは、豈過てるの甚しきものに非ずや、余故に曰く、子發の復命は恭しけれども、其の賞を辭せしは固陋にして、稱すべきに非ざるなりと、

【譆】はそしるなり、【固】は固陋なり、【獨一人】は獨り楚王一人にての意なり、【一ノ人】は人民をして一致せしむるなり、【應】は報應(ムクイ)なり、【享】は受なり、ウクと訓む、【秩】は秩祿なり、【官人】は群吏なり、【庶人】は士卒なり、【墮】は力をおとすなり、【與功之臣】は功業を立てし臣なり、【僇乎族黨】僇は戮に同じ、誅戮なり、族黨は一族のともがらなり、一句の意は一族のともがらを誅戮するなり、古は己れ一人罪を犯すときは、一族のものも誅戮する法なり、【抑卑】は抑損卑下することにて、高ぶる能はざるなり、【後世】は子孫を

なり、オコナフと訓む、【誡】は誡命なり、【徒擧】は軍を徒し、兵を擧ぐるなり、【將威】は部下の將の威なり、【衆威】は兵卒の威力なり、

譏レ之曰、子發之致レ命也恭、其辭賞也固、夫尚レ賢使レ能、賞レ有レ功、罪有レ罪、非レ獨一人爲レ之也、彼先王之道也、一レ人之道也、善レ善、惡レ惡、之應也、治必由レ之、古今一也、古者明王之擧二大事一立二大功一也、大事已擧、大功已立、則君享二其成一、群臣享二其功一、士大夫益レ爵、官人益レ秩、庶人益レ祿、是以爲レ善者勸、爲二不善一者沮、上下一レ心、三軍同レ力、是以百事成、而功名大也、今子發獨不レ然、反二先王之道一、亂二楚國之法一、墮二興功之臣一、恥二受賞之屬一、無レ廖二乎族黨一、而抑二卑其後世一、案獨以爲二私廉一、豈不二過甚一矣哉、故曰、子發之致レ命恭、其辭賞也固、

此の節は、荀子の子發は固陋なりといふ駁論を擧げたり、

余之れを譏りて曰く、子發の復命は極めて恭しけれども、其の賞を辭退せしは固陋なり、左に其の故を說明せん、夫れ賢者を尚び、才能の士を使ひ、有功の者を賞し、有罪の者を罰するは、獨り楚王一人の始めて爲せる事に非ずして、彼の古の先王より行はれし道なり、此の道や、人心を一致せしむる根本の法にし

攻而敵退、是將威也、合戰用力而敵退、是衆威也、臣舍不宜以衆威受賞、

此の節は、公孫子が楚の將子發の行爲を稱贊せしことを記せり、

公孫子曰く、楚の將子發、將として蔡の國を伐ち、之れに克ち蔡侯を生捕れり、凱旋して都に入り、復命して曰く、蔡侯自ら其の社稷を奉じて、之れを我楚におくれり、臣舍よりて部將を會して、其の土地を治め、其の人民を安撫せりと、既にして、楚王は其の功を論じ賞を行ひ、子發に重賞を與へられたり、然るに、子發は之れを辭して曰く、誠命を發し、法令を布きて、敵兵の退き去りしは、是れ主君の威光なり、軍を進め兵を擧げて、相攻めかけて、敵兵の退却せしは、是れ部下の將の威光なり、力を用ひて合戰して、敵兵の退却せしは、是れ兵卒の威力なり、然らば此の度の戰は、主君の威は言ふに及ばず、兵卒の威力にて克ちしなれば、臣舍は功績なし、されば宜しく賞を受く可からずと、其の謙虛自ら持し、功に伐らざる、豈崇ぶ可からずやと、

【公孫子】は何人なるかを詳にせず、此の章、公孫子の語を擧げ、之れに繼ぐに譏之曰を以て反駁せり、韓非子難勢篇に、始め愼子の語を擧げ、之れに繼ぐに應愼子曰を以て質問を發せると、體裁正に同じ、公孫子と面對して之れを論ずるに非ず、其の人の荀子より先つこと遠きことを知るべし、想ふに公孫子は即ち其の人著す所の書名ならん、漢書藝文志儒家に、公孫尼子二十八篇あり、注に七十子の弟子とあり、疑ふらくは是れ此の書ならんか、【子發】は楚の將なり、名を舍といふ、子發は其の字ならん、傳記詳ならず、【伐蔡】楚が蔡を伐ちて之れを滅せしは、戰國策には、宣王の時となし、史記には惠王の時とせり、子發の事蹟明ならず、されば其の年代に就きて、未だ何れか是なるかを知らず、姑く疑を闕きて可なり、【致命】は猶復命といふが如し、【歸之楚】歸はおくるなり、猶差上ぐといふが如し、【舍】は子發の名なり、【屬】は會なり、アツムと訓む、【二三子】は部下の將をいふ、【理】は治なり、ヲサムと訓む、【發其賞】發は行

之威、

此の節は、狂妄の威を說けり、

人民を愛しむの心もなく、人民を利するの事もなく、日々人民をなやまし亂す道を爲し、百姓がわや〳〵と騷ぎ出すときは、則ち從つて之れを捕縛して、之れを灼黥の刑に處し、少しも人心を和げ調ふることを爲さず、是の如くなるときは、下民は黨を爲して相親み與し、奔り逃れて君上に背き離るゝなり、故に國の傾き覆りて滅亡することは、立ちながらにして待つ可きなり、夫れ是れを狂亂妄行の威といふなり、

【讙敖】讙は喧嘩なり、敖は嗷と通ず、さわがしく叫びたつるをいふ、二字にてがや〳〵騷ぎ立つなり、【執縛】は捕縛に同じ、【黥灼】は刑名なり、黥はいれずみの刑にて、灼は燒きごてをあてる刑なり、【貴潰】貴は奔と同じ、音ホン、潰は逃ぐるなり、【離上】は上に背き離るゝなり、

此三威者、不可不熟察也、道德之威、成乎安彊、暴察之威、成乎危弱、狂妄之威、成乎滅亡、

此の節は、前數節を結べり、

此の三種の威は、よく觀察して之れを擇び行はざる可からざるなり、道德の威を行ふときは、則ち國家安全に强大となり、暴急嚴察の威を行ふときは、則ち國家危く弱くなり、狂亂妄行の威を行ふときは、則ち國家滅亡となるなり、以て其のよく觀察して擇び行はざる可からざるを知るべし、

○以上第二章、威に道德、暴察、狂妄の三種あり、道德の威を行はゞ、國家安全强固に、暴察狂妄の威を行はゞ國家危亡に陷ることを說けり、

公孫子曰、子發將而伐蔡、克蔡、獲蔡侯、歸致命曰、蔡侯奉社稷而歸之楚、舍屬二三子而理其地、既楚發其賞、子發辭曰、發誠布令而敵退、是主威也、徙擧相

禮樂は修まり整はず、上下の分を明にして、各、其の宜しきを得しむることなく、其の擧措は、時々變じて定まらず、人民を愛しみ利することは、一定の法則なく、妄に小惠などを施す、然り而して、其の暴を禁遏するや嚴重に觀察して之れを處置し、其の服從せざるものを誅殺するや、審に取り調べて、一人も遺さゝらんことを期し、其の刑罰は、嚴重にして信に之れを行ひ、其の誅殺は、猛烈にして必ず之れを行ふ、其の果斷迅速なる、忽ち雷の物を擊ち碎くが如く、牆にて物を壓倒するが如し、是の如くなるときは、百姓は劫迫さるゝときは則ち畏れて縮み上り、ゆるやかに扱はるゝときは、則ち怠りて君上を馬鹿にし、執拘せらるれば則ち聚れども、間隙を得れば則ち散り去り、敵が不意に擊ち來ることあれば、氣を奪はれて之れを防ぐことを得せず、されば人民を劫すに、權勢を以てするに非ず、人民を震ひ懼れしむるに、誅殺の威を以てするに非ざれば、其の下民をして我に服從せしめて、國を保つこと能はず、是れを暴急嚴察の威といふなり、

【察】は嚴重に觀察して少しも遺さぬことなり、【審】は審に觀察して少しも遺さぬことなり、【信】は信に之れを行ふなり、【必】は必ず之れを行ふなり、【黮然】黮は奄と通ず、奄然は忽ち猝に至る貌なり、【而雷擊之】而は如と通ず、ゴトシと訓む、【牆厭】牆は牆垣なり、厭は壓と通ず、音アツ、壓迫なり、牆にて物を壓迫するなり、【贏】は贏と同じ、餘あるなり、轉じて弛緩なる意に用ふ、【敖上】は君上に傲るなり、怠りて君上を馬鹿にするといふ、【執拘】はとらふるなり、【聚】は聚に同じ、アツマルと訓む、【間】は間隙なり、【中】は擊つなり、ウツと訓む、【奪】は氣を奪はるゝなり、【形勢】は政事上の形勢にて權勢のことなり、【振】は震と通ず、震ひ恐れしむるなり、

無愛人之心、無利人之事、而曰爲亂人之道、百姓讙敖、則從而執縛之、黥灼之、不和人心、如是、下比周賁潰、以離上矣、傾覆滅亡、可立而待也、夫是之謂狂妄

高レ之如レ天、親レ之如二父母一、畏レ之如二神明一、故賞不レ用而民勸、罰不レ用而威行、夫是之謂二道德之威一、

此の節は、道德の威を說けり、

禮樂は修まり整ひて紊るゝことなく、上下の分を明にして、各〻其の宜しきを得しめ、其の擧措は、時に從ひて、其の宜しきを得、人民を愛しみ利するには、一定の法則ありて、私恩小惠を施すが如きことなし、是の如きときは、百姓は之れを貴ぶこと上帝の如く、之れをうやまふことは天帝の如く、之れを親むことは父母の如く、之れを畏るゝことは神の如し、故に褒賞を用ひずして、民は善に勵み、刑罰を用ひずして、威光行はる、夫れ是れを道德の威といふなり、

【分義則明】分は上下の分なり、義は宜しきなり、一句の意は、上下の分を明にして、各〻其の宜しきを得しむるをいふ、【擧錯】は擧措に同じ、擧動なり、【愛利】は人民を愛しみ利するなり、【形】は刑と通ず、法なり、法則ありて紊れざるをいふ、【帝】は上帝なり、【高】はうやまふなり、【天】は天帝なり、【神明】は神なり、神は聰明なるものなり、故に神明といふ、【勸】は善に勸むなり、

禮樂則不レ修、分義則不レ明、擧措則不レ時、愛利則不レ形、然而其禁暴也察、其誅不服也審、其刑罰重而信、其誅殺猛而必、黮然而雷擊之、如二牆厭一之、如是、百姓劫則致レ畏、嬴則敎レ上、執拘則罪得、間則散、敵中則奪、非劫之以形勢、非振之以誅殺、則無以有二其下一、夫是之謂二暴察之威一、

此の節は、暴察の威を說けり、

【調一】は一定に調ひ和ぐるなり、【擾】は觸なり、フルと訓む、【節奏】は法度なり、

故人之命在天、國之命在禮、人君者、隆禮尊賢而王、重法愛民而覇、好利多詐而危、權謀傾覆幽險而亡、

此の節は、人君禮義を尊ぶときは國强く、然らざるときは危亡に陷るをいひ、前節を結べり、

以上述ぶる如くなるが故に、人の命は天にあり、天に順へば安く、逆へば危し、國の命は禮義にあり、禮義に順へば强く、逆へば危し、されば、人君たるもの、禮義を隆びて之れに從ひ、賢人を尊び用ふるときは、天下の王となりて、强く、且つ安く、法度を重んじて、民を愛撫するときは、覇となりて强く、利を好みて多く詐謀を弄するときは、其の國危く弱く、權謀や、人を傾き覆さんとする計や、陰險にして料り知る可らざる策略を弄するものは、國必ず亡ぶるなり、

【人之命在天】人命の幸不幸生死は、皆天の掌る所、故にいふ、【幽險】陰險にして料り知る可からざる策略をいふ、

○以上第一章、國は禮義といふ砥石にてとぎみがゝざるときは、强固にならざることを說けり、

威有三、有道德之威者、有暴察之威者、有狂妄之威者、此三威者、不可不熟察也、

此の節は、威に道德、暴察、狂妄の三種あることを說けり、

威に三種あり、道德の威といふものあり、暴急嚴察の威といふものあり、狂亂妄行の威といふものあり、此の三種の威は、よく〳〵觀察して擇ばざる可からざるなり、

【暴察】は暴急嚴察なり、【狂妄】は狂亂妄行なり、

禮樂則修、分義則明、擧錯則時、愛利則形、如是百姓貴之如帝、

劍を鑄て造れり、今の鍛錬すると異なれり、【金錫】は古は劍を鑄るに、金と錫とを混用せり、故にいふ、金は五金の總名なり、五金は金、銀、銅、鐵、錫をいふ、古は劍を鑄るに銅又は鐵を用ひたれば、此の金は銅又は鐵を指す、【工冶】は鍛冶工なり、【火齊】は火力にて金と錫と齊しく調和するをいふ、考工記に「金有六齊、六分其金而錫居一、謂之鍾鼎之齊、五分其金而錫居一、謂之斧斤之齊、四分其金而錫居一、謂之戈戟之齊、參分其金而錫居一、謂之大刃之齊、五分其金而錫居二、謂之削殺矢之齊、金錫半、謂之鑒燧之齊」とあり、此れにて其の調合の具合を知るべし、【剖】は開くなり、【莫耶】は古の良劍の名なり、【剝脫】ははぎとるなり、鑄り上りし劍の生澁をはぎとるなり、生澁は地金の汚なきものゝ附着せるをいふ、【砥礪】は砥石にてとぎみがくなり、【斷】は割なり、二つにたち割るなり、【盤盂】は共に銅器なり、【忽然】はばたりと落つる貌なり、

彼國者、亦彊固之剖刑已、然而不教誨、不調一、則入不可以守、出不可以戰、教誨之、調一之、則兵勁城固、敵國不敢攖也、彼國者亦有砥礪、禮義節奏是也、

此の節は、國も禮義にてとぎみがゝざれば、強富にならざることを說けり、彼の國も亦強固といふ型範より出でたるのみにて、然も人民を教へ導かず、調へ和げざるときは、強固といふ實は擧がらず、故に入りては、以て國を守る可からず、出でゝは、以て敵と戰ふ可からず、若し人民を教へ導き調ひ和ぐるときは、強固の實を擧ぐるを得て、兵は勁く城は堅固になるを以て、敵國は畏れて我に觸ることすらもせざるなり、民を教へ導き調へ和ぐるは、是れ國をとぎみがくなり、此れにて、彼の國もとぎみがくことあるを知るべし、國をとぎみがく砥石は如何、禮義と法度と是れなり、此の二にて、人民を教へ導き調ひ和ぐるときは、國は強固となり、然らざれば型範より出たる儘の劍の如く、何の役にも立たざるなり、

人民安じ服す、士心服し人民安んじ服する、夫れ是れを大に定まると謂ふなり、是れを以て、國を守るときは則ち國固く、是れを以て敵國を征伐すれば、則ち兵強く、一たび命令すれば直に行はれ、一たび禁制すれば直に止む、王者の爲す事は、是れにて全く畢るなり、

【凝士】は士の心を定めて、我に歸服せしむるなり、凝民も亦此れと同意なり、

○以上第十章、國を兼併するは易けれども、之れを堅く定むることは難きことを論じ、之れを定むる法に說及せり、

荀子卷第十一

彊國篇第十六

此の篇は、國を富強にする術を論ぜり、國を富強にするは、禮義忠信を以て自ら律し、以て民を調和するにあり、全篇數千言、之れを敷衍せるに過ぎず、

刑范正、金錫美、工冶巧、火齊得、剖刑而莫耶已、然而不剝脫、不砥礪、則不可以斷繩、剝脫之、砥礪之、剝盤宇、刎牛馬、忽然耳、

此の節は、劍を鑄造するに其の法を得るとも、之れを能く砥ぎみがゝざるときは、物を斷つ能はざることを說けり、

型範は正しく、金と錫とは精良にて、鍛冶屋は巧妙に、火齊の加減宜しきを得たるときは、型範を開けば眞に莫耶の如き良劍は出來居るなり、然れども、其の生澁を剝ぎとりて、砥石にかけとぎみがゝざるときは、繩の如き物にても、之れを斷ちきること能はず、生澁を剝ぎとり、砥石にてとぎみがくときは、盤盂の器にても、之れを二つに割り、牛馬の首を斬りはなつにても、ばたりと落ちていと容易なることなり、

【刑范】刑は型に同じく、范は範に同じ、いがたなり、土のいがたを型といひ、金のいがたを範といふ、古は

能幷之、又不能凝其有、則必亡、能凝之、則必能幷之矣、得之則凝、兼幷無彊、古者湯以薄、武王以滈、皆百里之地也、天下爲一、諸侯爲臣、無他故焉、能凝之也、

此の節は、前節を承けて國を堅く定めざるときは、國危亡し、堅く定むるときは、國強固になることをいひ、湯武の事を引きて之れを證せり、

以上述ぶる通りなるが故に、能く人の國を兼併するとも、之れを定むること能はざるときは、則ち必ず之れを奪はる、人の國を兼併すること能はず、又其の既に所有する所の國を定むること能はざるときは、則ち必ず亡ぶ、之れに反し、能く國を定むるときは、必ず能く人の國を兼併すべし、人の國を兼併し得て、之れを定むるときは、無限に多くの國を兼併し、遂には天下を一統し得るに至るべし、古は殷の湯王は亳の地より起り、周の武王は鎬の地より起れり、皆百里の小さき土地なり、然るに天下一となり、諸侯臣となりしは、他の理由なし、能く國を定めたればなり、

【得之則凝】則は而と通ず、シカウシテと訓む、【彊】は限りなり、【薄】は亳と同じ、音同じきより假借せしなり、湯王の始めて起りし地なり、【滈】は鎬と同じ、此れも亦音同じきより假借せしなり、武王の始めて起りし地なり、

故凝士以禮、凝民以政、禮修而士服、政平而民安、士服民安、夫是之謂大凝、以守則固、以征則彊、令行禁止、王者之事畢矣、

此の節は、國を定むる法と、其の效果とを說けり、

以上述ぶる通りなるが故に、國を定めざる可からざることは明ならん、然らば國を定むる法は如何、士の心を定めて、我に服さしむるには、禮義を以てすべし、人民の心を定めて我に服さしむるには、政を以てすべし、禮義修まりて士心服し、政公平にして

富具而趨趙、趙不能凝也、故秦奪之、

此の節は、人の國を兼併するは易けれども、之れを平定するは難きことを說けり、

人の國を兼併するは、能くし易きことなれども、たゞ得たる土地を堅く平定するを以て難しとするなり、今其の例を擧げん、齊は能く宋の國を兼併し得たれども、堅く平定する能はざりしが故に、魏之れを奪ひき、燕は能く齊の國を兼併し得たれども、堅く平定する能はざりしが故に、田單之れを奪ひかへしき、韓の上黨の地は、方數百里、城邑完全にして、府庫充實せり、此の地趙に歸したれども、趙は堅く平定することの能はざりしが故に、秦之れを奪ひき、是れに由りて、堅く平定することの難きことを知る可し、

【兼幷】幷は併に同じ、【凝】は定なり、サダムと訓む、【齊能幷宋云云】史記魏の世家に、昭王十年、齊宋を滅す、宋王我溫に死す、十二年、秦趙韓魏と共に齊を伐ちて、之れを濟西に敗る、湣王出亡すとある、是れなり、湣王は齊の王なり、【燕能幷齊云云】史記燕の世家に、昭王二十八年、樂毅を以て上將軍と爲し、秦楚三晉と謀を合せて、以て齊を伐つ、齊の兵敗る、湣王外に出亡す、燕兵獨り北ぐるを追ひ、入りて臨淄に入り、盡く齊の寶を取りて、其の宮室宗廟を燒く、齊城の下らざる者獨り唯、莒と即墨とのみ、其の餘は皆燕に屬す、六歲にして昭王卒す、子惠王立つ、惠王太子爲りし時より、樂毅と隙あり、位に即くに及び、毅を疑ひ騎劫をして代り將たらしむ、樂毅亡げて趙に走る、齊の田單即墨を以て擊ちて燕軍を敗る、騎劫死す、燕兵引き歸る、齊悉く復其の故城を得たりとある是れなり、【韓之上地云云】上地は上黨の地なり、史記秦韓趙の三世家に據るに、秦韓の上黨を攻む、韓救ふこと能はず、其の守馮亭上黨を以て趙に降る、趙馬服の子をして兵に將として秦を拒がしむ、秦白起をして大に馬服を長平に破らしめ、四十餘萬を坑し、其の地を奪ふとある、是れなり、【完全】は城池の完全なるをいふ、【富具】は充分に具はるなり、府庫の充實せるをいふ、【趨】は歸するなり、

故能幷之、而不能凝、則必奪、不

輕、兼人而國俞貧、是以富兼人者也、

此の節は、富力を以て人を兼併するものを說けり、彼の敵國の民は、我名聲を貴ぶに非ざるなり、我德行をよしとするに非ざるなり、然るに其の服從するは、たゞ己が貧なるを以て富まんことを求め、飢ゑたるを以て飽かんことを求むるに過ぎず、故に腹をへらし口を張り開けて、來りて我に歸し食を求むるなり、是の如きときは、我は必ず稟窌の粟米を發きて、以て之れに食はしめ、之れに貨財を給與して、以て之れを富まし、溫良の役人を立てゝ以て之れを接待慰撫するなり、此の如くすること、すでに三年、然して後、始めて彼の民を信用すべきなり、されど此の間に費す粟米貨財は、實に莫大にして、效果は必ずしも確實ならず、是の故に、土地を得ても權威はいよ〳〵輕く、人を兼併しても、國はいよ〳〵貧しくなるなり、是れ富力を以て人を兼併するものなり、

【稟窌】稟は四角の藏、窌は穴藏なり、【委】は給なり、給與するなり、【綦】は極なり、キハムと訓む、

故曰、以德兼人者王、以力兼人者弱、以富兼人者貧、古今一也、

此の節は、前の三節を結べり、

以上述ぶる所によりて、三術の得失明了なり、余故に曰く、德を以て人を兼併する者は、王となりて富强に、兵力を以て人を兼併する者は、國却て弱くなり、富力を以て人を兼併する者は、國却て貧しくなる、是れは古も今も同じことなりと、

○以上第九章、人を兼併するに德と兵力と富力との三術あるを說けり、

兼幷易能也、唯堅凝之難焉、齊能幷宋、而不能凝也、故魏奪之、燕能幷齊、而不能凝也、故田單奪之、韓之上地、方數百里、完全

るなり、【襲】は因なり、ヨルと訓む、【順比】は親み附くなり、順比は柔に親みなつくなり、【俞】は愈と通す、イヨ〳〵と訓む、

非貴我名聲也、非美我德行也、彼畏我威劫我勢、故民雖有離心、不敢有畔慮、若是、則戎甲俞衆、奉養必費、是故得地而權彌輕、兼人而兵俞弱、是以力兼人者也、

此の節は、兵力を以て人を兼併するものを說けり、彼の敵國の人民は、我名聲を貴ぶに非ざるなり、我德行をよしとするに非ざるなり、たゞ我威光を畏れ、我勢に劫されて、據なく從ふなり、故に彼の民は、我に離れ背くの心ありと雖、力足らざれば推しきつて畔く慮見はあらず、是の如くなれば、彼の民を永遠に威服せんには、多くの兵士を要するなり、かく我兵士いよ〳〵多くなれば、之れを養ふ費用も亦從つて莫大を要するなり、かくて一地を得る毎に、兵士と費用とを增し行くときは、遂には兵士を養ふ爲に、國はつぶるゝに至らん、是れ故に、かくの如くするときは、土地を得ても、權威はいよ〳〵輕く、人を兼併しても、兵士はいよ〳〵弱くなるべし、是れ兵力を以て、人を兼併するものなり、

【戎甲】は兵甲に同じ、兵士を指す、【奉養必費】は兵士に奉養する費用、必ず多くを要する意なり、

非貴我名聲也、非美我德行也、用貧求富、用飢求飽、虛腹張口、來歸我食、若是、則必發夫橐駘之粟以食之、委之財貨以富之、立良有司以接之、已綦三年然後民可信也、是故得地而權彌

するなり、【詩曰】此の詩は、詩經大雅常武の篇にあり、周の宣王の功德を褒めたる詩なり、【猷】は道なり、【允】は誠なり、マコトニと訓む、【塞】は充ち塞がるなり、普くゆきわたるなり、【徐方】は徐州の方の國々なり、【既來】既は盡なり、コト〳〵クと訓む、こと〴〵く來り服するなり、

○以上第八章、國を治むには、禮義忠信を以て本とすべし、賞罰や威勢や詐謀を以てするときは、國治まらずして却て亂るゝことを說けり、

凡兼人者有三術、有以德兼人者、有以力兼人者、有以富兼人者、

此の節は、人を兼併するに三術あることを說けり、凡そ人を兼併するに、三つの方法あり、三つの方法とは如何、德を以て人を兼併する者あり、兵力を以て人を兼併する者あり、富力を以て人を兼併する者あり、是れなり、

【兼】は兼併なり、【力】は兵力なり、

彼貴我名聲、美我德行、欲爲我民、故辟門除塗、以迎吾入、因其民、襲其處、而百姓皆安立法施、令莫不順比、是故得地權彌重、兼人而兵愈彊、是以德兼人者也、

此の節は、德を以て人を兼併するものを說けり、彼の敵國の人民は、我名聲を貴び、我德行をよしとして、我民とならんと欲す、故に門を開き道路を修理して、吾軍の入るを迎ふ、是に於て、其の民の喜び從ふに因り、其の國に因りて治むるに、百姓皆安堵し、法律を立て政令を施すに、民皆柔順に親み附ざるなし、是の故に土地を得て、權威いよ〳〵重く、人を兼併して、兵勢いよ〳〵強くなるなり、是れ德を以て人を兼併するものなり、

【辟】は闢と同じ、開くなり、【除塗】は道路を修理す

たれか之れを慕ひ願はざるものあらんや、かく明白に貴き爵位と重き賞譽とを、其の前に懸け、明なる刑罰と大なる恥辱とを其の後に懸けて、人民に示すときは、孰れか善に化することなからんと欲すと雖、之れを能くせんや、即ち善に化して仕方なき樣になるなり、故に人民の君に歸服することは、流水の低きに就くが如く、之れが爲に化して忠順となり、暴亂慓悍に勇力あるともがらは、之れが爲に化して誠實となり、我儘に曲りたる私事をのみなすともがらは、之れが爲に化して公直になり、誇大自ら賢として人と戻りて和協せざるものは、之れが爲に化して和ぎ調ふに至るなり、夫れ是の如きを、人民が皆善に化し、極めて一致せる至治の世といふなり、昔の詩に宣王を褒めて曰く、「王の正しき政道は、誠に能く天下に行きわたれるが故に、徐州の方面の諸國は、ことごとく來り服せり」と、此の詩は、即ち禮義忠信を以て、國を治めたる人君のことを謂ひたるなり、

【德音】は猶德の譽といふが如し、されど此にては、單に愚德といふ意に見るべし、【道之】道は導に同じ、ミチビクと訓む、【致】は極なり、キハムと訓む、【爵服】は爵位と衣服となり、古は之れを賞譽に用ひたり、【申】は重ぬるなり、カサヌと訓む、【時其事】は工事を起して、百姓を使役するにも、百姓の暇なる冬時を以てするをいふ、【任】は負擔にて、租稅をいふ、【長養】は生養に同じ、育て養ふなり、【政令以定】以は已と通ず、スデニと訓む、下句の風俗以一の以も此れに同じ、【敦惡】敦は憨と通ず、怨むなり、惡むなり、【毒孽】毒はいたむなり、孽は憂ふるなり、【慧陋】は愚陋に同じ、【曉然】は曉る貌なり、【像】はかたどるなり、かたどりならふなり、【持養】持も亦養ふなり、故に二字にて養ふ意に見てよし、【生民】は人民なり、人民は上帝の生み降せるもの、故に生民といふ、【雕雕焉】は明なる貌なり、【縣】は懸に同じ、カクと訓む、【順】は忠順なり、【暴悍】は亂暴慓悍なり、【愿】は誠實なり、【旁辟】旁は放と通ず、旁辟は放辟と同じ、我儘なること、【曲私】は曲れる私事なり、【公】は公直なり、【矜糾收繚】矜は誇大なり、糾はもとるなり、收も亦もとるなり、繚も亦もとるなり、一句の意は、誇大自ら賢とし、人と戻りて和協せざるなり、【調】は調和するなり、【大化】は皆化するなり、【至一】は極めて一致

屬、爲之化而調、夫是之謂二大化一至一、詩曰、王猷允塞、徐方既來、此之謂也、

此の節は、古の人君の政道と、其の效果とを擧げたり、古の人君の政道は、禮義忠信を以て民を治め導くにあり、

以上述ぶる通り、古の人君は賞罰や威勢や詐謀を以て、人民を治むることを恥づるが故に、先づ恩德を以て人民に示し、禮義を明にして人民を導き、忠信をきはめて人民を愛撫し、次に賢人をたつとび才能の士を使ひて、各、適宜の官職に當らしめ、重ねて之れを奬勵優遇するに爵服の賞賜を以てし、百姓を使役して工事をなすには、其の耕作の暇なる冬時を以てし、其の負擔即ち租稅を輕くして、以て之れを調へ齊しくし、之れ育て養ふこと、恰も赤子を保育するが如し、かくして政令すでに定り、風俗すでにひとしくなるときは、偶、風俗に離れて、其の君上の命令に順はざるものあるときは、則ち百姓は之れを惡み嫌はざることなく、毒み憂へざることなく、之れを除き去らんとすること、恰も不祥を祓ひ除くが如くなり、然して後、刑罰の必要は、是に起るなり、此の如き惡人は、是れ大なる刑罰を加へらる、世の中に恥辱多けれども、孰れか是れより大なる恥辱あらんや、人々は將に此の如き行を以て、利益ありとするか、されど利を得ずして却て大なる刑罰を加へらる、されば身苟も狂惑愚陋なるものに非ずんば、誰か之れをみて志を改めざらんや、かくして後、百姓は君上の法を循ひ守り、君上の志に則り行ひて、安んじ樂むべきことを曉り知るなり、是に於て、其の多くの人の中にて、能く善に化し、身を修め行を正しくし、禮義を身に積み、道德を尊ぶものあるときは、百姓は之れを貴び敬はざることなく、親み譽めざることなし、然して後、賞譽の必要は是に起るなり、此の如き善人は、高き爵位と豐かなる俸祿とを身に加へらる、世の中に光榮多かれども、孰れか是れより大なる光榮あらんや、人々は將に此の如き行を以て有害となすか、されど有害ならずして、却て高き爵位と豐なる俸祿とを以て身に加へて養はる、されば苟も生民のともがらにして、

なり、【古之人】は古の人君なり、【不道】道は言ふなり、イフと訓む、

故厚ニ德音一以先レ之、明ニ禮義一以道レ之、致ニ忠信一以愛レ之、尚レ賢使レ能以次レ之、爵服慶賞以申レ之、時ニ其事一輕ニ其任一以調ニ齊之一、長養レ之、如レ保ニ赤子一、政令以定、風俗以一、有ニ離レ俗不順一ニ其上一、則百姓莫レ不ニ敦惡一、莫レ不ニ毒孽一、若レ祓不レ祥、然後刑於レ是起矣、是大刑之所レ加也、辱孰大焉、將以爲利耶、則大刑加焉、身苟不ニ狂惑戇陋一、誰睹是而不レ改也哉、然後百姓曉然、皆知レ循ニ上之法一、像ニ上之志一、而安ニ樂之一、於レ是、有ニ能化レ善修レ身正レ行積ニ禮義一尊ニ道德一、百姓莫レ不ニ貴敬一、莫レ不ニ親譽一、然後賞於レ是起矣、是高爵豐祿之所レ加也、榮孰大焉、將以爲一害耶、則高爵豐祿以持ニ養之一、生民之屬、孰不レ願也、雕雕焉縣ニ貴爵重賞於其前一、縣ニ明刑大辱於其後一、雖レ欲無レ化能乎哉、故民歸レ之如ニ流水一、爲之化而順、暴悍勇力之屬、爲レ之化而愿、旁辟曲私之屬、爲レ之化而公、矜糾收斂之

以合大衆美國家、故古之人羞不道也、

此の節は、賞慶刑罰勢詐は、國を治平にし富强ならしむるの道に非ざることを說けり、

凡て人の働くや、賞賜を得んが爲に働くものとすれば、害になることや、傷むことを見れば、必ず働くことを止むるべし、何となれば、賞賜を得ても、害傷を被れば、何の利益にもならざればなり、故に賞賜や刑罰や威勢や詐謀にて、人民に力を盡し、人民に死を致して働かさせることは、出來ざるなり、されば、人の君たる者が、其の下の百姓に接する所以の政治が、禮義に本づき忠信に據らずして、凡て賞賜や刑罰や威勢や詐謀に由りて、其の下民を窮屈に酷烈に治め使ふときは、人民之れを恐るゝを以て、之れを用ひて事功をなし得んも、之れ一時に過ぎざるのみ、果ては人民の怨嗟を買ふに至り、大なる寇敵攻め來りて、之れをして城の危きを守護せしむれば、必ず畔きて敵に降り、之れをして敵に遇ひ戰はしむるときは、必ず走り北げ、之れをして勞苦煩縟の事に從はしむるときは、必ず奔り逃るゝなり、此の如くにして、人心離散し、下反つて其の上を制するに至るなり、故に賞賜や刑罰や威勢や詐謀を用ふる政道は、人民心服せざるを以て、力を盡して上の事を爲さず、其の上に對する恰も傭徒が己が力を賣りて賃錢を得る道と異なることなきなり、以て大勢の人衆をして一致協力せしめ、國家をよくするに足らざるなり、故に古の人君は、此の如き政道を言ふことを恥づるなり、

【人之動】は人の働くなり、【賞慶】は賞賜に同じ、【勢詐】は威勢と詐謀となり、【焉慮率】焉は語助にて、コヽニと訓む、慮率は猶大凡といふが如し、オヨソと訓む、【險阸】は險阸の地に置ぐことにて、窮屈に酷烈に使ふをいふ、【大寇至則】則は而と通ず、シカウシテと訓む、【畔】はそむくなり、【處戰】は戰の地に居らしむることにて、戰はしむるをいふ、【北】はニグと訓む、にげ走るなり、【煩辱】は煩縟に同じ、わづらはしくうるさきこと、【犇】は奔と同じ、【霍焉】は渙焉の轉なり、離散の貌なり、【傭徒】はひようとりなり、【鬻賣】は力を賣りて、賃錢を得るなり、【美】はよくする

るなり、【城郭】は內城と外郭なり、されど二字にて單に城といふ意に見てよし、【辨】は治なり、ヲサムと訓む、【扣】は掘なり、ホルと訓む、【固塞不樹】固は塞なり、塞もとりでなり、故に固塞二字にて要塞の意に見るべし、樹は樹をうゑて防備をなすなり、古は楡塞、松柏塞の名稱あり、【機變】は機關仕掛の武器なり、【晏然】は安穩なる貌なり、【不畏外】外は敵國を指す、【明道】は禮義の道を明にするなり、【鈞分之】鈞は均に同じ、一句の意は、平均に制度階級を分つなり、【時使】は時を定めて百姓を使ふことにて、春夏秋の三時に百姓を使役せざるをいふ、【和上】は上に和親するなり、【形嚮】嚮は響と通ず、影響とは影の形に應じ、響の聲に應ずるをいふ、【不由令】由は用なり、モチフと訓む、【尤】は咎なり、トガムと訓む、とがめ怨むなり、【威流】流は行はるゝなり、【殺一人刑二人】は詳ならず、楊注には一人を殺すとは、鯀を羽山に殛するを謂ひ、二人を刑するとは、共工を幽州に流し、驩兜を崇山に放つを謂ふとあり、【厲】は猛烈なり、【措】は備へ設くるなり、

○以上第七章、禮義は治國强兵の本たることを說けり、

凡人之動也、爲賞慶爲之、則見害傷焉止矣、故賞慶刑罰勢詐、不足以盡人之力、致人之死、爲人主上者也、其所以接下之人百姓者、無禮義忠信、焉慮率用賞慶刑罰勢詐、險阨其下、獲其功用而已矣、大寇至則使之持危城、則必畔、遇敵處戰則必北、勞苦煩辱則必犇、霍焉離耳、下反制其上、故賞慶刑罰勢詐之爲道也、傭徒鬻賣之道也、不足

故焉、明道而鈞分之、時使而誠愛之、下之和上也如影嚮、有不由令者、然後俟之以刑、故刑一人而天下服、罪人不尤其上、知罪之在己也、是故刑罰省而威流、無他故焉、由其道故也、古者帝堯之治天下也、蓋殺一人、刑二人而天下治、傳曰、威厲而不試、刑措而不用、此之謂也、

此の節は、禮義の道に由るときは、國安全强固になり、兵革刑法を用ひずして、人民服することを說けり、

古の兵器は、戈、矛、弓矢のみなりき、然るに、敵國は此れ等の兵器を用ひずして屈服せり、又城郭は治めつくろはず、溝も池も掘らず、要塞に樹木をうゑて防備をなさず、機ある器械を張りて敵に備ふるをなさず、されど國家安穩にして、毫も敵國を畏れず堅固なるものは、他の理由なし、禮義の道を明にして、平均に制度を定め階級を分ち、時を定めて民を使うて、誠に之れを愛するを以て、下民の上に和ぎ親むや、恰も影の形に應じ、響の聲に應ずるが如し、かくして、命令を用ひざるものありて、然して後之れを待つに刑罰を以てす、故に僅に一人を刑罰して、天下皆服從するなり、而して罪人は少しも其の上を咎め恨まず、何となれば罪の己の身にあることを知るが故なり、是の故に刑罰は省略しても、威光は四方に行るゝは、少しも他の理由なし、其の禮義といふ正しき道に由るが故なり、古は帝堯の天下を治むるや、たゞ一人の惡臣を殺し、二人の姦人を刑したるのみにて、天下治まれり、傳に曰く、「威光は猛烈にして人をして畏れしむるも、嘗て之れを用ひず、刑法は設置さるゝも、嘗て之れを用ひず」と、此の語は、禮義に由りて國を治めたる人のことを謂ひしなり、

【不待試】は試用するを待たざるなり、【詘】は屈服す

り、【輕利】は趫捷なり、趫捷は猶敏捷といふが如し、【嫖遫】嫖は驍勇なり、遫は速に同じ、嫖遫とは驍勇にして敏速なるをいふ、【卒】は卒如なり、【飄風】は疾風なり、【殆於垂沙唐蔑死】殆は危なり、垂沙は楚の地名なり、唐蔑は楚の大將なり、此の記事は、史記に、楚の懷王二十八年、秦と齊韓魏と共に楚を攻め、楚の將唐昧を殺し、我重丘を取りて去るといへるを指したるなるべし、蔑と昧とは音同じきを以て、通用せしなり、【莊蹻起、楚分而爲三四】莊蹻は楚の將なり、前に解せり、史記禮書に此の文を引き、索隱に解して、莊蹻は楚將の名、其の兵亂を起すの後、楚遂に分れて四と爲るを言ふなりとあり、三四とは三分し四分しの意にて、國のむちやくちやになりしをいふ、【汝潁】は共に川の名なり、されど、茲にては川に沿ひし山岳の意に見るべし、【江漢】は揚子江と漢江となり、【鄧林】は鄧地の山林なり、【緣】は繞なり、メグルと訓む、【方城】は山名なり、鄧林と共に楚の北境にあり、【秦師至而鄧舉】鄧は楚の國の都なり、鄧は鄧に近き要地なり、舉は略取なり、此の句は、史記楚の世家に、頃襄王二十年、秦の將白起我西陵を拔く、二十一年秦の將白起遂に我鄧を拔きて、先王の墓を夷陵に燒くとあるを指したるなり、【振槁】振はふるひ動かすなり、槁は枯葉なり、【固塞】は固は塞なり、故に固塞二字にて要塞の意に見るべし、【險阻】は險阻に同じ、【刳比干】刳は剖なり、サクと訓む、比干は殷の紂王の臣なり、王を諫めて殺され、其の心を剖かる、詳細は臣道篇に解せり、【箕子】は殷の紂王の臣なり、王を諫めて囚へらる臣道篇に傳を掲げたり、【炮烙刑】は銅柱に膏を塗り、之れを炭火の上に加へ、罪ある者をして其の上を行かしむる刑罰を云ふ、【凜然】はぶる〳〵ふるひ恐るゝなり、【莫必其命】は其の生命を保つことをあてにせずといふことにて、恐るゝことの甚しきをいふ、

古之兵、戈矛弓矢而已矣、然而敵國不待試而詘、城郭不辨、溝池不拑、固塞不樹、機變不張、然而國晏然不畏外、而固者、無它

用其民、是豈令不嚴刑不繁也哉、其所以統之者、非其道故也、

此の節は、禮義に由らざる國の危亡に陷りしことを例證せり、

楚人は鮫魚の革や、犀兕の皮を以て、甲を造る、其の堅きこと金石の如し、宛より產する剛鐵にて造りし矛は、其の鋭利にして人を傷つくることの慘毒なること、恰も蜂蠆の螫の如し、楚の士卒の敏捷にして驍勇なる、卒に捲き起る疾風の猛烈にして向ふ可からざるが如し、然るに秦齊韓魏の聯合軍の爲に、垂沙に破られて、大將唐昧は討死して、國危亡に陷り、莊蹻起りて、滇に王となりて後は、楚の國は分れて三四となれり、是れ豈に堅固なる甲、鋭利なる兵のなき爲ならんや、澤山あれども、其の之れを統轄する所以の道が、禮義の道に非ざるが故なり、又楚國は、汝水と潁水とに沿へる山岳を以て要害となし、揚子江と漢江とを以て池となし、北方諸國と界を限るには、鄧地の山林を以てし、界に繞すには方城山の險を以てす、然るに秦軍一たび至るや、鄢郢の要地を略取さるゝことの容易なる、枯葉を振ひ動かすが如く然り、是れ豈要塞と險阻となき爲ならんや、ありても、其の之れを統轄する道が、禮義の道に非ざるが故なり、又昔殷の紂王は、比干の心を剖き、箕子を囚へ、炮烙の刑を爲し、人民を殺戮するに、時なかりしかば、臣下のものはふるひ恐れて、自ら其の生命を全うし得んと期する者なかりき、然るに周の軍兵の至るや、紂王の命令は少しも下に行はれずして、其の民を用ひて戰ふこと能はず、遂に周軍の爲に討ち滅されぬ、是れ豈法令の峻嚴ならず、刑罰の繁多ならざる爲ならんや、峻嚴繁多なれども、其の之れを統轄する所以の道が、禮義の道に非ざるが故なり、人君にして國を治むるに、禮義に由らざるときは、危亡に至ること此の如し、愼まざる可けんや、

【鮫革】鮫魚の革なり、【兕】は犀の一種なり、【鞈】は堅き貌なり、【宛】は楚の地名なり、【鉅鐵】鉅は大に剛きをいふ、【鈚】は鏃に同じ、音シ、鏃は矛なり、方言に矛は吳揚江淮南楚五湖の間之れを鏃といふとあり、【慘】は慘毒なり、【蠭蠆】蠭は蜂なり、蠆はさそりな

は、天下みな之れに遵ひ、大なる功名を得、故に禮義は功名の聚合する所なり、王公此の禮義に由るは、天下を得る所以なり、禮義に由らざるは、社稷をほろぼす所以なり、故に堅牢なる甲も、鋭利なる兵も、以て敵に勝つの具と爲すに足らず、高大なる城も、深大なる池も、以て國の固となすに足らず、峻嚴なる法令も、繁多なる刑罰も、以て威勢と爲すに足らず、特むべきは只禮義のみ、故に其の正しき道、即ち禮義に由るときは、則ち堅甲利兵高城深池嚴令繁刑なくとも、政令威勢よく行はれて、國富強になり、禮義に由らざるときは、堅甲利兵高城深池嚴令繁刑ありとも、何の役にも立たず、政令威勢全く廢れて國滅ぶるに至るなり、

【治辨】辨も亦治まるなり、【極】は極致なり、【摠】は聚るなり、合ふなり、【王公由之】由は因なり、ヨルと訓む、下句の不レ由由二其道一不レ由二其道一の由も、皆之れに同じ、【隕】はおとすなり、滅ぶる意なり、【其道】は其の正しき道にて、禮義を指す、

楚人、鮫革犀兕以爲レ甲、鞈如レ金石、宛鉅鐵鉇、慘如二蠭蠆一、輕利嫖遬、卒如二飄風一、然而兵殆於垂沙、唐蔑死、莊蹻起、楚分而爲二三四一、是豈無二堅甲利兵一也哉、其所レ以統之者、非二其道一故也、汝潁以爲レ險、江漢以爲レ池、限レ之以二鄧林一、緣レ之以二方城一、然而秦師至、而鄢郢舉、若振槁然、是豈無二固塞隘阻一也哉、其所レ以統之者、非二其道一也、紂刳二比干一、囚二箕子一、爲二炮烙刑一、殺戮無レ時、臣下凜然莫レ必二其命一、然而周師至、而令不レ行乎下一、不レ能

れを牧野に撃ちて後、勝らし時に非ざるなり、皆此れより以前に、仁義を行ひて、平素より政を修めたるが故なり、此の如く準備既に成りしが故に、此の效果を得しのみ、此れ所謂仁義の兵なり、今汝は兵を論ずるに、根本たる仁義に求めずして、徒に之れを權謀變詐の末にもとむ、此れ世のます〳〵亂るゝに至る所以なり、

【不便之便】は便宜に似て實は不便なるものなり、【大便之便】は至極の便なり、【輕】は輕易なり、輕易とは猶容易といふが如し、【將率】は大將なり、大將の執る所の意にて、兵略をいふ、【諰諰】は懼るゝ貌なり、【一合】は一致協力なり、【軋】はきしるなり、【末世】は末世の闇君の意なり、【本統】は本すぢにて仁義を指す、【逐之鳴條】は湯王の桀王を伐つ鳴條に於てせり、故にいふ、【以甲子之朝而後勝之】は殷の紂王三三十年二月甲子の朝を以て、武王紂王の軍を牧野に破り、之れを滅すをいふ、【求之於末】本は仁義をいふ、【索之於末】末は權謀變詐をいふ、

○以上第六章、再び仁義の兵を論じて、權謀變詐の兵を貶せり、

禮者治辨之極也、彊固之本也、威行之道也、功名之摠也、王公由之、所以得天下也、不由、所以隕社稷也、故堅甲利兵、不足以爲勝、高城深池、不足以爲固、嚴令繁刑、不足以爲威、由其道則行、不由其道則廢、

此の節は、禮は國を治め國を強くし、威を四方に行ふ根本の道たることを說けり、

禮義を以て國を治むるときは、國能く治まる、故に禮義は國を治むるの極致なり、禮義を以て國を正すときは、四方欣び慕ひ來るを以て、國强固となる、故に禮義は國を强固にするの根本たり、禮義を以て天下を導くときは、天下之れに歸服す、故に禮義は威光を天下に行ふの道なり、禮義を以て天下を率ゐるとき

者、大便之便也、彼仁義者、所以修政也、政修則民親其上、樂其君、而輕爲之死、故曰、凡在於軍、將率末事也、秦四世有勝、詘詘然常恐天下之一合而軋己也、此所謂末世之兵、未有本統也、故湯之放桀也、非其逐之鳴條之時也、武王之誅紂也、非以甲子之朝、而後勝之也、皆前行素修也、此所謂仁義之兵也、今女不求之於本、而索之於末、此世之所以亂也、

此の節は、荀子の答にして秦が執る所の法は末なり、本にあらず、本とは何ぞや、仁義是れなり、末を務むる者は勝つと雖、安を得ず、本を務むる者は、勝ちて安きことを說けり、

孫卿子曰く、此れは汝が知る所に非ず、汝が謂ふ所の便宜なるものは、便宜に似て實は不便なるものなり、吾謂ふ所の仁義なるものは、便宜も便宜、極めて便宜なるものなり、彼の仁義なるものは、政を修むる所以の本なり、之れによりて、政修まるときは、則ち人民みな其の君上に親み附き、其の君上の政事を樂み、君上の爲に死することを容易の事に思ふに至る、余故に曰く、凡そ軍にありては、兵略は末事のみ、本は仁義にありと、されば、秦は四代つゞきて諸侯に勝つあるも、常にびく〳〵と懼れて、天下の諸侯が一致協力して、己を軋らんことを恐るゝなり、然らば勝つありと雖、何の益かあらん、此れは所謂末世の闇君の兵にして、未だ本統の道、即ち仁義に由るあるに非ざるなり、故に殷の湯王の夏の桀王に勝ちて之れを放ちしは、其の之れを鳴條に逐ひ擊ちたる時に非ざるなり、周の武王の殷の紂王を誅せしは、甲子の朝を以て、之

王伐レ崇【崇は國の名なり、其の君無道なりし故に、文王之れを討てり、左氏傳僖公十九年に、文王聞二崇德亂一而伐レ之、軍三旬而不レ降、退修レ教、而復伐レ之、因レ壘而降とあり、】【四帝】は堯、舜、禹、湯を指す、禹湯は普通王と稱するに、之れを帝といひしは、楊倞の注に「夏殷或は王と稱し、或は帝と稱す、曲禮に曰く、措二之廟一、立二之主一曰レ帝と、蓋し亦夏殷を論ずるなり、周に至りて、自ら貶損し全く王と稱す云云」と、いへるにて知るべし、【兩王】は文王武王を指す、【善】は猶仁といふに同じ、【遠邇】は遠近に同じ、【德盛二於此一】は德此の如く盛なりの意なり、【四極】は四方のはて〳〵なり、【詩曰】此の詩は詩經曹風鳲鳩の篇にあり、【淑人】淑は善なり、正なり、淑人とは善人なり、【儀】は義に同じ、宜しきなり、其の爲す所宜しきにかなふなり、【式】はたがふなり、【四國】は四方の國なり、

○以上第五章、仁者は人民を害ふものを誅伐するにあり、土地を爭奪するに非ざることを說けり、

李斯問二孫卿子一曰、秦四世有レ勝、兵彊海內、威行二諸侯一、非二以仁義一爲之也、以レ便從レ事而已、

此の節は、李斯が秦が富强なるに至りしは、仁義を以て之れを爲せしに非ず、便宜事に從ひて處置せしといふ疑問を揭げたり、

【李斯】は楚の人なり、荀子に學び後刑法の學を攻め、秦の始皇に事へて相となる、始皇が天下を一統せしは實に其の力なり、始皇卒し、二世位に即くに及び猶之れを相けしが、趙高の爲に擠せられ、獄に投ぜられて殺さる、【四世】は孝公、惠王、武王、昭王なり、【便】は便宜なり、

孫卿子曰、非二女所一レ知也、女所謂便者不便之便也、吾所謂仁義

が如く、悦び從ふなり、豈盛ならずや、

【女】は汝に同じ、【所存】存は止なり、駐屯する所なり、【如神】は神の如くに仰ぎ尊ぶなり、【說喜】說は悦と通ず、音エッ、よろこぶなり、

是以、堯伐驩兜、舜伐有苗、禹伐共工、湯伐有夏、文王伐崇、武王伐紂、此四帝兩王皆以仁義之兵、行於天下也、故近者親其善、遠方慕其義、兵不血刃、遠邇來服、德盛於此、施及四極、詩曰、淑人君子、其儀不忒、其儀不忒、正此四國、此之謂也、

此の節は、仁君の擧を例證し、其の兵の天下に敵なく、人民皆悦服することを說けり、

以上仁義の兵を說けり、是れを以て、左に例證して、其の說を明にせん、昔堯帝は驩兜を伐ち、舜帝は有苗を伐ち、夏の禹帝は共工を伐ち、殷の湯帝は夏の桀王を伐ち、周の文王は崇の國を伐ち、武王は殷の紂王を伐てり、此の四帝兩王は、皆仁義の兵を率ゐて、天下をめぐれり、故に近き所の者は其の仁に親み、遠方の者は其の義を慕ひ來る、故に兵及に血ぬらすして、遠近の民來り服せり、德の盛なること、此の如く、之れを四方のはて〳〵にまで施き及ぼせり、昔の詩に曰く、「善人や君子は、其の事を爲すに、仁義を守りて宜しきに違はず、仁義を守りて宜しきに違はざるが故に、此の四方の國々を正しく治むる」と、此の詩は、即ち四帝兩王の如き仁君のことを謂ひたるなり、

【堯伐驩兜】驩兜は堯の時の諸侯なり、命に逆ひて誅せらる、書經の舜典に「放驩兜于崇山」とあり、【舜伐有苗】有苗は南方揚子江畔に據れる蠻族なり、舜典に「分北三苗」とある此れなり、【禹伐共工】共工は諸侯の名なり、舜典には「流共工于幽州」とありて、之れを堯の時の事とせり、蓋し傳聞の異なるべし、【有夏】は夏の桀王を指す、有は大なり、形容の冠詞なり、【文

るは矛盾するが如しといへる問を掲げたり、

陳嚻孫卿子に問うて曰く、先生の兵を論ずる、常に仁義を以て本とし給へり、夫れ仁者は人を愛し、義者は倫理に循ふものなり、人を愛する者は、人を殺傷するを欲せず、倫理に循ふ者は、爭奪を欲せず、兵は即ち殺傷爭奪の具なり、既に仁義を唱ふる以上は、何ぞ兵を以て戰を爲すの要あらんや、されば凡そ兵を以て戰を爲すある所以の者は、人を愛し倫理に循ふに非ずして、土地を爭奪する爲に非ずや、先生の議論は相矛盾するが如く然りと、

【陳嚻】は荀卿の弟子なり、其の事蹟を詳にせず、【理】は倫理なり、すぢみちなり、【所爲有兵】は兵を用ひて戰を爲すある所以はの意なり、

孫卿子曰、非女所知也、彼仁者愛人、愛人故惡人之害之也、義者循理、循理故惡人之亂之也、彼兵者、所以禁暴除害也、非爭奪也、故仁人之兵、所存者神、所過者化、若時雨之降、莫不說喜、

此の節以下終まで、荀子の答なり、此の節は、仁義の人は人を愛し倫理に循ふが故に、人を害し倫理を亂るものを惡む、故に兵を用ふるは、此の人を害し倫理を亂る賊を討ちて、人々をして安全ならしむるにあり、土地を爭奪する爲に非ざることを說けり、

孫卿子曰く、此れは汝が輩の知る所に非ざるなり、左に其の理由を說くべし、彼の仁者は人を愛するものなり、人を愛するが故に、仁の道に背きて人を害するものを惡むなり、義者は倫理に循ふ者なり、倫理に循ふが故に、倫理を亂して世を擾すものを惡むなり、彼の兵といふ者は、仁義を害ひて世を亂す暴害物、即ち姦賊を禁遏し除去するものなり、決して人の土地を爭ひ奪ふものに非ざるなり、故に仁君の兵を用ふる、駐屯する所の人々は、之れを尊び仰くこと神の如く、過ぎ往く所の國々の民は、其の德を慕ひて感化するなり、其の至る所人民は、恰も大旱の時に、雨の降る

至らざるが故に、此の如く反抗するを以てなれば、益々其の德を修めて、其の自ら來り服するを待つなり、此の如くなるが故に、敵の將校も士卒も皆王者を喜び慕ひて、我安樂なる主を得たるを慶賀するなり、且つ王者は德を以て主とすと雖、敵兵頑迷にして服從せざるときは、已むを得ず之れを擊つなり、之れを擊つと雖、其の城を毀ち其の民を屠るが如きことなく、又軍を潛めて襲擊するが如き詭計を弄せず、又敵を擊ちて後は、速に軍を引き上げて、永く駐屯することを爲さず、又三箇月以上も軍を出だすことを爲さず、かるが故に、亂國の民は其の王者の德政を樂みて、其の君上の虐政に安んぜず、王者の速に至りて己を救はんことを欲するなりと、

【兵格】格は拒と通ず、擊つなり、鬪ふなり、兵拒とは戰鬪を以て反抗するなり、【上下】は敵の上下なり、上下は將校士卒を指す、【慶】は慶賀なり、【屠城】は城を毀ちて、其の人民を屠るなり、【潛軍】は軍を潛めて襲擊するなり、【不留衆】は占領地に兵を駐めて守らざるなり、蓋し心服するを以て、之れを守るの要なきなり、【師不越時】時は一時にて三箇月なり、一句の意は、三箇月以上軍を出すことなきなり、蓋し民直に服するを以て、永く出だす必要なきなり、【亂者】は亂國の民なり、【其政】は王者の政を指す、【其上】は其の現在事ふる所の君を指す、【其至】は王者の兵の至るなり、

臨武君曰、善、

此の節は、臨武君の感嘆せることを記せり、

臨武君聞き終りて曰く、誠に善き議論なりと感嘆せり、

○以上第四章、王者の軍制を說き、其の之れを施行せる君を擧げて、其の效果に及べり、

陳囂問二孫卿子一曰、先生議レ兵、常二以一仁義一爲レ本、仁者愛レ人、義者循レ理、然則又何以レ兵爲、凡所レ爲レ有レ兵者、爲二爭奪一也、

此の節は、陳囂が王者は仁義を主とするに、兵を用ふ

兵刃を迎へて反抗せず、歸順する者をいふ、【蘇刃】蘇は傃と通ず、向なり、ムカフと訓む、一句の意は、我兵刃に向つて反抗するなり、【貢】は上將に獻ずるなり、【徼子開】は徼子啓なり、漢の孝景皇帝諱は啓なりしかば、劉向此の書を校正するとき、忌みて開と改めしが、其の儘になりて今に傳はりしなり、啓は殷の紂王の庶兄なり、賢なれども庶腹の故を以て立ちて君となることを得ざりき、紂王の暴亂なるや、しばしば諫むれども王きかず、啓乃ち其の先祖の祀を絶たんことを恐れ、祭器を抱きて周に奔る、武王天下を一統するの後、之れを宋に封せり、【曹觸龍】は前に解せり、紂王の嬖臣なり、【斷於軍】は軍中にて誅戮せらるゝをいふ、【訊譀】訊は歌に同じ、歌譀とは譀歌に同じ、其の德を譀歌するなり、【竭蹙】は顚仆に同じ、つまづきたふるゝなり、【無幽間辟陋之國】幽間は奥深きなり、辟陋は僻陋に同じ、はてしをいふ、一句の意は、奥深きはてしの國と雖、無論來り服すとなり、【趨使】は趨り來りて使役に服するなり、【通達之屬】は舟車の通達する所に住めるともがらにて、世界のはてしに住める人民といふ意なり、【人師】師は君長なり、【詩曰】此の詩は大雅文王有聲の篇にあり、文王の德を歌ひたる詩なり、

王者有誅而無戰、城守不攻、兵格不擊、上下相喜則慶之、不屠城、不潛軍、不留衆、師不越時、故亂者樂其政、不安其上、欲其至也、

此の節は、王者は德を以て人を服するを主とす、故に其の軍を出すも、鬪攻を主とせず、徐に敵の服するを待つ、故に敵兵却て其の主の爲に盡くさずして、王者を慕ふに至ることを說き、前節を結べり、

王者は其の民を亂す暴君を誅するあるのみにて、戰ふことあるなし、蓋し敵兵皆其の德化に服從するを以て、戰ふことを要せざればなり、故に敵兵城守して降らず、或は戰鬪を挑むことあるときは、決して之れを攻めず、又擊たざるなり、何となれば、我の德未だ

莫レ不二從服一、夫是之謂二人師一、詩曰、自レ西自レ東、自レ南自レ北、無二思不一レ服、此レ之謂也、

此の節は、軍を出して征伐するは、百姓を亂る賊を誅するにあり、無辜の民を殺すべからず、此れ軍制の禁ずる所なり、故に之れを行ひし君は、天下歸服するに至ることを例證して論ぜり、

凡て軍を出して誅伐を行ふは、其の國の百姓を誅伐するに非るなり、其の百姓を亂す所の賊を誅伐するなり、然るに百姓を誅伐することあるは、百姓が其の賊の味方となり、我軍をふせぎて賊を守ることあり、是れはまさしく賊と同類なれば、誅伐して遺さゞるなり、かく軍の目的は、亂賊を誅伐するにある故を以て、賊兵にして若し其の非を悟りて、我兵刃を迎へて反抗せず、歸順する者は、生かして殺さゞれども、之れに反して、我兵刃に向つて抵抗する者は、殺して赦すことなし、又我軍に奔り來りて命を請ふ者は、捕へて之れを上將に貢獻して、其の處置を請ふなり、昔の周の武王の殷の紂王を誅伐するや、紂王庶兄微子啓は、順逆の道を悟りて、紂王を助けず、武王に降參せし故、宋の國に封ぜられ、曹觸龍は紂王を助けて武王に反抗せし故、捕へられて軍中に誅戮せられたり、かく武王の處置公平なりしかば、殷の民服從せり、而して武王は其の服從せる殷民を生養すること、我周の國民に異なることなかりき、故に近き國の人民は、武王の德を謳歌して相樂み、遠き國の人民は、つまづき倒るも厭はず、急ぎ來りて命に服するのみならず、四方のはて〳〵の國の者と雖、無論走り來りて使役に服して、安んじ樂まざることなく、四海の內は一家の如くに治まり、舟車の通ずる所に住めるともがら、即ち世界至る所の人々まで、皆服從せざることなし、夫れ此の如き人君を、眞の人民の君長と謂ふなり、昔の詩に、周の文王の德を稱して曰く、「西からも東からも、南からも北からも、慕ひ來りて服從せざるはなし」と、此の詩は即ち前に述べたる眞の君長のことを謂ひたるなり、

【捍二其賊一】捍はふせぐなり、一句の意は、賊の味方となりて、我軍をふせぎ賊を守るをいふ、【順レ刃】は我

死を逃るゝが如きことある可からず、而して軍の進退は、鼓鐘を以て報ず、故に將士たる者は、太鼓の聲を聞きて進み、鐘の聲を聞きて退くべし、軍にありては、大將の命に順ふを以て第一の事となし、功を立つる之れに次ぐ、故に大將が號令を下して進ましめざるに、之れに逆ひて進むは、猶號令して退かしめざるに、之れに逆ひて退くが如く、其の罪相均しきなり、其の戰ふに當りてや、老人や幼者を殺さず、田畑にある穀物を踐み荒さず、降服する者は捕虜にせず、手向ふ者は殺して赦さず、鋒刃を交へずして我陣中に奔り命を請ふ者は、之れを捕へず、以上述ぶる所は、是れ軍制の大略なり、

【將死鼓】旗や鼓は軍の生命なり、故に將は之れと生死を共にするなり、猶我國には聯隊旗を以て軍の生命となして重んずるが如し、故に左傳にも師之耳目在二吾旗鼓一とあり、【馭】は御に同じ、御者なり、【百吏】は多くの軍吏なり、【行列】は兵の隊列なり、【聞二鼓聲一而進、聞二金聲一而退】は、古の軍法なり、故に吳子にも金之不レ止、鼓之不レ進、雖レ有二百萬一何益二於用一とあり、金は鐘なり、【獵】は躐と同じ、踐むなり、フムと訓む、【禾稼】禾は穀物の總稱なり、稼は其の秀實をいふ、【服者】は降服する者なり、【禽】は擒なり、捕虜なり、【格者】は手向ふ者なり、【奔命者】は奔り來りて命を請ふ者なり、【獲】は捕獲なり、

凡誅、非レ誅二其百姓一也、誅二其亂百姓一者也、百姓有レ捍二其賊一、則是亦賊也、以故順レ之者生、蘇レ之者死、犇命者貢、微子開封二於宋一、曹觸龍斷二於軍一、殷之民服、所レ以生二養之一者也、無レ異二周人一、故近者訩譁而樂レ之、遠者竭蹷而趨レ之、無二幽間辟陋之國一、莫レ不趨使而安樂之、四海之內若二一家一、通達之屬、

力と、三つの無上なる權力とを憑み行うて、之れを處置するに、恭敬にして疎忽にすることなき心を以てす、夫れ是れを天下の名將といふなり、此の如き將は、其の智德功業實に神の域に達するものなりと謂ふべしと、

【天下之將】は天下の名將なり、【通於神明】神明は猶神といふが如し、神は明なるものなり、故に神明といふ、通於神明とは、猶神の域に達するといふが如し、

臨武君曰、善、

此の節は、臨武君が感嘆せることを記せり、

臨武君は此の說を聞き終りて曰く、善き說なりと、痛く感嘆せり、

○以上第三章、大將たる者の守るべき道を論せり、

請問王者之軍制、

此の節は、臨武君の問を叙せり、

臨武君曰く、王者の軍制を請ひ問ふと、

孫卿子曰、將死鼓、馭死轡、百吏死職、士大夫死行列、聞鼓聲而進、聞金聲而退、順命爲上、有功次之、令不進而進、猶令不退而退也、其罪惟均、不殺老弱、不獵禾稼、服者不禽、格者不敖、犇命者不獲、

此の節以下終まで、荀子の答なり、此の節は軍の制度を述べたり、

旗鼓は、軍の生命なり、故に大將は、此れと死を共にし、決して之を棄てゝ獨り亡ぐるが如きことある可からず、御者は轡を執りて車馬を進むるを掌る、故に此れと死を共にし、之れを棄てゝ獨り逃ぐるが如きことある可からず、多くの軍吏は、各、其の職務を盡くし、此れが爲に死すべし、務を果さずして生を全うするが如きことある可からず、隊列にある所の士大夫は、一歩もこゝを去らずして死すべし、列を離れて

謀無(レ)壙、敬事無(レ)壙、敬吏無(レ)壙、敬衆無(レ)壙、敬敵無(レ)壙、夫是之謂(レ)五無(レ)壙、

此の節は、大將は常に恭敬にして怠るべからざることを說けり、

謀慮は必ず事の起るに先ちて之れを爲し、之れに重ぬるに、恭敬を以てすべし、終りを愼むこと、始め愼み戒めたるときの如く、終始一定して變せざるときは、失敗する事なし、之れを大なる吉事と謂ふなり、凡そ總べての事の成るは、必ず之れを敬みて爲すにあり、其の失敗するは、必ず之れを爲す怠慢なるにあり、故に恭敬が怠慢に勝つときは、成功するを以て、吉なれども、怠慢が恭敬に勝つときは、失敗するを以て、滅ぶ、謀計が私欲に勝つときは、則ち從つて成功するを得れども、私欲が謀計に勝つときは、則ち失敗するを以て凶なり、されば戰ふときは、守るときの如く、敬み戒め、行軍するときは、戰ふときの如く、敬み戒め、功を立つるときは、僥倖の如くに思ひて、氣を弛むべからず、故に將たる者は、謀計を盡すに、敬みて疎忽にす可からず、すべての起り來る事件を敬みて處置して、疎忽にすべからず、軍吏を敬ひて、疎忽にすべからず、士卒を敬ひて、疎忽にすべからず、敵を敬ひて、疎忽に取扱ふべからず、夫れ是れを五つの疎忽なきこと、謂ふなり、

【先事】は事の起らざるに先んずるなり、【申】は重ぬるなり、【慢】は怠慢なり、【計】は謀計なり、【勝欲】は私欲に勝つなり、【從】は從つて成功するの意なり、【行】は行軍なり、【如幸】は僥倖の如く思うて、氣を弛めぬなり、【壙】は曠と同じ、ムナシと訓む、疎忽の意なり、

愼(テ)行(ヒ)此(ノ)六術五權三至(テ)而處(スルニ)之(レヲ)、以(テ)恭敬無(レ)壙(ヲ)、夫是之謂(レ)天下之將(ト)、則通(ズルモノナリ)於神明(ニ)矣、

此の節は、以上述べたる條件を行ふものは、天下の名將たることを謂ひて、前數節を結收せり、

以上述べたる所の六つの術略と、五つの機密なる權

是之謂至臣、

此の節は、大將の執るべき無上の三權力を說けり、大將たる者が、命令を主君より受けても、時によりては、之れを受けずして、拒絶する所以の場合、三あり、主君が或る將を殺すべく命ずるも、此の將をして、危險なる地に陣せしめて失敗せしめ、以て之れをして益、罪をまさしむることある可からず、又主君が或る將を殺すべく命ずるも、此の將をして勝つ能はざる敵を强て擊たしめて、之れをして益、罪をまさしむ可からず、又主君が或る將を殺すべく命ずるも、此の將をして不信なる令を出して、百姓を欺かしめ、以て益、其の罪をまさしむる可からず、何となれば、主君の命は必ずしも正當ならざればなり、以上述べたる三條件を、大將の守るべき三つの無上の權力といふなり、されば、凡そ大將たる者が、三軍を行る場合には、三軍の隊列既に整ひ定まり、多くの軍吏各、次序を得て、適當なる任に當り、總べての事柄、皆正しくして一絲も紊れざるときは、則ち主君も之れを喜ばして、己が意に從はしむること能はず、敵も之れを怒らして、勝つこと能はず、夫れ是の如き大將を最上の良臣と謂ふなり、

【可殺】は主君が或將を殺す可く命ずるなり、【不完】は不完全なる地にて、危險なる陣地をいふ、【不勝】は勝つ能はざる敵なり、【三至】至は無上なり、三つの無上なる權力の意なり、【三軍】は大軍の意なり、【百官】は多くの軍吏なり、【得序】は次序を得るにて、各、其の適當の任を得るなり、【群物】は總べての事柄なり、【至臣】は最上の良臣なり、

慮必先事而申之以敬、愼終如始、終始如一、夫是之謂大吉、凡百事之成也、必在敬之、其敗也、必在慢之、故敬勝怠則吉、怠勝敬則滅、計勝欲則從、欲勝計則凶、戰如守、行如戰、有功如幸、敬

【伍以參】伍參とは猶錯雜といふが如し、敵人の間に、雜りて、其の樣子をさぐるなり、【道】は行なり、オコナフと訓む、

無欲將而惡廢無急勝而忘敗無威內而輕外無見其利而不顧其害凡慮事欲熟而用財欲泰夫是之謂五權

此の節は、大將たる者の執るべき、五つの機密の權力を說けり、

己が好む所の者を以て將となし、己が惡む所の者を廢して、用ひざることなく、たゞ其の才能賢愚を視て、之れを用ひよ、敵に勝たんことばかりを急ぎて、我敗軍することを忘るゝことなかれ、我士卒をおどかしつけて之れを懷けず、敵兵を輕蔑して備を怠ることなかれ、たゞ其の利益のみを見て、之れを得んとし、其の危害の生ずることを顧ざることなかれ、利害共に顧みて、備へざる可からず、凡て事を慮り考ふるには、精密ならんことを欲し、賞賜を與ふるは、吝嗇ならざらんことを欲す、以上述ぶる所の五條件を、大將たる者の守るべき五つの機密の權力といふなり、【欲將】欲は好なり、好將は好む所の者を將とするなり、【惡廢】は惡む所の者を廢するなり、【威內】威はおどすなり、內は我兵卒を指す、【外】は敵を指す【熟】は精密なり、【用財】は財を散することを用ふにて、賞賜を與ふるを指す、【泰】はおごるにて、吝嗇ならざるなり、【權】は機密の權力なり、此の權力は、人に示すべからず、故に機密と云ふ、

所以不受命於主有三可殺而不可使處不完可殺而不可使擊不勝可殺而不可使欺百姓夫是謂三至凡受命於主而行三軍三軍既定百官得序群物皆正則主不能喜敵不能怒夫

大乎無過、事莫大乎無悔、至無悔而止矣、成不可必也、故制號政令、欲嚴以威、慶賞刑罰、欲必以信、處舍收藏、欲周以固、徙舉進退、欲安以重、欲疾以速、窺敵觀變、欲潛以深、欲伍以參、遇敵決戰、必道吾所明、無道吾所疑、夫是之謂六術、

此節以下、終りまで荀子の答なり、此の節は、將たるものゝ守るべき六術を說けり、

孫卿子答へて曰く、智は疑はしき謀計を棄てゝ用ひざるより大なるはなく、行は過なきより大なるはなく、事は後悔なきより大なるはなし、事は後悔なきに至りて止まると雖、其の成否は必ず豫期す可からざるなり、たゞ其の道を盡くすにあるのみ、故に制度號令は、嚴重にして威光あらんことを欲し、賞賜刑罰は、明白にして信實ならんことを欲し、兵營藏庫は、周密にして牢固ならんことを欲し、陣を移し事を擧ぐることを始とし、其の外の進退は、安靜にして嚴重ならんことを欲し、敏疾にして迅速ならんことを欲す、敵の樣子を窺ひ其の變化を觀察せん爲に、間諜を遣はすには、之れをして潛み隱れて、深く敵地に入らしめんことを欲し、之れをして敵兵の間に雜り入らしめ、以て敵をして知らしめざらんことを欲す、敵に遇ひて決戰するには、必ず吾明に知る所の謀計を行ひ、吾疑ふ所の謀計を行ふことなかれ、以上擧げし所の制度號令以下の六條件を、是れ大將たる者の守るべき六術と謂ふなり、

【知】は智に同じ、【成不可必】成否は必ず豫期すべからずの意なり、【制號政令】は制度號令といふに同じ、【慶賞】は賞賜に同じ、【必以信】必は專なり、審なり、明白の意なり、信は信實なり、【處舍】は兵營なり、【收藏】は庫藏なり、【周】は周密なり、【徙擧】は陣を移したり、事を擧げたりするなり、【安】は安靜なり、【重】は嚴重なり、【潛以深】は潛み隱れて敵地に入るなり、

て覇者たるべくして、以て王たる可からざるなり、以上述ぶる通り、湯武は王となり、桓文は覇となり、齊魏などは代る〳〵相存亡す、是れ國家強弱存亡の效驗なり、

【田單】は齊の將なり、燕の昭王、樂毅を將として齊を攻む、湣王敗れて出奔し、齊の城皆已に下り、下らざる者は獨り莒と即墨とのみ、田單即墨に據りて、燕兵に抗し、反間を放ちて、樂毅を去らしめ、遂に大に燕軍を破り、國家を恢復せり、【莊蹻】は楚の威王の將なり、兵に將として揚子江を溯りて、蜀、黔中以西を略し、滇池を定めて、楚の地となせり、【衞鞅】は衞の人なり、秦の孝公に仕へて、國を富まし兵を强くし、秦をして天下一統の基を築かしめたり、功を以て商に封ぜらる、故に又商鞅といふ、後讒を以て殺さる、【繆蟣】は其の傳を詳にせず、【巧拙强弱】は兵を用ふるの巧拙と、國を强弱にする手段となり、【相若】は相似たるなり、【其道】は詐計を弄するを指す、【和齊】は和ぎ齊へて一にするなり、【掎契】契は挈と通ず、後より引くを掎といひ、前にありて提るを挈といふ、敵國を前又は後より、引きたり提つたりすることにて、政治を邪間するをいふ、【司詐】司は伺と通ず、伺詐とは敵の隙を伺ひて詐計を弄するなり、【齊桓、晉文、楚莊、吳闔閭、越勾踐】は五覇なり、王覇篇に解せり、【其域】は王者の兵の域なり、【本統】は仁義を謂ふ、【效】は效驗なり、

孝成王、臨武君曰、善、

此の節は、孝成王と、臨武君と相感嘆せることを述べたり、

孝成王と臨武君とは、之れを聞き終りて曰く、誠に善き論なりと感嘆せり、

○以上第二章、王者の兵を論せり、王者の兵は、仁義を主とし、同心協力せる兵にして、天下に敵なきものなり、

請問爲將、

此の節は、臨武君の問を叙せり、

臨武君曰く、大將たる者の取るべき道を請ひ問ふと、

孫卿子曰、知莫大乎棄疑、行莫

泰誓は後人の僞作なり、【兵大齊】は湯王、武王の如き王者の兵を指す、【兵小齊】は齊の桓公、晉の文公の如き覇者の兵を指す、【殆】は危なり、アヤウシと訓む、【勝不勝無常】は勝敗常なしに同じ、【翕】は斂むるなり、兵斂むとは衰ふるをいふ、【張】は大なり、兵の盛大なるをいふ、【雌雄】は或は雄となりて人を制し、或は雌となりて人に制せらるゝをいふ、【盜兵】は盜賊の兵にて、詐力を以て相勝つ兵をいふ、

故齊之田單、楚之莊蹻、秦之衞鞅、燕之繆蟻、是皆世俗之所謂善用兵者、是其巧拙彊弱、則未有以相若也、若其道、一也、未及和齊也、椅契司詐、權謀傾覆、未免盜兵也、齊桓、晉文、楚莊、吳闔閭、越勾踐、是皆和齊之兵也、可謂入其域矣、然而未有本統也、故可以覇、而不可以王、是彊弱之效也、

此の節は、前節に述べたる盜兵と小齊の兵とを例證し、以て大齊の兵、即ち王者の兵に相反映せしめ、全文を總收せり、

彼の名高き齊の田單や、楚の莊蹻や、秦の衞鞅や、燕の繆蟻は、是れ皆世俗の人の所謂善く兵を用ふるものなり、其の兵を用ふる巧拙と、其の國を強弱にする手段とは、未だ相似たるものあらざれども、其の變詐を弄するに至りては、則ち一なり、未だ人心を和げ齊へて一致にするに及ばず、敵國の政治を邪間し、又其の隙を伺ひて之れを詐り、權謀を弄して、以て之れを傾け覆さんとするに過ぎず、故に未だ盜兵の名を免るゝ能はざるなり、齊の桓公や、晉の文公や、楚の莊王や、吳王闔閭や、越王勾踐の五覇の人々は、和げ齊へて一致したる兵なり、王者の兵の域に入ると謂ふ可し、然れども、未だ仁義に本づかざるなり、故に以

ることあるが如きなり、之れに反し、詐計の兵を以て、湯武の如き同心協力せる兵に遇ひて戰ふは、之れを譬へて言へば、猶錐にて太山を毀し崩さんとするが如し、迚もかなはぬことなり、天下の愚人に非ざれば、此の如き馬鹿なことを、おしきつて試むるものなし、故に王者の兵は、天下の人皆其の當る可からざることを知るが故に、之れに敵對せんと試むるものあらざるなり、殷の湯王の夏の桀王を誅し、周の武王の殷の紂王を誅するや、拱揖して指揮する儘にて、直に誅に伏せるのみならず、其の外の强暴なる國も、皆德に化し、來り服して使役に從はざるはなかりき、其の桀王や紂王を誅することの易きは、恰も一夫（ヒトリモノ）を誅するが如くなりき、故に泰誓に曰く「獨夫の紂」と、此れは之れを誅することの易かりしことを謂ひしなり、以て王者に敵する者なきことを知るべし、かるが故に、兵が大に齊ふこと、湯王武王の兵の如きときは、則ち天下を一統して、之れを制御することを得、小しく齊ふこと、齊の桓公、晋の文公の如きときは、則ち隣國の敵を危くするを得るなり、若し夫れ彼の招致せる、募集選擇せる威勢變詐をたつとび、功利をたつとぶ所の兵の如きに至りては、勝敗常なく、代る〳〵衰へて小さくなり、代る〳〵盛にして大きくなり、代る代る國を保存し、代る〳〵國を滅亡す、かく互に勝ちたり負けたりして、或は雄となりて人を制し、或は雌となりて制せらるゝのみ、夫れ之れを詐力を以て相勝つ兵、即ち盜賊の兵と謂ふなり、君子の由らざる所なり、

【招延】は招致に同じ、齊の技擊を招致するを指す、【募選】は募集して選擇することにて、魏の武卒を募るを指す、【勢詐】は威勢と變詐の計なり、【尙功利】尙はたつとぶなり、此の句は秦を指す、【漸之】漸は進なり、ス、ムと訓む、一句の意は、士卒の力を進むるなり、【齊】は心を齊へて一にするなり、【辟】は譬に同じ、タトフと訓む、【錐刀】はきりなり、【墮】は毀なり、コボツと訓む、【太山】は東方の大山にて、今の山東省濟南府泰安州にあり、【拱挹】は拱揖に同じ、手を拱きたる儘にて、何もせざるの意なり、【趨使】は趨り來りて使役に從ふなり、【獨夫】は一夫に同じ、ひとりものなり、【泰誓】は書經周書の篇名にて、周の武王が殷の紂王を討つときに誓へる辭なり、但し今存せる

之」微妙は精盡なり、一句の意は、仁義をつとめ盡くすなり、【以節】節は節制なり、【作】は起なり、オコル又はタツと訓む、【兼殆】兼は兼併なり、殆は危なり、兼殆とは危くし亡ぼして、之れを兼併するなり、

故招延募選、隆勢詐、尚功利、是漸之也、禮義教化、是齊之也、故以詐遇詐、猶有巧拙焉、以詐遇齊之、辟之、猶以錐刀墮太山也、非天下之愚人、莫敢試、故王者之兵不試、湯武之誅桀紂也、拱挹指麾、而彊暴之國、莫不趨使、誅桀紂、若誅獨夫、故泰誓曰、獨夫紂、此之謂也、故兵大齊則制天下、小齊則殆鄰敵、若夫招近募選、隆勢詐、尚功利之兵、則勝不勝無常、代翕代張、代存代亡、相爲雌雄耳矣、夫是之謂盜兵、君子不由也、

此の節は、齊魏秦の兵は盜兵なり、之れを以て、王者仁義の兵に當るは、錐を以て山を毀たんとするが如きをいひて、王者の敵なきを明にし、前節の意を申明せり、

以上述ぶる通りなるが故に、齊の技擊を招致する、魏の武卒を募集選擇する、秦の威勢變詐をたつとび、功利をたつとぶ方法は、是れ士卒の力を進むるに過ぎず、其の心を一にする能はざるなり、王者が禮義を以て教化する方法は、是れ士卒の心を齊へて一にするの術なり、故に秦魏などの詐計の兵を以て、他の詐計の兵に遇ひて戰へば、其の詐計の巧拙にて、勝利を得ることある、猶齊の技擊の、魏の武卒に當り、勝を得

干賞蹈利之兵也、傭徒鬻賣之道也、未有貴上安制綦節之理也、諸侯有能微妙之以節、則作而兼殆之耳、

此の節は、以上齊魏秦の兵を比較し、秦を以て上となせども、此れを又覇王の兵に較ぶれば、言ふに足らざることを説き、以て王者の兵より強大なるものなきことを發揮せり、

以上述ぶる通りなるが故に、齊の技撃の兵は、魏の武卒に遇うては、戰ふ可からず、魏の武卒は、秦の精鋭なる士卒に遇うては、戰ふ可からず、秦の精鋭なる士卒は、齊の桓公、晋の文公の如き、節制ある兵士には、當る可からざるなり、桓公文公の如き節制ある兵士は、殷の湯王、周の武王の如き仁義の兵には、敵す可からざるなり、若し此の仁義の兵に向ふ者あらば、恰も焦げかれて、ぼろ〳〵になれる物を以て、堅き岩石に向つて投ぐるが如し、直に破滅せんのみ、是の齊魏秦諸國の兵を合せて、之れを觀察するに、此れ等の國の兵は、皆賞を求め利を爭ふことを望む兵のみなれば、勞動者が己の力を賣り鬻きて、賃錢を得る道と、異なることなきなり、未だ君上を愛し貴びて、制法を守りて之れに安んじ、節操を極め致して君が爲に死するが如き理はなきなり、故に今諸侯にして、仁義をつとめ盡くし、而して之れを率ゐるに、節制を以てするときは、此れ等の諸國を滅して之れを兼併し得んのみ、

【遇】は出合うて戰ふ意なり、【桓文】は齊の桓公、晋の文公にて、五覇中第一の名君なり、【節制】はしまりなり、しまりある兵を指す、【湯武】は殷の湯王、周の武王なり、【仁義】は仁義の兵なり、【焦敖】は燒け焦げて、ぼろ〳〵になれる物なり、【兼是數國】は是の秦魏齊數國の兵を合せて、觀察するにの意なり、【干】は求なり、モトムと訓む、【蹈利】は利を得んと蹈み爭ふにて、利を爭ふ意なり【傭徒】は勞動者なり、【鬻賣】は力を鬻ぎ賣りて、賃錢を得るなり、【貴上】は君上を貴び愛するなり、【安制】は制法を守り安んずるなり、【綦節】綦は極なり、節義を極むるなり、【微妙

比べて、最も兵衆くして強く、且つ長久の道たるのみならず、土地は多くして損ることなく、且つ租税も常に取れて、資金常に餘あり、故に秦が孝公より惠王武王を經て昭王に至るまで、四世の間、常に諸侯の兵に勝てるは、決して徼倖に非ず、數術の其の當を得たる故なり、

【生民】は民を生養するなり、【陜院】はけはしき法、即ち酷き窮屈なる法をいふ、例へば父子同室を禁じ、怠りて貧なる者は擧げて收拏となし、耕織を以て生となさゞる可からずと定めたるが如き、是れなり、【劫之以威】は前の酷烈を承く、【隱之以院】は前の陜院を承く、隱は隱括にて、しめくゝるなり、院は前にいへる陜院の法なり、【忸】は狃に同じ、ナルと訓む、馴れて從はしむるなり、【鮹】は藉なり、陵ぎ威すの意なり、【要之以利】要は要求なり、【無由】は由るべき道なきなり、【院而用之】は陜院の法を以て民を戰に用ひるなり、【得而後功之】は戰に勝ち得て、然る後、之れを有功とするなり、【功賞相長】は有功なれば、之れを賞して民の長たらしむるなり、民が民の長となるより、相長たりといふ、【五甲首】は敵の甲武者五人の首なり、【隸五家】は有功者に、其の鄉里の五家を隸屬せしめて、其の長とするなり、【衆彊】は兵衆く強きなり、【多地以正】魏の如く田宅の租税を免すれば、其れ丈の土地は國にありても、なきと等しければ、地少くなる理由なれど、秦は之れに反するを以て、多地といふ、正は征と通ず、税なり、以正とは租税のとれることなり、【四世】は孝公、惠王、武王、昭王をいふ、【幸】は徼倖なり、【數】は數術にて、はかりごとをいふ、

故齊之技擊、不可以遇魏氏之武卒、魏氏之武卒、不可以遇秦之銳士、秦之銳士、不可以當桓文之節制、桓文之節制、不可以敵湯武之仁義、有遇之者、若以焦熬投石焉、兼是數國者、皆

の義なれば、即ち三枚襲ねなり、【十二石之弩】百二十斤を石といふ、弩は石弓なり、【服矢】服は箙なり、服矢は箙に挿める矢なり、【冠軸】冠はかぶるなり、軸は胄に同じ、【贏】は負擔するなり、ニナフと訓む、【日中】は朝より日中までをいふ、【中試】は試驗に合格するなり、【復其戶】は其の家に復へすにて、徭役せざるなり、政府にて人民を使役するを徭役といふ、【利其田宅】は其の田宅に便利を與ふるにて、其の租稅を免するをいふ、【奪】は嚮に與へし免稅の優遇法なり、【改造】は改めて選擇するなり、【周】はあまねきなり、あまねく手當するなり、

秦人其生民也、陿阨其使民也酷烈、劫之以勢、隱之以阨、忸之以慶賞、鰌之以刑罰、使天下之民所以要利於上者、非戰無由也、阨而用之、得而後功之、功賞相長也、五甲首而隸五家、是最爲衆彊長久、多地以正、故四世有勝非幸也、數也、

此の節は、秦は賞罰を嚴にするを以て、其の兵强大なることを說き、孝公より四世、常に勝利を得るは、偶然に非ざることをいへり、

秦侯は其の民を生養するや、極めて窮屈に、其の民を使役するや、極めて酷烈なり、又威勢を以て之を劫迫し、窮屈なる法を以て之れをしまりくゝり、之れをして馴れ從はしむるに、賞賜を以てし、之れを陵ぎ威すに刑罰を以てす、此くの如くにして、其の民をして、利益を上に要求するには、戰鬪に非ざれば、由るべき道なきことを知らしむるなり、かく人民を窮屈なる法の中に置きて、之れを戰に用ひ、戰に勝ち得て、然して後之れを有功となし、有功にして始めて賞を與へ、之れをして民の長たらしむ、即ち敵の甲武者五人を打ち取れば、鄕里の五家をして、之れに隸屬せしめ、以て其の長となす、是れなり、是の法は、齊、魏に

り、【幾】は幾何なり、イクバクと訓む、

魏氏之武卒以レ度取レ之、衣二三屬之甲一、操二十二石之弩一、負二服矢五十箇一、置レ戈其上、冠レ冑帶レ劒、嬴二三日之糧一、日中而趨二百里一、中レ試則復二其戶一、利二其田宅一、是數年而衰、而未レ可レ奪也、改造則不レ易レ周也、是故地雖レ大其稅必寡、是危國之兵也、

此の節は、魏國の兵は強しと雖、之れを永遠に期す可からず、畢竟危國の兵たるに過ぎざることを論ぜり、魏侯は、武勇ある兵卒を擇擇して、之れを武卒といふ、此れは試驗を以て選び取るなり、其の試驗は如何にといふに、三屬の甲を着て、十二石の弩を操り、箙に矢五十個を負ひて、戈を其の上に置き、冑を冠り劒を帶び、三日間の兵粮を擔ひ、朝より日中に至るまでに、百里の遠き路程を走るにあり、此の試驗に合格すれば、武卒として採用せられて、徭役を免せられ、且つ其の田宅の租稅をも免せらるゝなり、此の法は、一見可なるが如くなれども、甚しき弊害あり、何となれば、是の武卒は數年を過ぐれば、筋力衰へ戰に堪へざるに至るは明なり、さればとて、其の與へし優遇法（即ち徭役租稅を免せしこと）を奪ひて、怨を生ぜしむ可からず、然らば改めて選擇せんか、前の如き結果を生じ、あまねく手當をすることは容易ならざるなり、是の如くすれば、たとへ土地廣大なりと雖も、收納する租稅必ず寡ければ、資用不足するを以て、國必ず危亡す、故に是れは國を危くするの兵なり、

【武卒】魏は武勇の卒を選擇して之れを武卒といふ、

【度】は程なり、程は程試にて、試驗なり、【三屬之甲】は上旅、下旅、札縢の三枚襲ねになれる甲をいふ、甲の腰より上を上旅といひ、腰より下を下旅といふ、札縢は草摺にて、甲の腰に分れて垂るゝ短き裾をいふ、屬は上旅下旅札縢の數なり、三屬とは其の數が三つ

毳則偷可用也、事大敵堅、則渙焉離耳、若飛鳥然、傾側反覆無日、是亡國之兵也、兵莫弱是矣、是其去賃市傭而戰之幾矣、

此の節は、齊の國の兵は技擊を隆べども、此れは小敵に利にして大敵に利あらず、亡國の兵たることを說けり、

齊人は、勇力を以て敵を擊斬する者を號して技擊といひ、之れをたつとぶなり、其の技擊に關する賞賜の法は、如何にといふに、敵の首一つを得たる者には、敵の首を得ざる者より、其の罪を贖はんが爲に出したる錙金を賞として與へ、別に戰の勝敗を問はず、是れは小戰にて且つ敵もろきときは、かりそめにも之れを用ふることを得れども、大戰にて且つ敵堅きときは、我が兵は打ち破られて、離散せんのみ、其の敗散の速にして一日を持ちこたふる能はざるは、恰も空飛ぶ鳥の憑依する所なきが如し、是れ亡國の兵にて、世に是れより弱き兵はなきなり、是の兵を以て戰ふは、市中の勞動者を賃錢を出して雇うて、之をして戰をなさしむると、相去ること幾何ぞ、一敗地に塗るは見易きの理なり、

【技擊】技は材力なり、齊人勇力を以て敵を擊斬する者を以て、號して技擊といふ【賜贖錙金】賜は與なり、アタフと訓む、贖錙金とは、戰功なき者をして錙金を出して、其の罪を贖はしむ、之れを贖錙金といふ、罪を贖ふ錙金の義なり、錙は八兩なり、一句の意は、戰功者に無功者より出したる贖錙金を與ふ者なり【無本賞】は戰に勝ちたる賞を本賞といふ、本賞なしとは、賞罰に戰の勝敗を論ぜざるなり【事小】事は戰を指す、事大の事も之れに同じ【毳】は脆と通ず、モロシと訓む【偷】は苟且なり、カリソメと訓む、【渙焉】は離散する貌なり【傾側反覆無日】傾側は傾きたほるゝこと、反覆はひつくりかへること、故に四字にて敗散する意なり、無日とは一日を持ちこたふる能はざるをいふ、一句の意は、敗散すること速にして、一日を持ちこたふる能はざるをいふ【賃市傭】市傭は市中の勞動者なり、賃は賃錢を出して雇ふな

便利者彊、械用兵革窳楛不便利者弱、重用兵者彊、輕用兵者弱、權出一者彊、權出二者弱、是、彊弱之常也、

此の節は、復び國家強弱の分るゝ常則を說けり、君能く賢士を好む者は、其の國強く、賢士を好まざる者は、其の國弱し、君能く民を愛する者は、其の國強く、民を愛せざる者は、其の國弱し、君の政令信實にして、民を欺かざる者は、其の國強く、政令信實ならざる者は、其の國弱し、民力を同じくして事ふる國は強く、民相離散して力を同じくせざる國は弱し、君賞を重く厚くするときは、其の國強く、賞を輕く薄くするときは其の國弱し、君刑罰を施すこと、威嚴あるときは、其の國強く、刑罰を施すことを、妄になげやりにするときは、其の國弱し、武器堅固完全にして便利なれば、其の國強く、武器粗惡にして便利ならざるときは、其の國弱し、愼重に兵を用ふる者は、其の國強く、輕しく兵を用ふる者は、其の國弱し、政權一途に出づる國は強く、政權二途に出づる國は弱し、以上述ぶる所皆君仁威並び至り、民心服して國事に盡くすと、然らざるとによる、是れ即ち國家強弱の分るゝ常則なり、

【好レ士】は賢士を指す、【政令信】は政令信實にして、民を欺かざるなり、所謂令を布く信にして、言を食まざるものなり、【賞重者】は賞の重く厚きなり、【齊】は力を同じくするなり、【侮】は侮慢にて、なげやりにして、みだらなる意なり、【械用兵革】械用は器械なり、兵は刀戟などの武器をいふ、革は甲冑の類なり、四者は皆軍器を指す、【攻完】攻は堅なり、攻完とは堅く完きなり【窳楛】窳は器の病なり、楛は粗惡なり、故に二字にて粗惡にして堅固ならざる意なり、【權】は政權なり、【出レ一】は一途に出づるにて、君一人の手より出づるなり、【出レ二】は二途に出づるにて、權臣又は外戚跋扈して、二君あるが如き有樣をいふ、

齊人隆二技擊一、其技也、得二一首一者、賜二贖錙金一、無二本賞一矣、是事小敵

用也、上不㆑卬、則下不㆑可㆑用也、下可用則彊、下不㆑可㆑用則弱、是彊弱之常也、隆㆑禮效㆑功上也、重㆑祿貴節、次也、上㆑功賤㆑節、下也、是彊弱之凡也、

此の節は、國の強弱になる理由を三段に分ちて說けり、

人君の賢なるものは、其の國治まり、人君の不能なるものは、其國亂る、又人君が禮義を貴ぶものは、其の國治まり、禮義を簡にし賤しむものは、其の國亂る、國治まるものは強く、亂るものは弱し、是れ強弱の分るゝ、本源なり、上の敎化行屆きて、仰ぎて事ふるに足らば、則ち下民は心服するを以て、之れを用ひて事を爲すべきなり之れに反し、上の敎化行屆かずして、仰ぎ事ふるに足らざれば、則ち下民は心服せざるを以て、之れを用ひて、事を爲す可からざるなり、下民が用ふ可からざれば、則ち國弱し、是れ強弱の分るゝ、常理なり、禮義をたつとびて、治國の功業を致すは、上等の君なり、臣下の俸祿を厚くし、節義を貴ぶは、中等の君なり、徒に戰功をたつとびて、節義を賤むは、下等の君なり、上等の君の國は強く、下等の君の國は弱し、是れ強弱の分るゝ大凡の區別なり、

【隆】は貴なり、タットブと訓む、【簡】は粗なり、オロソカと訓む、【卬】は仰の古字なり、【不㆑卬】は仰ぐに足らざればの意なり、【效㆑功】效は致すなり、功は治國の功業なり、戰功にあらず、【重㆑祿】は祿を厚くするなり、【節】は節義なり、【上㆑功】は戰功をたつとぶなり、【凡】は大凡の區別の意なり、

好㆑士者彊、不好㆑士者弱、愛㆑民者彊、不㆑愛㆑民者弱、政令信者彊、政令不㆑信者弱、民齊者彊、民不㆑齊者弱、賞重者彊、賞輕者弱、刑威者彊、刑侮者弱、械用兵革、攻完

なり、【遏】はふせぎとゞむるなり、

孝成王臨武君曰善

此の節は、孝成王と臨武君と、荀子の説を賛賞せしことを記せり、一段の總結なり、

孝成王と、臨武君とは、其の説を聞き終り、感嘆して曰く、善し、誠に正しき論なりと、

○以上第一章、兵を用ふの要術は、民を親み附くるにあることを説けり、

請問王者之兵設何道何行而可

此の節は、孝成王と、臨武君との間を叙せり、

孝成王と、臨武君と曰く、請ひ問ふ、王者の兵を用ふる道は、如何なる方法、如何なる行動を用ひて可なるやと、

【設】は用なり、モチフと訓む、【何道】道は術なり、方法なり、

孫卿子曰凡在大王將率末事也臣請遂道王者諸侯彊弱存亡之效安危之勢

此の節以下、終まで荀子の對なり、此節は、其の總序なり、

孫卿子對へて曰く、凡そ兵を用ふる謀略の如きは、末の事にて、論ずるに足らず、されば只今は其の根本たる、王者と諸侯との、國の強弱存亡の効驗と、安危の形勢との道を論せん、

【大王將率】は大王の諸將が職とする所の者にて、蓋し兵を用ふるの謀略を指す、【道】は言ふなり、【效】は効驗なり、

君賢者其國治君不能者其國亂隆禮貴義者其國治簡禮賤義者其國亂治者彊亂者弱是彊弱之本也上足卬則下可

は暴國の君を指す、【所好】は仁君を指す、

故仁人用國日明、諸侯先順者安、後順者危、慮敵之者削、反之者亡、詩曰、武王載發、有虔秉鉞、如火烈烈、則莫我敢遏、此之謂也、

此の節は、再び仁人の敵なきことを申明して、前節を結べり、

以上論ずる通りなるが故に、仁人國を治むるときは、天下の人民、皆其の耳目となりて働くを以て、其の見聞する所日に益、明察になり、國勢旭日の昇るが如く隆々たり、されば、諸侯先づ歸順する者は、其の國安らかなれども、後れて歸順する者は危く、之れに敵することをもくろむ者は、其の國を削り減らされ、之れに向つて叛く者は、討ち滅さるゝなり、昔の詩に、殷の湯王のことを歌うて曰く、「我が勇武ある王は、軍を起して不義の徒を征伐なさるゝ、其の時には、旆を立て鉞を持ちて行かる、戰は仁義を主となさるゝ故、敬しくつゝむことを以て先務として、少しも亂暴をなされず、故に其の威勢の盛なること、火の烈しく熾に燃るが如し、されば敢て我王の師を禦ぎ止むるものはなし」と、此の詩は、即ち仁人の兵を謂ひたるなりと、

【用國】用は治なり、ヲサムと訓む、【詩曰】此の詩は詩經商頌長發の篇にあり、殷の湯王の武功を詠じたり、【武王】は武勇ある王にて、湯王を指す、【載發】發は讀んで、旆と爲す、音ハイ、はたなり、其の形左圖の如し、載は建つるの意なり、【有】は又と通ず、マタと訓む、虔はつゝしむなり、【烈烈】は烈しく熾に燃ゆる貌

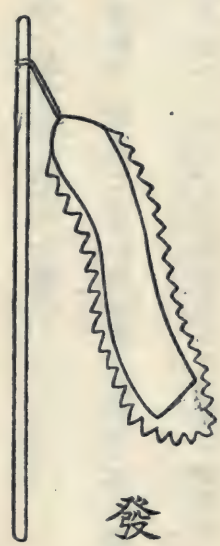

（はたの地に白と彩りたるものと二種あり、）

【角摧】は角の崩づるゝが如く、摧くるをいふ、【案】は語助にて、コ、ニと訓む、【鹿埵、隴種、東籠】の三語は、皆當時の方言にて、皆摧け敗れてめちや〳〵になるをいふ、字義は詳ならず、

且夫暴國之君、將誰與至哉、彼其所與至者、必其民也、而其民之親我、歡若父母、其好我芬若椒蘭、彼反顧其上、則若灼黥、若仇讎、人之情雖桀跖、豈又肯爲其所惡、賊其所好哉、是猶使人之子孫自賊其父母也、彼必將來告之、夫又何可詐也、

此の節は、暴國の君は民心離散し、忠を盡くすの意なきを以て、たとへ變詐の計を弄するとも、何の益もなきことを說けり、

且つ彼の暴國の君は、人の國に勝たんとして出征するとき、誰と共に至るや、彼れが其の與に至る所の者は、必ず其の國民なり、然るに其の國民が、我仁君を親み歡ぶこと父母の如く、我仁君を好むこと、かんばしき椒蘭の香の如きに反し、其の國君を顧れば、則ち恐ろしきこと灼黥の刑の如く、惡きこと仇讎の如し、人の情は、桀王や盜跖の如き惡人と雖、どうして肯て其の己が惡む所の人の爲に、其の己が好む所のものを、そこなふものあらんや、此の如く仁君を慕ふ國民をして、仁君を伐たしむるは、是れ猶人の子孫をして、其の父母をそこなはしむるが如し、彼の國民は、必ず其の父母として慕ふ仁君の許に來りて、委細の事を告げ語らん、此の如くんば、夫れ又何ぞ詐りて之れを攻め破ることを得んや、

【芬】はかんばしきなり、【椒】は山椒にて香木なり、【灼黥】は刑罰の名なり、灼は燒くなり、燒きごてをあてる刑なり、黥は入れずみの刑なり、【桀跖】は夏の桀王と、盜跖となり、桀王は暴惡の王、盜跖は大惡賊なり、【豈又肯云云】又は有と通じ、アルと訓む、【所惡】

力を同じくす、其の臣下の君上に於ける、猶子の父に事へ、弟の兄に事ふるが如く、又手臂の頭や目を扞ぎ衝り、胸や腹を覆ひ護るが如し、故に詐りて之れを襲ふとも、或は先づ虚喝し驚駭せしめて、之れを擊つとも、かく上下同心協力することなれば、其に何の益もなきなり、且つ仁人が十里の國を治むるときは、則ち將に百里の遠き國のものまで、其の耳目となりて働くあらんとす、百里の國を治むるときは、則ち將に千里の遠き國のものまで、其の耳目となりて働くあらんとす、千里の國を治むるときは、則將に四海の遠き國々のものまで、其の耳目となりて働くあらんとす、かく四方の人民が、己が耳目となりて、聰明に相警戒し、相和附して一致すること、一人の如し、加之、仁人の兵は、平生訓練能く行き屆く故に、聚るときは、直に自ら卒伍をなし、散ずるときは、直に自ら行列をなし、延陣を爲すときは、恰も莫耶の長き刃の如く、之れにかゝりたる者は立ち所に斬らるゝなり、兌陣を爲すときは、恰も莫耶の鋭利なる鋒尖の如く、之れに當るものは、壞散するなり、圜居の陣、方正の陣を爲すときは、動かざること、恰も大磐石の如く、之れに觸るゝものは、忽ち摧くること角を崩すが如く、こゝに散々に打ち破られて退かんのみ、

【百將】は多くの將なり、【三軍】は周初にては大諸侯の軍（一軍一萬二千五百人）をいへども、後世にては單に大軍の意に用ふ、此にては後の意に從ふべし、【扞】はふせぎ衝るなり、【覆】は覆ひ護るなり、【先驚】は先づ虚喝して驚かすなり、【一也】は二つとも、共に同じく益なしの意なり、【用二十里之國一】用は治なり、ヲサムと訓む、以下用二百里之國一用二千里之國一の用も、亦之れに同じ、【聽】は猶耳目といふが如し、【和傅】傅は附なり、和附は和ぎ附くなり、【而一】而は如と通じ、ゴトシと訓む、一の如しとは、衆相一致して恰も一人の如しとなり、【卒】は卒伍なり、卒は百人の隊、伍は五人の隊をいふ、【列】は行列なり、【延】は陣法なり、長く直ぐに張る陣をいふ、【莫耶】は古の名刀なり、【嬰】はカヽルと訓む、ひつかゝるなり、【兌】は鋭と通ず、陣法なり、曲りて鋭き角を爲して張る陣をいふ、【潰】は壞れ散ずるなり、【圜居】は陣法なり、圜は圓なり、圓形に張る陣をいふ、【方正】は陣法なり、四角に張る陣をいふ、【盤石】は磐石に同じ、大石なり、

入らば、焦き殺され、溺死せんのみ、
【所レ道】道は言なり、イフと訓む、【權謀勢利】は權謀を以て勢に乘じ、勝利を得んとするものゝ意なり、【攻奪變詐】は變詐の計を以て、敵を攻め、土地を奪ふものゝ意なり、【路亶】路は羸るなり、單は癉に同じ、病むなり、故に路亶二字にて、罷弊と意同じ、【渙然】は離るゝ貌なり、【離德】は君に慈惠の德なければ、民に忠義の德なし、此の如くなれば、二者の間相離る、之れを離德といふ、【巧拙有レ幸】は計の巧拙によりて、幸に勝を得ることありの意なり、【撓】は攪なり、ミダスと訓む、かきまぜるなり、【焦沒】は焦き殺され、溺死するなり、

故仁人之兵、百將一レ心、三軍同レ力、臣之於レ君也、下之於レ上也、若レ子之事レ父、弟之事レ兄、若レ手臂之扞二頭目一、而覆二胸腹一也、詐而襲レ之、與二先驚一而後擊レ之一也、且仁人之用二十里之國一、則將レ有二百里之聽一、用二百里之國一、則將レ有二千里之聽一、用二千里之國一、則將レ有二四海之聽一、必將レ聰明警戒、和傅而一、故仁人之兵、聚則成レ卒、散則成レ列、延則若二莫耶之長刃一、嬰之者斷、兌則若二莫耶之利鋒一、當之者潰、圜居而方正、則若二盤石一然、觸レ之者角摧、案二鹿埵隴種一東籠而退耳、

此の節は、仁者の兵は敵なきことを、あらゆる方面より立證せり、
故に仁人の兵は、多くの將校皆心を一にし、三軍の兵

【勢利】は勢に乘じて利を爭ふをいふ、【變詐】は變詐の計なり、手をかへ品をかへて奇計を出す、故に變詐といふ、【感忽】感は撼に通じ、撼は搖に同じ、搖忽とは敏速にして料る可からざるなり、【悠闇】は神妙にして測るべからざるの意なり、【孫吳】は孫武と、吳起となり、孫武は吳王闔廬の將にて、闔廬をして强大覇を稱するに至らしめしは其の力なり、著す所孫子あり、吳起は、魏の武侯の將にて、魏を强大にせり、著す所吳子あり、

孫卿子曰、不然、臣之所道、仁人之兵、王者之志也、君之所貴、權謀勢利也、所行、攻奪變詐者、諸侯之事也、仁人之兵不可詐也、彼可詐者、怠慢者也、路亶者也、君臣上下之間、渙然有離德者也、故以桀詐桀、猶以卵投石、以指撓沸、若赴水火、入焉焦沒耳、

此の節以下、終まで荀子の反駁なり、此の節は、仁人の兵と權勢變詐を弄する兵との差別を說き、以て己が主張する仁人の兵の大利あることを說けり、

孫卿子又之れを反駁して曰く、然らず、臣の論ずる所は、仁人の兵にして、王者の志す所なり、君の貴ぶ所は、權謀を以て、勢に乘じ勝利を得んとする者なり、行ふ所は變詐の計を以て、敵を攻め土地を奪ふものなり、此れは諸侯のなす所の事なり、仁人の兵は、如何なる巧詐なる計を以てすとも、詐る可からざるなり、詐りて勝を得可き兵は、怠慢なる兵なり、罷弊せる兵なり、君臣上下の間、渙然として相離れ、一致せざるの兵なり、故に桀の如き逆人の兵を以て、桀の如き逆人の兵を詐るは、其の詐の巧拙によりて、幸に勝を得ることあれども、桀の如き逆人の兵を以て、堯の如き仁人の兵を詐らんとするは、譬へば卵を以て石に投げつけ、指を以て沸騰せる湯をかきまぜるが如く、又水の中火の中に赴かんとするが如し、此の中に

故兵要在乎善附民而已、

此の節は、荀子の對にて、兵を用ふるの要術は、先づ恩惠を施して、士民を親しみ附かしむるにあることを說けり、

孫卿子、臨武君の論を否定して曰く、然らば、臣今聞く所の古聖王の道を說かん、凡そ兵を用ひて、敵國と攻戰するの本は、必ず士民の心をして一致ならしむるにあり、何故とならば、弓矢がよく調はざるときは、名人の羿と雖、微細なる所に中つる能はず、六馬がよく調和せざるときは、名人の造父と雖、遠き路程を極むる能はざるが如く、士民が親み附かざるときは、湯王武王の如き聖王と雖、敵と戰ひて必ず勝つ能はざるなり、故に善く民を附くる者は、是れ乃ち善く兵を用ふる者なり、故に兵を用ふるの要術は、善く士民を親しみ附かしむるにあるのみ、天時地利の如きは畢竟末のみと、

【羿】は古の弓射りの名人なり、儒效篇に解せり、【造父】は古の名高き御者にて、周の穆王の臣なり、儒效篇に解せり、【六馬】は天子の御馬といふ、天子は天地四方に事あり、故に六の字を冠す、【致遠】致は極なり、キハムと訓む、【親附】は親み附くなり、

臨武君曰、不然、兵之所貴者、勢利也、所行者、變詐也、善用兵者、感忽悠闇、莫知其所從出、孫吳用之無敵於天下、豈必待附民哉、

此の節は、臨武君の駁論を擧げたり、兵は勢利を貴び、變詐を行ふものなることを說けり、

臨武君之れを駁して曰く、然らず、兵に貴ぶ所は、勢に乘じて勝利を爭ふにあり、其の行ふ所は、變詐の計なり、故に善く兵を用ふるものは、敏速にして神妙なる、敵をして其の從て出づる所を、知ることなからしむ、昔し吳の孫武や、魏の吳起は、此の方法を用ひ、向ふ所天下に敵なかりき、どうして必ず士民を附くることを待ちて然らんやと、

錄には、「孫卿趙に至り、孫臏と、兵を趙の孝成王の前に議す」とあり、孫臏は齊の將なり、此れに據れば、臨武君は孫臏の封號の如くに見ゆ、今史記年表を按するに、齊の宣王二年、孫臏軍帥と爲り、魏を馬陵に敗るとあり、此れより趙の孝成王元年に至るまで、すでに七十餘年を經過すれば、孫臏は少くとも百歲以上なり、年代相隔遠すること甚しければ、臨武君は、此の孫臏にあらず、敘錄は誤なるべし、【孝成王】は前に言ひし平原君の主たりし惠文王の子なり、

王曰、請問兵要、

此の節は、孝成王の問を序せり、

孝成王曰く、兵を用ふるの要術を請ひ問ふと、

【兵要】は兵を用ふるの要術なり、

臨武君對曰、上得天時、下得地利、觀敵之變動、後之發、先之至、此用兵之要術也、

此の節は、臨武君の對にて、天地の時利を得て、敵の機先を制するを以て、兵を用ふるの要術と爲せり、

臨武君へ對て曰く、風雨晦冥寒暑などの時々起る事變と、山川池沼平坦、險阻などの地勢の利とを、巧に利用し得、常に敵の變動を觀察して、時機を逸せざることを力め、其の軍を進むるや、敵に後れて發すと雖、其の戰地に着くや、敵に先じて至り、以て之れを制す、是れ兵を用ふるの肝要なる術なり、

【天時】は寒暑風雨晦冥などの、時々起り來る天變をいふ、【地利】は山川、池沼、平坦、險阻などの地勢上の利をいふ、【後之】之は敵を指す、先之之の之も同じ、

孫卿子曰、不然、臣所聞古之道、凡用兵攻戰之本、在乎一民、弓矢不調、則羿不能以中微、六馬不和、則造父不能以致遠、士民不親附、則湯武不能以必勝也、故善附民者、是乃善用兵者也、

及小人、刑濫則害及君子、若不幸而過、寧僭無濫、與其害善、不若利淫、

此の節は、賞罰を愼むべきことを說けり、人に恩賞を與ふるには、あやまることを欲せず、又刑罰を施すには、みだることを欲せざるは、勿論のことなり、恩賞をあやまるときは、君子を賞せずして、小人を賞するに至る、即ち利益を君子に及ぼさずして、小人に及ぼすなり、又刑罰をみだるときは、小人を罰せずして、君子を罰するに至る、即ち害を小人に加へずして、君子に及ぼすなり、若し不幸にして賞罰ともに過るときは、寧ろ賞をあやまるとも、罰をあやまること勿れ、其の罰をあやまりて、君子を害さんよりは、賞をあやまりて、小人を利するの優れるに如かざるなり、

【僭】はあやまるなり、【濫】はみだるなり、【善】は君子を指す、【淫】は小人を指す、

荀子卷第十

議兵篇第十五

此の篇に錄する所は、大概荀子が楚將臨武君との兵に關する議論なり、始は兵を用ふるの要を論じ、次に王者の兵、王者の軍制、大將の道を論じて、兵は仁義を主とせざる可からざること、禮は富國强兵の本たるに及び、終に人を兼併する術、國を守るに困難なることを論せり、

臨武君與孫卿子、議兵於趙孝成王前、

此の節は、第一章の小序なり、

臨武君は、孫卿子と、趙の孝成王の前に於て、兵に關する議論をなせり、

【臨武君】は姓名を詳にせず、戰國策に、「趙魏加をして楚の春申君に見えしめて曰く、君に將あるかと、春申君曰く、有り、僕臨武君を將とせんと欲す云々」とあれば、楚の大將たること知るべし、劉向の本書の叙

り、而して博學は之れに關係せざるなり、

【師術】術は法なり、師たるの法なり、【博習】は博學に同じ、【與】はあづかるなり、【憚】は憚り畏れらるゝなり、【耆艾】五十を艾といひ、六十を耆といふ、故に二字にて老年の意に見るべし、【誦說】は經典を誦み說くなり、【不ㇾ陵不ㇾ犯】は其の師を陵がず犯さゞることにて、其の師の教を謹み守りて背かざるをいふ、【知ㇾ微而論】論は倫と通ず、倫理なり、一句の意は、學は精微なる所まで知り極めて、其の言ふ所皆倫理に中るなり、

水深則囘、樹落則糞ㇾ本、弟子通利則思ㇾ師、詩曰無言不ㇾ讎、無ㇾ德不ㇾ報、此之謂也、

○第十章、弟子學德進まば、師恩を追慕するものなることを說き、師たるものは學德を正くして、能く弟子を導くべきことを示せり、

凡そ水深きときは、急湍ならずして、くる〳〵廻りて流るゝものなり、又樹の葉が落つるときは、其の葉は、其の樹の根の糞となるなり、かく水も其の源を忘れずして、くる〳〵と流れて、急に其の源の處を去らず、樹の葉も、其の本たり父たる根を忘れずして、其の糞となる、此れにて、無情の水や木葉と雖、猶其の本を忘れざるを知るべし、況して人に於てをや、弟子も物事に通じて、己が身を利する時に及ばゝ、益〻師の恩の大なるを思ふに至るものなり、昔の詩に曰く、「善き言をいへば、必ず報いられざることなく、善き德を施さば、必ず報いられざることなし」と、此の詩は、師たるものが、善き教を施すときは、弟子より欣慕されて恩を報いらるゝことを說けり、

【囘】は旋り流るゝなり、【糞本】は根の糞となるをいふ、糞はこやしなり、【通利】は物事に通じ、己が身を利するなり、【詩曰】此の詩は、詩經大雅抑の篇にあり【無言不ㇾ讎二句】讎は報なり、ムクフと訓む、原詩の意は、善き言と德とを施さば、善き報を得、惡しき言と德とを施さば、惡しき報を得ることを言へども、荀子は之れを善き方にのみ取りたり、

賞不ㇾ欲ㇾ僭、刑不ㇾ欲ㇾ濫、賞僭則利

飾即ち（威光、德望など）備はり、下民は安泰なるときは、是れ功名の極度にて、如何なる功名も、此の上に出づ可からざるなり、

【程】は度量の總名なり、【準】は標準なり、【節】は君臣上下の等差を指す、【節奏】は進退なり、【陵】は謹なり、嚴なり、【生民】生は生養なり、【陵而文】而は則と通ず、スナハチと訓む、下句の寬而安の而も、亦此に同じ、文は文飾にて、威光德望などを指す、

君者國之隆也、父者家之隆也、隆一而治、二而亂、自古及今、未有二一隆爭重、而能長久者一、

○第八章、君父は一人のみ、二人あるときは、國及び家の滅亡することを說き、權臣外戚などの權力を擅にして、二君あるが如き有樣を呈する國を戒飭せり、君は國の中にて、一番尊きものなり、父は家の中にて、一番尊きものなり、尊きもの一人ありて、國も家も治まり、二人あるときは亂るゝなり、故に古より今に至るまで、未だ國にも家にも、二人の隆きものがありて、互に重んぜられんことを爭うて、其の國と家との、能く長久に存するものはあらざるなり、

【隆】は尊きなり、

師術有レ四、而博習不レ與焉、尊嚴而憚、可二以爲一レ師、耆艾而信、可二以爲一レ師、誦說而不レ陵不レ犯、可二以爲一レ師、知微而論、可二以爲一レ師、故師術有レ四、而博習不レ與焉、

○第九章、人の師たる資格を說けり、

人の師たる法に、四通りあり、博學は此れに關係せざるなり、四通りとは、次の如し、身を守ること尊嚴にして、人に憚り畏れらるゝものは、以て師となるべし、年老いて、人々に信賴さるゝものは、以て師となるべし、經を讀み之れを解說して、其の師の敎を謹み守りて、之れに背かざるものは、以て師となるべし、學は精微を研めて、其の言皆倫理に中るものは、以て師と爲るべし、以上述ぶる如く、師たるの法に四通りあ

正しく行はれず、即ち教を先きにして刑を後にせず、故に民法を犯し刑罰を用ひざる可からざるに至れるなればなりと思ひ、深く反省すべし」と、此の言は即ち政を爲すには、教化を先にすべきを言へるなり、【變應】は機に臨み變に應じて、宜しき樣に取り計ふなり、【中和】は中正平和なり、【察斷】は觀察裁斷なり【輔】は輔け行ふなり、【隆】は中なりナカバと訓む、【與之始】與は以と古通用せり、モッテと訓む、次句の與之終の與も、此れに同じ、之は前の寬裕多容云々の法を指す、【與之終】之は進退誅賞を指す、【自作】自はヨッテと訓む、【書曰】此の語は、書經康誥篇にあり、されど現行の康誥には、用其義刑義殺勿庸以次汝封とありて、荀子が引ける文と大に異なれり、如何なる故なるかを知らず、【義刑】は義に適へる刑罰なり、次の義殺の義も此の義の意に同じ、【庸】は用なり、【即】は即行なり、即行は直に行ふの意なり、【順事】は順序正しき政事の意なり、順序正しき政事とは、教化を先にして刑罰を後にする政事をいふ、

程者物之準也、禮者節之準也、

程以立數、禮以定倫、德以叙位、能以授官、凡節奏欲陵而生民、欲寬節奏陵而文生民寬而安、上文下安、功名之極也、不可以加矣、

○第七章、禮は政を爲すの根本たるものなることを說けり、

程は凡ての物をはかる標準なり、禮は君臣上下の等差を分くる標準なり、程にて以て度量衡などの數を立て、禮にて以て君臣父子の倫を定むるなり、かく禮にて上下の區別を立てゝ、さて臣下の德を度りて、上下の位を叙し、才能をはかりて、官を授くべし、而して凡て禮を以て進退するには、嚴密ならんことを欲し、人民を生養するには、寬大ならんことを欲すべし、進退謹嚴なるときは、則ち其の間に文飾（即ち威光、德望など）自然に備はり、人民を生養すること寬大なるときは、則ち人民自ら安かなり、かく君上は文

を捕へ食料に供するなり、

○以上第五章、人主の患は、口に賢を用ふと言うて、之れを實行せざるにあり、之れを實行するには、先づ其の德を明にするにあり、然らば天下自ら歸服することを說けり、

臨レ事接レ民而以レ義變應、寬裕而多容、恭敬以先之、政之始也、然後中和察斷以輔レ之、政之隆也、然後進レ退誅賞之、政之終也、故一年與レ之始、三年與レ之終、用レ其終爲レ始、則政令不レ行、而上下怨疾、亂所レ以自作レ也、書曰、義刑義殺、勿庸以即レ汝惟曰未レ有レ順事、言先レ教也、

○第六章、政を論ぜり、始は民を待つこと極めて寬にして、之れを贍し、之れを教へ、然る後、之れを賞罰すべきことを說けり、

政事に臨み、人民に接するに、禮義を以て心棒となし、以て機に臨み變に應じて、宜しき樣に取り計ひ、心を寬くゆつたりとして、廣く多くのものを容れ、而して之れに先つに、恭敬を以てするは、政を爲すの始なり、かくして後、之れを輔け行ふに、中正平和なる、觀察と裁斷とを以てす、是れ政を爲すの中なり、かくして後、功罪を論じて、功あるものは官位を進めて、之れを賞賜し、罪あるものは、官位を退けて、之れを誅罰するは、政を爲すの終なり、故に一年目は、寬裕にして、廣く多くの物を容るゝの法を以て、政を始め、三年目に、功罪を論じて進賞誅退するの法を以て、政を終ふるを、政を爲すの法と爲す、若し其の終たる功罪を論じて進賞誅退するの法を以て、政を爲すの始となすときは、政令少しも行はれず、上下相怨み、相疾むに至らん、此れ亂のよつて作る所以なり、書經の康誥に曰く、「義に適へる刑罰、誅殺と雖、以て直に之れを行ふことなかれ、汝はこれ我政事が順序

をいふ、

人主之患、不在乎不言用賢、而在乎誠不用賢、夫言用賢者口也、却賢者行也、口行相反、而欲賢者之至、不肖者之退也、不亦難乎、

此の節は、人主の患は、賢を用ふることを、口に言はざるに在らずして、賢を用ふることを、實行せざるにあることを說けり、

人主の患とする所は、賢人を用ふると言ふことを、口に言はざるにあらずして、誠に賢者を用ひざるにあり、即ち賢人を用ふと言ふ事を、實行せざるにあり、夫れ賢人を用ふると言ふものは口にて、賢人を却けて用ひざるは、平生の行なり、口と行とが相反して、賢者の至り、不肖者の退かんことを欲するは、亦むづかしき注文ならずや、

【却】は退なり、シリゾクと訓む、

夫耀蟬者、務在明其火、振其樹而已、火不明、雖振其樹、無益也、今人主有能明其德、則天下歸之、若蟬之歸明火也、

此の節は、人主德を明にせば、賢者自ら來り歸し、天下自ら歸服することを說けり、

火を耀して蟬をよせ集め、之れを捕へんとする者は、務めて其の火を明にして、其の蟬の居る樹を振ひ動かすにあるのみ、然らば、蟬は多く火を慕うて集り來るを以て、直に之れを捕ふるを得べし、之れに反し、火が明ならざるときは、其の樹を振ふとも、何の益もなし、之れと同じく、今人主が能く其の德を明にするあらば、則ち天下之れに歸服すること、恰も蟬の明なる火に聚り來るが如くならん、

【耀蟬者】支那の南方の風俗にて、蟬を捕ふる法なり蟬が火を喜ぶを以て、盛に火を燃して蟬を集め、之れ

君子而亂者、自古及今未嘗聞也、傳曰、治生乎君子、亂生乎小人、此之謂也、

○第三章、道法は國家民人の本なり、人君は即ち此の道法を總括するものなることを說けり、

土地がなければ、則ち人民は安んじて住居して居られず、人民がなければ、則ち土地を守るものあらず、道と法となければ、則ち人民は至り歸さず、君子がなければ、道も法も行はれざるなり、故に土と人民と、道と法との四の者は、國家の始たり、本たるものなり、君子とは、道と法とをすべくゝりて、人民を治め、土を守るものなり、故に君子は、しばらくの間も、むなしくすべからざる肝要なる人なり、されば君子を得れば、則國治まり、君子を失へば則ち國亂れ、君子を得れば則ち國安く、君子を失へば則ち國危く、君子を得れば則ち國存し、君子を失へば則ち國亡ぶなり、故に良き政法ありても、亂るゝことあれども、君子ありて亂れしことは、古より今に至るまで、未だ嘗て聞きしことあらざるなり、昔より傳へ聞きたる言に曰く、「太平は君子より生じ、騷亂は小人より生ず」と、此れは即ち君子の國家に缺く可からざることを謂ひしなり、

【不擧】は行はれずの意なり、【本作】本は根本なり、作は始なり、【摠要】はすべくゝりなり、【少頃】はしばらくなり、【曠】は空なり、ムナシと訓む、

得衆動天、美意延年、誠信如神、
夸誕逐魂、

○第四章、善惡皆應報あるを說けり、本篇と關係なし、恐らくは他篇の錯り入りしものならん、衆の心を得れば、遂には上帝をも感動すべし、志意樂めば、心配なきを以て、長生きするなり、心誠信なるときは、德神の如く、至大の幸福を得べし、矜夸妄誕なるときは、遂に精神を喪ふに至るなり、

【動天】上帝を感動さすなり、【美意】は樂む意なり、【延年】は長生きするなり、【夸誕】は矜夸妄誕なり、【逐魂】は魂を逐ひはらふことにて、精神を喪失する

ヤスンズと訓む、

川淵者、魚龍之居也、山林者、鳥獸之居也、國家者士民之居也、川淵枯（ルレバ）則魚龍去（リ）レ之（レヲ）、山林險（ナレバ）則鳥獸去（リ）レ之（レヲ）、國家失（ヘバ）レ政（ヲ）則士民去（ル）レ之（レヲ）、

此の節は、國家は士民の集合處なり、故に人君たるものは政を公平にして、此の集合を解散せしめざることを勉むべきを說けり、

川淵は、魚や龍の住む所なり、山林は、鳥獸の棲む所なり、國家は、士民の住む所なり、若し川淵、水涸るゝときは、則ち魚も龍も皆こゝを去りて、他の涸れざる所にゆき、山林が伐りつくされて、禿山となるときは、則ち鳥獸はこゝを去りて、他の木の茂れる山林にゆき、國家政を失ふときは、則ち士民はこゝを去りて、他の公平なる政の國にゆくなり、故に人君たるものは、政を公平にすることを勉めざる可からざるなり、

【枯】は涸と通ず、水のかるゝこと、【險】は儉と通ず、山林儉とは山林がつゞまやかの意にて、樹の伐られて禿げたるをいふ、

○以上第二章、國家政盛に公平なれば、士民歸服することを說けり、

無（レバ）レ土則人不（レ）安（レ）居（ニ）、無（レバ）レ人則土不（レ）守（ラ）、無（レバ）二道法一則人不（レ）至（ラ）、無（レバ）君子一則道不（レ）擧（ラ）、故土之與（ニ）人也、道之與（ニ）法也、君子者、國家之本作也、君子也者、道法之摠要也、不（レ）可（カラ）少頃（モムナシクス）曠（ル）一也、得（レバ）レ之（レヲ）則治（リ）、失（ヘバ）レ之（レヲ）則亂（ル）、得（レバ）レ之（レヲ）則安（ク）、失（ヘバ）レ之（レヲ）則危（シ）、得（レバ）レ之（レヲ）則存（シ）、失（ヘバ）レ之（レヲ）則亡（ブ）、故有（リテ）二良法一而亂（ル）者（ハ）、有（リ）レ之（レ）矣、有（リテ）二

顯明なる地位に居るものは、益〻重く用ひて世に明かならしめ、姦惡のものを退け、善良のものを進むる方法といふなり、

○以上第一章、公平に人の言を聞き分け、草野に隱れたる英傑の士を用ひて世に顯し、既に顯明なる地位に居るものは、益〻重く用ひて世に明かならしめ、姦惡なるものを退け、善良のものを進むる方法を說けり、

川淵深、而魚鼈歸之、山林茂、而禽獸歸之、刑法平、而百姓歸之、禮義備而君子歸之、故禮及身而行脩、義及國而政明、能以禮挾、而貴名白、天下願、令行禁止、王者之事畢矣、詩曰、惠此中國、以綏四方、此之謂也、

此の節は、人君たるもの、禮義明に、政法公平なるときは、天下の臣民皆歸服することを說けり、川淵深くして、魚や鼈は、こゝを安全なる場處として、たより集まり、山林茂りて、禽獸はこゝを安全なる場所として、たより集まり、政法公平にして、百姓はこの國を安全なる場所として、たより集まり、禮義備りて、君子はこの朝廷を安全なる場所として、たより集まるなり、故に人君たるもの、禮を以て我身に加へて始めて行修り、仁義を國に及ぼして、政始めて明白に、公平なり、又能く禮を以て、挾く國内に施さば、貴き名譽はあきらかに、四方に聞え、天下の人々皆之れに從はんことを願ひ、命令は必ず行はれ、禁制すれは直に止むなり、王者の政事は此れにて畢るなり、昔の詩に曰く、「此の京師の人民を惠み恤みて、其れから四方の人民まで惠み安んず」と、此の詩は禮義を修めて、天下を安んじたる人君のことを、いひたるなり、

【鼈】はすつぽんなり、【挾】は洽と通ず、アマネシと訓む、【白】はあきらかなり、【詩曰】此の詩は、詩經大雅民勞の篇にあり、【中國】は京師なり、【綏】は安なり、

之れを退けて、其の請を許さゝるなり、その外、凡そ言ひふらせる言、言ひふらせる說、言ひふらせる事、言ひふらせる謀、言ひふらせる譽、言ひふらせるそしりうつたへが、あてもなく、あちらこちらより、むやみに來るときは、君子は愼重にして、うか〳〵之れを信用せず、能く耳を開いて聽き、明に之れを觀察して、其の事實を確定し、既に確定して後、其の賞罰を治め、善きものには賞を與へ、惡きものには罰を與ふるなり、是の如くなるときは、則ち姦惡なる言や、姦惡なる說や、姦惡なる謀や、姦惡なる譽や、姦惡なるそしりうつたへは、之れを試むるものなきなり、之れに反して、まことなる言、まことなる說、まことなる事、まことなる謀、まことなる譽、まことなるそしりうつたへは、人々並び起りてかくすとなく、之れを言上し、忠を盡くさんことを願はざるなきに至るなり、【比周】は近づきて親み合ふなり、【殘賊】は二字共にそこなふなり、仁義をそこなふをいふ、【加累】は罪惡を人の身の上に加ふるをいふ、【譖】はそしりなり、【隱忌】は妬み忌むなり、【壅蔽】は擁蔽に同じ、おほひかくすことにて、邪間して志を達するを得ざらしむるをいふ、【禽犢】は雁雉などの禽類と、犢とにて、賂につかふものなり、犢は小牛なり、【流言】は言ひふらせる言なり、以下流說流事等の流、皆之れに同じ【愬】はそしりうつたへなり、【不官】は主とする所なきことにて、あてどもなくの意なり、【衡】は橫なり、ホシイマヽニと訓む、むやみにの意なり、【詧】は察なり、觀察するなり、【定其當而當】其當は其の實に同じ、其の事實なり、而當は其の事實が確に分りての意、【士】は察するなり、理むるなり、【刑賞】は賞罰に同じ【還與】は與ふるなり、【忠言】はまことの言なり、以下忠說忠事などの忠、皆之れに同じ、【明通】は明白に同じ、かくすことなきなり、【方起】方は幷なり、ナラブと訓む、【尙盡】は忠を盡くすを尙ふなり、

夫是之謂衡聽、顯幽重明、退姦、進良之術、

此の節は、前節を總收せり、

以上述べたることを、是れ公平に人の言を聞き分け、草野に隱くれたる英傑の士を用ひて世に顯し、既に

らん、

衡聽、顯レ幽、重レ明、退レ姦進レ良之術、

此の節は、第一章の總序なり、

公平に人の言を聽き分け、草野にかくれたる英雄偉人を用ひて、世に顯はし、既に顯明なる地位に居るものは、益〻重く用ひて益〻顯明ならしめ、姦惡のものを退け、善良のものを進むる方法を說かん、

【衡聽】衡は平なり、衡聽とは、公平に聽き分くるなり、【顯レ幽】幽は草野に隱れたる英雄偉人をいふ、一句の意は、之れを用ひて世に顯はすなり、【重レ明】明は顯明の地に居るものをいふ、一句の意は、顯明の地に居るものは、益〻重く用ひて益〻顯はすをいふ、

朋黨比周之譽、君子不レ聽、殘賊加累之譖、君子不レ用、隱忌雍蔽之人、君子不レ近、貨財禽犢之請、君子不レ許、凡流言流說、流事流謀、流譽流慝、不レ官而衡至者、君子愼レ之、開聽而明譽レ之、定二其當一而當、然後士二其刑賞一而還二與之一、如レ是、則姦言姦說、姦事姦謀、姦譽姦慝、莫レ之二試一也、忠言忠說、忠事忠謀、忠譽忠慝、莫レ不二明通一、方起以盡矣、

此の節は、前節にいへる方法を說きたり、

朋黨を立てゝ相親み合へるものゝ、譽めていふ言は、君子は之れを聽かざるなり、又仁義をそこなひ傷つけ、罪惡を人の身の上に加へて、人を誣ふる讒言は、君子は之れを用ひざるなり、賢人を忌み嫉み、之れを邪間して、志を伸ばす能はざらしむるが如き惡人は、君子は之れを近づけざるなり、貨財や禽や犢などを以て、賂となし、いろ〳〵のことを請ふ小人は、君子は

り、紂王に諂事して、天下を失はしめたり、

傳曰、斬而齊、枉而順、不同而壹、詩曰、受小球大球、爲下國綴旒、此之謂也、

此の節は、傳と詩とを引きて、信陵君と湯王武王との行を稱贊せり、

昔より言ひ傳ふる所の言に曰く、「之れを斬りはらひて、而も齊くなり、之れを枉げ曲めて、而も順になり、不揃なるが如くにして、とゝのひて一となる」と、此れは、即ち始は亂れ戻れるが如くなれども、後には治まりとゝのふことにて、信陵君や、湯王武王の行を謂ひたるなり、又昔の詩に曰く、「湯王は、小國の諸侯は小玉を執り、大國の諸侯は大玉を執りて、己に朝覲するを受けて、此れ等諸侯の表章となり、仰ぎ望まるゝ」と、此の詩は、湯王が行、始めは反逆に似たれども、實は下民を救ふ仁義の擧なれば、遂に諸侯の仰ぎ慕ふ所となれることを謂ひたるなり、

【詩曰】此の詩は、詩經商頌長發の篇にあり、殷の湯王の德功を歌ひたるものなり、【小球大球】球は玉なり、小球大球は小國大國の諸侯が、天子に朝覲するときに、持ちて行くものなり【下國綴旒】下國は諸侯なり、綴は表なり、旒は章なり、一句の意は、諸侯の表章となりて、仰き望まるゝなり、

○以上第九章、逆戻又は危險に似て、實は忠順平正なる行と、柔順に似て實は不忠不仁なる行とを、例を擧げて證說し、前者は世人より尊敬を受くることをいへり、

致仕篇第十四

此の篇は、人君賢士を招致する義を論ぜり、人君は正しかるべし、公平なるべし、德と政と共に盛なるべし、是れ即ち賢士を招致する秘訣たることを言へり、就中、善惡の應を論ずるの章、禮は萬事の標準たるをいふ章、及び師法を論ずる數章は、本篇と相涉らず、故に郝蘭皐、塚田大峯は、他篇の錯亂するものならんといへり、想ふに然

此の節は、前節の三行を解釋し、且つ之れを行ひし人を引證せり、

君の非を爭ひ諫めて、然して後善に導き、君の意に違ひ戻りて、然して後功を立て、死力を出して働きて、少しも私事を爲さず、忠を盡して、而も公平なる、夫れ是れを逆戻に似て其の實は忠順なる行なることに通ずといふなり、信陵君の行、之れに似たり、人の國を奪ふは危險なる行なり、然れども、之れを奪うて後、人民を塗炭の苦より免れしむ、是れ義なり、國君を殺すは危險なる行なり、然れども、之れを殺して後、人民を塗炭の苦より免れしむ、是れ仁なり、君臣位を易ふるは、貞しき行に非ず、然れども之れを易へて後、却て君臣の分正しく、賢愚其の所を得、是れ貞しきなり、而して其の功は、天地の間に參りて、之れと其の德を等くし、恩澤は生民に加はりて、皷腹擊壤の樂を得せしむ、夫れ是れを其の爲す所は危險に似たれども、其の實は平正なることを、はかり知れる行といふ、殷の湯王、周の武王の行、是れなり、君過ちて之れを諫めず、却て同情して之れを奬勵し、君の意に和ぎ順うて、毫も常守なく、事の是非を憂へず、曲直を論せず、かりそめにも、君の意に合ひ、苟も君に容れられんことを、これ求め、以て其の狂暴なる君を迷はし亂して、益〻狂暴を行はしむ、夫れ是れを君が禍亂にかゝるべき暴行をなすに、響の聲に應ずるが如く、從ひて之れに和し、國を滅す行と謂ふなり、飛廉、惡來の行、是れなり、

【爭】は君の非を爭ひ諫むるなり、【戾】は君の意にもとるなり、【出死】は死力を出して働くなり、【致忠】致は盡くすなり、【信陵君】は前に出づ、此れは君命を矯めて、趙を救ひたる行を指していひたるなり、【奪】は國を奪ふなり、【殺】は君を殺すなり、【上下易位】は君臣位を易ふるなり、【貞】は正しきなり、【功參天地】は天地が萬物を化育する間に參りて、此れと其の功績を等しくするなり、【澤】は恩澤なり、【湯武】は殷の湯王、周の武王なり、湯王が夏の桀王を滅し、武王が殷の紂王を滅したる行を指していふ、【過而同情】は君が過ちても諫めずして、却て之れに同情し奬勵するをいふ、【和】は君の意に和し順ふなり、【經】は常守なり、【狂生】は暴君を指す、【飛廉惡來】二人共に殷の紂王の臣なり、飛廉は父にて、惡來は其の子な

なり、かるが故に、君子は禮樂に安じて恭敬に、人と調和して逆ひ爭ふことなく、謹愼を利益として之れを爲し、鬪ひ怒るを害として之れを爲すことなし、是れを以て、百たび事を擧ぐるも、過失なきなり、小人は全く之れに反するを以て、事事失敗せざることなし、

【百擧】は百たび事を擧ぐるの意なり、

通二逆之順一、權二險之平一、禍亂之從レ聲、三者非二明主一莫レ之能知レ也、

此の節は、臣下の逆に似て實は順に、險に似て實は平に、順に似て實は邪なる行を說けり、

其の爲す所は、逆戻に似たれども、其の實は忠順なる義なることをよく知り、其の爲す所は、危險に似たれども、其の實は平正なる義なることをはかり知り、君が禍亂にかゝるべき暴行をなすに、響の聲に應ずるが如く從ひ、之れを和するは、國を滅す行なり、此の三の行は明主に非ざれば、見分け知ること能はざるなり、

【逆之順】は逆戻に似たれども、其の實は忠順なる行をいふ、【權】ははかるなり、はかり知るなり、【險之平】は危險に似たれども、其の實は平正なる行をいふ、【禍亂】は君の禍亂の行なり、【從聲】は響の聲に應ずるが如く、君の行に從ひ和するをいふ、

爭然後善、戾然後功、出レ死無レ私、致レ忠而公、夫是之謂二通忠之順一、信陵君似レ之矣、奪然後義、殺然後仁、上下易レ位然後貞、功參二天地一、澤被二生民一、夫是之謂二權險之平一、湯武是也、過而同レ情、和而無レ經、不レ恤二是非一、不レ論二曲直一、偷合苟容、迷亂狂生、夫是之謂二禍亂之從レ聲一、飛廉惡來是也、

以て凡ての物を處置する綱紀となし、禮儀を以て文飾となし、既に知れる倫類を以て、其の未だ知らざる物を推察して、之れを愛むを以て己が行く條理となし、其の物を言ふは、喘息者の如く細く少なく、其の動作は、蟲のうごめく如く微なれども、其の一言一行は、正直穩健にして皆以て萬人の法則となす可し、昔の詩に曰く、「言行を愼みて威儀をあやまらず、我分を盡して過し差はず、又人を賊ひ傷つくることなければ、其の一言一行は、人々の法則とならざること少なし」と、此の詩は即ち此の君子のことを謂ひたるなり、

【疎而敬之】は敬して遠ざかるなり、【統】は綱紀なり、【文】は文飾なり、【倫類】はともがらたぐひなり、既に知れるたぐひを以て、外の物を推察するをいふ、所謂吾老を老として人の老に及ぼし、吾幼を幼として人の幼に及ぼすの類なり、【理】は條理なり、【喘而言】喘は喘息なり、一句の意は、物言ふこと喘息者の如く少なきなり、【臑而動】臑は蠕と通ず、蠕は蟲のうごめく貌なり、一句の意は、其の動作は蟲のうごめく如く、微なるをいふ、即ち大に動かざるなり、【一可以爲法則】一は皆なり、ミナと訓む、【詩曰】此の詩は詩經大雅抑の篇にあり、【僭】は過し差ふなり、【賊】はそこなふなり、

○以上第七章、仁人は賢不肖を分たず、人を敬することを說けり、

恭敬、禮也、調和、樂也、謹愼、利也、鬪怒、害也、故君子安レ禮樂一、利二謹愼一、而無二鬪怒一、是以百擧不レ過也、小人反レ是、

○第八章、君子は好んで安きを蹈み、小人は之れに反することを說けり、

恭敬は禮の主とする所なり、何となれば、恭敬ならざれば、禮は行はれざればなり、調和は樂の主とする所なり、何となれば、五音を相調和せざれば、美しく妙なる音は出でざればなり、謹愼は利益なり、何となれば、謹愼なれば禍災あらざればなり、鬪ひ怒るは大害なり、何となれば、鬪ひ怒るときは、必ず禍災來れば

も深き淵に臨むが如く、薄き氷を履むが如く、敬遠的にすべし」と、此の詩は、即ち小人は危害を加ふるもの故、之れを敬すべきことを說きたるなり、

【案】は語助にて、コヽニと訓む、【狎】は輕侮するなり、【詩曰】此の詩は詩經小雅小旻の篇にあり【暴虎】徒手にて搏つことを暴といふ、暴虎とは即ち虎を手搏ちにすることなり、【馮河】徒歩にて水を渡るを馮といふ、馮河とは河を徒歩にて渡ることなり、【其一】は暴虎と馮河とを指す、【戰戰】は恐るゝ貌なり、【兢兢】とは戒むる貌なり、【履】はふむなり、

故仁者必敬人、敬人有道、賢者則貴而敬之、不肖者則畏而敬之、賢者則親而敬之、不肖者則疎而敬之、其敬一也、其情二也、若夫忠信端慤而不害傷、則無接而不然、是仁人之質也、忠信以爲質、端慤以爲統、禮義以爲文、倫類以爲理、喘而言、膳而動、而一可以爲法則、詩曰、不僭不賊、鮮不爲則、此之謂也、

此の節は、仁者が人を敬する方法と、且つ仁者の性質は、忠信にして人を敬するものなるを以て、其の一言一行は人々の法則となることを說けり、

以上述ぶる通りなるが故に、仁者は必ず人を敬するなり、人を敬するに方法あり、賢者に對しては、則ち貴びて之れを敬し、不肖者に對しては、則ち畏れて之れを敬し、賢者に對しては、則ち親しみて之れを敬し、不肖者に對しては、則ち疎遠にして敬するなり、即ち敬して遠かるなり、かく其の敬する所は一なれども、其の情は二にして異なり、されど、忠信に誠實正直にして、物を害ひ傷けざるは賢不肖に限らず、如何なる物に接しても、然らざるはなし、是れは仁人の性質なり、仁人は忠信を以て本質となし、誠實正直を

周公が成王に於けるは、大忠の行と謂ふべし、管仲が齊の桓公に於けるは、次忠の行と謂ふべし、子胥が吳王夫差に於けるは、下忠の行と謂ふべし、曹觸龍が殷の紂王に於けるは、國賊の行と謂ふべし、

【子胥之於夫差】子胥は伍子胥、夫差は吳王夫差なり、前に解せり、【曹觸龍】は殷の紂王の臣なり、王に諂ひて、王をして不義に陷らしめたり、說苑には、觸龍を以て夏の桀王の臣となせり、されど、荀子は本篇のみならず、議兵篇にも徵子開封於宋、曹觸龍斷於軍」とありて、紂王の時の人となせり、想ふに說苑誤ならん、

○以上第六章、人臣に大忠と、次忠と、下忠と、國賊との四種あることを說けり、第一章と相比較して見るべし、

仁者必敬人、凡人非賢、則案不肖也、人賢不敬、則是禽獸也、人不肖而不敬則是狎虎也、禽獸則亂、狎虎則危、災及其身、詩曰、不敢暴虎、不敢馮河、人知其一、莫知其他、戰戰兢兢、如臨深淵、如履薄氷、此之謂也、

此の節は、仁者は必ず人を敬することを說けり、仁者は必ず人を尊敬するなり、凡そ人は賢に非ざれば、則ち不肖なるは、きまりたることなり、人賢きに之れを敬はざるは、則ち是れ禽獸といふものなり、人不肖なるに、之れを敬はざるときは、則ち是れ虎を輕侮すると同じく、必ず怨み害はるゝなり、禽獸なるときは、則ち亂暴に陷り、虎を輕侮するときは、則ち身危く災禍其の身に及ぶなり、昔の詩に曰く、「敢て虎を手搏ちにせず、敢て河を徒涉せず、何となれば、危難に罹らんこと明なればなり、されど人は此の事のみが危險なるを知りて、其他の事、即ち小人を敬せずして手強く接するときは、却て危害に遇ふことを知らざるなり、されば小人に接するには、懼れ戒めて、恰

有二國賊者一、

此の節は、人臣に四種あることを說けり、人臣には、大忠なる者あり、次忠なるものあり、下忠なるものあり、國賊なるものあり、凡そこの四種なり、

【次忠】は大忠の次の忠の意なり、

以レ德復レ君而化レ之大忠也、以レ德調レ君而補レ之次忠也、以レ是諫レ非而怒レ之下忠也、不レ恤二君之榮辱一、不レ恤二國之臧否一、偷合苟容、以持二祿養一、交而已耳、國賊也、

此の節は、四種の臣の解釋なり、

【德を以て君を覆ひ翼けて、之れを化して善とならしむるは、大忠の臣なり、德を以て君の德を調へ齊しくし、以て其の短所を補ふは、次忠の臣なり、是きことを以て、君の非を諫め、之れを怒らすは、下忠の臣なり、君が榮えようが、辱められようが、少しも憂へず、國が盛にならうが、衰へようが、少しも願みず、かりそめに合ひ、苟も容れられんことを願ひ、以て俸祿を失はぬやうに大切に持ち、私交を養ひて、己が地位の安全をはかるのみなるは、國賊なり、

【復レ君】復は覆と通ず、オホフと訓む、君を覆ひ翼くるなり、【補レ之】は君の短所を補ふなり、【臧否】は善惡にて、猶盛衰といふが如し、【偸合】はかりそめに合ふなり、【養レ交】は私交を養うて、己が地位を堅くするなり、

若二周公之於一レ成二王一也、可レ謂二大忠一矣、若二管仲之於一レ桓二公一、可レ謂二次忠一矣、若二子胥之於一レ夫差一、可レ謂二下忠一矣、若二曹觸龍之於一レ紂者一、可レ謂二國賊一矣、

此の節は、四種の臣の實例を引けり、

ば謙遜にして遜はず、行く所として宜しからざるはなし」と、此れは即ちよく暴君に事へて、之れを善に導く人を謂ひしなり、

【曉然】は明に喩す貌なり、【至道】は道に引き入るゝなり、【化易】はかへること、君の暴戻の性をかへるなり、【關內之】關は納なり、入るゝなり、故に關內二字にて入るゝ義となる、善き道を君の心中に吹き入るゝなり、【樸馬】は未だ馴らさゞる馬なり、【餧人】は飢餓に迫れる人なり、【辨其故】辨は變なり、故は舊惡なり、辨其故とは、舊惡を變じて新しき善行に就くの意なり、【曲】はツブサニと訓む、【所謂】謂は猶爲の如し、所謂は爲す即ち目的の謂なり、【書曰】此の語は、逸書の文なり、楊注に書經の伊訓篇にありとあれども、伊訓の文とは大に異なれば、誤なること明なり、【拂】はもとるなり、

○以上第四章、聖君と、普通の君と、暴君とに事ふる法を說けり、前章を更に詳叙せるものなり、

事レ人而不レ順者、不レ敬者也、敬而不レ順者、不レ忠者也、忠而不レ順者、無レ功者也、有レ功而不レ順者、無レ德者也、故不順之爲レ道也、傷レ疾墮レ功、滅レ敬、故君子不レ爲也、

○第五章、人君に事へて不順なるは、臣道に非ざることを說けり、

人君に事へて不順なれば、怠慢といふものなり、敏疾に事を務むと雖、不順なれば、不敬といふものなり、恭敬なりと雖、不順なれば、不忠といふものなり、忠信なりと雖、不順なれば、功なきものといふなり、功を立つるありと雖、不順なれば德なきものといふなり、故に不順の道は、邪の道にて、之れに從はゞ、敏速の德を傷け、功績を毀り、恭敬の德を滅すなり、故に君子は之れを爲さゞるなり、

【不疾】疾は敏速なり、不疾は敏速ならざることにて、怠慢なるをいふ、

有レ大忠者、有レ次忠者、有レ下忠者、

亂、曉然以至道、而無不調和也、而能化易、時關內之、是事暴君、之義也、若馭樸馬、若養赤子、若食餧人、故因其懼也、而改其過、因其憂也、而辨其故、因其喜也、而入其道、因其怒也、而除其怨、曲得所謂焉、書曰、從命而不拂、微諫而不倦、爲上則明、爲下則遜、此之謂也、

此の節は、暴君に事ふる法を說けり、

常に調和して我見を立てずと雖、橫道に流るゝことなく、常に柔從にすと雖、非理に屈することなく、常に寬大にして、淸濁併せ容るゝと雖、亂雜に陷らず、明に曉して君を正しき道に引き入れ、而も君と調和して相もとることなく、能く君の暴戾なる性をかへて、時々君の心中に善道を吹き入るゝは、是れ暴君に仕ふるの義なり、其の君を道にさとし入るゝ方法は如何にといふに、少しも調習せざる馬を御するが如く、緩に怒らさぬ樣に導き、又東西もわきまへぬ赤子を養ひ育つるが如く、其の性に順適して驚かし懼れしむる樣のことなく、之れを敎へ、又飢餓せる者に、食物を與ふるに、澤山與ふれば、忽ち食傷して死するを以て、少しつゞ與ふるが如く、急ぐことなく、少しつゞ道に引き入るゝ樣にするなり、故に君が何か懼るゝことがあれば、其れに因つて諫めて、其の過を改めさせ、又君が何か心配することがあれば、其れに因つて諭して、其の故き行を變じて新しきよき行をなさしめ、又君が何か喜ぶことあれば、其れに因つて正しき道を說きて、之れに引き入れ、(喜べるときは、何事にても聽き納れ易きが故なり)、又君が何か怒ることあれば、其れに因つて、其の怨み怒る邪人を除き去らしめ、以てつぶさに我目的を達し得るなり、書經に曰く、「君の命に從ひてもとりそむかず、微づゝ諫めて倦むことなく、上となれば明に事を斷じ、下となれ

と、此の詩は、即ち亂世に處し、暴君に事へて、身を全うする法を說きたるなり、

【中君】は普通の君なり、【補削】削は縫ふなり、補削とは君の過を補足彌縫するなり、【撟拂】撟は屈するなり、君を屈する意なり、拂はたがひもとるなり、されば二字にて君にたがひもとる意にてよし、【迫脅】は劫迫に同じ、【其美】其は暴君を指す、以下の五の其字も同じ、【成俗】は舊くより成れる習俗の意なり、【詩曰】此の詩は逸詩なり、【大命】は上帝の大命なり、【躬身】は二字にて身の意にて見るべし、

恭敬而遜、聽從而敏、不敢有以私決擇也、不敢有以私取與也、以順上爲志、是事聖君之義也、

此の節は、聖君に事ふる法を說けり、

恭敬にして謙遜に、君の命を聽き、之れに從うて敏捷に行ひ、敢て私に決斷し選擇することあらず、敢て私に取りたり與へたりすることあらず、たゞ君上に順ふを以て、吾が志となして、一切自分の意見を出さゞるは、是れ聖君に事ふるの義なり、

【遜】は謙遜なり、【決擇】は決斷選擇なり、

忠信而不訣、諫爭而不諂、撟然剛折、端志、而無傾側之心、是案曰是、非案曰非、是事中君之義也、

此の節は、普通の君に事ふる方法を說けり、

忠信にしてへつらはず、諫め爭うてこびず、撟然として剛直に、邪に屈せず、志を正しくして傾側の心なく、是きことは是しといひ、惡しきことは惡しといふて、隱すことなきは、是れ普通の君に事ふるの義なり、

【撟然】は剛强の貌なり、【剛折】は折は屈なり、剛折は剛直にして邪に屈せざるなり、【端志】は志を正しくするなり、【傾側之心】は人を傾け側す、ゆがみの心なり、【案】は語助にて、コ、ニと訓む、

調而不流、柔而不屈、寬容而不

なり、成功なり、

○以上第二章、忠良の臣と、邪惡の臣とを擧げ、人君たるものは忠良の臣を用ひ、邪惡の臣を斥く可きことを說けり、

事聖君者有聽從無諫爭、事中君者有諫爭無詔諛、事暴君者、有補削無撟拂、迫脅於亂時、窮居於暴國、而無所避之、則崇其美、揚其善、違其惡、隱其敗、言其所長、不稱其所短、以爲成俗、詩曰、國有大命、不可以告人、防其身、此之謂也、

○第三章、聖君、中君、暴君に事ふる方法を說けり、聖君は過失なし、故に之れに事ふる者は、命を聽きて從ふあるのみ、諫め爭ふ要なきなり、普通の人君は、善くもなれば惡しくもなるものなり、故に之れに事ふるものは、其の惡しき所を諫め爭ふことはあれども、こびへらつらひて、其の惡を助成することはなかるべし、暴君は亂暴なり、故に之れに事ふるものは、ひそかに其の缺點を補足彌縫することはあれども、君にたがひもとりて、己が身を危くすることなかるべし、亂世時代にありて、暴君より劫迫せられ、又暴亂せる國に困窮して居りて、之れを避くる所なき場合には、其の君がたとへ殘虐暴逆なるにもせよ、務めて其の美點を崇び、其の善き所を稱揚し、其の惡しき所を言ふを諱み、其の失敗を隱して言はず、其の長ずる所を言ひて、其の短所を稱せず、此の如く、言は愼み遜りて、行は高尙にすることが、恰も久しき習慣となれるが如くすべし、然らば、己が身は安全なり、昔の詩に曰く、「上帝が大命を降して、將に此の國を滅さんとなさるゝを、此の國の君は、亂暴なる故、上帝が滅さるゝなどゝ、他人に告ぐる可からず、若し告ぐるときは、暴君の怒に觸れて、己を殺すに至れば、愼みて人に告げず、以て危害の其の身に及ぶを防ぐべし」

說けり、

以上述ぶる通りなるが故に、正義の臣が用ひらるゝときは、則ち朝廷の政事偏頗ならず、諫爭輔拂の人が、進みて高位にあり力を振ふときは、則ち君の過は大ならざるなり、君の爪牙たる勇力の臣、用ひらるゝときは、敵國より攻め來ることなし、國境の臣が、設置さるゝときは、他國より侵略し來らざるを以て、國境の地を喪ふことなきなり、

【設】は用なり、モチフと訓む、【頗】は偏頗なり、【信】は伸なり、ノブと訓む、用ひられて力を伸ばす意なり、【遠】は大なり、【爪牙之士】は君の爪牙となりて君を衞る士にて、勇力の臣をいふ、【施】は用なり、モチフと訓む、【仇讐】は敵國を指す、【不作】は出で來らずの意なり、【邊境】は國境なり、【虛】は設置なり、【疆垂】垂は陲と同じ、疆も陲も國境なり、【不喪】は地を喪はずの意なり、

故明主好同而闇主好獨、明主尚賢使能而饗其盛、闇主妬賢畏能而滅其功、罰其忠、賞其賊、夫是之謂至闇、桀紂之所以滅也、

此の節は、再び明主は忠良の臣を用ふれども、闇主は然らず、故に國滅ぶることを謂ひ、前節を總結せり、明主は忠良の臣を用ふるときは、國榮ふることを知るが故に、賢臣を擇びて、之れと合同して政を爲すことを好めども、闇主は之れを知らざるが故に、臣下に任せず、獨りにて萬事を裁決することを好むなり、又明主は賢人を尚び、才能の士を使ひて、事を爲さしめ、以て其の成功をうけて、之れを樂めども、闇主は賢を妬み、才能の士を畏れて、其の立てたる功績を掩ひかくして、あらはさず、加之、其の忠良の臣を惡みて之れを罰し、其の邪惡なる賊臣を愛して之れを賞す、夫れ是れを至闇の君といふ、夏の桀王や殷の紂王が滅亡せしわけは、全く玆にあるなり、

【同】は賢臣と合同に政を爲すをいふ、【獨】は萬事を獨裁するなり、【饗】は享なり、ウクと訓む、【盛】は成

相なり、前に出づ、伊尹を諫臣といひしわけは、楊注には帝太甲（湯王の孫）暴亂にして、湯王の法に遵はず、伊尹之れを諫むれども聞かず、是に於て伊尹太甲を放ちて之れを桐宮に置くことを指すとあれど、此れにては伊尹は拂臣なり、されば玆にては、伊尹が初め夏の桀王に仕へしとき、王を諫むれども用ひられず、去りて殷の湯王に歸したるより見て、諫臣といひたるなるべし、【箕子】は殷の一族にて、紂王の臣なり、名は胥餘、箕は采邑の名なり、紂王暴虐、比干諫めて殺さる、箕子亦諫むれども、王聽かず、よりて災の身に及ばんことを恐れ、佯狂して奴となる、紂之れを捕ふ、周の武王紂を殺して天下を一統するに及び、箕子を朝鮮に封せり、【比干】は殷の紂王の諸父なり、聖德あり、紂王の暴を諫め、朝廷を去らざること三日に及ぶ、紂王怒つて曰く、吾聞く聖人の心には七竅ありと、乃ち比干を捕へて之れを殺し、胸を割きて其の心を觀たりといふ、【子胥】は楚の人なり、姓は伍、名は員、子胥は其の字なり、吳王闔閭に仕へて、國を富まし兵を強くせり、闔閭の子、夫差立ちて越と戰ひ、大に之れに勝つ、越王勾踐降を乞ふ、子胥許さず、夫差

嬖臣伯嚭の言を聞きて勾踐を許し、又嚭の讒を聞きて、子胥を殺せり、【平原君】は趙の惠文王の弟にて、名を勝といふ、惠文王、孝成王の二代に相たり、恭儉にして士に下り、身を奉じて國につくせり、史記に傳あり、【信陵君】は魏の安釐王の異母弟にて、昭王の子なり、名を無忌といふ、安釐王の相たり、人と爲り仁にして、士に下り、毫も驕らず、秦の趙を攻め、其の都邯鄲を圍むや、趙救を魏に求む、魏王秦を恐れて之れを救はず、信陵君乃ち王命を矯め、自ら兵を率ゐて趙を救ひ、大に秦軍を破り、趙の國を安からしむると同時に、魏の兵力の大なることを天下に示し、秦をして一時侵略の念を絶たしめたり、史記の本傳に詳し、

故正義之臣設（モチヒラルレバ）、則朝廷不レ頗（ナラ）、諫爭輔拂之人信（ノブレバ）、則君過不レ遠（オボヒナラ）、爪牙之士施（モチヒラルレバ）、則仇讐不レ作（オコラ）、邊境之臣處（スレバ）、則疆垂不レ喪（ハ）、

此の節は、再び忠良の臣あるときは、國盛なることを

【殪】は墜すなり、【比知】比は合すなり、知は智なり、【彊君】は君を彊ひて善をなさしむるなり、【撟】は矯むるなり、【君之重】は君の權力なり、【功伐】戰功を伐といふも、此にては二字にていさをしの意に見るべし、【拂】は讀んで弼と爲す、もとるなり、君にもとり逆ひて君を正すなり、

故諫爭輔拂之人、社稷之臣也、國君之寶也、明君之所尊厚也、而闇主惑之、以爲己賊也、故明君之所賞、闇君之所罰也、闇君之所賞、明君之所殺也、伊尹、箕子、可謂諫矣、比干子胥、可謂爭矣、平原君之於趙也、可謂輔矣、信陵君之於魏也、可謂拂矣、傳曰從道不從君、此之謂也、

此の節は、諫爭輔拂の臣は、國君の寶なれば、明君は必ず之れを用ふることをいひ、其の實例とを擧げたり、以上述ぶる如くなるが故に、諫爭輔拂の人は、社稷の臣にて、國君の寶とすべきものなり、明君の尊びて丁重にする所なれども、闇君は疑ひ惑うて以て、己に向ひて反抗する賊と爲すなり、故に明君の賞美する所の賢臣は、闇君の却て惡臣として罰する所なり、闇君の賞美する所の臣は、明君の小人として殺す所なり、今人君の寶とすべき社稷の臣とは、如何なる人々なるかといふに、殷の伊尹及び箕子は、諫臣と謂ふべく、殷の比干、吳の伍子胥は、爭臣と謂ふべく、平原君の趙に於ける、輔臣といふべく、信陵君の魏王に於ける、拂臣といふべし、傳に曰く、「賢臣は道のある所は、いづく迄も從へども、君の命なりとも、道に背けば從はず」と、此れは此の諫爭輔拂の臣のことをいひしなり、

【社稷之臣】は國家と休戚を共にする臣なり、【己賊】は己を害する賊臣の意なり、【伊尹】は殷の湯王の宰

りそめに合ふことを求むるなり、【養交】は私交を養うて、己が地位を堅くするなり、

君有二過謀過事一、將危二國家一殞社稷之懼也、大臣父兄、有レ能進二言於君一、用則可、不レ用則去、謂二之諫一、有レ能進二言於君一、用則可、不レ用則死、謂二之爭一、有レ能比知同力、率二群臣百吏一、而相與彊君撟レ君、君雖レ不レ安、不レ能レ不レ聽、遂以解二國之大患一、除二國之大害一、成於尊レ君安國、謂二之輔一、有レ能抗二君之命一、竊二君之重一、反二君之事一、以安二國之危一、除二君之辱一、功伐足レ以成二國之大利一、謂二之拂一、

此の節は、諫爭輔拂の四良臣のことを說けり、君に過てる謀、過てる事あらば、國家を危くし、社稷を墜さん懼あり、此の時、大臣や一族同姓の父兄にあたるものが、能く忠言を君に進めて、君が之れを用ふれば、可しとして止り、君が之れを用ひざるときは、則ち官位を辭して去る、之れを諫臣といふなり、又能く正しき言を君に進めて、君が之れを用ふれば、則ち可しとして止り、君が之れを用ひざるときは、則ち君と爭うて死す、之れを爭臣といふなり、又能く智を合せ力を同じくして、群臣百吏を統率し、相與に君を強ひて善を爲さしめ、君の過を矯め直す、君は心に其れを安んぜずと雖、遂に其の言を聽かざること能はず、かくして遂に國の大患を解き、國の大害を除き、以て君を尊くし國を安ずることを成すある、之れを輔臣といふ、又能く君の命に反抗し、君の權力を竊み、君の事に反對して、以て國の危きを安んじ、君の屈辱を除き、其の功伐は、以て國の大利を成するに足るある、之れを拂士といふなり、

焉、足以稽矣、

此の節は、前節を總結せり、人主たるものは、人臣を識別して、之れを用ふべきことを說けり、

以上に於て、人臣には、幾何のたぐひあるかといふことゝ、其の効用とを述べたり、されば國の吉凶と、人君の賢不肖とは、其の政を執る臣下を見れば、直に之れを知ることを得、故に國の吉凶と、人君の賢不肖とは、此の四種の臣下の用ひ方によりて、極るというて可なり、されば、人君たるものは、必謹で之れを心にしるし、愼重に之れを擇び、用ふることを爲すべし、此の說は以て參考に資するに足らん、

【志】は識なり、記なり、シルスと訓む、【稽】は考なり、參考の意なり、

○以上第一章、人臣に態臣、簒臣、功臣、聖臣の四種あることを說けり、

從命而利君、謂之順、從命而不利君、謂之諂、逆命而利君、謂之忠、逆命而不利君、謂之簒、不恤國之臧否、偷合苟容、以持祿養交而已耳、謂之國賊、

此の節は、順忠の良臣と、諂、簒、國賊の惡臣とを說けり、

君の命に從ひて君を輔佐し、君をして利する所あらしむる、之れを順良の臣といふなり、君の命に從ひて君を諂諛の臣といふなり、君の命に逆ふとも頓着せず、專心に國の爲に盡し、君をして終に利益を得せしむる、之れを忠臣といふなり、君の命に逆ひて私利を圖り、少しも君を利益せざる、之れを簒臣といふなり、君が榮えようが、辱められようが、少しも憂へず、國が盛にならうが衰へようが、少しも顧みず、かりそめに合ひ、苟も容れられんことを願ひ、以て俸祿を失はぬやうに、大切に持ち、私交を養ひて己が地位の安全をはかるのみなる、之れを國賊といふなり、

【臧否】は善惡にて、猶盛衰といふが如し、【偸合】はか

此の節は、四種の臣の實例を擧げたり、前に四種の臣の解釋と、效用とをあげたるが故に、此に其の人物を擧ぐ可し、齊の蘇秦や、楚の州侯や、秦の張儀などは、態臣といふ可きものなり、韓の張去疾や、趙の奉陽や、齊の孟嘗君などは、簒臣といふ可きものなり、齊の管仲や、晋の狐犯や、楚の孫叔敖などは、功臣といふ可きものなり、殷の伊尹や、周の太公望などは、聖臣といふ可きものなり、

【齊蘇秦】蘇秦は東周洛陽の人にて、趙の肅侯に用ひられ、六國を同盟せしめて、其の相となり、秦を防ぎし有名なる政治家なり、秦は後趙を去りて燕に仕へ、終に齊に死す、故に齊の蘇秦といふ、【州侯】は楚の襄王の佞臣なり、韓非子に、州侯荊に相となり、貴くして斷を主とす云々とあれば、其の勢力ありしことを知るべし、【秦之張儀】張儀は魏人にて、蘇秦と友たり、秦の惠王、襄王に仕へて相となる、六箇國を同盟して秦に事へしむ、晩に魏王の相となりて卒すれども、其の事を成せしは秦に相たる時にあり、故に秦の張儀といふ、【張去疾】は漢の高祖の三傑の一人たる張良の先祖なり、韓に仕ふ、事蹟未だ詳ならず【奉陽】奉陽君は趙の肅侯の弟にて、其の宰相なり、威權を擅にせり、事蹟詳ならず、【孟嘗】は孟嘗君田文なり、其の傳は史記に詳なり、其の之れを簒臣といひしは、史記に「齊の閔王既に宋を滅し、益、驕る、孟嘗君を去らさんと欲す、孟嘗君恐れ、乃ち魏に如く、魏の昭王以て相と爲し、西秦と燕とを合せ、共に伐ちて齊を破る、後齊の襄王立ち、孟嘗君中立して諸侯と爲り、屬する所なし、襄王新に立ち、孟嘗君を恐れ與に連和す」とあるを以てなるべし、【管仲】は齊の桓公の相なり、仲尼篇に解せり、【咎犯】は狐偃なり、偃字は犯といふ、咎は舅と通ず、母の兄弟を舅といふ、狐偃は晋の文公の舅なり、故に咎犯といふ、文公を輔けて天下に覇たらしめし豪傑なり、【孫叔敖】は楚の莊王の相なり、非相篇に解せり、【伊尹】は殷の湯王の相にて、王を輔けて天下を一統せし名臣なり、【太公】は周の文王、武王の師相太公望なり、周が天下を一統せしは其の力なり、

是人臣之論也、吉凶賢不肖之極也、必謹志之、而愼自爲擇取

り、故に佞說にておもねりへつらふ意に見るべし、【恤】は憂なり、ウレフと訓む、【公道】は公正の道なり、【通義】は天下に通ずる義理なり、【比周】比は近づき交るなり、周は親密なり、【蔽】は惑なり、マドハスと訓む、【形】はあらはるゝ意なり【如影】は影の形に從ふが如しなり、【卒】は卒爾に起り來る事變なり、【齊給】は敏捷なり、【如響】は響の聲に應ずるが如きなり、【推類接與】は既に知れることより類推して、種々の事物に接し與るなり、【以待】は以て處置するといふが如し、【無方】は常なきなり、一隅に滯らざるをいふ、【曲成】は委曲に成すなり、委曲はつぶさになり、【制象】は制度法則なり、

故用聖臣者王、用功臣者彊、用纂臣者危、用態臣者亡、態臣用則必死、纂臣用則必危、功臣用則必榮、聖臣用則必尊、

此の節は、彼の四種の臣を用ひたる國家と、用ひられたる、四種の臣との結果を說けり、

以上述ぶる通りなるが故に、人主にして聖臣を用ふるものは、天下に王となり、功臣を用ふるものは、其の國強大になり、纂臣を用ふるものは、國危く、態臣を用ふるものは、國亡ぶなり、又態臣用ひらるゝときは、則ち其の身罪を犯して必ず殺され、纂臣用ひらるゝときは、則ち其の惡謀露見して、身必ず危く、功臣用ひらるゝときは、功を立つるを以て、則ち其の身必ず榮え、聖臣用ひらるゝときは、民を德化するを以て則ち其の身は世より尊重さるゝなり、

故齊之蘇秦、楚之州侯、秦之張儀可謂態臣也、韓之張去疾、趙之奉陽、齊之孟嘗、可謂纂臣也、齊之管仲、晉之咎犯、楚之孫叔敖、可謂功臣矣、殷之伊尹、周之太公、可謂聖臣矣、

恤レ公道通義、朋黨比周以環レ主圖レ私爲レ務、是簒臣者也、內足レ使一レ民、外足レ使レ距レ難、民親レ之、士信レ之、上忠乎君、下愛百姓而不レ倦、是功臣者也、上則能尊レ君、下則能愛レ民、政令教化、形レ下如レ影、應レ卒遇レ變、齊給如レ響、推レ類接レ與、以待レ無レ方、曲成レ制レ象、是聖臣者也、

此の節は、四種の臣とは如何なるものなるかを說けり、

內は己の力にて人民をして一ならしむるに足らず、外は己の力にて寇難を拒ぎ、之れをして入寇する能はざらしむるに足らず、百姓は親まず、諸士は信用せず、然れども巧に敏捷におもねりへつらひ、以て善く君上に寵愛せらる、是れ態臣といふ者なり、上は君に忠ならざれども、下は善く民を愛撫して譽を取り、公正なる道、天下に通せる義理に背くも顧みず、朋黨をこしらへて親密に相交り、主君を惑はし私利を圖るを以て務となす、是れ簒臣といふものなり、內は己の力にて民をして一ならしむるに足り、外は己の力にて寇難を拒ぎて侵入すること能はざらしむるに足り、民は之れに親み、諸士は之れを信用するなり、而して上は君に忠義を盡くし、下は百姓を愛撫して倦むことなし、是れ功臣といふものなり、上は則ち能く君を尊び、下は則ち能く民を愛し、其の政令教化を施すや、下にあらはれて民之れに從ふこと、恰も影の形に從ふが如し、又卒爾に起り來る事に應じ、種々變化し來る事に遇ひて、遲疑することなく、敏捷に之れを處置することは、恰も響の聲に應ずるが如し、又既に知れる所より類推して、起り來る種々の事物に接する法を編み出し、以て之れを處置するに、千變萬化にして常なきも、而も其の爲す所は委曲に制度法則を成して、後世に則るに足る、是れ聖臣といふものなり、

【距】は拒ぐなり、【佞說】は說は悅なり、悅ばすの義な

タヾニと訓む、【卑レ執】卑は屈する意なり、執は勢に同じ、勢位なり、【出勞】は自ら力を出して勞動するなり、【併】は讀んで屏となす、シリゾクと訓す、【貫】は積むなり、累ぬるなり、【曲辨】曲は委曲にて充分の意なり、辨は治むるなり、【小察】は僅なる觀察力なり、【基】は極なり、キハムと訓む、【偏能】はかたよりたる才能にて、大體に渡らざるものなり、【視二乎不一レ可レ見云云】は古語なり、

○以上第十一章、其の人の才能によりて官職を授け使ふ道を說けり、前章と同じく前々章の餘論なり、

荀子卷第九

臣道篇第十三

此の篇は、先づ人臣の種類を擧げて、人主は善臣を擇び惡臣を斥く可きことを論じ、其れより臣が君に事ふるの法、人君が臣下を待遇する法を論せり、

人臣之論、有二態臣者一、有二篡臣者一、有二功臣者一、有二聖臣者一、

此の節は、人臣に凡て四種類あることを說けり、人臣には幾何のたぐひあるかといふに、君に阿諛して容態をつくらふ臣と、君の政を奪ひて威福を恣にする臣と、功業を立てゝ君の名を擧ぐる臣と、智德並び秀て君を輔けて堯舜たらしむる臣との四種あり、【論】は倫と通ず、音リン、たぐひなり、【態臣】は君に阿諛して容態をつくらふ臣なり、【篡臣】篡は奪ふなり、政を奪ひて威福を肆にする臣なり、【聖臣】聖は物事に通せざる所なきをいふ、智德並び秀でゝ物事に通せざることなき臣なり、

內不レ足レ使二一レ民、外不レ足レ使二距レ難、百姓不レ親、諸士不レ信、然而巧敏佞說、善取レ寵乎上、是態臣者也、上不レ忠乎君、下善取レ譽乎民、不

次第順序なり、

若是則身佚而國治、功大而名美、上可以王、下可以霸、是人主之要守也、人主不能論此三材者、不知道此道、安値將卑埶出勞、併耳目之樂、而親自貫日而治詳、一日而曲辨之、慮與臣下爭小察、而綦偏能、自古及今、未有如此而不亂者也、是所謂視乎不可見、聽乎不可聞、爲乎不可成、此之謂也、

此の節は、人主が其の道を行ふときは國安榮に、行はざるときは國亂れ亡ぶことを説けり、

人主たるもの、是の如く其の道を守るときは、己が身は安逸にして國は治まり、功業大にして名聲は美なり、上は以て天下に王たる可く、下は以て天下に覇たる可し、是れは人主たるもの丶守るべき要務なり、然るに人主たるもの、此の三種の材能を論議すること能はず、此の安全なる道に由ることを知らず、尊き勢位を屈し自ら力を出して勞動し、耳目の娯樂を屏けて、親ら日を積み累ねて、詳に治むることを、一日にて充分に之れを治め、以て臣下と僅ばかりの觀察力を爭ひ、偏れる才能を極め竭して、其の上に出でんことを慮りて、毫も大體を統ぶることを知らざるものは、啻に事を成す能はざるのみならず、古より今に及ぶまで、未だ此の如くにして、國亂れざるものはあらざるなり、此れは、古語に所謂「見る可からざるものを視、聞く可からざるものを聽き、成す可からざるものを爲すもの」の謂にして、徒に勞するのみにて何の益もなきなり、

【佚】は逸と通ず、安逸なり、【要守】は守る可き要務なり、【道二此道一】上の道は由なり、ヨルと訓む、【安値】安は語助にてコヽニと訓む、値は特又は獨、直と同じ、

誠正直勤勉にして、すべての計算は極く細にし、敢て遺漏することなきは、是れ下級官吏の材能なり、身を修むること端正にして、法度を尊び、職分を敬みて、傾側の心なく、命ぜられたる職務を守り、與へられたる課業に循ひ、敢て自己の意にて之れを損益せず、子孫代々相傳へて、他人に侵し奪はるゝことなからしむるは、是れ士大夫の官長たるもの、材能なり、禮義をたつとび重ずるは、君を尊ぶ爲なることを知り、士を好み愛するは、己が名聲を美くする爲なることを知り、人民を愛するは、國を安んずる爲なることを知り、常に定まれる法度あるは、風俗を一定にする爲なることを知り、賢者を尚び才能の士を使ふは、功業を長ずる爲なることを知り、農を務め商工を減ずるは、財貨を多くする爲なることを知り、下民と小利を爭ふことの、却て大事に便ならざることを知り、制度を明にし種々の物を權り比べて、各〻用にかなはしむるは、一方に拘泥せずして、公平を保つ爲なることを知りて、之れを勉むるは、是れ卿相輔佐の材能なり、此れ等の材能を知るのみにては、未だ人君の道といふ能はざるなり、能く此の三種の材能を識別して、前後左右より之れを評論して、それ〳〵に適當なる官職を授け、其の次第順序を失ふこと無きは、是れを人主が取る可き道といふなり、

【愿慤】は誠直端正なり、【拘錄】は勤勉なり、【計數】は計算なり、【纖嗇】纖は極く細なること、嗇は吝嗇にてしまる意なり、【遺喪】は遺漏に同じ、【官人使吏】は下級の官吏なり、【修飾】は身を修め正すなり、【分】は職分なり、【傾側之心】は人を傾けたふすゆがめる心なり、【世傳】は職官を子孫代々に傳ふるなり、古は世襲職なり故にいふ、【官師】猶官長といふが如し、【隆】はたつとぶなり、【常法】は常に定まれる法度なり、【務本禁末】本は農にて末は商工なり、荀子は農を以て國本となす、故にいふ、禁するとは絕對に禁止するに非すして減ずるの意に見るべし、【多材】材は財に通ず、財貨なり、【與下爭小利】は下民と小利を爭ふことにて、僅の事にても官營にするが如し、【權物稱用】は種々の物を權り比べて、各〻用に供せしむることなり、【泥】は拘泥なり、【未及君道】は未だ人君の務むべき道とは、言ふ能はずの意なり、【論官】は得失を評論して、それ〳〵適當の官を授くるなり、【次】は

闇昧なる君の國は、之れを危き國といふ、たとへ其の國は存立するが如しと雖、古の人は直に亡國といひて蔑むなり、昔の詩に曰く、「文王には、威儀ある所の賢明なる多くの士がありしが故に、文王は いと安らかにまし〳〵き」と、此の詩は、即ち文王には左右、輔佐、外交共によき臣ありしが故に、國安かりしことを謂ひたるなり、

【晻】は闇に同じ、【詩曰】此の詩は、詩經大雅文王の篇にあり、【濟濟】は威儀ある貌なり、【寧】は安なり、ヤスシと訓む、

○以上第十章、人主は左右の臣と、輔佐の臣と、外交の臣とに、適材を得ざる可からざることを說けり、前章の餘論なり、

材人、愿慤拘錄、計數纖嗇、而無敢遺喪、是官人使吏之材也、修飾端正、尊法敬分、而無傾側之心、守職循業、不敢損益、可世傳也、而不可使侵奪、是士大夫官師之材也、知好士之爲美名、也、知愛民之爲安國也、知有常法之爲一俗也、知尚賢使能之爲長功也、知務本禁末之爲多材也、知無與下爭小利之爲便於事也、知明制度權物稱用之爲不泥也、是卿相輔佐之材也、未及君道也、能論官此三材者、而無失其次、是謂人主之道也、

此の節は、人材によりて官を施すは人君の道なることを說けり、

其の人の材能によりて官職を授くる道を論ぜん、端

志を諭和し、國と國との間に起れる疑難を決斷する所の、外交の臣ありて、然る後鄰國と相親交するを得べし、外交の臣の、其の辯說は、以て煩はしき問題を解決するに足り、其の智慮以て疑難の事を決斷するに足り、其の物をきりまくる所の手腕は、以て難題を拒絶するに足り、其の命を奉じて使するや、毫も私を營まず、又君に叛かず、公正潔白なり、然して向ふより難題を以て迫り來るも、直に之れに應じ、向ふより患難を與へ來るも、直に之れを扞ぎ、以て我社稷を維持するものにして、然る後、以て能く鄰交を全うするを得可し、夫れ是の如き外交の臣を、國家に缺く可からざる大切なる道具と謂ふなり、

【相與】は相與みするなり、即ち仲間同志となること、【接】は交接にて交ることなり、【喻志】は人主と人主との志を喻和するなり、【決疑】は國と國との間に蟠れる疑難を決斷するなり、【煩】は煩しき問題なり、【齊斷】齊は劑と通ず、剪截なり、齊斷とは猶截斷と言ふに同じ、物をきりまくる手腕を いふ、【距難】は難題を拒絶するなり、【還】は讀んで營と爲す、音エイ、イトナムと訓す、【反】は叛くなり、【薄】は迫なり、セマルと訓む、難題を以て迫り來るなり、【扞】はふせぐなり、

故人主無便嬖左右足信者、謂之闇、無卿相輔佐足任者、謂之獨、所使於四鄰諸侯者非其人、謂之孤、孤獨而晻謂之危、國雖若存、古之人曰亡矣、詩曰、濟濟多士、文王以寧、此之謂也、

此の節は、人主此の國に缺く可からざる三臣を有せざるときは、國危亡することを謂ひ、以て前數節を結べり、

故に人主にして、近習左右の臣に信用するに足るものなき、之れを闇君といふなり、卿相輔佐の信任するに足るものなき、之れを賴なき獨りものといふなり、四鄰の諸侯に使する所の外交官が、賢德の人に非ざる、之れを孤立せる助なき君といふなり、孤獨にして

く、「人主は獨りにては、迚も種々の起り來る事變を處置して、能く國を治むること能はず、卿相輔佐は、人主の几たり杖たるものなり、故に早く之れを擇びて具へざる可からず」と、故に人主は卿相輔佐の信任するに足る可きものありて、然る後能く事變を處置し國を治むるを得べし、而して其の卿相輔佐は、其の德望は以て百姓を鎭撫するに足り、其の智慮は以て萬の事變に應じて之れを處置するに足るものにして、然る後以て能く事變を處置し、國を治むるを得べし、夫れ是の如き卿相輔佐を、國家の缺く可からざる大切なる道具と謂ふなり、

【遊觀】は遊びたのしむなり、【安燕】は安んじたのしむなり、【則不ㇾ得ㇾ不有云云】則は而と通ず、シカウシテと訓む、【物故】物は無なり、故は事なり、事無しとは死亡をいふ、【事物之至】は事物の起り至るの意なり、【不ㇾ應】は理を失ふをいふ、【端】は端緒なり、【几杖】は常用の品なり、故に喩ふ、【德音】は德望なり、【應待】は直に應じて接待すること、接待すとは、猶處置すといふが如し、【萬變】は萬の事變なり、

四鄰諸侯之相與、不ㇾ可ㇾ以不ㇾ相ㇾ接也、然而不ㇾ必ㇾ相親ㇾ也、故人主、必將有ㇾ足ㇾ使ㇾ喻ㇾ志決ㇾ疑於遠方ㇾ者、然後可、其辨說足ㇾ以解ㇾ煩、其知慮足ㇾ以決ㇾ疑、其齊斷足ㇾ以距ㇾ難、不還私、不反君、然而應ㇾ薄扞ㇾ患、足ㇾ以持ㇾ社稷ㇾ然後可、夫是之ㇾ謂ㇾ國具ㇾ、

此の節は、人主は列國に應待する者、即ち外交の臣に適當なるものを擇び任せざる可からざることを說けり、

人君たるものは、我四鄰の諸侯と相與して、以て相交らざる可からず、然れども、各國とも、それ〴〵利害あるものなれば、必ず我と相親むとは限らざるなり、故に人主は、必ず遠方の國に使して、人主と人主との

を得べし、夫れ是の如き近習左右の臣を、國家に缺く可からざる大切なる道具と謂ふなり、

【牆】はかきなり、【里之前】は一里以外なり、【守司】は守る所、司る所なり、【天下之變】は天下の事變なり、【弛易】は移易に同じ【齟差】は齟は齒の不揃なるをいふ、齟差とはくひ違ひ、入り交りて、不揃ひなる貌なり、【拘脅蔽塞之端】拘脅は拘へおびやかすなり、蔽塞はおほひ塞ぐなり、端は本なり、一句の意に、人主が邪臣に身を拘脅せられ、耳目を蔽塞さるゝに本づくとなり、【便嬖】は氣に入りの臣にて、近習小姓などを指す、【牖嚮】嚮は鄉又は向に同じ、牖向二字ともにまどなり、向なり向は北の出口のまどをいふ、【知慧】は智慧に同じ、【足使規物】規は規度なり、一句の意は近習左右の臣をして、物を規度せしむる力ありてにて、言ひ換ふれば、近習左右の臣が、物を規度し得ての意なり、【端誠】は端正誠直なり、【國具】は國家に缺く可からざる大切なる道具なり、

夫人主不能不有遊觀安燕之時、則不得不有疾病物故之變焉、如是國者、事物之至也、如泉源、一物不應、亂之端也、故曰、人主不可以獨也、卿相輔佐、人主之几杖也、不可不早具也、故人主必將有卿相輔佐、足任者然後可、其德音足以鎭撫百姓、其知慮足以應待萬變、然後可、夫是之謂國具、

此の節は、人主は卿相輔佐に、然る可き人を得ざる可からざるを說けり、

人主は遊觀安逸の時なき能はず、而して又疾病死亡の變なきを得ず、人主の身は此の如くはかられざるものなるに、國家は種々の事物の起り來ること、恰も泉の混々として湧出するが如し、若し一物にても、其の理を失ふときは、忽ち騷亂の端緒となる、余故に曰

狹也、人主之守司、如レ是其廣也、其不レ可レ以不レ知也、如レ是其危也、然則人主將何以知レ之、曰、便嬖左右者、人主之所レ以窺レ遠收レ衆之門戶牖嚮也、不レ可レ不早具也、故人主必將有レ便嬖左右足レ信者、然後可、其知慧足レ使レ規レ物、其端誠足レ使レ定レ物、然後可、夫是之謂二國具一、

此の節は、人主の左右の臣は、人主の耳目なれば、之れを撰擇すべきことを說けり、

耳目の官は限りありて、牆を隔てゝ、其の外は目に見えず、一里以外のことは、耳に聞えざるなり、今人主の守る所、司る所を見るに、遠き所は天下の果々より、近き所は我國の境内の事まで、略、知らざる可からず、然るに天下の事變、境内の事柄は、常に移り易り、又くひちがひ入り交りて、齊しからざるものあり、人主は手を盡し力を竭して、之れを知らざる可からざるに、毫も之れを知るに由なきは、邪臣の爲に身を拘脅せられ、耳目を蔽塞せるに本づくなり、耳目の明に見聞する所は、是く狹くして、人主の守る所、司る所は、是の如く廣し、而して其の中には種々の事變、常に移り易りつゝあり、人主たる者は、必ず之れを知らざる可からず、若し知らざるときは、危きなり、然らば人主は何を以て之れを知るべきや、曰く近習左右の臣は、人主が遠きを窺ひ衆人を收むる所以の門戶たり、牖向たるものなり、人主は此の門戶と牖向とに由りて、種々の事變を見聞するものなれば、早く此れを具へざる可からざるなり、故に人主は必ず近習左右の信用するに足るものありて、然る後遠近に起る種々の事變を知ることを得べし、又其の近習左右の臣は、其の智惠が種々の物を規度するに足り、其の端正誠直なるは物論を定むるに足るものにして、然る後之れに由りて、種々の起り來る事變を知る

能はざるを以て、然る可き人を擧げ用ひんとすれど、是の太公に非ざれば、擧げて用ふるに足る可き人物なきを以ての故に、是の人を擧げて之れを用ひしなり、是に於てか、仁義の貴き政道は果して立ち、仁義の貴き名聲は果して明に顯はれ、遂に天下を兼せて之れを制御し、七十一箇國の諸侯を立てしに、其の中に周の同族の姬姓の諸侯のみ、獨り五十三人の多きに居り、周の子孫にして苟も狂妄愚惑なる者に非ざるよりは、天下の顯名なる諸侯と爲らざることなし、是の如きものは、文王が能く人を愛すればなり、故に人君たるもの、文王に倣ひ、天下の大道を身を持てる人、即ち賢者を擧げ用ひて、天下の大功を立てゝ、然る後に其の憐み愛するものを庇保するときは、其の子弟も、猶以て天下の顯名の諸侯と爲すに足るなり、故に余曰く、「たゞ明主は、能く其の愛する所を愛することを爲せども、闇君は必ず其の愛する所を危くす」と、此の事を謂ひしなり、

【貴戚】は高貴の位にある親戚なり、【便嬖】は近習小姓の氣に入りの臣をいふ、【偶然】は超然に同じ、拔きんずる貌なり、【州人】州は舟に通ず、州人は舟人なり、太公望は渭水の濱にて釣せり、故に舟人といひしなり、太公望の事は前篇に出づ、【爲レ故】故は故舊なり、【好麗】は美麗なり、【齲然】は齒なき貌なり、齲音クン、【貴道】は仁義の貴き政道なり、【是子】は太公望を指す、【天下之大道】は天下の大道を持てる人にて、賢者を指す、【隱】はオホフと訓む、庇保するなり、【所レ憐所レ愛】は親近のものを指す、

○以上第九章、前段と同じく、人主國を强大にし安固にせんと欲すれば、賢者を得ざる可からざることを說けり、

牆之外、目不レ見レ也、里之前、耳不レ聞レ也、而人主之守司、遠者天下、近者境內、不レ可レ不レ略レ知レ也、天下之變、境內之事、有二弛易齲差一者矣、而人主無レ由レ知レ之、則是拘脅蔽塞之端也、耳目之明、如レ是、其

二、鬮然而齒墜矣、然而用之者、夫文王欲立貴道、白貴名、以惠天下、而不可以獨也、非于是子、莫足以舉之、故舉是子而用之、於是乎、貴道果立、貴名果明、兼制天下、立七十一國、姬姓獨居五十三人、周之子孫、苟不狂惑者、莫不爲天下之顯諸侯、如是者、能愛人也、故舉天下之大道、立天下之大功、然後隱其所憐所愛、其下猶足以爲天下顯諸侯、故曰、唯明主爲能愛其所愛、

闇主則必危其所愛、此之謂也、

此の節は、文王の事行を引きて、明主の卿相輔佐を用ふることに用意あるを證し、其の國榮え、子孫永く福を受くることの、當然なるを說けり、

夫の名高き周の文王は、高貴の位にある親戚なきに非ざるなり、親しき子弟なきに非ざるなり、近習小姓の氣に入りのものなきに非ざるなり、然るに太公望を舟人より拔きんで、擧げ用ひたり、此れ豈太公望を私愛して、然るならんや、太公を以て、親戚なる爲めとなすか、否、周は姬姓にして、彼は姜姓なり、決して親戚に非ざるなり、然らば、太公を以て故舊なる爲めとなすか、否、文王と太公と未だ嘗て一面識もあらざるなり、然らば、太公を以て顏色美麗なる氣に入りの人たる爲めとなすか、否、彼は行年七十二、鬮然として齒の拔け墜ちたる見苦しき老翁なり、此く太公と文王とは、何等の關係もなき人なるに、文王が之れを登用せし所以は、如何なる理由なりや、文王は仁義の貴き政道を立て、仁義の貴き名聲を明にし、以て天下の人民を惠まんと欲して、己れ獨にては爲すこと

【俄則弱矣】則は而と通ず、下句則危、則亡の則も亦此れに同じ、

故明主有私人、以金石珠玉、無私人、以官職事業、是何也、曰、本不利於所私也、彼不能而主使之、則是主闇也、臣不能而誣能、則是臣詐也、主闇於上、臣詐於下、滅亡無日、俱害之道也、

此の節は、明主は官職を私に人に授くることなきを說き、以て卿相輔佐を擇ぶに意を用ふる意を示せり、明主は、國の滅ぶるは卿相輔佐を得るに、至平の道を得ざるに因ることを知るが故に、最も之れを愼重にするなり、故に明主は、人に私に金石珠玉の類を與ふることあれども、人に私に官職事業を與ふることはなきなり、是れは如何なる理由なるや、曰く、本より私に與へても、其の人に才能なければ、其の職務を果す能はざるを以て、却て其の人の爲に不利益となるを知ればなり、人主が彼の不能なる人に、官職を授けて、之れを使ふは、是れ人主の智の闇きなり、又臣たるものが不能にして、自ら才能ありと誣ひ詐りて、官職を受くるは、是れ臣が君を欺き詐るなり、人主は上に在りて智闇く、人臣は下にありて君を詐るときは、國家間もなく滅亡すべし、此の如きは、君臣俱に害を蒙る危險なる方法といふなり、故に人君たるものは、明主の行に倣はざる可からざるなり、

【誣レ能】は才能ありと誣ひ詐るなり、【俱害】は君臣俱に害を蒙るなり、

夫文王非無貴戚也、非無子弟也、非無便嬖也、偶然乃擧太公於州人而用之、豈私之也哉、以爲親邪、則周姬姓也、而彼姜姓也、以爲故邪、則未嘗相識也、以爲好麗邪、則夫人行年七十有

を招致するが如く、愼重公平ならざるは誤謬なることを說けり、此の節は、誤脫ありて注家多く解に惱めり、今試に意を以て之れを解す、

人主たるもの、國を治め民を治めて、上下の間を調和一致せしめ、內は以て城を堅固にし、外は以て敵難を拒かんとするには、卿相輔佐に賢明なるものを得ざる可らず、卿相輔佐に賢明なる人を得るときは、治平の時には、能く人を制御し得るのみならず、不虞の事ありとも、人己を制御すること能はざるなり、然るに、若し之れに反して、卿相輔佐に賢明なる人を得ざるときは、治平の世と雖、國能く治まらざるのみならず一朝亂あるときは、危辱滅亡の禍に罹るは、立ちながらにして待つ可きなり、かく卿相輔佐の賢否は、國の存亡に關する大問題たるに拘らず、世の人君は之れを招致するに、射者御者を招致するが如く、愼重公平ならずして、たゞ氣に入りの近習小姓の、己に親み從ふ者のみを用ふるは、豈過てるの甚しきものに非ずや、

【調壹】は調和一致するなり、【案】は語助にて、コヽニと訓む、【便嬖】は近習小姓の氣に入りの臣なり、【親比】は親み從ふものなり、

故有二社稷一者、莫レ不レ欲レ彊、俄則弱矣、莫レ不レ欲レ安、俄則危矣、莫レ不レ欲レ存、俄則亡矣、古有二萬國一、今有二十數一、是無二他故一焉、莫レ不レ失レ之是也、

此の節は、諸侯の國の、古多くして今減少して、存するもの少きは、卿相輔佐に其の人を得ざりし故、國亡滅せることを說けり、

古より社稷を有つ者を見るに、皆其の國を強大にせんと欲せざることなし、然るに俄にして、弱くなるなり、又皆其の國を安泰にせんと欲せざることなし、然るに俄にして危くなるなり、又皆其の國の長く存立せんことを欲せざることなし、然るに俄にして亡滅するなり、古は一萬國の諸侯ありしが、今存するものは、僅に十數國に過ぎず、是の如く、亡國の多きは何ぞや、是れ他の理由なし、人君たるものが其の卿相輔佐を得るに、公平なる道を失ひしに由らざるものなきなり、

豈不必得之之道也哉、雖聖人不能易也、

此の節は、人主善射の者、善御の者を招致するには、極めて愼重に且つ公平なることを說けり、

人主たる人が、能く遠き所にあるものを射り、微細なるものと雖誤ることなく中つる所の、善き弓術者を得んと欲するときは、貴き爵位と、重き賞譽とを懸けて、以て之れを招致するなり、而して其の之れを招致するや、內は以て子弟に阿りて、之れより採用するが如きことある可からず、外は以て、僻遠の地方に居る名人を隱して、採用せざるが如きことある可からず、其の技能が遠きを射り微に中つる者ならば、親疏內外の隔なく、誰にても召し抱ふるなり、是れ豈名人を得るの道に非ずや、此の道は、聖人と雖取り易ふること能はざる、至つて公平なる道なり、人主たるもの又迅速に遠き距離を行き極むる所の、善き御者を得んと欲するときは、貴き爵位と、重き賞譽とを懸けて、以て之れを招致するなり、而して其の之れを招致するや、內は以て子弟に阿りて、之れより採用するが如きことある可からず、外は以て僻遠の地方に居る名人を隱して、採用せざるが如きことある可からず、其の技能が迅速に遠き距離を極め行く人ならば、親疏內外の隔なく、誰にても召し抱ふるなり、是れ豈名人を得るの道に非ずや、此の道は聖人と雖、取り易ふる能はざる至つて公平なる道なり、

【阿】はおもねるなり、【不可以隱遠人】は僻遠の地方にある者と雖、技能あるものは必ず擧げ用ひて、之れを顯すをいふ、【馭】は御に同じ、馬を御するなり、

欲治國馭民、調壹上下、將內以固城、外以拒難、治則制人、人不能制也、亂則危辱滅亡、可立而待也、然而求卿相輔佐、則獨不若是其公也、案唯便嬖親比己者之用也、豈不過甚矣哉、

此の節は、人君が卿相輔佐を招致するには、射者御者

なり、故に古の人君が、人を用ふる法に倣ひ、其の人の行爲を考へはかるに、禮儀を以てして、其の能く恭敬といふ處に安ずるや否やを觀察するなり、又其の人と行動を與にして、其の能く機に臨み變に應じて、謀を出すや否やを觀察するなり、又其の人と遊び樂みて其の能く流連淫逸するなきや否やを觀察するなり、又其の人に接するに、聲色や權利や忿怒や患難やなどの、種々の誘惑を以てして、其の能く道を守りて節操を離れざるや否やを觀察するなり、斯く種々の方面より觀察するときは、彼れは誠に恭敬に安じ、能く變に應じて事を所置し道を守りて節操あると、或は誠に之れなきとは、白と黑とを分つが如く、明白に分り、決して誣ふ可からざる也、故に伯樂に向つては、惡しき馬を良き馬といひて欺く可からず、君子に向つては、惡人を善人といひて欺く可からざるなり、以上述べたるが、此れ明王が人を取り用ふるの道也、【擧措遷移】擧措は擧動なり、擧動遷移とは、行動を共にするをいふ、【應變】は機に臨み變に應じて、謀を出すをいふ、【安燕】は遊び樂むなり、【流慆】流は流連なり、慆は慆淫なり、慆淫は猶淫逸といふが如し、【患險】は患難なり、【守】は道を守りて節操あること、【邪哉】は二字共に語助なり、二字にてヤと訓みてよし、【伯樂】は善く馬を相るものなり、前篇に解せり、○以上第八章、國の强大安樂ならんことを欲せば、賢相を擇び用ふることゝ、其の擇び用ふる法とを說けり、

人主欲得善射射遠中微者、縣貴爵重賞、以招致之、內不可以阿子弟、外不可以隱遠人、能中是者取之、是豈不必得之之道也哉、雖聖人不能易也、欲得善馭及速致遠者、縣貴爵重賞、以招致之、內不可以阿子弟、外不可以隱遠人、能致是者、取之、是

り、其の人を用ふる法は如何といふに、凡ての臣下をして己が等級を守り、之れを越えて、人の分を犯すとなからしめ、其の行爲や擧動は、禮儀を以て之れを度り、其の智慮や取舍の見は、素計る所の成敗を以て、之れを考へ、而して日月を積むこと久しく經過したる所にて、其の功業をはかり考ふるなり、かく丁重にして之れを用ひ優劣を定むるが故に、卑きものは、尊きものゝ上に臨むことを得ず、身分輕き者は、權力ある身分貴き者のことを評論するを得ず、愚者は智者の事を謀議するを得ず、斯く臣下整然として賢智の人の命に從ひ、各、其の分を超えず、專心其の職を務むるを以て、國能く治まるなり、是れを以て、人君は千萬度事を擧げても、過つことはなきなり、

【古之人】は古の人君を指す、【參】は參考なり、【禁之以等】は臣下をして己が等級を守り、之れを越えて人の分を犯すことなからしむるなり、【取舍】は物を取舍する見識なり、【稽】は考ふるなり、【成】は素計る所の事の成敗なり、【校】ははかり考ふるなり、【輕】は身分輕きものなり、【縣】は秤に懸けてはかることにて、評論するをいふ、【重】は威權ある身分重き人なり【萬擧】は萬たび事を擧ぐるの意なり、

故校之以禮、而觀其能安敬也、與之擧措遷移、而觀其能應變也、與之安燕、而觀其能無流悖也、接之以聲色權利忿怒患險、而觀其能無離守也、彼誠有之者、與誠無之者、若白黑然、可誣耶哉、故伯樂不可欺以馬、而君子不可欺以人、此明王之道也、

此の節は、前節を承け、かく人をはかり考ふるときは賢愚を見分くること、黑白を分つが如し、是れ明王の道なることを說けり、

以上述ぶる通りなるが故に、人君たるものは、古の人君が人を擇び用ふる法に倣ひて、人を擇び用ふる可き

るゝ」と、誠に此の言の如く、正しき道に循ふ人は、汙邪の人よりは、賊の樣に嫌はるゝなり、今汙邪の人をして、其の怨む所の賊、(即ち道に循ふ人)の所爲を論評せしめて、其の偏頗なく公平ならんことを求むるも、得べけんや、之れを譬へて言へば、丁度枉がれる木を立てゝ其の景の直しからんことを求むるが如し是れより大なる亂暴なる考はなきなり、

【使賢者爲之則云云】則は而なり、シカウシテと訓む、下句も亦此れに同じ、【規】は規度なり、【修士】修は潔なり、修士は清廉の士をいふ、【成立】は國の成立なり、【語曰】此れは古語ならん、【好女之色】は美なり、好女之色とは、美色之女、即ち美人のことなり、【惡者之孽】惡者は醜女を指す、孽は妖孽なり、一句の意は醜女は妖孽の樣に邪間に思ふとなり、【衆人之痤】痤は痤疽なり、痤疽はねぶとの類なり、一句の意は、衆人は痤疽の樣に嫌ふとなり、【怨賊】は奸邪の士の怨賊として嫌ふものにて、道を循ふ人を指す、【偏】は偏頗なり、

故古之人爲之不然、其取人有道、其用人有法、取人之道、參之以禮、用人之法、禁之以等、行爲動靜、度之以禮、智慮取舍、稽之以成、日月積久、校之以功、故卑不得以臨尊、輕不得以縣重、愚不得以謀智、是以萬擧不過也、

此の節は、古の人君は、賢人を擇びて、之れを用ふるに法あり、故に國能く治まることを說けり、以上述ぶる通り、賢人を擇ぶとも、能く之れを用ひざるときは、國治まらず、古の人君は之れを知る故に、其の爲す所、今世の人君の如くならざるなり、其の臣下を取るに道あり、其の臣下を用ふるに法あり、少しも亂れざるなり、其の人を取るの道は、如何といふに、禮儀を以て參考し、其の禮儀に中るものを取るな

は、不仁なる君なり、其の資なくして、徒に其の功名の大ならんことを冀ふは、愚昧此の上もなきものなり、

【幸】は冀ふなり、

今人主有大患、使賢者爲之、則與不肖者規之、使智者慮之、則與愚者論之、使修士行之、則與汙邪之人疑之、雖欲成立、得乎哉、譬之、是猶立直木而恐其景之枉也、惑莫大焉、語曰、好女之色、惡者之孽也、公正之士、衆人之痤也、循乎道之人、汗邪之賊也、今使汗邪之人、論其怨賊、而求其無偏、得乎哉、譬之、是猶立枉木而求其景之直也、亂莫大焉、

此の節は、今世の人君の大患を說けり、大患は賢不肖を並用するにあり、故に賢者忠を伸ぶるを得ず、從つて國治まらざるなり、

今世の人主を見るに、皆大患を有せり、彼は賢者をして政を爲さしめて、猶不肖者をして之れを規度せしめ、智者をして事を慮らしめて、猶愚者をして之れを評論せしめ、淸廉の士をして事を行はしめて、猶汙邪の士をして之れを論じて疑はしむ、此の賢良の士のなす事を、愚惡の者をして論決せしめては、何の役にも立たず、寧ろ始より賢良の士を用ひざるに如かざるなり、此の如くにして、國家の成立を欲すと雖、得べけんや、之れを譬ふるに、是れ猶直木を立てゝ、其の景の枉らんことを恐るゝが如し、是れより大なる惑はなきなり、古語に曰く、「美色の女は醜女より邪間物とせられ、公正の士は衆人より痤疽の如く嫌は

安而惡危、欲榮而惡辱、是禹桀之所同也、要此三欲、辟此三惡、何道而便、曰在愼取相、道莫徑是矣、

此の節は、人主強と安と榮とを得んとするには、賢相を得るを以て、最も速なる方法たることを說けり、人主たるもの、強大を欲して弱小を惡み、安樂を欲して危難を惡み、光榮を欲して恥辱を惡まざることなし、是れ聖王禹王も、暴王桀王も、共に同じき所なり、然らば、此の三の欲する所を求めて、此の三の惡む所を避けんとするには、果して何れの道によるが、一番便利なるや、曰く、言ふまでもなく、愼みて賢相を擇び取るに在り、此の道によるより、速く且つ便利なるはなし、

【禹桀】は共に夏の王にて、禹は聖王、桀は暴王なり、【要】は求なり、モトムと訓む、【辟】は避と通ず、サクと訓む、【徑】は疾なり、ハヤシと訓む、

故智而不仁不可、仁而不智不可、既智且仁、是人主之寶也、而王覇之佐也、不急得不智、得而不用不仁、無其人而幸有其功、愚莫大焉、

此の節は、宰相の資格と、人君の必ず此れを用ひざる可からざることゝを說けり、

人君國の安樂、強大、光榮ならんことを欲せば、宰相を求むるを以て、最も速なる方法となすと雖、之れを求むるには、種々の方面より、其の人と爲りを觀察せざる可からず、故に智惠ありても、仁慈の心なきものは不可なり、仁慈の心ありても智惠なきものは、不可なり、既に智惠もあり、仁慈の心あるものこそ、誠に宰相の資格ある人にて、人主の寶として尊重すべきものなり、王者たり覇者たるものゝ、輔佐たるものなり、故に人主にして、此の寶を得ることを急がざるものは、不智の君なり、此の寶を得ても、重く用ひざる

の意なり、【屬】はともがらなり、【反慤】反は反省なり、慤は誠實なり、

故天子不レ視而見、不レ聽而聰、不レ慮而知、不レ動而功、塊然獨坐、而天下從レ之如二一體一、如二四肢一之從レ心、

此の節は、主道の遺憾なく行はれたるときの有樣を說けり、

以上述ぶる如く、主道よく行はるゝときは、臣下皆善良となり、誠實に事に從ふを以ての故に、天子は親ら諸〻の事務を視給はずして、其の成功を見、諸〻の政を聽き給はずして、其の治績を聽き、國事に知慮を勞し給はずして、其の能く治まることを知り、種々の政事に身を動かして爲し給はずして、功績大なり、是れ皆臣下が專心に勵みてなす故なり、故に天子は無爲に獨坐し給ひて、天下之れに從ふこと、己が身體の己が自由になるが如く、又四肢の心の命に從ひて動作するが如し、

【塊然】は土のかたまりたるをいふ、無爲の貌なり、

【四肢】は四肢に同じ、

夫是之謂二大形一、詩曰、溫溫恭人、維德之基、此之謂也、

此の節は、前數節を總結し、詩を引きて之れを贊せり、

以上數節に於て、述べたることを、人君たるものゝ務むべき道の大略といふなり、昔の詩に曰く、「寬弘に柔和なる恭敬の人の言行は、皆萬民の法則となすべし、されば此の恭敬の人の言行は、萬民の踐み行ふべき德の基礎たるものなり」と、此の詩は、即ち人君たるものゝ務むべき道を、能く行ひたる人のことを、謂ひしなり、

【詩曰】此の詩は、詩經大雅抑の篇にあり、【溫溫】は寬弘にして柔和なる貌なり、【恭人】は恭敬の人なり、

○以上第七章、君道を論ぜり、前章の餘論なり、

爲二人主一者莫レ不レ欲レ彊而惡レ弱、欲

之屬、莫不反慤、夫是之謂政教之極、

此の節は、前節の意を重ねて申べ明せり、

書經に曰く、「君命を待たずして、私に事を爲すものは、殺して赦すことなく、君命を用ひずして、事を怠るものは、殺して赦すことなし」と、此れは、人君たるもの、刑罰の正しきを得たるを說きたるなり、かく刑罰正しきを得たるときは、人々は己が事業に習ひ安んじて、固く之れを守り、他のことを見ても、之れに遷らず、專心に從ふに至るべし、人々がなす凡百の事は、一人にては一つしか爲すを得ず、多くを兼ねて爲すこと能はざることは、譬へば耳目鼻口の官の、各、其の官を分司して、相借りて爲すべからざること、耳の役を口が務め、鼻の役を目の務むる能はざるが如し、されば人君たるものが、工は工、商は商、農は農、官職はこれ〳〵と、其の職事を分ち定めて後、人民は各、定められたる己が職事を、專心に務めて怠りなげやりにせざるものなり、又位次を定めて後、百官各、其の官位に安んじ、國の秩序亂れざるなり、又衆人の言を兼せ聽き、諸、の事を等しく明に視て、毫も偏らずして、凡ての事は留滯なく、能く通達するなり、而して之れに加ふるに、刑罰の正しきを以てす、是の如くなるときは、臣下百吏より庶人に至るまで、己が身を修めて後、敢て己が位置に安んじ、誠實に才能ありて後、敢て職務を受け、之れを務めざることなく、百姓は惡しき風俗を易へて善くなり、小人は邪なる心を變じて正しくなり、姦惡怪異なることをなすともからは、反省し誠實にならざることなし、是れを政治敎化の、よく行き屆きたる極點といふなり、

【書曰】此の語は今書經夏書胤征の篇にあり、併し今の胤征篇は僞古文なれば、此の語が果して古の胤征篇にありしや否やは疑はし、【先〻時者】は君命を待たずして、私に事を爲す者をいふ、【不〻逮〻時者】は君命を用ひずして、事を怠る者をいふ、【習〻其事而固】は其の職事に習ひ安んじて動かず、專心之れに從ふをいふ、【相〻借官】は互に官職を借り合ふことにて、耳が口の官務をなし、鼻が目の官務を爲すをいふ、【慢】は怠慢なり、【不〻留】は留滯せざるなり、【安〻止】止は止まる所にて、位置なり、【誠能】は誠實に才能ありて

天下の人心歸服するなり、然して後に、職分を明にし、事業に次第を立て、技藝の人は、其の技に應じて之れを材用し、才能の人は、其の能に應じて、之れを官使し、諸事能く治まらざることなきときは、則ち公平なる道、偏くゆきわたりて、私に賄賂を貪るものもなく、公平なる義理明になりて、私事を營むものなきに至るなり、是の如くなれば、則ち德の厚きものは、進みて位にあり佞姦諂諛のものは、止りて進むこと能はず、貪欲にして利を貪るものは、退きて、廉直節義のものは起りて、位にあるに至るなり、

【至レ法】至は致なり、致は極なり、至レ法とは極めて法制を完備にするの意なり、【有レ常】は常のきまりありて亂れざるなり、【尙】はたつとぶなり、【方】は向ふ所なり、【篹論】篹は撰なり、篹論とは撰擇論定する所の事をいふ、【公察】は公平明察にして私なきなり、【免】は勉なり、勉强するものをいふ、【偸】は怠慢なり、【兼聽】は衆の言を兼せ聽くことにて偏聽せざるなり、【齊明】は種々のものを等しく明に視ることにて、是れも亦偏視せざるなり、【分職】は職分なり、【序】は秩序を立てることなり、【材技】は、技藝の人は、其の技に應じて材用するをいふなり、【能官】は才能の人は其の能に應じて官使するをいふなり、【私門塞矣】は私謁の門塞がるなり、私謁の門とは、私に賄賂を貪る家をいふ、塞がるとはなくなる意なり、【息】は止むなり、【佞說】は佞姦諂諛のものをいふ、【廉節】は廉直にして節義あるなり、

書曰、先時者、殺無赦、不逮時者、殺無赦、人習其事而固、人之百事、如耳目鼻口之不可以相借官也、職分而民不慢、次定而序不亂、兼聽齊明、而百事不留、如是、則臣下百吏、至于庶人、莫不修己而後敢安止、誠能而後敢受職、百姓易俗、小人變心、姦怪

其れが偏く天下に行きわたりたればなり、故に曰く、「國治まるときは、人君は言ふに及ばず、百姓にまで財貨餘裕ある樣になり、國亂るゝときは、百姓は言ふに及ばず、王公にまで財貨不足を來す樣になる」と、此れは天子の政治の至公なると否とによりて、かく分るゝことを謂ひしなり、

【靡費】靡は奢侈なり、靡費は奢侈の費なり、【流淫】は流連淫亂なり、【怠慢】は怠りなげやりなり、【姦怪】は姦惡怪異なり、

○以上第六章、君道を論ぜり、人を生養し、班治し、顯設し、藩飾するは、君道なり、此の道能く行はるゝときは國治まり、然らざるときは國亂るゝことをいへり、

主道大形

此の節は、第七章の總序なり、

人主たる者の務むべき道の大禮を、左に論說せん、

【大形】は猶大體又に大略といふが如し、

隆禮至法、則國有常、尙賢使能、則民知方、篤論公察、則民不疑、賞免罪倫、則民不怠、兼聽齊明、則天下歸之、然後明分職、序事業、材技官能、莫不治理、則公道達、私門塞矣、公義明、而私事息矣、如是則德厚者進、而佞說者止、貪利者退、而廉節者起、

此の節は、人君たるものゝ務むべき道を說けり、

人君が禮義をたつとび、極めて法制を完備にするときは、則ち國家は常のきまりありて亂れざるなり、賢人を尙び才能の士を使ふときは、則ち人民は皆向ふ所を知り、德を修め能を研くなり、撰擇論定する所の事が、凡て公正明察にして私なきときは、則ち人民は少しも政治を疑はずして信用するなり、勉强する者を褒賞し、怠慢なるものを所罰するときは、則ち人民は怠らず勵むものなり、衆の言を兼せ聽き、種々の事を等しく明に視て、毫も一方に偏せざるときは、則ち

は人々が餘裕あるに任せて取締なきときは、奢侈淫逸に流れんことを慮り給ひ、其の餘裕ある所を裁制して、上下の別を明に定め給へり、即ち上にありては、賢臣良士に、それ〴〵文飾珍異の物を供ふるに、位次を以て多少增減あらしめ、以て貴賤の別を明にし、下にありては、長者幼者に、それ〴〵文飾珍異の物を供ふるに、多少增減あらしめ、以て親疏の別を明にし給ふなり、此の所置は、天下の秩序を保ち、臣民を安んぜんとの、至公の心より出で給へるなれば、上は王公の朝にありても、下は百姓の家にありても、天下の人々は、曉然として皆其の聖王の行ひ給ふの所置の、人を驚す樣な奇異なることを爲すに非ずして、將に以て上下の分別を明にし、遺憾なく天下を治めて、萬世に至るまで之れを安じ保たんとする、至公無私の心よりなさるゝといふことを知るを以て、皆其の德を謳歌せざるはなきなり、

【聘】は聘せ用ふるにて、充分に用ふるをいふ、【事時】は事業時を得て失錯なきなり、【制明】は法制明白にして、人苦しまざるなり、【衍】は餘なり餘裕なり、【曉然】はさとる貌なり、【其所】は其の聖王の行ふ所なり【異】は奇異なり、【達治】は遺憾なく治むるの意なり【保】は安んじ保つなり、

故天子諸侯無二靡費之用一、士大夫無二流淫之行一、百吏官人無二怠慢之事一、衆庶百姓無二姦怪之俗一、無二盜賊之罪一、其能以稱レ義徧矣、故曰、治則衍及二百姓一、亂則不足及二王公一、此之謂也、

此の節は、前節に述べたることの全く行はれて、眞の文明世界を現出せし時の有樣を說けり、

以上述べたる政治の全く行はるゝときは、天子諸侯は、奢侈の爲めに費用を棄つることなく、士大夫は流連して淫亂の行なく、百官は怠りなげやることなく、もろ〴〵の百姓は、姦惡怪異の風俗なく、盜賊の罪を犯すものなく、此に全く眞の理想世界を現出するなり、此れは他なし、天子の政治が能く義にかなひて、

の宰相なり、【擅官】は力を官に專にして私なきなり、【保職】は職業を保ち守るなり、【次】は位次なり、【載】は行ふなり、【冠弁】は共にかんむりなり、士に弁といひ、大夫に冠といふ、【黼黻文章】白と黒と之れを黼といひ、黒と青と之れを黻といひ、青と赤と之れを文といひ、赤と白と之れを章といふ、皆色模様なり、【彫琢】は玉を彫り琢くこと、【刻鏤】は木を刻み、金を鏤むこと、彫琢と共に種々の装飾に用ふるなり、

故由天子、至於庶人也、莫不駴其能、得其志、安樂其事、是所同也、衣煖而食充、居安而遊樂、事時制明而用足、是又所同也、若夫重色而成文章、重味而成珍美、是所衍也、聖王財衍、以明辨異、上以飾賢良、而明貴賤、下以飾長幼、而明親疏、上在王公之朝、下在百姓之家、天下曉然皆知其所非以爲異也、將以明分達治、而保萬世也、

此の節は、前に述べたる生養、班治、顯設、藩飾の四總要の行はれたる效果を說けり、

人君たるもの、前に述べたる生養、班治、顯設、藩飾の四の總要を行ふときは、天下歸服するが故に、天子より庶人に至るまで、同じく充分に其の才能を聘せ用ひ、其の志を達し得、其の仕事を安樂して、爲さゞるはなし、又同じく衣服は暖にして、食物は充分に、居處は安くして、遊樂するを得、事業は時を得て失敗なく、法制は明にして之れに苦しむものなく、財用は足りて貧苦に惱むものなし、若し夫れ此の上に、色を重ねて種々の美しき文章を成せる衣服を始め、其の外の裝飾をなし、又食物は美味を重ね求めて珍しき物を備ふるに至るは、是れ皆餘裕あるを以てなり、聖王

なきひとりものなり、【道存】道は君道を指す、下句の道亡の道も亦同じ、

省工賈、衆農夫、禁盜賊、除姦賊、是所以生養之也、天子三公、諸侯一相、大夫擅官、士保職、莫不法度而公、是所以班治之也、論德而定次、量能而授官、皆使人載其事、而各得其所宜、上賢使之爲三公、次賢使之爲諸侯、下賢使之爲士大夫、是所以顯設之也、修冠弁衣裳黼黻文章、彫琢刻鏤、皆有等差、是所以藩飾之也、

此の節は、人民を生養、班治、顯用、藩飾する方法を說けり、

百工や商人を少くし、農夫を多くし、盜賊を禁遏し、姦邪のものを除き去るは、是れ人民を生養する所以の法なり、天子は三公を擇び、諸侯は一相を擇びて、之れに政を委するを以て務となし、大夫は我官職を專にして私なく務め、士は力を盡して我職を保ち守り、各〻法度に從ひ守りて公平ならざるなし、是れ人民を班治する所以の法なり、其の德行を評論して位次を定め、才能を量り較べて官職を授け、人々をして其の職事を行ひて各〻其の宜しき所の地位を得せしむ、最上の賢者は三公たらしめ、其の次の賢者は諸侯ならしめ、又其の次の賢者は士大夫たらしむるは、是れ人民を顯設する所以の法なり、冠弁衣裳、黼黻文章、雕琢刻鏤の文飾を修めて、皆それ〴〵官職に應じて等差あり、相犯すなからしむるは、是れ人民を藩飾する所以の法なり、

【省工商】は百工と商人とを減少するなり、農を以て國の本となすを以て、此の言あるなり、【衆】は多なり、オホシと訓む、【三公】は太師、太傅、太保にて後世

に官位を授け、以て其の才能を世に顯はし用ひしむるなり、【藩飾】は其の官位に應じて、衣服其の他の文飾を定め、上下貴賤の別ありて犯す可からざらしむるなり、

善生養人者人親之、善班治人者人安之、善顯用人者人樂之、善藩飾人者人榮之、四統者具、天下歸之、夫是之謂能群、不能生養人者、人不親也、不能班治人者、人不安也、不能顯設人者、人不樂也、不能藩飾人者、人不榮也、四統者亡、而天下去之、是之謂匹夫、故曰、道存則國存、道亡則國亡、

此の節は、前節に述べたる所の、君たる者の道を盡したるものと、然らざるものとを擧げたり、

善く臣民を生養するときは、臣民之れに親み附くなり善く、臣民を班治するときは、臣民之れに安んずるなり、善く臣を顯用するときは、臣民之れを樂むなり、善く臣民を藩飾するときは、臣民之れを榮譽とするなり、此の四の總要の者が、缺くる所なく具はりて、天下の人々心を歸するなり、是れを能く群衆を主宰するといふなり、之れに反し、人を生養する能はざるときは、人々親み附かざるなり、人を班治する能はざるときは、人々安んぜざるなり、人を顯用する能はざるときは、人々樂まざるなり、人を藩飾する能はざるときは、人々榮譽として悦ばざるなり、此の四の總要の者が亡びて、天下の人々背き去るなり、是れを一夫といふなり、余故に曰く、君が君たる道を保ち存するときは、則ち國存し、然らざるときは則ち國亡ぶと、【統】は總要なり、總要とは物の綱領たる肝要なるものなり、【匹夫】は一夫なり、一夫は獨夫に等し、賴り

兩者無一焉而亡、詩曰、介人維藩、大師維垣、此之謂也、

此の節は、前數節を結び、且詩を引きて之れを證せり、

以上述ぶる通りなるが故に、人に君たるものは、人民を愛すれば國安く、賢士を好みて用ふれば、國繁榮するなり、之れに反して、民を愛し士を好む二つのことが、一つもなきときは、國滅亡するなり、昔の詩に曰く、「大德の人は國の藩垣なり、萬民は國の垣なり」と、此の詩は即ち人民と賢人とは、國を維持する大切なるものなることを謂ひたるなり、

【詩曰】此の詩は、詩經大雅板の篇にあり、【介人】介は大なり、大人は大德の人、即ち賢人をいふ、【藩】は藩垣なり、【大師】師は衆なり、大衆は萬民をいふ、

○以上第五章、人君たるもの、自ら身を正しくし、民を愛し、賢人を用ふるときは、國家安樂なることを說けり、

道者何也、曰、君道也、君者何也、曰、能群也、能群也者何也、曰、善生養人者也、能班治人者也、善顯設人者也、善藩飾人者也、

此の節は、君たるもの、定義を說けり、

我此に言ふ道とは、何を指すか、曰く、君の道なり、君とは如何なるものなるか、曰く、能く群衆を主宰するものなり、曰く、能く群衆を主宰するとは、如何なることなるか、曰く、人民の害を除き、人民の利を興し、善く人民を生て養ふものなり、又善く職分を分ちて、各〻人民をして、之れを守り治めしむるものなり、又善く其の人民の才能を量りて、之れに官位を授け、以て其の才能を世に顯はし用ひしむるものなり、又善く其の官位に應じて、衣服冠弁などに文飾を加へて、上下貴賤をして別あり、犯す可からざらしむるものなり、

【生養】は人民の害を除き利を興して、之れを生て養ふなり、【班治】班は分つなり、職を分ちて治むるなり、【顯設】設は用なり、顯用とは其の才能を量りて、之れ

鄰敵、縱不能用、使無去其疆域、國終身無故、

此の節は、賢人の特秀する所以と、其の之れを用ひしときの結果とを說けり、

彼の或は學を積み、德を蓄へて、時を待つ所の賢人は世々絕えず、之れあり、彼れ賢人は、今の世に生れて、古の先王の道に志すものなり、天下の王公貴人は、皆先王の道を好むなきを以て、之れを修めざるも、而も是の子のみは、獨り好みて之れを修むるなり、天下の人民は、皆先王の道をさむることなきを以て、之れを知らざるも、而も是の子のみは獨り之れを爲むるなり、之れを好むときは貧窮に陷り、之れを爲むるときは困窮することあるも、是の子は猶之れを爲めて、暫く息むことを爲さずして、曉然として先王が天下を得し所以と、天下を失ひし所以との理を明にさとり、國家の安危と臧否とを識別すること、恰も白と黑とを辨別するが如し、故に是の賢人や人君大に之れを用ふるときは、天下一と爲り、諸侯皆臣となり、小さく之れを用ふるときは、國威は隣國の敵を恐れしむるまでに行はれん、又たとへ之れを用ふること能はずとも、己れが領分內に置きて、外に去ることなからしむるときは、其の德望四方に轟き、四方其の國を犯さゝるを以て、其の國は其の賢人の世を終るまでは、事變なく太平ならん、例へば孔子衞に居らるゝや、趙衞を攻めざりしが如し、

【彼】は賢人を指す、【積蓄】は學を積み德を蓄ふるなり、【待之】は時を待つなり、【不世絕】は世々絕えざることにて、何時もあるなり、【古之道】は先王の道なり、【好之】之は先王の道を指す、下句の爲之の之も亦同じ、【是子】は賢人を指す、【輟】は息なり、ヤムと訓む、【曉然】はさとる貌なり、【得之】之は天下を指す、下句の失之の之も亦同じ、【臧否】臧は善し、否は惡しきなり、【大用】は大に用ふることにて、最上の官位を與へ、國政を委ぬるなり、【小用】は小さく用ふることにて、優遇して用ひざるをいふ、【疆域】は境內即ち國內の意なり、【國終身】は其の國は、其の賢人の身を終るまでは、の意なり、【無故】故は事變なり、

故君人者、愛民而安、好士而榮、

すべき時、即ち壽命のつくる時を指す、【落】は殞落なり、殞落は死亡なれども、此にては滅亡の意に見るべし、

故人主欲彊固安樂、則莫若反之民、欲附下一民、則莫若反之政、欲修政美國、則莫若求其人、

此の節は、人君たるもの、國の強盛に身の安樂ならんことを求むれば、民を親附し賢人を得て政を執らしむべきことを說けり、

故に人主たるもの、國の强固に身の安樂ならんことを欲すれば、先づ反つて其の民を親愛するに如くはなし、民を親附して其の心を一にせんと欲すれば、先づ反つて、其の政を修むるに如くはなし、政を修め國を美くせんと欲すれば則ち賢人を求めて政を委ぬるに如くはなきなり、

【反之民】は反つて、先づ民を親愛するの義なり、【附】は親附するなり、【美】はよくするなり、【其人】は賢人を指す、

彼或積蓄而待之者、不世絕、彼其人者、生乎今之世、而志乎古之道、以天下之王公莫好之也、然而是子獨好之、以天下之民莫爲之也、然而是子獨爲之、好之者貧、爲之者窮、然而是子獨猶將爲之也、不爲少頃輟焉、曉然獨明於先王之所以得之、所以失之、知國之安危臧否、若別白黑、是其人也、大用之、則天下爲一、諸侯爲臣、小用之、則威行

求其爲己用、爲己死、不可得也、人不爲己用、不爲己死、而求兵之勁、城之固、不可得也、兵不勁、城不固、而求敵之不至、不可得也、敵至而求無危削、不滅亡、不可得也、危削滅亡之情、擧積此矣、而求安樂、是狂生者也、狂生者、不胥時而落、

此の節は、君は民の源なり、故に君正しければ民正しく、君正しからざれば民正しからず、民正しからざれば國強盛ならず、故に人君たるものは、己が身を正さずして、民の己に親附し、國の強からんことを求むるは、誤れることを說けり、

君は民の源なり、源清ければ則ち流清く、源濁れば則ち流濁るが如く、君正しければ民正しく、君正しからざれば、民正しからざるなり、故に社稷を有つ所のものにして、人民を愛撫すること能はず、人民に利益を與ふること能はずして、人民の己を親愛せんことを求むるも、得可からざるなり、人民が己れを親愛せざるに、其れに向ひ己が爲に用をなし、己が爲に死せんことを求むるも、得可からざるなり、人民が己が爲に用をなさず、己が爲に死せずして、我軍兵の勁く、城郭の堅固ならんことを求むるも、得べからざるなり、蓋し軍兵となり城郭を守るものは、皆人民なればなり、我軍兵勁からず、城郭堅固ならずして、敵兵の征め來らざらんことを求むるも、得べからざるなり、敵兵征め來りて、國の危きことなく、削らることなく、滅亡せざらんことを求むるも、得可からざるなり、國の危削滅亡の實が、皆此の身に積み重りて、而も身の安樂ならんことを求むるは、是れ狂愚の人なり、狂愚の人は、時節を待たず、直に滅亡するなり、

【爲己用】は己が用を爲すなり、【情】は實なり、【擧】は皆なり、【積此】は此の身に積るなり、【狂生】は狂愚の人なり、【胥】は須なり、マッと訓む、【時】は死亡

者槃也、槃圓而水圓、君者盂也、盂方而水方、君射則臣決、楚莊王好細腰、故朝有餓人、故曰、聞修身、未嘗聞爲國也、

○第四章、君は民の模範なり、故に君正しければ民正し、されば國を治めんと欲さば、先づ君の身を正すべきことを說けり、

或る人國を治むることを請ひ問ふ、余答へて曰く、余は君が身を修むることを聞くのみ、身修らずして未だ嘗て國を治むるものを聞かざるなり、左に其の故を說明せん、君は儀表にして、民は景なり、儀表正しくして景亦正し、君は槃にして民は水なり、槃圓くして水亦圓し、君は盂にして水は民なり、盂方にして水亦方なり、即ち民は君次第にて、善くも惡しくもなるなり、故に君が弓射ることを好むときは、臣下は弓懸をつけて、弓射ることを習ふなり、昔し楚の莊王、細腰の美人を好みしかば、後宮の婦人は、之れが寵を得んと欲し、爭うて食を減じ、身の瘦せて腰の細からんことを欲し、餓死する者多くありきといふ、かく君の好む所は、臣下之れに化するものなれば、國を治むるに、第一に務むべきは君が身を修むることなり、故に余は君が身を修むることを聞けども、未だ嘗て身を修めずして國を治むることを聞かずと言ひしなり、

【儀】は儀表なり、【槃】は盤と同じく、沐浴の器なり、【盂】は杅と通ず、杅は浴器なり、【決】は闓なり、弓懸なり、象牙にて造り、弓射るとき右手の大擘指に著けて、弦を持する具なり、決すとは弓懸をつけることを習ふ意なり、【楚莊王好細腰云云】戰國策楚策には、昔者先君靈王好小腰楚士約食、馮而能立、式而能起とありて、此れと異なれり、蓋し傳聞の異ならん、

君者民之源也、源淸則流淸、源濁則流濁、故有社稷者、而不能愛民、不能利民、而求民之親愛己、不可得也、民之不親不愛、而

なし、其の人と交るや、剛毅のもの、柔順のものなど、各〻その類によりて宜しき様に相交り、其の郷里に居るや、寛大にして衆を容れ、毫も亂雜に流れず、かく時に應じ變に遇ひ、宜しきに適はざるなし、是れ故に、たとへ用ひられず貧窮しても、必ず名聲は天下に高く、用ひられて志を達するときは、必ず偉大なる功業を立つ、其の仁厚なる德は、天下を兼せ覆育して窮まらず、明達なる智は、徧く天地の事態に通じ、萬の變を治めて、疑ふ所なく、氣象は和平にして、意志は廣大に、其の行ふ所の大義は、天地の間に充塞す、是れは仁智の極點に達せる人にて、之れを聖人といふなり、聖人といはるゝは他なし、禮を審に修めたればなり、

【兼能】はあはせて能くするなり、【方二皇周一洽於天下一】方皇は彷徨と同じ、猶徘徊といふが如し、周洽は共にあまねきなり、一句の意は、あまねく天下を徘徊することにて、天下のあまねき事物に接するをいふ、【無レ不レ當】は宜しきに當らざるなきなり、【不難】難は懟と通ず、音タン、懼るゝなり、【鞏】は恐と通ず、おそるゝなり、【約】は屈するなり、【變態】は種々變りて起りくる狀態なり、【徑而不レ失】徑は直なり、一句の意は、思慮を待たずして直に行ひて而も失錯せざるなり、【阿】はおもねり從ふなり、【修勅】勅は勅なりたゝすなり、【危】は詭と通ず、違ふなり、道義に違ふなり、【齊給】は敏疾なり、【便捷】は敏捷に同じ、【用二其功一】用は爲なり、爲は治なり、功は事なり、一句の意は、其の己の職事を治むるなり、【緣二類而有一レ義】義は宜しきなり、一句の意は剛毅なるもの柔順なるもの、各〻其の類によりて、宜しき様に交るをいふ、【寬容】は寬大にして、衆を容るゝなり、【仁厚】は仁厚の德なり、【明達】は明達の智なり、【周二天地一】周はあまねきなり、一句の意は、天地の事態にあまねく通ずるなり、【萬變】は萬の變化する事なり、【行義】は行ふ所の大義なり、

○以上第三章、禮を審に研め修むるときは、萬の事に對して、爲す所宜しきに適はざることなきを說けり、

請問爲レ國、曰、聞レ修レ身、未二嘗聞一爲レ國也、君者儀也、儀正而景正、君

也、均偏而不レ偏、其交遊也、緣レ類而有レ義、其居二鄉里一也、寬容而不レ亂、是故窮則必有レ名、達則必有レ功、仁厚兼二覆天下一而不レ窮、明達周二天地一、理二萬變一而不レ疑、血氣和平、志意廣大、行義塞二於天地之間一、仁智之極也、夫是之謂二聖人一、審二之禮一也、

此の節は、前に述べたる君臣父子兄弟夫婦の道を兼せて能くするには、禮を審にすべきことを說けり、或人又請ひ問うて曰く、以上述べたる君臣父子兄弟夫婦の道を、兼せて能くする方法は如何と、余答へて曰く、他なし、禮を審に研めて之れを身にするにあるのみ、古は先王禮を審に研め修めて、偏く天下の事物に接するに、一擧一動宜しきに當らざるなし、君子は即ち先王を學びて禮を修めたるものなり、故に常に恭しくして物に懼れず、常に敬みて事に恐れず、貧窮にして人に屈せず、富貴にして人に驕らず、偏く萬事の變態に遇ふも、直に之れに應じて所置し、毫も窮まることなきは何ぞや、他なし、禮を審に修めて之れを身にすればなり、故に君子の禮に於けるや、敬み守りて之れに安じて動かず、其の事に於けるや、別に思慮を費さず、直に之れを行ふと雖、失錯せず、其の人に對するや、寬裕にして人を怨むこと寡く、又人に阿り從ふことなし、其の己の身を修むるや、謹愼にして、少しも道義に違はず、其の萬事の變に應ずるや、極めて敏捷に之れを處置して、少しも惑はず其の天地萬物に於けるや、造化の事、固より人の知る所に非ず、故に別に其の然る所以の理を說くことを務めず、たゞ善く其の萬物の財を用ひて、人々の用に供することをなすのみ、其の百官の事に服し、諸〻の伎藝の人に接するに於けるや毫も之れ等の人々と才能を爭ふことをなさず、たゞ善く己が事を治むることをなす、其の君上に侍るや、忠信柔順にして懈ることなし、其の下を使ふや、萬事平均に偏く行き屆きて、偏頗なること

ときは、家國亂るゝに至るなり、されば此の道は充分に考へて行はざる可からざるなり、

【分施】は官祿を分施するなり、【均徧】は徧く平均なるなり、【忠順】は忠信柔順なり、【見レ友】見は示すなり、現すなり、友は友愛の道にて兄弟相愛する道をいふ、されど古は多く兄の方にかけて見たることは、荀子のみならず春秋左氏傳にも兄愛而友、弟敬而順といへるにて知るべし、【敬詘】は己れが身を屈して兄に敬事するなり、詘は屈と同じ、【不レ苟】は苟にも反抗せざる意なり、【功】は功業即ち仕事なり、【不レ流】は淫亂に流れざるなり、【臨】は臨御の道にて、夫が妻を制する道なり、【辨】は夫婦の別なり、【柔從】は柔順に服從するなり、【聽侍】は夫命を聽きてかしづくなり、【竦】は畏敬するなり、【偏立】は一方のみに偏り行はるにて、臣のみ行ひて君行はず、子のみ行ひて父行はざるをいふ、【俱立】は俱に行ふにて、君臣父子俱に行ふをいふ、【稽】は考ふるなり、

請問、兼レ能之奈何、曰、審レ之禮也、古者先王審レ禮、以方二皇周一挾於天下、動無レ不レ當也、故君子恭而不レ難、敬而不レ鞏、貧窮而不レ約、富貴而不レ驕、並遇二變態一而不レ窮、審二之禮一也、故君子之於レ禮、敬而安レ之、其於レ事也、徑而不レ失、其於レ人也、寡怨寬裕而無レ阿、其爲レ身也、謹愼脩飭而不レ危、其應レ變也、齊給便捷而不レ惑、其於二天地萬物一也、不レ務レ說二其所一以然一、而致二善用一其材一、其於二百官之事、伎藝之人一也、不レ與レ之爭レ能、而致二善用其功一、其侍レ上也、忠順而不レ懈、其使レ下

請問爲人君、曰、以禮分施、均徧而不偏、請問爲人臣、曰、以禮侍君、忠順而不懈、請問爲人父、曰、寬惠而有禮、請問爲人子、曰、敬愛而致恭、請問爲人兄、曰、慈愛見友、請問爲人弟、曰、敬詘而不苟、請問爲人夫、曰、致功而不流、致臨而有辨、請問爲人妻、曰、夫有禮、則柔從聽侍、夫無禮、則恐懼而自竦也、此道也、偏立而亂、俱立而治、其足以稽矣、

此の節は、君臣父子兄弟夫婦たるものゝ道を說けり、或る人、人の君たる道を請ひ問ふ、余答へて曰く、禮法を定めて、官祿を分施するに、平均に且つ徧くして、偏頗ならざれと、又人の臣たる道を請ひ問ふ、余答へて曰く、禮を守りて君に侍り、忠信柔順にして懈らざれと、又人の父たる道を請ひ問ふ、余答へて曰く、寬裕恩惠にして、子に對するに禮あれと、又人の子たる道を請ひ問ふ、余答へて曰く、父母を敬ひ愛して、極めて恭しかれと、又人の兄たる道を請ひ問ふ、余答へて曰く、弟を慈愛して友愛の情を見すべしと、又人の弟たる道を請ひ問ふ、余答へて曰く、常に身を屈して兄を尊敬し、苟にも反抗の態度あるべからずと、又人の夫たる道を請ひ問ふ、余答へて曰く、力を盡して仕事をなして、而も淫亂に流れず、妻を制御する道を極めて、夫婦の辨別を明にすべしと、又人の妻たる道を請ひ問ふ、余答へて曰く、夫己に對して禮あれば、則ち柔順に服從し、その命を聽きて之れにかしづくべく、夫己に對して禮なければ、逆うて其の氣を損せんことを恐れ、畏敬して事ふべし、以上述べたる道は、君と臣、父と子、兄と弟、夫と妻、兩者俱に之れを行はゞ、家國よく治まるも、臣行ひて君行はず、子行ひて父行はずといふ樣に、一方にのみ偏りて行ふ

は心服し、役人は骨折らずして、すべての事が治まり、政令は煩雑ならずして、民の風俗は淳美になり、百姓は皆上の法度に順ひ、上の旨意に象りて、上の仕事を勤み勉めて、上の政令を安じ樂まざるはなし、故に租稅を取り立てらるゝとも、己が失費を忘れて上に差出し、上が事業を課すれば、己が苦勞を忘れて働き、寇兵襲來の難起るときは、己が身を顧ずして戰ふべし、故に城郭は修復するを待たずして堅固に、兵及はとぎみがくを待たずして勁く、敵國は征服するを待たずして屈服し、四海の民は號令を待たずして一致するなり、蓋し人民心服して、君臣の間膠漆の如きときは、城郭、兵及、征服、號令の如き形式的のものは、毫も用ふるの要なければなり、夫れ是れを至つて公平なる政治の方法といふなり、昔の詩に宣王をほめて曰く、「王のよき政道が、まことによく四方に徧くゆきわたりたるが故に、征伐せずとも徐州の方の國々はこと〴〵く自から來り降參す」と、此の詩は、即ち君上が正しくして民心を得たるが故に、形式的の事を用ひずして、四方服從せしことを謂ひたるなり、

【械數】は器械と法數となり、法數とは猶法令といふが如し、【官人】は猶官吏といふが如し、【綦】は極なり、キハムと訓む、【辭讓】は猶謙遜といふが如し、【致】は極なり、キハムと訓む、【臣子】は臣子の務なり、【有司】は役人なり、【象】はのつとるなり、【上之志】は上の志意なり、【籍斂】は租稅なり、【忘費】は己の失費を忘るゝなり、【忘死】は己が死するを忘するゝことにて、身を顧ざる意なり、【城郭】城は內城、郭は外郭なり、【飾】は修復の意なり、【陵】は淬なり、淬（トキ）礪（トガク）なり、【詘】は屈に同じ、屈服なり、【詩曰】此の詩は、詩經大雅常武の篇にあり、周の宣王を美（ホ）めたる詩なり、【猷】は道なり、政道を指す、【允塞】允は信なり、允塞とはまことに四方に塞がるにて、四方に徧くゆき渡るをいふ、【徐方】は徐州の方の國々なり、【既】は盡なり、コト〴〵クと訓む、

○以上第二章、法令や度量衡などの器械は國を治むるの末具なり、君子は國を治むるの本根なり、故に人君は自ら身を正しくして臣民を率ゆべし、然るときは、法令器械などの末具は用ひずとも、國治まるを說けり、

煩而俗美、百姓莫敢不順上之法、象上之志、而勸上之事、安樂之矣、故籍斂忘費、事業忘勞、寇難忘死、城郭不待飾而固、兵不待陵而勁、敵國不待服而詘、四海之民、不待令而一、夫是之謂至平、詩曰、王猷允塞、徐方既來、此之謂也、

此の節は、度量衡などの器械は、天下を治むる爲に用ふる道具にして末なり、君子は此れ等のものを制定し、活用するものにて本なり、故に本たる君子正しければ、末たる器械はなくとも、國治まることを說けり、

以上述ぶる所にて、度量衡などの器械は、誠に有用なるものなれども、君正しからざれば、下之れに化して、惡くし却て此れ等の器械を亂用して、國亂を引き起すことを知るべし、故に此れ等の器械や法令は、國を治むる本源たるものに非ずして、末流たるものなり、君子は器械や法例を制定し、活用するものなるが故に、國を治むるの本源なり、官吏は法令を守りて、之れが施行に力め、君子は本源を養ひて、法令の活用を敏速に且つ大ならしむるものなり、源が清ければ則ち流れ清く、源が濁れば流れも濁るが如く、君子正しければ官吏正しく、官吏正しければ、法令や器械は亂用されずして、利用されて國能く治まるなり、故に君上が禮義を好み、賢人を尙び才能の人を使ひ、利慾を貪るの心なければ、則ち臣下は之れに化して、將に極めて謙遜に極めて忠信に、臣子たるもの、務を謹まんとす、官吏が是の如くなれば、人民にありても亦此れに化して、符節を合し契券を別つことを待たずして信義を守り、籌を探り鉤を投ぐることを待たずして、公平になり、稱衡を用ふるを待たずして公平を保ち、斗斛敦槩を用ふるを待たずして、齊しきを保つ故に賞を用ひずして民は勸み勵み、罰を用ひずして民

りて、私腹を肥やすに至るなり、

【符節】符節は六寸ばかりの竹にて作る、その竹に焼印を押して、二つに分ち、各〻自ら其の一を持ち、事あるときは引き合せて證據となすものなり、【契券】は今の證文手形の類にて、後日の證據物とする品なり、之れを別つとは、兩者各〻之れを持ち、事あるとき引き合せて證據とするよりいふ、【誕詐】誕も亦詐るなり、【乘】はつけ込んでよきことにするなり、【探籌投鉤】籌も鉤も鬮なり、籌は竹をけづりて造る、鉤は製法詳ならず、籌は多くあるものゝ中より探り引く故探るといひ、鉤は種々の印を設け、其の中へ投げ入れて判するより投といふ、【偏】は偏頗なり、【衡石稱縣】衡は秤なり、石は百二十斤の錘なり、稱も亦はかりなり、縣は稱の絲にて物を懸くる所以のものなり、四字にて天秤の意に見て可なり、【險】は險惡なり、【斗斛敦槩】斗斛は共に穀物などを量るの器、今の枡の類なり、敦も槩も亦共に枡の類なり、敦音ジユン、【嘖】は齊なり、齊しくすること、【鄙】は鄙劣なり、【豐取刻與】此の句及び下句は、上の欺、偏、險、鄙の四件を受く、豐取は豐に取るにして、人の物を貪り取るの意なり、刻與は殘刻に與ふにして、人に物を與ふるに、殘刻即ち吝むこと、【無度】は法度なきなり、妄にの意なり、

故械數者、治之流也、非治之源也、君子者、治之源也、官人守數、君子養源、源清則流清、源濁則流濁、故上好禮義、尚賢使能、無貪利之心、則下亦將不棄辭讓、致忠信、而謹於臣子矣、如是、則雖在小民、不待合符節別契券而信、不待探籌投鉤而公、不待衡石稱縣而平、不待斗斛敦槩而嘖、故賞不用而民勸、罰不用而民服、有司不勞而事治、政令不

ことを說けり、

合符節別契券者、所以爲信也、上好權謀、則臣下百吏誕詐之人、乘是而後欺、探籌投鉤者、所以爲公也、上好曲私、則臣下百吏、乘是而後偏、衡石稱縣者、所以爲平也、上好傾覆、則臣下百吏、乘是而後險、斗斛敦槩者、所以爲嘖也、上好貪利、則臣下百吏、乘是而後鄙、豐取刻與、以無度、取於民、

此の節は、度量衡など、凡て天下の公平を保つ所の器械が完備すとも、君が正しからざる時は、此れ等の器械は却て亂用されて、天下を亂すに至ることを說けり、符節を合せ契券を別つは、信約を保つ所以なれども、君上が權謀術數を弄ぶことを好むときは、則下之れに化して、臣下の百吏を始め、詐僞の人民たちは、是れ等の符節や契券あるをつけ込みて、之れを僞造して上を欺くなり、又籌を探り鉤を投ずるは、公平を保つ爲のものなれども、君上が私に曲りたることを好むときは、則ち下之れに化して、臣下の百吏は是れ等のものあるにつけ込みて、偏頗なる事をなし利を貪るなり、權衡は物をはかりて輕重を公平にする爲のものなれども、君上が人を傾け覆すが如き、陰險の計を好むときは、下之れに化して、臣下の百吏は是れ等のものあるにつけ込んで險惡なることをなし、人々を欺きて私利をはかるなり、斗斛敦概などの物を量る器械は、物を齊しく量るが爲のものなれども、君上が好みて利を貪るときは、則ち之れに化して、臣下の百吏は是れ等のものあるにつけ込んで、鄙劣なることをなし、私利を射るなり、かく臣下の百吏が詐欺に偏頗に險惡に鄙劣になるときは、人の物を取るを勵みて人に物を與ふるを吝み、むやみに民より貪り取

功大而名美、上可以王、下可以霸、不急得其人、而急得其勢、則身勞而國亂、功廢而名辱、社稷必危、故君人者、勞於索之而休於使之、書曰、惟文王敬忌、一人以擇、此之謂也、

此の節は、人君たるものは法の根源たる君子を索めて、之れに政を委任すべきことを說けり、

以上述ぶる通り、君子は法の根源たるものなれば、人君は之れを索めて政を委任せざる可からざるは、言ふを待たずして明なり、故に明主は賢明なる人を得んことを急ぎ、闇君は其の威勢を得んことを急ぐなり、賢明なる人を得んことを急ぐものは、間もなくして、之れを得て政を委任するが故に、己が身は安逸にして國は能く治まり、功業は偉大にして、名聲は美しく著れ、上は以て王者となるを得べく、下は以て覇者となるを得べし、之れに反し、賢明なる人を得ることを急がずして、徒に其の威勢を得んことを急ぐときは、己が身は苦勞して國は亂れ、功業は廢れて名聲は辱められ、社稷必ず危し、故に人に君たるものは、賢明の人を索むることに骨折りて、之れを用ひて政を委任し、己は休息するなり、書經に曰く、「文王は常に敬み恭しくして、以て一人の賢者を擇び用ひ給へり」と、此の語は、即ち明主は賢明なる人を擇び用ふることに、骨折らるゝことを謂ひたるなり、

【其人】は賢明なる人、即ち君子を指す、【勢】は威勢なり、【佚】は逸に同じ、安逸なり、【索之】は賢明なる人を索むるなり、【書曰】此の語は、書經康誥の篇にあり、されど原文には、乃由裕民、惟文王之敬忌、乃裕民、曰我惟有及、則予一人以懌とありて、茲に引ける文より長きのみならず、其の意味も亦異なれり、想ふに斷章取義なるべし、

○以上第一章、法は獨立する能はず、君子を待ちて始めて行はる、故に君子は法の根源たり、原動力たるものなり、されば人君は此の君子を得て、政を委ぬべき

是れ實に治人ありて治法なきの確證に非ずや、故に法令は獨立すること能はず、又自ら之れを行ふこと能はず、其の賢明なる人を得るときは行はれて存し、其の賢明なる人を失ふときは、行はれずして亡ぶるものなり、

【無治法】は天下を治むるに、別に定まりたる法なしの意なり、【羿】は前篇に出づ、帝嚳の射官にて子孫世々其の號を襲へり、【世中】は世は子孫なり、中は的中なり、【世王】王は旺と通ず、盛なり、【類】は例なり、法例なり、【其人】は賢明なる人を指す、

法者、治之端也、君子者、治之原也、故有君子、則法雖省、足以徧矣、無君子、則法雖具、失先後之施矣、不能應事之變、足以亂矣、不知法之義、而正法之數者、雖博臨事必亂、

此の節は、君子は法の根源たることを說けり、法なるものは、國を治むるの端緒なり、君子なるものは、法を制定し又之れを活用するものなれば、法の根源たり原動力たるものなり、故に君子あれば、則ち法は省略しても、以て徧く應用して天下を治平するに足り、之れに反し、君子なければ、則ち法は具備すと雖、其の先きに施行すべきことゝ、後に施行すべきことゝの順序を失ひ、時に隨ひ事の變に應ずること能はざるを以て、國を亂るに足るなり、故に法の本意義を知らずして、徒に其の末たる科條を正しとゝのふるものは、たとへ法に博く通ずるが如しと雖、時々刻々變化し來る事に臨むときは、其の處置を失ひ必ず混亂するなり、

【端】は端緒なり、【省】は省略なり、【先後之施】は先きに施行すべきこと、後に施行すべきことの順序なり、【義】は本義なり、【正】は正しくとゝふるなり、【數】は科條なり、【博】は法に博く通ずるなり、

故明主急得其人、而闇主急得其勢、急得其人、則身佚而國治、

は乾濕肥瘠などをいふ、【百事】は農夫の百事の意に取るべし、

○以上第十二章、國を傷害する種々の政令を列擧して、儒者の執る所の政法の佳良なるに及び、之れに從へば國家安泰なることを說けり、

荀子卷第八

君道篇第十二

此の篇は、法は獨立する能はず、其の人を待ちて始めて行はるゝことを論じ、君の責任の重大なるに及び、君は民の儀表なれば、禮義を總べて自ら身を律し、下民を率ゐるときは、下民皆信服し國治まるをいひ、其れより君の職掌及び宰相に其の人を得べきこと、宰相を選擇する法、人材に因りて官を施すことなどを論ぜり、

有レ亂君、無レ亂國、有レ治人、無レ治法、羿之法非レ亡也、而羿不レ世中レ禹之法猶存、而夏不レ世レ王、故法不レ能レ獨立、類不レ能レ自行、得レ其人則存、失レ其人則亡、

此の節は、法は獨立する能はず、其の人を待ちて初めて行はるゝことを說けり、

國に治亂ありといふは、國自らが治亂するにあらずして國を統ぶる所の君が、國をして治亂せしむるなり、故に亂暴なる君はあれども、亂暴なる國はなきなり、又法は獨立すること能はず、其の人を待ちて、或は行はれ或は廢たるものなり、故に天下を治むる人はあれども、天下の治まる法は別になし、何となれば、法のみにては天下は治まらず、人が天下を治むるものなればなり、彼の羿の射法は、亡びずして世に傳はり存すれども、其の子孫に羿の如く的中する名手なきは、法はありても、法のみにては上手になれぬ故なり、又禹王の制定せられたる法は、猶世に存すれども、夏の子孫の代は、旺盛ならずして遂に亡滅せるは、法はありても、法のみにては國を保てぬ故なり、

朴力而寡能、則上不失二天時一、下不レ失二地利一、中得二人和一而百事不レ廢、是之謂二政令行一、風俗美、以守則固、以征則彊、居則有レ名、動則有レ功、此儒之所レ謂曲辨也、

此の節は、前節に叙べたる政法の行はれたる結果を說けり、

以上述ぶる通り、士大夫が節義を務め職分に死力を盡して爲して、然して後兵力勁くなるなり、百官が法度を畏れつゝしみ、規則を循ひ守りて、然して後國は常に亂れず、商人が敦厚誠實にして、詐僞することなければ、商人や旅人は安心して財貨を運輸して、互に有無を相通ずるを以て、國家が求むる所の種々の物品は、皆足るなり、百工が忠信業に從ひ、堅牢なる器具を作るときは、其の器具は巧に且つ便利よきを以て、四方の人々爭ひ求むるを以て、其の利益甚多く財力爲に乏しからざるに至るなり、農夫質朴にして、專ら力を耕作に致し、他の技能に走らざるときは、上は寒暑風雨など天時を失ふことなく、下は乾濕肥瘠など地の利きを失はず、播種耕耨に從ひ、中は人々相和睦し得るを以て、凡ての事廢り衰へず益々盛に赴き、凶年飢歲と雖、餓死することなきに至るなり、是れを上の政治法令がよく行はれ、風俗が美しく篤しといふなり、是の如くにして、以て我國を守るときは、堅固にして億萬の敵軍と雖、如何ともする能はざるべく、以て征伐するときは、我軍力强大にして、如何なる大國と雖、必ず屈服すべく、以て國に居れば、名聲四方に著るゝあり、以て動きて事を爲すときは、必ず大功を建つるあり、所謂ゆく所として可ならざるはなきなり、此れが前にいひし儒者の政法は、一々精細に辨へ治むといふことなり、

【國求】は國家が求むる所のあらゆる物品なり、【給】は足るなり、【巧便】は巧に便利なるなり、【財不レ置】は置は乏なり、百工の造りし器具は、政府にて賣買するを以て、其の利得は、政府の有となる故に財乏しからずといふ、【天時】は風雨寒暑などの時をいふ、【地利】

にして、百姓の大切なる春夏秋の三時を奪うて、之れを使役することなし、是の如くなれば、農夫は質朴にして力を農事に盡し、他の技能を務めて利を得んことをはかるが如きことなし、

【曲辨】は一々精細に辨へ治むるなり、【敬節】は節義を敬ひ重ずるなり、【死制】制は職分なり、【官秩】は官位と秩祿となり、【繩】は繩墨にて規則をいふ、【關市】は關所と市場となり、【幾】は譏なり、詰問するなり、怪しき者や、異服異言の者を詰問するなり、【征】は稅金なり、【質律】は質劑に同じ法と爲す可きより質律といふ、質劑とは一種の契約書にして、物價の平均を保つ爲に用ふ、長き札を質といふ、多額の賣買に用ふ、短き札を劑といふ、少額の賣買に用ふ、【禁止】は姦人を禁止するなり、【不偏】は偏頗ならざるなり、【敦慤】敦は敦厚なり、慤は誠實なり、【時斬伐】は時を定めて斬伐することにて、周禮に仲冬には陽木を斬り、仲夏には陰木を斬るといふ是れなり、【佻】は遙と通ず緩なり、【期日】は製作の期日なり、【利其巧任】任は能なり、巧任は巧能なり、其の製作の巧能なる者には、俸祿を增し、賞賜を大にして利益を得せしむるなり、蓋し古は官にて百工を任使すればなり、【不楛】楛は疎惡にして堅牢ならざるをいふ、不楛は即ち堅牢なるなり、【縣鄙】五百家の村を鄙といひ、二千五百家の村を縣といふ、されど玆にては單に田舍といふ意に見てよし、田野は猶田地といふが如し、田地は野にあり故に田野といふ、【刀布之斂】刀布は錢なり、斂は稅なり、錢にて納むる稅なり、田地の稅は穀物にて納むるなれば、此れは其の外の稅なり、【力役】は工事なり、【農時】は農夫の大切なる春夏秋の三時をいふ、【朴力】は質朴にして力を耕作に致すなり、【寡能】は技能少なきなり、他の技能を務めざるをいふ、

士大夫務節死制、然後兵勁、百吏畏法循繩、然後國常不亂、商賈敦慤無詐、則商旅安、貨財通、而國求給矣、百工忠信而不楛、則器用巧便、而財不匱矣、農夫

官則將齊其制度、重其官秩、若是、則百吏莫不畏法而遵繩矣、闔市幾而不征、質律禁止而不偏、如是則商賈莫不敦慤而無詐矣、百工將時斬伐、佻其期日、而利其巧任、如是、則百工莫不忠信而不楛矣、縣鄙將輕田野之稅、省刀布之斂、罕興力役、無奪農時、如是、則農夫莫不朴力而寡能矣、

此の節及び次節は儒者執る所の政法を擧げたり、此の政法は即ち國家を隆盛ならしむる所の仁義の政法なり、此の節は其の政法を說けり、

以上に於て國を傷け毀る政法を擧げたり、儒者が爲す政法は決して是の如くならず、必ず一々精密に辨ち治むるなり、先づ朝廷にありては、必ず禮義をたつとびて、貴賤の分別を審に別ち定むるなり、是の如くなれば、則ち士大夫の人々は、節義を敬み重んじ、己が職分の爲に死力を盡さざることなし、百官にありては、其の制度を齊一して各、守る所あらしめ、其の官位と秩祿とを重くして、衣食に窮することなからしむ、是の如くなれば、則ち百官は法度を畏れつゝしみて、規則を遵ひ守らざることなし、關所や市場は、たゞ怪しき者や異服異言のものを詰問するに止め、總てのものに稅を課せず、質劑には、姦人を禁止して、偏頗なる所置を下さず、是の如くなれば、則ち商人は敦厚誠實にして、詐僞をなすものなし、百工にありては、時を定めて樹木を斬伐せしめ、其の製作の期日を緩くして迫促せず、其の巧能なる者には俸給を增し賞賜を大にして、之れを利するなり、是の如くなれば、百工は忠信に事に從ひ、其の製作する所の物は堅牢ならざることなし、縣鄙の田舍にありては、田地の稅金を輕くし、刀布の稅を省き、工事を興すことを稀

れ國を傷け毀るものなり、小利を好むと、新奇を欲すると、人の國を取らんと欲するとの、三の邪なる考が、絶えず胸中に蟠りたる上に、又人を傾け覆す權謀術數の姦人を用ひて、自由に國事を裁斷せしむ、是の如きときは、我權力輕く名聲辱しめられ、社稷必ず危し、是れ國を傷け毀るものなり、又大國の主にして、正しき行をたつとばず、先王の舊法を敬み守らず、徒に詐僞の事のみを弄するを好む、是の如きときは、則ち朝廷の群臣も亦之れに從つて、禮義をたつとばずして、人を傾け覆す陰險なる風俗と成るなり、朝廷の群臣の風俗が是の如くなるときは、則ちもろ〳〵の百姓も亦之れに從ひて禮義をたつとばずして、好んで利を貪る惡しき風俗となるなり、君臣上下の風俗、是の如くならざることなければ、則ち其の領地廣しと雖、威權は必ず輕く、人民衆しと雖、兵は必ず弱く、刑罰繁多なりと雖、命令は下に通せざるなり、是れを危き國といふ、是れ國を傷け毀るものなり、

【尙民】尙は上なり、【非所】所は時なり、非所は非時なり、時ならざるなり、【臺榭】は共に眺望の處なり、臺は四方より土を高く積み上げたるものを

いふ、榭は臺に木あるものをいふ、【園囿】園は果樹園にして、囿は今の動物園と植物園とを一緒にしたる如きものをいふ、【厭】は舊きを飽くなり、【所以有】以は已と通じスデニと訓む、すで有する所とは其國土を指す、【唶唶】は併呑の貌なり、【人之有】は人の土地なり、【三邪】は上文の好見小利と、好新と、欲人之有との三事を指す、【匈中】は胸中に同じ、【以權謀傾覆之人】以は事なり、モチフと訓む、【斷事其外】斷は裁斷なり、事は國の政事なり、其外とは、己れ內にありて政を見ず、宰相任せにしてしまふよりいふ、【隆本行】隆はたつとぶなり、下句の隆禮義の隆も亦此れに同じ、本行は正しき行なり、【舊法】は先王の舊法なり、【詐故】故も亦詐なり、故に二字にて詐の意に見てよし、【繁】は繁多なり、

儒者爲之不然、必將曲辨、朝廷必將隆禮義而審貴賤、若是、則士大夫莫不敬節死制者矣、百

威、以非所取於民而巧、是傷國之大災也、大國之主也、而好見小利、是傷國、其於聲色臺榭園囿也、愈厭而好新、是傷國、不好脩正其所以有、啖啖常欲人之有、是傷國、三邪者在匈中、而又好以權謀傾覆之人、斷事其外、若是則權輕名辱、社稷必危、是傷國者也、大國之主也、不隆本行、不敬舊法、而好詐故、若是則夫朝廷群臣亦從而成俗於不隆禮義、而好傾覆也、朝廷群臣之俗若是、則夫衆庶百姓亦從、而成俗於不隆禮義、而好貪利矣、君臣上下之俗、莫不若是、則地雖廣、權必輕、人雖衆、兵必弱、刑罰雖繁、令不下通、夫是之謂危國、是傷國者也、

此の節は、國を傷ひ毀る種々の方法を說けり、或人曰く、國を傷け毀るとは、如何なることなりやと、余答へて曰く、小人を以て上位に居らしめて、威權を振はしめ、巧なる言葉を以て、時ならざるに民より租稅を取るは、是れ國を傷け毀るの大災厄たり、又大國の主にして、好みて小利を見、之れを貪るは、是れ國を傷け毀るなり、又聲色臺榭園囿に於ける、いよ〳〵舊きを厭ひて新奇を好むは、是れ國を傷け毀るなり、其のすでに有する所の國を修め正すことを好まずして、啖啖として人の國を取らんと欲するは、是

亂世の君は然らざるなり、我儘に人を凌ぎて物を奪ひ取る政令を以て、先づ人民に施し、人を傾け覆す所の權謀術數を以て、人民に示し、俳優や一寸ぼしや婦女の內證のたのみを容れて政事を亂し、愚者をして智者に命令せしめ、不肖者をして賢者の上に臨ましむ、人民をして常に貧窮に生活せしめ、人民を使役するには、之れを酷使して勞苦を極めしむ、是れ故に百姓之れを賤しみ惡むこと大蛇の如く、之れを惡み嫌ふこと鬼(オニ)の如く、日々其の間隙を伺ひて、君上を投げすてゝ蹂躪し、又之れを國外に放逐せんと欲するなり、されば遂に寇(アダ)兵が國內に攻め込む事ありて、其の時に、君は百姓が己が爲に死を以て之れを防ぎ退けんことを願望するとも得べからざるなり、古より政事を論說せる書物の中に、かゝる事にて、君が百姓の死力を取ることを言へるものは、一も之れなし、孔子曰く、「わが人の所に往きて、之れにものを與ふる所以を審に愼むは、我が與へし所のものを、人が我が所に報い來る故なり」と、此の語は、即ち我が人に善き事をすれば、人も亦善き事を報い、我が人に惡きことをすれば、人も亦惡しき事を報うることを謂ひたるなり、亂世の君が、人民の力を得ざるは當然の事ならずや、

【汙漫】はけがれみだらなること、我儘の意なり、【突盜】突は凌ぐなり、盜は奪ひぬすむなり、故に突盜とは、人を凌ぎて物を奪ひ取るなり、【侏儒】は一寸ぼしにして、戲弄して遊ぶものなり、【請謁】は內證のたのみなり、【悖之】悖は亂すなり、政をみだすをいふ、【詔知】詔は命令なり、知は智者なり、【貧隘】は貧窮に同じ、【虺】は大蛇なり、【鬼】は魔物なり、【司間】司は伺と通じ、ウカヾフと訓む、間は間隙なり、【投籍】籍は踐なり、蹂躪するなり、【去逐】は放逐なり、【說】は古より、政を論說せる書物の義なり、【無以取之】はかゝる亂暴なる方法を以て民の死力を取りしことをいへるものなしといふ意なり、【審】は審にし愼むなり、【適人】は人の所にゆいてものを與ふるなり、【來我】は我に報い來るなり、

○以上第十章、王者と亡者との別を說けり、王者は百姓の力と死と譽とを得るものにして、亡者は之れに反するものなることを說けり、

傷(ル)國(ヲ)者何(ソ)也、曰、以(ク)小人(ヲ)尙(タラシメテ)民(ニ)而

必ず之れを加へず、況んや士民に於てをや、是れ故に、百姓は之れを貴ぶこと上帝の如く、之れを親むこと父母の如く、君の爲に死力を出し、斷然身の亡ぶるを覺期して、少しも生を偸まざる者は、他の理由なし、道德の政誠に明に、百姓の蒙る利益と恩澤とは、誠に厚ければなり、

【湯武】は殷の湯王と周の武王となり、【德音】は恩德ある政令なり、【道】は導なり、ミチビクと訓む、【致忠信】致は極なり、キハムと訓む、【賞賢】賞は尙と通ず、タツトブと訓む、【爵服】は爵位と衣服となり、衣服を賞賜するは、支那の古制なり、【賞慶】は賞賜なり、【時其事】は農夫の大切なる春夏秋の三時を大切にして、之れを奪はず、充分に力を農事につくさしむるをいふ、【任】は負擔即ち租稅なり、【潢然】は大水の貌轉じて大なる貌に用ふ、【養長】は養育に同じ、【生民】生は生活なり、【綦】は極なり、キハムと訓む、【孤獨鰥寡】少にして父なきを孤と謂ひ、老いて子なきを獨といひ、老いて妻なきを鰥といひ、老いて夫なきを寡といふ、【帝】は上帝なり、【出死】は死力を出すなり、【斷亡】は身の亡ぶることを斷然覺期するなり、【不愉者】愉は偸なり、ヌスムと訓む、偸まずとは生をぬすまざるなり、

亂世不然、汙漫突盜以先之、權謀傾覆以示之、俳優侏儒婦女之請謁以悖之、使愚詔知、使不肖臨賢、生民則致貧隘、使民則綦勞苦、是故百姓賤之、如虺、惡之如鬼、日欲司間而相與投籍之、去逐之、卒有寇難之事、又望百姓之爲己死、不可得也、說無以取之焉、孔子曰、審吾所以適人、人之所以來我也、此之謂也、

此の節は亡者のことを例を擧げて證說せり、

同利、除天下之同害、天下歸之、故厚德音以先之、明禮義以道之、致忠信以愛之、賞賢使能以次之、爵服賞慶、以申重之、時其事、輕其任、以調齊之、潢然兼覆之、養長之、如保赤子、生民則致寬、使民則綦理、辨政令制度、所以接下之人百姓、有非理者如毫末、則雖孤獨鰥寡、必不加焉、是故百姓貴之如帝、親之如父母、爲之出死斷亡、而不愉者、無他故焉、道德誠明、利澤誠厚也、

此の節は、王者のことを例を擧げて證說せり、殷の湯王や、周の武王は、其の正しき道を修め、其の正しき義を行ひ、天下の人民の同じく利とする事を興し、天下の人民の同じく害とする所を除く、故に天下の人皆之れに歸服せり、故に湯王や武王は、王者なり、今其の人民を治めし方法を詳しく說かんに、恩德深き政令を以て先づ人民に示し、禮義を明に制定して人民を敎へ導き、極めて忠信なる行を以て人民を愛撫するなり、之れに次ぎて、賢人をたつとび、才能の士を使ひ、常祿の外に、爵服の賞賜を設けて、重ねて之れを奬勵し、百姓の大切なる春夏秋の三時を奪はず、之れをして專ら農事に力を致さしめ、又其の負擔、即ち租稅を輕くして、之れを治めて調へ齊しくするなり、而して大に人民を兼はせて覆ひ、之れを養ひ育つること、恰も父母が赤子を保育するが如くす、又人民をして生活せしむるには、極めて寬大なる所置を以て利便を與へ、人民を使役するには極めて道理なる方法を以てし、政令制度を辨へて、百姓に接する所以のものに至りては、不道理なること、毫末の如きことあらば、人々の輕じ賤む所の孤獨鰥寡の者と雖、

百官の職分が悖らず當れば猶官に居るを許可して賞賜し、之れに反するときは、免職するなり、されば君は己を恭しくして拱手するに過ぎざるなり、故に人に君たるものは、賢相を求むるに苦勞して、之れを使うて、あとは休息して何もせざるなり、

【論二一相一】論は其の善惡を論じて選擇するなり、【一指】指は指歸なり、綱紀をいふ、【兼覆】は兼せて覆育するなり、【炤】は照すなり、【盛】は成と通ず、成功なり、【論列】其の善惡を評論して列位を定むるなり、【百官之長】長は長所なり、【要二百事之聽一】要は察なり、觀察するなり、一句の意は、凡百の政事を觀察して、之れを聽斷するなり、【飾】は修めとゝのふるなり、【慶賞】は賞賜なり、【效】は致なり、イタスと訓む、【當則可】は百官の職分が悖らず、正しきに當らば、則ち猶官に居るを許可して、賞賜するなり、【索】は求むるなり、

○以上第九章、人君たる者は、政治の大綱を示し、賢相を擇びて、之れに百事を委任するを以て、務とすべきことを說けり、

用レ國者、得二百姓之力一者富、得二百姓之死一者彊、得二百姓之譽一者榮、三得者具、而天下歸レ之、三得者亡、而天下去レ之、天下歸レ之、之謂レ王、天下去レ之、之謂レ亡、

此の節は、王者と亡者との別を說けり、王者は百姓の力と死と譽とを得るものにて、亡者は然らざるものをいふ、

國を治むる者にて、百姓の力を得るものは國富み、百姓の死を得るもの、即ち百姓の爭うて君事に死する心を得るときは、國强く、百姓の譽を得るものは、國榮ゆ、此の百姓の力と死と譽との三つの者を、完全に得て、天下の人心歸服し、三つの者を亡失して天下の人心去る、天下の人心の歸服する、之れを王者と謂ひ、天下の人心去る、之れを亡者といふ、

【用レ國者】用は治むるなり、ヲサムと訓む、

湯武者、修二其道一、行二其義一、興二天下一、

此の節は、明主は好んで簡要の事のみを取るが故に國治まり、闇主は好んで詳細なる事を爲すが故に國亂るゝことを言ひ、前節を承け下節を起せり、

以上述ぶる通りなるが故に、明主は好みて簡要なる事を取るなり、近き所を治め、見聞の及ぶ所を治め、一事を至當に正す、而して之れを治め正すや、宰相を選んで之れに任じ、自らは之れを監督するに過ぎず、是れ簡要なる事を取るものに非すや、之に反して、闇主は好んで詳細なる事を爲す、遠きを治め、見聞の及ばざる幽僻の邊鄙の事を觀察し、凡百の事を正す、而して之れを治め正すや、宰相大臣に委ねずして、自ら之れを爲す、是れ詳細なる事を爲すものに非すや、されば人主好んで簡要なる事を取るときは、宰相百官力を竭して職事に從ふを以て、百事詳細に治まり、之れに反して、人主たるもの、好んで自ら詳細なる事を爲すときは、力及ばざるを以て、百事荒廢するなり、

【要】は簡要なり、【百事詳】詳は詳細に治まるなり、【荒】は荒廢するなり、

君者論一相陳一法明一指以兼覆之兼炤之以觀其盛者也相者論列百官之長要百事之聽以飾朝廷臣下百吏之分度其功勞論其慶賞歲終奉其成功以效於君當則可不當則廢故君人勞於索之而休於使之

此の節は、人君たる者は、適當なる宰相を求めて、之れに政を任すべきを說けり、前節の補論なり、

人君たる者は、一人の宰相を種々の方面より評論して登用し、一の大法を陳べ定め、一の綱紀を明示し、以て天下を兼せて之れを覆育し、之れを照臨し、以て其の成功を觀るものなり、宰相たる者は、百官の長ずる所を較論して、之れを適宜の位に列ね、凡百の政事を觀察して、之れを聽斷し、以て朝廷の臣下百吏の職分を修め飾へ、其の功勞を度りて、其の賞賜を論じ、一歲の終に其の成功を取り調べて、君にさゝげ致し、

此の節は、人主たるもの、務むべき道を說けり、人主たるもの、務むべき道は、近き所を治めて遠き所を治めず、明に見聞の及ぶ所を治めて幽僻なる邊鄙の地を治めず、一事を至當に治めて凡百の雜事を正さゝるにあり、

人主たるもの、務むべき道は、近き所を治めて、遠き所を治めず、明に見聞の及ぶ所を治めて、見聞の及ばざる幽僻なる邊鄙の地を治めず、一事を至當に治めて、百事を正さゝるにあり、故に人主たるもの、能く近き所を治むるときは、遠き所は自然に感化されて治まるなり、又能く明に見聞の及ぶ所を治むるときは、見聞の及ばざる幽僻の邊鄙なる地は、自然に感化されて治まるなり、又能く一事を至當に正すときは、すべての事は、それに從ひて、自然に正しくなるものなり、夫れ人君たるものが、天下の政事を兼せきゝても、日に餘暇ありて、治むる事は少くして足らざるが如きは、此の如くする故なり、是れ治まれる極點なり、之れに反し、人主たるもの、既に能く近き所を治め、又務めて遠き所を治め、既に明に見聞の及ぶ所を治め、又務めて見聞の及ばざる幽僻なる邊鄙を治め、既に能く一事を至當に正して、又務めて總べての事を正すは、是れ實に出過ぎたることなり、出過ぎたる事は、猶及ばざるに等し、之れを譬へて言へば、直き木を立てゝ、其の影の枉らんことを求むるが如し、出來ぬ相談なり、之れに反し、人主たるもの、近き所を治むること能はずして、務めて遠き所を治め、見聞の及ぶ明なる所を觀察する能はずして、務めて見聞の及ばざる幽僻の邊鄙の事を見、一事を至當に正す能はずして、務めて總べての事を正すは、是れ道理に悖るものなり、之れを譬へて言へば、枉れる木を立てゝ、其の影の直ぐならんことを求むるが如し、無理なることなり、

【明】は明に見聞の及ぶ所をいふ、【幽】は見聞の及ばざる幽僻なる邊鄙をいふ、【當一】は一事を至當に治むるなり、【不レ正レ百】は百事を正さゝるなり、【理】は治なり、ヲサムと訓む、【有レ餘】は餘暇あるなり、【辟】は譬と通ず、タトフと訓む、【悖】は道理に悖るなり、

故明主好レ要、而闇主好レ詳、主好レ要則百事詳、主好レ詳則百事荒、

ひ、其の效果に論及せり、

國を治むる者、職分既に定まるときは、主相を始め其の下の百吏に至るまで、各、其の職分に就て、聞く所を謹み守りて、其の聞かざる所の職分外のことを聽くことを務めず、又各、其の見る所の職分の事を謹み守りて、其の見ざる所の職分外のことを視察することを務めず、かく百官が聞く所見る所、其の職分内に限りて、人の分を侵すことなきときは、たとへ極めて邊鄙の地に居る百姓と雖、敢て己が分限をつゝしみ、國の制度に安じ從ひ、以て其の上の教に化せざることなし、是れ國の治まれる徵驗なり、【所聞】は職分内をいふ、次の所見も亦之れに同じ、【所不聞】は職分外をいふ、次句の所不見も、此れに同じ、【齊】は齊一にて、人々各職分を守りて人の分を侵さゝるをいふ、【幽閒隱辟】閒は閑に、辟は僻に通ず、一句の意は、幽閑隱僻の地をいふ、幽閑隱僻の地とは、極めて邊鄙なる地をいふ、【安制】は國の制度に安じ從ふなり、【徵】は徵驗、即ちしるしなり、

主道、治レ近不レ治レ遠、治レ明不レ治レ幽、當レ一不レ治レ百、主能治レ近、則遠者理、主能治レ明、則幽者化、主能當レ一則百事正、夫兼聽天下、日有レ餘而治不レ足者、如レ此也、是治之極也、既能治レ近、又務治レ遠、既能治レ明、又務見レ幽、既能當レ一、又務正レ百、是過者也、猶不レ及也、辟レ之、是猶立レ直レ木、而求二其影之枉一也、不レ能治レ近、又務治レ遠、不レ能察レ明、又務見レ幽、不レ能當レ一、又務正レ百、是悖者也、辟レ之、是猶立レ枉レ木、而求二其影之直一也、

すこと易く、功を建て名をなすこと、亦極めて大なり、されば人君たるもの、適當なる宰相をすてゝ、たれか事を爲すに足らんや、故に古の人君にて、大功名あるものは、必すこの適當なる宰相を得て、之れに政を一任せしによるなり、其の國を亡し、其の身を危くするものは、必す是れと反對なるものなり、故に孔子曰く、「聰明睿智なる君の智は、固よりすでに多し、其の上に凡ての政は宰相に一任するを以て、己が守るべき職務は甚だ少なし、さればどうして能く其の智はます〳〵明察（アキラカ）になることなからんや、明になりて仕方なきなり、之れに反し、愚暗の君の智は、固よりすでに少し、其上に凡ての政事を自ら爲す故、其の守るべき職務は甚多し、さればどうして能く狂亂になることなからんや必狂亂になるなり」と、此の語は、即ち適當なる宰相を得る君と、然らざる君との事を謂ひたるなり、

【知者】は智者に同じ、聰明睿知なる人君を指す、【爲之】は適當なる宰相を得るが爲にとなり、【與力】は事を與すに同じ、【蔡】は極なり、キハメテと訓む、【道是】道は由なり、ヨルと訓む、【知者之知】二知の字共に智に同じ、下句の愚者之知の知も亦同じ、【有以守少】有は又と通ず、マタと訓む、守少とは政事を宰相に一任するを以て、其の守る所の職務は至つて少なきを言ふ、【察】は明察なり、【守多】は宰相に一任せずして、自ら庶務を掌る、故に守る所の職務至つて多きなり、

○以上第七章、人君たるものは、中正の政道を立て、適當なる宰相を得て、政を一任するときは、國自ら治まることを說けり、

治國者、分已定、則主相臣下百吏、各謹其所聞、不務聽其所不聞、各謹其所見、不務視其所不見、所聞所見、誠以齊矣、則雖幽閒隱辟、百姓莫敢不敬、分安制、以化其上、是治國之徵也、

○第八章、國を治むるには、分を定むるにあるをい

のしむことをのみ之れ修めて、天下の政治に於ては之れを修めとゝのへりとはいはれざるに拘らず、然も亂れたる諸侯をたゞして合同し、一たび天下をたゞして、周室を安んじ、名聲赫々遂に五伯の長となりしは、何故ぞや、此れ他の理由なし、管仲の賢を知りて、政を之れに一任することを知ればなり、かく賢宰相を得ることが、人に君たるものゝ肝要なる守なり、

【能當一人】當は適當なり、一人は凡百の政事をすべ治むる宰相をいふ、一句の意は、能く適當なる宰相を得ればの意なり、【說】は說話の書なり、【身有何勞而爲】有は又と通ず、マタと訓む、而は之と通ず、コレと訓む、【呂尙】は太公望のこと、文王武王を輔けて天下を一統したる名臣なり、【召公】は召公奭にて、周初に於て、周公と並び稱せられたる名臣なり、【五伯】伯は霸と通ず、音は、五伯は卷首楊倞の序の條に解せり、【懸樂】は樂器を懸くるなり、【奢泰】泰も亦奢るなり、【游抗】抗は玩と同じ、音グワン、もてあそぶなり、【九合】九は糾に同じ、たゞすなり、合は合同なり、【一匡】は一たびたゞすなり、【知一政】は政を一任するを知るの意なり、【要守】は肝要なる守なり、

知者易爲之興力而功名蔡大、舍是而孰足爲也、故古之人有大功名者、必道是者也、喪其國、危其身者、必反是者也、故孔子曰、知者之知、固以多矣、有以守少、能無察乎、愚者之知、固以少矣、有以守多、能無狂乎、此之謂也、

此の節は、前節の續にて、聰智なる人君は、賢相を得て功名を擧げ、暗愚なる人君は、之れに反することをいひ、孔子の言を引きて之れを證明せり、

以上述ぶる通りなるが故に、聰明睿知なる人君は、宰相に適當なる人を用ふるが爲に、事を興して之を成

るなり、【百事】は凡百の政事なり、【佚】は安逸なり、【樞機】樞は戸樞にて、機は機巧なり、共に大切なる處なり、

故能當一人、而天下取、失當一人、而社稷危、不能當一人、而能當千人百人者、說無之有也、既能當一人、則身有何勞而爲、垂衣裳而天下定、故湯用伊尹、文王用呂尙、武王用召公、成王用周公、且卑者五伯、齊桓公閨門之內、懸樂奢泰、游抌之脩、於天下不見謂脩、然九合諸侯、一匡天下、爲五伯長、是亦無他故焉、知一政於管仲也、是君人者之要守也、

此の節は、人君國を治むるには宰相に其の人を得ざる可からざることを例證して說けり、宰相に其の人を得ると得ざるとは、國家存亡の樞機たることは、前節に之れを述べたり、故に人君たるもの、能く適當なる宰相を得るときは、天下を取り、適當なる宰相を失ふときは、社稷危し、能く適當なる宰相を得ずして、能く適當なる千人百人の人材を得し者は、古より說話せし書中に、毫も之れあるなきなり、既に能く適當なる宰相を得るときは、則ち己が身また何の勞を爲すことこれあらんや、衣裳を垂れて手を拱きたるまゝにて、天下は治まり定まるなり、故に殷の湯王は伊尹を用ひ、周の文王は呂尙を用ひ、武王は召公を用ひ、成王は周公を用ひて、天下を治め定めたり、此れ等の君は、みな王者なり、彼の五伯は、之れに比ぶれば誠に卑しきものなり、五伯の中にて名高きは齊の桓公なり、桓公が閨門の內は、誠に不取締にて、閨內に樂器を懸けて、之れを玩びて遊び奢りた

むるなり、【稱】はかなふなり、【人徒】は人足役夫なり、【械用】は器械なり、器械は使用する者なり、故に械用といふ、【等宜】は等差ありて、宜しきにかなふなり、【挾】は狹と通ず、アマネシと訓む、【尋】は八尺なり、【莫得不循】は循はざるを得るなしにて、循ふ意となる、【制數度量】制數は單に制といふに同じ、布帛の幅の廣狹を制といふ、度は丈尺をいひ、量は斗斛をいふ、【官人】は列官の人にて、上位にある官吏を指す、【使吏】は使役の吏にて、小吏をいふ、【不足數】は數へ陳ぶるに足ざるなり、【大君子】は人君を指す、

故君人者、立隆正本朝而當、所使要百事者、誠仁人也、則身佚而國治、功大而名美、上可以王、下可以霸、立隆正本朝而不當、所使要百事者、非仁人也、則身勞而國亂、功廢而名辱、社稷必危、是人君者之樞機也、

此の節は、中正の政道を立つると、然らざると、宰相に其の人を得ると、然らざるとは、人君の安危存亡の別るゝ所なるを說けり、

故に人に君たるものは、中正の政道を朝廷に立てゝ、それが皆至當を得て、萬事宜しきに合はざるなく、凡百の政事をすべ治めしむる所の宰相が、誠に仁人なるときは、則ち己が身は安佚にして、國能く治り、功績偉大にして、名聲美しく、上は以て天下に王たるを得べく、下は以て天下に霸たるを得べし、之れに反し、中正の政道を朝廷に立てゝも、それが皆至當を得ず、萬事齟齬して戻らざることなく、凡百の政事をすべ治めしむる所の宰相が、誠に仁人に非ざるときは、則ち己が身勞苦して國は亂れ、功績廢れて名を汙辱せられ、國家必ず危し、されば中正の政道を立てゝ至當を得ると然らざると、賢相を得ると然らざるとは、人に君たるものゝ戶樞たり、機巧たるものなり、

【本朝】は猶朝廷といふが如し、【當】は萬事至當を得て、宜しきにかなはざるなきをいふ、【要】はすべ治む

父なき者を孤といひ、老いて子なき者を獨といひ、老いて妻なき者を鰥といひ、老いて夫なき者を寡といふ、此の四者は人の輕じ賤む所なり、【可レ殺】は身を殺して、君上の事に死すべくの意なり、【以レ是爲二隆正一】是は上が下を愛み下が上を親むを指す、隆正は中正なり、【樞要】樞は戸樞、要はかなめなり、共に大切なる所なり、【三公】は太師、太保、太傅なり、【摠】は總べ治むるなり、【共レ己】共は恭と通ず、ウヤ〳〵シと訓む、【而止】止は已と通ず、而已はノミと訓む、【若出若入】は内外なり、【治辨】辨も治まるなり、【大分】猶大綱といふが如し、

若夫貫レ日而治平、權レ物而稱レ用、使二衣服有レ制、宮室有レ度、人徒有レ數、喪祭械用、皆有二等宜一、以レ是用挾二於萬物一、尺寸尋丈、莫レ得レ不レ循二乎制數度量一、然後行、則是官人使吏之事也、不レ足レ數二於大君子之前一、

此の節は、百官の職掌を説き、かゝる小事は、人君の關り知る所に非ざるをいひ、以て上節と相反應せしめたり、

若し夫れ日を積み重ねて、すべての事務を詳に治めて、條理整然たらしめ、天下の萬物をはかり治めて、それ〴〵の用に稱ふやうにし、衣服には制限あり、宮室には法度あり、人足役夫には定數あり、喪禮、祭禮に用ふる器械は、皆等差ありて、宜しきにかなふあらしむ、是れを以て給用の萬物、みなあまねく行きとゞきて、不足を感ずることなし、又尺寸尋丈の類は、みな定められたる制數度量に循ひ、然して後之れを行ふ、是の如きは、則ち大臣を始め小吏に至るまでの、すべての官吏が行ふ所の職事にして、人君の前に數へ陳ぶるに足らざることなり、人君の職事は、かゝるこまぐ〳〵しきことに非ずして、中正の道を立てゝ、臣民をして頼る所あらしむるにあり、

【貫レ日】貫は積むなり、累ぬるなり、【權】ははかり治

販、百工分レ事而勸、士大夫分レ職而聽、建國諸侯之君、分レ土而守、三公摠レ方而議、則天子共レ己而止矣、若出若入、天下莫レ不二平均一莫レ不二治辨一、是百王之所レ同、而禮法之大分也、

此の節は上は下を愛しみ、下は上に親み、互に其の職分を守るときは、天下能く治まることを說けり、君上慈愛を其の下民に致さゞることなく、而して下民を制御するには、禮法を以てす、君上が下民を慈愛するは、恰も父母が赤子を保育するが如く、下民に接する所以の政令制度、言ひ換ふれば、下民を制御する禮法は、毛の末程の如き、僅少の不條理あらば、人々の最も輕んじ侮る所の孤獨鰥寡のものと雖、之れを加へず、況んや士民に於てをや、故に下民の君上を親み、之れを歡び慕ふこと、恰も父母の如く、己が身を殺して君上の事に死すべく、どうしても順はなければならぬといふ樣になるなり、君臣上下貴賤長幼より、庶人に至るまで、此の上が下を愛み下が上を親む政治を以て、中正の道と爲さゞるものなし、此の中正の政治が行はれたる後、君臣上下貴賤長幼より庶人に至るまで、皆內自ら省みて、各〻其の職分を謹み、僭越の行を爲さず、是れは古より百王の同じく取り給へる道にして、禮法の樞要たるものなり、又かくして後、農夫は田地を分ちて耕作し、商人は貨物を分ちて販賣し、百工は仕事を分ちて勸み勵み、士大夫は職務を分ちて聽斷し、國を建てゝ諸侯と爲りし君は、自分自分の封土を分ちて、之れを守り、三公の大臣たちは、各〻手分けして各方面の政事を總べて、之れを議定す、此の如くするときは、天子は己を恭しくして、手を拱きて居らるゝのみにて、言ひ換ふれば何も爲し給はずして、よきなり、內外此の如きときは、天下の政事平均ならざることなく、治り整はざるなし、是れは古より百王の同じく取り給へる道にして、禮法の大綱なり、

【豪末】は毫末に同じ細少なり、【孤獨鰥寡】少にして

に湯王は亳を以て起り、武王は鄗を以て起る、皆百里の地なり、而して天下一となり、諸侯臣となり、舟車の通達する處、即ち四方のはてに住めるともがらと雖、服從せざることなきは、少しも外の理由なし、此の四の者がよく齊ひて缺くる所なければなり、之れに反して、夏の桀王や殷の紂王は、即ち天下を有つといふ充分なる勢力を有しながら、國滅びて、匹夫となりて、生存せんことを求むるも得可からず、途に誅戮さるゝに至りしは、少しも外の理由なし、此の四の者が皆亡びしが故なり、故に古より百王あり、其の制定せし政法は同じからずと雖、其の歸する所は一なり、即ち四者のよく齊ひて缺くることなきにあるのみ、【齊】はよくとゝのひて缺くることなきなり、【亳】は湯王の都なり、【鄗】は武王の都なり、【通達之屬】は舟車の通達する處、即ち四方のはてゝに住める、ともがらなり、【四者】は前の其法治、其佐賢、其民愿、其俗美を指す、【厚於有天下之勢】は天下を有つといふ充分なる勢ありての意なり、厚は厚大なり、充分なるなり、

○以上第六章、國を治めて安かにするには、正しき政法を行ひ、賢士を擧げ、民を誠實にし、風俗を善美するにあり、人君たる者は、之れを務むべきことを說けり、

上莫レ不レ致二愛其下一而制レ之以レ禮、上之於レ下、如レ保二赤子一、政令制度、所レ以接二下之人百姓一、有二不レ理者一如二豪末一、則雖二孤獨鰥寡一、必不レ加焉、故下之親レ上、歡如二父母一、可レ殺而不可レ使レ不レ順、君臣上下、貴賤長幼、至二于庶人一、莫不レ以レ是爲二隆正一、然後皆內自省、以謹二於分一、是百王之所レ同也、而禮法之樞要也、然後農分レ田而耕、賈分レ貨而

あらざるはなし、又國として誠實の民あらざるはなく、國として兇悍の民あらざるはなし、又國として善美の風俗あらざるはなく、國として醜惡の風俗あらざるはなし、此の治亂善惡美醜兩方面の者、並び行はれて國存し、治、善、美の方面のみ行はれて、國は永遠に安かに、亂、惡、醜の方面のみ行はれて、國は危うし、又治、美、善の方面のみ行われて王となり、亂、惡、醜の方面のみ行はれて國亡ぶなり、

【治法】は國の治まる政法なれば、正しき政法をいふ、【亂法】は國の亂るゝ政法なれば、邪なる政法をいふ、【罷士】罷は病なり、行なきなり、されば罷士とは遊惰の士なり、【愿民】は誠實なる民なり、【上偏】は上等の方に偏るの意にて、治法、賢士、愿民、美俗のみ行はるゝをいふ、下句の上一も亦上等一方の意にて此れに同じ、【下偏】は下等に偏るの意にて、亂法、罷士、悍民、惡俗のみ行はるゝをいふ、下句の下一も亦下等一方の意にて此れに同じ、

故其法治、其佐賢、其民愿、其俗美、四者齊、夫是之謂上一、如是、則不戰而勝、不攻而得、甲兵不勞、而天下服、故湯以亳、武王以鄗、皆百里之地也、天下爲一、諸侯爲臣、通達之屬、莫不服從、無他故焉、四者齊也、桀紂即厚於有天下之勢、索爲匹夫、而不可得也、是無他故焉、四者並亡也、故百王之法不同、所歸者一也、

此の節は、前節の上一而王の句を解し、且つ其の實行者を擧げ、人主の之れに倣はんことを說示せり、故に其の政法は治り、其の輔佐は賢く、其の人民は誠實に、其の風俗は美しゝ、此の四の者がよく齊ふ、是れを上一と謂ふなり、是の如くなれば、戰はずして敵に勝ち、攻めずして國を得、甲兵を勞せずして天下の人皆心服するなり、殷の湯王、周の武王是れなり、故

求めざるとが、國の安危の決する所なれば、よくこの別をさとり、誠實才能の士を求めて、國の安全をはかるべきことを說けり、

昔し楊朱は、二またの路に臨み、哭して曰く、「此處にて路を一足ふみ違へて、覺らざるときは、千里の遠きまでも間違ふものなり」と、いたく哀しみ哭せり、人君たる者が、誠實才能の士を求むと求めざるとは、國家の榮辱安危存亡の別るゝ、二またの路なり、若し間違ひて誠實才能の士を求め用ひざるときは、國家忽ち滅亡するわけなれば、其の哀むべきこと、二またの路を間違へたるより甚し、然るに人に君たる者を見るに、千歲に一人も此の道理を覺りて、誠實才能の士を求むる者なし、嗚呼哀しい哉、

【楊朱】は戰國時代の人にて、墨子より少しく後れ、孟子より先輩なり、一本の毛を拔きても、天下を利せずといふ、極端なる利己主義者なり、【衢塗】は二またの別れ路なり、【過擧蹞步】は半步、即ち一足なり、一句の意は一足でも間違ひてふめばとなり、【覺】はさとるなり、【跌】は差なり、間違ふなり、

○以上第五章、國を治むる者は、聰明にして誠實才能の君子を求めざる可からず、然らざるときは、危亡立所に至ることを說けり、

無國而不有治法、無國而不有亂法、無國而不有賢士、無國而不有罷士、無國而不有愿民、無國而不有悍民、無國而不有美俗、無國而不有惡俗、兩者並行國存、上偏而安、下偏而危、上一而王、下一而亡、

此の節は、國には治亂美惡の兩端あり、治と美との方を得る者は、王となりて國安く、之れに反して、亂と惡との方を得るものは、國亡ぶることを說けり、凡て何れの國にても、國として正しき政法あらざるはなく、國として邪なる政法あらざるはなし、又國として、賢能の士あらざるはなく、國として愉惰の士

用ひ、人臣は互によき官職を得んと相爭ひ、賢能の人を妬み嫉む、是れ其の千歳に一度も出遇はざる所以のわけなり、然らば人主たるもの、何ぞ心を曠く大きくして親しき者と疏き者との別を思ふことなく、貴き者と賤しき者との別を論ずることなく、唯〻誠實才能の士を求めて、登用せざるや、是の如くするときは、人臣たるもの己が既に就ける官職事業を惜まず、放棄して賢者に讓り、己は其の後に隨ひて立ち働くに至るべし、是の如くなるときは、禹王や舜帝の聖帝王、復た此の世に出で來りて、王業復び起るわけなれば、其の君の功業は天下を統一して、名聲は禹王や舜帝に配せられて、天下に轟き渡るべし、凡ての物の中にて、樂むべきこと、是の如く美なる者あらんや、嗚呼人に君たる者は、よく以上の說を心に留めて觀察すべきなり、

【臭味莫美焉】は王者ほど美しき臭の味を得るものはなしとなり、以下莫大焉、莫衆焉、莫愉焉、莫厚焉皆此れと同意なり、【文章】はあやもやうなり、【繁】は繁多なり、【佚】は安逸なり、【安重】は非常に安かなるなり、【間靜】間は閑に同じ、【愉】は樂なり、タノシミと訓む、【皋牢】は牢籠に同じ、こめて有すること、【贛】は愚なり、【陋】は固陋なり、【外賢】は賢人を疏外するなり、【偏擧】は己の親近する小人のみ、偏りて擧げ用ふるなり、【廣焉】は曠く大なる貌なり、【恤】は思念なり、【倫】は論と通ず、音ロン、論ずるなり、【誠能】は誠實才能の士なり、【輕】は惜まざるなり、【職業】は官職事業なり、【安】はコヽニと訓む、語助なり、【還】は復なり、マタと訓む、ふたゝびの意なり、【由】は猶と通じ、ナホと訓む、【若言】若はカクノゴトシと訓む、此の如き言とは、以上說く所の說を指す、

楊朱哭衢塗曰、此夫過擧蹞步不覺、跌千里者夫、哀哭之、此亦榮辱安危存亡之衢已、此其爲可哀、甚於衢塗、嗚呼哀哉、君人者、千歲而不覺、

此の節は、人君たる者は、誠實才能の士を求むると

外賢而偏擧、人臣則爭職而妬賢、是其所以不合之故也、人主胡不廣焉無恤親疏、無倫貴賤、唯誠能之求、若是、則人臣輕職業、讓賢而安隨其後、如是、則禹舜還至、王業還起、功一天下、名配禹舜、物由有可樂如是其美焉者乎、嗚呼君人者、亦可以察若言矣、

此の節は、王者は天下の人の欲する所のものを、悉く有する者なれば、苟も人主たるもの王者たらんことを欲せざるはなし、然るに之れを得ざるは、賢士を得て共に政を爲さゞるを說けり、

以上述ぶる通りなるが故に、人の情は、口に美味を好むものなり、而して王者ほど美しき臭の味を得るものはなし、又耳に美しき音樂を好むものなり、而して王者ほど美しく微妙なる音樂を得るものはなし、又目に美しき色を好むものなり、而して王者ほど繁多の文章を爲し得、多くの美女を得るものはなし、又身體は安逸を好むものなり、而して王者ほど安らかに閑靜にして樂あるものはなし、又心は利益を好むものなり、而して王者ほど厚大なる穀祿を得るものはなし、されば、王者は天下の人の同じく願ひ欲する所を、合せて之れを有し、天下を一所にこめ收めて、之れを制裁することは、我子孫を制御するよりも易し、人苟も狂惑、愚鈍、固陋ならざる以上は、誰か王者の幸福を見て、偉大なる樂とせざるものあらんや、されば、是の王者の幸福を欲する人主は、肩を並べて世に存し、又能く此の幸福を建つる賢士も亦世々絕えず出づるに拘らず、是れを欲する人主と、是れを建つる賢士とが、千年の內に、一度も出遇うて、心の合ふことなきは、如何なる故なるや、曰く、それは、人主の心は公正ならず、人臣の心は忠義ならず、又人主は賢士を疎外して、己の愛する所の小人のみを、偏りて擧げ

る政令制度を取り失ひて、之れを守らざるときは、則ち死刑に處し、小諸侯は勿論、公侯の諸侯と雖、禮法を守らず、我儘を爲すものあるときは、則ち幽閉の刑に處し、四方の國の諸侯にて、はでなることをなし、侈り肆なる德ある者は、則ち之れを討ち滅し、名聲は日月の如く輝き、功績は天地の如く廣大に、天下の人、之れに應じ從ふこと、影の形に從ひ、響の聲に應ずるが如きは、是れ又人情の同じくかくあらんと欲し願ふ所なり、王者は即ち此れ等の諸點を兼せて之れを有するものなり、

【重色】重は多くなり、重色とは多くの美しき色の意なり、下句の重味、重財物の重も亦此れに同じ、【臺謝】謝は榭に通ず、臺榭は眺望臺なり、富國篇に詳解せり、【園囿】園は果物を樹うる所なり、囿は草木を植ゑ禽獸を置く所なれば、今の動物園と植物園とを一つにせる如きものなり、【禮制】は禮法制度なり、【以陳】以は已と同じ、スデニと訓む、下句の以挾の以も亦此に同じ、陳はしき廣むるなり、【挾】は浹と通ず、アマネシと訓む、【官人】は官吏人民なり、【失要】は肝要なる制度政令を失ひて守らざるなり、【侈離】離は麗と通ず、侈麗とは肆に侈りちらかすなり、

故人之情、口好味、而臭味莫美焉、耳好聲、而聲樂莫大焉、目好色、而文章致繁、婦女莫衆焉、形體好佚、而安重閒靜、莫愉焉、心好利、而穀祿莫厚焉、合天下之所同願、兼而有之、臯牢天下、而制之、若制子孫、人苟不狂惑戇陋者、其誰能睹是而不樂也哉、欲是之主、並肩而存、能建是之士、不世絕、千歲而不合、何也、曰、人主不公、人臣不忠也、人主則

夫貴爲二天子一、富有二天下一、名爲二聖王一、兼制二人一、人莫レ得而制レ也、是人情之所二同欲一也、而王者兼而有レ是者也、重レ色而衣レ之、重レ味而食レ之、重二財物一而制レ之、合二天下一而君レ之、飲食甚厚、聲樂甚大、臺謝甚高、園囿甚廣、臣二使諸侯一、一二天下一、是又人情之所二同欲一也、而天子之禮制如レ是者也、制度以陳、政令以挾、官人失レ要則死、公侯失レ禮則幽、四方之國、有二侈離之德一則必滅、名聲若二日月一、功績如二天地一、天下之人、應レ之如二影響一、是又人情之所二同欲一也、而王者兼而有レ是者也、

此の節は、王者は天下の人の欲する所を兼有するものなることを說けり、

夫れ貴きことは天子と爲り、富は天下を有ち、名は聖王と稱せられて、天下の人民を兼せ制め、人は我を制御することなし、是の境涯は人情の同じく欲する所なり、王者は即ち此の諸點を兼せて有するものなり、多くの美しき色にて染彩されし衣服を着、多くの美味を食ひ、多くの財物を整理し、天下を合して、之れが君となり、其の飲食は甚だ手厚く、其の音樂は甚だ大きく美しく、其の臺榭は甚だ高大に、其の園囿は甚だ廣大に、諸侯を臣として之れを使役し、天下を一統するは、是れ又人情の同じくかくあらんと欲し願ふ所なり、天子の禮儀制度は、實に是の如く人の欲する所を得盡くせり、制度すでに天下にしき廣まり、政令すでに天下にあまねく施され、官吏人民にて、肝要な

羿と蠭門とは、凡ての弓射り人を屈服したる弓射の名人なり、王良と造父とは、凡ての御者を屈服したる御者の名人なり、聰明なる君子は、善く人民を歸服させる名人なり、人が歸服して、天下の勢己に從ひ、人が歸服せずして天下の勢己を去り、事を成す能はず、故に古より王者は、己の事業は人を歸服させることを以て、其の終極となせり、故に人主たるもの、遠方のものを射微細のものに中つる善き射手を得んと欲すれば、羿蠭門の如きものを得るに如くはなく、速く馬を走らし、遠くの路程をきはむる善き御者を得んと欲すれば、王良、造父の如きものを得るに如くはなく、天下を調へ一にして、楚秦の如き大國を制御し得んと欲すれば、聰明なる君子を用ふるに如くはなし、人主聰明なる君子を得て宰相とするときは、其の己れの智慮を用ふること甚簡略にして、其の事を爲す事も骨折らず、極めて大なる功名を成すを得、又凡ての事を處置する甚だ容易くして、樂は極めて大なり、故に明君は、聰明なる君子を以て寶となし、あらゆる手段を盡くして、之れを求め、國政を委ぬるを以て、國ます〳〵榮え、闇愚の君は、此の寶を得るを困難なることゝなし、之れを求むるを務めざるを以て、國危く遂には亡滅するに至るなり、

【羿】は古の弓射りの名人なり、帝堯に事へて功を立て、後夏王少康の天下を奪ひしが、其の臣寒浞の爲に殺さる、【蠭門】は又逢蒙とも書く、蓋し古は門と蒙と音相通しなるべし、故に此門はモウと音すべし、羿の門人なり、【服射者】服は屈服なり、一句の意は、多くの弓射る者を屈服する弓射の名人の意なり、下句の服馭者も亦此れと同じ意に見るべし、【王良】は晉國の卿にて賢名ありし趙簡子の御者なり、其の御術に堪能にして、正を踏みて倒るゝの概ありしことは、孟子に記せり、【造父】は周の穆王の御者にて、穆王の爲に八駿馬を御して、天下を周遊せしは名高き話なり、【馭】は御に同じ、御者なり、【已於服人】已は止なり、一句の意は、人を歸服するを以て止極の事と爲すとなり、【致遠】致は極なり、キハムと訓む、【制秦楚】此の文章を作りし時は、荀卿齊の國にあり、故に秦楚を制御すといひしなり、【用知簡】知は智に同じ、一句の意は、智慮を用ふる簡略なるをいふ、【致大】致は極なり、キハムと訓む、

りも、東よりも、南よりも、北よりも、來り服さゞることなし」と、此れは天下の人心を一にせし君のことを謂ひたるなり、

【等位】は位次なり、位には等級あり、故に等位といふ、【爵服】は爵なり、爵の異なるに從ひて、服裝異る、故に爵服といふ、【舊法】は先王の舊法なり、【明用之】は明白に之れを用ひ、少しも詐らざるをいふ、【好利之人】は人民なり、人民は利を好み害を忌むものなり、故にいふ、【賢士一焉】はこと〴〵く來り仕ふるをいふ、【三者具】具は具備するなり、【無有】是其外矣】は天下を治むるは、此の外に方法なしといふ意なり、【天下盡】は天下を治むるの事畢るといふ意なり、【竭】は收めつくすなり、【同者】は會同する者なり、【詩曰】此の詩は詩經大雅文王有聲篇にあり、

○以上第四章、天下を取るの道は、人心を一にするにあるを說けり、

羿、逢門者、善服射者也、王良、造父者、善服馭者也、聰明君子者、善服人者也、人服而勢從之、人不服而勢去之、故王者已於服人矣、故人主欲得善射遠中微、則莫若羿逢門矣、欲得善馭追速致遠、則莫若王良造父矣、欲得調一天下制秦楚、則莫若聰明君子矣、其用知甚簡、其爲事不勞、而功名致大、甚易處、而綦可樂也、故明君以爲寶、而愚者以爲難、

此の節は、王者は人を心服するを以て、其の終極とす、人を心服するには、聰明の君子を用ふるに若くなきを說けり、

を知るなり、【道】は政道なり、【一レ人】は人心を一にするなり、【適】は往なり、ユクと訓む、

故百里之地、其等位爵服、足以容二天下之賢士一矣、其官職事業、足以容二天下之能士一矣、循二其舊法一、擇二其善者一而明用レ之、足以順二服好利之人一矣、賢士一焉、能士官焉、好利之人服焉、三者具而天下盡、無レ有二是其外一矣、故百里之地、足以竭勢矣、致二忠信一著二仁義一、足以竭人矣、兩者合而天下取、諸侯後同者先危、詩曰、自西自レ東、自レ南自レ北、無二思不一レ服、一レ人之謂也、

此の節は、天下の人心を一にする道を說けり、故に百里の地にて、其の位次、爵服は具はりて、天下の賢士を容れ用ふるに足り、其の官職事業は備りて、天下の才能の士を容れ用ふるに足り、其の舊くより傳はれる先王の政法に循ひ、其の善きものを擇びて、明に之れを用ひ、詐術を弄することなければ、以て好利の民を柔順に服從せしむるに足るなり、賢士はことごとく來り仕へ、才能の士はことごとく來りて官仕し、好利の民は心服す、此の三つの者具はれば、天下を治むるの事畢る、此の外に天下を治むるの法なきなり、故に百里の地にても、位次爵服具はるときは、天下の形勢を己が身にをさめつくすに足り、忠信をきはめ、仁義を明にあらはし施すときは、天下の人心を己が身に收めつくすに足るなり、天下の形勢と人心との兩者合して、己に歸してこゝに天下を取るを得、されば何處の諸侯も先を爭うて歸服せざるし、然るに後れてあとより來り會同する諸侯は、橫着ものにきまれば、必ず國危きなり、昔の詩に曰く、「西よ

【聽】は政を聽くなり、【建國諸侯之君】は國を建てゝ諸侯となりし君なり、【三公】は太師、太保、太傅にて、朝廷の大臣なり、【摠方而議】摠は領べ治むるなり、方は各方面なり、一句の意は、各方面に手分けして、百官の掌る所の政事を領べ治めて、之れを裁斷議定するをいふ、【共己】共は恭と通じ、ウヤ〳〵シと訓む、天子恭己而已矣とは、天子は己を恭しくして、手を拱き給ひたる儘にて、即ち何もしたまはずして、天下は治まるのみとなり、【出若入若】若は如是なり、カクノゴトシと訓む、出入は内外に同じ、一句の意は、内外此の如くなればとなり、【治辨】辨も治なり、故に二字にて治まる意に見るべし、【百王】は多くの王なり、

○以上第三章、君民共に安樂ならんことを欲せば、よく國を治むるにあり、國を治むるには、賢相を擇びて政を委し、百官を置きて、各、其の職分を守らしむるにあることを說けり、

百里之地、可以取天下、是不虛、其難者在人主之知之也、取天下者非負其土地而從之之謂也、道足以一人而已矣、彼其人苟一、則其土地且奚去我而適他、

此の節は、百里の地を以て、天下を一統し得ることを說けり、

百里の地を以て天下を取る可しとは、是れ虛言に非ず、たゞ其の困難なる點は、人主が其の己れの務むべき所を知るにあるなり、人主が其の己れの務むべき所を知らば、直に天下を取るを得るなり、さて天下を取るとは、諸國の人が、各、其の土地を背負ひて來り、我に從ふの謂にあらず、其の政道以て天下の人心を一にするに足る、故に天下自ら我に歸するなり、彼の諸國の人が、苟も一心に我に服するときは、其の土地はどうして我を去りて他人の處にゆかんや、自ら我に歸するは明ならずや、

【不虛】は虛言ならずの意なり、【知之】は務むべき所

して、爲すに足らざるをいふ、【勞苦】は身體勞苦するなり、【耗悴】は精神耗悴するなり、耗はつかれへること、悴はおとろふること、【臧獲】下男を臧といひ、下婢を獲といふ、【勢業】勢は位置、業は業務なり、【縣天下】縣は縣衡なり、天下を縣衡すとは、天下を衡にかけて治むることにて、均一に治むるをいふ、【何故自爲之】はどうして自分獨りにて之れを爲し得んやといふことにて、之れを爲すに力の堪へざるをいふ、【墨子之說】墨子が節儉說を唱へたることは、前篇にて解せり、墨子の說を推し究むれば、人君自ら勞苦せざる可からざるに至る、故に茲に墨子之說なりといひしなり、【德】は才德の士なり、【能】は藝能の士なり、【官施之】は百官を建てゝ才德あり、藝能ある士に、それ〴〵の官職を與へ、之れを爲さしむるをいふ、

傳曰、農分田而耕、賈分貨而販、百工分事而勸、士大夫分職而聽、建國諸侯之君、分土而守、三公摠方而議、則天子共己而已矣、出若入若、天下莫不平均、莫不治辨、是百王之所同也、而禮法之大分也、

此の節は、傳を引きて、人君は人を使ひて政を爲し、己は之れを統率するに過ぎざることを證說せり、昔より言ひ傳ふる所の語に曰く、「農夫は田地を分ちて耕作し、商人は貨物を分ちて販賣し、百工は工事を分ちて勸み勵み、士大夫は職務を分ちて政を聽きさばき、國を建てゝ諸侯となりし君は、各〻其の封土を分ち守り、三公の大臣たちは、各手分けして百官が掌る所の政事をすべ治めて、之れを裁斷議定するときは、天子は己を恭しくして手と拱き給ひたるまゝにて、天下は治るのみ」と、誠に內外此の如きときは、天下の政は平均ならざることなく、治まらざることなし、是れは古より百王の同じく取り給ふ所の政法にて、國家を治むる禮法の大綱なり、

政道を發揮せり、

人主といふ者は、人才を用ゐて、之れに官を授くるを以て、己れの職分となす者なり、匹夫とは、自ら有する所の才能を盡くすを以て、己の職分となす者なり、故に人主は人に命令して事を爲さしむるを得れども、匹夫は己の職用を、人に移して致させる所なし、必ず自ら致さねばならぬなり、たとへば、百畝の田地は一夫の守る所なり、故に其の事業即ち耕稼の事は、此の百畝内に窮まるを以て、之れを人に移して爲さしむる所なく、必ず自ら爲さゞる可からざるが如し、今君が一人の身を以て、廣き天下の事を兼せ聽きながら、日に餘暇ありて、治むる所の事は少くして、爲すに足らざるが如きは、人々をして百事を分擔して爲さしめて、自らは之れを統率するに過ぎざればなり、然るに、大にしては天子となりて天下を有ち、小にしては、諸侯と爲りて一國を保つものが、必ず自ら種々の事務を爲して、然る後よしとすれば、身體の勞苦し、精神のつかれへる、是れより甚しきことはなし、是の如くなれば、下男下女の如き賤しき者と雖、肯て天子と其の位置と職業とを易ふるをなさざるに至るべし、何となれば、天子となりても、身體精神共に勞苦すればなり、故に是の一人の身を以て、天下を均一に治め、四海を一統せんとするに、どうして必ず自ら種々の事務を爲し得んや、迚も力任へざるなり、されば自ら種々の事務を爲すは、役夫人足などの務むべき道にして、墨子の說く所なり、之れに反し、才德の士を論じ、藝能の士を使ひて、百官を建て、之れに適當の官職を與へ、各〻其の職分を盡くさしむるは、聖王の道にして、儒者の謹み守りて唱ふる所なり、

【以官人爲〻能】能は職能にて、猶職分といふが如し、下句の以自能爲〻能の能も、亦此れに同じ、一句の意は、人主は人才を用ひて、之れに官を授け事を爲さしむるを以て、自らの職分と爲すとなり、【以自能】は自らの才能をつくすを以ての意なり、【移之】は己の業務を他人に移し、他人をして之れを爲さしむるなり、【百畝一守】は百畝は一夫の守る所なりの意なり、【事業窮】事業は耕稼の事を指す、一句の意は、耕稼の事は、百畝内に窮まりて、此の外になしとなり、【有〻餘】は餘暇あるなり、【治不〻足】は治むる所の事少く

其の功績に至りては至つて大なり、故に衣裳を垂れて、簟席の上を下らずして、海内よく治まり、民得て以て帝王と爲さんことを願はざることなし、夫れ是れを至つて簡要なる政治の法と謂ふなり、人君の樂は是れを行ふより大なるはなし、即ち是れを行へば、無限の樂を得るなり、

【貫日】貫は積なり、累なり、貫日は日を積み累ねてなり、【曲別】は充分に辨へ別ち治むるなり、【游玩】は遊び戲るなり、【安燕】は安んじ樂むなり、【論二相一】は種々の方面より人物を討論して、其の最も賢なる一人の宰相を擇ぶなり、【兼率】率は領ぶるなり、兼率は兼せ領ぶるなり、【宿道】宿は止まるなり、道に止りて外に馳せざるをいふ、【鄕方】鄕は嚮なり、ムカフと訓む、鄕向とは其の方向に向ひ、眞直に進ましむるなり、【至約】は至つてつゞまやかなり、【至佚】は至つて安逸なり、【簟席】はしきものなり、不レ下二簟席之上一とは坐したる儘にての意なり、

人主者以レ官人爲レ能者也、匹夫者、以二自能一爲レ能者也、人主得レ使二人爲一之、匹夫則無レ所レ移レ之、百畝一守、事業窮、無レ所レ移レ之也、今以二一人一兼二聽天下一、日有レ餘、而治不レ足者、使二人爲一之也、大有二天下一、小有二一國一、必自爲レ之、然後可、則勞苦耗悴莫レ甚焉、如レ是、則雖二臧獲一、不下肯與二天子一易上勢業一、以レ是縣二天下一一四海一、何故必自爲レ之、爲レ之者役夫之道也、墨子之說也、論レ德使レ能、而官施レ之者、聖王之道也、儒之所二謹守一也、

此の節は、前節を承け、重ねて人主の職掌を說き、墨子が人君自ら勞苦して事を爲すの說を駁し、儒教の

む、【若言】若はカクノゴトシと訓む、かくのごとき言とは、以上の説を指す、

故治レ國有レ道、人主有レ職、若夫貫レ日而治詳、一日而曲別之、是所レ使二夫百吏官人一爲也、不レ足レ以レ是傷二游玩安燕之樂一、若夫論二一相一、以兼二率之一、使二臣下百吏一莫レ不二宿道鄉一方而務、是夫人主之職也、若レ是、則一二天下一、名配二堯禹一、人主者、守二至約一而詳、事至佚而功、垂二衣裳一、不下二簟席之上一、而海內之民、莫レ不レ願レ得以爲二帝王一、夫是之謂二至約一、樂莫レ大焉、

此の節は、人主の職分を說けり、人主の職分は、賢相を得て、之れに政を統べしむるにあるをいへり、以上述ぶる通りなるが故に、國を治むるには方法あり、人主には職分あるを知るべし、若し夫れ、一人にて日を積み累ねて治むることを、一日にて充分に辨へ別ち治むるは、是れは君が夫の百官をして爲さしむる所なり、されば是れを以て、君が遊び樂しむの樂を傷つくるに足らざるなり、何となれば、かゝる小事は、君の爲す所に非ざればなり、若し夫れ君の職分に至りては、種々の方面より討論して、其の最も賢なる一人の宰相を選擇して政を委し、之れをして百官を兼せ領べ、百官をして各〻道に止まりて外に馳せず、其の進むべき方向に向ひて、其の職分を務めざることなからしむるにあり、是れ實に人主の職分なり、是の如く、人主が能く職分を盡くすときは、天下を一統して、其の名聲は古の聖王たる堯帝や禹王に配せらるゝに至るべし、されば人主たる者は、己れの守るべき務は、宰相を監視するに過ぎざれば、至つて約なれども、其の事業に至りては、詳大なり、又其の任務は宰相を監視するに過ぎざれば、至つて安佚なれども、

故百樂者、生於治國者也、憂患者生於亂國者也、急逐樂而緩治國者、非知樂者也、故明君者、必將先治其國、然後百樂得其中、闇君者、必將急逐樂而緩治國、故憂患不可勝數也、必至於身死國亡、然後止也、豈不哀哉、將以爲樂、乃得憂焉、將以爲安、乃得危焉、將以爲福、乃得死亡焉、豈不哀哉、於乎君人者、亦可以察若言矣、

此の節は、明君は國を治めて安樂を得、闇君は之れに反して危亡を得ることを說けり、

以上述ぶる通りなるが故に、多くの樂は、治まりし國に生じ、種々の憂患は、亂れたる國に生ずるものなるを知るべし、されば、徒に安樂を欲して、之れを逐ひ求むることを務め、國を治むることを緩漫にする、今の人君の如きは、安樂を得る法を知れる者に非ざるなり、故に明君は、必ず先づ其の國を治め、然る後多くの樂を其の中に得るなり、之れに反し、闇君は必ず徒に安樂を欲して、之れを逐ひ求むることを務めて、國を治むることを緩漫にするを以て、憂患はあげて計り數ふ可からざる程に來るも、猶改めず、必身死し國亡ぶるに至りて、然る後始めて其の行を思ひ止まるなり、されど此に至りては、最早及ぶなし、豈哀しからずや、彼れ闇君は、將に以て安樂を得なさんとして、乃ち却て憂を得、將に以て安きを得爲さんとして、乃ち却て危亡を得、將に以て幸福を得爲さんとして、乃ち却て死亡を得、豈哀しからずや、嗚呼人に君たる者は、亦以て以上の說を觀察して、覺悟する所あるべし、

【百樂】は多くの樂なり、【其中】は治國の中なり、【校】は計り數ふるなり、【於乎】は嗚呼に同じ、ア、と訓

むるに急にして、安樂を得る根本たる、國を治むるこ
とを、緩漫にするは、豈過りの甚しきものに非ずや、
是れ猶美聲美色を好みて、姑然として耳も目もなき
が如し、如何でか其の欲する所を得べけんや、豈哀む
べきの至ならずや、

【逐樂】は安樂を欲して、之れを逐ひ求むるなり【緩】
は緩漫なり、【姑】は姑然なり、人面の貌なり、

夫人之情、目欲綦色、耳欲綦聲、口欲綦味、鼻欲綦臭、身欲綦佚、此五綦者、人情之所必不免也、養五綦者有具、無具則五綦者不可得而致也、萬乘之國、可謂廣大富厚矣、加有治辨彊固之道焉、若是、則恬愉無患難矣、然後養五綦之具具也、

此の節は、國を治め安樂を得る方法を說けり、
夫れ人の情は、目は美しき色の限りを極め見んと欲
し、口は旨き味の限りを極め味はんと欲し、鼻は芳し
き臭の限りを極めかゝんと欲し、身は安佚の限りを
極め爲さんとす、此の五つの欲望は、人情の必ず免れ
ざる所なり、併し此の五つの欲望を養ふには、その缺
く可からざる道具あり、道具なきときは、五つの欲望
は、之れを身に致すことを得ざるなり、然らば其の道
具とは如何、萬乘の國は、廣大にして富厚なる道具と
謂ふ可し、之れに加ふるに、此の國を治めとゝのふる
と、強く固くするといふ、二つの道具あり、此の廣大
富厚なる道具を以て、此の二つの道具にてたすけな
すときは、人々は安んじよろこびて、患難あることな
し、然る後、五つの欲望を養ふの道具は、全く具はれ
りと謂ふものなり、是に於て、人々は多くの樂を得る
なり、

【綦】は極むるなり、【佚】は逸と同じ、安逸なり、【具】
は道具なり、【萬乘之國】は當時大諸侯の國なり、【治
辨】辨も亦治むるなり、故に二字にて、治めとゝのふ
る意に見てよし、【恬愉】は安んじよろこぶなり、

爲之則存、不爲之則亡、此之謂也、

○第二章、禮は國を正すものなることを說けり、國に禮がなきときは、正しく治まらぬものなり、禮は國を正しく治むる機關なり、之れを譬へて言へば、猶衡の輕重を正しくするが如く、繩墨の曲直を正しくするが如く、規と曲尺との、方圓を正しくするが如し、故に人の前に、衡や繩墨や規矩を置くときは、人は其の輕重曲直方圓を詐り誣ふること能はざるが如く、禮を國中に置くときは、何もかも正しくなりて、如何なる人にても、詐り誣ふることなきに至るなり、昔の詩に曰く、「禮の威嚴ありて犯す可からざるは、霜雪の嚴しくして、萬物をして畏縮せしむるが如く、禮の國家を照し耀して、人々をして安からしむるは、日月の光明が天下を照臨するが如し、故に禮を治むるときは國存すれども、禮を治めざるときは國亡ぶ」と、此の詩は即ち禮の大切なることを謂ひたるなり、【衡】ははかりなり、【繩墨】はすみなはなり、【規矩】規は筆規、即ちぶんまはしにて、矩は曲尺即ちさしがねなり、【詩云】此の詩は今の詩經になし、逸詩の一ならん、【將將】は嚴正の貌なり、【爲レ之】爲は治なり、禮を治むるなり、

國危則無二樂君一、國安則無二憂民一、亂則國危、治則國安、今君人者、急逐レ樂、而緩二治國一、豈不二過甚一矣哉、譬レ之、是猶好二聲色一而妬無レ耳目上也、豈不レ哀哉、

此の節以下三節、樂を得んと欲せば、先づ其の國を治むべきことを論せり、此の節は、國安ければ樂を得、危ければ憂を得ることを說けり、國が危ければ、安樂なる君なく、國が安ければ、憂へ痛む人民なし、安危の本は、治亂にあり、故に亂るれば國危く、治まれば國安し、されば、人君たるものゝ務むべきは、先づよく國を治むるにあり、然るに、今の人に君たる者は、徒に安樂を欲して、之れを逐ひ求

ることを後にし、親疏の別を思はず、貴賤の別を思はず、たゞ誠實にして才能ある士をこれ求めて國を治むる、是れを之れ大きく用ふといふなり、之れを小さく用ふとは、如何なることなりや、曰く、功利を貪ることを先きにして、禮義を修むることを後にし、事の是非(コウアン)を顧み思はず、曲りし者も、正直の者も、治め吟味せず、たゞ近習小姓の己に親み近づきて、諂ふものゝみを用ひて、國を治むる、是れを之れ小さく用ふといふなり、之れを大きく用ふるものは、彼の樣(ア)に、王となりて安榮を得、之れを小さく用ふるものは、此の樣に、亡滅の不幸に陷るなり、或は小さく、或は大きく、半々に用ふるものも、亦一方に於ては、彼の大きく用ふる者の如く、誠實にして才能ある士を用ひ、亦一方に於ては、此の小さく用ふる者の如く、己に親み近づき諂ふの士を用ふ、此れを以て、盛にもならず、亡びもせず、どうなり存立し行くなり、余故に曰く、「純粹に賢能の士を擧げ用ひて王となり、賢愚を雜へ用ひて霸となり、一人も賢人を用ふることなくして亡滅す」と、此の三用法のことを謂ひしなり、

【巨】は大なり、【綦大】は大きくなりし極はの意なり、【綦小】は小さくなりし極はの意なり、【小巨分流】は水の二つに分れ流るゝが如く、大小半分づゝ用ふるをいふ、【義】は禮義なり、【恤】は思念の意なり【誠能】は誠實にして才能ある士をいふ、【粹】は純粹にてまざりなきなり、【駁】は雜なり、まざるなり、【無一】は一人も賢能の士を用ふるなくの意なり、

○以上第一章、國は天下の大器なり、君は天下の利勢なり、此の器を維持し、此の勢を失はざるは、賢能の士を擧げて、共に之れを治め、禮義を貴び、功利を賤み、民を恤むにあるをいひ、以て王者となり、霸者となり、亡者となる法を詳論せり、

國無禮(ケレバ)則不正(カラ)、禮之所以正(ス)國(ヲ)也、譬(フルニ)之(レヲ)猶(キ)衡(ノ)之於(ケルガ)輕重(ニ)也、猶(キ)繩(ノ)墨之於(ケルガ)曲直(ニ)也、猶(キ)規矩之於(ケルガ)方圓(ニ)也、故(ニ)錯(キ)之(レヲ)而莫(ヲ)能(フ)誣(フルル)也、詩(ニ)云(フ)、如(ク)霜雪之將(ナルガ)將(ノ)、如(ニ)日月之光明(ナルガ)、

榮を受くるなり、君の身は、不能なるを以て、恐懼して才能のある者を求め、國を治むることを知る、是の如きものは、國強くなるなり、之れに反し、君の身不能にして、恐懼して才能の士を求むることを知らず、たゞ近習小姓の己れに親み近づきて諂ふものゝみを用ふ、是の如きものは國危く、地を削り取らるゝに至り、其の極は遂に亡滅するなり、

【以獨】は獨にて治むるの意なり、【能】は才能なり、【安】は語助にて、コヽニと訓む、【便辟】辟は嬖と通ず、便嬖は近習小姓なり、【親比】は親み近づきて、へつらふ意なり、【綦之】は其の極はの意なり、

國者、巨用之則大、小用之則小、綦大而王、綦小而亡、小巨分流者存、巨用之者、先義而後利、安不恤親疏、不恤貴賤、唯誠能之求、夫是之謂巨用之、小用之者、先利而後義、安不恤是非、不治曲直、唯便辟親比己者之用、夫是之謂小用之、巨用之者若彼、小用之者若此、小巨分流者、亦一若彼也、亦一若此也、故曰、粹而王、駁而霸、無一焉而亡、此之謂也、

此の節は、國を用ふるに大小の方法あることを說けり、

國といふ器は、大きく之れを用ふれば、大きくなり、小さく之れを用ふれば、小さくなる、大きくなりし極は王となり、小さくなりし極は亡び、或は大きく或は小さく、半々に用ふるときは、存立するを得るなり、然らば、之れを大きく用ふとは、如何なることなりや、曰く、禮義を修むることを先きにして、功利を貪

所にして、仁人の務めて明白に辨別する所なり、善く擇びて、君子や全き德ある士を得て之れと共に國を治むるときは、或は王となり、或は覇者となりて、天下の人を制馭し得れども、善く擇ばずして、奸人を得て、之れと共に國を治むるときは、却て人に制馭せらるゝに至るなり、

【以積】積は永久まで持續する方法なり、【世】は世つぎなり、【憚憚】は幝幝と通ず、敝れ壞る貌なり、憚々非變とは、國がやぶれ壞れたりとて、之れを持續する方法を全く變更するに非ず、持續する方法を施行する方を、變更するに過ぎずといふ意なり、【改玉改步】古は腰に玉を佩ぶ、其の佩ぶる玉の一かはるに從ひて、歩き方を改むるを禮とす、故にいふ、【一朝之日】は今日の事は、明朝同じからず、時事の絶えず變化するをいふ、【一日之人】は今日の人は、明朝はかられず、壽命の短きをいふ、【厭焉】は安然なり、安かに動かぬ貌なり、【援】は引くなり、【千歲之信法】は萬世不易の信據すべき法にて、禮義を指す、【千歲之信士】は萬世に至るまで、人々に信用せらるゝ士なり、【端誠】は端正誠實なり、【信全】は信義を守り、全き德あるなり、

彼持國者、必不可以獨也、然則彊固榮辱、在於取相矣、身能相能、如是者王、身不能知恐懼而求能者、如是者彊、身不能不知恐懼而求能者、安唯便僻左右親比己者之用、如是者危削、基之而亡、

此の節は、前節と同じく國を治むるには、宰相に適當なる人を得ざる可からざることを說けり、

彼の國を維持する者は、必ず獨りにては、之れを治む可からざるなり、然らば、則ち國が強固になるも、榮譽を受くるも、恥辱を受くるも、其の宰相を取る如何にあるなり、君の身も才能あり、宰相も亦才能あり、是の如きものは、王となりて天下を一統し、無上の安

則覇、與權謀傾覆之人、爲之則亡、三者明主之所謹擇也、而仁人之所務白也、善擇之者制人、不善擇之者人制之、

此の節は、國を維持するには、賢人を要することを說けり、

以上述ぶる通り、國といふものは、天下の中にて最も重き荷物なり、併し此の荷物は、永久に持續する法を以て、之れを持たざるときは、立ちゆかざるものなり、故に國といふ器は、用ふれば古くなり、垢つくに至るを以て、世つぎが代る毎に、之れを洗ひ淸めて、新にすべき所以のものなり、されば、國がやぶれ壞れたりとて、之れを持續する方法を、全く改め變ずるに非ず、たゞ腰に佩ぶる玉を改る毎に、其の步み方を改むるが如く、此の方法を施行する方を改むるに過ぎざるなり、是れ故に、今日の事は、明日同じからず、今日の人は、明日を保ち難きが如く、時事と人とは、或は絶えず變化し、或は短命にして永遠を期し能はざるに拘らず、國のみは、安然として、千歲まで續けるものあり、是れは如何なる故なりや、曰く、萬世不易の信據すべき法を援きて、之れを維持すればなり、萬世に至るまで、人々に信用せらるゝ所の士と、共に之れを治むればなり、人には百歲の壽を保つものなきに、萬世に至るまで、人々に信用せらるゝ士ありとは、如何なることなりや、曰く、萬世不易の法を以て、自ら身を保持する者は、其の德化永く後昆に及び、名聲百世に垂る、故に後世の人、之れを尊び、之れを信ず、是れ乃ち萬世に至るまで、信用せらるゝ所の士なり、萬世不易の方法とは如何、言ふまでもなく、禮義なり、故に萬世に至るまで、信用せらるゝ所の士は、取りも直さず、禮義を身に積み蓄へたるの君子なり、されば、人君たるもの、此の君子と共に、國を治むるときは、王となりて、天下を一統し、端正誠實にして信義を守る全き德ある士と共に、國を治むるときは、覇者となりて天下を制し、權謀術數を弄して、人の國を傾け覆へさんとする奸人と共に、國を治むるときは、滅亡するなり、此の三つの者は、明主の謹み擇ぶ

や、曰く、王者の執れる方法によりて、之れを安置し、王者の輔佐人、即ち賢人と共に、之れを維持することを爲すときは、己れ亦王となりて、安全を得るなり、又覇者の執りし方法に由りて、之れを安置し、覇者の輔佐人、即ち才能の士と共に、之れを維持することを爲すときは、己れも亦覇者となりて、富強を得るなり、之れに反して、亡國の君の執りし方法に由りて、之れを安置し、亡國の君の輔佐人、即ち佞奸の人と、之れを維持することを爲すときは、己れも亦滅亡の大災禍を得るなり、此の三つの者は、明主の謹み擇ぶ所にして、仁人の務めて明白に辨別する所なり、【重任】は重き荷物なり、【錯】は置なり、【道之】道は由なり、ヨルと訓む、下文の何法之道、道王者之法、道覇者之法、道亡國之法の道も、亦之れに同じ、【蔑】は穢に同じ、荒れはてたるなり、【國錯】は國を置くなり、【封焉】封は疆界なり、一句の意は、疆界を畫分して、邦國を建つるをいふ、【誰子】は何人（ナンヒト）といふに同じ、【與】は共に之れを爲すなり、【王者之人】は王者の輔佐人、即ち賢人を指す、【覇者之人】は覇者の輔佐人即ち才能の人を指す、【亡國之人】は亡國の君の輔佐人にて、佞奸の人を指す、

故國者重任也、不以積持之、則不立、故國者、世所以新者也、是憚憚非變也、改玉改行也、故一朝之日也、一日之人也、然而厭焉有千歲之國、何也、曰援夫千歲之信法、以持之也、安與夫千歲之信士爲之也、人無百歲之壽、而有千歲之信士、何也、曰以千歲之法、自持者、是乃千歲之信士矣、故與積禮義之君子、爲之則王、與端誠信全之士、爲之

義を天下に立てゝ霸者となると、權謀術數を天下に立てゝ亡ぶると、此の三の者は、明主の謹み擇ぶ所にして、仁人の務めて明白に辨別する所なり、されば、善く擇びて、或は王となり、或は霸者なるものは、人を制馭し得れども、善く擇ばずして、權謀術數を用ふるものは、却て人に制馭せらるゝに至るなり、

國者、天下之大器也、重任也、不可不善爲擇所而後錯之、錯險則危、不可不善爲擇道、然後道之、塗蔵則塞、危塞則亡、彼國錯者、非封焉之謂也、何法之道、誰子之與也、曰道王者之法、與王者之人、爲之則亦王、道霸者之法、與霸者之人爲之則亦霸、道亡國之法、與亡國之人爲之則亦亡、三者、明主之所謹擇也、而仁人之所務白也、

此の節以下四節は、首節の國者天下之利用也の句を詳說せり、此の節は國といふ器を置くには如何なる所がよきか、又之れを用ひて行くには、如何なる方法がよきかを說明せり、

國といふものは、天下にて一番大なる器なり、一番重き荷物なり、されば善く平かな安全なる處を擇んで、而して後之れを置かざる可からず、危險なる處に置くときは危きなり、又善く平坦なる道路を擇んで、之れに由りて運ばざる可からず、路が荒れ果てゝ、荊棘生ひ茂るときは、通路塞りて運び行くこと能はざるなり、危く塞りて行く能はざるときは、必ず滅亡するなり、彼の國を置くといふは、たゞ疆界を畫分して、邦國を建つるの謂に非ざるなり、之れを安置し、之れを維持するなり、然らば之れを安置し、之れを維持するには、如何なる方法に由り、何人と共に爲すべき

大なり、故に大利といふ、【修正】は整頓なり、【所以有】以は已と通ず、スデニと訓む、有は土地貨財をいふ、【唉唉然】は併呑の貌なり、【析】は離れわかるゝなり、【危削】は危殆に陥り、他國より削りとらるゝなり、【綦之】は猶其の極はといふが如し、【齊閔】は齊の閔王なり、王制篇に詳述せり、【薛公】は閔王の相たりし、孟嘗君田文をいふ、閔王が危亡に陥りしは、田文の然らしめしものなれば、是に共に擧げしなるべし、【綿綿】は絶えざる貌なり、【結引】引は靭と通ず、靭は革にて製せし綱にて、馬と車の軸とを結びつくるに用ふ、靭を結ぶとは、即ち此の綱を車の軸に結びつけ、馬にひかす意なれば、車に乘りて馳することなり、【馳外】は他國に馳驅して遊說するなり、【南足】以破楚】史記に、閔王二十六年、秦と楚とを重丘の南に敗り、楚の淮北を割きとるとあり、之れを指す、【西足】以詘秦】史記に、閔王二十六年、韓魏と共に秦を攻む云云とあり、之れを指す、【北足】以敗燕】史記に、閔王十年、燕を破るとあり、之れを指す、【中足】以擧宋】史記に、閔王三十八年、宋を伐つ、宋王溫に死すとあり、之れを指す、擧は國を擧げて、之れを滅すをいふなり、【及】以燕趙起而攻之】は王制篇の、齊閔毀五國の條に詳解せり、五國が閔王を伐つといふも、其の主たりし者は燕にして、其の之れを助くるに力ありしものは趙なれば、此に燕趙と連擧せしなるべし、【若振槁】は槁れ葉を振ひ落すが如しといふことにて、容易なることに喩ふ、【國亡】此の時、齊の國は七十餘城を征めとられ、たゞ莒と即墨との二城のみ、安全なりしのみなれば、國亡ぶと言ひしならん、されど全く亡びたるに非ざるなり、歷史を對照するものは、一寸注意せざる可からず、【大戮】は大戮辱なり、戮辱は猶恥辱といふが如し、【稽】は考ふるなり、

三者明主之所謹擇也、而仁人之所務白也、善擇者制人、不善擇者人制之、

此の節は、前三節を結び、人君たるものは、謹みて其の中の善き方法を擇ばざる可からざることを說けり、

以上述ぶる所の、仁義を天下に立てゝ王となると、信

振槁然、而身死國亡、爲天下大戮、後世言惡、則必稽焉、是無他故焉、唯其不由禮義而由權謀也、

此の節は、權謀術數を以て天下に立つときは、亡ぶる所以を說き、其の之れを實行せし人をあげたり、

一國の人を提げて、功利を呼唱し、以て其の仁義を主張し、其の信義をなすことを務めず、唯、利のみをこれ求め、內は其の國民を詐りて、小利を求むることを憚らず、外は仲間の諸侯を詐りて、大利を求むるを憚らず、其のすでに有する土地や貨財を、整頓することをせずして、常に人の土地貨財を併呑せんと欲す、是の如きときは、其の臣下や百姓は、詐僞の心を以て、其の主上を待遇せざることなし、かく主上が其の下民を詐り、其の下民が其の主上を詐るときは、是れ上下互に相離るゝなり、是の如くすれば、敵國は我を輕蔑し、仲間の諸侯は我國情を疑ふを以て、之れを取りつくらふ爲に、日に權謀術數をめぐらすと雖、如何でか之れを餬塗し得ん、國は遂に危殆に陷り、削取せらるゝを免れず、其の極は遂に滅亡に至るなり、彼の齊の閔王、及び薛公即ち是れなり、故に彼等は强大なる齊國を有しながら、以て禮義を修むるに非ず、以て政治敎育一致の主義に本づきて、政を爲すに非ず、以て天下の人心を一にするに非ず、たゞ絕えず說客をして、車に乘り他國を馳せまはらしめ、權謀術數を弄して、虛勢を張ることをのみ務となす、故に其の强きこと、一時は南は以て楚を破るに足り、西は以て秦を屈するに足り、北は以て燕を敗るに足り、中央にては以て宋を滅すに足りしが、其の後燕趙二國相合同し、起ちて之れを攻むに及びてや、槁れ葉を振ひ動すが如く、何の苦もなく打ち破られ、身は死し、國は亡び、天下の大戮辱と爲れり、後世惡を言ふものは、必ず閔王の事を引きて、之れを考へ、以て手本となすに至れり、是れ他の理由なし、唯、其の禮義に由りて國を治めず、たゞ權謀術數のみに由ればなり、

【張其義】張は主張なり、【小利】國內より得る利は小なり、故に小利といふ、【大利】他國を詐りて得る利は

其の事蹟を詳述せり、【越勾踐】は越王勾踐なり、范蠡を用ひて吳を滅ぼし、齊晉を威して、周に朝し、元王より霸號を賜はる、其事蹟は春秋左氏傳、國語及び史記に詳なり、【是皆僻陋之國也】は齊の國は今の山東省地方にて、東方に僻在し、晉の國は、今の山西省を中心として、直隸、河南、陝西、山東の五省に蟠るも、北方は直に戎狄と境を接するを以て、何れかといへば北方にかたよれり、楚は揚子江の南北に國するを以て、南方に僻在せり、吳と越とは今の浙江省の浙江を境として、吳は其の以北に、越は以南に國せるを以て、何れも西南に僻在せり、故に是れ皆僻陋の國なりといふ、【殆】は危なり、アヤウシと訓む、【略信也】は政略が信實なればなりの意なり、政略が信實なりとは、一度出したる政略は成敗に拘らず、變更せず、以て信を天下に繫ぐをいふ、

挈國以呼功利、不務張其義、濟其信、唯利之求、內則不憚詐其民、而求小利焉、外則不憚詐其與、而求大利焉、不修正其所以有、啖啖然常欲人之有、如是、則臣下百姓、莫不以詐心待其上矣、上詐其下、下詐其上、則上下析也、如是、則敵國輕之、與國疑之、權謀日行、而國不免危削、綦之而亡、齊閔、薛公是也、故用彊齊、非以修禮義也、非以本政教也、非以一天下也、綿綿常以結引馳外爲務、故彊、南足以破楚、西足以詘秦、北足以敗燕、中足以舉宋、及以燕趙起而攻之、若

きて、之れを改めず、以て天下の人々をして、之れに信賴せしむればなり、是れが前にのべし信義が、天下に立ちて覇者となることなり、

【天下之理畧矣】理畧は政畧、言ひ換ふれば政治の謂なり、矣は湊と通じ、アツマルと訓む、一句の意は、天下の政治が己れの身にあつまることにて、天下を自由にするを得るの意なり、【刑賞】は賞罰に同じ、【已諾】はすでによしと承諾したるをいふ、【曉然】は悟り知る貌なり、【要】は要約なり、【利敗】は利の字に意味なくして、敗の字に意味あり、故に利敗にて單に失敗の意に見てよし、【與】は與國なり、仲間の諸侯をいふ、【國一】は國家一定するなり、【綦明】綦は期と通ず、期約なり【僻陋】は邊鄙なり、【五伯】伯は覇と通ず、音ハ、五覇は五人のはたがしらにて、普通にては齊の桓公、晋の文公、秦の穆公、楚の莊王、宋の襄公をいへども、下文に齊の桓公、晋の文公、楚の莊王、吳王闔閭、越王勾踐の五人を擧げたれば、荀子は此の五人を五覇と稱せしものゝ如し、然れども、成相篇に、穆公任之、强配五伯の文あるより見れば、秦の穆公を五覇の一に加へたるものゝ如し、されば荀子自身にありても、亦一定の見解なきものゝ如くに見ゆ、【政教】は政治教育一致の主義なり、此の主義は孔子孟子も同じ、【致】は極なり、キハムと訓む、【隆高】は禮義なり、【非綦文理】綦は極なり、キハムと訓む、文理は文章條理なり、一句の意は、其の爲す所、言ふ所、文章あり、條理を極むるに非ざるといふなり、【鄉方畧】鄉は嚮なり、ムカフと訓む、方畧は謀略なり、一句の意は、其の心の向ふ所謀畧を以て政を爲すにあり、仁義を用ふるに非ざるをいふ、【審勞佚】勞佚は勞苦と安逸なり、一句の意は勞苦と安逸とのけじめを審に知りて、甘く人を使役するなり、【齺然】齺は齒の相むかふをいふ、轉じて上下相向ふ意に用ふ、音スウ、【齊桓】は齊の桓公なり、仲尼篇に解せり、【晋文】は晋の文公なり、五覇中齊の桓公に次ぎての賢君なり、其の事蹟は春秋左氏傳及び國語、史記に詳なり、【楚莊】は楚の莊王にて、賢人孫叔敖を用ひ、國を富まし兵を强くし、遂に南方に覇たり、其の事蹟は春秋左氏傳、及び國語、史記などに詳し、【吳闔閭】は吳王闔閭なり、伍員、孫武を用ひて、國を富まし兵を練り、楚を破り、一時威を南方に振へり、國語、春秋左氏傳、史記に

相信而天下莫之敢當也、故齊桓、晉文、楚莊、吳闔閭、越勾踐是僻陋之國也、威動天下、彊殆中國、無他故焉、略信也、是所謂信立而霸也、

此の節は、信義を天下に立てゝ霸者となる方法を說き、其の實行者を擧げたり、

德は未だ至極に至らず、義は未だ全からずと雖、然も天下の政治は、己が身にあつまりて、之れを自由にすることを得るなり、すでによしと、自ら承諾して定めたる賞罰は、如何なることありとも、變更せざるときは、天下の人々に信用せらるゝなり、故に臣下は、曉然として、其の一旦要約するや、決して己を欺かざる可きことを知るを以て、安心して力を盡くすなり、政事や法令は、すでに天下にしきのべたる以上は、其の後たとへ己の失敗をみることありと雖、之れを變更して其の民を欺かざるなり、すでに約束を結び定めたる以上は、其の後たとへ己れの失敗をみることありと雖、之れを變更して其の仲間の諸侯を欺かざるなり、是の如くするときは、兵勁く城固きを以て、敵國己を畏るゝなり、國家一定し、期約明白なるを以て、仲間の諸侯も、己を信用するなり、されば己の國たとへ邊鄙にありと雖、威勢は天下を振ひ動かすべし、五霸の人々即ち是なり、彼れ五霸は、政治敎育一致の正しき主義に本づけるにあらず、禮義を極め行ふにあらず、其の爲す所、言ふ所、極めて文飾あり、條理あるにあらず、人民の心を服從し得るにあらず、其の心の向ふ所は、謀畧を以て事を爲すにあり、勞苦と安逸とのけじめを審に知りて、甘く人を使役し、貨財を謹みて疎畧にせず、之れを積み畜へ、戰備を修めて、何時にても間にあふ樣にする故、上下翕然として相信ずるを以て、天下之れに敢て敵對するものなきなり、故に彼の齊の桓公、晉の文公、楚の莊王、吳王闔閭、越王勾踐の五霸の人々を見るに、是れ皆邊遠の地に國せり、而して其の威勢は天下を震動し、彊力は中國の諸侯を危くするに至るは、少しも他の理なし、其の政畧信實にして、一旦施行するや、成敗を度外に置

なり、【舉】は皆なり、【布陳】は布きつらぬるなり、【義法】は仁義の法なり、【極然】極は亟と通ず、亟然は敏捷の意なり、【首嚮】は歸向なり、【義志】は仁義の志なり、【基】は極なり、極は皇極の極と同じく標準なり、【仲尼】は孔子の字なり、【置錐之地】は錐を立つる程の地にて、僅ばかりの地をいふ、【誠義乎志意】は誠に能く志を仁義にするといふことにて、仁義を以て志を修むるの意なり、【濟之日】は成功の日なり、【不隱乎天下】は名聲天下に轟きて、之れを隱すものなきをいふ、【顯諸侯】は顯名の諸侯なり、【著之以政事】は仁義の道を政事の上に著はすといふことにて、仁義の政を行ふなり、【案】は語助にて、コ、ニと訓む、【申重】申も亦重ぬるなり、故に二字にて重ぬる意に見てよし、【貴賤殺生】は或は貴くし或は賤くし、或は殺し或は生す法にて、賞罰の法をいふ、【襲然】は繼續する貌なり、【剖發】は開き發するなり、【濟義】は仁義を以て治めなすなり、【日而白】は一朝にして明白なりの意なり、【湯武】は殷の湯王、周の武王なり、【亳】は湯王の都なり、音ハク、【鄗】は鎬に同じ、音カウ、武王の都なり、【通達之屬】は舟車の通達する所、即ち四方のはてに住めるともがらなり、

德雖未レ至也、義雖レ未レ濟也、然而天下之理略奏焉、刑賞已諾信乎天下矣、臣下曉然皆知其可レ要也、政令已陳雖レ覩レ利敗、不レ欺其民、約結已定、雖レ覩レ利敗、不レ欺其與、如レ是、則兵勁城固、敵國畏之、國一レ榮明、與國信レ之、雖在僻陋之國、威動天下、五伯是也、非本政教也、非致隆高也、非レ榮文理也、非服人之心也、鄉方略、審勞佚、謹畜積、修戰備、鬬然上下

れを害するなし、故に一の不義を行ひ、一の無罪の民を殺して、天下を得るが如きは、仁者の爲さゝる所なり、其の身と國とを失はぬやうに、扶け持つこと、是の如く、樸然として固し、而して其のともに政を爲す所の人は、皆仁義の士なり、國家に布き陳ぬる所の法律は、皆仁義の法律なり、其の敏捷に群臣を率ゐて、之れをして歸向せしむる者は、皆仁義の志なり、是の如きときは、下民は君上を仰き尊ぶに、仁義の名を以てするなり、是れ國の標準、即ち土臺の定まるなり、土臺が定まりて後、國治まり定まりて後、天下一定に歸するなり、彼の孔子は、雖を立つる許りの僅の土地も無かりしが、誠に能く志を仁義にし、之れを行の上にあらはし、又之れを言語に著して、天下の人々を導きたり、是れを以て、成功の日、盛名天下に著はれて、能く之れを隱匿するものなきのみならず、後世にまでかゝやき渡れり、況んや國君之れを行ふに於ては、其の効果決して孔子の比に非ざるなり、されば今天下の顯名ある諸侯の身を以て、誠に能く志を仁義にし、此の仁義を法則度量の上に加へ、之れを政事の上に著はし、又之れを重ねて、人を貴くし賤しくし、或は殺し生す法、即ち賞罰の上に用ひ、繼續して終始變らざること、一の如きなり、是の如きときは、其の名聲の天地間に開き發するや、どうして日月の光り輝くが如く、雷霆の鳴り ひらめくが如くならざらんや、其れよりもまして、光り輝き鳴り ひらめくなり、余故に曰く、國を治むるに、仁義を以て之れを濟すときは、一朝にして名聲天下にあきらかなりと、彼の殷の湯王、周の武王是れなり、湯王は毫の地を以て起り、武王は鄗の田地を以て起れり、皆百里の小地なり、然るに、天下一となり、諸侯臣となり、舟車の通達する所、即ち四方のはて〳〵に住める所のともがらに至るまで、從ひ服さゝるなきは、少しも他の理由なし、仁義を以て、國を治めなせしを以てなり、是れが、前に謂ひし所の仁義の政が、天下に立ちて、後王となることなり、

【挈】は提ぐるなり、【呼】は呼唱するなり、【樸然】樸は讀んで落と爲す、落然とは石のすわれる貌、轉じて堅固なる意に用ふ、【之所與爲之者】之は於と通ず、ォイテと訓む、下句の之所以爲布陳云云、之所極然云云の之も、此れに同じ、與爲之は ともに政を爲す

一、不義、殺一無罪、而得天下、仁者不爲也、樂然扶持心國、且若是其固也、之所與爲之者、則舉義士也、之所以爲布陳於國家刑法者、則舉法也、之所極然帥群臣而首鄉之者、則舉義志也、如是則下仰上以義矣、是綦定也、綦定而國定、國定而天下定、仲尼無置錐之地、誠義乎志意、加義乎身行、著之言語、濟之日、不隱乎天下、名垂乎後世、今亦以天下之顯諸侯、誠義乎志意、加義乎法則度量、著之以政事、案申重之以貴賤殺生、使襲然終始猶一也、如是則夫名聲之剖發於天地之間也、豈不如日月雷霆然矣哉、故曰、以國濟義、一日而白、湯武是也、湯以亳武王以鄗、皆百里之地也、天下爲一、諸侯爲臣、通達之屬、莫不從服、無他故焉、以濟義矣、是所謂義立而王也、

此の節は、仁義の道を天下に立てゝ王となる方法と、其の之れを實行せし人とを擧げたり、

一箇國の人を提げて、禮義を呼唱し、他の事を以て之

保持せざるときは、大に危きなり、大なる煩累なり、寧ろ之れを有するより、之れなきに如かざるなり、其の危難煩累を極むるときに及びては、匹夫たらんことをもとむるも、得可からざるなり、即ち身死し國滅ぶなり、彼の齊の湣王、宋の獻王の如き是れのみ、

【利用】用は器用なり、利用とは利器の意なり、【利勢】は便利なる威勢の意なり、【大累】は大なる煩累なり、【綦】は極なり、キハムと訓む、【齊湣】湣は閔に同じ、齊の閔王のことは、王制篇に詳しく解せり、閔王は燕に敗らるゝの後、莒に奔り淖齒の爲に殺されたり、【宋獻】は宋王偃なり、暴亂にして酒婦人に淫し、政を見ず、遂に齊の閔王に滅さる、獻王とは其の遺臣の私謚ならん、

故人主天下之利勢也、然而不能自安也、安之者、必將道也、故用國者、義立而王、信立而覇、權謀立而亡、三者明主之所謹擇也、仁人之所務白也、

此の節以下四節、前節の人主は天下の利勢なりの句を詳說せり、此の節は人主が國を治むる三法を擧げたり、

以上述ぶる通り、人主は天下中にて最も便利なる威勢あるものなり、然れども自ら此の威勢を安んじて保つこと能はざるなり、之れを安んじて保つものは、その必ず道を守るにあるが故に國を治むものは、仁義の道を天下に立つるときは、王となり、信義を立つるときは、覇者となり、權謀術數を以て、世に立つときは、亡滅するなり、此の三つの方法は、明主の謹み擇ぶ所にして、仁人の務めて明白に辨別する所なり、

【必將道也】はそれ必ず道を守るにあるかの意なり、將は語助なり、【用】は爲なり、爲は治なり、ヲサムと訓む、【義】は仁義なり、【信】は信義なり、【權謀】は權謀術數を運用す、不正なる謀なり、俗にいふペテン、又はてくだと同意なり、【白】は明白なり、

挈國以呼禮義、而無以害之、行

故曰、事彊暴之國難、使彊暴之國事我易、此之謂也、

此の節は、前二節を結べり、

余故に曰く、強暴の國に事ふるは難く、強暴の國をして我に事へしむることは易しと、此の如きを謂ひしなり、

○以上第十四章、強暴の國に事ふるは難く、強暴の國をして我に事へしむるは易き理を說けり、

荀子卷第七

王霸篇第十一

此の篇は、首に王霸の別を辨論して、王を擧げ、霸を抑へ、後、國は禮によりて立つこと、國を治平にするには、賢能の士を用ひ、仁道を以て、人心を一にするにあり、然るときは、人民の心服と死力と譽れとを得るを以て、國家安泰なることを反覆詳論せり、

國者、天下之利用也、人主者、天下之利勢也、得道以持之、則大安也、大榮也、積美之源也、不得道以持之、則大危也、大累也、有之不如無之、及其綦也、索爲匹夫、不可得也、齊湣宋獻是也

此の節は、國は天下中にて最も便利なる器にて、之れを用ふる人主は、天下中にも最も便利なる威勢を有するものなれども、道を以て守るときは安く、然らざれば危きことを說けり、

國は天下中にて、最も便利なる器にて、之れを用ふる人主は、天下中にも最も便利なる威勢を有するものなり、されど正しき道を得て之れを保持するときは、大に安かなり、大に光榮なり、美しき德、美しき名を積むの根源なり、之れに反し、正しき道を得て之れを

なり、ヨルと訓む、

必將修禮以齊朝、正法以齊官、平政以齊民、然後節奏齊於朝、百事齊於官、衆庶齊於下、如是則近者競親、遠方願至、上下一心、三軍同力、名聲足以暴炙之、威彊足以捶笞之、拱揖指麾、彊暴之國、莫不趨使、譬之、是猶烏獲與焦僥搏也、

此の節は、強暴の國をして我に事へしむることの易き所以を說けり、

人君たるもの、必ず禮儀を修めて、朝廷を整へ、法則を正しくして、官省を齊へ、政事を公平にして、人民を齊へ治むべし、かくして後、朝廷にありては、百官の進退皆齊ひ治り、官省にありては、凡百の政事皆整頓して紊れず、下にありては、庶民治まり齊ひて、皆心服するなり、是の如きときは、近き所の國の者は、競うて親み來り、遠方の國の者は、來り從はんことを願ふに至る、而して國内にありては、上下心を一にし、三軍力を同じくするを以て、名聲は赫々として、四方にかゞやかすに足り、威勢と富强とは、四方を鞭うち懲すに足る、かくなるときは、我はたゞ手をこまぬきたるまゝにて、指麾して、强暴の國も、我命に趨り、使役されざるはなし、之れを譬ふれば丁度大力者の烏獲が、一寸ぼしと、手にてなぐり合ふが如く、勝つことは明白なるが如し、是れ强暴の國をして我に事へしむることの易き所以なり、

【節奏】は進退なり、たちゐふるまひを指す、【暴炙】は日の暴し火の炙ぶるが如く、てりかゞやく意なり、【捶笞】はむちにてうつなり、【拱揖】は手をこまぬくなり、【趨使】は命に趨りて使役さるゝなり、【烏獲】は古の秦の國の大力者なり、【焦僥】は一寸ぼしなり、【搏】はなぐり合ふなり、

ども、約束が既に定まると彼れ強國は一日も立つか立たぬ間に、之れに畔きて、復た此方をいぢめるものなり、又國の僅許りの土地を割きて、之れに賂ふときは其の時だけはよけれども其の地を割くことを定めて後、間もなく復賂を求め欲して厭くことなきなり、かくて我の之れに事ふること、いよ〳〵柔順にして、其の強暴國の我を侵すこと、いよ〳〵甚しく、必ず我資財盡き、國を擧げて彼れに與ふるに及びて、然る後初めて彼が欲求の心やむなり、堯舜の如き聖人を、左右に置きて相談しても、未だ能く此の道を以て強暴國に事へて、禍を免るゝ者は非ざるなり、之れを譬ふれば、是れ猶處女をして、寶の珠を頸にかけ、寶の玉を腰に佩び、黄金を背に負ひ、頭に戴きて、中山の盜賊に遇はしむるが如し、處女は之れが爲に、恐れて眼を小さくして、視ることすらも得せず、腰をかゞめ、すねをまげて、哀を乞ふこと、廬屋の妾の如くすと雖、猶劫奪せらるゝことを免れざるなり、かるが故に、其の國人の心を一にし、力を同じくして、獨立を保持する道を守るあるに非ずして、此の如く、ただ巧にたび〳〵拜禮して哀を請ひ、之れに畏事せんとするは、以て一國を保持し、且つ己が身を安ずるに足らざるなり、故に明君は此の危險なる道に由りて、國の獨立を保たんとはせざるなり、

【單】は盡なり、ツクと訓む、【約信】は約束なり、【畔】はそむくなり、【無日】は一日も過ぐるなしの意にて早きをいふ、【錙銖】十二の粟の重さを一分となし、十二分を銖となし、六銖を錙となす、故に錙銖とは極めて僅少のことをいふ、此處にては僅少の土地をいふ、【厭】は飽くなり、【彌】はいよ〳〵なり、【國擧】は一國を擧げて與へてもの意なり、【辟】は譬に同じ、タトと訓む、【嬰】はかくること、【珠】は貝類のたまなり、【玉】は石のたまなり、【珮】は佩なり、オブと訓む、腰におぶること、【負戴】は物を背に負ひ頭に戴きて運ぶなり、【中山】は地名なり、【逢蒙視】は微視の貌なり、【詘要】詘は屈と同じ、かゞめるなり、要は腰に同じ、【撓胸】撓は曲なり、まげるなり、胸はすねなり、【廬屋妾】は賤しき妾婦をいふ、廬屋は貧賤者の家なり、【由】は猶と同じ、ナホと訓む、【一人】は國民の心を一にして、力を同じくするなり、【巧繁】繁は多きなり、巧繁とは巧にたび〳〵の意なり、【不道】道は由

【儀】は禮儀なり、【忒】は違ふなり、タガフと訓む、【四國】は四方の國々なり、

○以上第十三章、國家の獨立する三つの方法を述べたり、

持國之難易、事彊暴之國難、使彊暴之國事我易、

此の節は、國家を保持する難易を說けり、

國家を保持するの、難きと易きとの方法を述べん、強暴の國に事ふるは、難けれども、強暴の國をして我に事へしむることは易し、左に其の故を論ぜん、

事之以貨寶、則貨寶單而交不結、約信盟誓、則約定而畔無日、

割國之錙銖以賂之、則割定而欲無厭、事之彌順、其侵人愈甚、必至於資單國擧、然後已、雖左堯而右舜、未有能以此道得免焉者也、辟之、是猶使處女嬰寶珠、佩寶玉、負戴黃金、遇中山之盜、雖爲之逢蒙視、詘要撓膕、若廬屋妾、由將不足以免之、故非有一人之道也、直將巧繁拜請、而畏事之、則不足以持國安身、故明君不道也、

此の節は、強暴の國に事ふることの難き所以を說けり、

強國に事ふるに難き所以を說明せん、之れに事ふるに、貨財や寶物を以てするときは、一時は安泰を得れども、貨財や寶物は限りあるものなれば、いつかはなくなるべし、其の時は交を結ぶこと能はざるなり、又約束を結び盟を立つるときは、其の時だけは善けれ

以說之者】は強國の國君に說かしむる所の者にて、つまり使者のことなり、【辯慧】辯は辯舌なり、慧は聰慧なり、

爲名者否、爲利者否、爲忿者否、則國安于盤石、壽於旗翼、人皆亂、我獨治、人皆危、我獨安、人皆失喪之、我獨按起而制之、故仁人之用國、非特將持其有而已也、又將兼人、詩曰、淑人君子、其儀不忒、其儀不忒、正是四國、此之謂也、

此の節は、前三節を結び、美名の爲にするものも、利益の爲にするものも、忿怒の爲にするものも、攻め來らざるときは、國家富强にして他國を制御することを得るに至ることを說けり、

かく美名を得んが爲に、好んで人の國を攻むる者も、攻め來らず、利益を得んが爲に、好んで人の國を攻むる者も、攻め來らず、忿怒の爲に、人の國を攻むる者も、攻め來らざるときは國家は大盤石よりも安く、箕翼星よりも壽し、敵人は皆亂れて、我は獨り治まり、敵は皆危くして、我は獨り安く、敵人は皆勢力を喪失するも、我は獨り之を失はざるを以て、徐に起ちて敵人を制馭することを得るなり、故に仁人の國を治むるは、特に其の所有の國を保持せんとするのみならず、又他人の所有せる國をも、兼せて保持せんとするなり、昔の詩に曰く、「善人や君子は、其の禮儀が法に違はず、其の禮儀が法に違はぬが故に、遂に此の四方の國を正しく治む」と、此の詩は仁人のことを謂ひたるなり、

【否】はせずなり、此にては攻めずの意なり、【盤石】は磐石に同じ、極めて大なる堅固なる石なり、【旗翼】旗は箕と通ず、箕翼はともに星の名にて、二十八宿の中にあり、【按】は語助にて、コ、ニと訓む、【詩曰】此の詩は詩經曹風鳲鳩の篇にあり、【淑人】は善人なり、

り、【極戰】は苦戰に同じ、【固】は要害堅固なる所なり【視可】は進む可きを視るの意にて、隙を覘て動くを謂ふなり、【乍】は逆なり、ムカフと訓む、【取】は生捕ること、【若撥麷】撥はヒラクと訓む、かきわけるなり、【麷】は音ホウ、熬麥ともいひ、又麥をふかして、もやしにしたるものともいふ、何れにても可なり、一句の意は、麷は至つて脆弱なるもの故、かきまはすに容易なるをいふ、【得之】は我を破りて、多少の分捕を得るともの意なり、【藥】は癒と通ず、治療するなり、【傷】は負傷者なり、【爪牙】は己が爪となり牙となりて、己が身を衞る兵士なり、

將修小大彊弱之義、以持愼之、禮節將甚文、珪璧將甚碩、貨賂將甚厚、所以說之者、必將雅文辯慧之君子也、彼苟有人意焉、夫誰能忿之、若是則忿之者不攻也、

此の節は、忿怒して好んで人の國を攻むる者をして、攻むること能はざらしむる方法を說けり、將に小國が大國に事へ、弱國が強國に事ふる所の禮義を修めて、之れを謹み守らんとするには、其の之れに事ふる禮節は甚だ丁寧にして文飾あり、其の聘問に用ふる珪璧は、甚だ大きく立派に、其の之れに貢ぐ進物は、甚だ多く手厚く、其の使者は文雅にして辯舌爽に、聰慧の才ある君子を擇ぶべし、此れを行ふときは、彼れ強大の國君にして、苟も人意あらば、誰か能く之れを忿らんや、是の如くするときは、忿怒して好んで人の國を攻むる者も、攻め來らざるなり、此の種の人君は、百里の小國と雖、獨立して安全に保持することを得るなり、

【小大彊弱之義】は小國が大國に事へ、弱國が強國に事ふるの義なり、【持愼】は謹み守るなり、【文】は敬しく文飾あるなり、【珪璧】は聘問に用ふる所の玉なり、珪は□の如き形のたまにて、璧は○の如き形のたまなり、【碩】は大なり、【貨賂】は進物なり、【所

【載】は行なり、オコナフと訓む、

將辟田野、實倉廩、便備用、上下一心三軍同力、與之遠擧極戰則不可、境內之聚也、保固視可、乎其軍、取其將、若撥亂、彼得之不足以藥傷補敗、彼愛其爪牙、畏其仇敵、若是則爲利者不攻也、

此の節は、利益を得んが爲に、好んで人の國を攻むる者をして、攻むること能はざらしむる方法を說けり、我將に田野を開墾して、收穫を多くし、以て倉廩をみたし、器械を備へ整へ、上下心を一にし、三軍力を同じくせんとし、之れを實施するときは、他の强國が遠く兵を擧げて、我國に攻め來りて、苦戰奮鬪するとも、我には充分なる準備あれば、彼はとても我に當る能はざるなり、敵又我境內に攻め入りて、屯聚するとも、我は要害堅固の地を保ち守りて、敵の隙を窺ひ、隙あれば出でて敵の軍をむかへ擊ち、其の大將を生取ることの易きは、譬へば亂を手にてかきわけるが如く容易なり、又彼れ敵兵は、たとへ我軍を破りて、多少の分捕あるとも、味方の負傷者を治療し、其の失ひ敗りし所を、補ふに足らざるなり、彼れ敵國は自分の爪牙の士を愛するものなり、我と戰ひて之れを失ふときは、遂に我と仇敵と爲るを畏るゝに至るなり、是の如きときは、利益を得んが爲に、好んで人の國を攻むる者も、我を攻めざるに至るなり、此の種の人君は百里の小國にても、獨立して遂には强大となるを得るなり、

【辟】は開くなり、開墾するなり、【便備用】備用は械用に同じ、器械なり、一句の意は、何時如何なることありとも、あはてぬ樣に器械を備へ置くことなり、【三軍】は周初にては大諸侯の軍をいふ、一軍一萬二千五百人なれば、三萬七千五百人なり、されど後世にては單に大軍といふ意に用ふ、此れは大軍の意なり、【遠擧】は遠く兵を擧ぐることにて、所謂懸軍萬里の意な

事に應ずる方法だに講じ置かば、たとへ百里の小國と雖、獨立して威を振ふに足るなり、左に其の方法を述べん、

【名】は亂國を伐ち暴國を征定するの美名なり、【案】は語助にて、コ、ニと訓む、【利】は貨財土地の利なり、

仁人之用國、將修志意、正身行、伉隆高、致忠信、縣文理、布衣紃屨之士誠是、則雖在窮閭漏屋、而王公不能與之爭名、以國載之、則天下莫之能隱匿也、若是、則爲名者不攻也、

此の節は、名の爲にする者をして、攻むること能はざらしむる方法を說けり、

仁人が國を治むるには、將に先づ自分の志を修め行を正しくし、極めて禮義を尊び、極めて忠信を盡し、其の言ふ所爲す所極めて文章あり、條理あらしめんとす、布衣を着け紃屨を穿つ貧賤の士と雖、誠に之れを行ふときは、たとへせまくきたなき所の、雨漏る家にありと雖、其の德望高きを以て、王公と雖、之れと其の名聲を爭ふこと能はず、況んや國君に於てをや、故に國君能く之れを行ふときは、天下能く其の名聲を隱すものなきなり、是の如きときは、美名を得んが爲めに、好んで人の國を伐つものも、伐つべき名がなき故、決して來り攻めざるなり、此の種の人君は、百里の小國を保つと雖、獨立して、終には天下に王たるに至るなり、

【用國】用は爲なり、爲は治なり、ヲサムと訓む、【伉】は極なり、キハムと訓む、【隆高】はたかく尊きものにて禮義を指す、【致】は極なり、キハムと訓む、【綦】は極なり、キハムと訓む、【文理】は文章條理なり【布衣】はぬのにて製せし粗末なる衣なり、貧賤者の着るものなり、【紃屨】紃は條むなり、紃屨とは麻をあみて作りし、粗末なる屨なり、貧賤者のはくもの、【誠是】は誠に是れを行へばの意なり、【窮閭】は窮巷に同じ、せまくきたなき所なり、【漏屋】は雨漏るあばら家なり、

暗主は國の本たる民力を養ふことを爲さゞれば、民衰ふ、故に田畑は荒れはて、人民は窮乏して、飢餓に迫れり、而るに君の倉廩府庫には、貨財充滿せり、此れ皆民より重稅を取りし故なり、是れを國の傾き倒ふるゝことを爲す君と謂ふなり、又其の國の根本を伐り倒し、源泉を枯し竭して、即ち民力をつかひへらして、其の末たる租稅を取ることや、倉廩に貨財を貯ふることのみを務め、君主も宰相も、之れを惡むことを知らざるときは、其の國の傾き覆りて滅亡するは、立ちながらにして待つ可きなり、かゝる君主は、己一國の君となりて、以て政を行ひて、而も己の一身を容るゝ所すらなき窮境に至る、是れを至つて貧しき君と謂ふなり、是の二君は、實に愚主の極度なり、彼れ等は、將に以て富を求めんとして、却て其の國を喪ひ、將に以て利益を求めんとして、却て其の身を危くするものなり、昔は一萬國ばかりの諸侯ありしが、今存在せるものは、僅に十數國あるのみ、其の國を失ひし所以は、同じく愚主の行を爲せしに因る、外に、少しも理由なきなり、人に君たる者は、此れを見て以て覺悟する所あるべきなり、

【實】はみつるなり、【虛】は窮乏なり、【蹷】は傾き倒ふるゝなり、【竭】は枯しつくすなり、【持】は載なり、行ふなり、【覺】は覺悟なり、

○以上第十二章、國の貧富强弱を觀る法より、國を治むるの本は、民力養成にあることに說及し、人君たるものは深く意を此に用ふべきことを言へり、

百里之國、足以獨立矣、凡攻人者、非以爲名則案以爲利也、不然則忿之也、

此の節は、本章の序論なり、凡そ人の國を攻むる者は名利の爲にするに非ざれば、忿怒の心より爲すに過ぎず、能く之れに應ずる方法を講ずるときは、我國獨立することを說けり、

百里の小國と雖、政其の法を得るときは、獨立するに足るなり、凡そ人の國を攻むる者は、亂國を伐ち、暴國を征するの美名を得んが爲に、するに非ざれば、貨財土地の利を貪り取らんが爲なり、然らざれば、忿怒の餘りに、出づるものなり、人君たるもの豫め此の三

ことなからしむるなり、是の如きときは、上も下も倶に富み、互に穀物を藏する所なく、時々焚燒せざれば腐敗して仕方なしといふ樣になるべし、是れは極めて能く國を治むるの大計を知れるものなり、故に昔夏の禹王の時には、十箇年の洪水あり、殷の湯王の時には七箇年の旱ありたれども、二王とも此の國を治むる大計を知りて行ひたれば、天下の人民には、飢ゑて菜の葉の如き青き顏色になりたるものなし、而して共に十年の後には、年々穀物が復び成熟して、舊穀は積み重りて、餘りある程になれりといふ、是れは他の理由なし、二王とも本と末と、源泉と支流との別を知り、本を務め源泉を養ひたればなり、

【養其和】は民力を養ひて相和睦せしむるをいふ、【節】は節限して貪らざるなり、【開】は開發奬勵なり、【潢然】は前に詳解せり、大なる貌なり、【交無所藏之】は上下互に穀物を藏する所なしの意にて、多くたまりて仕方なき有樣をいふ、【國計】は國を治むるの大計なり、【菜色】は人民が飢ゑて菜の色の如き、青き顏色となりしをいふ、【年穀】は年々の穀物なり【陳積】陳は舊穀なり、舊穀が積み重るなり、

故田野荒而倉廩實、百姓虛而府庫滿、夫是之謂國蹙、伐其本、竭其源、而幷之其末、然而主相不知惡也、則其傾覆滅亡、可立而待也、以國持之、而不足以容其身、夫是之謂至貧、愚主之極也、將以求富、而喪其國、將以求利、而危其國、古有萬國、今有十數焉、是無他故焉、其所以失之、一也、君人者、亦可以覺矣、

此の節は、愚主は國の本たる民を養ふことを顧みず、故に國滅び身死す、故に人君たるものは、之れに鑒むべきことを說けり、

は、貨財を徴收し、又は藏むることなれば、本源に比ぶれば支流たるものなり、

【縣鄙】二千五百家の邑を縣といひ、五百家の邑を鄙といふ、されば二字にて邑里といふ意に見るべし、【垣】は墻を四方に築きて穀物を藏する所を指す【窌】は窖なり、穴ぐらなり、【倉廩】穀物を藏するくらを倉といひ、米のみを藏するくらを廩といふ、【時和】時は是なり、コレと訓む、是れ和すとは、相親睦することなり、【事業得叙】事業は百姓の事業なれば、農事を指す、叙は順序なり、一句の意は、百姓の仕事が順序を得て、春は播き、夏は耕し、秋は收穫するに、時を違へざるをいふ、言ひ換ふれば、上が農時を奪ひて、農夫を使役せざるなり、【貨】は貨財なり、貨財は穀物や錢を指す、【等賦】は等差をつけて、租稅を定むるなり、【府庫】府は錢や帛を入るゝくら、庫は米穀をいるゝくらをいふ、【流】は源に對していふ、支流なり、

故明主必謹養其和、節其流、開其源、而時斟酌焉、潢然使夫下必有餘而上不憂、不足、如是、則上下俱富、交無所藏之、是知國計之極也、故禹十年水、湯七年旱、而天下無菜色者、十年之後、年穀復熟、陳積有餘、是無他故焉、知本末源流之謂也、

此の節は、明主は國の本たる民の力を養ふ故に、國富み上下俱に安きことを說けり、

民は國の本なるが故に、明主は必ず謹みて恩德を加へて、民の力を養ひ、以て相和睦せしめ、貨財の支流たる、租稅の取り立などは、極めて節限して之れを輕くし、貨財の源泉たる、「民が農時に違はず、力を耕作に盡くすこと」は、之れを開發奬勵して、少しも殘刻に使ふことをせず、而して豐年飢饉、其の時に應じて貯畜賑恤の方法を斟酌して施行し、大に下民をして穀物に餘あり、又上政府をして貨財の不足を憂ふる

稅を貪るを以て、國は貧しきものなり、又穀祿を食む所の士大夫のみ衆くして、穀祿を作る所の農夫少きときは、國貧しきものなり、又穀物を食ふ工人商人のみ多くして、穀物を作る所の農夫少きときは、國貧しきものなり、又度、量、衡など種々の器械を設けて、物に制限を立てざるときは、妄に物を費ひ耗すを以て、國貧しきものなり、されば國の強弱貧富を知らんと欲せば、以上の事項を見れば直に分るなり、

【徵驗】はきざししるしなり、【已諾】は一旦よしと承諾したることなり、【不信】は信實に行はざるなり、【慶賞】は賞賜なり、【漸】は深なり、轉じて大の意に用ふ、【將率】は大將なり、【攻】は人の國を攻むるなり、【制數度量】度は丈尺、量は桝目なり、此れ等は上にて制定したる數なり、故に制數度量といふ、

下貧則上貧、下富則上富、故田野縣鄙者、財之本也、垣窌倉廩者財之末也、百姓時和、事業得叙者、貨之源也、等賦府庫者、貨之流也、

此の節は、貨財を造る本は、下民たることを說けり、以上述ぶる所にて、君上は國を治むるものなれども、君上ありて國あるに非ず、國ありて君上あるものなれば、國は本にして君上は末なることは、略推知し得べし、國を形造るものは民なり、故に民は國の本なり、されば下民が貧しきときは、君上も貧しく、下民が富むときは君上も富むことは、言ふを待たずして明なり、故に田野や邑里は人民の住みて、凡ての穀物を造り出す所なり、されば田野や邑里は、國の財源にて本たるなり、垣や窌や倉や廩は、其の穀物即ち財を藏する所にて、末たるものなり、百姓相親睦して、其事業（即ち農業）順序を得て、春は播き、夏は耕し、秋は收穫する、その時を違へざるときは、穀物は食ひ盡くす能はざる程生ずるを以て、百姓が相親睦して、其の事業順序を得て、春夏秋の農時を違へざることは、凡百の貨財を得る方法なれば、本源たるものなり、等差を立てゝ租稅を定むることや、府庫を建つること

ときは、其の故舊の者を先きに官につけるなり、而して其の臣下の諸役人にて、其の行の汙穢なる者は、其の德に感化して潔くなり、兇悍なる者は皆感化して謹み深くなり、狡猾なる者は、皆感化して誠實となる、是の如きは、皆明主の功德の賜なり、故に其の國に入りて是の如きを見れば、是れ直に其の國君は明主にして、其の功績の著大なるを知るべきのみ、

【故】は故舊なり、【脩】は潔なり、キヨシと訓む、【愿】は謹なり、【躁】は剿と通ず、狡猾なり、

○以上第十一章、國の治亂、政の善惡を察知する法を說けり、

觀國之彊弱貧富、有徵驗、上不隆禮則兵弱、上不愛民則兵弱、已諾不信則兵弱、慶賞不漸則兵弱、將率不能則兵弱、上好攻取功則國貧、上好利則國貧、士大夫衆則國貧、工商衆則國貧、無制數度量則國貧、

此の節は、國の强弱貧富を觀る法を說けり、

國の强きと、弱きと、貧きと、富めるとを見るには、何れの國にても、其の徵驗の先づ見はるゝあるものなれば、之を見て知ることを得べし、君上が禮を隆はざるときは、其の爲す所暴逆ならざるなし、故に民服せず、兵となるものは民なり、されば此の如きときは兵弱きものなり、又君上が民を愛せざるときは、民は衣食に窮するに至るべし、兵となるものは民なり、故に此の如きときは兵弱きものなり、又君上が一旦承諾したることを、信實に行はざるときは、民は怨むに至らん、兵となるものは民なり、故に此の如きときは、兵弱きものなり、又賞賜が大ならざるときは、勵みて働かざるを以て、兵弱きものなり、又大將が不能なるときは、訓練足らざるを以て、兵弱きものなり、又君上が人の國を攻めて、己が功名を取ることを好むときは、民業に安んずること能はざるを以て、國貧しきものなり、又君上が利を好むときは、民より多くの租

職、則其治者能、觀二其便嬖一、則其信者慤、是明主已、

此の節は、明主の國を觀察して知る法を說けり、其の朝廷を觀れば、其の貴き位に居る者は賢人なり、其の官職を觀れば、其の之れを治むる者は、才能の人なり、其近習小姓を觀れば、其の親み信せらるゝ者は誠實の人なり、其の國に入りて、是の如きを見れば、是れ直に其の明主の國たるを知るべきのみ、

凡主相臣下、百吏之屬、其於二貨財取與計數一也、寬饒簡易、其於二禮義節奏一也、陵謹盡察、是榮國已、

此の節は、繁榮せる國を觀察して知る法を說けり、凡て其の君主宰相を初め、諸〻の役人のともがらに至るまで、其の貨財や、租稅や、賜予や、會計やなどに於ては、ゆるやかに、おほまかにして、其の禮義や、進退やなどに於ては、常に恐れ謹みて、極僅のものでも忽にせずに守り行ふ、此の如きは、己を守ること謹嚴にして、利を見ること薄きものなり、其の國安んぞ榮えざるを得んや、故に其の國に入りて、是の如きを見るときは、是れ直に其の繁榮せる國なることを知り得べきのみ、

【寬饒】はゆるやかなるなり、【簡易】はおほまかなるなり、【陵謹】陵は慄なり、恐れ謹むの意なり、謹も亦つゝしむなれば、陵謹二字にて恐れ謹む意に見てよし、

賢齊則其親者先貴、能齊則其故者先官、其臣下百吏、汙者皆化而脩、悍者皆化而愿、躁者皆化而慤、是明主之功已、

此の節は、明主の國を治めし功績を觀る法を說けり、賢明なる人にて、其の德相齊しきときは、其の親しき者を先きに貴くし、才能ある人にて其の力相齊しき

此の節は、他國より凌辱せらるゝ國を觀察して知る法を說けり、

凡そ君主宰相を初とし、諸〻の役人のともがらが、其の貨財や、租稅や、賜予や、會計やなどに於ては、充分に精密に極めて微細なる處まで觀察して、而して後施行し、其の禮義や、進退やなどに於ては、荒み惰りなげやりにして、しつかりせず、此の如きは、自ら安逸を貪りて利を得るに急なるものなり、安んぞ其の國を保つことを得んや、他國より凌辱を受くるや必せり、故に其の國に入りて、是の如きを見るときは、是れ直に他國より凌辱さるゝ所の弱國たるを、推知し得べきのみ、

【主相】は君主と宰相となり、【屬】はともがらなり、【取與】取は租稅を取ること、與は賜予なり、【計數】は會計なり、【順熟】は充分に精密にの意なり、【盡察】は極めて微細の處まで觀察すること、【節奏】は進退なり、進退は擧動なり、【芒輓】芒は荒む(スサ)なり、輓は柔なり、怠惰の意なり、【優楷】優は漫と同じ、なげやりなり、楷は墐と同じ、堅固ならざることにて、しつかりせぬことなり、【辱國】は他國より凌ぎ辱められるゝ弱國なり、

其耕者樂田、其戰士安難、其百吏好法、其朝廷隆禮、其卿相調議、是治國已、

此の節は、治國を觀察して知る法を說けり、

其の百姓は、田にて仕事を爲すを樂み、其の軍人は、難に臨みて、逃げ奔らず、其の諸〻の役人は、法度を好みて、能く守り、其の朝廷にては、禮義を尊び、其の公卿宰相たちは、能く調和して、國事を議定す、其の國にゆき、是の如きを見れば、是れ直に其のよく治まれる國たることを推知し得べきのみ、

【耕者】は農夫なり、【樂田】は田にて仕事するを樂むなり、【安難】は難に臨みて安んずることにて、逃げ奔らざるをいふ、【好法】は法度を好みてよく守るなり、【隆】は尊なり、タツトブと訓む、【卿相】は公卿宰相なり、【調議】は調和して議し定むるなり、

觀其朝廷、則其貴者賢、觀其官

【候】は斥候なり、【徼】は邏卒なり、邏卒はみまはりの兵卒なり、【支繚】はこま〳〵と巡回して警戒するなり、【竟關】竟は境と同じ、關は關門なり、境關とは境上の關門なり、【盡察】は極めて僅のことにても視察して、取締るをいふ、

入其境、其田疇稼、都邑露、是貪主已、

此の節は、貪慾なる主の國を觀察する方法を說けり、其の境に入れば、田畑荒れはて、都城の郭や、村邑の墻垣は、敗れ壞るゝを見る、此れ民力の窮乏せるが爲なり、民力の窮乏は、國君貪慾にして、重稅を賦課するに因る、故に此の如き有樣を見るときは、是れ直に貪慾の主の國たるを推知し得べきのみ、

【田疇】は田畑なり、【稼】は荒稼なり、荒れはてたるなり、【都邑】は邑にて先祖の廟あるを都といひ、なきを邑といひ、又卿大夫の采地を都といひ、大夫の采地を邑といふなど、種々の解釋あれども、此にては單に都城村邑の意に見るべし、【露】は敗なり、敗れ壞るゝなり、都邑露るとは、都の郭や、邑の垣などの、敗れ壞るをいふ、【貪主】は貪慾の人君なり、

觀其朝廷、則其貴者不賢、觀其官職、則其治者不能、觀其便嬖、則其信者不慤、是闇主已、

此の節は、闇主を觀る方法を說けり、

其の朝廷を觀れば、其の貴き位に居る者は、賢人ならず、其の官職を見れば、其の之れを治むる者は、才能ある者にあらず、其の近習小姓を觀れば、其の親み信ぜらるゝ者は、誠に正しき者にあらず、是の如きを見れば、直に此の國主の暗君たるを知るべきのみ、

【其貴者】は貴き位に居る者なり、【便嬖】は近習小姓なり、【信者】は君に親み信ぜらるゝ者なり、【慤】は誠なり、【闇主】は暗主に同じ、

凡主相臣下、百吏之屬、其於貨財取與計數也、順熟盡察、其禮義節奏也、芒輓優楛、是辱國已、

民を利して後に己を利するは、人民のみを利して、己を利せざるの利益あるに及ばざるなり、人民を愛撫して後に之れを使役するは、愛撫するのみにて、使役せざるの功績の大なるに及ばざるなり、人民のみを利して、己を利せず、人民を愛撫するのみにて使役せざるものは、天下を取るの大利と大功とを得べし、人民を利して後己を利し、人民を愛撫して後之れを使役するものは、國家を保つ可し、己のみを利して人民を利せず、人民を愛撫せずして之れを使役するものは、國家を危くするなり、

【不レ利而利レ之】は人民を利せずして己のみを利するなり、【利而利レ之】は人民を利して後己を利するなり、【利而不レ利】は人民のみを利して、己を利せざるなり、【用】は使役するなり、【社稷】は國家なり、社は土の神、稷は五穀の神なり、諸侯封ぜらるゝや、必ず此の二神を祭祀し、國家鎮守の神となす、其れより轉じて國家の意に用ふ、

觀二國之治亂臧否一、至於疆易一而端已見レ矣、

此の節は、國の治亂は、其の國の境に入れば、直に其の一端を見得ることを說けり、本章の總序なり、

其の國の治まると亂るゝと、政の善きと惡しきとを觀察するは、いと容易し、其の國の境に至りて見れば其の治亂善惡の端緒すでに見はれ居れば、之れにて直に推知するを得るなり、

【臧否】臧は善、否は惡なり、政の善惡をいふ、【疆易】易は場と通ず、場はさかひなり、分けていへば大界を疆といひ、小界を場といへど、二字にて單にさかひの意に見てよし、【端】は端緒なり、

其候徼支繚、其竟關之政、盡察、是亂國已、

此の節は、亂國を觀察する方法を說けり、

其の斥候や、邏卒は、こまゝゝと巡回して警戒し、其の境上の關門の政治を見るに、極めて精細にして、如何なる小事と雖、視察して取締らざることなし、此の如きは、國に盜賊姦人多きが故なり、姦人盜賊多き國は亂國なり、されば境に入りて、僅に此の一端を見、直に此の國は亂國たることを知るべきのみ、

る貌なり、轉じて廣大の意に用ふ、【兼覆】は兼ねて覆育すること、【養長】は養ひ生長せしむること、【化善者】は化して善を爲す者なり、【其政易】は其の政道平易にして苛刻ならざるなり、【塞】は音サイ、城塞なり、城塞は守るべき所のものなり、こゝにては人の守るべき所のもの、即ち禮法に喩ふ、【其政令一】一は一定して變らぬこと、換言すれば朝令暮改ならざるなり、【防表】は堤防、標表たるものにて禮法を指す、【明】は公明なり、【故曰】此の語は古語ならん、【上一】は上の政令一定して動搖せぬこととなり、【下一】は下民の心一定して動搖せぬこととなり、【二】は一定せざるなり、【辟】は譬と通じ、タトフと訓む、【少】は古の草字なり、

○以上第九章、國を修め民を安んずるには、小惠を弄す可からず、功名に逸る可からず、己を正しくして民に接し、禮義を明にして民を教へ、賢能を任用して官を授け、賞罰を正しくして之れを勸懲し、農事を奬勵して、人民の負擔を輕くするにあることを說けり、

不レ利而利レ之不レ如二利而後利レ之之利レ也、不レ愛而用レ之、不レ如二愛而用レ之之功一也、利而後利レ之、不レ如二利而不レ利者之利一也、愛而後用レ之、不レ如二愛而不レ用者之功一也、利而不レ利也、愛而不レ用也者、取二天下一矣、利而後利レ之、愛而後用レ之者、保二社稷一也、不レ利而利レ之、不レ愛而用レ之者危二國家一也、

○第十章、己のみを利する人君、己を利して民を利する人君、民のみを利する人君に就きて、其利害を論せり、

人民を利せずして、己のみを利するは、人民を利して後に、己を利するの利益の大なるに及ばざるなり、人民を愛撫せずして、之れを使役するは、愛撫して後之れを使役するの功績の大なるに及ばざるなり、又人

勸賞せざるときは、勤勉の民は、いくら善き事を爲したりとて、効がないといふ觀念を生じ、勸みて善を爲すことを爲さゝるに至るなり、又誅罰するにしても、勸賞するにしても、一定の法則なく亂雜なるときは、下民疑心を懷き、民俗險惡にして、百姓の德一ならず、世は混濁の狀態に陷るなり、先王は此を知り給ふ故に、禮義を明にし、之を以て人民を敎へ導きて、其の德を一にし、忠信を極めて之れを愛撫し、賢能の者を尊び使ひ、之れを次第して各〻適當の官爵を授け、爵位衣服、其の他の賞賜を與へて、重ね〳〵之れを奬勵し、人民には其の農事を奬勵して、其の時(春夏秋の農事に大切なる時)を奪はず、又其の負擔を輕くして、以て之れを調へ齊しくす、其の德の廣大にして、萬民を兼せて覆育し、養ひ長ぜしむる、恰も父母が赤子を保育するが如し、是の如きが故に、姦邪の徒作らず、盜賊起らずして、德に感化して善を爲す者は、益〻勉むるなり、是れは如何なる故なるや、其の施行する所の政道は、平易にして苛刻ならず、其の示敎する所の禮法は堅固にして薄弱ならず、又其の出だす所の政令は、常に一定して民心を動搖せしむることなく、其の敎ふる所の禮法は、公明にして邪僻ならざるを以てなり、故に古語に曰く、「上の政令が一定なるときは、下民の心も亦一定して動かず、上の政令が一定ならざるときは、下の心も亦一定ならず、之れを譬ふれば、草木の枝葉が必ず其の根本に類するが如し、即ち根本堅ければ枝葉強く、根本弱ければ枝葉弱きが如し」と、此れは人君の政治次第にて、人民の如何樣にもなることを言ひたるなり、

【繁】は繁多なり、【邪不勝】は猶邪に勝たずと言ふが如し、【勸厲】は勸め勵むなり、厲は勵に同じ、【類】は法なり、誅賞して類せずとは、誅罰するにしても勸賞するにしても、一定の法則なきをいふ、【下疑】は下民疑心を懷くなり、【俗險】は民俗險惡なり、【致】は極むなり、【次】は次第を立てゝ、官を授くるなり、【爵】は爵位なり、【服】は衣服にて天子が有功者に與ふる賞品の最上なるものなり、【申重】はかさね〳〵なり、【時其事】時は農時にて、農夫の大切なる春夏秋の三時季をいふ、其事は農事をいふ、一句の意は農事を奬勵して、其の農時を奪ひて使役せぬをいふ、【其任】は其の民の負擔なり、租稅をいふ、【潰然】は水の大に至

教而不誅、則姦民不懲、誅而不賞、則勤厲之民不勸、誅賞而不類、則下疑俗險、而百姓不一、故先王明禮義以一之、致忠信以愛之、尚賢使能以次之、爵服慶賞以申重之、時其事、輕其任、以調齊之、潢然兼覆之、養長之、如保赤子、若是故姦邪不作、盜賊不起、而化善者勸勉矣、是何邪、則其道易、其塞固、其政令一、其防表明、故曰、上一則下一矣、上二則下二矣、辟之若伐木枝葉必類本、此之謂也、

此の節は、人君たるもの、禮義を以て人民を敎化して、之れを苛使せず、賢を擧げ能を用ひ、信賞必罰するときは、天下必ず服することを說けり、前節の敷衍なり、

人民を治むるには、人民を敎へ導きて、善は爲すべく、惡は爲すべからざるを知らしむるは、何よりの急務なるは言ふを待たず、故に人君たるものが、人民を敎へ導かずして、惡事を爲したりとて、之れを誅するは、甚だ無理なる注文なり、かゝるときは、人民はヤケになりて、放僻邪侈至らざるなしといふ風になり、罪人が多くなりて、迚も誅しきれぬ樣になるなり、換言すれば、正人が邪人に勝たぬ樣になるなり、之れに反し、能く敎へ導くのみにて、敎に從はず、惡事をなしたる者を誅罰せざるときは、惡事をなしたりとて、大丈夫といふ觀念が起るを以て、姦民は之れをよきことに思ひ、惡事のみして戒懲りるといふことなし、之れに反し、敎に從はずして惡事をなしたるものゝみを誅罰して、敎を守りて善事をなしたるものを、

を救ふに急なるが如くなるなり、又其の政治が忠信にして公平なるときは、人民は之れを悦ぶこと、賞賜を受くるよりも悦ぶなり、又君が必ず先づ我心と言行とを修め正して、然して後しづかに其の人民の心と言行との正しからざるを責め咎むるときは、人民は其の命令を畏るゝこと、刑罰に處せらるゝよりも恐るゝなり、此の政を調へ和げて民の難義を釋くことゝ、政を爲すに忠信にして、公平なることゝ、先づ己を正しくして、人を責むるといふことゝの三德を、君上が誠に行ふときは、下民は之れに悦服して其の命に從ふこと、恰も影の形に應じ、響の聲に應ずるが如し、此の如くにして、我功名の明に四方に達することなからんと欲すと雖、得んや、書經に曰く「汝人君よ、大に功業を天下に明にせんとするならば、人民を勞り思ひて、正しく政を勉めて、能く之れを調ひ和げよ、然らば人民は悦び服して、汝の事を進み勵みて勉むること、己れが疾を救ふに急なるが如くならん」と、此れは人君たる者は、誠に三德を行ふべきことを謂ひたるなり、

【趨時】は早くせんと促す意なり、【累解】累は纍累にて難義なり、解は釋くなり、除くなり、【速乎急疾】は己が疾を救ふに急なるよりも、速に君事につくす意なり、【說】は悦なり、ヨロコブと訓む、【賞慶】は賞賜に同じ、【在我者】は我心と言行とを指す、【在人者】は人の心と言行とを指す、【威】は畏なり、オソルと訓す、【三德】は政を調へ和げて民の難義を除くことゝ、政を爲すに忠信にして、公平なることゝ、先づ己を正しくして後人を責むることゝを指す、【誠乎上】は君上が誠に之れを行へばの意なり、【影嚮】嚮は響に通ず、影響とは、影の形に應じ、響の聲に應ずるが如きをいふ、【明達】は功名の明に四方に達するなり、【書曰】此の語は書經康誥の篇にあり、此の句書經の原意と、荀子が引用したる意とは異なれば、注意すべし、【乃】は汝なり、ナンヂと訓む、【服】は事なり、コトと訓む、【惟】は思ふなり、【勑】は飭なり、飭は正なり、タヾシと訓む、【懋】は勉なり、ツトムと訓む、【和】は調へ和げること、【若有疾】は己が疾を救ふに急なるが如しの意なり、

故不教而誅則刑繁而邪不勝、

とも、其の大事なる農時を失ひて、困窮することなからしむ、而して事業成り、功名立つときは、民と其の幸福を俱にし、己獨り之れを私せず、故に百姓皆其の君上を愛し、天下の人々之れに歸服すること、水のひくきに流るゝが如く、之れを親み歡ぶこと、父母の如く、之れが爲に、死力を出し、身を亡ぼすを覺期して、生をぬすむことをなさず、是の如きは、少しも他の理由なし、君上の爲す所が極めて忠信に、極めて調和し、極めて公平なるを以てなり、

【古人】は古の明君を指す、【宛暍】宛は蘊と通ず、音ウン、暑氣なり、暍は音エッ、暑にあたること、【急】は早く急に民を使ふなり、【不傷民】は民力を傷つけざるなり、【緩】は緩く長く民を使ふなり、【不後時】は時を失はずといふに同じ、時は農時をいふ、農時は農夫の大切なる時にて、春夏秋をいふ、【富】は福なり、【出死】は死力を出すなり、【斷亡】は身を亡ふを覺期するなり、【不偸】偸は偸と通じ、ヌスムと訓む、偸ますとは生をぬすまざるをいふ、【調和】和らぎとゝのふことにて、無理なきなり、【均辨】辨は平なり、均辨は均平なり、均平は公平に同じ、【至】は極なり、

故君國長民者、欲趨時遂功、則和調累解、速乎急疾、忠信均辨、說乎慶賞矣、必先修正其在我者、然後徐責其在人者、威乎刑罰、三德者誠乎上、則下應之如影嚮、雖欲無明達、得乎哉、書曰、乃大明服、惟民其勅懋和若有疾、此之謂也、

此の節は、前節を承け、人に君たるものは、忠信公平、調和累解、己を正しくして後人を責むといふ三德を具ふるときは、國治まり民悅服することを說けり、以上述ぶる通りなるが故に、國家に君臨し、人民の師長たる者が、早く功業を成し遂げんと欲するときは、政治を和らげ調へて、民の難義を釋きやるべし、然るときは、民君上の事を進み勉むること、恰も己れが病

【僭然】僭は嚆と通ず、紛雜の貌なり、【要時】は趨時なり、趨は促すなり、早くなせと促し進むなり、【進事】は事業を進行さするなり、【輕非譽】非は誹に同じ、そしるなり、一句の意は毀譽を顧みずといふに同じ、【恬失民】恬は安んずるなり、失民は民心を失ふなり、一句の意は、民心を失ふも安んじて意とせずといふことなり、【偸偏】は偏に己の事業のみなさしめ、以て功名を偸むの意なり、【毀壞墮落】は毀ち壞り墮し落すの義にて、打こはすことなり、

故垂事養譽不可、以遂功而忘民、亦不可、皆姦道也、

此の節は、前二節を結び、小惠の政治、功業を貪る政治は、皆不正なる政道たることを言へり、

以上述ぶる通なるが故に、事業を施行して小惠を行ひ、以て譽を求むる政治も、宜しからず、己れの功業を遂げんとして、民の勞苦を忘るゝも、亦宜しからず、此の二つの方法は皆不正なる政道とて、君子の取らざる所なり、

【養譽】は譽を求むるに同じ、漸々に求むるより、養といふ、【姦道】は不正の政道なり、

故古人爲之不然、使民夏不宛暍、冬不凍寒、急不傷民、緩不後時、事成功立、上下俱富、百姓皆愛其上、人歸之如流水、親之歡如父母、爲之出死斷亡而不愉者、無他故焉、忠信調和均辨之至也、

此の節は、古の明君の政治の法を說けり、

以上述べたる政治の不正なる道たることは、既に明なり、故に古の明君の政治は、決して是の如くならざるなり、民をして夏は暑氣に中り傷るゝことなく、冬は寒さに凍ゆることなく、急に民を使うても、其の力を傷つけて、貧に泣かしむることなく、緩く民を使ふ

事業を民に施して、之をれ養ひ、之れを撫でつけ哀み、之れを愍み愛しみ、冬の日には簞粥を爲りて與へ、夏の日には瓜や薤を與へて勞る、此の如く、小惠を施して、暫くの譽を偸み取る、是の如き政治は、名譽を偸み取る道にて、痛く嫌ふなり、此の道を以てすれば、暫くは姦民どもの譽を得可べけれど、決して長久に譽を得る道に非ざるなり、しかのみならず、事業は必ず成就せず、功勳も必ず立つことなし、故に是れは不正なる政治とて、忌み嫌ふなり、

【垂】は施すの意なり、【拊循】拊は撫に同じ、循は捵と同じく哀む意なり、【咿嗢】は嬰兒の語聲なり、之れを咿嗢すとは、嬰兒の如きやさしき語聲をなして、慈愛するをいふ、咿音アイ、嗢音ヲウ、【簞粥】二字共にかゆなり、濃きかゆを簞といひ、薄きかゆを粥といふ、【薤】は麥を煮て粥の如くせる汁といへば、我麥湯の如きものならん、又一說に、薤は糗と通じ、又麰と通ず、麥を熬り搗きて粉となせしものなりとあり、是れに由れば我麥こかしの類なり、何れにしても夏の食物なり、【少頃之譽】はしばらくの譽にて、永遠に續かざるものをいふ、【偸道】は名譽を偸む道なり、【姦治】は不正なる政治なり、

僩然要時務民、進事長功、輕非譽而恬失民、事進矣、而百姓疾之、是又偸偏者也、徒毀壞墮落、必反無功、

此の節は、己れの功業を成さんとして、民を督勵して使役する人君のことを說けり、

ごた〳〵といろ〳〵な事を起して、速に之れを成さんことを促し、民を督勵して務めしめ、以て己の事業を進行させ、功利を益さんとし、下民の毀譽をも顧みず、民心を失ふも安んじて意とせず、只管其の成功を急ぐ、此の如きときは、たゞ事業は進行せんも、百姓は之れを怨み疾むなり、是の政治も亦偏に己の事業のみに民を勞し、以て功名を偸む道といひて嫌ふなり、是の政治を行ふときは、民心怨み叛くを以て、たゞ其の企圖せる功業を打ち毀すに過ぎず、必ず却て功を遂ぐる能はざるものなり、

て、我先きに之れを得んとし、日に相爭ふに至るなり、又如何に困苦勞働して、節儉することを奬勵しても、臣民は働きても賞なき故、だめといふ觀念あるを以て、奬勵すれば、する程、いよ〳〵功績をあらはすことなく、又愀然と憂ひ戚み、音樂を非難するとも、臣民は少しも治らず、娛樂を失ふに至るを以て、氣象日にあらくなるなり、相和樂せざるに至るなり、昔の詩に、周の幽王の大師尹氏の暴政を刺りて曰く、「上帝はしきりに尹氏の暴政を憂ひ給ひて、喪亂を下し給ふこと、しば〳〵なり、又人民の尹氏を批評する言を聞くに、一も之れを褒むることなし、かく上帝も人民も己れを惡むに、尹氏は曾て少しも之れに懲りて惡を止め、之れを悔い嗟ぎて、改悛することなし」と、此の詩はつまり墨子の如き政治家を謂ひたるなり、【墨術】は墨子の政治の法なり、【非レ鬪】墨子に非攻篇あり、爭鬪の非を極論せり、故にいふ【頓萃】は困苦なり、【愀然】は顏色を動す貌なり、【詩曰】此の詩は詩經小雅節南山の篇にあり、周の幽王の太師尹氏の暴政を刺りたる詩なり、【天】は上帝なり、【方】はマサニと訓む、此の時にあたりの意なり、【薦】は荐なり、シキリニと訓む、【瘥】は病なり、ウレフと訓む、【弘多】はひろく多くといふことにて、たび〳〵の意なり、【嘉】は褒むるなり、【憯】は曾なり、カッテと訓む、【懲】はこりて止むること、【嗟】は嘆なり、なげきて改むる意なり、

○以上第八章、墨子の非樂、節用の說は、天下公共の患たることを說けり、

垂レ事養レ民、拊二循之一、呪二嘔之一、冬日則爲二之饘粥一、夏日則與二之瓜麪一、以偸二取少頃之譽一焉、是偸道也、可以少頃得二姦民之譽一、然而非二長久之道一也、事必不レ就、功必不レ立、是姦治者也、

此の節は、小惠を施して民を悅ばしめ譽を得る人君のことを說けり、

き、詩を引きて之を賛せり、

以上述べたる先王聖人の政治は、即ち我儒教の政治の方法なり、故に此の方法が誠に行はるゝときは、則ち天下安泰にして豊富に、安佚にして功を成すこと多くあり、而して君民共に、鐘を撞き、鼓を撃ちて、和ぎ楽むなり、昔の詩に、周の武王が先祖を祭られたときの有様を歌うて曰く、「鐘や太鼓の音は大きく明に、磬や筦の聲は和ぎ調へり、かく武王君臣が、心を一にして奏する音楽は、いと妙なり、故に神は之れを嘉し給ひ、福を下さるゝこと、多く且つ大なり、而して君臣共に威儀順正にして、能く習れ、既に酒に醉ひ、既に食に飽くと雖、少しも惰容なし、故に神はくり反へし重ねて、天降り福を降し給ふ」と、此の詩は、つまり儒教者の政治の方法の能く行はれて、君臣奏楽して相楽み、神より福を受くることを謂ひたるなり、

【儒術】は儒者の政治の方法にて、前に擧げたる先王聖人の政治なり、【和】は和楽するなり、【詩曰】此の詩は詩經周頌執競の篇にあり、周の武王が先祖を祭りたるときの有様を歌ひたる詩なり、【喤喤】は鍠鍠に同じ、大にして明なる貌なり、【筦】は管なり、笛の一種なり、【將將】は和ぎ調へる貌なり、【穰穰】は多き貌なり、【簡簡】は大なる貌なり、【反反】は順正にして習れたる貌なり、【來反】はくり反し重ねて來るなり、

故墨術誠行則天下尚儉而彌貧、非鬪而日爭、勞苦頓萃而愈無功、愀然憂戚、非樂而日不和、詩曰、天方薦瘥、喪亂弘多、民言無嘉、憯莫懲嗟、此之謂也、

此の節は、墨子の政治の行はれたるときの効果を擧げ、詩を引きて之れを證せり、

墨子の政治の方法の惡しきことは、前に述べたるが如し、故に此の方法が誠に行はるゝときは、天下混亂し供給の物不足するを以て、たとへ節儉を尚ぶと雖、民いよ〳〵貧しく、又たとへ戰鬪を攻撃すと雖、民は各、己が欲望を充さんとするも、供給の物少きを以

り、畏れ愼むことを知らしむ、故に其の罰威ありて亦能く行はるゝなり、賞は能く行はれ、罰は威ありて能く畏れらるゝときは、賢者は上位に進むことを得べく、不肖者は退くることを得べく、能者と不能者と相混同せず、能く之れを官使するを得るなり、是の如きときは、萬物は其の宜しきを得て、充分に發育し、種々起り來る事變は、之れに應じて所置することを得るなり、かくて其の極は、上は天の時を得、下は地の利を得、中は人の和合を得るなり、然るときは、財貨の竭きざること、渾々として泉の源の絶えず噴出するが如く、其の多きことは、汸々として河や海の水の溢るゝが如く、又其の重積せることは、暴々として丘山の如く高く、時々燒き棄てざるときは、之れを藏する所なきに至るなり、夫れ此の如くんば、天下何ぞ財物の不足を患へんや、

【管】はすべ治むるなり、【筐筥】は共に樂器の名、前に出づ、【塞其耳】は充すなり、其の耳を充すとは猶其耳を樂ますといふが如し、其の字は人君を指す、下句の其目、其口、其心の其の字も亦此れに同じ、【鋼琢】は彫琢に同じ、【黼黻文章】白と黑と之れを黼といひ、黑と靑と之れを黻といひ、靑と赤と之れを文といひ、赤と白とは之れを章といふ、【芻豢】草食の家畜を芻といふ、牛羊馬なり、穀食の家畜を豢といふ、鷄犬豕なり、【梁】はおほあは【五味】は酸く、苦く、甘く、辛く、鹹き味をいふ、【芬芳】は芳しき味をいふ、【漸】は深なり、轉じて大の意に用ふ、【慶賞】は賞賜なり、【戒其心】戒は守るなり、其心は人君の心を指す、【屬】はともがらなり、【擧】はすべての事の意なり、【渾渾】は水の絶えず流るゝ貌なり、【汸汸】は水多き貌なり、【暴暴】は多くして暴露せる貌なり、

故儒術誠行、則天下大而富、佚而功、撞鐘擊鼓而和、詩曰、鐘鼓喤喤、磬筦將將、降福穰穰、降福簡簡、威儀反反、既醉既飽、福祿來反、此之謂也、

此の節は、先王が政治の行はれたるときの效果を說

在于是也、故其賞行、皆知己之所畏恐之擧、在于是也、故其罰威、賞行罰威則賢者可得而進也、不肖者可得退也、能不能可得而官也、若是則萬物得宜、事變得應、上得天時、下得地利、中得人和、則財貨渾渾如泉源、汸汸如河海、暴暴如丘山、不時焚燒、無所藏之、夫天下何患乎不足也、

此の節は、先王聖人の天下を治むる方法は、全く墨子と反す、故に其の效果甚美に人民安んじ樂むことを說けり、

故に先王聖人が天下を爲るは、決して墨子の如く然らざるなり、先王聖人は、褐の衣、索の帶の如き、美飾ならざる服裝にて、人民を統一するに足らず、富厚ならざる財用にて、下民をすべ治むるに足らず、威彊ならざる力にて、亂暴なる者を禁止し、凶悍の徒に勝つに足らざるを知る、故に必ず大鐘を撞き、太鼓を擊ち、笙や竽を吹き、琴や瑟を彈きて、換言すれば美しき音樂を奏して、其の己の耳を樂まし、必ず玉を彫り琢き、木を彫り刻み、金を彫り鏤め、又白黑、黑靑、靑赤、赤白などの裝飾色彩を施して、其の己の目を樂ましめ、必ず芻、豢、稻、粱を始め、五味、芬芳の味を食ひて、其の己の口を樂ます、然して後に、給事や小使を多く使役し、官吏職員を多く備へ、賞賜を大にし、刑罰を嚴重にして、其の己の心を守り、以て天下の生民の屬をして、皆己の願ひ欲する所の總べてが、是の人君の樂む所、即ち耳目口の欲を充たすに在ることを知り、勉め勵むときは、賞を得て、之れを得らるゝことを知らしむ、故に其の人を賞賜の道が、能く行はるゝなり又、皆己の恐るゝ所の總べてが、是の刑罰即ち耳目口の欲を充すを得ざる苦しみにあることを知

とするなり、【與百姓均事業云云】は百姓と共に働きて、少しも差別なきなり、【得而官】官は官使するなり、【萬物失宜】は萬物を養はざるが故に、宜しきを失ひて發展せざるなり【失應】は之れに應ずる所置を失ふこと、【失天時】天時とは四時風雨など凡て天の作用をいふ、此れに從ひて行くときは、能く萬物を養成し得れども、君上惡政を行ふときは之れに從ふを爲さゞるを以て、萬物發展せざるなり、之れを天時を失ふといふ、【失地利】地利は地のよろしきにて、高き低き肥えたる瘠せたるなどをいふ、能く之れを見分け其の宜しきに從て、穀物果物野菜などを種ゑて養ふときは、人々飢ゑざれども、君上政を失ふときは、之れを爲さず爲に人民困窮す、故に地利を失ふといふ、【敖然】は愁ひ悲む貌なり、【若燒若焦】は萬物燒焦せる如く減少するをいふ、【褐】は褐衣にて貧賤者の服なり、【噴】は啜と同じ、スヽルと訓む、すゝり食ふなり、【菽】は豆の總稱なり、貧賤者の食物なり、【其本】は臣民の衣食の本、即ち萬物を指す、次句の其原も之れに同じ、【既以伐其本竭其原而焦天下矣】の句は、上句の墨子雖爲之云云の上にあるを正しとす、然るに後に置くは、即ち倒裝法を用ひたるなり、

故先王聖人爲之不然、知爲人主上者不美不飾之不足以一民也、不富不厚之不足以管下也、不威不彊之不足以禁暴勝悍也、故必將撞大鐘、擊鳴鼓、吹笙竽、彈琴瑟、以塞其耳、必將鉤琢刻鏤黼黻文章、以塞其目、必將芻豢稻粱、五味芬芳、以塞其口、然後衆人徒、備官職、漸慶賞、嚴刑罰、以戒其心、使天下生民之屬、皆知己之所願欲之舉

ひ戚みて、音樂を非とせん、是の如きときは、臣民は奉養薄く、又娛樂を得ることなし、奉養薄きときは、其の欲を滿足せしむること能はず、其の欲を滿足せしむること能はざるときは、精出して働いても賞賜は薄き故、働く丈損なりといふ觀念起るを以て、凡て仕事を投げやりにして働かず、然るときは、如何に賞を懸けて臣民を諭すと雖、從はざるを以て、人を賞するの道は、廢れて行はれざるなり、又墨子が、大にしては天子となりて天下を有ち、小にしては諸侯となりて一國を有つときは、給事小使などを少くし、官吏職員を省きて、君上自ら勞苦を事とし、百姓と其の事業を均くし、其の功勞を齊しくせん、換言すれば君臣並び耕して治めん、是の如きときは、君も百姓も同じ事にて、君の威光といふものは、少しもなし、君の威光行はれざるときは、臣民少しも其の言を用ひざれば、人を罰する道は行はれざるなり、かく人を賞するの道行はれざるときは、賢者は上位に進み得る能はず、人を罰するの道行はれざるときは、不肖を退くることを得る能はず、何となれば、賞罰は賢人を進め、不肖者を退くる所以のものなればなり、賢者上位に進み得る能はず、不肖者を退き得る能はざるときは、能者と不能者と相混同して、勉め勵むことなく、官使するを得べからざるなり、是の如きときは、庶政行はれざるを以て、萬物は其の宜きを失ひて、少しも發展することなく、種々の事變起り來るとも、之れに應ずる所置を失はん、かくて其の極、上は天の時を失ひ、下は地の利を失ひ、中は人民の和を失ふときは、天下混亂して萬物は燒き焦されたるが如く減少し、人民は爲に衣食するの資を失ひ、愁へ悲むに至らん、此の如く既に天下の人民の衣食の根本たり源泉たる萬物を伐り竭くし、燒焦せる樣になくするときは、墨子は之れが爲に褐衣を着索を帶となし、菽を食ひ水を飲みて、節儉すと雖、どうして國家を充足して人民を安んずることを得んや、以上論ずる所に由りて、墨子の說は天下公共の患たること明ならん、

【蹙然】はいたみ悲む貌なり、【麤】は粗に同じ、粗衣をいふ、【瘠】は奉養薄きをいふ、【不足欲】は欲する所を滿足せざることなり、【人徒】は給事や、小役人などを指す、【官職】は官吏職員なり、【上功勞苦】上は君上なり、功は事なり、一句の意は、君上勞苦を以て事

び此の說を非難せる理由は、次節を見て知るべし、【非將隱之也說不免焉】隱はやぶり毀つなり、一句の意は墨子は將に天下の秩序をやぶり毀たんが爲に、此の說を唱へたるに非ざれども、其の說の偏頗にして弊害多きより見れば、我が此の如き攻撃を免るること能はずとなり、

墨子大有天下、小有一國、將蹙然衣麤食惡、憂戚而非樂、若是則瘠、瘠則不足欲、不足欲則賞不行、墨子大有天下、小有一國、將少人徒、省官職、上功勞苦、與百姓均事業、齊功勞、若是則不威、不威則罰不行、賞不行、則賢者不可得而進也、罰不行、則不肖者不可得而退也、賢者不可得而進也、不肖者不可得而退也、則能不能不可得而官也、若是則萬物失宜、事變失應、上失天時、下失地利、中失人和、天下敖然若燒若焦、墨子雖爲之衣褐帶索、嚼菽飲水、惡能足之乎、既以伐其本、竭其原、而焦天下矣、

此の節は、墨子の非樂節用の論を、事實理論の兩方面より詳に攻撃したるものにて、前節の說明なり、墨子が大にしては天子となりて天下を有ち、小にしては諸侯となりて一國を有つときは、直に其の主義を實行し、蹙然として粗衣を着、惡食を食ひ、常に憂

天下之公患、亂傷レ之也、胡不嘗試相與求二亂レ之者一誰也、我以墨子之非樂也、則使二天下一亂、墨子之節用也、則使二天下一貧、非將墮レ之也、說不免焉、

此の節は、天下公共の患は、墨子の節用說、非樂論なることを說けり、

然らば天下公共の患とは如何、亂暴なる現行を弄して、天下の秩序を害ひ傷くるをいふなり、諸君何ぞ相與に天下の秩序を亂る者は、誰なるかを搜し求めざるや、我以爲らく、墨子の非樂論は、天下の秩序をして亂れしむるものなり、墨子の節用說は、天下をして却て貧ならしむるものなり、即ち墨子の言說は、天下公共の患なり、墨子は將に天下の秩序をやぶり毀さんが爲に、此の說を唱ふるには非ざるならんも、其の說の偏頗にして弊害百出するより見れば、我が此の攻擊を免るゝ能はざるなり、

【亂傷レ之也】は亂暴なる言行が、天下の秩序を害ひ傷つくること、【胡】は何なり、ナンゾと訓む、【嘗試】は二字ともにこゝろむるなり、故に二字にてコヽロミニと訓みてよし、【非樂】墨子に非樂篇あり、天下を治むるに、音樂の必要なし、音樂は畢竟娛樂のみ、娛樂を奬勵するときは、人々驕奢に陷り怠惰に流るゝなり、又樂器と舟車との利を較べ見よ、樂器はなくとも人々が生活する能はずといふに非ず、舟車なきときは、人々忽ち困却すべし、されば人々に大利ある舟車を造るを忽にして、利なき樂器などを造るは、驕奢を奬勵するに等しく、節儉力行の本旨に背くといふが、其の大旨なり、【節用】墨子に節用篇あり、其の大旨に曰く、天下の萬民が塗炭に苦しむは、人君が費用を節儉せずして、驕奢を肆にし、重く租稅を徵するにあり、故に天下を治むるの急務は、用を節するにあり、夫れ衣は以て體を蔽ひ寒暑を凌げば足る、必ずしも錦繡を要せず、食は以て飢を充さば足る、必ずしも珍味を要せず、家は以て雨露を凌げば足る、必ずしも金殿玉樓を要せず、人君能く之れを守り、以て民を率ゐるときは、國富み民安んぜんと、荀子が其の非樂說及

するなり、又天地は種々の鳥類を生ずるなり、人力を盡くして之れを保護して後、皃も鴈も其の他多くの飛鳥類も、澤山繁殖して、遠くより之れを望むときは煙が海を覆ひたるが如く見るなり、又天地は多くの昆蟲類を生ずるなり、人力を盡くして之れを保護して後、萬の昆蟲類は天地の間に繁殖するなり、以上の動植物は人々が相取り食ひて、身を養ふ可き者にして其の澤山なること殆ど勝げて數ふ可からざるなり、夫れ天地の萬物を生ずるや固より餘あり、以て人に食はしむるに足ること、此の如し、又其の麻、葛、繭絲より、鳥獸の羽毛、齒、革、に至るまで、固より餘あり、以て人に衣せしむるに足ること、亦言ふを待たず、是れを以て之れを觀れば、物の不足は人の力を盡くさゝるに因る、人力を盡くさば餘あるに至る、然らば物の不足は決して天下公共の患に非ず、特に墨子一人の私憂にして、又考へ過ぎたる餘計なる計慮たるなり、

【墨子】は墨翟なり、卷首楊倞の序の條に解せり、【昭昭然】こまぐ〳〵しき貌なり、【爲二天下一憂二不足一】墨子は、物の不足は人々の驕奢なるに因るといひて、節儉說を唱へたり、故にいふ、【過計】は考へ過ぎた餘計な計慮なり、【數盆】古は穀類などを量るに盆を用ひたり、數盆とは盆に數はいの意なり、【獲】は穫と通ず、收穫なり、【棄】はなつめなり、【鼓】は穀物などを量る器なり、十二斛を容るといふ、【葷】は辛き菜なり、【菜】は普通の菜なり、【百蔬】蔬は蔬と同じ、百蔬とは多くの野菜類なり、【以澤量】は澤に滿る程澤山あるをいふ、【六畜】は牛、羊、豕、馬、鷄、犬をいふ、【一而剸車】一は一類なり、一類とは牛は牛にて一類、鷄は鷄にて一類をなすをいふ、剸は專なり、一句の意は、一類にて一の車を專有するといふことにて、澤山殖ゆる意なり、【黿】はすつぽんの大なるものをいふ、【鼉】は今の鰐魚の類ならん、王制篇に詳解せり、【鼈】はすつぽんなり、【鰌】はどじようなり、【鱣】はうなぎの類なり、【別】は生れ出ること、【一而成群】一は一類なり、【飛鳥】は多くの飛鳥類を總稱したるなり、【鳧】はかもなり、【煙海】煙はかすみなり、煙海とはかすみが海を覆ひたるをいふ、【昆蟲萬物】は萬の昆蟲類の意なり、【葛】はくずなり、葛布を製す、【齒】は象の牙などを指し、【革】は獸の皮なり、

一歲而再獲之、然後瓜桃棗李、一本數以盆鼓、然後葷菜百疏以澤量、然後六畜禽獸、一而剸車、然後龜鼈魚鼈鰌鱣以時別、一而成群、然後飛鳥鳧鴈若煙海、然後昆蟲萬物生其間、可以相食養者、不可勝數也、夫天地之生萬物也、固有餘、足以食人矣、麻葛繭絲鳥獸之羽毛齒革也、固有餘、足以衣人矣、夫不足非天下之公患也、特墨子之私憂過計也、

此の節は、墨子が天下の爲に不足を憂ふるの、特に其の私憂過計たることを論せり、

墨子の言を見るに、こまぐ〳〵しく、天下の爲に物の不足を憂ひ、節用の義を唱道せり、夫れ物の不足は、天下公共の患に非ざるなり、特に墨子一人の私憂にして、又考へ過ぎたる計（即ち餘計のこと）なり、其の理由を說明せん、今是の土地は五穀を生ずるなり、人善く之れを治め作るときは、よく實りて、一畝毎に數盆の穀物を得るのみならず、一歲に再度之れを收穫し得るなり、又天地は種々の果物を生ずるなり、人力を盡くして之れを養ひて後、瓜も桃も棗も李も、一本にて盆や鼓に何ばいというて數ふる程とれるなり、又天地は種々の野菜を生ずるなり、人力を盡くして之れを作りて後、葷も菜も、其の他多くの野菜も、澤に滿つる位澤山とれるなり、又天地は種々の禽獸を生ずるなり、人力を盡して之れを飼育して後、六畜の禽獸類は、一類にて一の車を專有する樣に澤山殖ゆるなり、又天地は種々の魚貝類を生ずるなり、人力を盡くして之れを養ひて後、龜も鼈も魚も鼈も鰌も鱣も、時を以て生れ出で、一類にて群を成す樣に、澤山繁殖

すむなり、暇をぬすむ意なれば、怠ることなり、【農率】は農事を司る官なり、

高者不旱、下者不水、寒暑和節、而五穀以時熟、是天地之事也、

此の節は、天地の職事を說けり、

高き土地にても、旱の害なきやうにし、下き土地にても、洪水の毒なきやうにし、寒暑程よく調和して、五穀は時に從ひて成熟するは、是れ天地の職事にて、人力の及ばざる所なり、

【高者】は高き土地なり、【下者】はひくき土地なり、【不レ水】は洪水の害なきなり、【和節】は程よく調和することなり、

若夫兼而覆之、兼而愛之、兼而制之、歲雖二凶敗水旱一、使二百姓無一レ凍餒之患一、則是聖君賢相之事也、

此の節は、君主と宰相との職事を說けり、

若し夫れ、天下の人民を兼はせて、之れを覆育し、兼はせて之れを愛撫し、兼はせて之れを治め、歲に飢饉、洪水、大旱の災害あるも、百姓をして凍えたり餒えたりする患なからしむるは、是れ聖君賢相の職事なり、

【覆】は覆育なり、【凶敗】は飢饉なり、【餒】は飢うるなり、【聖君賢相】上述する所は、聖君賢相に非ざれば爲すこと能はず、故に單に君相といはずして聖君賢相といふなり、

○以上第七章、天下を治めて富ます道は、分業して各〻其の職業を完くするにあるを說けり、中間に天地の事を擧げたるは、農夫は天地の作用に從ひ、君相は天地を輔けて、百姓を安んずるものなるを以てなり、

墨子之言、昭昭然、爲二天下一憂二不足一、夫不足非二天下之公患一也、特墨子之私憂過計也、今是土之生二五穀一也、人善治レ之、則畝數益、

城」粥は鬻なり、ヒサグと訓む、其の城を鬻くとは、城を以て敵に降るをいふ、【倍其節】は倍は背に同じ、ソムクと訓む、其の節に背くとは、其の君に背きて節を責るをいふ、【其事】は其の君の事なり、【詩曰】此の詩は、詩經大雅抑の篇にあり、【讎】は報なり、ムクフと訓む、

○以上第六章前段の續論にて、貴賤上下の分を明にして、百姓を安んぜし仁君を稱贊し、今世の人君が、暴政を行うて百姓の怨嗟反逆を買ふは、當然の事なることを說けり、

兼足天下之道、在明分、

此の節は、天下を治むるは、分を明にするにあるをいふ、

天下を兼せ始めて、富まし足す方法は、貴賤上下の別を明にし、各、其の職を守りて之れを盡くさしむるにあり、

掩土表畝、刺中殖穀、多糞肥田、

是農夫衆庶之事也、

此の節以下、終まで分業のことを說けり、分業は即ち分を明にするなり、此の節は農夫の職業を說けり、土を掩ひ重ねて畝を造り、之れを高く表はして、經界を分明にし、雜草を除きて、其の根を絕滅し、以て穀物を繁殖し、糞を多くやりて田を肥すは、是れ農夫の職業なり、

【掩】は掩ひ重ぬること、【表】は高く表はす意なり、【畝】はうねなり、【刺】は絕なり、絕滅なり、【中】は古の草の字なり、【殖】は繁殖なり、

守時力民、進事長功、和齊百姓、使民不偷、是農率之事也、

此の節は、農率の職事を說けり、

種播くとき、耨るとき、收穫のときを嚴守して、失ふことなく、民を勉め勵ましめ、以て其の農事を進め、其の功利を長し、百姓を和ぎ齊へて惰らざらしむるは、是れ農率の職事なり、

【時】は春（播く時）、夏（耨る時）、秋（收穫の時）の三時をいふ、【事】は農事なり、【功】は功利なり、【偸】はぬ

無二他故一焉、人主自取レ之、詩曰、無二言不一レ讎、無二德不一レ報、此之謂也、

此の節は、現代の暴君の行を擧げ、百姓の怨嗟して親まざるは、自業自得たることを說けり、

以上古の仁君のことを擧げたり、今の世の人君は、則ち古の仁君の如くならざるなり、種々の稅金を厚くして、錢を取りて、百姓の財產を奪ひ、田地の稅金を重くして、百姓の食ふ分を奪ひ取り、關所や市場の稅をひどく取りて、商人をして充分に貨財を流通して金融を通ずるを憚らしむ、唯に此の如きのみならず、又權詐の謀、傾覆の計を、くりかへし〳〵弄びて、人民を使役して其の事を邪間し其の行動を監伺し、巧なる辭を以て民を詐り、以て人民の力と財とをへらし盡すが故に、百姓は曉然として其の君主の穢れ漫なる亂暴なる行を以て、將に大に其の國を危くし亡ぼさんとするを知るなり、是れを以て、民心離散し、君上を見ること路人の如し、故に臣にして、或は其の君を弑するものあり、下にして或は其の上を殺すものあり、城を以て敵に降り、君に倍きて節を賣り、以て其の上君の事に死せざるものあり、此の如きは、他の理由なし、人主自ら此の禍を取りしなり、昔の詩に曰く、「如何なる言にても、報いられざることはなく、如何なる德にても、報いられざることはなし」と、此の詩は今の人君に亂暴なる德を行ふが故に、人民より亂暴なる行を以て報いらるゝことを謂ひたるなり、

【今之世】は今の世の人君の意なり、【而不然】而は則と通ず、スナハチと訓む、【刀布之斂】刀布は錢なり、斂は稅斂にて稅金のこと、錢の稅金とは種々の稅金を課して稅を取るなり、【之財】之は百姓を指す、之食の之も亦同じ、【苛】はひどく取る意なり、【難二其事一】難ははゞかるなり、其の事は商人の仕事なり、稅を多く取るが故に、商人は己が仕事を充分になすことをはゞかり、貨財を流通し金融をつとめざるをいふ、【掎挈】掎は後より引くこと、挈は前にありて之れを提ることゝ、故に二字にて邪間する意なり、【傾覆】は人を傾け覆へす奸惡なる計をいふ、【顚倒】は反覆するなり、【靡弊】靡は損すなり、弊は盡くすなり、【曉然】はさとり知る貌、【汙漫】は穢れ漫なるなり、【粥其

れに由りて之れを觀るに、德と力との關係は、恰も主從の如くなれば、德は力を使役し、力は德の爲に使役せらるゝなり、君上と百姓との關係は猶此の如し、君上は德を以て百姓を使役し、百姓は力を以て之れに使役さるゝなり、されば百姓ありと雖、君上なくんば、其の力を施す所なきなり、故に百姓の力は、君上の德にて使役せらるゝを待ちて、然して後功を成すを得、百姓の群集は、君上の德政を待ちて、然して後、相卽睦し、百姓の財產は、君上の德政を以て聚り、百姓間の形態は、君上の德政を待ちて、然して後平安になり、百姓の壽命は、君上の德政を待ちて、然して後、無事長久になるなり、父子の間も、君上の德化を得ざれば、親厚ならず、兄弟の間も、君上の德化を得ざれば、溫順ならず、男女の間も、君上の德化を得ざれば、歡び和がず、幼少の者は、君上の恩德によりて生長し、老弱の者は、君上の恩德によりて養はるゝなり、故に古語に曰く、「天地が人を生みて、聖人が之れを養成す」と、此の語は卽ち此の德ある君上のことを謂ひたるなり、

【君子以〻德小人以〻力】は古語なり、君子小人共に位を以て言ふ、故に君子は君上に當り、小人は人民にあたる、【待〻之】之は君上を指す、【勢】は形勢なり、百姓間の形勢なり、【不〻得】は君上を得ざればの意なり、【以長】は君上を以て生長しの意なり、次の以養の以も之れに同じ、【天地生〻之聖人成〻之】は古語なり、之は人民を指す、

今之世而不然、厚刀布之歛、以奪之財、重田野之稅、以奪之食、苛關市之征、以難其事、不然而已矣、有掎挈伺詐、權謀傾覆、以相顚倒、以靡弊之、百姓曉然、皆知其汙漫暴亂、而將大危亡也、是以臣或弒其君、下或殺其上、粥其城、倍其節、而不死其事者、

の心を指す、【出レ死】は死力を出すなり、【斷亡】は己が身を亡ふを斷然覺期するなり、【救】は蔽ひ救ふなり、【藩飾】藩は垣なり、飾藩とは垣を設けて之れを飾るなれば、特別に飾る意なり、【帝】は上帝なり、【不レ愉】愉は偸と通ず、又ヌスムと訓む、不レ偸とは生をぬすまざることにて、潔よく死するを云ふ、【其所レ是】其は百姓を指す、次の其所レ得、其所レ利の其も、亦之れに同じ、是しとする所とは、君の知、仁、德をいふ、【詩曰】此の詩は、詩經小雅黍苗の篇にあり、周宣王の德を稱美したるなり、されど原詩の意と、荀子が引證せる詩意とは、稍異なる所あるを以て、比較するときは豫め注意せざる可からず、【我任】我は我王の意なり、以下の我皆同じ、任はになふなり、荷物をになふなり、【輦】は人の輓く車なり、【我車我牛】は車に牛をつけて挽くこと、一句の意は、我王の車に、我王の牛をつけ、之れに牽かして行くとなり、【集】は成なり、畢る意なり、【蓋】は盍と通じ、ナンゾ……ザルと訓む、【云】はコヽニと訓む、助語なり、【歸】は歸服なり、

故曰、君子以レ德、小人以レ力、力者、德之役也、百姓之力、待レ之而後功、百姓之群、待レ之而後和、百姓之財、待レ之而後聚、百姓之勢、待レ之而後安、百姓之壽、待レ之而後長、父子不レ得不レ親、兄弟不レ得不レ順、男女不レ得不レ歡、少者以レ長、老者以レ養、故曰、天地生レ之、聖人成レ之、此之謂也、

此の節は、百姓は君上に依りて安全を得ることを言ひ、以て仁君の德を謳歌せり、

以上述ぶる通り、君上は智慮、仁厚、德望を以て、百姓を治め、百姓は力を勞して君上に事ふるものなり、故に古語に曰く、「君子 德を以て下民を撫育するときは、下民は力を盡くして之れに奉事するなり」と、此

ち仁人の善行なり、天下に此行に及ぶものなしと爲し、之れを實行せんとするが爲なり、故に其の智慮は此れ等のものを治むるに充分に、其の仁厚の心は、此れ等のものを安んずるに充分に、其の善き德の名聞は、此れ等のものを感化するに充分なり、故に此の人を得れば則ち天下治り、此の人を失ふときは則ち天下亂るゝなり、百姓は誠に其の先王の智慮が天下を治むるに足るを知るが故に、之れを杖とも柱とも賴むなり、故に相率ゐて此の君の爲に勞苦し、以て務めて此の君を安逸せしめ、以て其の君の智慮を養ひ益〻大ならしむるなり、又百姓は誠に其の先王の仁厚を美とし、之れを慕ふなり、故に此の君の爲に、死力を出し、身を亡ぼすを斷然覺期して、以て此の君を蔽ひ救ひ、以て其の君の仁厚の心を養ひ、益〻大ならしむるなり、又百姓は誠に其の先王の美しき評判高き德を稱美するなり、故に此の君の爲に、玉を彫り琢き、木を彫刻し、金を刻み鏤み、其の外白黑、黑青、青赤、赤白等の裝飾を爲りて、此の君の衣服宮室を始め、日常の器具を特別に飾りて、其の心を樂ませ、以て其の君の德を養ひ益〻高く大ならしむるなり、此れ故に、仁人が君となりて上にあるときは、百姓は之れを貴ぶこと上帝の如く、之れを親むこと父母の如く、之れが爲に、死力を出し身を亡ぼすを斷然覺期して、少しも生を偸むことをせざる者は、他の理由なし、其の百姓が是しとする所の仁、知、德が誠に美しく、其の百姓が得る所の利益が誠に大きく、其の百姓が利する所の事が誠に多ければなり、昔の詩に曰く、「宣王が南幸せらるゝときに、人民を調發して運送を命せられたり、其の時人民は喜び勇みて、或は我王の荷物を背に任ふ(二十)ものあり、或は我王の輦を輓くものあり、或は我王の車に牛をつけて之れを牽きゆくものあり、かくて我王の行幸は既に成りぬ、百姓其の跡を追ひ慕ひて曰く、何ぞ我王に歸服せざらんや」と、此の詩は即ち此の仁君のことを謂ひたるなり、

【重色】重は多き意なり、次の「重味、重財物」の重も之れに同じ、【合】は合一なり、【萬變】は萬事に同じ、事は變化するものなり、故に萬變といふ、【材】は成なり、養成なり、【德音】は美しき德の評判なり、【得之】之は人君を指す、「失」之の之も同じ、【其知】知は智に同じ、【佚】は安逸なり、【美其厚】厚は前にある仁厚

重財物而制之、合天下而君之、非特以爲淫泰也、固以爲王天下、治萬變、材萬物、養萬民、兼制天下者、莫若仁人之善也夫、故其知慮足以治之、其仁厚足以安之、其德音足以化之、得之則治、失之則亂、百姓誠賴其知也、故相率而爲之勞苦、以務佚之、以養其知也、誠美其厚也、故爲之出死斷亡、以覆救之、以養其厚也、誠美其德也、故爲之彫琢刻鏤黼黻文章、以藩飾之、以養其德也、故仁人在上、百姓貴之、如帝、親之如父母、爲之出死斷亡不愉者、無他故焉、其所是焉誠美、其所得焉誠大、其所利焉誠多、詩曰、我任我輦、我車我牛、我行既集、蓋云歸哉、此之謂也、

此の節は、先王が衣食住を美にし、天下を自由にするは、其の智德之れを爲すに堪ふるが故にして、贅澤なるに非ず、故に人民之れを貴ぶことを說けり、若し夫れ彼の先王が、美しき種々の色にて染めなせる衣服を着、多くの珍味を食ひ、多くの財物を自由に制裁し、天下を合一して、之れに君たるは、特に以て甚しき行即ち驕奢放肆を爲さんが爲に非ず、固より己れ天下に王となりて、萬の變化、即ち種々の起り來る事變を治め、萬物を養成し、萬民を養育し、以て天下を兼せ制めんとする者なり、されば己れの行は即

とは、人の文章即ち階級なり、次の仁之順の仁も亦此の仁に同じ、【順】は柔順にて、人を侵し陵がざるをいふ、【彫琢】は玉を彫り琢くをいふ、【刻】は木を彫り刻むをいふ、【鏤】は金を彫り鏤むをいふ、【黼黻文章】白と黒と之れを黼といひ、黒と青と之れを黻といひ、青と赤と之れを文といひ、赤と白とを之れを章といふ、【辨貴賤】貴賤によりて其の服裝彩色を異にす、故に服裝彩色にて貴賤を辨別すといふ、【觀】は外觀の美なり、【管】は竹にて造りたる樂器にて、笛の類なり、【磬】は磬石にて造りたる樂器にて、之をうつときは金（カナ）の如き音出づ、【竽笙】共に樂器なり、圖を見て知るべし、【辨吉凶】音樂は吉凶二禮ともに之れを用ふ故にいふ、【合歡】は共に歡ぶこと、【定和】は共に和樂するなり、【不求其餘】餘は耳を悦ばす所の淫樂をいふ、【臺榭】土を四方より高く積み上げて、其の上に築きたる眺望處を臺といふ、屋根なし、榭は臺に屋根あるものをいふ、一說には臺に樹木のあるものともいふ、【燥】は乾燥なり、【溼】は濕氣なり、【德】は諸注明快なる解なし、想ふに德は得なり、天より得たるもの、即ち身體の意ならん、【辨輕重】輕は輕き身分、重は重き身分なり、重き身分のものは臺榭を造り得れども、輕き身分のものは之れを造る能はず、故に此れにて身分の輕重を辨別し得るなり、【其外】は墻や何かに彫刻を施し、美しく裝飾するをいふ、【詩曰】此の詩は、大雅棫樸の篇にあり、原詩の意と、荀子が引證せる詩意とは、小異あり、見るもの注意することを要す、【相】は質なり、【亹亹】は勉むる貌なり、聲音ビ、【綱紀】は統べ治むる意なり、

○以上第五章、貴賤上下の分別の必要を論じ、先王は之れを定めて天下を治平せしことを說けり、

若夫重色而衣之、重味而食之、

笙

竽

其外、詩曰、彫琢其章、金玉其相、
亹亹我王、綱紀四方、此之謂也、

此の節は、古の先王が上下貴賤を分別して世を治めしことを說き、詩を引きて其の功を稱美せり、

古は先王の世を治むるや、貴賤上下の分別を設けて、人民の等差を定めたり、故に先王が或は之れを賞賜し、或は之れを刑戮し、或は厚く祿を與へ、或は薄く祿を與へ、或は位貴くして佚樂し、或は位賤しくして苦勞せしむるは、特に人々をして仰ぎ望みて、えらく思はしめ、甚だ誇大美麗なる名聞を求めんが爲にするに非ず、將に以て人の文章、即ち階級を明にし、柔順に之れを守りて他人を侵奪すべからざるの義を、廣く通じて會得せしめ、以て世の治安を保たんとするなり、故に又先王が玉を彫り琢き、木を刻み、金を鏤り、白黑、黑青、青赤、赤白などの裝飾彩色を定むるは、之れを以て貴賤を辨別する符號たらしむるに過きず、外觀の美を求むるが爲に、制定したるに非ざるなり、又先王が、鐘や鼓や管や磬や琴瑟や竽や笙を造りたるは、人々をして吉凶を辨別し、共に歡び共に和樂するに足らしめんが爲のみ、其の餘なる耳を悅ばすの淫樂を求むる心ありて、なしたるに非ざるなり、又先王が宮室や臺榭を造りたるは、人をして乾燥したり濕氣たりする患を避けて、己が身を養ひ、輕き身分と重き身分とを、辨別するに足らしむるに過ぎず、其の外即ち屋宇を雄壯にし、墻垣を彫裝するを求むるが爲に、なしたるに非ざるなり、以上述ぶる所にて、先王が制度分別の、一に人民を安んずるに在ることを知るべし、昔の詩に曰く、「彫り琢きて、其の文章は燦然として美し、而も其の質は即ち金玉にして堅く美し、勉めて怠らざる我王は、かく堅き質の文章（即ち分別制度）を制定して、四方をすべ治めらるゝ」と、此の詩は即ち制度を設けて、貴賤を分別し、人民を安んぜられたる先王のことを謂ひたるなり、

【分割】は分別に同じ、貴賤上下を分別するをいふ、【等異】は等差なり、階級なり、【或美】は褒め賞すること、【或惡】惡は刑戮すること、【或厚或薄】厚薄は穀祿の多少をいふ、【劬】はつとめ苦しむなり、【淫泰】淫は過ぐるなり、泰は甚しきなり、【夸麗】は誇大美麗なり、【聲】は名聞なり、【仁之文】仁は人と通ず、人之文

人の生れて世にあるや、群集することなき能はず、群集するのみにて、貴賤上下の分別なきときは、各、其の欲望を充さんとし、相爭ふに至る、相爭ふときは、則ち世亂るゝなり、世亂るときは、人々必ず困窮するなり、故に貴賤上下の分別なきは、人の大なる損害なり、之れに反して、貴賤の上下の分別あるは、世の治まる所以なれば、人の大なる利益なり、而して人君たる者は、此の利益ある貴賤上下の分別を領べ主る所の、肝心かなめの人なり、されば人君は天下の大黒柱たるものなり、故に人民が、人君の宮室衣服飲食等、凡てのものを美しく立派にするは、是れ天下の大黒柱を美しくする理由なり、又人民が、人君の宮室衣服飲食等、凡て上等なるものを、澤山奉りて之れを安んじ奉るは、是れ天下の大黒柱を安んじて動かぬ樣にする理由なり、又人民が人君にあらゆるものを奉げ、至尊として貴び事ふるは、是れ天下の大黒柱を貴ぶ理由なり、

【管】は領べ主るなり、【樞要】樞は戸樞なり、要は扇のかなめなり、共に大切なる處、故に二字にて肝心かなめの意なり、【美之】美は宮室衣服飲食など、凡ての物を美しくすることをいふ、之れは人君を指す、下句の安之貴之の之も同じ、【大本】は大根本にて大黒柱なり、

古者、先王分割而等異之也、故使或美或惡、或厚或薄、或佚或樂、或劬或勞、非特以爲淫泰夸麗之聲、將以明仁之文通仁之順也、故爲之彫琢刻鏤、黼黻文章、使足以辨貴賤而已、不求其觀、爲之鐘鼓管磬、琴瑟竽笙、使足以辨吉凶、合歡定和而已、不求其餘、爲之宮室臺榭、使足以避燥溼、養德辨輕重而已、不求

を富強にするの基たる意を示せり、

輕田野之稅、平關市之征、省商賈之數、罕興力役、無奪農時、如是則國富矣、夫是之謂以政裕民、

○第四章、政を以て民を豐裕にする術を說けり、田地の租稅を輕く少くし、關所や市場の稅を公平にして、苛刻なることをせず、商人の數を省きて、農夫をして多からしめ、以て國本を固くし、工事を興すことを稀にして、農夫の大切にする春夏秋の三時季を奪ひて、之れを使役することなし、是の如くするときは、國必ず富むなり、夫れ是れを政を以て民を裕にする方法と謂ふなり、

【田野】は田地なり、田地は野にあり、故に田野といふ、【平】は公平にして苛刻ならぬなり、【關市之征】關は關所、市は市場、征は稅なり、【省】ははぶき減するなり、省二商賈之數一とは、商人の數を省き減じて、農夫を多くするなり、蓋し農業を以て國本となせるを以て、しか言ふなり、【罕】は稀なり、【力役】は力役の事、即ち工事なり、罕二興力役一とは、政府の工事には、必ず人民を使役するよりいふ、【農時】は農夫の大切なる春夏秋の三季をいふ、

人之生、不能無群、群而無分則爭、爭則亂、亂則窮矣、故無分者、人之大害也、有分者、天下之大利也、而人君者、所以管分之樞要也、故美之者、是美天下之本也、安之者、是安天下之本也、貴之者、是貴天下之本也、

此の節は、世の亂れざるは上下の分別あるが爲なり、上下の分別を制定するものは、人君なり、故に人君は天下の大本たるものなることを說けり、

れを大小の邑に分ちて、其れ相應に人民を住居せしめて、之れを畜ひ、人民の力を度りて、其れに適當の事を授け、人民をして其の授けられたる事に勝へ、其の事より必ず利殖を生じ、其の利殖を以て人民をして充分に生活せしむるなり、かくして、總ての人民をして、衣食を始め種々の費用に至るまで、支出と收入とが相同じく、不足することなからしめ、而して必ず時を定めて其の費用の餘りを藏め貯へて浪費することなく、非常の時の用に供せしむ、此くするときは、民は常に豐裕なり、此の如き方法を宜しきに稱ひたる法則、即ち禮といふなり、

【利】は土地より出づる利殖、即ち產物をいふ、【度人力而授事】民の力を度りて、適當なる事を授くることにて、例へば一夫に田百畝を授くるが如し、【百用】は種々の費用なり、【出入】は支出と收入となり、【揜】は同なり、オナジと訓む、【稱數】數は條目なり、宜しきに稱ひたる法則の條目の義にて、つまり禮を指す、

故自天子通於庶人、事無大小多少、由是推之、故曰、朝無幸位、民無幸生、此之謂也、

此の節は、上下禮に從ひてなす可く、之れによるときは國家太平なることを說き、前數節を結べり、

以上述ぶる通り、此の世に禮ほど大切なるものはなし、故に天子より庶人に至るまで、其の爲す所の事大小多少に拘らず、是の禮といふものに由りて、之れを推しきめて爲すべきなり、かくすれば、國家は太平なり、故に古語に曰く、「朝廷にはまぐれ幸にて位に居るものなく、人民にはまぐれ幸にて生產を得るものなし」と、此の語はつまり禮法にて臣民を治め、臣民が之れに從ひて、背かざるときの效果を謂ひたるなり、

【通】は猶至の如し、故に庶人に通ずるまでとは、庶人に至るまでの意なり、【由是】是は稱數即ち禮を指す、【幸位】はまぐれ幸に位に居るものなり、【幸生】はまぐれ幸に生產を得るものなり、

○以上第三章、禮の必要を說き、之れに由りて上下の分を定め、臣民をして各、其の職に安せしむるは、國

故に、德は必ず其の位に稱ふなり、位を以て祿を定むるが故に、祿は必ず位に稱ふなり、位同じくとも、祿は其の勳功によりて多少を定むるが故に、祿は必ず其の勳功に稱ふなり、かくして、士より以上の者は、必ず禮樂を以て之れを節度し、もろ〳〵の百姓は、必ず法律の條目を設け、其れによりて制裁するなり、此の如くするときは、人々各其の德に稱ひたる位に居り、祿を食むが故に、不平をいふものなく、取締も寬嚴宜しきを得るを以て、騷動も起らず、太平なるなり、

【袾裨衣】袾は朱に同じ、裨は衮に同じ、龍を畫きたる衣を衮衣といふ、朱衮衣とは朱色の衮衣なり、【冕】は冠なり、大夫以上のかんむりを冕といひ、以下のかんむりを冠をいふ、其製飾異れり、【玄】は黑色なり、【裨】は裨衣なり、一に玄衣といふ、大夫の衣なり、【皮弁】は白鹿の皮を以て造れる冠にて、士の冠なり、【服】は衣服なり、士の服は、白色の布衣なり、以上袾裨衣上圖に就きて見るべし、【節】は節度なり、節度は取締るなり、【衆庶】はもろ〳〵なり、【法數】數は條目なり法數とは法律の條目をいふ、【制】は制裁するなり、

量地而立國計利而畜民、度人力而授事、使民必勝事、事必出利、利足以生民、皆使衣食百用、出入相揜、必時藏餘、謂之稱數、

此の節は、人君禮を以て民を治め、民をして衣食餘あらしむる法を說けり、

人君天下の土地を測量して、大小の國を立て、諸侯を置き、其の國內の地より生ずる利殖を計算して、之

此の節は康誥を引きて、財用を節約し民を豐裕にすべきことを申べ明せり、

康誥に曰く、「天の德は弘大にして、萬物を覆育するに至らざるなし、人君の德、亦此の如し、人君よく此の德に從ひて、之れを行ふときは、人民仁惠に浴して豐裕なるに至る、民豐裕なるに至らば、君を慕ふこと赤子の父母に於けるが如し、此れ即ち汝人君の身を裕にする所以の道なり」と、此れは即ち財用を節約し民を豐裕にする人君のことを謂ひたるなり、

【康誥】は書經の篇名なり、【弘覆】は弘大にして萬物を覆育する德をいふ、【若】は從なり、シタガフと訓む、【乃】は汝なり、ナンヂと訓む、人君を指す、

○以上第二章、國を富まし足す道は、財用を節約して民を豐裕にし、其の生產に用ひし餘りを藏して、非常の用に供するにあることを說けり、

禮者、貴賤有レ等、長幼有レ差、貧富輕重、皆有レ稱者也、

此の節は、禮義の定義を說けり、

禮義とは、高貴と卑賤との等級あり、長者と幼者との差別あり、貧者と富者とに輕重の次第ありて、皆其の宜しきに稱ひ相戻ることなからしむるなり、

【稱】はかなふなり、宜しきにかなふをいふ、

故天子袾冕、諸侯玄袞、大夫裨冕、士皮弁服、德必稱レ位、位必稱レ祿、祿必稱レ用、由レ士以上、則必以レ禮樂節レ之、衆庶百姓、則必以レ法數制レ之、

此の節は、前節の例證なり、

以上述ぶる通りなるが故に、天子は、朱の袞龍の衣を着て冕を被り、公爵の諸侯は、黑の袞龍の衣を着て冕を被り、大夫は、裨衣を着て冕を被り、士は皮弁冠を被りて服を着るなり、かく衣服や冠に、貴賤の差別を立つるは、即ち禮なり、而して其の差別は、其の德を論じて位を定むるにあり、德を論じて位を定むるが

を得て、且つ富厚なること丘山の如き畜積あり、名實共に美なるなり、此れ他の理由なし、財用を節約し、民を豐裕にするより生ぜしなり、

【易】は治なり、ヲサムと訓む、よく修理し整頓するをいふなり、【出實】は田地から出る穀實なり、【夫君子奚患乎無餘】は墨子が不足を憂へて節儉すべき說を立てたるより、此に殊更に此の句を揷みたるなり、

不レ知節二用裕一レ民、則民貧、民貧則田瘠以穢、田瘠以穢、則出實不半、上雖二好取侵奪一、猶將寡レ獲也、而或以無二禮節一用之一、則必有二貪利糾譑之名一、而且有二空虛窮乏之實一矣、此無二他故一焉、不レ知二節用裕一レ民也、

此の節は、財用を節約し民を豐裕にし、其の餘を藏め貯へざるときの結果を說きたり、之れに反し、人君にして財用を節約し、民を豐裕にすることを知らざるときは、民は其の暴政の爲に貧困に陷るなり、民貧困に陷るときは、充分に力を耕作に盡くすこと能はざるを以て、田地瘠せてあれはつるに至る、田地瘠せてあれはつるときは、其の田地より出だす所の穀實は、肥えたる田地より出だす穀實の半分にも足らざるなり、此の如くんば、上たるもの、たとへ好んで多くの租稅を取り、民の物を侵し奪ふと雖、其の獲得は將に少からんとす、而して或は禮義を以て財用を節約することなく、驕り肆なるときは、必ず利を貪りて民の物を收め取るの惡名ありて、其の上に財用が空虛窮乏する事實に到らん、此れ名實共に惡しきなり、此れは少しも他の理由なし、財用を節約し民を豐裕にすることを知らざるが故なり、

【穢】は荒れはつること、【糾譑】糾は收むるなり、譑は撟と通ず、取るなり、

康誥曰、弘覆乎天、若レ德、裕二乃身一也、此之謂也、

國家を富まし足す方法は、財用を節約し、百姓を豐裕にし、其の生産に用ひし貨財米穀の餘りを妄費せずして、之れを藏し置き、以て非常の時の用に供するにあり、

【足】は富まし足すなり、【其餘】は生産に用ひし貨財や米穀の餘をいふ、

節用以禮、裕民以政、夫裕民故多餘、裕民則民富、民富則田肥以易、田肥以易則出實百倍、上以法取焉、而下以禮節用之、餘若丘山、不時焚燒、無所藏之、夫君子奚患乎無餘、故知節用裕民、則必有仁義聖良之名、且有富厚丘山之積矣、此無他故焉、生於節用裕民也、

此の節は、財用を節約し民を豐裕にし、且つ其の餘を藏する方法と、之れを行ひし結果とを說けり、

財用を節約するには、禮義を定め、それを蹈えて、驕奢を肆にせざるやうにするにあり、人民を豐裕にするは、仁政を以て之れに臨み苛稅を取らざるにあり、夫れ民を豐裕にするときは、耕作に全力を盡くすを以て收穫多し、故に餘裕多きに至るなり、かく民を豐裕にするときは民富む、民富むときは、充分に力を農事に盡くすを得るを以て、田地は肥沃して能く修理し整頓するなり、田地肥沃して能く修理し整頓するときは、其の田地より出たす所の穀實が百倍も多くなるなり、而して上人君は、法を守りて十分の一の稅を取り、下人民は禮義を守りて驕らず、財用を節約するときは、其の餘りは積み重りて、丘山の如く多くなり、時々焚き拂ひでもせざれば、之れを藏め置く所なきに至るなり、夫れ此の如し、君子何ぞ餘裕なきを憂ふる要ならんや、故に人君財用を節約し民を豐裕にすることを知るときは、必ず仁義、聖明、賢良の美名

此の節は、分別なきときは、世は亂雜に陷るを以て、治道を知る君は、分別を設けて人々をして其の職分に安んじ、爭奪することなからしむることを說けり、强きものは弱きものを劫迫し、智者は愚者をおどしつけ、下は上の命に違ひ、少者は長者を陵ぎ侮るは、德を以て政を爲さゞるが故なり、是の如くなれば、老人や弱小の者は、養食を失ふの憂ありて、强壯の者は腕力を以て、各他人の分を爭ひ取る禍起るなり、勞役の事は人の惡む所なり、功名利益は人の好む所なり、官位職業各、分別あれば、爭起らざれども、若し之れなきときは、人は惡む所の勞役の事を捨てゝ、好む所の功名利益の方に走らざるはなし、是の如くなれば、人々は己の事業を樹立せんことをのみ患ひて、人と功名を爭ふ禍が起るなり、男女の配合あれば人々夫婦の別あり、夫婦になるには、婚姻の命令に從ひ、聘問結納の儀式、親しく迎へたり送りたる禮式あり、若し此の儀式禮法なきときは、人々配合を失ふの憂起るを以て、互に色を爭ひて女を奪ひ合ふ禍起り來るなり、以上述ぶる通り、分別なきときは、爭亂の禍起るを以て、智者は、禮儀を制定して分別を立て、人をして其の分に安んじ爭鬪することなからしむるなり、是れ即ち國を富ますの本なり、

【知慮愚】知は智に同じ、智者なり、以下同じ、慮はおどすなり、【德】は敎化して分義を知らしむるをいふ、【事業】は勞役の事をいふ、【職業】は官位職分をいふ、【樹事】は己れが事業を樹立することなり、【合】は配合なり、【夫婦之分】分は別なり、【婚姻】は婚姻の命なり、婦の父を婚といひ、壻の父を姻といふ、【聘內】聘は聘問なり、先方の女の名を尋ぬるの禮なり、內は納なり結納なり、【送逆】送は女を送る禮なり、逆は夫が婦を迎ふる禮なり、

○以上第一章、國を治むるには、禮儀を制定して君臣上下の分別を定め、人々をして各、其の分に安んじ、相侵し相爭ふことなからしむべし、是れ國を富强にする根本たることを說けり、

足レ國之道、節用裕レ民、而善藏二其餘一、

此の節は、國を富まし足す道を說けり、

の造りし物、其の他砂糖、醬油、薪炭などに至るまで、皆各工の手に成りし物なるが如し、故に百工の造り成せし所の物は、つまり一人の身を養ふ所以なり、而して人の才能は、多くの技藝を兼ねて能くすること能はず、例へば、大工は大工、左官は左官、鍛冶屋は鍛冶屋と、各、其の業に得手ありて相兼ぬること能はざるが如し、人臣も亦此の如く、一人にて多くの官を兼掌する能はず、陸軍は陸軍、海軍は海軍、司法は司法と、各手分けして治めざる可らず、是に於て、世の中は、互に手分けして各、其の業を修め、互に相交通して行かざる可からざることは、略、明ならん、されば己獨り離れ居りて、人と相待ちて互に功を通ずることなければ、必ず困窮するなり、又群集して居るのみにて、分別して事を爲すことなければ、(即ち君は君、臣は臣、農は農、工は工と、職位を分別して事を爲すことなければ)、必ず各、が欲望を充さんとし、相爭ふに至るなり、困窮といふ者は人の患として嫌ふ所なり、爭鬪といふ者は人の禍として避くる所なり、此の患を救ひ禍を除かんとせば、君臣上下の分別を明に定めて、群集せしめ以て互に功を通じて安全に生活し得せしむるに若くはなきなり、

【百技】は多くの技藝の義にて、百工といふに同じ、【相待】は人と相待ちて、互に事を通じ相助けゆく意なり、【無分】分は君臣上下の分別なり、下の明分の分も、亦此れに同じ、

彊脅弱也、知懼愚也、下違上、少陵長、不以德爲政、如是、則老弱有失養之憂、而壯者有爭分之禍矣、事業所惡也、功利所好也、職業無分、如是、則人有樹事之患、而有爭功之禍矣、男女之合、夫婦之分、婚姻聘內、送逆無禮、如是、則人有失合之憂、而有爭色之禍矣、故知者爲之分也、

りて、始めて君臣の位ある理由なるが、未だ懸隔之れ有らざるときは、君臣の分未だ立たざるなり、然るときは、君の勢力を以て下を制馭することなく、上の人權威を以て下民を統べ治むることなし、天下の禍害は是れより起るなり、而して其の本は、即ち人々が欲望を縱にして之れを充さんとせしより生ぜしなり、一體賢愚となく、其の欲する所惡む所の物は相同じきなり、例へば賢愚共に旨き物を欲し、無味の物を惡むが如し、されど欲する人は多くして物は寡し、物寡きときは、各之れを得んとして必ず相爭ふに至るなり、是れ君臣上下の分なきより來る、恐れざる可けんや、

【生也】生は性に同じ、【有可】可は求め願ふ所、欲し望む所を指す、【知愚】知は智に同じ、以下然り、【勢】は位なり、【私】は私欲なり、【窮】は困窮なり、【奮】は奮起して競ひ爭ふ意なり、【說】は說諭なり、【懸】は懸隔なり、【欲惡】は欲する所惡む所をいふ、

故百技所成、所以養一人也、而能不能兼技、人不能兼官、離居不相待則窮、群而無分則爭、窮者患也、爭者禍也、救患除禍、則莫若明分使群矣、

此の節は人は獨立して生活する能はず、互に功を通じて、始めて生活するを得ることゝ、人は群集するのみにて、上下の分なきときは爭ふ、爭ふときは困窮す、故に上下の分ありて始めて安全なることゝを說けり、

以上述ぶる通りなるが故に、君臣上下の分別を設け、人民をして各、其の職に安んぜしむべきは略、明ならん、蓋し人は獨立して他人と交接せず、滿足に暮すこと能はず、必ずや互に其の功を通じて、始めて安全に生活するを得るなり、其の功を通ずとは、百工は器械を造り、農夫は米穀を作り、之れを相交易して互に安全に生活することを言ふなり、故に己一人の身を養ふには、己が作りし物は言ふに及ばず、百工の造り成せし品物を用ふるなり、例へば己れが衣食する衣服は機業者の造りし物、米穀は百姓の作りし物、鹽は漁夫

り、【倫】は類なり、【求】は求め願ふ所なり、【道】は方法なり、【知】は智識なり、

生也皆有可也、知愚同、所可異也、知愚分、勢同而知異、行私而無禍、縱欲而不窮、則民心奮而不可說也、如是、則知者未得治也、知者未得治、則功名未成也、功名未成、則群衆未懸也、群衆未懸、則君臣未立也、無君以制臣、無上以制下、天下害生縱欲、欲惡同物、欲多而物寡、寡則必爭矣、

此の節は人々其の地位を同じくし、各、其の慾望を充さんとするときは、天下必ず爭亂に至る可きことを說けり、

人の性や皆求め願ふ所あり、欲し望む所あるは、智者も愚者も同じ、然るに智者と愚者と相分るゝは、其の求め願ふ所、欲し望む所の異なるによりてなり、智者と雖、其の求め願ふ所、欲し望む所を充さんとする方法に至りては、則ち相異なれり、故に若し勢位同じくして、其の欲望を充さんとする知識(即ち方法)異なり、而して各、其の私欲を行うても禍に罹ることなく、己が情慾を縱にしても困窮せざるときは、人民の心益、奮ひ起り競ひ爭うて、私の欲望を充さんとして、少しも忌憚する所なく、說諭す可からざるに至るなり、是の如くなるときは、智者あれども未だ之れを治むることを得ざるなり、智者も未だ之れを治むることを得ざるときは、功名未だ成就せざるなり、何となれば、功名は亂を治むるに由りて成るものなればなり、功名成るときは、功名あるものは上位に居り、なき者は下位に居りて、群衆の間に懸隔を生ずれども、功名未だ成就せざるときは、群衆の間に未だ上下の懸隔あれ有らざるなり、群衆の間に上下の懸隔あ

る者は亡滅するなり、夫れ王たる者と、亡滅する者と、人を制御すると、人に制御せらるゝとの相懸隔するや、亦甚だ遠きものなり、

【五等】は王たり、覇たり、國家を安存し、國家を危くし、國家を滅す、五等の方法をいふ、【懸】は懸隔なり、○以上第二十章、前段と略ぼ同意なり、王たる者、覇たる者、國家を安存する者、國家を危くする者、國家を滅す者の、行事政法を説き、人君たる者は、王者の行事政法に則るべきをいへり、

荀子卷第六

富國篇第十

此の篇は國を富ますことを論せり、國を富ます本は、禮を以て君臣上下の分を別ち、各〻其の位置に安せしむるにあり、然るときは、各〻其の業に力を盡くすを以て、國自ら富む、是れを本篇の主意となす、其の他、用を節して民を裕にし、稅を輕くして民を安んずることを論じて、墨子の政治論を否定し、最後に國の治亂貧富強弱を識別する法等を論ずれども、要するに附錄たり、

萬物同レ宇而異レ體、無レ宜而有レ用、爲レ人レ役也、人倫並處、同レ求而異レ道、同レ欲而異レ知、

此の節は萬物は皆人の用となること、及び人は其の求め欲する所を同じくすれども、其の之れを求むるの方法は異なることを説き、下節の萬物を相爭ふに至る伏案となせり、

萬物は同じく宇内に生じて形體を異にせり、禽獸草木は、形體を具ふれども義理といふもなく、たゞ其の材の用ふべきあるのみ、故に人の爲に役使せられ、種々の用に供せらるゝなり、飜つて人は如何にと言ふに、人は類をなして並び處り、求め願ふ所を同じくすれども、其れを求む所の方法を異にし、欲望を同じくすれども、其れを充たす所の智識を異にせり、

【同レ宇】宇は宇宙なり、同レ宇とは同じく宇宙に生ずるの意なり、【宜】は義なり、義理をいふ、【役】は使役な

矣、而慢二其功勞一、好二用其藉斂一矣、而忘二其本務一、如レ是者滅亡、

此の節は國家を滅亡する者の行事と政法とを說けり、

其の身を立つるは則ち我儘亂暴なり、其の行事は姦邪にして、動もすれば人を傾け覆へさんとす、官吏を任命するには、則ち奥深くて底の知れぬ險惡なるものや、詐僞に巧なるものを擧げ用ひ、下百姓に接する所以の道に於ては、則ち好みて必死の力をもつて事を爲させて、其の功勞に報ふることをなげやりすて置き、又好みて多くの稅を取りて、百姓をいたはり惠みて、本務たる農業を奬勵することを忘る、是の如きものは滅亡するなり、

【憍暴】憍は驕に同じ、おごり我儘なること、暴は亂暴なること、【幽險】は奥深くて底の知れぬ險惡なるものをいふ、【詐敖】敖は巧なり、詐僞に巧なるものをいふ、【死力】は必死の力なり、【慢】は漫に同じ、なげやりにしてすつるなり、【藉斂】藉は稅なり、稅斂とは妄に多く稅を取るなり、【本務】は農業を指す、

此ノ五等ノ者、不レ可レ不二善擇一也、王覇安存危殆滅亡之具也、善擇者制レ人、不二善擇一者人制レ之、善擇者王、不二善擇一之者亡、夫王者之與二亡者一、制レ人之與二人制一レ之也、是其爲二相懸一也、亦遠矣、

此の節は前數節を總收し、國に君たる者は、王者の政法に則るべきを說けり、

以上述べたる所の五等の方法は、人君たるものは善く之れを擇ばざる可からざるなり、何となれば、此の五等の方法は、王たり、覇たり、安存し、危殆し、滅亡する所の道具なればなり、されば善く擇びて、最良なる方法を取る者は、人を制御することを得れども、善く擇ばずして最惡なる方法を取る者は、人に制御せらるゝなり、善く最良なる方法を擇び取る者は、王となりて榮ふれども、善く最良なる方法を擇び取らざ

此の節は國家を安存する者の行事と政法を說けり、其の身を立つるには則ち中庸の習俗に從ひて邪僻に流れず、其の行事は則ち中庸の事に遵ひて、奇矯に陷らず、官吏を任命するときは、則ち中庸の士を擧げ用ひて姦邪の人を用ひず、下百姓に接する所以の道に於ては、則ち寬大にして仁惠の政を用ふ、是の如きものは、大事を成し國を盛にすることは能はざれども、國を安存することを得るなり、

【傭俗】傭は庸と通ず、庸俗は中庸の俗習なり、中庸の俗習とは、高くなく低くなく、普通の弊害なき俗習をいふ、以下傭故傭士の傭も亦此れに同じ、【傭故】故は事なり、中庸の事をいふ、【進退貴賤】官位には貴きものあり、賤しきものあり、故に貴賤とは官位を指す、進退とは進めたり退けたりすることにて、任命の意なり、【之所以】之は於なり、オイテと訓む、【下之人百姓】は猶下の百姓といふに同じ、【庸】は用なり、モチフと訓む、【寬惠】は寬大仁惠の政を指す、

立レ身則輕楛、事行則鬬疑、進二退貴賤一、則擧二佞悅一、之所以接二下之人百姓一者、則好取侵奪、如レ是者、危殆、

此の節は、國を危くする者の行事と政法とを說けり、其の身を立つるには、則ち輕卒にして堅固ならず、其の行事は則ち明察なるを喜べども、兎角狐疑してらちあかず、官吏を任命するときは小利口にてすばしこく立ちまはる小人を擧げ用ひ、下百姓に接する所以の道に於ては、好んで租稅を取り、以て百姓の財產を侵し奪ふの惡政をなす、是の如きものは國危くなるなり、

【輕楛】輕は輕卒なり、楛は盬と通ず、堅固ならざるなり、【鬬疑】鬬は明なり、明察なり、疑は狐疑なり、【佞悅】佞は小利口ものなり悅、は兌に同じ、兌は銳と通ず、すばしこきなり、

立レ身則憍暴、事行則傾覆、進二退貴賤一、則擧二幽險詐故一、之所以接二下之人百姓一者、則好用二其死力一

の技を磋ぎ其の力を練らしつゝあるなり、是の如きときは、彼れ敵國は、日に〳〵罷弊を積み重ね、我は日に〳〵完き力を積み重ね、彼れ敵國は、日に〳〵貧苦を積み重ね、我は日に〳〵富を積み重ね、彼れ敵國は、日に〳〵苦勞を積み重ね、我は日に〳〵安佚を積み重ぬるなり、又君臣上下の間柄は、彼れ敵國は民其の君上の暴逆を疾みて、日に〳〵相離れ隔つるなり、之れに反し、我は民皆其の君のに政に厚く親しみ、日に〳〵相親愛するなり、是の如くにして、以て其の敵國の罷弊するを待つなり、以上述べたる方法を以て、國を治むるときは、必ず覇者となるなり、

【殷之日】は國家殷盛の時なり、【安以靜兵】安は語助にて意味なし、コヽニと訓む、以下皆同じ、【辟】は闢に同じ、開墾するなり、【實】はミタスと訓む、充實するなり、【倉廩】は米穀を藏むるくらをいふ、【備用】は器械なり、【募選】は募集して選むこと、【閱】は檢べみるなり、【漸】は潜なり深なり、是れより轉じて大なる意となる、【賞慶】は賞賜に同じ、【先】はスヽムと訓む、奬勵すること、【知レ事】知は曉り知ること、事は兵農を指す、【貫】は習なり、ナラフと訓む、【厭然】は安然に同じ、靜に落ち着きたる貌なり、【修飾】は修理してとゝのふるなり、【暴露】はさらすこと、【毀折】はこはれ折るゝこと、【中原】は原野の中なり、【拘撓】はとぎ磨く意なり、【掩蓋】はおほひかくして、さびたり損じたりするを防ぐをいふ、【府庫】は武器を入るゝくらなり、【中野】は野中に同じ、【股肱】は股肱の臣なり、股肱の臣とは、己れが股たり肱たるの臣にて、大事な家來をいふ、【爪牙之士】は獸が爪牙にて身を衞るが如く、己が身を衞る士をいふ、【挫頓】は摧け折るゝことにて、殺傷することなり、【來致】は招き寄するなり、【幷閱】はあはせあつむるなり、【砥礪】はとぎみがくことにて、技を磨ぎ力を練るなり、【弊】は罷弊なり、【佚】は安なり、【厲厲焉】は疾む貌なり、【離疾】は疾み離るゝなり、【頓頓焉】は厚く親む貌なり、

立レ身則從レ庸俗、事行則遵レ庸故、進退貴賤、則擧庸士、之二所以一接二下之人百姓一者、庸寛惠、如レ是者則安存、

健勇爪牙之士、彼將日日挫頓之於仇敵、我今將來致之、并閱之砥礪之於朝廷、如是、則彼日積弊、我日積完、彼日積貧、我日積富、彼日積勞、我日積佚、君臣上下之間者、彼將厲厲焉、日日相離疾也、我今將頓頓焉、日日相親愛也、以是待其弊、安以其國、爲是者、覇、

此の節は、覇者の天下に覇たるの方法を説けり、國家殷盛なるときに當り、兵を靜め民を息め、百姓を愛しみ、荒蕪せる田野を開墾して、耕作を奬勵し、以て倉廩を實し、種々の器械を便利よく備へ、官吏を募集して選擇することを嚴重にし、材伎ある士をしらべ見て、之れを登用し、然して後賞賜を大きくして之れを奬勵し、刑罰を嚴しくして奸をなすことを防ぎ、士の兵農の事を曉り知る者を擇び、相率ゐて講習せしむるなり、是れを以て安然と靜にして居て、貨財米穀は充分に畜積し、兵器は充分に修めとゝのはるゝを以て、凡ての入用の物は、具足して不自由を覺ゆることなきなり、今之れを敵國と比較して見るときは、兵革や器械などは、彼れ敵は日々之れを野原に暴露して風雨にあてゝ損するのみならず、戰爭して之れを毀り折り、次第に損失を招きつゝあれども、我は之れを兵庫の中に藏めて、日々之れを修めとゝのへ、之れを大切にみかぎて鋭くし、之れを掩蓋して、さびたり損したりするを防ぎ居るを以て、次第に鋭くよくなる許りなり、次に、貨財粟米は、彼れ敵國は戰のみをするを以て、日々惜し氣もなく野中にすてゝへらしつゝあれども、我は靜にして居て、倉廩の中に積み畜へ、幷せ聚めつゝあるなり、次に、材伎の士股肱の臣、健勇の爪牙の臣は、彼れ敵國は、日々仇敵と戰ひて、之れを殺傷し竭しつゝあれども、我は靜に此れ等の士を朝廷に招き寄せ呼び集めて、俸祿を授けて、其

以て、天下を取りし者あり、是れは決して天下を往來して、征伐を行ひて得たるに非ざるなり、其の天下の民の得て以て君と爲さんことを、願はざる所の心に應じて、其の政を修めたる故なり、是の如くにして、始めて以て亂暴にして民を虐ぐるものを誅罰し、兇悍にして民を賊ふものを禁遏すべきなり、故に周公の南方の亂國を征伐するや、北の方の國人は怨みて曰く、どうして獨り我國に來り、我々を救ひ呉れ給はざるやと、東方の亂國を征伐するや、西の方の國人は怨みて曰く、どうして獨り我國に來りて、我々を救ひ呉れ給はざるやと、是の如く民之れを慕ふに、孰か能く此の仁君と鬪ふものあらんや、其の國を治むる者は、以上述べたる所の方法を爲すときは、必ず王となるなり、

【往行之】は天下を往來して征伐を行ふの意なり、【其所莫不願】は其の天下の民の得て以て君と爲さんことを願はざるなき所の心に應じての意なり、【南征云云】は尙書及び孟子には、殷の湯王の事となせり、されど詩に周公東征、四國是皇の句あれば、周公にも亦此の事ありしなり、【安以其國】安は案に同じ、語助にてコ、ニと訓む、以其國は其の國を治むるにはの意なり、

殷之日安以靜兵息民、慈愛百姓、辟田野、實倉廩、便備用、安謹募選、閱材伎之士、然後、漸慶賞以先之、嚴刑罰以防之、擇士之知事者、使相率貫也、是以厭然畜積修飾、物用之足也、兵革器械者、彼將日日暴露毀折之中原、我今將修飾之拊揗之掩蓋之於府庫、貨財粟米者、彼將日日棲遲薛越之於中野、我今將畜積幷聚之於倉廩、材伎股肱

ことは恰も芳しき芝蘭の如し、纔つて其の上(即ち亂暴の國君)を顧みれば、畏るゝこと灼黥の刑の如く、惡むこと仇讐の如し、彼の國民性情も、此方の人民の性情も同じことにて、たとへ夏の桀王や盜跖の如き不人情のものにても、肯て其れ自身が惡む所の暴亂なる國君の爲に、其れ自身が好む所の仁君を賊ひ傷つくる者あらんや、

【權謀】は不正なる謀計なり、【傾覆】は國を傾け覆へすこと、【案】は語助にて、コ、ニと訓む、以下同じ、【刑政】は刑罰政治なり、【節】は節制ありて淫靡ならざること、【本事】は農事なり、【忘】は忘れて忽にする意なり、【棲遲】は落つきて棲むことなり、其れより轉じて遺滯の意となる、遺滯とは滯りすてるなり、【薛越】は屑越と同じ、狼戾なり、狼戾はみだりにちらばらにすることなり、其れより轉じて耗し廢つる意となる、【體此】は此れを體につけて必ず行ふことなり、【彼無與至】彼れは暴亂なる國君を指す、次句の彼其所與至者の彼れも同じ、與至は與に來る所の兵卒の義なり、【芝蘭】は香草なり、【其上】は其の國の君にて、暴亂なる國君を指す、【灼黥】は諸家に解なし、恐らくは刑名ならん、灼は燒き爛らすことなれば、炮烙の刑の如きものならん、黥は入れずみの刑ならん、【彼人】は彼の國民を指す、【桀跖】は夏の桀王と、盜跖となり、【其所惡】は暴亂なる國君を指す、【其所好】は三者を行ふ所の仁君を指す、

故古之人有以一國取天下者、非往行之也、修政其所莫不願、如是而可以誅暴禁悍矣、故周公南征而北國怨、曰、何獨不來也、東征而西國怨、曰、何獨後我也、孰能有與是鬬者與、安以其國爲是者王、

此の節は、天下を一統せし人の例を引きて前節を總收せり、

以上述べし通りなるが故に、古の人君にて一箇國を

國俗節、則兵勁城固、敵國案自屈矣、務本事、積財物、而勿忘棲遲薛越也、是使群臣百姓、皆以制度行、則財物積、國家案自富矣、三者體此、而天下服、暴國之君、案自不能用其兵矣、何則彼無與至也、彼其所與至者、必其民也、其民之親我、歡若父母、好我、芳若芝蘭、反顧其上、則若灼黶、若仇讎、彼人之情性也、雖桀跖、豈有肯爲其所惡、賊其所好者哉、

此の節及び次節は、王者の天下を統一する方法を說けり、此の節は其の方法と、暴國の之れに對抗する能はざる理由とを說けり、

權謀に富みて國を傾け覆へさんとする小人が、君の明威に畏れて、官位を退くときは、則ち賢良の德あり、聖知の才ある士は、自ら進みて位にあるなり、刑罰政治公平に、百姓和睦し、國民の風俗節制ありて淫靡ならざるときは、則ち兵士は勁く從つて城郭は堅固なるを以て、敵國は自ら屈服するなり、農事を務めて、財物を積み、之れをゆるかせにして、すてたりへらしたりすることなく、群臣百姓をして皆制度に從ひて、以て行かしむるときは、財物は畜積して國家自ら豐富なるなり、以上述べたる此の三つの法を、身體につけて失はず、實行するときは、天下の人民皆歸服して、如何に亂暴なる國君と雖、自ら我に向つて兵を用ふること能はざるなり、是れは如何なる故かと考へて見るに、彼の暴亂なる國君は、與に攻め來るべき兵卒なければなり、彼の暴亂なる國君の、己と與に攻め來るべき兵卒は、必ず其の國民なり、然るに其の國民の、我を親み歡ぶことは恰も父母の如く、我を好む

此の節は、前節の功名を成し安存を得る方法を說けり、

功名を成し安存を得る方法を述べん、國家殷盛の時に當り、中立して一方に片より與みして、合從連衡の事をなすことなく、靜に安じて兵力を抑へて、容易に動くことなく、以て夫の暴國の互に相討ち合ふを觀、以て其の罷弊するを待つべし、是くすれば、權勢日に加はるべし、又政治敎育を公平にして、其の進退(即ち施行すると施行ざるとを)審に示し、以て百姓を奬勵して善に導くべし、是れを爲すときは、直に天下の諸侯に秀でたる勁大なる兵力を專有するに至るなり、又仁義の道を修め、禮義を尊び、法則を正しくし、賢良の士を擇びて官に就かしめ、以て百姓を撫で養ふべし、是れを爲すときは、直に天下に秀でたる美しき名聲を專有するに至るべし、かく權勢は則ち重くなり、兵力は則ち勁くなり、名聲は則ち美しくなるときは、天下は自然に歸服するに至るなり、彼の堯帝や舜帝が天下を一統せられたる方法も、少しも此の上に出づることなきなり、

【殷之日】は國家殷盛の時なり、【案以中立】案は語助にて、コ、ニと訓む、案平政敎の案も亦此れに同じ、【偏】はかたよるなり、【縱橫】縱は從に橫は衡に同じ、合從連衡のことなり、合從とは六國の諸侯合同して秦に當るをいひ、連衡とは六國合同して秦に事ふるをいふ、【偃然】は安然に同じ、靜に安ずる貌なり、【案兵】案は抑ふること、オサフと訓む、【捽】は搏ち合ふなり、【節奏】は進退なり、政治の施行法を指す、【砥礪】はとぎみがくなり、奬勵して善に導くをいふ、【爲是之日】は是れを爲すの時といふに同じ、【剸】は專に同じ、モツバラと訓む、【伉】は擧なり、あげ尊ぶこと、【隆高】は高きものにて、禮を指す、【權者】權は權勢なり、者は則の意なり、次句の兵者、名聲者の者も亦同じ、【加毫末於是】は少しも是の上に出づるの意なり、

○以上第十九章、天下を安存して王となる方法を說けり、

權謀傾覆之人退(クヒ)、則賢良知聖之士、案自進(ス)矣、刑政平、百姓和、

くべし、言ひ換ふれば、天下を安存する道具を具備すべきなり、以上述ぶる通なるが故に、人君たるもの其の國家を治むるに、王者の所爲を爲すときは、亦王たるを得べけれども、之れに反し、危殆滅亡する者、即ち暴君の所爲を爲すときは、亦危殆滅亡に陷るものなり、

【殆】は危なり、アヤウシと訓む、【懸】は懸衡なり、懸衡ははかりにかけることにて、公平を保つ意なり、【豐渠】渠は詎と同じ、ナンゾと訓む、豐渠二字は重字にて、意は豐の一字のみなり、どうしてといふことなり、【累】は苦なり、クルシムと訓む、【天下】は天下の諸侯の意なり、【脅】は劫なり、劫迫なり、【黨】は儻と同じ、讀んで苟となす、イヤシクモと訓む、【所レ不レ欲】は暴國に劫迫せられ、天下の諸侯に苦しめらるゝ事を指す、【桀】は夏の桀王なり、【就】はナルと訓む、成就するなり、【存亡安危】は存と安とにのみ意味ありて、亡と危とにはなし、【愉殷赤心之所】愉は樂なり、殷は盛なり、愉殷とは國家の殷盛なる時をいふ、赤心とは猶中心といふが如し、所は時の意なり、赤心之所とは中心靜安の時をいふ、必將於二愉殷赤心之所一

句の意は、孟子の所謂「國家間暇此の時に及で政刑を明にする」と同じ、【以二其國一】以は用に同じく、爲の意なり、爲は治むるなり、【王者之所】所は所爲なり、次の危殆存亡之所の所も亦同じ、

殷之日、案以レ中立、無二有レ所レ偏、而爲二縱橫之事一、偃然案レ兵無レ動、以觀二夫暴國之相捽一也、案平二政教一、審二節奏一、砥二礪百姓一、爲レ是之日、而兵剸二天下之勁一矣、案修二仁義一、伉二隆高一、正二法則一、選二質良一、養二百姓一、爲レ是之日、而名聲剸二天下之美一矣、權者重レ之、兵者勁レ之、名聲者美レ之、夫堯舜者、一二天下一也、不レ能レ加二毫末於是一矣、

【用】は爲なり、ヲサムと訓む、【臧否】臧は善くなること、否は惡くなることなり、【制】は節制なり、【與】は擧と通ず、皆なり、ミナと訓む、【亡】は無なり、ナシと訓む、【危殆】二字ともにあやふきなり、

夫威彊未足以殆鄰敵也、名聲未足以懸天下也、則是國未能獨立也、豈渠得免夫累乎天下脅於暴國、而黨爲吾所不欲於是者、日與桀同事同行、無害爲堯、是非功名之所就也、非存亡安危之所隨也、功名之所就、存亡安危之所隨、必將於愉殷赤心之所、誠以其國爲王者之所亦王、以其國爲危殆滅亡之所、亦危殆滅亡、

此の節は、功名を立て國を安存する所以は、國家殷盛にして、中心靜安なる時、徐に其の計畫を立つるにあり、然らざるときは、必ず危亡することを說けり、夫れ威勢强力は、未だ以て隣の敵國を危くするに足らず、名聲は未だ天下をはかり治めて、公平を保つに足らざるときは、則ち是の國は未だ獨立すること能はざるものなり、獨立すること能はずして、どうして天下の諸侯に苦しめられ、强暴の國に劫迫せらるゝことを免るゝを得んや、然るに今の國家を保つものは之れを悟らず、苟にも吾欲せざる所の事(即ち苦しめられ劫さるゝ災禍を招く事、言ひ換ふれば暴政)を爲せり、此く日々暴君夏の桀王と同じく暴惡なる行事を爲して、堯帝の如き名君たるに害なしと爲せり、誤れるの甚しきに非ずや、是の如きは、決して功名の成就する方法に非ず、國家安存といふ幸福の從ひ來る道に非ざるなり、功名の成就し、國家安存といふ幸福の從ひ來らんことを願はゞ、必ず國家殷盛中心靜安なる時に於て、徐に計畫を立てゝ、惡を去り善に就

り、天下紛亂して齊一ならず、諸侯倍き反して、王命を用ひざるは、天王が天王たる器量に非ざるが故なり、三者の職掌責任此の如く其れ重し、豈勉めざる可けんや、

【失俗】は美しき風俗を失ひて、淫惡なる風俗となるなり、【倍】は背に同じ、そむくなり、

○以上第十八章、王者の官爵を序し職掌を定むる法を說けり、

具具而王、具具而霸、具具而存、具具而亡、

此の節は、天下の治亂興亡する所以は、各〻其の使用する道具（即ち政事）の善惡に據ることを說けり、

天下に王たるの道具、具備して王となり、天下に霸たるの道具、具備して霸となり、國を存するの道具、具備して國を存するを得、國亡ぶるの道具、具備して國亡ぶるなり、

【具具】上の具は名詞にて道具なり、國の治亂興亡する道具なれば、政事を指す、下の具は動詞にて、具備することなり、

用萬乘之國者、威彊之所以立也、名聲之所以美也、敵人之所以屈也、國之所以安危臧否制與在此、亡乎人、王霸安存危殆滅亡制、與在我、亡乎人、

此の節は、國の存亡治亂する所以のものは、皆己の節制如何にありて、人には關係なきことを說けり、

萬乘の國を治むる者の、强大なる威力の立つ所以、名聲の美しく擧がる所以、敵人の屈服する所以、又國家の安くなり危くなり、臧くなり否くなる所以の節制は、皆此の身の持ち方如何にありて、他人には少しも關係なきなり、又我國の王となり、霸となり、安らかに存したり、危くなりたり、滅びたりする所以の節制も、亦皆我身の持方如何にありて、他人には少しも關係なきなり、

論禮樂、正身行、廣教化、美風俗、兼覆而調一之、辟公之事也、

此の節は、辟公の職掌を說けり、

禮樂を論定して、己が身行を正しくし、教化を廣く施し、風俗を淳く美しくし、國民を兼せ覆育して、之れを調べ齊一にするは、辟公の職掌なり、

【兼覆】は國民を兼せて覆育するなり、覆育とは鳥が翼にて身を覆ふが如くに、いたはりて養育するをいふ、【調一】は調へて齊一にするなり、【辟公】辟は君なり、辟公とは諸侯のことなり、

全道德、致隆高、綦文理、一天下、振毫末、使天下莫不順比從服、

天王之事也、

此の節は、天王の職掌を說けり、

道德を修め全くし、禮を極め盡くし、爲す所極めて文章あり條理あり、天下を齊一にするや、極めて微細なることゝ雖、之れを振起し、以て天下の人民をして柔順にしたしみ從ひ、服さゝることなからしむるは、天王の職掌なり、

【致】は極なり、キハムと訓む、【隆高】は隆きものにて、禮義を指す、【綦】は極なり、キハムと訓む、【文理】は文章と條理なり、【毫末】は毛の末にて、極めて微細なることに喩ふ、【順比】は柔順にしたしむなり、

故政事亂、則冢宰之罪也、國家失俗、則辟公之過也、天人不一、諸侯倍反、則天王非其人也、

此の節は、政事亂れ、國家風俗惡しく、天下一ならざるは、冢宰、辟公、天王の罪なることをいひ、三者の責任の重大なることを說きて、全章を收結せり、

以上述ぶる所にて、冢宰、辟公、天王の職掌の重大なること知るべく、從つて其の責任の大なることも亦知るべきなり、故に政事の亂るゝは、冢宰の治め方の惡しき罪なり、國家亂れて、風俗美を失ひて、淫惡なるは、辟公の政を爲す其の正しきを得ざるの過失な

刑、使暴悍以變、姦邪不作、司寇之事也、

此の節は、司寇の官の職掌を說けり、

亂暴なる者を折き、悍惡なる者を禁め、淫亂なることを防止し、邪僻なることを除去し、之れを犯す者あれば、罪するに五刑を以てし、暴悍の者を變じて善とならしめ、姦邪なる者を作らざらしむるは、司寇の官の職掌なり、

【折】はクジクと訓む、挫き止むるなり、【戮】は罰するなり、【五刑】は墨、劓、剕、宮、大辟をいふ、墨はいれずみすること、劓は鼻きること、剕は足きること、宮は去勢のこと、大辟は死罪のことなり、【司寇】は罪人を處刑し、獄訟を聽斷するの官なり、

本政教、正法則、兼聽而時稽之、度其功勞、論其慶賞、以時順修、使百吏免盡、而衆庶不偷、冢宰之事也、

此の節は、冢宰の官の職掌を說けり、

政教一致の主義に本づきて、凡ての法則を正しくし、庶政を兼せ聽きて、每年末に百官の治績を計り、三年毎に大に之れを計り考へ、以て其の功勞を度りて、其の賞賜の大小を論定し、時を定めて以て百官を修め正し（任免黜陟の意）以て百官をして勉め進み、衆庶をして輕薄に惰弱ならしめざるは、冢宰の職掌なり、

【政教】は政（政治）教（教育）一致の主義をいふ、【兼聽】は庶政を兼せ聽くなり、【時稽之】稽は計るなり、考ふるなり、每年末に百官の治績を計り考へ、三年毎に大に之を計り考へ、以て賞罰す、故に時稽之といふ、【功勞】勞もてがらなり、故に二字にてもてがらの意に見るべし、【慶賞】慶は賜なり、慶賞とは賞賜なり、【順修】は修め正すことなれども、此にては任免黜陟の意に見るべし、【百吏】は百官に同じ、【免】は勉と同じ、ツトムと讀む、【盡】は進と通ず、ス、ムと訓む、【偷】は薄弱なり、薄弱は輕薄にして惰弱なるなり、【冢宰】は宰相なり、

豫め陰陽二氣の消長を察知して、二氣相侵すの象を見、雲氣を窺ひて吉凶を占ひ、又龜の甲を灼き、蓍を撰ひて、卦を立て陳べ、以て凶事を禳ひ、吉事を擇び取ること、及び五卜の事を主りて、萬事の吉凶妖祥を知るは、巫祝の職掌なり、

【相】は視なり、【占】はうかゞひ占ふなり、【祲兆】祲は陰陽相侵すの氣をいひ、兆は萠兆にて雲氣の模樣をいふ、【鑽龜】鑽はキルと訓む、龜を鑽るとは、龜の甲を灼き其の目を見て卜するなり、【陳卦】は蓍(筮竹のこと)をかぞへて、卦を割り出して卜ふこと、陳はならべることなり、【主】はつかさどるなり、【禳】ははらふなり、凶事をはらふこと、【擇】は吉事を擇び取ること、【五卜】は雨、霽、蒙、驛、克の五つの卜兆なり、詳しく書經の洪範に出づ、【妖祥】妖は不吉なること、祥は吉なるなり、【傴巫跛擊】は巫祝のことなり、巫は女のみこなり、擊は讀んで覡と爲す、男のみこのことなり、古は癈疾の人を以て巫祝と爲す、故に傴巫跛覡といふ傴はせむしの病なり、跛はちんばなり、

修採清易道路、謹盜賊、平貿律、以時順修、使賓旅安而貨財通、治市之事也、

此の節は、治市の職掌を說けり、

墟墓の間、厠など汚穢物の積もる所は、之れを清潔にし、道路を修理して平にし、盜賊の取締りを嚴重にし、質劑の法を行ひて市價を公平にし、時を定めて以て調べ正して、事に遺憾なきを期し、行商人又は旅人をして安んじて旅行し、以て貨財を相通ぜしむるは、治市の職掌なり、

【修】は潔なり、清潔にすること、【採清】採は塚なり、清は厠なり、墟墓の間や厠は、汚穢物の聚る所なり、故に之れを清潔にするなり、【易】は治なり、ヲサムと訓む、修理すること、【謹】は嚴重に取締るなり、【質律】律は法なり、質律とは質劑の法なり、質劑の法とは、市價を公平にする法をいふ、【貨財通】商人や旅客は、金融を通ずる一種の機關なり、故に貨財通ずといふ、【治市】は市中を治むることを掌る官なり、

折暴禁悍、防淫除邪、戮之以五

命に從ひ、安じ樂みて己が鄕に住居せしむるは、鄕師の職掌なり、

【順】は巡と通ず、巡回すること、メグルと訓む、【州里】五家を鄰といひ、五鄰を里といふ、故に里は二十五軒の村なり、州は二千五百家の村なり、されば此にては二字にて單に村里の意に見るべし、【廛宅】二字ともに家宅なり、市内に居る百姓の家を廛といひ、邑に居る百姓の家を宅といふ、【六畜】は牛、馬、羊、犬、鷄、豕の六畜なり、【閒】は閑と同じ、習なり、ナラフと訓む、【樹藝】は二字共にうゑること、五穀を種ゑることとなり、【趨】は促と通ず、ウナガスと訓む、うがなしすゝむるなり、

論百工、審時事、辨功苦、尙完利、便備用、使雕琢文采不敢專造於家、工師之事也、

此の節は、工師の官の職掌を說けり、

百工の巧拙を論じて、其の祿米を定め、春夏秋冬、其の時季に應じて、爲すべき事を審に定め、其の製作品の堅牢なるか粗惡なるかを辨別して、完全なる便利なるものを尙び、之れを奬勵し、以て絕えず日用の器具を造りて、世人に便益を與へ、美しく彫刻して琢き上げたるものや、美しく采り文れるものは、敢て專に私に家にありて、造らしめざるは、工師の職掌なり、

【論百工】は百工の巧拙を論じて祿米を定むるなり、古は百工を官にして使役せしより、かくいふなり、【時事】は春夏秋冬、其の季〳〵に爲すべき仕事なり、【功苦】功は堅牢なり、苦は粗惡なり、【完利】は完全にして便利なるもの【備用】は器用に同じ、器用は器械なり、【彫琢】は美しく彫刻しみがくこと【專造於家】專はほしいまゝに私にの意なり、器械は皆役所に來て造るを法とす、故に家にて造ることを許さゞるなり、【工師】は百工の監督官なり、

相陰陽、占祲兆、鑽龜陳卦、主攘擇五卜、知其吉凶妖祥、傴巫跛擊之事也、

此の節は、巫祝の役の掌る職掌を說けり、

し、常に農夫をして質樸にして耕作に力め、農事以外の技能を求むることをなからしむるは、治田の官の職掌なり、

【相】は視なり、視察するなり、【高下】は土地の高低なり、【肥墝】墝は瘠なり、肥墝は土地の肥えたるか、瘠せたるかなり、【序】は順序に従ひて種ゑ付くる意なり、【五種】は五穀なり、黍、稷、豆、麻、麥の五種をいふ【省】は觀察するなり、【農功】は農夫の仕事の勤惰をいふ、【順修】は修め正すなり、調べて正す意なり、【樸力】は質朴にして力めしむるをいふ、【寡能】は技能寡きことにて、他の技能を求むることなきをいふ、

修二火憲一、養二山林藪澤草木魚鼈百索一、以レ時禁發、使二國家足一レ用、而財物不レ屈、虞師之事也、

此の節は、虞師の職掌を說けり、

山澤を燒く法令を修正して、山林藪澤に産する草木魚鼈を始め、あらゆる物を養ひ育てゝ、時を定めて、入りて取ることを禁じ、又開放して自由に取ることを許し、國家をして財用に足りて、盡くることなからしむるは、虞師の職掌なり、

【火憲】は山澤を燒く法律なり、古は時を定めて山野の雜草木を燒き拂ふ法あり、【百索】は多くの産物なり、【以レ時禁發】禁は山林藪澤に入りて草木魚鼈を捕ふるを禁ずるなり、發は山林藪澤を開放して、草木魚鼈を捕ふを許すなり、【以レ時】とは時を定めて以ての意なり、【屈】は竭なり、ツクと訓む、

順二州里一、定二廛宅一、養二六畜一、閒二樹藝一、勸二教化一、趨二孝悌一、以レ時順修、使二百姓順一レ命、安樂處レ鄉、鄉師之事也、

此の節は、鄉師の職掌を說けり、

州里を巡回して、市内に居る百姓の家と、邑に居る百姓の家との分界を定めて、互に相侵奪することなからしめ、馬牛羊豕犬鷄の六畜を養ふを勸め、五穀を種ゑつくることを習はしめ、又教へ導きて、善に勸ましめ、孝悌の道を促し勉めしめ、時を定めて以て修め正し、善きものを賞し惡しきものを罰し、百姓をして王

るは、大師の職掌なり、

【憲命】は法令なり、學校の規則をいふ、樂師が國學の政を掌るとは、周禮に見ゆ、【詩商】商は章に通ず、詩商は詩の篇章なり、即ち音樂に用ふる詩の篇章なり、【順修】は修め正すこと、【邪音】は僻邪の音樂なり、【雅】は正しき音樂なり、【大師】は樂官の長なり、

修堤梁、通溝澮、行水潦、以時決塞、歲雖凶敗水旱、使民有所耘耔、司空之事也、

此の節は、司空の官の職掌を說けり、

堤や橋を修繕し、溝澮を縱橫に通じ、たまり水を四方に行り、堰を設けて、時を定めて其の水を切り落し、又はせきとめて、田地に絕えず灌漑し、歲はたとへ飢饉、洪水、大旱ありとも、民をして耕し耘りて收穫する所あらしむる樣にするは、司空の職掌なり、

【梁】は橋なり、【溝澮】は二字ともに、田間を通ずるみぞなり、廣深各、四尺のみぞを溝といひ、廣二尋深二仞のみぞを澮といふ、【行】はヤルと訓む、四方へ通じやること、【水潦】はたまり水なり、池又は沼などを指す、【安】は一定に設け置く意なり、【水藏】は堰なり、堰は田地の用水を土木にて塞ぎ止めて貯へたる處なり、【以時決塞】決は堰の水を切り落すこと、塞はせきとめて出さぬこと、以時とは、旱のとき切り落し、雨降りて水あるときは、せきとめて出さぬことなり、【凶敗】は飢饉なり、【水旱】は洪水と大旱となり、【耘耔】は耕し耘りて收穫することなり、

相高下、視肥墝、序五種、省農功、謹畜藏、以時順修、使農夫樸力而寡能、治田之事也、

此の節は、治田の官の職掌を說けり、

土地の高低を視察して、肥えたると瘠せたるとを見分け、其の土地に應じて、五穀を順序正しく種ゑ付けしめ、百姓の勤惰を觀察して、勤むる者は之れを勵まし、惰る者は之れを懲し、米穀の畜藏を嚴重にして、無益なることに浪費せず、凶年に供へしめ、時を定めて調べ正し、守る者は之を奬勵し、然らざる者は處罰

牢數、

此の節は、宰爵の官の職掌を說けり、

宰爵の官は、賓客の接待、祭祀の儀式、宴會の事、犧牲の牛や羊や豕などの數を定めて、之れを用ふることを掌るものなり、

【宰爵】は秦漢の主爵に同じ、【知】は掌なり、ツカサドルと訓む、【饗食】は饗宴なり、【犧牲】はいけにへなり、【牢】は牛羊豕をいふ、牢數とは民に田地の多寡に應じて、祭祀に用ふる牛羊豕の數を定めて、之れを賦課するよりいふ、

司徒知百宗、城郭、立器之數、

此の節は、司徒の官の職掌を說けり、

司徒の官は、すべての民族の戶口の數や、天下の城郭の數や、天下に行はるゝ器物の數を治め掌れり、

【百宗】は百族なり、百族は多くの民族なり、こゝにては其の戶口の數の意なり、【城郭】普通城は內城をいひ、郭は外城をいへども、此にては大なる城を郭といふ、小なる城を城といふ、【立器】は行はるゝ所の器具なり、之れを取締るは、不正なる器具、例へば不正の斛、秤などを造るものあればなり、

司馬知師旅甲兵乘馬之數、

此の節は、司馬官ののの職掌を說けり、

司馬の官は、軍隊の數や、甲兵の數や、車乘及び軍馬の數を掌るものなり、

【師旅】二千五百の兵を師といひ、五の百兵を旅といふ、故に師旅とは軍隊の意なり、【甲兵】甲はよろひ、兵は武器なり、【乘】は車乘なり、古は戰に車を用ふ、車は乘るものなり故に車乘といふ、【馬】は軍馬なり、

修憲命、審詩商、以時順修、使夷俗邪音不敢亂雅、大師之事也、

此の節は、大師の官の職掌を說けり、

學校の規則を修め、詩の篇章を審に知り、淫猥なる音樂を禁じ、時を以て修め正し、夷蠻の邪僻なる音樂をして、敢て我正しき音樂をかき亂すことなからしむ、

○以上第十六章、人が萬物の靈たる所以は群集して協同一致する所以にあり人が群集して協同一致するは聖王が禮義にて君臣上下の別を定めて各〻其の分に安んぜしむる故なることを說き、其の道の行はれたる結果に及べり、

上察於天、下錯於地、塞滿天地之間、加施萬物之上、微而明、短而長、狹而廣、神大博大以至約、故曰、一與一是爲人者、謂之聖人、

○第十七章、聖王の德を說けり、

上は天の時を明察し、之れに順ひて萬物を治め、下は地の理を錯用して、萬物を養成し、其の德は天地の間に滿ち塞り、萬物の上に施して、皆其の所を得せしむ、又其の禮義を用ひて世を治むる、微なるが如くなれども、其の結果は明白にして美しく、短きが如くなれども、其の結果は長大に狹きが如くなれども、其の結果は廣く遠し、かく其の治化の及ぶ所は、明白に博く大なれども、其の本原を括りて見るときは、至つて簡約なり、(即ち微にして短く狹きなり)、余故に曰く、「言ふ所、爲す所、何時にても何地にても、悉く一貫せざるなく、是れを以て人を治むる者を聖人と謂ふなり」と、

【察】は明なり明察なり、【天】は天の時をいふ、天の時とは、四時風雨陰陽などの變化をいふ、【錯】は錯用なり、入れまぜて用ふるなり、【地】は地の理なり、地の理とは地の條理にて、高低肥瘠乾濕などをいふ、【神明】は明白なること、神の如きなり、【至約】は至つて簡約なるなり、【一與一】は言ふ所、爲す所、何時にても何處にても、一貫して戻らざるをいふ、

序官、

此の節以下皆王者官爵を序することを說けり、此れは小序なり、

王者が官職を順序正しく設くる法を說かん、

宰爵知賓客、祭祀、饗食、犧牲之

也、斬伐養長、不レ失二其時一、故山林不レ童、而百姓有レ餘二材一也、聖王之用也、

此の節は、前節を更に詳說せるものなり、

聖王が、草木の榮え華さき肥えふとる時は、斧斤を持ちて山林に入り之れを伐らざる樣にし給ふは、其の生を折きて若かき中に枯れしめず、又其の生長するを邪間して枯れしめらざらんが爲なり、黿、鼉、魚鼈、鰌、鱣が孕めるとき、又は小さきときは、罔罟や毒藥を澤に投げ込みて之れ取らざる樣にし給ふは、其の魚類の生を折きて若か死せしめず、又其の生長するを邪間して、死せざらしめんが爲なり、又春は耕して種を蒔き、夏は草をとり、秋は之れを收穫し、冬は之れを倉に藏めて、一年の用に充つ、此の四つの事が、時を失はず能く行はるゝ故に、五穀絕ゆることなく、百姓常に食物に餘りあるなり、汙や池や淵や沼や川や澤にては魚類の孕みたる時、小さき時に取らぬ禁令を謹み守るが故に、魚鼈の類、常に澤山にて、百姓は食用に餘りあるなり、草木を伐るには、秋冬の枯落せる時を以てし、春夏の生長する時を以てせず、能く其の時を失はざるが故に、山林常に禿げることなく、百姓は木材に餘あるなり、是れ聖王の功用の大略なり、

【榮華】は榮え華咲くとき、【滋碩】は肥えて太ること、【夭】は夭折にて若死すること、【絕二其長一】は其の生長を絕ちきるの意にて、止むることなり、【黿】はすつぽんの大なるものなり、【鼉】は形蜥蜴にて長さ丈餘あり、其の鱗甲黑色にて能く橫に飛ぶ、其の皮は鼓に用ふといふ、蓋し今の鰐魚の類ならん、【鼈】はすつぽんなり、【鰌】はどぢやうなり、【鱣】はうなぎの類なり、【孕別】孕ははらむときをいひ、別は幼魚の母と別れて居るときのことなれば、幼魚といふ意に見てよし、【罔罟】は二字ともにあみなり、【毒藥不レ入レ澤】毒藥を水中に投げ入れて魚を取りしことは、支那の古俗なり、周禮及び禮記の月令などに詳しきこと出づ、【耘】は草を除くこと、クサギルと訓む、【汙】は水たまりなり、池の小なるものをいふ、【時禁】は孕める時、小さき時に取らずといふ禁令なり、【優多】は澤山なり、【童】ははげること、ハグと訓む、【用】は功用なり、

民なり、

故養長時、則六畜育、殺生時、則草木殖、政令時、則百姓一、賢良服、聖王之制也、

此の節は、聖王世を治むるの制、即ち人民をして群集して協同一致せしむる方法を説き、且つ其の結果に及べり、

故に養育の時を得るときは、馬、牛、羊、豕、犬、鷄の六畜は、充分に發育して、人は常に肉に飢ゑざるなり、斬伐するに一定の時を以てするときは、草木は常に能く繁殖して、人は木材に不足を覺ゆることなきなり、政令常あり、時宜に適ふときは百姓一致して和ぎ、賢良の士服從して、種々の服務に從ふなり、是れ聖王が人々をして群集し、協同和睦して生に安んせしむる所の方法なり、

【養長時】養長は養育なり、養育時を得るとは、孕みたる時、幼き時、又は卵の時に殺さゞるをいふ、然るときは、あとから〳〵次第に繁殖し生長するを以て、絶えず肉に飽くことを得るなり、【殺生時】殺生は斬伐に同じ、きり拂ふこと、斬伐時を以てすとは、草木を小さき時、發育する時に伐らずして、枯落せる時に伐るをいふ、然るときは草木常に繁殖するを以て、木材に不自由を感ずることなし、【政令時】は政令常ありて、時宜に適ふことをいふ、【一】は一致して和ぐこと、【服】は服從して使はるゝこと、

草木榮華滋碩之時、則斧斤不入山林、不天其生、不絕其長也、

黿鼉魚鼈鰌鱣孕別之時、罔罟毒藥不入澤、不天其生、不絕其長也、春耕夏耘、秋收冬藏、四者不失時、故五穀不絕、而百姓有餘食也、汙池淵沼川澤、謹其時禁、故魚鼈優多、而百姓有餘用

ふなり、相爭ふときは則ち亂るゝなり、亂るゝときは、則ち相分離して協同せず、相分離して協同せざるときは、弱くなる、弱くなるときは、禽獸に勝つこと能はず、禽獸に勝つこと能はざるときは、禽獸に害せらるゝを以て、宮室を造り安心して居るを得る能はざるなり、

不可少頃舍禮義之謂也、能以事親謂之孝、能以事兄謂之悌、能以事上謂之順、能以使下謂之君、君者善群也、

此の節は、君とは、禮義を以て下を使ひ群集して協同せしむるものなりといふことを說けり、

君臣上下の分別は、禮義によりて定められ、禮義によりて守らるゝものなれば、禮義ほど大切なるはなし、故にしばらくも舍つ可からざるものは禮義の謂なり、されば、能く禮義を以て親に事ふるを孝の行と謂ひ、能く禮義を以て、兄に事ふるを悌の行といひ、能く禮義を以て、君上に事ふるを忠順の道といひ、能く禮義を以て下民を使ふを、君といふ、君とは禮義を以て、上下の別を定め、人々をして相群集して各其の分に安じ、他を犯さず、協同和睦せしむるものなり、【少頃】はしばらくなり、【能以】は能く禮義を以てなり、【順】は忠順の道なり、

群道當則萬物皆得其宜、六畜皆得其長、群生皆得其命、

此の節は、君が人民をして群集して協同せしむる道の行はれたる結果を說けり、

君が人民をして相群集して協同一致せしむる道の能く行はれたるときは、萬物は其の宜しきに從ひて發達し得、馬、牛、羊、豕、犬、鷄の家畜類は皆充分に生長するを得、衆生は皆其の生命を安かに養ひ樂むことを得るなり、

【當】は當りてはづれざることにて、能く行はるゝ意なり、【六畜】は馬、牛、羊、豕、犬、鷄の六種の家畜なり、【長】は生長なり、【群生】は衆生なり、衆生は多くの人

此の節は、人が萬物を使用するは、群集して協同する爲なるをいひ、群集して協同するは、君子が禮義を以て君臣上下の別を定め、各〻其の位に安んぜしむるを以ての故なることを說けり、

或人曰く、人は力は牛に如かず、走ることは馬に如かず、然るに牛馬は却て人の用と爲るは、如何なる理由なりやと、答へて曰く、人は能く群集して以て事を謀れども、彼は群集する能はざればなり、或人曰く、人は何を以て能く群集するやと、答へて曰く、君臣上下の分別あり、各其の位置に安んじて他を侵さず、互に相助け相守り合へばなりと、或人曰く、君臣上下の分別は何を以ての故に、能く行はるゝやと、答へて曰く、禮義を制定して之れを分別すればなり、故に禮義を以て君臣上下の位を分つときは、人々各禮義を守りて、其の分に安んじ人を犯さゞるを以て、能く協同和睦するなり、能く協同和睦するときは、則ち一致するなり、能く一致するときは、則ち衆力合する故に、多力となるなり、多力となれば則ち强し、强きときは禽獸に勝つを以て、禽獸亦之れを害せず、故に宮室を作り、安心して居ることを得るなり、以上述ぶる通りなるが故に、人君が四時の序に從ひて萬物を養成して之れを使用し、獨り自己のみならず、天下の萬民を兼せ利するは、他の理由なし、君臣上下の分別と禮義のあるを以てなり、

【群】は群集すること、【分】は君臣上下の分別なり、【和】は協同和睦するなり、【一】は一致なり、【物】は禽獸を指す、【序】は順序なり、【裁】は成なり、ナスと訓む、養成すること、

故人生不能無群、群而無分則爭、爭則亂、亂則離、離則弱、弱則不能勝物、故宮室不可得而居也、

此の節は、人にして群集して協同一致することなければ、安居する能はざることを說けり、

以上述ぶる通りなるが故に、人は生れて世にあるや、群集せざるなき能はず、群集するのみにて、君臣上下の分別なきときは、各〻分に安んぜざるを以て、相爭

へ、或は奪ひ取るの法律を設けて、萬民をして善に勸み惡に懲り、以て齊一ならしむるなり、君は君たる道を盡くし、臣は臣たる道を盡くし、父は父たる道を盡くし、子は子たる道を盡くし、兄は兄たる道を盡くし弟は弟たる道を盡くさしめ、以て恩義に背かず、齊一ならしむるなり、農夫は農夫たる務を盡くし、士は士たる務を盡くし、百工は百工たる務を盡くし、商人は商人たる務を盡さしめ、以て職務に怠らず、齊一ならしむるなり、

【朝聘】は朝覲聘問の禮なり、【師旅】は二字ともにもろ〳〵の義なり、今の軍隊をいふ、【一】は齊一なり、○以上第十五章、君子は禮義を制し民を安樂ならしむ、故に君子は民の父母たることを說けり、

水火有レ氣而無レ生、草木有レ生而無レ知、禽獸有レ知而無レ義、人有レ氣有レ生有レ知、亦且有レ義、故最爲二天下一貴也、

此の節は、人は萬物の靈たることを說けり、水や火は氣あれども生長することなく、草木は生長すれども知識なく、禽獸は智識あれども禮義なし、たゞ獨り人は氣あり、生命あり、智識ありて且つ禮義あり、故に一番天下中の貴きものたるなり、

【生】は生命なり、

力不レ若レ牛、走不レ若レ馬、而牛馬爲レ用、何也、曰、人能群、彼不レ能レ群也、人何以能群、曰分、分何以能行、曰以レ義、故義以分則和、和則一、一則多力、多力則彊、彊則勝レ物、故宮室可二得而居一也、故序二四時一、裁二萬物一、兼二利天下一、無二他故一焉、得二之分義一也、

同レ理、與二萬世一同レ久、夫是之謂二大本一、

此の節は、君子は萬物を總括して民の父母たるものなり、故に君子なければ世亂れ、君子あれば世治ることを說けり、

天地は生物の本なり、君子も亦生物なり、故に天地は君子を生みて此の世に下すや、君子は即ち此の天地を治めて、萬物を養ふなり、君子は德を天地と等くし、天地の參佐たるものなり、萬物を總べ治めて養ふものなり、民の父母たるものなり、故に若し此の世に君子なきときは、天地亂れて治まらず、禮義紊れて統括なく、上には君たり師たるものあれども、敎化することなく、下には父子あれども、父子の道なし、是れを至亂の世と謂ふなり、之れに反し、此の世に君子あるときは、君臣、父子、兄弟、夫婦の道行はれざることなし、而して此世は始まれば則ち終り、終れば則ち始まりて、絕えず循環して變れども、此の道のみは少しも變はることなく行はれ、天地と其の治まることを同くし、萬世と其の久しきことを同じくするなり、かくなれば、世は何時も平和にして、民は何時も安樂なり、是れを大本の道の行はるゝ至治の世と謂ふなり、【理二天地一】理は治なり、ヲサムと訓む、以下の理の字同じ、【參】は參佐なり、參佐は猶輔佐といふが如し、【摠】は總べ治むるなり、【統】は統括なり、【始則終】は世の始まれば則ち終るをいふ、【大本】は大本の道、即ち禮義をいふ、

故喪祭朝聘師旅一也、貴賤殺生與奪一也、君君臣臣父父子子兄兄弟弟一也、農農士士工工商商一也、

此の節は、君子は禮義を制定して、人民をして齊一ならしむることを說けり、

以上述ぶる通り、君子は禮義を制するものなり、故に喪の禮、祭の禮、朝覲の禮、聘問の禮を定め、又軍隊の制度を設けて、萬民をして齊一ならしむるなり、或は貴くし、或は賤しくし、或は殺し、或は生かし、或は與

統類即ち大綱たる道を知りて、以て雜多なる萬物萬事に應ずる法を推知して之れを行ひ其の一を知り、之れを土臺として萬事萬物に應ずる道を推知して行ふべし、萬事萬物の關係は相連屬すること、恰も環の端なきが如きものにて、始まればすぐに終り、終ればすぐに始るものなり、故に其の一所を知るときは、其の外の事を知ることは容易なるものなり、されば此の道を以て天下を治むるときは太平なれども、此の道を舍てゝ爲さゞる時は、天下は衰ふるものなり、【類】は統類なり、統類は大綱なり、【雜】は雜多なる萬事萬物をいふ、【環】はわの玉なり、【舍】はすてゝ置くことなり、

天地者生之始也、禮義者治之始也、君子者禮義之始也、爲レ之貫レ之、積レ重レ之、致二好レ之者一、君子之始也、

此の節は、君子は禮義の本たることを說けり、

天地ありて始めて生物あり、故に天地は生物の本なり、禮義ありて始めて政治能く調ふ、故に禮義は政治の本なり、君子ありて始めて禮義を制定す、故に君子は禮義の本なり、君子となるは、習學を積むにあり、故に學を治め學を習ひて、又其の知り覺えたる上に、猶積み重ねて習ひ覺え、極めて之れを好むことは、食色よりも甚きは、君子たるの本なり、【生】は生物なり、【始】は本なり、【爲】は治なり、【貫】は習なり、【致】は極なり、

故二天地一生二君子一、君子理二天地一、君子者、天地之參也、萬物之摠也、民之父母也、無二君子一、則天地不レ理、禮義無レ統、上無二君師一、下無二父子一、夫是之謂二至亂一、君臣父子兄弟夫婦、始則終、終則始、與二天地一

所なし、故にたとへ虎豹の如き猛獣と雖、君子は之れを殺して其の皮を剝ぎ、之れを使用するなり、故に天の覆ふ所地の載する所の萬物は、皆其の美を極めて人の用を致さゞるものなし、よりて君子は之れを用ひて、上は以て賢良なる臣下の車や衣服の装飾となし、下は以て百姓を養ひ衣食に不足なからしめ、互に之れを安んじ樂ましむ、夫れ是れの如き君子を、偉大なる神と謂ふなり、昔の詩に曰く、「上帝は高き山を作りて、萬物を此に生み、雲を興し雨を降して、之れを養ひ給ひぬ、大王は豳より此の山の下に遷りて、徳を修め、その萬物を養ひて長大ならしめ、此に都を作りて、人民をしてこの萬物を取り用ひて、安らかに生活せしめ給ひぬ、文王は其の大王の志を繼ぎ、又人民を安んじ給ひぬ」と、此の詩は、つまり偉大なる神のことを歌ひ謂ひたるなり、

【剝】はハグと訓む、皮をはぐこと、【其用】は人の用なり、【飾二賢良一】は賢良の士の衣服や車などを飾るといふことにて、種々の物を用ひて装飾するなり、【大神】は偉大なる神なり、君子の徳は大なり、故に之れを比するなり、【詩曰】此の詩は詩經周頌天作の篇にあり、大王文王の徳を歌へるものなり、【天作二高山一】上帝が高山を作りて萬物を此に生み給ふといふ意なり、高山は岐山を指す、大王は文王の祖父にて、初め豳といへる所に居り、後此の岐山の麓に來りて都し、周の國を建てたるなり、故に此の山は周室に取りては忘る可からざるものなり、故に上帝の特に作りて、此に置き給へるが如く言ひしなり、【荒】は大なり、オホイニと訓む、【彼作】彼は大王を指す、作は都を作ること、【康】は安なり、ヤスンズと訓む、

○以上第十三章、君子は百物を使用して人々を養ひ、人々をして滿足に生活して、窮乏すること勿らしむることを說けり、

以類行雜、以一行萬、始則終、終則始、若二環之無一端也、舍此天下以衰矣、

○第十四章、天下を治むるには其の大綱たる道を知り、此れを以て其の他の道を類推し行ふべきことを說けり、

反物をいふ、皮革は獸の皮なり、西の地方にては、熊、羆、狐、狸の皮を産すること書經禹貢に見ゆ、【文旄】は美しく彩色せる旄牛の尾なり、

故澤人足乎木、山人足乎魚、農夫不斲削、不陶冶、而足械用、工賈不耕田、而足菽粟、

此の節は、中國の物は勿論、四方のはての産物まで皆使用するが故に、人々は皆不足なく生活し得ることを說けり、

以上述ぶる如く、我中國の人々が、國内は言ふに及ばず、四方のはてに産するもの迄悉く使用し得るは、皆君子の御蔭なり、君子は又農工商等各階級の人々をして、各其の長ずる所を以て、萬物を使用し、種々の器械を造り、互に有無を通せしむ、故に澤邊に住む漁人も、木材に不足することなく、山中に住む樵夫も、魚に不足することなく、農夫は木を斲り削りて器械を造り、又陶器を造り、金物を冶ひ鑄らざれども、此れ等の器械に不足することなく、百工や商人は田を耕して穀物を作らざれども、菽や粟に不足することなきなり、

【澤人】は澤邊に住む漁人なり、【山人】は山中に住む樵夫なり、【斲】はきること、【削】はけづること、【陶】は陶器を燒くこと、【冶】は金物を冶ひ鑄ること、【工賈】は百工と商人となり、【菽】は豆なり、

故虎豹爲猛矣、然君子剝而用之、故天之所覆、地之所載、莫不盡其美、致其用、上以飾賢良、下以養百姓、而安樂之、夫是之謂大神、詩曰、天作高山、大王荒之、彼作矣、文王康之、此之謂也、

此の節は、君子はあらゆる萬物を使用して、人々を養ふものなることを說き、詩を引きて其の功德を贊せり、

君子の萬物を使用して、人々の用に供する至らざる

たれる邊鄙の國といふ意なり、無二幽間隱僻之國一とは、幽間隱僻の國と雖、言ふまでもなくの意なり、【趨使】は悦びて趨り走りて使はるゝなり、【師】は師長なり、

北海則有二走馬吠犬一焉、然而中國得而畜使之、南海則有二羽翮、齒、革、曾青、丹干一焉、然而中國得而財之、東海則有二紫、紿、魚、鹽一焉、然而中國得而衣食之、西海則有二皮革、文旄一焉、然而中國得而用之、

此の節は、四方の國々に產する物は、中國の人皆取りて用ふることを說けり、

北のはて地方には、名馬吠犬を產するなり、然して我國の人は、之れを畜ひて使役するなり、南のはての地方には、大鳥の羽毛、象の牙、犀の革、曾青、丹干を產するあり、然して我國の人は之れを得て種々の財物となし用ふるなり、東のはての地方には、紫染の反物紿、魚、鹽を產するあり、然して我中國の人は、之を得て或は衣服とし或は食物となすなり、西のはての地方にては、種々の獸皮や、美しく彩り染めたる旄を產するあり、然して、我中國の人は、之れを得て使用するなり、

【北海】海は遠きはての地をいふ、必ずしも海といふ意に非ず、以下南海東海西海の海皆同じ、【走馬】は諸注に明快なる解釋なし、支那の北方地方、即ち今の山西省直隸省の北方より、蒙古滿洲にかけて、良馬を產することは、古より明なることなれば、走馬とは能く走る馬の意にて、名馬のことなるべし、【吠犬】は犬をいふ、【中國】は支那人の自ら己が國を稱していふ言、天下の中央にある大國の義なり、【羽翮】は大鳥の羽毛なり、【齒】は象の牙なり、【革】は犀の皮なり、【曾青】は銅の純粹なるものにて、繪の具に製すべく、又黃金に化するものなりといふ、【丹干】は赤珊瑚なり、【紫】は紫にて染めし反物なり、【紿】は葛にて織りし

遠き四方のはてなる國の者と雖、爭うて趨り來りて使はれ、其の政を安んじ樂まざることなし、夫れ是の如き政を爲すものを、人民の師長といひ、是の如き政を王者の政法と謂ふなり、

【賦】は土地の賦稅なり、【政事】政は正と通ず、タヾスと訓む、事は民の務むべき事なり、民の務むべき事を正しく制定するなり、【財】は成なり、ナスと訓む、養成するなり、【田野什一】は田畑には收穫の十分の一の稅を取るをいふ、當時は十分の一以上の重き稅を課したるより、かくいひしなり、【關市幾而不征】關は關所なり、市は市場なり、幾は譏と通ず、詰問して調ぶることなり、征は稅を取ることなり、古は關所市場を往來する者は、官吏はたゞ其の姦惡なる者、又は服裝言語を異にする者を取調べ、不當のかどあれば所罰すれども、なければ直に放免し、別に稅金を取ることなかりしが、當時は誰彼の差別なく、往來する者は必ず稅を取りしより、かくいひしなり、【山林澤梁以時禁發】澤はさはにて水のたまれる所、梁は川の兩岸より石を積み累ねて、眞中（マンナカ）をあけ、其處に竹にて造りたる簀の樣な物を置きて、魚を取るものをいふ、禁は山林澤梁に入るを禁ずるなり、發は山林澤梁を發きて入るを許すなり、古は山林に入り材木を伐るも、澤梁に入り魚類を捕ふるも、一定の制度を設け、山林は秋冬草木の枯槁する時のみ入るを許し、澤梁は魚類の繁殖期は捕ふることを禁じたり、そは草木魚類の繁殖を謀り、人民をして永遠に利益を獲得せしめんとの意より出でしものなり、然るに當時は此の法めちや〳〵に亂れたり、故にいふ、【相地】相は視なり、地を視るとは、土地の美惡及び其の產出する所のものを視るなり、【衰政】衰は差なり、等差なり、政は征と通ず、征は稅を取るなり、衰政とは租稅の等差を分ち定むるなり、【理道之遠近而致貢】理は分つなり、道路の遠近を分ちて年貢をきめるとは、都へ百里以內の國は、此の如きものを、二百里以內の國は此の如きものを納むべしと定むるをいふ、【通流】は行き渡らすこと、【滯留】はとゞこほりて積み重なること、【歸移】歸は饋と通ず、送ること、移は轉することと、歸移とはあちらこちらに轉送することなり、【疾】は疾み厭ふことなり、【幽間隱僻之國】幽は深きなり、間（ヤヒ）は隔るなり、隱僻は邊鄙なり、一句の意は、深く隔

なり、【不レ過】は、輕重を過たざるなり、【曉然】はさとる貌なり、【幽】は幽暗にて人の知らざる處を指す、【顯】は人の顯に見る所なり、

王者之法、等賦政レ事財二萬物一、所以養二萬民一也、田野什一、關市幾而不レ征、山林澤梁、以レ時禁發而不レ稅、相レ地而衰レ政、理二道之遠近一而致レ貢、通二流財物粟米一、無レ有二滯留一、使二相歸移一也、四海之內若一家、故近者不レ隱二其能一、遠者不レ疾二其勞一、無二幽閒隱僻之國一、莫レ不二趨使而安一樂之一、夫是之謂二人師一、是王者之法也、

○第十二章、王者の政法を說けり、

王者の政法を述べん、土地の賦稅を等しくし、民の務むべき事を正しく制定し、萬物を養成するは、萬民を養ひ治むる所以の道なり、左に其の詳しき事を述ぶれば、田畑の租稅は、收穫の十分の一を取り、關所や市場にては服裝言語を異にする者、又は姦惡なる者、を詰問し、取調べて別に稅金を取らず、山林や澤梁は、時を定めて入るを禁じ、以て木材魚類の繁殖をはかり、時を定めて發きて、人民をして木を伐り魚を捕ふるを許し、以て別に稅金を取らず、而して其の租稅を定め年貢をきむるや、土地の美惡及び其の產出する所のものを視て、租稅に等差を立て、道路の遠近を分ちて、年貢の多寡をきめ、國內には絕えず、財物や粟米を行き渡らしめして、一所に滯り積ることなく、四方に相轉送せしめて、人民をして毫も金融の逼迫を感ずること勿らしむ、此の如きときは、四海の廣き猶一家の如く、和睦するなり、故に近き國の者は、其の才能を隱して盡くさぬといふことなく、全力を以て王事に盡くし、遠き國の者は、其の勞力を疾み厭ふことなく、奔走して王事に盡くすのみならず、非常に

は正しき聲調なり、【舉】は皆なり、ミナと訓む【舊文】は舊くより用ひ來れる正しき文彩にて、五色をいふ、五色は青、赤、黑、白、黃にて混りなき正しき色なり、【息】はやめて用ひざるなり、【舊器】は舊くより使用せる正しく便利なる器具をいふ、【毀】はこぼち棄つるなり、【復古】は世を三代の太平時代に復へすなり、

王者之論、無德不貴、無能不官、無功不賞、無罪不罰、朝無幸位、民無幸生、尙賢使能、而等位不遺、折暴禁悍、而刑罰不過、百姓曉然皆知夫爲善於家、而取賞於朝也、爲不善於幽、而蒙刑於顯也、夫是之謂定論、是王者之論也、

○第十一章、王者の賞罰を嚴にして、民を勸め懲すことを說けり、

王者の賞罰を論ぜん、德あるものは貴び崇めざることなく、才能あるものは官職を與へざることなく、功績あるものは賞せざることなく、罪過あるものは罰せざることなし、故に朝廷にまぐれ幸にして官位に在るものなく、人民にはまぐれて生產を掊へるものなし、又賢者を尙び才能あるものを使ふにも、等級の位を設けて、それ〳〵適等の官職を授けて、遺し漏すことなく、亂暴の者を折き凶悍の者を禁遏して、之れを刑罰するに輕重を過たず、然るときは、百姓は曉然として夫の家にありて善き事をなすときは、朝廷より褒賞を貰ひ、人の知らざる所にて不善をなすときは、人の顯に見る所の法庭にて刑罰を蒙ることを曉り知り、善を勵み惡を戒むるに至るなり、夫れ是の如きを、萬古不易の定論といふなり、是れ即ち王者の賞罰の論なり、

【王者之論】は王者の賞罰法の論の意なり、【幸位】はまぐれ幸に位にあること、【幸生】はまぐれ幸に生產を作ること、【等位】は等級の位なり、【折】は挫き折る

王、謂之不雅、衣服有制、宮室有度、人徒有數、喪祭械用、皆有等宜、聲則凡非雅聲者擧廢、色則凡非舊文者擧息、械用則凡非舊器者擧毀、夫是之謂復古、是王者之制也、

○第十章、王者の制度を論ぜり、

王者の制度を說かん、此れに就きて先づ標準とすべき時代を定めざる可からず、標準とすべき時代は、現代を主とし、三代以後となす、故に政道を論ずる、三代を過ぎて其の以前に及ばず、法制は現代の王を標準として之れに違はず、若し政道を論ずるに、三代以上に及ぶときは、年代久遠なるを以て、信疑定め難く、其の適從する所を知らず、故に之れをひろく汪とした、とりとめなき言を謂ひて取らざるなり、法制を論ずるに、現代の王に違うて、太古のみを標準とするは、之れを不正の言と謂ひて取らざるなり、されば政令法制を定むるには、現代を主とし、三代の制を參考し、決して其れより以前に溯るべからざるは明なり、其れから衣服は一定の制を設け、宮室は一定の法度あり、士卒役夫は數を定めて之れを制限し、喪祭に用ふる器具は、皆等級ありて禮儀にはづれず、音樂は正しく雅なる聲調に非ざるものは、皆之れを廢止し、色は舊くより用ひられたる正しき彩文、即ち五色に非ざるものは、皆之れをやめて用ひず、凡て日用の器械は、舊くより使用せる正しく便利なるものに非ざるものは、皆毀ち棄つべし、夫れ是の如きを、三代の太平時代に復へすと謂ふなり、是れが即ち王者の制度なり、

【三代】は夏殷周の三代なり、【貳】は違ふなり、タガフと訓む、【後王】は現代の王なり、【蕩】は浩蕩にて、たゞ汪としてひろく取りとめのなきこと、【不雅】雅は正なり、故に不雅は不正に同じ、【人徒】は士卒と役夫なり、【械用】は器具なり、器具はそれ〳〵の用あり、故に械用といふ、【等宜】等は等級なり、宜は儀に通ず、等級あり禮儀に合ふこと、【聲】は音樂なり【雅聲】

仁義の道を指す、【甲兵】甲はよろひなり、兵は武器なり、よろひと武器とは兵卒の必ず有するものなり、故に甲兵にて兵卒の代名詞となる、

知二此一三具一者、欲レ王而王、欲レ霸而霸、欲レ彊而彊矣、

此の節は、前數節を總結し各、其の道を知りて之れを守るときは、王者にても、霸者にても、彊者にてもなれることを說けり、

以上述べたる所の、强者となり、霸者となり、王者となるに、完全なる正しき方法を知る者は、王たらんと欲すれば、王となることが出來、霸者たらんと欲すれば、霸者となることが出來、彊者たらんと欲するときは、彊者となることが出來るなり、

【三具】强者となり、霸者となり、王者となる、三つの完全なる方法なり、

○以上第八章、王者となり、霸者となり、强者となる、完全なる方法を說けり、

王者之人、飾動以二禮義一、聽斷以レ類、明賑二毫末一、擧措應レ變而不レ窮、夫是之謂レ有レ原、是王者之人也、

○第九章、王者の輔佐たる人物を說けり、

王者の輔佐人は、其の動作は必ず禮義を以て修飾し、政を聽き之れを裁斷するには、必ず法則即ち禮を以てし、其の目のよく見ゆることは、極く微細なるものと雖、之れを見分けて誤らず、其の言語擧動、機に臨み變に應じて、窮まることなし、夫れ是れを政を爲すの根本を知ることあるものといふ、是れ即ち王者の輔佐なる人なり、

【王者之人】は王者の輔佐人なり、【飾動】飾は修飾なり、動は動作なり、【類】は法なり、禮を指す、【毫末】は獸の毛の末なり、極めて微少なるを以て、微細なることに喩ふ、【擧措】は言語擧動なり、【原】は本なり政を爲すの本をいふ、

王者之制、道不レ過二三代一、法不レ貳二後王一、道過二三代一、謂二之蕩一、法貳二後

秦、韓の六箇國の兵が齊を征むとあり、蓋し傳聞の異なるべし、【桓公】は齊の桓公なり、仲尼篇に解せり、【劫】はおびやかすなり、【魯莊】は魯の莊公の臣曹沫を指す、沫は莊公の將なり、齊の桓公と戰ひて、しばしば敗北せしかば、莊公懼れて地を割きて和睦せり、されど猶沫を將として待遇すること、初の如くなりき、其の後桓公莊公と、柯といへる所にて盟へるとき、曹沫は匕首を持ちて、桓公の側へゆき、さきに割與せし魯の領地をもどさるべし、然らざれば此の場にて刺し殺さんと劫せしかば、桓公は領地をもどすことを承諾せること、史記に見ゆ、【他故】は他の理由なり、【以王】は王者の禮を眞似して以ての意なり、

彼王者不然、仁昫天下、義昫天下、威昫天下、仁昫天下、故天下莫不親也、義昫天下、故天下莫不貴也、威昫天下、故天下莫敢敵也、以不敵之威、輔服人之道、故不戰而勝、不攻而得、甲兵不勞、而天下服、是知王道者也、

此の節は、王者の人を服する方法を說けり、

彼の王者は、彼の閔王桓公の如く然らざるなり、其の仁は天下に匹敵するものなく、其の義は天下に匹敵するものなく、其の威は天下に匹敵するものなし、仁天下に匹敵するものなき故に、天下の民親み懷かざることなし、義天下に匹敵するものなき故に、天下の民貴び事へざることなし、威天下に匹敵するものなき故に、天下の諸侯畏れて敢て敵するものなし、天下に敵するものなき威光を以て、人を從へ服す正しき道、即ち仁義の政道を輔けなす、故に戰はずして敬に勝ち、攻めずして土地を得、兵卒を勞せずして天下の民、皆心服するなり、是の如きは王者の政を爲すの道を知れるものなり、

【昫】は盡なり、仁昫天下とは、仁が天下に盡くさることにて、仁道が、天下に徧く行はれ之に匹敵するものなき意なり、【不敵之威】は誰も敵するものはなき威光なり、【服人之道】は人を服する正しき政道にて

【辟】は闢に同じ、ヒラクと訓む、開墾すること、【實倉廩】實はミタスと訓む、充實すること、【便】は豫め備へて何時にても使はるゝ樣、便利よくして置くこと、【備用】は器用に同じ、器用は器械なり、器械は常に用ふるもの、故に器用といふ、【案】は發語の辭にて、意味なし、コゝニと訓む、【募選】は官吏を募り選むこと、【閱】は檢閱なり、しらべて擇びみること、【材伎之士】は材能伎藝の士なり、【漸】は浸なり、深く浸みわたるなり、是れより轉じて大といふ意となる、是れは即ち大の意なり、【慶賞】慶は賜なり、故に慶賞は賞賜に同じ、【先】は進なり、ススムと訓む、すゝめ勵ますこと、【糾】はタヾスと訓む、たゞし懲すなり、【亡】は亡びたる國なり、【絕】は斷絕せる國なり、【弱】は弱國なり、【暴】は暴國なり、【友敵之道】敵は匹敵なり、一句の意は、朋友と匹敵の交なり、朋友と匹敵の交とは朋友と同等の交なり、【說】は悅なり、ヨロコブと訓む、

閔王毀於五國、桓公劫於魯莊、無他故焉、非其道、而慮之以王也、

此の節は、王者の眞似をして失敗せし諸侯をあぐ、次節の緒言の如きものなり、

凡て物は眞似ほど危險なるものはなし、齊の閔王が、燕、趙、楚、魏、秦の五國の兵に打ち破られ、桓公が魯の莊公の臣曹沫に劫されたるは、他に理由なし、其の正しき道を行はずして、たゞ理由もなく慮り考へ、王者の禮を眞似して、諸侯を待遇せし故なり、

【閔王】は齊の王なり、閔は又湣に作る、富强の勢に乘じ、燕楚を破り、韓、魏、趙を摧き、秦を擊ち、中山を滅し、宋を破りて、地を廣むること千餘里、秦の昭王と帝たらんことを爭ひ、諸侯の畏服する所なれり、是に於て、閔王意大に矜り、百姓亦重稅に苦むに至れり、燕の昭王此の機に乘じ、其の將樂毅をして諸國の兵を率ゐ、齊を擊たしむ、閔王防き戰ひしが克たず、さんざんに打ち破られて莒に出奔するに至れり、

【毀】はやぶらるゝことなり、【五國】史記樂毅傳に、樂毅は燕、楚、趙、魏、秦の五國の兵を率ゐて齊を擊つことと見ゆ、されど史記の田敬仲世家には、燕、趙、楚、魏、

之道、以敬接諸侯、則諸侯說之矣、所以親之者、以不幷也、幷之見則諸侯疏矣、所以說之者、以友敵也、臣之見則諸侯離矣、故明其不幷之行、信其友敵之道、天下無王、則常勝矣、是知霸道者也、

此の節は、霸者の人心を得る方法を說けり、彼の天下に霸たるものは、決して强者の如く然らざるなり、其の爲す所を言はんに、先づ不毛の田野を闢きて殖產をはかり、倉廩に貨財米穀を充實し、器械を具へて、何時にても戰ひ得るが如く便利よくなし置き、而して官吏を募り選むことを謹みて、簡にせず、材能伎藝の士のみを閱みて、之れに官職を授け、然して後、賞賜を大にして、以て之れを勸め勵まし、刑罰を嚴重にして、以て之れを糾じ戒しめ、亡びたる國は起して、再び存立せしめ、斷絕せる國は、其の血統のものを求めて、其のあとを繼がしめ、弱き國は、勞り衞り、亂暴なる國は討ち懲して、亂暴することを禁遏するなり、而して少しも他國を兼併する心なきときは、諸侯皆親み來りて從ふなり、又多くの諸侯に對し、己と同等、即ち友人を待遇する道を以て接し、恭敬の禮を以て交るときは、諸侯は悅びて我に懷くものなり、かく多くの諸侯が我に親む所以は、少くも他國を兼併せざるを以てなり、若し少しにても兼併するの意見るゝときは、諸侯は必ず我を疏じ遠ざかるなり、又諸侯が我に悅び懷く所以は、同等の人即ち友人として待遇するを以てなり、若し少しにても之れを臣とするそぶりが見ゆるときは、諸侯は忽ち背き離るゝなり、故に他國を兼併するの意なき行を明白に見はし、朋友同等にて待遇する道を信實に示し、毫も諸侯をして我を疑ふことなからしむるときは、天下に王者あらばそれ迄なるも、若し之れなきときは、常に人に勝ちて安全に永く霸者たるを得るなり、是の如きは能く霸者たる道を知れるものなり、

【彊大之間】は彊大の國、即ち己れの國の間隙なり、【承彊大之敝】敝は罷弊なり、一句の意は強大の國の罷弊するを待ちうけてと、いふことなり、【殆】は危なり、アヤフシと訓む、

知彊大者、不務彊也、慮以王命、全其力、凝其德、力全則諸侯不能弱也、德凝則諸侯不能削也、天下無王覇、則常勝矣、是知彊道者也、

此の節は、國を強く大きくする正しき術を說けり、以上述ぶる通り、己の力をはからず、妄に國を強くせんとするときは、却て災禍を招き弱くなるものなり、故に誠實に正しく國を彊大にする方法を知れるものは、妄に兵力を強大にし、以て敵に勝たんことを務めざるなり、常に深く遠く慮り考へて、王命を用ひ、敢てほしいまゝに他國を侵略せず、其の國力を養ひ全くし、能く其の德を修むるなり、國力全きときは、諸侯己を侵略して、弱くすること能はざるなり、德能く修まるときは、諸侯己を侵略して、土地を削り取ること能はざるなり、此の如くするときは、天下に王者覇者があれば、それ迄なるが、若し之れなきときは、常に人に勝ち、國は自然に強大になるなり、是れが誠に國を強大にする道を知れるものなり、

【慮】はハカルと訓む、はかり考ふるなり、【凝其德】凝は定なり、サダムと訓む、其の德を定むとは、能く其の德を修むるをいふ、【彊道】は國を強大にする道なり、

彼覇者、不然、辟田野、實倉廩、便備用、案謹募選、閱材伎之士、然後漸慶賞以先之、嚴刑罰以糾之、存亡繼絕、衞弱禁暴、而無兼幷之心、則諸侯親之矣、修友敵

はんことを欲し、吾人民は日に我が爲に鬪ふことを欲せざるに至るときは、如何でか強き力を維持するを得んや、是れ彊力の者の強くならずして、却て弱くなる所以なり、

地來而民去、累多而功少、雖守者益、所以守者損、是大者之所以反削也、

此の節は、國大なる者の却て削られて、小さくなる所以を說けり、

國を大きくせんとして戰ひ、他の國を奪ひ來るとも、其の人民は背き去りて我に懷かず、たゞ憂のみ多くして、功績は少なきなり、されば折角他國を取りて、我領地は益しても、人民は背き去りて從はざる故、此の土地を守る所の人民は、却て損る理由なり、是の如くにして、如何にして其の國を保つことを得んや、是れ國を大にせんとするものゝ、大きくならずして、却て削られ小さくなる所以なり、

【地來】は他國の土地を奪ひ來りて、我領地とするをいふ、【累】は憂なり、累なり、【守者】は我守る所の領地をいふ、【益】はますこと、【所以守者】は領地を守る所のもの、即ち人民を指す、【損】はへること、【削】は削られて小さくなること、

諸侯莫不懷怨交接、而不忘其敵、伺彊大之間、承彊大之敝、此彊大之殆時也、

此の節は前二節を結び、強大を務むるものは、諸侯に怨まれ却て危きことを說けり、

我が國を強くも大にせんとするときは、必ず諸侯を侵略すべし、諸侯は一時敵せざるを以て、之れに逆はず怒をかくして我と交際し、毫も他意なきを示すが如しと雖、其の己を敵として、之れに報いんとすることを忘れず、強大の國、即ち我國の間隙を伺ひ、我國の罷弊するを待ちうけ、以て我國を擊ち滅さんとす、此れ國を強大にするは、頓て危き時の來るを招き寄するものなりと謂ふべし、

【懷怨交接】は猶怨をかくして交るといふが如し、

れしむるものは、諸侯を敵とするに至る、諸侯を臣とする者は、王となり、諸侯を友とする者は、覇者となり、諸侯を敵とする彊者は、危きに至るものなり、

【人】は人心なり、【與】は黨與の國なり、

用彊者、人之城守、人之出戰、而我以力勝之也、則傷人之民必甚矣、傷人之民甚、則人之民、惡我必甚矣、人之民惡我甚、則日欲與我鬬、人之城守、人之出戰、而我以力勝之、則傷吾民必甚矣、傷吾民甚、則吾民之惡我必甚矣、吾民之惡我甚、則日不欲爲我鬬、人之民日欲與我鬬、吾民日不欲爲我鬬、是彊者之所以反弱也、

此の節以下四節、皆彊大なる力ある者の事をいふ、此の節は彊者の反て弱き所以を說けり、

強き兵力を用ひて、他國に勝たんとする者は、強くならずして、却て弱くなるものなり、其の理由を迹べん、他國の人の城を守るとき、又は他國の人の出でゝ戰ふときに我は兵力を以て、之れに打ち勝つときは他國の人民を殺し傷つくること必ず甚し、他國の人民を殺し傷つくると甚しければ、他國の人民は我を惡むこと必ず甚し、他國の人民我を惡むこと甚しきときは、日に我と鬬はんとするに至るべし、又他國の人の城を守るとき、または他國の人の出でゝ戰ふときに、我兵力を以て之れに打ち勝つときは、吾人民を殺し傷くること必ず甚し、吾人民を殺し傷くること甚しきときは、吾人民の我を惡むこと必ず甚し、吾人民の我を惡むこと甚しきときは、日に我が爲に鬬ふことを欲せざるに至らん、他國の人民は日に我と鬬

を富まして己れを富まさず、覇者は兵士を富ます、何となれば天下を威服するは兵力にあればなり、僅に存するの國は、大夫を富ますなり、何となれば大夫の力によりて、僅に安寧を有ち得るものなればなり、亡國の君は己か筐篋に貨財を豐富に蓄へ、又府庫に金銀米穀を一ぱいみたすなり、筐篋の財已に豐富に、府庫已にみちて、百姓貧なり、是れを上は滿ち溢るれども、下は漏れて空虛なりといふ、どうして永遠に滿ち居らんや、忽ちなくなり、此の如くんば、民服せざるが故に、入りては國を守ること能はず、出でゝは外國と戰ふ能はず、されば其の傾き覆り、而して滅亡することは、立ちながら待つべし、故に我は民の血を絞りて、金銀財貨を聚めて亡び、敵は其の金銀貨財を分捕し得て、益〻強くなるなり、されば民をいじめて租稅を多く取り立つるといふことは、寇を召き寄せ、敵國を肥やし、而して我國を亡ぼし、我身を危くする道なりと謂ふべし、故に賢明の君は、此の危き道を蹈まざるなり、

【士】は兵士なり、【僅存之國】は取民者の國を指す、【筐篋】は二字ともにはこなり、【上溢而下漏】は漏に喩へて言ひしなり、桶の上の方は水が滿ち溢るれども、下即ち底の方は漏れて空虛なり、されば溢れたる上の方も、すぐなくなるなり、君富みて民貧しければ、君も其の富を長く保つこと能はざるをいふ、

○以上第六章、四等の政治家をあげて、王者を稱し聚斂する者を駁撃せり、

王奪之人、覇奪之與、彊奪之地、奪之人者臣諸侯、奪之與者友諸侯、奪之地者敵諸侯、臣諸侯者王、友諸侯者覇、敵諸侯者危、

○第七章、王者と覇者と彊者との別を擧げたり、彊者は、天下の人心を奪ひ取りて、我に從はしめ、覇者は、黨與の國の心を奪ひ取りて、我に懷かしめ、彊者は、人の土地を奪ひ取りて、我を畏れしむ、天下の人心を奪ひ取りて、我に從はしむるものは、諸侯を臣とし、黨與の諸侯の心を奪ひ取りて、我に懷かしむるは、諸侯を友とし、人の土地を奪ひ取りて、我を畏

誠に政を爲すの道を知らず、故に孟子も評して惠にして政を爲すを知らずといひ、禮記にも子産は猶衆人の母の如し、能く之れを食へども、之れを敎ふることを能はずといへり、【管仲】は齊の桓公の相なり、仲尼篇に傳をあげたれば、就て見るべし、仲は桓公を輔けて諸侯を平定し、天下を統一し、以て王に勤む、故に政を爲すの道を知れるものといふなり、【修禮】は禮義を修め定めて、民を敎化し、根本的に天下を改良し治むるものをいふ、

故修禮者王、爲政者彊、取民者安、聚斂者亡、故王者富民、霸者富士、僅存之國富大夫、亡國富筐篋實府庫、筐篋已富、府庫已實、而百姓貧、夫是之謂上溢而下漏、入不可以守、出不可以戰、則傾覆滅亡、可立而待也、故我聚之以亡、敵得之以彊、聚斂者、召寇肥敵、亡國危身之道也、故明君不蹈也、

此の節は、前の三等の政治家の上に、一等の政治家、即ち王者を加へて四等となし、各、其の特長を論じ、聚斂する政治家、即ち最下の政治家の危險なることに論及せり、

以上述ぶる所によりて、第一等の政治家とは、禮義を修め正して民を敎化し、根本的に天下を改良治平するものをいふことは、言ふまでもなく明なり、此かるものは王となりて、天下の人民心服するなり、政を爲すもの、即ち第二等の政治家は、霸となりて彊く、天下を威服するなり、惠みを行ひて民を治むるもの、即ち第三等の政治家は、安然に一箇國を有つことを得るなり、多く租稅を取り立つる、即ち第四等の政治家は、忽ち民心を失ひて、國亡ぶなり、故に王者は民

しといふ意なり、【一出焉一入焉】一は或に同じ、アルヒハと訓む、或は出で或は入るとは、或はよく或は非(ワル)くの意なり、

○以上第五章、人君たるものは禮を隆び、政を平にし賢を尚び民を愛すべし、然るときは安全なり、之れに反するときは危險立ち所に至ることを說けり、

成侯嗣公、聚斂計數之君也、未レ及(ハ)レ取(ル)レ民者一也、子產取(ル)レ民者也、未レ及(ハ)レ爲(ス)レ政者一也、管仲爲(ス)レ政者也、未レ及(ハ)レ修(ムル)レ禮者一也、

此の節は、三等の政治家を擧げたり、

衞の成侯や嗣公は、多く租稅を取り立て、術數を弄するの君にて、仁惠を以て民を治むることを知らず、故に未だ民を治むるの君に及ばざること遠きものなり、鄭の子產は、仁惠を施して、善く民を治めたる者なれども、政を爲す道を知らず、故に未だ政を爲す者に及ばざること遠きものなり、齊の管仲は善く政を爲し天下を平定せしものなれども、禮義を修めて民を敎化し、根本的に天下を治むることを知らず、故に未だ禮義を修めて民を敎化する者に及ばざること遠きものなり、

【成侯、嗣公】は共に衞の君なり、史記に、衞の聲公卒して子成侯立つ、成侯卒して子平侯立つ、平侯卒して嗣君立つとあり、嗣君は即ち嗣公なり、成侯の事蹟は詳ならざれども、嗣公は稍分明なり、呂氏春秋に、嗣公稅を重くして粟を聚めんと欲せしかば、民安んせずとあり、是れ聚斂の證なり、韓非子に、嗣公或日己が食客をして關所(セキショ)に至り、其の官吏に金を與へて通過せしめ、置き、後關所の官吏を召して、過日汝に金を與へて關門を通過せし客ありしならんと言ひしかば、官吏は大に恐れ、嗣公を以て明察の君となせることと見ゆ、是れ術數を弄するの證なり、【聚斂】は多く租稅を取り立つるをいふ、【計數】は術數に同じ、【取】は治なり、仁惠を施して民を治むるをいふ、【子產】は鄭の人なり、姓は公孫、名は僑、子產は其の字なり、相となりて仁惠を施し、大に民心を得たり、故に孔子もしば〳〵其の人を稱賛せり、然れども小惠に安んじて、

是君人者之大節也、三節者當、則其餘莫不當矣、三節者不當、則其餘雖曲當、猶將無益也、孔子曰、大節是也、小節是也、上君也、大節是也、小節一出焉一入焉、中君也、大節非也、小節雖是也、吾無觀其餘矣、

此の節は、人君たるもの、功名を立て安榮ならんことを欲すれば、禮を隆び政を平にし、賢を尚び民を愛するに如くなきことを說けり、

以上述ぶる通りなるが故に、人に君たるものにして、安心して位に居らんことを欲するときは、政治を公平にし、人民を愛育するに、こしたることはなし、光榮ならんことを欲するときは、禮儀を隆び、士を敬ひ使ふにこしたることはなし、功名を立てんと欲するときは、賢人をたつとび、才能の士を使ふに、こしたることはなし、是の三のものは、人に君たるもの、最大なる節操なり、此の三大節操が、間違なく當り行はるるときは、其の外の小節は當り行はれざることなし、之れに反し、此の三大節操が當り行はれざるときは、其の外の小節は、審に間違なく當り行はると雖、何の利益もなからん、孔子曰く、「大なる節操も是く、小なる節操も是きは、上等の君なり、大なる節操は是けれども、小なる節操は、或は是く或は非なるは、中等の君なり、大なる節操非ければ、小なる節操是しと雖、吾は其の大節の餘なる、少しづゝの是きこと、即ち小節の是きは、觀るに足らざるものとなすなり、此れは言ふ迄もなく下等の君なり」と、此れに由りて之れを觀るも、亦人君たるは、彼の三大節操を修め行はざる可からざることは明なり、

【平政】は政を公平にすること、【榮】は光榮なり、【尚】はたつとぶなり、【大節】は大なる節操なり、【當】は行きつまらず當ることにて、正しく行はるゝをいふ、【曲當】は審に間違なく當ること、【將無益】は將に利益なからんとするなりといふことにて、利益な

選賢良、舉篤敬、興孝悌、收孤寡、補貧窮、如是則庶人安政矣、庶人安政、然後君子安位、傳曰、君者舟也、庶人者水也、水則載舟、水則覆舟、此之謂也、

此の節は、人君は仁惠を行ひて、人民をして安せしめざる可からざることを說けり、

車を引く馬が駭きてはねあがるときは、君子は安心して車の中に居ること能はざるなり、此れと同じく、庶民が政事を見て駭き騷ぎ出すときは、人君は安心して位に居ると能はざるなり、馬が駭きはねあがりしときは、之れを取り鎭むるにこしたる方法はなく、庶民が駭いて騷ぎ出したるときは、之れを惠み勞るにこしたる方法はなきなり、賢良の士を選びて高位に置き、篤厚恭敬の人を擧げ用ひて官を授け、孝悌の道を振ひ興し、幼くして父なく、老いて夫なき、即ちたよりなき獨り者を收養し、貧窮の者を賑はし恤む、是の如くするときは、庶民は上の政事を見て、安心して服從すべし、庶民が上の政事に安心し服從して、然して後、人君は安心して位に居ることを得るなり、昔より聞き傳へたる言に曰く、「君は舟にて、庶民は水なり、水は則ち舟を載すれども、また舟を覆す、此れと同じく庶民は君を奉じて君を安ずるものなれども、また君に背きて危險に陷らしむるものなり」と、此れは即ち庶民は、君に取りて缺く可からざる重寶のものなれども、政事惡しきときは、變じて危險のものとなることを言ひたるなり、

【輿】は車なり、【君子】は位を以て言ふ、人君の意に見るべし、【擧】は擧げ用ふるなり、【篤敬】は篤厚恭敬の士なり、【收】は收養するなり、【孤】は幼にして父なきものなり、【寡】は老いて夫なきものなり、【補】は足らざるを補ふ意にて、賑ひ恤むことなり、

故君人者、欲安則莫若平政愛民矣、欲榮則莫若隆禮敬士矣、欲立功名則莫若尚賢使能矣、

貧富貴賤之等、足以相兼臨者、是養天下之本也、書曰、維齊非齊、此之謂也、

此の節は、物に等差なきときは、必ず亂るゝに至るを以て、先王は禮義を制定して、貴賤上下の等差を設け、萬民を治むることを說けり、

上下貴賤の等差なく、勢位齊しくして、各〻の欲する所、惡む所同じく、凡ての物は到底各〻の欲望を滿足せしむること能はざるときは、必ず互に相爭ふに至る、相爭ふときは、世亂るゝに至る、世亂るゝときは、人々が欲する所の物は、必ず缺乏を來たすに至らん、物が缺乏を來たすときは、人々は困窮するは明なり、先王は其の世の亂れて、人々の困窮するを惡み給ふ、故に禮義を制定して、種々の階級を分ち、貧富貴賤の等差あり、貴きものは賤しきものを使ひ、富めるものは貧しきものを使ふなど、片方(即ち貴き者富める者)が、片方のものども(即ち賤しき者、貧しき者)を充分に統べ兼せて、之れに臨み治むることが出來るやうに、なされたるなり、是れは天下の人民を治め養ふ根本の道なり、書經に曰く、「凡ての物を齊しくしようとすれば、却て齊しくならず、亂れて治まらず、されば齊しくするは、實際齊しくするに非ずして、亂すなり」と、此れは即ち物は等差を分たずして、齊しくせんとするときは、却て亂るゝことを謂ひたるなり、

【欲惡】は欲する所惡む所なり、【澹】は贍と通ず、タラスと訓む、滿足に供給すること、【窮】は缺乏の意なり、【等】は等差なり、【兼臨】は統べ兼せて之れに臨み治むること、【書曰】此の言は書經呂刑の篇にあり、

○以上第四章、禮義を制定して貴賤上下の等級を分ち、各〻其の位に安んぜしむるは、政を爲すの根本たることを說けり、

馬駭輿、則君子不安席、庶人駭政、則君子不安位、馬駭輿、則莫若靜之、庶人駭政、則莫若惠之、

此の節は、ものに差等なきときは、如何ともなす能はざるものなることを說けり、

凡て物を分別するに、均一にして等差を立てぬときは、各〻の物をあまねく滿足せしむること能はざるものなり、又勢位を齊しくして、等差を設けぬときは、各〻相下ることなきを以て、何事も一定にまとまらぬものなり、又多勢のものをひとしく待遇して、等差を設けぬときは、仕事を命ずるにも、同等にせざる可からず、されど同等の仕事といふものは非ず、若し異なりたる事を命ずれば、必ず不服を唱へ出すを以て、使ふこと能はざるものなり、

【分】は分別すること、【偏】は偏と通ず、アマネシと訓む、【勢】は勢位なり、

有レ天有レ地、而上下有レ差、明王始レ立、而處レ國有レ制、夫兩貴之不レ能レ相事、兩賤之不レ能レ相使、是天數也、

此の節は、物に等差あるは自然の道なることを說けり、

此の世界には、天あり、地あり、天は上にありて高く、地は下にありて低し、其の間差等ありて、決して一定ならざるなり、人間界も亦此の如く、貴賤上下の差等あるを常とす、故に賢明なる王の始めて立ちて國を處置するや、必ず貴賤上下の差等を設け、各〻其の位置に安んじ、相侵さしめざるなり、夫れ兩方とも貴きときは、何れも互角ゆゑ、片方が片方に事へるといふことは出來ず、又兩方とも賤しきときは、何れも互角ゆゑ、片方が片方を使ふといふことは出來ぬものなり、故に物に差等ありて一定せぬといふことは、自然に定りたる道なり、

【處】は處置なり、【制】は差等の意なり、【天數】數は猶道といふが如し、天數とは自然に定りたる道なり、

勢位齊、而欲惡同、物不レ能レ贍、則必爭、爭則亂、亂則窮矣、先王惡レ其亂レ也、故制二禮義一以分レ之、使レ有

者以類擧、聽之盡也、偏黨而無經、聽之辟也、故有良法而亂者有之矣、有君子而亂者、自古及今、未嘗聞也、傳曰、治生乎君子、亂生乎小人、此之謂也、

此の節は、前數節を總結せるものなり、政を聽くには、公平と中和と、類を以て推知することゝは、缺くべからざるものなることを論ぜり、

以上述ぶる所によりて、政を爲すには、中正にして一方に偏すべからざることは明なり、かるが故に、公平といふものは、政を爲すの權衡なり、此の權衡をもつてなすときは、間違なきなり、中正にして和易なるは、政を爲すの墨繩なり、此の墨繩もてなすときは、誤なきなり、其の法度あるものは、法に從ひて行ひ、なきものは類推して擧げ行ふは、政を爲すの極致の法なり、此の法によるときは、失敗することなきなり、以上のことに反し、政を爲すに、一方に偏り黨して、常に定まりたる法度を守ることなきは、政を爲す惡辟とて、忌み嫌ふなり、故に良き法度ありて、君子なきときは國亂るゝことこれあれども、君子ありて國亂るゝことは、古より今に至るまで未だ嘗て聞かざる所なり、昔より傳へ聞きたる言に曰く、「世の治るは君子より生じ、世の亂るゝは小人より生ず」と、此の言は君子あるときは、國治ることを謂ひたるなり、

【衡】は權衡なり、【中和】は中正和易なり、【繩】は墨繩なり、【類】は同じ類のものを以て推しはかるなり、【擧】はあげ行ふなり、【盡】は極致の法の意なり、【偏黨】は偏り黨すなり、【經】は常の法度なり、【辟】は僻と通ず、惡僻なり、

○以上第三章、政を爲すには公平中正にして、威壓に流れず、寬大に失せざるを以て、最大最良の方法となすことを說けり、

分均則不レ偏、勢齊則不レ一、衆齊則不レ使、

ごたと群り出づるをいふ、【聽大】聽く所の政事が多きなり、大は多き意なり、【事煩】事は政事なり、【傷之】之は政事を指す、

故法而不議、則法之所不至者必廢、職而不通、則職之所不及者必隊、故法而議、職而通、無隱謀、無遺善、而百事無過、非君子莫能、

此の節は、前にいへるが如く、法ありと雖、或は威猛に失し、或は寛大に過ぐるときは、可ならざるを以て、能く議り定めて、前後左右遺憾なきを期すべきを言へり、

以上述ぶる通りなるが故に、法度ありと雖、能く講究して議り定めて、行ふときは、末の末まで其の得失を知り得るを以て、如何なること起るとも、直に之れを處置すれども、然らざるときは、法度の未だ言ひ至らざる所のものにあはゞ、如何ともすること能はず、必ずや廢棄するの已むを得ざるに至らん、凡ての職務も、右を知れば左、左を知れば右、上に通ずれば下、下に通ずれば上と、類推して先々のことまで通じ明すときは、間違ふことなけれども、然らざるときは、職務の未だ及ばざる、即ち極めて遠き範圍外の事にあふときは、亦如何ともすること能はず、必ずや失墜するの已むを得ざるに至るなり、故に法度ありても、能く之れを講究し、議り定めて行ひ、職務ありても類推してさき〳〵の事までも通じ明にし、隱しのこしたる謀もなく、遺したる善事もなく、總ての事過なきは、君子に非ざれば能くすることなきなり、

【議】は講究して議り定むるなり、【通】は左を知れば右、右を知れば左、上に通ずれば下、下に通ずれば上と、類を以て推知すること、【隊】は墜と同じオッと訓む、失墜すること、【隱謀】はかくしのこしたる謀なり、【百事】はすべての事なり、

故公平者、聽之衡也、中和者、聽之繩也、其有法者以法行、無法

凡聽、

此の節は、第三章の總序なり、凡そ政を聽く方法は如何、左に之れを論ぜん、

【聽】は政を聽くなり、

威嚴猛厲而不好假道人、則下畏恐而不親、周閉而不竭、若是、則大事殆乎弛、小事殆乎遂、和解調通、好假道人、而無所凝止之、則姦言並至、嘗試之說鋒起、若是、則聽大事煩、是又傷之也、

此の節は、政をなすに威猛に失す可からず、寬和に流る可からざることを說けり、

政を爲すに、威を振ひて嚴しく又猛く厲しきのみにて、寬大に人民を導き敎ふることを好まざるときは、下人民はたゞちゞみ上りて畏るゝのみにて、上に親みなつかず、又其の情實をつゝみかくして、上にあげ示すことをなさざるなり、是の如くなるときは、國の大事は弛み廢り、小事は失墜するに至るべし、之れに反し、政をなすに、温和にやはらかにして、たゞ寬大に人民を導き敎ふるをのみ好みて、節制を定め、下民の妄に言論行爲するを抑へ止むることなきときは姦惡なる言論は並び至り、得加減なる說は群り起らん、是の如くなるときは、聽き裁く所の政事徒に多く煩くなりて、是れ又大に政治を傷け害ふなり、

【假道】假は寬大の意なり、道は導に同じ、敎へ導くなり、【周閉】周はひそかなり、周閉とはひそかに閉づることにて、つゝみ隱すをいふ、【竭】は擧なり、アグと訓む、擧げ示すこと、【殆】は近なり、チカシと訓む、【弛】は弛み廢るなり、【遂】は墜と通ず、オツと訓む、失墜すること、【和解調通】は温和しくやさしきことなり、【凝止】凝は定むるなり、節制を定めて、妄に言論行爲するを抑へ止むるなり、【嘗試之說】嘗試二字ともにこゝろむるなり、嘗試の說とはこゝろみにいふ說の義にして、得加減の說をいふ、【鋒起】鋒は蜂と通ず、蜂起とは蜂の巢より群り出づるが如く、ごた

り、【五疾】は瘖、聾、跛躄、斷者、侏儒の五つの不具者をいふ、斷者は手足をきりたるものをいふ、【材而事之】事は使役なり、一句の意は材藝あるものは之れを使役するをいふ、【官施】官は任なり、官施とは猶任用といふが如し、【兼覆】はあまねくたすけやしなふの意、【才行】は材藝行爲なり、【反時】は時のおきてに反するなり、【死】は殺なり、コロスと訓む。

○以上第一章、臣民を登用免黜し賞罰し教化する法を說けり、

聽政之大分、以善至者待之、以不善至者待之、以刑、兩者分別、則賢不肖不雜、是非不亂、賢不肖不雜、則英傑至、是非不亂、則國家治、若是、名聲日聞、天下願、令行禁止、王者之事畢矣、

○第二章、政を聽く法を說けり、政を聽く方法は、大體左の二つに區別することを得、善き事を以て來るものは、之れを待遇するに禮を以てし、不善なる事を以て至るものは、之れを待遇するに刑罰を以てすべし、此の二つを正しく分別して亂れぬやうにするときは、賢人と不束者とが、朝廷にまじりて居らず、居るものは賢人のみとなる、又是き意見と、非き意見とが、朝廷の會議に、ごた〳〵と亂れ出でず、出づるものは是き意見のみとなる、朝廷に賢人のみとなるときは、英傑の士は慕ひ來りて事へ、朝廷の上で是き意見のみ行はるゝときは、國家は治りて太平なり、是の如くなるときは、其の君の評判は日々高く聞え、天下の人民は、皆其の君の民とならんことを願ひ、命令すれば直に行はれ、禁制すれば、直に止み、誠の太平時代をあらはすを得るなり、是に至りて王者の政事は全く畢るなり、

【大分】は大體の區別の意なり、【雜】はまじりて一緒に居ることなり、【是非】は是非の意見なり、【亂】はみだれ出でゝまとまらざるなり、【天下願】は天下皆其の民とならんことを願ふの意なり、

姦言姦說、姦事姦能、遁逃反側之民、職而教之、須而待之、勉之以慶賞、懲之以刑罰、安職則畜、不安職則弃、五疾上收而養之、材而事之、官施而衣食之、兼覆無遺、才行反時者、死無赦、夫是之謂天德、王者之政也、

此の節は、前節を更に詳說せるものなり、されば王公士大夫の子孫と雖、禮義を勵みつとむること能はざるときは、降して之れを庶人に歸せしめ、庶人の子孫と雖、學問を積み身の行を正くし、能く禮義を勵み勉むるときは、昇して之れを卿相、士、大夫の位に至らしむべし、故に姦惡なる言を弄し、說を立て、事を爲し、又能力あり、一定の土地に安んぜずしてあちらこちらに遁げまはる民は、職業を與へて之れを教へ導き、寬大にして其の善に遷り化するを待つべし、而して民を勉め勵ますに慶賞を以てし、懲し戒むるに刑罰を以てし、其の職業に安んじて勉むるものは、之れを收め養ひ、其の職業に安んじ勉めざるものは、遠方にしりぞけ弃つべし、瘖、聾、跛躄、斷者、侏儒の五つの不具者は、上にて之れを收養し、若し材藝あるものは、之れを役使すべし、役使するにしても各〻其の特長の技を擇び、官を設けて之れを任用し、以て自ら衣食せしむ、かく不具者をあまねくたすけて遺すことはなきも、若し材藝と行爲とが時のおきてに反して、邪なることをなすものあるときは、殺して赦すことなし、是の如きを上帝が萬物を覆ひめぐむ德といふ、王者の行ふ政なり、

【文學】は猶學問といふが如し、【遁逃反側之民】反側はあちらこちらにゆきて、安せざるをいふ、遁逃反側之民とは、其の土地に安んぜずして、あちらこちらに遁げまはる民をいふ、【職而教之】は職業を與へて教へ導くなり、【須】は須假にて寬大の意なり、【慶賞】慶はたまものなり、慶賞とはたまものを與へて賞するなり、【畜】は養なり、【弃】は遠方へしりぞけすつるな

工の間より拔きて、宰相と爲したるが如くすべし、罷士や不能の者は、須臾の間を待たずして、直に廢め退くべし、凡て民は教へ導きて從はざるとき、始めて之れを殺すを正しき法となせども、大惡のものは、教へ導くを待たずして、直に誅すべし、蓋し教ふるも益なければなり、凡て教育は國内の政治、略、整ひて後施すを正しき法とすれども、中等の民は、政治の調ふを待たずして直に教へ化すべし、何となれば中等の民は、未だ多く惡風に染まず、良心猶存するを以てなり、

【次】は次第順序なり、【擧】は擧げ用ふるなり、【罷】は罷軟なるものなり、罷軟とはぐづ〳〵してしつかりせぬものなり、【須】は須臾なり、シバラクと訓む、【元惡】元は大なり、元惡は大惡人なり、【中庸民】は中等の民なり、中等の民とは普通の民をいふ、

○附記　分未レ定也、則有レ昭繆一也の二句は、古來より異説ありて決定せず、楊倞は繆は讀んで穆と爲す、上下の分、未だ定まらざる時に當りて、之れが分別をなし、賢者をして上に居り、不肖者をして下に居らしむること、昭穆の分別の如くするなりといへり、昭穆とは親族間の等級秩序を保つ方法にして、太祖（一番の先祖）は別として、二世四世六世等偶數の代々の子孫を昭といひ、三世五世七世等奇數の代々の子孫を穆といふ、昭と穆と相分れて永遠に亂るゝことなからしむるなり、楊氏の説に從へば、解釋し能はざるに非ざれども、上下の句と毫も關係なければ、明快に之れを釋くこと能はず、故に清の劉台拱は、此の二語は曉り難し、楊氏の説も亦不明了なりといひ、我桃白鹿は、此の句は上下の文と相應せず、蓋し錯簡なり、竊に謂ふ、下文の分均則不レ偏（第四章にあり）の上にあれば、則ち通ずといひ、猪飼敬所も、亦此の二句は上下の文と相接せず、疑ふらくは錯簡あらん、强て解すべからずといへり、故に此に附記して、本文に於ては之れが解を省けり、

雖二王公士大夫之子孫一也、不レ能レ屬二於禮義一、則歸二之庶人一、雖二庶人之子孫一也、積二文學一、正二身行一、能屬二於禮義一、則歸二之卿相士大夫一、故

夫れ是れを君子は言論するにも限界あり、行ふにも標準ありて、決して其の外より出ですと謂ふなり、【安存】は國家を安んじ存するなり、【二】は貳に同じ、たがふこと、【三代】は夏殷周なり、【蕩】は浩蕩なり、浩蕩とは、茫としてたゞ廣く、取りつき所のなきをいふ、【不雅】雅は正なり、不雅は不正なること、【不レ外レ是】是は限界、標準をいふ、不レ外とは出でざることなり、【宮庭】宮は家室なり、庭は門内をいふ、宮庭とは壇宇と同じく、限界の意なり、【百家】は多くの學者を指す、

○以上第十章、君子は言ふ所、行ふ所、標準ありて、其れより外には出でざることを說けり、當時の諸學者は、急激なる言論を唱ふるもの多きを以て、荀子は特に之れを救はんが爲に、此の說をなしたるなり、

荀子卷第五

王制篇第九

此の篇は、王者の政治制度を論じたるものなり、

禮義を以て政の根本となし、之れによりて階級を分ち、之れに由りて萬民を治め、萬物を處置し、賢を擧げ不能を黜くるに門閥によらざることより、賞罰の法、序官の法、輔相の資格、王者と覇者彊者との差別等を詳論せり、

請問爲政、

此の節は、政を爲すに對する或人の問を擧げたり、或人曰く、政を爲す方法を請ひ問ふと、

曰、賢能不待次而擧、罷不能不待須而廢、元惡不待教而誅、中庸民不待教而化、分未定也、則有昭繆也、

此の節及び次節、皆荀子の答なり、此の節は臣民を進退、賞罰敎化する方法を述ぶ、

余答へて曰く、賢者能者は官職の次第順序を待たず、直に擧げ用ふること、たとへば、殷の高宗が傅說を土

言政治之求、不下於安存、言志意之求、不下於士、言道德之求、不二後王、道過三代、謂之蕩、法二後王、謂之不雅、高之下之、小之巨之、不外是矣、是君子之所以騁志意壇宇宮庭也、故諸侯問政、不及安存、則不告也、匹夫問學、不及爲士、則不教也、百家之說、不及後王、則不聽也、夫是之謂君子言有壇宇、行有防表、

此の節は、前節を詳說せるものなり、

君子は人が政治のことを以て來り求むるときは、國を安んじ存する以下の事は語らざるなり、人が其の志意を修むることを以て來り求むるときは、士たるものゝ爲すべき以下のことは語らざるなり、人が道德敎化のことを以て來り求むるときは、現代の王の施行することに違ひて、遠き古のことを言はざるなり、すべて道德のことも、三代以前の遠き古のことを言ふは、之れをたゞ茫としてたゞ廣く、取りつき所なきことゝ謂ひて、之れを嫌ひ、政法も現代の王の施行する所に違ひて、遠き古のことを言ふは、之れを正しからざることゝ謂ひて、取らざるなり、其の言ふ所、行ふ所、或は之れを高尙にし、或は卑下にし、或は之れを小さくし、或は之れを大きくするも、皆限界、標準の外に出でず、外に出づるは、大なる間違なれば、甚しく之れを嫌ふなり、是れ君子の常に限界の中に志意を聘せて、言論する所以なり、かるが故に、諸侯の政治を問はるゝことあるも、國家を安んじ存することに及ばざれば、語り告げざるなり、匹夫の來りて學問のことを問ふあるも、士たるの道を問はざれば、敎へざるなり、諸子百家の說も、現代の王のことに及ばざるものは、少しも聽かざるなり、その告げ敎へ聽かざるは、限界に及ばず、又は限界より出づればなり、

大儒者、天子三公也、小儒者、諸侯大夫士也、衆人者、工農商賈也、禮者、人主之所以爲群臣寸尺尋丈檢式也、人倫盡矣、

此の節は、前數節を結び、人主は禮を以て此の三等の人物をはかり用ふべきことを說けり、

大儒は、天子の三公たる資格あるなり、小儒は諸侯の大夫又は士たる資格あるなり、衆人は工匠農夫、商人たる資格しかなきなり、此の三等の人物をはかりて分くる方法は、禮を以て標準とするにあり、禮といふものは、人主が群臣の品格才識をはかり定むる、物尺となし法則となす所以のものなり、以上述ぶる所にて、人品の等級を論ずることは盡くせり、

【三公】は太師、太傅、太保をいふ、天子を輔けて天下を治むる要職なり、【大夫、士】諸侯の臣なり、諸侯の臣には、卿、太夫、士の三階級あり、【寸尺尋丈】尋は八尺なり、一寸、一尺、八尺、一丈をはかるもの、即ち物尺を指す、【檢式】二字共に法なり、法則なり、【人倫】倫は論と通ず、音ロン、人論とは人品の等級を論ずるなり、

○以上第九章、人品を論じて、衆人、小儒、大儒の三となし、之れを識別する法は、禮を以て標準とすることを說けり、

君子言有壇宇、行有防表、道有一隆、

此の節は、君子は言行ともに各、守る所あることを說けり、

君子は言論するにも、限界ありて其れを越えて以上のことは言はざるなり、行は標準ありて、之れをはづれて爲さゞるなり、守る所の道は、專一に重んじ守る所ありて、邪僻なる方に走らざるなり、

【壇字】壇は堂の土臺なり、宇は屋邊なり、壇宇とは土臺より、屋邊の中といふことにて、限界の意なり、【防表】防は堤なり、表は標なり、防表とは標準に喩ふ、【一隆】一は專一なり、隆はたつとび重んずるなり、

爲公也、行不免於汙漫、而冀人之以己爲修也、其愚陋溝瞀、而冀人之以己爲知也、是衆人也、

此の節は、衆人を說けり、

己の志は曲りて私欲のみを免れずして、人の己を以て公平なるものとなさんことを冀ひ、己の行は穢れてみだらなるを免れずして、人の己を以て清きものとなさんことを冀ひ、己愚に陋しく無知にして、人の己を以て智惠あるものとなさんことを冀ふは、衆人なり、

【曲私】は曲りて私欲あるなり、【汙漫】汙は穢れたるなり、漫は差別なき貌なり、即ちみだらなるなり、【修】は潔なり、キヨシと訓む、【陋】は賤しくきたなきなり、【溝瞀】は無智なることなり、【以己爲知】知は智に同じ、

志忍私、然後能公、行忍情性、然後能修、知而好問、然後能才、公修而才、可謂小儒矣、

此の節は、小儒を說けり、

志は曲りたることや、私欲を忍びて爲さず、然して後能く公平となる、行は惡き情性を矯め直す、然して後能くきよくなる、智慮あれども、常に人に問ふことを好む、然して後能く才藝備はるに至る、志は公平にして行は清く、且つ才藝備はるときは、小儒と謂ふべきなり、

【忍情性】此の忍の字は、矯め直す意に見るべし、【知而好問】知は智に同じ、【才】は才藝なり、

志安公、行安修、知通統類、如是、則可謂大儒矣、

此の節は、大儒を說けり、

志は公平なる處に安んじて動かず、行はきよき處に安んじて動かず、智惠は物事の紀綱に通ず、是の如くなれば大儒を謂ふべきなり、

【安】は安んじて動かざるなり、【統類】は紀綱なり、紀綱はもの〻大綱なり、

亂、寧爲茶毒、此之謂也、

此の節は、前節を承け君子は善き習慣を積むが故に、安榮を得、小人は然らざるが故に、危辱にかゝることを說けり、

以上述ぶる通なるが故に、人は擧動を謹み、習俗を愼むべきことを知りて、大に善き習慣を養成するときは、則ち君子となるべし、之れに反し、己が情性をほしいまゝにして、學問すること足らざるときは、小人と爲るべし、君子となれば、常に安らかに榮ゆれども、小人と爲るときは、常に危く辱めらるゝなり、凡て人は安らかに榮えんことを欲して、危く辱めらるゝことを惡まざるはなし、故にただ君子のみは能く其の好み欲する所の、安らかに榮ゆることを得ることを爲せども、小人は日に其の惡み嫌ふ所の、危く辱めらるゝことを招きもとむるなり、昔の詩に曰く、「厲王は無道の君なり、故に此の善良なる人をば求めて進め用ひず、彼の殘忍なる心の惡人をば、二度も三度も顧み念うて愛するなり、故に人民は之れに見習うて貪慾になり、亂暴になり、平氣に暴惡なる行を爲すに至れり」と、此の詩はつまり小人のことを歌ひたるなり、

【不足問學】は學問することが足らぬなり、【所好】は安榮を指す、【徼】はモトムと訓む、招きもとむるなり、【所惡】は危辱を指す、【詩曰】此の詩は詩經大雅桑柔の篇を指す、周の厲王を刺りたる詩なり、【良人】は善良なる人なり、【迪】は進用するなり、スヽムと訓む、【忍心】は殘忍の心ある惡人を指す、【顧】は顧み念ふなり、【復】はふたゝびなり、二度も三度もの意なり、【貪亂】は貪慾亂暴なり、【寧】は安なり、ヤスンズと訓む、平氣にの意なり、【茶毒】茶は毒草なり、暴惡に喩ふ、茶毒とは暴惡の行の義なり、

○以上第八章、人の性は惡なり、之れを變化して善とするは、習慣の力なり、聖人は即ち師に從ひ法度を守りて、善習慣を積み重ねたるものなることを說けり、

人論、

此の節は、第九章の總序なり、

人品の等級を論ぜん、

志不免於曲私、而冀人之以己

天性也、積靡使然也、

此の節は、習慣によりて如何樣にもなることを說けり、

人は耨り耕すことを積み重ねて、農夫となり、材木をきり削ることを重ね行ひて、工匠となり、貨物を賣買することを積み習ひて、商人となり、善きこと、即ち禮義を積み重ねて、君子と爲るなり、工匠の子は、父の業を繼ぎて、之れに安んせざるはなく、都會の民は、其の土地の職事に習れ安んじ、楚の國の人は、楚の國に居りて習れ安んじ、越の國の人は、越の國に居りて慣れ安んじ、中夏の人は、中夏に居りて慣れ安んじて、動かざるなり、是れは天性に非ざるなり、其の習慣に順ひて動かず、故に能く此の如きなり、習慣の大切なること之れにて分るべし、

【耨】は草をきること、【斲削】斲はきるなり、削はけづるなり、【反貨】反は販と通ず、販貨とは貨物を賣買することなり、【事】は父祖の職事なり、【都國】は都會なり、國には一箇國を指していふときと、城邑内を指していふときと、郊内を指していふときとあり、此は城邑内即ち町を指せるなり、【安習】はなれ安んずるなり、【服】は職事なり、【夏】は中夏なり、支那人自ら其の國を稱して中夏といふ、夏とは大なり、中夏とは世界の中央にある大國の義なり、【積靡】靡は切磋なり、故に積靡とは猶積習といふが如し、積習は習慣に同じ、

故人知謹注錯愼習俗、大積靡、則爲君子矣、縱情性而不足問學、則爲小人矣、爲君子則常安榮矣、爲小人則常危辱矣、凡人莫不欲安榮而惡危辱、故唯君子爲能得其所好、小人則日徼其所惡、詩曰、維此良人、弗求弗迪、維彼忍心、是顧是復、民之貪

故積土謂之山、積水謂之海、旦暮積謂之歲、至高謂之天、至下謂之地、宇中六指謂之極、塗之人百姓、積善而全盡、謂之聖人、彼求之而後得、爲之而後成、積之而後高、盡之而後聖、故聖人也者、人之所積也、

此の節は、聖人とは師に從ひ法度を守りて、善き習慣を積み重ねたる人なることを說けり、

以上述ぶる通りなるが故に、人は善き習慣を積み重ねて、惡性を變化するにあり、然らば、聖人にも賢人にもなれるなり、故に土を高く積み重ねたるを山と謂ひ、水を深く廣く積み重ねたるを海と謂ひ、旦と暮とを積み重ねたるを歲と謂ひ、至つて高き所を天と謂ひ、至つて下き所を地と謂ひ、天地四方を極と謂ひ、なみ〳〵の人間にて善きことを積み重ね、それを全く成し盡したるを、聖人と謂ふなり、彼の聖人は、善きことを求めて、後に之れを得、善きことを爲して後に之れを成就し、善きことを積み重ねて後に德高く、あらゆる善きことを成し盡くして後に聖人となりしなり、故に聖人とは、常人にして善きことを習ひて積み重ねたる人なり、

【旦】は朝なり、【宇中】は宇宙なり、【六指】は天地四方なり、【塗之人百姓】塗の人は、なみ〳〵の人なり、百姓は常の人なり、故に五字にてなみ〳〵の人の意なり、

人積耨耕而爲農夫、積斲削而爲工匠、積反貨而爲商賈、積禮義而爲君子、工匠之子、莫不繼事而都國之民、安習其服、居楚而楚、居越而越、居夏而夏、是非

爲乎、注錯習俗、所以化性也、并一而不貳、所以成積也、習俗移志、安久移質、并一而不貳、則通於神明、參於天地矣、

此の節は、人の惡性を化するは、師に從ひ法度を守りて善を積み行ふにあることを說けり、

人師に從ひ法度を守ることなければ、其の本性の欲する所を恣にすべし、師に從ひ法度を守るあるときは、善きことをなす積習、即ち習慣を丁重にして失はざるものなり、師法の人に於ける關係を見るに、外即ち習慣より得る所にして、內即ち天性より受くる所に非ず、性は惡なり、故に獨立して治むるに足らず、善き習慣を積みて之れを變化するにあるのみ、性は自然なり、故に吾自身にて能く爲むる能はざる所なり、然れども、外物によりて之れを變化するを得べきなり、習慣は、吾生れて有する所に非ず、然れども、學び習へば之れを爲すべきものなり、擧動と習俗とは、性を化する所以の方法なり、師と法とを一に併せて從ひ守り、邪僻に馳せざるは、善き習慣を成す所以の方法なり、習俗によりて其の志を移し變へ、之れに安すること久しければ、其の本質をも移し變ふるに至るなり、又師と法とを一に併せて從ひ守り、邪僻に馳せざるときは、神と德を齊くし、天地の間にまじはりて、三才の地位を占むべきなり、

【隆性】隆は厚なり、性を厚くすとは、性の欲する所を恣にするの謂なり、【積】は積習なり、積習とは猶習慣といふが如し、【可爲乎】乎の字は、也の字の意に見るべし、【注錯】は措置に同じ、措置とは我身をいろ〳〵に置くことにて、猶擧動といふが如し、【習俗】はならはしなり、【并】は併に同じ、アハスと訓む、【一】は師法を指す、【貳】は邪僻なることをいふ、【志】は性の用即ち働きより見ていふ、【質】は性の本體より見ていふ、【通於神明】は神明の德に通ずることにて、神と德を齊しくするをいふ、【參於天地】參はまじはるなり、天地に參るとは、天地と德を齊くし、其の間に參りて萬物を化育するなり、即ち三才の位置を占むるなり、

勇則必爲賊、能則必爲亂、察則必爲怪、辯必爲誕、人有師有法、而知則速通、勇則速威、能則速成、察則速盡、辯則速論、故有師法者、人之大寶也、無師法者、人之大殃也、

此の節は、師に從ひ法を守ると、然らざるとの結果を擧げたり、

以上述ぶる通り、人は見聞し行はざるときは、爲す所必ず失敗するものなれば、人は師に從ひ法を守りて、聞き見又行はざる可らず、故に人師に從ふことなく、法度を守ることなくして、ただ智惠のみなるときは、必ず盜をなし、勇のみなるときは、必ず賊を爲し、才能のみなるときは、必ず騷動を起し、明察のみなるときは、必ず怪異なる觀察を爲し、辯舌なるのみなるときは、心ず詐誕の言を弄するなり、之れに反し、師に從ひ法度を守るありて、而して智惠あるときは、何事にも速に通達して惑ふことなく、勇あるときは、速に勝ちて威光を放ち、才能あるときは、爲す所速に成功し、明察なるときは、速に物の理を觀察し盡して、迷ふことなく、辯舌あるときは、速に是非を論決して、ぐづ〳〵せざるなり、かるが故に、師に從ひ法度を守るあるは、人の大なる寶なり、師に從ひ法度を守ることなきは、人の大なる殃なり、

【察】は明察なり、明に物を觀察する力をいふ、【誕】は詐誕なり、【通】は通じて惑ふなきなり、【盡】は物の道理を觀察し盡すこと、【論】は決なり、論決するなり、

人無師法則隆性矣、有師法則隆積矣、而師法者、所得乎積、非所受乎性、不足以獨立而治、性也者、吾所不能爲也、然而可化也、積也者、非吾所有也、然而可

此の節は、學は行ふを以て至極となす、聖人は即ち是れなることを說けり、

未だ聞かざることは、之れを聞きて知るに如かざるなり、之れを聞きて知るは、之れを見て知るの明なるに如かざるなり、之れを見て知るは、其の理を研め知るの明なるに如かざるなり、其の道理を研め知るは、實地に踐み行ふの明かに會得するに及ばざるなり、されば學問は實地に踐み行ふに至りて止まるなり、實地に踐み行うて、充分に會得すれば、通曉して迷ふ所なし、萬事に通曉して迷ふなき、之れを聖人と謂ふなり、聖人が仁義に本づき、是非をぴつしやりと當る樣に分ち辨へ、言行を脊くするに、少しも違ふことなきは、他の方法なし、其の學ぶ所を行ふに止まるにあるのみ、

【當】はぴつしやりと正しく當てはまる樣に、辨へ別つなり、【毫釐】は少しなり、【他道】は他の方法なり、

故聞之而不見、雖博必謬、見之而不知、雖識必妄、知之而不行、雖敦必困、不聞不見、則雖當非仁也、其道百擧百陷也、

此の節は聞見せず、又行はざるときは、爲す所誤り違ふのみならず、失敗に陷ることを說けり、

以上述ぶる通りなるが故に、聞くのみにて見ざるときは、博聞と雖、必ず繆誤あるなり、之れを見るのみにて、其の理を研めざるときは、能く議り覺えても、必ず指意を知らず、虛妄になるなり、其の道理を研め知ると雖、之れを實地に踏み行はざれば、如何にをさめ研むと雖、必ず困り躓くものなり、又全く聞かず見ざるときは、たとへ甘く當ると雖、仁人には非ざるなり、所謂小人のまぐれ當りなり、まぐれ當りの道は、百たび擧げ行うて、百たびとも必ず失敗に陷るものなり、

【謬】は誤謬なり、【妄】は虛妄なり、【敦】はをさむるなり、【仁】は仁人を指す、【其道】はまぐれ當りの道なり、

故人無師無法而知、則必爲盜、

則千乘之國安、用レ大儒一則百里之地、久而後三年、天下爲レ一、諸侯爲レ臣、用二萬乘之國一、則擧錯而定、一朝而伯、

此の節は前數節を結び、人主四等の人物を用ふるときは、其の結果各、異なることをいひ、以て必ず大儒を用ふべきことを示せり、

以上述ぶる通りなるが故に、人主若し俗人を用ふるときは、萬乘の大國にても忽ち滅亡し、俗儒を用ふるときは、萬乘の大國にても、僅に存在するのみ、雅儒を用ふるときは、千乘の國安く治まり、大儒を用ふるときは、百里の小國にても、速なれば一年或は二年、久しきも三年の後には必ず天下を一統し、諸侯は臣事するに至るなり、若し萬乘の大國に用ひらるゝときは、一たび手足をあげ措く間、即ち直ちに天下を統一し、其の名聲は一朝にして顯れ轟くなり、

【萬乘之國】は其の領地より、戰車一萬乘出す國にて、大國なり、古は車に乘りて戰ふ、故に車は戰時の必須武器なり、周初にては萬乘といへば必ず天子を指せしが、戰國時代に至りては大諸侯を指せり、【存】は僅に存在を保つの意なり、【千乘之國】は戰車一千乘を出す國にて、中諸侯なり、【久而後三年】は早きは一年又は二年、久しきも三年の後にはの意なり、【擧錯】錯は措なり、擧措は手足を擧げたり措きたりすることにて、暫の間をいふ、【伯】は白と通ず、顯れあきらかなるなり、

○以上第七章、大儒の功德を稱讃せり、

不レ聞不若レ聞之、聞之不若レ見之、見之不若レ知之、知之不若レ行之、學至於行之而止矣、行之明也、明謂之聖人、聖人也者、本仁義、當是非、齊言行、不レ失二毫釐一、無二他道一焉、已乎行之矣、

博以今持古、以一持萬、苟仁義之類也、雖在鳥獸之中、若別白黑、倚物怪變、所未嘗聞也、所未嘗見也、卒然起一方、則擧統類而應之、無所儗懘、張法而度之、則晻然若合符節、是大儒者也、

此の節は、大儒を說けり、

現代の王の道に法りて、禮義を以て、總ての法則を統べ、以て制度を一定にし、狹き所に居りて以て博き所のことを持ちこたへ、現在の道を以て、古の道を執り持ち、一のことを以て萬のことを執り持ち、苟にも仁義の道に法りて行ひ、たとへ鳥獸の如き蠻民の間に在りと雖、直に仁義と不仁義とを識別することは、恰も容易く白と黑とを別ち得るが如し、又たとへ未だ嘗て見聞せざる所の奇怪なる物事や變事が、俄に一方より起り來るとも、物事の紀綱を知り居るを以て、之れを擧げて之れに應じ、直に處分して滯ることなし、其の法を開張して以て之れを測度するときは直に正しくはかり得ること、恰も暗に符節を引き合はせたるが如く、少しも間違はざるなり、是れは即ち大儒といふものなり、

【以淺持博】淺は猶狹といふが如し、一句の意は、狹き所に居りて博き所を執り持つことにて、家を出でずして敎を國になすの意なり、【仁義之類】は仁義の道に法りて行ふの意なり、類は法なり、【倚物】倚は奇に同じ、【卒然】は俄なること、【統類】は紀綱なり、【儗懘】儗は凝と通ず、音ギヨウ、懘は滯と同じ、音タイ、凝滯とはこりとゞこほることなり、【晻然】は暗然に同じ、暗合の貌なり、【符節】はわりふなり、わりふは竹にて造る、之れを剖きて二となし、各〻其の一方を執りて、他日の證據となし、所用のときは、之れを合せて、能く合ふときは間違ひなしとなす、

故人主用俗人、則萬乘之國亡、用俗儒、則萬乘之國存、用雅儒、

春申君の如きは、其の最も名高きものにて、養ふ所の食客三千人と稱せらる、而して食客を大抵上中下の三等に分ちて養へり、孟嘗君の如きは、上客は車に乘りて肉を食ひ、中客は魚を食ひ、下客は野菜を食ふの規定を設けたり、【億然】は安然たるをいふ、億音ヨク、

法後王、一制度、隆禮義而敦詩書、其言行已有大法矣、然而明不能齊法教之所不及、聞見之所未至、則知不能類也、知之曰知之、不知曰不知、內不自以誣、外不自以欺、以是尊賢畏法、而不敢怠傲、是雅儒者也、

此の節は、雅儒を說けり、

現代の王の政に法りて、制度を一定して世を治むべきことを知り、又禮儀を尊びて詩書の正しき道をさめ、其の言行已に大體法則にかなへり、されど其の見る所の明は、法令敎化の及ぶ所、聞見の至る所は、之れを知つて濟ふ方法を講ずれども、未だ法令敎化の及ばざる所、未だ聞見の至らざる所の事は、之れを知りて濟ひなすこと能はざるは、其の智識が既に知れる所を以て、未だ知らざる所を類推して知り悉くすこと能ふまでに、進み居らざればなり、知れることは之れを知るといひ、知らざることは知らずといひて、內は以て自ら心を誣ひ欺くことなく、外は以て自ら人を欺き詐らず、是れを以て、賢人を尊び禮法にそむかんことを畏れて、之れを愼み、敢て怠り傲ることなし、是れは正しき儒者といふものなり、

【有大法】は大體法則にかなへることあるをいふ、【明】は明に物を見る力をいふ、【齊】は濟と通ず、すくひなすことなり、【法敎】は法令敎化なり、【知不能類也】知は智に同じ、智識なり、類は已に知れる所を以て、未だ知らざる所を類推して知ることをいふ、

法後王、統禮義、一制度、以淺持

先王以欺愚者、而求衣食焉、得委積、足以揜其口、則揚揚如也、隨其長子、事其便辟、舉其上客、儳然若終身之虜、而不敢有他志、是俗儒者也、

此の節は、俗儒を說けり、

大なる衣服を着、薄き帶をゆつたりと結び、其の冠を中高にして之れを冠り、風采甚だ立派なり、其の道は祖先王の遺言に法れども、大體を知らざるが故に、世の中を亂すに足るなり、されば其の學術は雜駁にして誤繆のみ、現代の王の政に法りて制度を一定にし、以て世を治む可きを知らず、妄に上古の事を引きて、當世に施さんとす、又禮義を尊びて、詩書の正しき道をきむることをせず、無用の論を事とせり、其の衣や冠や行爲や、世俗の人に同じけれども、之れを惡み嫌ふことを知らず、其の言論談說する所は、邪なる墨子に異ならざれども、之れと別れ去ること能はず、先王の名を稱へ擧げて、世の愚者を欺き、以て衣食を求むるの資となし、俸祿を得て、以て其の口を糊するを得れば、いと得意氣なり、かくて其の君の世子に隨ひ、其の氣に入りの近習小姓に媚び事へ、又其の上客に交りて、以て助を求め、安然として居ると、恰も一生涯捕虜の境涯に甘じて、衣食さして貰ふが如く、敢て少しも他志あらず、是れは即ち俗儒といふものなり、

【逢衣】は大なる衣なり、【淺帶】は薄き帶なり、【解果】は蟹蝶と通ず、果音ラ、蟹蝶は高き土地なり、解ニ果其冠一とは冠の中を高くして冠るを言ふなり、【繆】は誤繆なり、【雜】は雜駁なり、【後王】は現代の王なり、【隆】は尊ぶなり、【敦】は治むるなり、【言議】は言論に同じ、【墨子】は墨翟なり、卷首楊倞の序の條に解せり、【別】はわかれはなるゝことなり、【呼】は擧げ稱へるなり、【委積】は俸祿の意なり、【揜二其口一】とは其の口を餬すといふに同じ、【揚揚如】は得意の貌なり、【長子】は君の世子をいふ、【便辟】はお氣に入りの近習小姓をいふ、【擧】は與と通ず、交なり、【上客】は食客にして、上位處に居るものなり、當時は食客を養ふ風流行し、齊の孟嘗君、魏の信陵君、趙の平原君、楚の

天下を統一し、困窮して野にあるときは、則ち獨り貴重なる名譽を世に立つ、天も殺すこと能はず、地も其の名を埋沒すること能はず、夏の桀王又は盜跖のはびこる世に出でゝも、桀王や盜跖は之れを汚し傷ふこと能はず、大儒に非ざれば、此の如き大節を立つることなきなり、孔子、冉雍は即ち是の人なり、

【窮】は困窮なり、【通】は通達なり、【英傑】千人にすぐれたるを英といひ、萬人にすぐれたるを傑といふ、【嵬瑣】は狂怪の人をいふ、【死】は殺なり、コロスと訓む、【埋】は埋め沒くすなり、其の名を埋め沒くす義なり、【桀跖】は夏の桀王と、盜跖となり、【仲尼】は孔子の字なり、【子弓】は冉雍の字なり、非相篇に解せり、

故有二俗人者一、有二俗儒者一、有二雅儒者一、有二大儒者一、

此の節は、世に四等の人品あることを說けり、世には種々の人あり、故に之れを大別すれば、左の四種あり、即ち俗人といふものあり、俗儒といふものあり、正しき儒といふものあり、大儒といふものあり、

【雅儒】雅は正なり、

不二學問一、無二正義一、以二富利一爲レ隆、是俗人者也、

此の節は、俗人を說けり、

學問をもせず、正義をもせず、家を富まし身を利することのみを以て、高き行となすは、是れ俗人といふものなり、

【富利】は家を富まし身を利すること、【隆】は高なり、高き行なり、

逢衣淺帶、解二果其冠一、略二法先王一、而足レ亂レ世、術繆學雜、不レ知二法先王一、而壹制度、不レ知二隆禮義一而敦二詩書一、其衣冠行爲、已同二於世俗一、矣、然而不レ知レ惡、其言議談說、已無レ異二於墨子一矣、然而不レ能レ別、呼

り、しるしなり、

其言有類、其行有禮、其舉事無悔、其持險應變曲當、與時遷徙、與世偃仰、千舉萬變、其道一也、是大儒之稽也、

此の節は、大儒の物に應じて變化窮らざることを說けり、

其の言は法ありて亂れず、其の行は禮ありて鄙しからず、其の事を擧ぐるや、たとへ失敗することありとも雖、毫も悔ゆることなし、其の危きを維持し、事變に應じて之れを處置する、委曲に其の宜しきを得ざるはなく、時勢に從ひて遷りかはり、世の有樣に隨ひて推し移り、千たび事を擧げ、萬たび變ずるとも、其の道は一に世を治むるに歸す、是れ即ち大儒の物に應じて、變化窮らざる所の特長なり、

【類】は法なり、【險】は危なり、【曲當】は委曲に當ることにて、爲す所其の宜しきを得ざるなきをいふ、【偃仰】は俯仰に同じ、俯仰とは猶推移といふが如し、【稽】は變に應じて窮らざるの義なり、

其窮也、俗儒笑之、其通也、英傑化之、嵬瑣逃之、邪說畏之、衆人愧之、通則一天下、窮則獨立貴名、天不能死、地不能埋、桀跖之世不能汙、非大儒莫之能立、仲尼子弓是也、

此の節は、前數節を結びて大儒の往く所として可ならざるなきを言ひ、且つ其の人を擧げたり、

其の困窮するときには、俗儒等に笑はるゝも、其の志を得て通達せるときには、英傑の士は之れに感化せられ、狂怪の人は畏れて逃れ去り、邪說を唱ふるものは畏れ憚り、衆人は皆其の行の及ばざるを愧ぢて、改め勵むなり、又其の志を遂げて通達するときは、則ち

彼大儒者雖隱於窮閭漏屋無置錐之地而王公不能與之爭名在一大夫之位則一君不能獨畜一國不能獨容成名況乎諸侯莫不願得以爲臣用百里之地千里之國莫能與之爭勝答棰暴國齊一天下而莫能傾也是大儒之徵也

此の節は、大儒たるの效驗を說けり、

彼の大儒といふものは、たとへ、せまくきたなき貧民の住む里、雨漏る破れ小屋に隱れ、錐を立つる許りの僅の土地なしと雖、其の名聲の盛なる、王公と雖之れと拮抗すること能はず、又用ひられて諸侯の大夫の位にあるときは、其の政を執り其の國大に治まるを以て、天下の諸侯は之れを畏れ、爭ひて聘さんとするに至るを以て、一君にて獨り此の人を畜ひ置くこと能はず、一國にて獨り此の人を容れ用ふること能はざるなり、又たとへ不遇に在るとも、其の盛名は赫々として天下に響き渡るを以て、天下の諸侯は之を尊奉すること、帝王の賜を讓るが如く、其の人を得て己が臣と爲さんことを願はざることなし、之れに反し、若し百里の僅少なる地と雖、其の君となるときは、仁を施し民を愛むを以て、國富み殷になり、千里の國の諸侯と雖、能く之れと勝を爭ふこと能はざるなり、かくて亂暴なる國を笞ち懲して、天下を齊へ統一するや、他の諸侯之れを惡み、傾け覆へさんとすること能はず、是れは大儒の大儒たる所の效驗なり、

【窮閭】は陋巷に同じ、せまくきたなき里にて、貧民の住む所なり、【漏屋】は雨漏る破れ家なり、【置錐之地】は錐を立つる程の極く僅の地なり、【獨容】容はいれ用ふること、【成名】成は盛に同じ、成名は盛名なり、【況乎諸侯】況は況に通ず、賜なり、成名況乎諸侯とは、盛名を以て諸侯の賜となすの義なり、【答棰】答はむちなり、棰はむちにてうつなり、【齊一】はととのへ一にするなり、【傾】は傾け覆すなり、【徵】は驗な

造父者、天下之善御者也、無輿馬則無所見其能、羿者、天下之善射者也、無弓矢則無所見其巧、大儒者、善調一天下者也、無百里之地、則無所見其功、輿固馬選矣、而不能以至遠、一日而千里、則非造父也、弓調矢直矣、而不能以射遠中微、則非羿也、用百里之地、而不能以調一天下、制彊暴、則非大儒也、

此の節は、大儒は天下を調へ一にする偉大なる人物なることを說けり、

造父は天下に聞えたる御者の名人なり、されど輿と馬となければ、其の技能を見はす所なきなり、羿は天下に聞えたる弓射りの名人なり、されど弓と矢となければ、其の巧を見はす所なきなり、大儒は善く天下を調和し之れを統一するものなり、されど僅の土地にてもなければ、其の功業を見はす所なきなり、輿も堅固に馬も齊ひて、其れで以て遠き路程を極め、一日に走ること千里なる能はざらば、造父とは謂はれざるなり、弓も調ひ矢も直くなるに、其れで以て遠方の距離を射、微細なるものに中てること能はざらば、羿とは謂はれざるなり、僅ばかりの土地を用つて、其れで以て天下を調へ一にし、彊く亂暴なる國を制むること能はざらば、大儒とは謂はれざるなり、

【造父】は周の穆王の御者なり、穆王の天下を周遊するや、造父は八駿馬を御して、之れに扈從せるは名高き物語なり、【輿】は車なり、【見其能】能は技能なり、【羿】は有窮國の君にて、弓射りの名人なり、夏王太康を逐ひて其の位を簒ひ、後に其の臣寒浞の爲に殺されたり、【調一】は調和齊一なり、【百里之地】は僅少の土地を指す、【選】は齊なり、ととのへること、【至遠】至は極むるなり、キハムと訓む、

【行之日】は出發の日なり、【兵忌】は兵家の忌み嫌ふ日なり、【東面迎太歲】殷の紂王の國は東にあり、故に東面といふ、太歲は歲星なり、歲星のある方向にある國は幸福多しと稱せらる、此の時歲星は殷の國の方面にありしなり、故に之れに向つて兵を進むるは惡しゝと思ひしならん、【汜】は地名なり、【汜】は汎濫なり、水の漲りあふるゝこと、【懷】は地名なり、【壞】は道の破壞すること、【共頭】は山の名なり、【隧】は墜に同じ、オッと訓む、岩や土の崩れ墜ることなり、【霍叔】は武王の弟なり、【三日】は三箇日といふ定數に見ず、三日餘りといふ意にて、不定數に見るべし、【五災】は五つの災禍にて、前の兵家の忌み嫌ふ日に出發せしこと、歲星を迎へて進むこと、汜に至りて水の汎濫に遇ひしこと、懷に至りて道路の破壞せしこと、共頭山に至りて土石の崩れ墜ちしことゝを指す、【刳比干而囚箕子】比干箕子共に殷の皇族なり、紂王の亂暴甚しきや、比干之れを諫めて三日も去らず、紂王怒りて曰く、比干は聖人なり、吾聞く、聖人の心には七つの竅ありと、乃ち殺して胸を剖きて之れを觀たり、箕子は之れを見佯り狂となりしかば、紂王は之れを囚へたり、刳は剖なり、サクと訓む、【飛廉惡來】此の二人は紂王の愛臣にて、暴惡なり、紂王を惡に陷らしめたるは、二人與りて力あり、【知政】知は主なり、ツカサドルと訓む、【選】は齊に同じ、選馬とは馬首を齊くして進むなり、【戚】は地名なり、【百泉】は地名なり、戚と共に殷の都に近き地なり、【厭】は壓と通ず、音アッ、壓迫するなり、【牧野】は殷の都の南にある野なり、【易鄉】鄉は向に同じ、方向なり、方向を易ふとは、退却して北ぐるをいふ、【蹈難】は蹂躪の意なり、【三革】は甲、冑、盾をいふ、【定】は藏むるの意なり、【偃】はふせて藏むるなり、【五兵】は刀、劒、矛、戟、戈の五つの兵器なり、榮辱篇に詳しく解せり、【聲樂】は音樂なり、【武象】は武王の制定せる樂章の名なり、【韶濩】は殷の樂章の名なり、【闔】は門のとびらなり、【跨天下而無靳】靳は坼と同じ、境限なり、天下を跨り有して境限なしとは、天下皆歸服して領地となるをいふなり、

○以上第六章、周公の行、孔子の言に關する客の言を反駁せり、其の言餘りに詭激なれば、荀子の本意に非ざるべしと論ずるものあり、

闔不レ閉、跨二天下一而無レ蘄、當二是時一也、夫又誰爲レ戒矣哉、

此の節は、周公は敵に勝ちていよ〳〵戒め備ふと言へる客の言を駁せり、

武王が殷の紂王を征伐する時、兵家の最も忌み嫌ふ凶日を以て出發し、又幸多き歲星の出でたる東方なる殷に向ひて進み、汜といへる所に至りしに、河の水の汎濫せるに遇ひ、懷といへる所に至りしに、又河の水溢れて道路を破壞し、共頭山に至りしに岩石崩れ墜ちて進路を妨ぐるに遇ひぬ、是に於て、霍叔懼れて曰く、「出兵してより三日ばかりにして、五つの災禍至れり、此の度の戰は不可なる前兆にては非ざるか」と、周公之れを聞きて曰く、「否、彼れ紂王は、忠臣比干を殺して其の胸を刳き、箕子を囚へて之れを苦しめ、飛廉、惡來の惡臣政を主れり、彼が國家の紊亂せること此の如し、されば此の度の戰たとへ災禍ありと雖、いづくんぞ不可なることあらんや、勝つことは必定なり、ひるむ可からず」と、遂に馬首を齊くしてすゝみ、戚といへる所にて朝食をなし、百泉といへる地に至りて日暮れて宿し、其の翌朝紂の兵を牧野に壓迫せり、一たび鼓を擊ちて進むや、紂王の兵卒は退却して北げ走れり、周兵は之れに乘じ進みて之れを擊破し、紂王を誅殺せり、推し考へて見るに、紂王を殺せしは周人に非ず、殷人が直に退却せしに因りて、周人が進み擊ちしなれば、殷人が自ら其の王を殺せしと言ふ可きなり、かく一兵を弄せずして勝ちしが故に、周人は敵の首や捕虜の獲物なく、敵陣を蹂躙せしといふ賞を受くることもなかりき、武王既に殷に克つや、反りて甲、冑、盾を庫に藏め、刀、劒、矛、戟、矢を庫にしまひて、復兵を用ひざるを示し、天下の諸侯を會合して一統に歸せしめ、舊來の音樂を改めて新に之れを制定せり、是に於て武象の新樂起りて、韶濩の舊樂全く廢れ、四海の內心を變へ慮を易へて、周の德に順ひ化せざるはなし、故に家々外は門を閉ぢず、盜賊の患なければなり、武王は天下を跨り有して、境限といふものなく、至る處歸服せざるはなかりき、是れ武王の德といふと雖、實は周公の功なり、是の時に當りてや又誰か戒め備ふることを、爲すものあらんや、

孰謂周公儉哉、

此の節は、周公は家富みて身いよ〳〵儉約なりといへる客の言を駁せり、

かくて周公は天下を兼せ制めて、七十一國の諸侯を立てたり、其の中にて姬姓即ち同姓の諸侯が、獨り五十三人の多きに居れり、周王の子孫にて、苟にも狂ひ惑はざる所の者に非ざる以上は、皆天下の立派なる諸侯と爲らざるものはなかりき、是れ皆周公のはからひなり、此れに由りて之れを觀るに、周公は此の貴重なる土地と人民とを、殆ど妄に親族のものに與へたる理由なれば、餘りに贅澤なる行と言はざる可からず、どうして周公を儉約なる人と謂はれようや、

【兼制】は兼せ治むることなり、【姬姓】姬は周室の姓なり、故に姬姓といへば同姓の義なり、【顯諸侯】は顯はれたる即ち立派なる諸侯なり、

武王之誅紂也、行之日以兵忌、東面而迎太歲、至汜而汎、至懷而壞、至共頭而山隧、霍叔懼曰、出三日而五災至、無乃不可乎、周公曰、刻比干而囚箕子、飛廉、惡來知政、夫又惡有不可焉、遂選馬而進、朝食於戚、暮宿於百泉、旦厭於牧之野、鼓之而紂之卒易鄉、遂乘殷人而進誅紂、蓋殺者非周人、因殷人也、故無首虜之獲、無蹈難之賞、反而定三革偃五兵、合天下立聲樂、於是武象起、而韶濩廢矣、四海之內、莫不變心易慮、以化順之、故外

子曰く、周公の德はそれ盛なるか、身は貴くして、行はいよ〳〵恭しく、家は富みて、身はいよ〳〵儉約に、敵に勝ちてほこらず、いよ〳〵戒め備ふと、誠に尊ぶ可き行なり」と、

【道】は言なり、イフと訓む、【盛】は德盛なるなり、

應レ之曰、是殆非二周公之行一、非二孔子之言一、

此の節より、以下三節皆荀子の答なり、此の節は客の言の全體誤れるを言へり、

我直に之れに答へて曰く、是れはおほかた、周公の行にあらず、又孔子の言にもあらざるなり、左に其理由を詳述せん、

【應】は答なり、コタフと訓む、向ふの言ふ言に應じて直ぐ答ふるなり、

武王崩、成王幼、周公屏二成王一而及二武王一、履二天子之籍一、負レ扆而立、諸侯趨二走堂下一、當二是時一也、夫又誰爲レ恭矣哉、

此の節は、周公は身貴くして行いよ〳〵恭しといへる或人の言を駁せり、

武王崩じて成王猶幼なり、是に於て周公成王をしりぞけて、兄武王に代り、天子の位をふみ、扆を負ひて立ち諸侯は堂下に趨走して相敬事せり、是れ正に人生最も得意の時なり、是の時に當り、又誰か恭敬の事を爲すものあらんや、況や周公をや、

【屏】は退なり、シリゾクと訓む、【及】は代なり、カハルと訓む、【籍】は位なり、【扆】は形屏風に似たり、絳を以て質となす、高さ八尺あり、戸牖の間に當てゝ之れを立つ、天子諸侯を見るときは、之れを後に負ひて立ち、南面して諸侯に對するを禮とす、【趨走】は小ばしりに歩みて禮を爲すをいふ、

兼二制天下一、立二七十一國一、姬姓獨居二五十三人一焉、周之子孫、苟不二狂惑一者、莫レ不レ爲二天下之顯諸侯一、

して、神々しく思はるゝ所以は、聖人の道を取りて、之れを通せしが故なり、此れにて、天下の道は聖人の道に盡きたることを知るべし、されば、此の聖人の道に向ふものは善けれども、是れにそむくものは亡ぶるなり、若し是の道に向つても善からず、是の道にそむきて亡びざるものは、古より今に至るまで、未だ嘗て一人もあらざるなり、

【管】は總合して一にすることなり、【天下道管是矣】是の字は聖人を指す、以下の是の字も亦皆同じ、【百王】は古より世に顯はれたる多くの王なり、【詩書禮樂】は詩經、書經、禮經、樂經なり、皆孔子の編定せられたるものなり、詳細は勸學篇に解せり、【歸】は歸着して一になるなり、【春秋】は孔子の作られたるものにて、春秋二百四十餘年間の歷史なり、詳細は卷首楊倞の序の條に解せり、【微】は微妙なる意見なり、春秋は事實を直書して褒貶を嚴にす、故にいふ、【風】は國風なり、國々の風儀を謠ひし者なり、詩の體なり、詳細は卷首の楊倞の序の條に解けり、【遂】は妄なること、淫亂なることなり、【節】は節制なり、【小雅大雅】雅は正なり、政を正すの義にして、王政の興廢する所以を述ぶ、政に大小あるを以て、小雅大雅に分つ、此れも亦詩の體なり、【文】は飾なり、【光】は廣に通ず、廣大なり、【頌】は詩體なり、天子の功德を稱贊して神明に告ぐるものなり、【至】は盛德の極をいふ、【畢】は盡なり、ツクと訓む、【鄉】は向なり、ムカフと訓む、【臧】は善なり、ヨシと訓む、【倍】は背なり、ソムクと訓む、【如不臧】如は若しに同じ、モシと訓む、【如不亡】の如も此れに同じ、

○以上第五章、民、士、君子、賢人、聖人の行を擧げ、聖人は天下の道の大成者にして、聖人の道は天下の道の根元たることを說けり、聖人は即ち第一章にいへる大儒なり、

客有レ道、曰、孔子曰、周公其盛乎、身貴愈恭、家富而愈儉、勝レ敵而愈戒、

此の節は、客の言をあげたり、

客人我に向ひて言へることあり、其の言に曰く、「孔

聖人也者、道之管也、天下之道管是矣、百王之道一是矣、故詩書禮樂之道歸是矣、詩言是其志也、書言是其事也、禮言是其行也、樂言是其和也、春秋言是其微也、故風之所以不逐者、取是以節之也、小雅之所以不亡者、自古及今、未嘗有也、

此の節は、聖人は凡ての道を總合せるものなり、故に聖人の道は道の根本たることを說けり、聖人とは、多くの道を總合せるものなり、されば天下のあらゆる道は、聖人に總合せられたるなり、古よりの多くの帝王の定められたる道は、聖人に一定せらるゝなり、故に詩經や、書經や、禮經や、樂經に說かれたる道は、聖人の道に歸着して一となるなり、今分けて言へば、詩經は聖人の志を言ひあらはせるものなり、書經は聖人の事業を說けるものなり、禮經は聖人の行を說けるものなり、樂經は聖人の和ぎ樂める風を言ひあらはしたるものなり、春秋は聖人の微妙なる意見を說けるものなり、詩經は聖人の編纂せられたるものなり、故に此の書に就て、更に詳しく見るに、國風のむやみに淫靡に流れざるは、聖人の道を取て之れを節制せるが故なり、小雅の小雅として正しきを失はざるは、聖人の道を取りて之れを飾れるが爲なり、大雅の大雅として正大なるは、聖人の道を取りて、之れを廣大にせしが故なり、頌の盛德の極點と

也、如是則可謂聖人矣、此其道出于一、曷謂一、曰、執神而固、曷謂神、曰、盡善挾治、謂之神、曷謂固、曰、萬物莫足以傾之、之謂固、神固之謂聖人、

此の節は、聖人の行を說けり、其の爲す所、正しくて條理あり、己の身を敬ひ愼むこと嚴重にして威儀あり、爲す所の事は、堅固にして終始亂れざるなり、安かにして憂へ懼るゝことなく、能く長く久しく其位置を保つなり、樂みて道を執り守り、之れを修むることを怠らざるなり、智を用ふること甚明にして、事に遺憾なし、道の大綱を守りて、能く之れを行ふなり、言ふ所行ふ所、安泰にして文章備れり、人の善きことを爲すを見て喜び、樂むなり、人の道理に當らざることを爲すを、憂へ戚み恐るゝなり、是の如きものは、之れを聖人と謂ふべし、此の如くなるは、其の執り守る所の道が、一より出づればなり、一とは如何なるものを謂ふか、曰く、神を執り持ちて固きなり、神とは如何なるものを謂ふか、曰く、我惡き性が矯め正されて、盡く善くあまねく治りて亂れざるを、稱して神といひたるなり、固とは如何なることを謂ふか、曰く、如何なる萬物の力にても、此の矯めてよくなれる性を、傾け倒ふすに足らざる如く、固く修められたるを固といふなり、神にして固なる、之れを聖人と謂ふなり、

【井井兮】兮は助語なれば、讀まずしてよし、井井は經畫端正の貌なり、【理】は條理なり、【嚴嚴】は嚴重にして、威儀ある貌なり、【介介】は堅固なる貌なり、【厭厭】は安安に同じ、安かなる貌なり、【樂樂】は樂しき貌なり、【殆】は怠なり、オコタルと訓む、【炤炤】は明に見ゆる貌なり、【脩脩】は條條に同じ、行ふ貌なり、脩音デウ、【統類】は紀綱に同じ、大綱なり、【綏綏】は安泰の貌なり、【熙熙】は和ぎ樂む貌なり、【臧】は善なり、ヨシと訓む、善き行なり、【隱隱】は憂へ戚む貌なり、【當】は道理に當るなり、【挾】は浹と通ず、周きなりアマネシと訓む、

レ之、若レ運二四枝一、要レ時立レ功之巧、若レ詔二四時一、平レ正和レ民之善、億萬之衆而博若二一人一、如レ是則可レ謂二賢人一矣、

此の節は、賢人の行を說けり、

古の多くの王の制定し給ひし法則を學び修めて、道理を辨明することは、恰も白黑を辨ち明にするが如く、當時の急務を知り、變に應じて之れを處置することの易きは、恰も一二の數を數ふるが如く易く、禮節に安んじて、自由に之れを行ひ用ふることは、手足を運すが如く容易に、時機を失はず、之れを邀へて事を爲し、功績を立つることの巧なる、恰も四時の相つぎ相代りて、萬物を養成するが如く、善く政を公平にし、民を和げ治め、億萬のごた〳〵と多き人々を、治むることは、恰も一人を治むるが如く容易なる、是の如きものを賢人と謂ふなり、

【百王之法】は古の多くの帝王の制定せられたる法則なり、【行レ禮要節】要は邀ふるなり、むかへて行ふの意なり、一句の意は禮節を行ふをいふ、【四枝】枝は肢と通ず、四肢は手足なり、【要レ時】要は邀ふるなり、時機をはづさず、むかへとるなり、【詔二四時一】詔は紹と通じ、ツグと訓む、一句の意は四時の相つぎ相代りて萬物を養成するをいふ、【平レ正】正は政と通じ、マツリゴトと訓む、【平レ正和レ民之善】は善く政を公平にし、民を和ぐる意なり、

井井兮其有レ理也、嚴嚴兮其能レ敬レ己也、介介兮其有二終始一也、厭厭兮其能長久也、樂樂兮其執レ道不レ殆也、炤炤兮其用レ知之明也、脩脩兮其統類之行也、綏綏兮其有二文章一也、熙熙兮其樂二人之臧一也、隱隱兮其恐二人之不一レ當

是則可謂勁士矣、

此の節は、勁士の行を說けり、

行は正しく、志は堅固にして、私欲を以て平生聞き學べる所を亂さず、是の如きものは勁く直しき士と謂ふ可し、

【行法】法は正なり、タヾシと訓む、【至堅】至は志と通ず、コヽロザシと訓む、【勁士】は勁く直き士なり、

行法至堅、好修正其所聞、以矯飾其情性、其言多當矣、而未諭也、其行多當矣、而未安也、其知慮多當矣、而未周密也、上則能大其所隆、下則能開道不已若者、如是則可謂篤厚君子矣、

此の節は、君子の行を說けり、

行は正しく、志は堅く、好みて其の聞き學べる所を修め正し、以て其の惡しき性情を矯め正して、美しく飾る、其の言ふ所は多く道理に當れども、未だ其の根本の義を曉り盡さず、其の行は多く道理に當れども、未だ心の適くまゝに安んじて行ふこと能はず、其の智慮は多く道理に當れども、未だ周密に行き屆きて善を盡さず、上は能く己が尊ぶ所の人、即ち君、師を尊びて之れに事へ、下は能く己に及ばざる者を、開發誘導す、是の如きものは之れを篤厚の君子と謂ふ可し、

【矯飾】矯は矯に同じ、ためたゝすこと、飾は美しく飾ること、【其言多當】當は道理に當るなり、下文の其行多當、其知慮多當の當も皆同じ、【諭】は曉るなり、【知慮】は智慮に同じ、【周密】は周密に行屆きて、善を盡くせるをいふ、【大】は尊なり、タットブと訓む、【所隆】は尊なり、タットブと訓む、所隆とは尊ぶ所の人、即ち君、師などを指す、【開道】は開發誘導なり、道は導に同じ、

修百王之法、若辨白黑、應當時之變、若數一二、行禮要節而安

をつけらるゝ、此れは世を亂れざる樣になす所以の道なり、忠臣は誠に己が才能が、如何なる任務に堪ふるかを顧みて、然して後に、敢て命せられたる職を受けて、之れを務む、此れは己が身の困窮せざる所以の道なり、上にありては、才分に應じて位を定めて、少しも亂れず、下にありては、才能あるものが、それ相應の職を受けて、困窮せざるは、治り治まれる極、即ち太平の極なり、昔の詩に曰く、「諸侯の賢明なる者は、能く左右の臣下を治むるが故に、左右の臣下も亦君に從ひて、各〻其の職を勵む、是れ故に天下安かなり」と、此の詩は上下こもごも〳〵其の務むべき所を務めて、相亂れざることを謂ひたるなり、

【能小】能は才能なり、下文の誠能の能も亦此れに同じ、【辟】は譬に同じ、タトフと訓む、【舍粹折無適也】舍は除なり、ノゾクと訓む、粹は碎と通ず、音サイ、碎折とは碎け折るゝことなり、適は行くなり、一句の意は碎け折るゝことを除きて、外に行く所なしの意にて、言ひ換ふれば、失敗といふ所を除きて、外に行く所なし、即ち必ず失敗するといふ意なり、【僃身】はせむしなり、【謫】は商るなり、ハカルと訓む、【不窮】は困窮せざるなり、【分】は才分に從ひて、位を定むる意なり、【治辨】辨は治なり、されば治辨二字にて治まる意なり、【詩曰】此の詩は、詩經小雅采菽の篇にあり、【平平】は治むること、【左右】は左右の臣下なり、

○以上第四章、人が富貴になり、賢智になるには、學問に據るを以て最上の方法となす、故に君子は學問を修めて、其の分に安じて職を務め、以て名をあぐることを說けり、

以從俗爲善、以貨財爲寶、以養生爲己至道、是民德也、

此の節は、民の行を說けり、

世俗の人の爲す所に從ふを以て善しとなし、貨財を以て寶となして、之れを集め身體を奉養するを以て己が最上の道となすは、是れ民の行なり、

【養生】は身體を奉養するなり、【至道】は最上の道なり、【民德】は猶民の行と謂ふが如し、

行法至堅、不以私欲亂所聞、如

くなるなり、昔の詩に曰く、「善からぬ民は、互に一方のものを怨みあひ、君から官爵を受くることありとも、相讓ることをせず、此れに由りて人に怨まれ、遂に己は此に滅亡するに至る」と、此の詩はつまり鄙夫のことを謂ひたるなり、

【鄙夫】は鄙しき心のものなり、【譽】は與と通ず、與は徒黨なり、【愈】は愈に同じ、【鄙爭】は根性きたなく相爭ふこと、【煩勞】は煩しく苦勞すること、【安利】は安全と利益なり、【詩曰】此の詩は詩經小雅角弓の篇にあり、【無良】は善からぬなり、【一方】は一方の相手をいふ、

故能小而事大、辟之是猶力之少而任重也、舍粹折無適也、身不肖而誣賢、是猶偃身而好升高也、指其頂者愈衆、故明主諭德而序位、所以爲不亂也、忠臣誠能然後敢受職、所以爲不窮也、分不亂於上、能不窮於下、治辨之極也、詩曰、平平左右、亦是率從、是言上下之交不相亂也、

此の節は、人各〻學問を修め、分に安んじ、其の才能を盡すときは、天下太平なることを說けり、

前に鄙夫のことを述べたり、人は凡て己が才能の大小を顧みて、職に從ひ位に居らざる可からず、されば禍にかゝることなきなり、鄙夫は之を顧みざるが故に、禍にかゝるなり、故に己が才能小にして任務の大なるは、譬へて言へば、猶力の少くして任務の重きが如し、碎け折くる、即ち失敗といふ所を除きて、外に行く所はなきなり、又己が身不束にして、賢人を誣ひ毀るは、是れ猶偃身にて、好んで高き所へ升るが如し、其の頂がます〳〵低くたるゝ故に、之れを指して笑ふもの、いよ〳〵多きなり、故に賢明なる人君は、人々の德をはかりて、それ相應の處に置き、位の次第

其の内即ち心を修め、外人に對しては謙讓するなり、又德を身に積み重ねて、世に處するには、退讓の道を以てするなり、是の如きときは、貴重なる名譽は、自然に起りて、世に著はるゝことは、日月の如く明に、天下の人々之れに應じ從ふことは、雷の霆に應ずるが如し、故に古人曰く、「君子は身隱るゝとも名は顯はれ、微賤なるとも名は明に、辭讓して高ぶらざれども人の上に出でゝ人に勝る」と、又昔の詩に曰く、「鶴が極く深く遠き澤の中にて鳴けば、其の聲は高き天までも聞き聞ゆ」と、此の詩は君子が、隱るゝとも、微賤なるとも、其の名の高く聞ゆることを謂ひたるなり、

【威】は恐るゝなり、オソルと訓む、【窮處】は困窮して居るなり、【情】は實なり、【擧】は皆なり、ミナと訓む、【積レ此】此は身を指す、【比周】は徒黨を組むことなり、【夸誕】は妄に誇りいつはるなり、【勢重】は勢力なり、【脅】はおびやかすなり、オビヤカスと訓む、【誠レ此】此の學問を誠に修めての意なり、【就】は成就なり、【讓】は謙讓なり、謙遜に同じ、【遁遁】は退讓なり、退讓は謙讓と同意なり、【雷霆】はいかづちと、いなづまとなり、【隱】は身隱るゝなり、【微】は微賤なり、【故曰君子隱而顯云云】此の語は古語なり、孔子にも此れに似よりたる語あり、【詩曰】此の詩は詩經小雅鶴鳴の篇にあり、【九皐】九は極點の數なり、故に極まる意あり、皐は澤なり、九皐とは極めて深く遠き澤なり、

鄙夫反レ是、比周而譽俞少、鄙爭而名俞辱、煩勞以求二安利一、其身俞危、詩曰、民之無レ良、相怨一方、受レ爵不レ讓、至二于己斯一危亡一、此之謂也、

此の節は、鄙夫は學問を修めざるが故に、名辱められ身亡ぶことを說けり、

鄙夫は爲す所全く君子に反す、故に徒黨を得んとしても、却て徒黨はいよ〳〵少なく、きたなく名を得んと相爭うても、名はいよ〳〵辱められ、煩しく苦勞して、安全利益を求めんとして、却て其の身いよ〳〵危

之情舉積此哉、故曰、貴名不可以比周爭也、不可以夸誕有也、不可以勢重脅也、必將誠此然後就也、爭之則失、讓之則至、遵遁則積、夸誕則虛、故君子務修其內而讓之於外、務積德於身而處之以遵遁、如是則貴名起如日月、天下應之如雷霆、故曰、君子隱而顯、微而明、辭讓而勝、詩曰、鶴鳴于九皐、聲聞于天、此之謂也、

此の節以下は、側面より或人に問に答へたり、此の節は、君子は學問を修む、故に貴く富み智者となり、其の名天下に轟くことを說けり、

君子は學問を修めて德高きが故に、爵位なけれども貴く、俸祿なけれども富み、言はざれども民は信じ、怒らざれども民は威れ、困窮して居ても自然に榮え、獨り居りても和ぎ樂みて憂なし、是れ豈至つて尊く、至つて富める、至つて貴重なる、至つて嚴威ある實が、皆己が身に積み蓄へられたるが故に非ずや、言ひ換ふれば、學問を修めし故に非ずや、學問をすれば此の如く貴重なる名譽を得るなり、されど、此の貴重なる名譽は、決して人と徒黨を結び、相爭うて得可からず、妄に誇り高ぶる心にては、得可からず、勢力を以て、脅し取る可からず、必ず此の學問を誠に身に修め行うて、然して後此の名譽を成就せんと欲すれば、即ち成就するなり、されば、此の名譽は、徒黨を組みて爭ひ得んとすれば、反て之れを失ひ、學問を修めて爭はず、謙讓するときは、求めずして來るものなり、又學問を修めて、人と爭はず、常に退きて謙讓するときは、自然に德が身に積り、之れに反して、妄に誇り高ぶり、出しやばりて、人と爭ふときは、反て虛しくなるものなり、かるが故に、君子は務めて學問をして、

分ち定め、天下の大事を掌の上に圓め轉ばして、之れを處置することは、恰も白と黑とを直に辨別するが如し、是れ豈愚にして智者となれるに非ずや、さきには、無一物の貧者なりしが、學問を修めたるが爲に、俄にして登庸せられ、天下を治むるの大器、即ち禮樂や刑政は、みな有して己が身にあり、是れ豈貧にして富むものに非ずや、今此に人あり、尊き千鎰の價値ある寶を藏するときは、たとへ外へ出で、路を行きながら人に食物を乞うても、即ち乞食をしても、世の中の人は、之れを富者と謂はん、彼の寶は之れを着ようとしても着ること能はず、之れを食はんとしても之れを食ふこと能はず、之れを賣らんとしても早速に賣却すること能はず、言はゞ仕方のなきものなるに、世の中の人は、此の人を富者と謂ふは何ぞや、是れ豈大なる富を得べき器、即ち千鎰の寶が誠に此の人の家に藏しあるが爲に非ずや、然らば此の廣大なる學問といふものを有せるものも、亦富人なり、何となれば、學問は千鎰の寶より、更に貴重なるものなればなり、今人にして、此の貴重にして廣大なる學問を有さば、たとへ困窮するとも豈貧にして富めものといふべきに非ずや、

【敦慕】は二字ともに勉むるなり、【鄉】は向と同じ、サキニと訓む、【混然】は知る所なきの貌、【塗之人】塗は途と同じ、ミチと訓む、途の人とは、つまらぬ人といふことなり、【竝】は比なり、比肩なり、【效】は考ふるなり、【門室之辨】は門と室との辨別なり、【決】は決定なり、【圓魂】は圓に同じ、音エン、圓魂は圓轉に同じ、【而辨白黑】而は如に通ず、ゴトシと訓む、【胥靡】胥は空しき也、靡は無きなり、胥靡之人とは無一物の貧民をいふ、【大器】は禮樂刑政を指す、【皋】は皆なり、ミナと訓む、【屑然】は尊重の貌、【千溢】溢は鎰と通ず、鎰は二十兩なり、【行貨】は行乞なり、行〳〵物を乞ふこと、即ち乞食なり、【僂】は疾くなり、前に解せり、【售】は賣なり、ウルと訓む、【大富之器】は千鎰の寶を指す、【杼杼】は廣大なる貌、

故君子無爵而貴、無祿而富、不言而信、不怒而威、窮處榮、獨居而樂、豈不至尊至富至重至嚴

堯禹豈不賤而貴矣哉、鄉也效門室之辨、混然曾不能決也、俄而原仁義分是非、圓通天下於掌上、而辨白黑、豈不愚而知矣哉、鄉也胥靡之人、俄而治天下之大器舉在此、豈不貧而富矣哉、今有人於此、屑然藏千溢之寶、雖行貸而食、人謂之富矣、彼寶也者、衣之不可衣也、食之不可食也、賣之不可僂售也、然而人謂之富、何也、豈不大富之器、誠在此也、是杼杼亦富人已、豈不貧而富矣哉、

此の節以下、終まで答なり、此の節は、或人の問に對し、正面より答へたるものにて、貴となり、智者となり、富貴となる方法を說けり、

余答へて曰く、賤くして貴となり、愚にして智者となり、貧にして富となる方法は、其れたゞ學問を修むるにあるか、彼學問といふものは、非常によきものなり、之れをよきものとして、少しにても行ふものは、之れを士と謂ふなり、全く之れをよきものとして、勉め行ひ怠らざるものは、之れを君子と謂ふなり、全く之れを知り盡くして、之れと一體になれるものは、之れを聖人と謂ふなり、學問さへすれば、上は聖人となり、下は士君子と爲るを得るに、たれか我を禁むるもののあらんや、さきには、無智にして賤しくつまらぬ人が、學問を修めたるが爲に、俄にして堯帝や禹王の如き聖人と比肩するに至るを得、是れ豈賤しくて貴くなるに非ずや、さきには門と室との辨別を考ふるも、無智にしてきめること能はざりし人が、學問を修めたるが爲に、俄にして仁義の道に原きて、事の是非を

ことにて、反覆常なきことを謂ふ、【堅白同異】は惠施などの唱ふる詭辯にして、修身篇に詳解せり、【分隔】は分別隔異なり、【聖人之知】知は智に同じ、【僂指】僂は疾なり、ハヤシと訓む、僂指とは迅速に指陳して說明することなり、【工匠】は細工人なり、【君子不レ知】此の君子は卿大夫を指す、【慤陋】慤は愚なり、陋は固陋なり、【辟稱】辟は譬と通ず、音ヒ、譬喩なり、稱は稱へ說くなり、【上愚】は至愚に同じ、【相二鷄狗一】鷄や狗の善し惡しを見分くること、古は鷄や狗を見分くる術あり、呂氏春秋に、齊に善く狗を相るものありといひ、周禮に犬人の職ありて犬を相すること見ゆ、【詩曰】此の詩は、詩經小雅何人斯の篇に出づ、周の幽王の頃の公卿蘇公が、暴公といへる公卿の逆亂を攻撃せる詩なり、【蜮】は揚子江、淮水あたりに住める大毒蟲なり、水邊に住み、沙を含みて水にうつる人影を射る、故に一に含射、射影の名あり、人若し其の影を射らるれば、瘡を生ずといふ、此の蟲は長一二寸にして翼あり、能く飛ぶ、口中に横れる鋭き物あり、形角弩の如し、故に亦短狐（狐は恐くば弧の誤なるべし）の名あり、人其の形を見ること稀なりといふ、【覩】は音テン、面目の明なる貌なり、【反側】は反覆極りなき不正直の心なり、

○以上第三章、君子は中正の道を守り、邪なる行事や言說を爲さいることを說けり、

我欲二賤而貴一、愚而智、貧而富、可乎、

此の節は、或人の貴くなり、智者になり、富者になる方法を問へることを記せり、

或人曰く、我は賤くして貴くなり、愚にして智者となり、貧にして富まんことを欲す、如何にして可なるやと、

曰、其唯學乎、彼學者、行之、士也、敦慕焉、君子也、知之、聖人也、上爲二聖人一、下爲二士君子一、孰禁二我哉一、鄉也混然塗之人也、俄而並乎

靦面目、視レ人罔レ極、作二此好歌一以、極二反側一、此之謂也、

此の節は、姦事姦說を是れ事とする惠施、鄧析を攻撃せるものなり、

姦惡なる言說行事の惡むべきは、前に說けり、若し夫れ充てるものをして虛ならしめ、虛なるものをして充たしむるが如き、反覆極りなき言論や、堅白及び同異の分別あり、隔異せることを論ずる、所謂詭辯を弄するものに至りては、更に姦惡の甚しきものなり、此の如き詭辯は、耳の聰きものと雖、聽きわくること能はざる所なり、目の明なる人と雖、見分くること能はざる所なり、能辯の士と雖、言ひ明かすこと能はざる所なり、聖人の智惠と雖、迅速に指陳して諭すこと能はざるなり、さればかゝる事は知らずとも、君子たるに害になることなく、之れを知るも小人は小人たるを損減せず、矢張小人たるなり、又工匠は、之れを知らずとも巧なる細工をなすに害になることなく、卿大夫は之れを知らずとも、政治を爲すに害になることなし、然るに王公若し之れを好むときは、法則を亂して國家の混亂を來たし、百姓之れを好むときは、己の仕事を亂して、身死し家滅ぶに至るべし、而して彼の狂ひ惑へる、愚にして固陋なる人は、此の間に乘じて其の手下たる多くの徒黨を引き連れて、其の邪なる意見を辯說し、譬をひきて之れを稱へ明にし、己の身老いて子供が成長するに至りても、即ち永き間、之れが普及に勉めて、少しも之れを惡むことを知らず、今の世には此の如き人が多くあるなり、夫れ是れを至愚の人と謂ふなり、至愚の名を得るよりは、能く鷄や狗を視て、其のよし惡しを判する下等なる職業にて、名を爲すの尊ぶべきに如かざるなり、昔の詩に曰く、「汝が鬼となり蜮とならば、我は汝を見ることを得ざれども、汝は明に面目ありて、純然たる人なり、人を見ると、我汝を思ふことは極まるときなし、故に此の善き歌を作りて、汝が反覆極りなき不正直の心を極めて責むるなり」と、此の詩は、つまり此の至愚の人を責めたることを謂ひしなり、

【充虛之相施易】施は移と通ず、音イ、施易とは移易なり、充つるものと虛しきものとが移り易るとは、充つるものが忽ち虛しくなり、虛しきものが忽ち充つる

道、姦事姦道、治世之所棄、而亂世之所從服也、

此の節は、中正なる行事及び言説と、姦惡なる事行及び言説とを説けり、

凡て行事は、政治に益あるものは之れを爲し、政治に益なきものは之れを廢す、之れを中正なる行事と謂ふなり、凡て言説は、政治に益あるものは之れを爲し、政事に益なきものは之れを舍つる、之れを中正なる言説と謂ふなり、之に反し、行事中正を失する、之れを姦惡なる事行と謂ふなり、言説中正を失する、之れを姦惡なる道といふ、姦惡なる行事と道とは、治める世にては棄つる所にして、亂れたる世の人々の從ひ服する所なり、

【理】は治なり、以下同じ、【中事】は中正なる事なり、下文の中説、失中の中も亦同じ、【知説】は猶言説といふが如し、

若夫充虛之相施易也、堅白同異之分隔也、是聰耳之所不能聽也、明目之所不能見也、辯士之所不能言也、雖有聖人之知、未能偻指也、不知無害爲君子、知之無損爲小人、工匠不知、無害爲巧、君子不知、無害爲治、王公好之則亂法、百姓好之則亂事、而狂惑戇陋之人、乃始率其群徒、辨其談説、明其辟稱、老身長子、不知惡也、夫是之謂上愚、曾不如好相雞狗之可以爲名也、詩曰、爲鬼爲蜮、則不可得、有

ちしめ、以て人を驚かすは、君子は惠施と鄧析とに及ばざるなり、然れども、若し夫れ其の人々の德をはかりて、其の位次を定め、人々の才能をはかりて、其れに官を授け、賢人と不肖とは、皆其の適當の位を得、才能あるものと才能なき者とは、皆其の適當の官を得、萬物は皆宜しき樣に發育を遂ぐるを得、時々起り來る事は、皆其れ相應に處置を得、愼到、墨翟の如き邪な學者は、少しも其の談論を進むることを得ず、惠施、鄧析の如き邪なる學者は、敢て其の明察なる辯說を進めず、言ふ事は必ず道理に當り、爲す事は必ず時の急務に當る、すべての事をして此の如く整然たらしむるは、是れ君子の長ずる所なり、

【相】は視るなり、【高下】高は乾ける土地をいひ、下は濕める土地をいふ、【墝肥】墝はやせたる土地をいひ、肥は肥えたる土地をいふ、【序五種】五種は黍、稷、豆、麥、麻の五つの穀物をいふ、序は土地に適する樣に順序よく種うるをいふ、【貴賤】は價の貴賤なり、貴は高きこと、賤はひくきことなり、【賈人】は商人なり、【規矩】規は筆規にて、矩はさしかねなり、【繩墨】は墨繩なり、【備用】は器用に同じ、器物は使用するもの、故に器用といふ、されば器用とは猶器物といふが如し、【恤】は顧なり、カヘリミルと訓む、【然不】は然否に同じ、然否は善惡に同じ、【情】は實なり、【薦擅】薦は藉くなり、擅は抑ふるなり、薦擅とは物をしき抑へることにて、凌駕する意なり、【恥怍】は二字ともにはづるなり、【惠施】の傳は修身篇に解けり、【鄧析】の傳は、不苟篇に解けり、【諦】は商に同じ、はかるなり、ハカルと訓む、【次】は位次なり、【事變】はいろ〳〵變り起る事柄なり、【得其應】は其れ相應に處置を得るなり、【愼墨】は愼到と墨翟となり、其傳は、卷首楊倞の序の條に解けり、【窴】は容なり、イルと訓む、進めいるゝなり、【務】は時の急務なり、

凡事行有益於理者立之、無益於理者廢之、夫是謂中事、凡知說有益於理者爲之、無益於理者舍之、夫是之謂中說、事行失中、謂之姦事、知說失中、謂之姦

君子の所謂賢者とは、能く徧く人の能くする所を能くするの謂に非ざるなり、君子の所謂智者とは、能く徧く人の知る所を知るの謂に非ざるなり、君子の所謂辨者とは、能く徧く人の辨ずる所を辨ずるの謂に非ざるなり、君子の所謂明に物を觀察する者とは、能く徧く人の觀察する所を觀察するの謂に非ざるなり、禮義の道に止りて、能くし、知り、辨じ、觀察する所ある者を、賢者、智者、辨者、明に物を觀察する者と謂ふなり、

【知者】は智者に同じ、【止】は禮義に止るなり、

相高下、視墝肥、序五種、君子不如農人、通財貨、相美惡、辨貴賤、君子不如賈人、設規矩、陳繩墨、便備用、君子不如工人、不恤是非然不之情、以相薦撙、以相恥怍、君子不若惠施、鄧析也、若夫譎德而定次、量能而授官、使賢不肖皆得其位、能不能皆得其官、萬物得其宜、事變得其應、愼墨不得進其談、惠施、鄧析不敢竄其察、言必當理、事必當務、是君子之所長也、

此の節は、君子の長ずる所を說けり、

土地の乾けると濕めるとを見分け、やせたると肥えたるとを識別して、黍、稷、豆、麥、麻の五つの穀物を土地に應じて順序よく種うることは、君子は農夫に及ばざるなり、財貨を四方に通じ、其の品の美きと惡しきとを見分け、其の價の貴きと賤きとを辨別するは、君子は商人に及ばざるなり、筆規と、さしがねとを設け、墨繩を陳ねて、種々の器物を造りて、人に便利を與ふるは、君子は細工人に及ばざるなり、是非然否の實を顧みず、辯說を以て互に相凌駕し、互に相恥

昭王曰、善、

此の節は、昭王の感服せることを記せり、

昭王聞き終りて曰く、善し、誠に尤もの論なりと、

○以上第二章、儒者の品格功業を説き、其の人の上にありても、人の下にありても、共に宜しきにあはざるなきことを言へり、

先王之道、仁之隆也、比中而行之曷謂中、曰、禮義是也、道者、非天之道也、非地之道也、人之道也、君子之所道也、

此の節は、人の踐み行ふべき道を説けり、

先王の遺されし道は、仁道の至つて隆き立派なる道なり、其れは中道に從ひて之れを行ふを以てなり、或人曰く曷をか中道といふやと、答へて曰く、禮義即ち是れなり、凡て道といふ者は、天の道にも非ず、地の道にも非ず、人の道なり、人の道にても、正しきものあり、正しからざるものあり、然らば眞正なる人の道とは、如何なるものなるやといふに、君子の道とする所なり、君子の道とする所は、言ふまでもなく先王の道、即ち禮義に從ひて悖らざる道なり、

【仁】は仁道なり、【隆】はたかく尊きなり、【地】は順なり、從なり、シタガフと訓む、【中】は中道なり、

君子之所謂賢者、非能偏能人之所能之謂也、君子之所謂知者、非能偏知人之所知之謂也、君子之所謂辨者、非能偏辨人之所辨之謂也、君子之所謂察者、非能偏察人之所察之謂也、有所止矣、

此の節は、前節を承け、君子は禮義の道に止まることを説けり、

之謂也、

此の節は、孫卿の對を記せり、

孫卿子曰く、儒者が人の上となれるときは、其の功德甚だ廣大なり、志意は內に一定して動かず、禮節は朝廷に修りて正しく、凡て政事上の法則と度量とは、役所にて正く守られて、下民に及び、忠信に民を愛しみ利する心は事實となりて、下民の上にあらはるゝなり、一の不義を行ひ、一の無罪のものを殺して、天下を得るが如きことは爲さざるなり、此く其の義が人民に信せられ、四海に通ずるときは、天下の民之れを響應すること、恰も喧しくして聞く能はざるが如くならん、是れ何ぞや、貴ぶべき名譽の世に明白にして天下皆慕ひ來ればなり、故に近き所のものは、其の德を歌ひて、之れに樂み、遠き國のものは、つまづき倒るゝも厭はず、急ぎ走り來りて從ふなり、かく四海の中は一家の如く、舟車の通ずる處に住む人民は、即ち世界中の人は、從ひ服さざることなし、夫れ是れを人民の師長と謂ふなり、昔の詩に曰く「西からも、東からも、南からも、北からも、こゝに從ひ服せざるものなし」と、此の詩はつまり儒者のことを謂ひたるなり、

【度量】度は物尺なり、量は升目なり、【官】は役所なり、【此若】若も此なり、二字は、複語にて猶此といふが如し、【謹】は喧なり、かまびすしきこと、【白】は明白なり、【願】は慕ふなり、【蹎蹶】はつまづき倒るゝこと、【通達之屬】は舟車の通じ、達く所に住するともがら、即ち群衆の義なり【詩曰】此の詩は詩經大雅文王有聲の篇にあり、【思】は語助なり、コ、ニと訓む、

夫其爲人下也如彼、其爲人上也、如此、何謂其無益於人之國也、

此の節は、前節の續きにて、前節と、上の儒者の人の下となりて宜しきことを說きたる節とを結べり、夫れ其の儒者の位人の下となりても宜しきこと彼が如く、人の上と爲りても宜しきこと此の如し、是れに由りて之れを觀るに、儒者は何ぞ人の國に益なしと謂はれやうやと、

よくし、下位にあるときは子弟を教へ化して風俗をよくす、儒者の位人の下にあるときは、是の如き功績あり、是れ國家の忠臣人君の寶と謂ひし所以なりと、【仲尼】は孔子の字なり、【司寇】は官名にて、罪人を處刑し、獄訟を聽斷することを掌る、史記に定公(魯の君)孔子を以て中都の宰と爲す、一年にして四方皆之れに則る、中都の宰より司空となり、司空より大司寇となるとあり、此の時孔子年五十餘なり、【豫】は誑なり、あざむくなり、アザムクと訓む、【賈】は價に同じ、【闕黨】は地名にて、孔子の住居せし所なり、【罔罟分】は罔は魚を捕るあみ、罟は兎や鹿などを捕るあみなり、罔罟分とは、罔罟にて捕りたる魚や獸を分つことなり、

王曰、然則其爲人上何如、

此の節は王の問を記せり、荀子前に儒者は人の上となりても、人の下となりても、宜しきをいひて、人の下になりて宜しき事のみを說き、人の上となりて宜しきことを說かず、故に王之れを問ふなり、

昭王曰く、儒者の人の下となりて宜しきことは聞けり、然らば其の人の上となりて宜しきことは如何、

孫卿曰、其爲人上也廣大矣、志意定乎內、禮節修乎朝、法則度量正乎官、忠信愛利形乎下、行一不義、殺一無罪、而得天下不爲也、此若義信乎人矣、通乎四海、則天下應之如讙、是何也、則貴名白、而天下願也、故近者歌謳而樂之、遠者竭蹶而趨之、四海之內若一家、通達之屬莫不從服、夫是之謂人師、詩曰、自西自東自南自北、無思不服、此

の漏る破れ家なり、

仲尼將爲司寇、沈猶氏不敢朝飲其羊、公愼氏出其妻、愼潰氏踰境而徙、魯之粥牛馬者、不豫賈、蚤正以待之也、居於闕黨、闕黨之子弟、罔眾分、有親者取多、孝悌以化之也、儒者在本朝、則美政在下位、則美俗、儒之爲人下如是矣、

此の節は、前節の續きにて、孔子の例をひきて、儒者の人の下にあるときは、國家の忠臣人君の資たることを說けり、

孔子が魯に仕ふるときの事なりき、將に司寇となり國政を總べんとするや、不正の人々は、皆恐れて其の非行を改めたり、左に其の例をあげん、羊をひさぐ沈猶氏といふ者あり、毎朝何かくだらないものを羊に飲ませて、我羊は此の如くよき物を與へて養ふが故に、上等なりといひて、市人を欺き居りしが、孔子の政を執るを聞くや、敢て之れを爲さずなりぬ、又公愼氏といへる者あり、其の妻淫亂なれども制せざりしが、孔子の政を執るを聞くや、直に其の妻を出しぬ、又愼潰氏といふ者あり、奢侈度なかりしが、孔子の政を執るを聞くや、直に國を出て境をこえて他國に徙りぬ、又魯の牛馬をひさぐ者は、價を詐りて高利を貪りしが、孔子の政を執るを聞くや、價をあざむかずなりぬ、此れは孔子が己の身を正しくして人の之れにならはんとを待ちたるが故に、此く人々が感化するなり、又孔子が闕黨に居られしときは、闕黨の子弟は、互に合同して捕へたる獸や魚を分つに、親ある者は多く取り、親なき者は少なく取れり、蓋し親ある者は之れを養はざる可からざるが故に、親なき者が少なく取りて、之れに多くを與ふるなり、此れは孔子が常に孝悌の道を修め行ひて、子弟を感化したるに由るなり儒者が朝廷の高き位にあるときは、則政事を

鳴呼而莫之能應、然而通乎財萬物、養百姓之經紀、勢在人上、則王公之財也、在人下、則社稷之臣、國君之寶也、雖隱於窮閭漏屋、人莫不貴之、道誠存也、

此の節及び次節は、並に荀子の答なり、此の節は、儒者の德望、人格、才能、人の上にあるも、下にあるも、共に國に利あらざるなきことを說けり、

孫卿子對へて曰く、儒者は先王の道に法り、禮義を隆び、臣子たる者を敎化して、謹み事へて非をなさしめず、其の上を貴ぶことを致すものなり、其の故を左に說明せん、人主儒者を用ひて、朝廷の上の位にあらしむるときは、其の執る所の政事は、皆宜しきに合ひ、國を安ずるなり、之れに反し、用ひられざるときは、退いて自ら百姓の間に編入しまことに謹みて民を導き、柔順に上に從ひ、たとへ困窮して餒ゑ凍ゆるに至ると雖、邪なる道を以て利を貪り取ることをせざるなり、又たとへ少しの土地を有たずとも、國家を維持するの大義に明く、己唱へて人之れに應ずる者なしと雖、然も萬物を養成し、百姓を養育するの經紀の道に通達せり、故に儒者は其の位人の上にあるときは、則ち王たり公たるの材能を具へ、人の下にあるときは、國家の忠臣にして、人君の寶となる、たとへせまくきたなき、貧民の住む里の、雨漏る破れ家に隱ると雖、世の中の人は之れを貴び敬はざることなし、此れはつまり正しき道が其の身に存し居るが故なり、

【勢】は位なり、【本朝】は朝廷なり、【宜】は爲す所の事、皆宜しきに合ふをいふ、【編】は編入也、【慤】は誠なり、謹むなり、【順下】は柔順に從ひ下ると、【凍餒】はこごえうゑるなり、【置錐之地】は少しの地なり、非十二子篇に詳解せり、【持社稷】持は維持なり、社稷は國家をいふ、社は土地の神、稷は五穀の神なり、諸侯は必ず祠を立てゝ此の二神を祭り、國家鎭護の神となす、是れより國家の代名詞として社稷の字を用ふ、【鳴呼】は唱ふること、【財】は成なり、養成するなり、【經紀】は大綱の道なり、【窮閭】は陋巷に同じ、せまくきたなき里にて、貧民の住む所なり、【漏屋】は雨

理を明にして、自ら臣となる、是れも亦天下時勢の變化なり、而して天下の諸侯人民は、柔順に服從すること猶一身の心に從ふが如し、聖人に非ざれば之れを能く爲すなきなり、

【以少當】は幼少を以て位に即き國に當るなり、【假攝】は二字ともにかりにすることなり、此にてはかりに位に即く意なり、【滅主】滅は蔑と通ず、ないがしろにすること、【鄉】は嚮と通ず、サキニと訓む、【擅】は禪と通ず、ユヅルと訓む、【節】は期なり、時期なり、期會なり、【枝】は枝子なり、枝子とは嗣子以下の子をいふ、猶分家といふが如し、【越】は僭越なり、【不順】は順當ならざる行なり、【文武】は文王武王なり、【厭然】は柔順に服從する貌なり、

夫是之謂大儒之效、

此の節は、前數節を總結したるなり、

夫れ以上述べたることを、是れ大儒の效驗せる事業と謂ふなり、

○以上第一章、周公の例をひきて、大儒の效驗せる事業を說けり、

秦昭王問孫卿曰、儒無益於人之國、

此の節は、秦の昭王の儒者に關する問を敘せり、

秦の昭王孫卿に問うて曰く、儒者は人の國に益なきかと、

【昭王】は始皇帝の祖父に當れり、范雎を用ひて國を富まし兵を强くせり、【孫卿】は荀子なり　解題事蹟の章に詳說せり、

孫卿子曰、儒者法先王、隆禮義、謹乎臣子、致貴其上者也、人主用之、則勢在本朝而宜、不用則退編百姓而慤、必爲順下矣、雖窮困凍餒、必不以邪道貪、無置錐之地、而明於持社稷之大義、

奪也、變勢次序之節然也、故以枝代主而非越也、以弟誅兄、而非暴也、君臣易位而非不順也、因天下之和、遂文武之業、明枝主之義、抑亦變化矣、天下厭然猶一也、非聖人、莫之能爲、

此の節は、前節に擧げし事實を說明したるものなり、天子なるものは、賢智にして德望なかる可からず、故に幼少の身分を以ては、此の位に即き國に當る可からざるなり、又如何に賢明なりと雖、假りに此の位に即くといふことをなす可からざるなり、誠に此の位に即くと雖、賢能なるときは、天下の諸侯人民悅びて歸服すれども、不能なるときは天下の諸侯人民皆背き去るなり、當時の周室を見るに、成王幼少にして智未だ開けず、德未だ備はらず、故にとても天子となりて天下を制すること能はず、又周公賢明なりと雖、假りに天子の位に即くときは、果して天下諸侯心服するや否やは疑はし、是れを以て周公は成王をしりぞけて、兄武王に代りて眞に天子の位に即き、以て天下の政をつげり、是れ天下の諸侯人民の周室に離叛せんことを惡みてなしたるなり、公平の心なり、成王既に冠を加へて成人となり、天子たる資格備はるを見るや、周公は直に周の天下を歸へし、天子の位を反へせり、是れは己が主君をないがしろにせざるの義理を明に示したるなり、公平なる行なり、周公はさきに天下を有ちたりしが今はなし、此れは成王に讓り與へたるわけに非ざるなり、成王はさきに天下を有つことなかりしが今は有てり、此れは周公より奪ひとりたるわけに非ざるなり、變るべき勢と、順序を逐うてつぐ時期とが、來りたるを以て、然かせしなり、故に周公が、枝子たる身分を以て宗主たる成王に代りたればとて、決して僭越に非ざるなり、弟たる身分を以て兄を誅したればとて、亂暴に非ざるなり、君たりし者が、臣となり、其の地位を易へたればとて、順當ならざる行に非ざるなり、天下の和平なるに因りて、文王武王の事業を成し遂げ、以て枝子と宗主との義

に事ふることをやめざるなり、周公既に位を退くや、北面して臣と爲り、成王に朝し、其の一時天子の位に即きしは、天下を安んずる爲にして、他意ありしにあらざることを示せり、

【屏】は退なり、シリゾクと訓む、【及】は弟が兄に代りて位に即くをいふ、カハルと訓む、【屬】は續なり、ツグと訓む、【倍】は背なり、ソムクと訓む、【籍】は位なり、【斷】は裁斷なり、政事をいふ、【偃然】は安然なり、安心して居る貌、【殺管叔虛殷國】管叔は周公の兄なり、虛は墟と通ず、空虛なり、殷國は紂王の子武庚の國なり、武王殷を滅すや、紂王の子武庚を立てゝ諸侯となし、國を殷と號す、管叔、蔡叔の二弟をして之を監督せしむ、武王崩し周公位をつぐや、管叔、蔡叔流言を放ちて曰く、公は成王を退けて國家を簒奪するなりと、武庚と亂を作す、周公乃ち之れを征して、武庚と管叔とを殺し、蔡叔を放逐し、殷の民を洛邑に遷し、其の都たりし朝歌を空墟とせり、【戾】は亂暴なり、【兼制】はあはせ治むること、【姬姓】は周室の姓なり、【五十三人】は、左氏傳及び史記には五十五人とあり、管、蔡、郜、霍、魯、衞、毛、聃、郕、雍、曹、滕、畢、原、酆、郇、邘、晉、應、韓、凡、蔣、茅、胙、祭の二十五國は、其の名明なれども、其の他は詳ならず、【偏】は偏頗なり、【開導】は開發誘導なり、【揜】は襲なり、ツグと訓む、【歸周】は周の天下を歸へすなり、【北面】は北面の位なり、君は南に面して坐す、故に君の位を南面の位といふ、臣は北に面して坐す、故に臣の位を北面の位といふ、

天子也者、不可以少當也、不可以假攝爲也、能則天下歸之、不能則天下去之、是以周公屏成王、而及武王、以屬天下、惡天下之離周也、成王冠成人、周公歸周反籍焉、明不滅主之義也、周公鄉有天下、今無天下、非擅也、成王鄉無天下、今有天下、非

【效】は效驗なり、

武王崩、成王幼、周公屏成王、及武王、以屬天下、惡天下之倍周也、履天子之籍、聽天下之斷、偃然如固有之、而天下不稱貪焉、殺管叔、虛殷國、而天下不稱戾焉、兼制天下、立七十一國、姬姓獨居五十三人、而天下不稱偏焉、教誨開導成王、使諭於道、而能揜迹於文武、周公歸周反籍、於成王、而天下不輟事周、然而周公北面而朝之、

此の節は、大儒たる周公の功績を事實上より說明せり、

昔し周の武王崩じて子成王幼少なり、此の時天下未だ全く定まらず、此に於て、武王の弟周公は、成王をしりぞけ、武王にかはりて、以て天下の政權を續げり、周公が之れをなしたるは、天下の諸侯人民が我周室に倍かんことを恐れてなり、決して簒奪の心ありたるに非ざるなり、故に周公が天子の位をふみ、天下の裁斷即ち政事を聽くことは、恰も安心して之れを固有するが如くありたれども、天下の諸侯人民は、之れを稱して貪慾あくなき姦物とは言はざりき、又周公は兄の管叔を殺し、殷の國を滅して空墟となしたれども、天下の諸侯人民は亂暴なる行とはなさゞりき、又周公は天下を兼せて之れを制むるや、七十一箇國の諸侯を立てたる中に、姬姓のもの、即ち同姓の諸侯のみ、獨り五十三人ありし、されど天下の諸侯人民は偏頗なる處置とはなさゞりき、かくて周公は成王を敎へ導きて、正しき道を諭らしめて、其の能く文王武王の迹をつぐを得るを見るや、此に周の天下と天子の位とをかへせり、而して天下の諸侯人民は、周室

となり、又首を縊りし人を救はんとして、却て其の足を引くときは、助からずして死するが如く、却て禍に陥るなり、此の如くにして人に説くとも、其の説は必ず行はれざるなり、たとへ、いよ〳〵つとめて行はんとしても、よい〳〵遠かりて行はれざるなり、故に君子は、常に義を守り、時至らずして屈すべきときは屈し、時至りて伸ぶべきときは伸び、少しも無理をせざるなり、故に説く所、行ふ所、必ずなし遂ぐるなり、【天下之通義】は天下の人の通じて正義とする所なり【勢】は勢位なり、【辟】は譬に同じ、タトフと訓む、【呿】はねぶるなり、【經】は首をくゝるなり、クビルと訓む、但し此にては名詞にみて、クビルモノと訓むべし、【愈】は愈に同じ、イヨ〳〵と訓む、

○附言　此の篇第二章以後、説く所、君寵を得て身を全くするの術なり、故に古より荀子は正しき道を奉ずるものに非ず、其の言論雑駁にして取るに足らずといふものあり、唐の楊倞之れを辯護して曰く、荀子は衰亂の世に生れて、其の意之れを救はんとするにあり、故に或は王道を論じ、或は覇道を論じ、或は強國の術を論じ、諸侯の之れを擇択して行ひ、世を太平に致さんことを願へり、若し堯舜の道を高言するときは、諸侯は或は迂遠となし、或は不可能となし、之を用ひず、然るときは何を以て此の民を救ふことを得んや、故に荀子は經道と權道と併せ説きたるなり、云云と、此の説當を得たり、

荀子卷第四

儒效篇第八

此の篇名は、卷首に大儒之效とあるより、取りて名づけたるものなれども、篇中説く所のことは、悉く大儒の學問、品格、功績にして、毫も篇名と支離せず、其の大儒の學問、品格、功績を説く、或は事實上より、或は理論上よりし、以て遺憾なきを期せり、

大儒之效

此の節は大儒の效驗に就きての發問なり、大儒の效驗せる事業とは、如何なるものなりや、

怠らず、是の如くなるときは、爲す所の事、常に順當に行かざることなし、是れを以て君に事ふるときは、位官必ず通達して時めき、以て人と爲るときは、必ず聖知の人となるなり、夫れ是れをこれ天下に於て爲す所必ず行はるゝの術といふなり、

【天下之行術】は、天下に於て爲す所、必ず行はるゝ術なり、【必通】は必ず通達するなり、【爲レ人】は人間となり、人間には聖人君子小人などの別あり、故にいふ、【聖】は聖知の人、即ち聖人なり、【隆】は中なり、中正の道にて、禮義を指す、【貳】はたがふことなり、【端慤】端は正しきなり、慤は誠なり、【頓窮】窮は急と通ず、頓窮とは蓋し敏速の謂なり、【疾力】は勤力なり、勤力は二字ともにつとむること、【申重】は申べ重ぬることにて、再三行ふをいふ、【怨疾】はうらみにくむなり、【伐】は誇るなり、ホコルと訓む、【省】は少なり、スクナシと訓む、【求】は願ひ求むることなり、【勘】は倦に同じ、うむなり、【順】は順當なり、

少事レ長、賤事レ貴、不肖事レ賢、是天下之通義也、有レ人也、勢不レ在レ人、上、而羞爲レ人下、是姦人之心也、志不免レ乎姦心、行不免レ乎姦道、而求有君子聖人之名、辟之是猶伏而咶レ天、救經而引其足也、說必不行矣、兪務而兪遠、故君子時屈則屈、時伸則伸也、

○第五章、君子は心と行と共に正しく、且つ時に從つて屈伸するを以て、說必ず行はるゝことを說けり、年少にして、年長者に事へ、貧賤にして、富貴の人に事へ、不肖にして賢人に事ふるは、是れ天下の人の通じて正義とする所なり、然るに此に人あり、己の勢位人の上にあらずして、人の下となることを羞づるは、是れ姦人の心と謂ふべし、志は姦き心を免れず、行は姦き道より免るゝこと能はずして、君子聖人の名聲あらんことを求むるは、之れを譬へて言へば、うつむきて天を咶らんとするが如く、到底不可能のこ

る者を、輕忽に取扱ひて之れを嘲弄するなり、【忝嗇】忝は客に同じ、音リン、忝嗇はしわきことなり、【施道】は人に施し恵む道なり、【爲レ重】は重く尊きことゝなすなり、【廢】は廢弃せらるゝなり、【炊】は吹と通じ、フクと訓む、氣息を吹くなり、【僵】はたふすなり、【堕】はおとしきずつくるなり、【持】は扶け持つこと、即ち保護するなり、

○以上第三章、重大なる位に居りて、大事に任じ、後患なき術を說けり、

天下之行術、以レ事レ君則必通、以爲レ人則必聖、立隆而勿レ貳也、然後恭敬以先レ之、忠信以統レ之、愼謹以行レ之、端慤以守レ之、頓窮以從レ之、疾力以申重レ之、君雖レ不レ知、無レ怨疾之心、功雖レ甚大、無レ伐レ德之色、省求多レ功、愛敬不レ勸、如レ是則常無レ不レ順矣、以レ事レ君則必通、以爲レ人則必聖、是之謂二天下之行術一、

○第四章、爲す所必ず行はるゝの術を說けり、天下に於て爲す所必ず行はるゝの術、即ち以て君に事ふれば必ず位官通達し、以て人と爲るときは、必ず聖知の人となるの術を說かん、第一に禮義の道を立てゝ之れに賴り、少しもたがふこと勿れ、然して後、恭敬の心を先鋒に立てゝ此の道に臨み、忠信の心にて此の道を統べくゝり、愼み謹みて之れを行ひ、たゞしく誠に之れを守り、敏速に之れが實行に從ひ、勤め力めて再三之れをなし、身と離れぬ樣にするなり、かくして、たとへ君が己の才能德行を知り給はずとも、怨み疾むの心なく、又たとへ己れが功績甚大なりと雖、德にほこるの色なく、己が願ひ求むる所は少なく、功績を立つることは多く、人を愛しみ敬ひて倦み

すなり、【謙】は謙遜なり、

愚者反是、處重而擅權、則好專事而妬賢能、抑有功而擠有罪、志驕盈而輕舊怨、以忝嗇而不行施道乎上爲重、招權於下、以妨害人、雖欲無危、得乎哉、是以位尊則必危、任重則必廢、擅寵則必辱、可立而待也、可炊而僵也、是何也、則墮之者衆、而持之者寡也、

此の節は、愚者は後患なきの術を知らざるが故に、百事皆やぶれ、遂に禍にかゝることを說けり、

愚者は智者に反し、後患なきの術を知らざるなり、故に重大なる位に處りて、威權を專に擅にし得れば、好んで專擅に事を行ひ、賢しく才能あるものを妬み、勳功ある者は抑へて頭をあげさせず、罪ある者はます〳〵擠れて立つ能はざるに至らしめ、志は驕り盈ちて、己に舊き怨ある者をば、輕忽に取扱ひて之れを嘲弄し、吝嗇にして上位にありながら、施し惠む道を行はざるを以て重く尊き行となし、下々の者を或は威し、或は懷けて、權力を己に招せ集め、以て人を妨げ害ふなり、是の如くにして、危きことなからんと欲するも得べけんや、是れを以て、愚者は位尊きときは失敗して必ず危き境遇に陷り、任務重き位にあるときは、亦失敗して必ず廢弃せられ、寵愛を擅にする身分にあるときは、亦失敗して必ず恥辱を受くることは、立ちながらにして待ち得るが如く早く、氣息を吹きて僵し得るが如く容易し、是れは如何なる故なりや、己をおとし傷つけんとする者即ち敵多くして、己を保護する者即ち味方がすくなきが故なり、

【處重】は重大なる位に處るなり、【擠有罪】擠はおとし入るゝなり、罪ある者をます〳〵深目に陷れて、復立つ能はざるに至らしむるなり、【驕盈】は驕りみつるなり、【輕舊怨】輕は輕忽なり、己れに舊き怨あ

【好同之】は衆人の好む所に合同するなり、【援】はひき進むるなり、【博施】は博く恩徳を施すこと、【除怨】は舊き怨を除き去るなり、【能耐任之】能は才能なり、耐は堪なり、タフと訓む、【安隨其後】安は語助にてコ、ニと訓む、

故知者之擧事也、滿則慮嗛、平則慮險、安則慮危、曲重其豫、猶恐及其衰、是以百擧不陷也、孔子曰、巧而好度必節、勇而好同必勝、知而好謙必謙、此之謂也、

此の節は、智者は後患なきの術を知る、故に百事皆災なきことを說けり、

智者は後患なきの術を知れり、故に其の事を擧げ行ふや、滿足なるときは、其の後には必ず不足の時あらんことを慮りて、先づ之れを豫防し、平和なるときは其の後には必ず險しく惡しき時あらんことを慮りて、先づ之れを豫防し、安樂なるときは、其の後には必ず危險の來らんことを慮りて、先づ之れを豫防するなり、かくの如く、其の豫防に關して、審に詳しく鄭重に慮りても、猶其の禍に及ばんことを恐れて愼むなり、是れを以て百たび事を擧ぐるも禍に陷らざるなり、孔子曰く、「巧者なる人は兎角道をそれて禍にかゝることあり、其れが法度を好むときは、其の言行必ず節度を得るを以て、禍にかゝることなし、勇者は勇に任せて人を凌ぐものなり、其れが衆人と合同することを好み、亂暴せざるときは、天下の大事を任すことを得るなり、智者は智あるを恃みて、人に誇るものなり、其れが謙遜の德を好むときは、智は益〻進み、德は益〻高くなるを以て、必ず衆人より賢りたる、君子の地位に至るを得るなり」と、孔子の語は、つまり此の智者のことを謂ひたるなり、

【知者】は智者なり、【嗛】は不足なり、【平】は平和なり【險】は險惡なり、【曲重】曲は委曲なり、委曲とは、審に詳しきなり、重は鄭重なり、【豫】は豫防なり、【衰】は禍に同じ、【度】は法度なり、【節】は節度なり、【好同】は人に合同するを好むなり、【勝】は任なり、まか

ニと訓む、【昭】は明白なるなり、アキラカと訓む【服】は事なり、事業なり、

求善處ニ大重ニ、任ニ大事ニ、擅ニ寵於萬乘之國ニ、必無ニ後患一之術、莫レ若レ好レ同之、援レ賢博施、除レ怨而無レ妨レ害之、能耐レ任之、則愼行ニ其道ニ、能不レ耐レ任、且恐レ失レ寵、則莫レ若ニ早同之ニ、推レ賢讓レ能、而安ニ隨其後ニ、如レ是有レ寵則榮、失レ寵則必無レ罪、是事レ君者之寶ニ、而必無ニ後患一之術也、

此の節は、君に仕へて寵を受け、政を執りて後患なき方法を說けり、

善く重大なる位に處りて、國家の大事を委任せられ、萬乘の國君に、擅に寵愛を得て、必ず後の患なき方法を尋ね求めん、第一衆くの人の好む所に合同して、敢て悖らざるに若くはなし、賢人を援き進め、博く恩德を施し、舊き怨をは除き去りて、人を妨害することなかれ、己の才能大事に任ずるに堪ふれば、愼んで此の道を行ひ、大に力を奮ふべし、之れに反し、己の才能大事に任ずるに堪へず、且つ寵愛を失はんことを恐るゝときは、早く己を空しくして、衆人に合同し敢て逆はざるに若くはなし、賢者を推し尊び、才能ある人に事を讓り、己はたゞ其の後に隨ふべし、是の如くなるときは、寵愛を受くるときは益〻榮え、寵愛を失ふときは必ず罪にかゝることなし、是の道は君に事ふる者の寶として貴ぶべきものにして、必ず後の患なきの方法なり、

【大重】は重大なる位なり、【萬乘之國】古は天子を萬乘といひ、諸侯を千乘といふ、萬乘とは其の領地より戰車一萬乘を出し、千乘とは其の領地より戰車千乘を出すをいふ、古は車戰とて、車に乘りて戰ひたる故、戰車は重要なる武具なりしなり、戰國時代になりては、諸侯皆萬乘の地を領し、自ら僭して王と稱したり、故に此の萬乘の國とは、大諸侯の國を言ふなり、

を節減すべし、かくして君主は己を貴くすべく、賤くすべく、富すべく、貧しくすべく、殺すべく、即ち換言すれば、己を自由にしても強制して姦き事を爲さしむ可からざるなり、是れが君の寵愛をたもち高位に處りて、一生涯厭ひ嫌はれざるの方法なり、たとへ貧窮にして仕へず、野に處る境遇と雖、亦法を此に取りて志を變せざる、是れを之れ善人と謂ふなり、昔の詩に、周の武王を稱美して曰く、「愛すべきかな、此の一人の武王は、彼は此の柔順なる德に、身を當てゝ離れず、こゝに永く孝の道を思ひて、父祖の事業を嗣ぎ、之れを成せり、其の事や誠に明白なる哉」と、此の詩はつまり人臣たるものが、君に事ふるは、亦武王が父祖の事を繼ぎて、之れを成就せる心の如くなるべきことを謂ひたるなり、

【持寵】は君の寵愛を保持して失はざるをいふ、【厭】はいとふなり、いやがること【僤】は遲と同じ、音ソン、卑下すること、【嗛】は謙に通ず、謙遜すること、【拘守】は職務を守りて失はぬこと、【詳】は詳に處置すること、【安近】は安心して近づくること、【愼比】愼は讀んで順と爲す、音ジュン、したがふこと、比も亦したがふこと、【全一】全は純と通ず、全一とは純一なること、【倍】はそむくこと、【損絀】損はおとすこと、絀は黜と通ず、音チュツ、しりぞくること、【夸】は奢侈なり、オゴルと訓む、【謙】は嫌と通ず、嫌疑をうくる所なり、威福を專にし得る地位をいふ、【善而不及】は善少なくして之れを受くるに及ばざるが如しといふ意なり、而は如と通じ、ゴトシと訓む、【和而理】餘りに和樂して、即ちうれしさの餘りに、道理にはづるゝ樣のことなきをいふ、【靜而理】靜は憂の意なり、靜にして理とは、餘りに憂へて、即ち憂へ過ぎて、道理にはづるゝ樣のことなきをいふ、【施廣】は廣く施すをいふ、【用節】は費用を節儉すること、【徒處之勢】徒は空なり、勢は猶境遇といふが如し、空しく處る境遇とは、處士の身分をいふ、【象】は法則なり、【吉人】は善人に同じ、【詩曰】此の詩は詩經大雅下武の篇にあり、武王を稱美せる詩なり、【媚】は愛なり、いつくしみかあいがるなり、【玆】は此に同じ、【一人】は武王を指す、【應】は當なり、アタルと訓む、當りて離れざるなり、【侯】は維なり、コノ又はコレと訓む、【順德】は柔順なる德なり、【永言】言は語助なり、コゝ、

利至則善而不及也、必將盡辭讓之義、然後受、福事至則和而理、禍事至則靜而理、富則施廣、貧則用節、可貴可賤也、可富可貧也、可殺而不可使爲姦也、是持寵處位、終身不厭之術也、雖在貧窮徒處之勢、亦取象於是矣、夫是之謂吉人、詩曰、媚茲一人、應侯順德、永言孝思、昭哉嗣服、此之謂也、

○第二章、人臣たる者が位に處りて終身行ふべき方法を說けり、

人臣たる者が、長く君主の寵愛を持ち、高位に處りて、一生涯厭はれざる術をいはん、主君が己を尊び重んじ給ふときは、己は益〻恭しく敬みて、卑下す可し、主君が己を信愛し給ふときは、己は益〻謹愼して謙遜すべし、主君が己に專ら政事を委任し給ひしときは、其職務を守りて失ふなく、詳に確に之れを處置し、主君が安心して己を近づけ親密になし給ふときは、安に主君の御意にしたがひて邪なることをなさず、主君が己を疏んじ遠ざけ給ふときは、心を純一にして之れにそむくことをせず、主君が己れを損ししりぞけ給ふときは、恐れつゝしみて君を怨まず、又己如何に貴くとも奢侈に流れず、如何に信用せらるゝとも、威福を專にするを得る處、即ち嫌疑の間に處らず、如何に政事を委任せらるゝこと重くとも、敢て專擅に之れを處置せず、貨財や利益の來ることあれば、己は善行少なき故、之れを受くるに及ばざるが如しと、必ず辭讓の禮義を盡して、然して後之れを受け、幸福の事至るときは、うれしさの餘りに樂み過ぎて道理にはづれる樣のことをせず、禍の事至るときは、餘りに憂ひ嘆きて、亦道理にはづれる樣のことをせず、家富めるときは、廣く衆人に施し、貧窮なるときは、費用

翟を伐ち、三十二年密を伐ち、三十四年崇を伐ち、三十六年昆夷を伐つとあり、即ち翟、密、崇、昆夷の四國を誅滅したるなり、西伯とは西方諸侯の覇にして、文王のことなり、【武王誅二】は諸說あれども、此れ亦古屋昔陽の說に從ふ、昔陽は前と同じく竹書紀年に據れり、紀年に殷の紂王四十四年、西伯黎を伐ち、五十二年周始めて殷を伐つとあり、文王は四十一年に薨じたれば、此の西伯は武王を指す、即ち黎、殷二國を誅滅したるなり、【卒業】は一統の事業を卒へたるなり、【道豈不行矣哉】道豈行はれざらんや、人自ら行はざるのみの意なり、道は王道を指す、下文の不務得道の道も亦此れに同じ、【載】は始なり、ハジムと訓む、始めて行ふなり、【舍之】之は王道を指す、下文の善用之、不善用之の之も亦同じ、【厚於有天下之勢】厚は充分の意なり、天下を有つ即ち天子といふ盛なる勢を、充分に有しての意なり、【以匹夫老】は匹夫の如く壽命を以て老ゆるといふ意なり、匹夫は猶庶人といふが如し、【楚六千里而爲讐人役】此の時荀子は楚の宰相春申君の下に在りて、楚王に事ふ、故に楚の事を引合ひに出せしなり、役は役夫なり、是れより先き楚の懷王は秦に赴き囚へられて死し、其の子の頃襄王は秦に制せられて之れに抗すること能はず、荏苒して考烈王に至る故に我楚國はたとへ方六千里の大國と雖、王道を行はざるときは、讐の國人の役夫となりて辱を受けんといひしなり、【廣有其勢】はたゞ廣大なる勢力のみを有することなり、

○以上第一章、覇道を斥け王道を主張せり、一篇の綱領なり、

持寵處位、終身不厭之術、主尊貴之、則恭敬而僔、主信愛之、則謹愼而嗛、主專任之、則拘守而詳、主安近之、則愼比而不邪、主疏遠之、則全一而不倍、主損絀之、則恐懼而不怨、貴而不爲夸、信而不處謙、任重而不敢專、則

らざるなり、己れ賢明を極むれども、能く不束なるものを救ひ教へ、己れ強大を極むれども、能く弱きものを寛大に扱ひて困しめず、戰ふときは、必ず能く相手の國を危くならしむることを得れど、之れと鬪うて降服せしむることを羞ぢ、つまびらかに明に德を修め仁を行うて、廣く天下に示すなり、是れを以て亂暴なる國君と雖、自然に感化するなり、此の如くにして、若し道理に違ひ戻り、民に災して己が命に從はざるものあり、然して後始めて之れを誅滅するなり、故に聖王は人の國を誅滅するといふことは、極めて少なし、手近き例をあぐれば、周の文王は僅に四箇國を誅滅し、武王は僅に二箇國を誅滅して、以て天下を一統し、周公繼ぎて之れを治め、以て一統の事業を完成せり、成王に至りては、天下皆心服して誅滅する國なきに至りぬ、故に王道はどうして行はれざるものならんや、必ず行はるゝものなり、たゞ人主の之れを行はざるを病むのみ、見よ文王は僅に百里の地より起りて、王道を始め行ひ、以て天下を一統し、夏の桀王や、殷の紂王は、之の王道を舍てゝ顧みず、されば天下を有てる天子といふ勢ある位を充分に持ちながら、遂に身は誅せられ國は亡び、庶人の如く壽命を全くして終ることすら得ざりしに非ずや、かるが故に、善く王道を用ふるときは、百里の小國と雖、獨立して他國の干渉を受けず、遂には天下を一統し得るに至れども、之れに反し、善く王道を用ひざるときは、我楚の國は、たとへ方六千里の大國と雖、敵國の人の役夫となりて、辱を受くるに至らん、故に人主たるものは、王道を身に得て務めずして、たゞ其の廣大なる勢のみを有するは、是れが其の非常に危險なる所以なり、

【寬弱】は弱小のものを、寬大に取扱ひて、困しめざるをいふ、【殆】は危なり、アヤフシと訓む、【委然】は委曲なる貌なり、審に明なるをいふ、【成文】は文德を成すをいふ、即ち德を修め仁を行ふことなり、【安自化矣】安は語助にてコソニと訓む、次の安以無誅矣の安も亦同じ、【災繆者】繆は乖り違ふなり、道理に乖り違うて、民に災し、どうしても命に服はざる國をいふ、【省】は少なり、スクナシと訓む、【文王誅四】諸說あれども、姑く古屋昔陽の說に從ひ置くべし、昔陽は竹書紀年に據れり、紀年によれば、殷紂王十七年西伯

へ言ふに足るものならんや、

【平政教】は政治教育を公平にすることなり、【致隆高】致は極なり、キハムと訓む、隆高は隆きものにて、禮義を指す、【綦】は極なり、キハムと訓む、【文理】は文あり、條理あるなり、【鄉方略】鄉は向なり、ムカフと訓む、方略は策略なり、策略に向ふとは事を爲すに策略のみを事とするをいふ、【審勞佚】審は審に知るなり、勞佚は勞苦と安佚となり、【畜積】は貨財米穀を積み畜へること、【修鬪】は戰鬪の準備を修むること、【顚倒】はころがし倒すなり、【傑】はすぐれたるものなり、

彼王者則不然、致賢而能以救不肖、致彊而能以寬弱、戰必能殆之而羞與之鬪、委然成文、以示之天下、而暴國安自化矣、有災繆者、然後誅之、故聖王之誅也、綦省矣、文王誅四、武王誅二、周公卒業、至於成王、則安以無誅矣、故道豈不行矣哉、文王載百里之地、而天下一、桀紂舍之、厚於有天下之勢、而不得以匹夫老、故善用之、則百里之國、足以獨立矣、不善用之、則楚六千里、而爲讐人役、故人主不務得道、而廣有其勢、是其所以危也、

此の節は、王道を理論と事實との二方面より說けり、一篇の主要の所なり、

彼王道を行ふもの即ち王者は、決して覇者の如くな

の村を里といふ、里には各々一の社あり、我が氏神の如し、其の氏子の人名を帳面に書して社に納む、之れを書社といふ、故に一書社とは一里に當る、書社三百箇村の土地なり、【富人】は大祿の家をいふ、【秩秩然】は順序ある貌、【數】は自然に定まれることをいふ、

仲尼之門、五尺之豎子、言羞稱乎五伯、是何也、曰、然、彼非平政教也、非致隆高也、非綦文理也、非服人之心也、鄉方略、審勞佚、畜積修鬬、而能顚倒其敵者也、詐心以勝矣、彼以讓飾爭、依乎仁而踏利者也、小人之傑也、彼固曷足稱乎大君子之門哉、

此の節は、孔門にて霸者を賤むことを理論上より説明せり、

或人復問うて曰く、孔子の門派にては、十二三歳の子供にても、五霸のことを稱へ言ふを羞づるは、如何なる理由なりとや、余答へて曰く、然り、前に説明せるは事實上のみよりせし故、或は腑に落ちざりしならん、故に此の度は理論上より説明すべし、彼五霸の人々は、政治教育を平にして、民を治め教へしには非ざるなり、禮義を行ひ極めしには非ざるなり、其爲す所極めて文あり、且つ條理あるに非ざるなり、德を修めて人の心を服へたるに非ざるなり、事を爲すには、策略を以て之れを割出し、己が使ふ人の安佚と勞苦とを審に知りて、腹を立てさせぬ樣に、旨く操りて使ひ、倉には貨財や米穀を積み畜へ、戰鬬の準備を修めて、而して能く其の敵國を顚ばし倒したるものなり、詐譎の心にて、勝を取りしなり、彼は表面に謙讓を裝うて、爭奪の心を飾れるものなり、表面は仁義に依りたよれども、眞に心から依りたよるに非ず、利益を踏みとらんが爲に、依りたよれるなり、彼は誠に小人のすぐれたるものなり、何ぞ大君子孔子の門にて、稱

りやと、余答へて曰く、あゝ桓公は行事陰險汙穢なりと雖、猶天下の人に過ぐれたる大なる節義あり、あゝ此の大なる節義あり、夫れ孰か能く之れを亡さんや、左に之れを例證せん、桓公は、管仲の才能は、國政を託するに足るを見るや、直に擧げて宰相と爲し、安んじて疑はざるなり、是れ天下に秀でである大智の人に非すや、管仲は其の兄たる糾の臣なれば、敵なるのみならず、糾との戰の時、仲は公を射つて苦しめたり、然るに公は其の怒を忘れ、其の讐を忘れて、遂に立てゝ宰相と爲し、尊びて仲父と號したるは、是れ天下に秀でたる大決斷の行に非すや、公は管仲を立てゝ宰相と爲し、尊びて仲父と爲したれども、貴戚の人には之れを敢て妬み嫉むことなきなり、又公は管仲に高氏國氏の如き公卿の最上位、即ち上卿の位を與へられたれども、朝廷の諸臣は之れを敢て惡みねたむことなきなり、又公は管仲に三百箇村を領地として與へられたれども、大祿の家の諸臣は之れを敢て拒むものなきなり、かく諸臣は妬み惡み拒まざるのみならず、貴きものとなく、賤しきものとなく、年長なるものとなく、年少なるものとなく、順序正しく公に從ひて管仲を貴び敬はざるものなし、是の如く臣下の心服を得るは、是れ天下に秀でたる大なる節義のある爲に非すや、諸侯にして若し一つの人に秀でたる節義あらば、之れを能く亡すものあるなし、然るに桓公は此の數個の秀でたる節義を兼せ持てり、何ぞ夫れ亡すべけんや、是れに由りて之れを觀るに、桓公の覇となりしは當り前のことなり、決してまぐれ幸に非ざるなり、自然に定まれることにて、少も不思議なることに非ざるなり、

【大節】は大なる節義なり、【傺然】は安んじて疑はざることなり、傺音タン、【管仲之能】能は才能なり、【託國】は國政をまかすなり、【大知】知は智に同じ、【安忘其怒】安は語助にて、コゝニと訓む、【仲父】仲は伯仲の仲なり、仲父とは之れを尊ぶこと、伯父仲父の如きをいふ、伯父仲父ともにをぢなり、伯父は一番年上のをぢ、仲父は其の次のをぢなり、【大決】は大決斷なり、【貴戚】は貴き親戚の義にして、諸侯の一族なり、【妬】はねたむなり、【高國之位】高國は高氏と國氏となり、二氏は共に齊の公卿中最上の位、即ち上卿なり、【本朝】朝廷の中をいふ、【書社三百】昔は二十五家

せしものゝ如し、【齊之分】分は半なり、齊國租稅の半分なり、【外事】は外にあらはれたる行事なり、【詐邾】邾は國の名なり、邾を詐ること諸史に見えず、故に其の詳得て知る能はず、【襲莒】莒は國の名なり、呂氏春秋及び韓詩外傳に、桓公が管仲とはかりて莒を襲ひ伐つこと見ゆ、【幷國三十五】桓公が譚、遂、項の諸國を討ち滅せしことは明なれども、其の他は明ならず、【險汙】は陰險にして汙穢なること、【淫汰】汰は奢侈なり、淫汰とは淫亂にして奢侈なること、【大君子】大は尊稱語なり、大君子とは孔子を指す、

若是而不亡、乃霸何也、曰、於乎、夫齊桓公有天下之大節焉、夫孰能亡之、倓然見管仲之能足以託國、是天下之大知也、安忘其怒、忘其讐、遂立以爲仲父、是天下之大決也、立以爲仲父、而貴戚莫之敢妬也、與之高國之位、而本朝之臣、莫之敢惡也、與之書社三百、而富人莫之敢距也、貴賤長少、莫不秩秩焉從桓公而貴敬之、是天下之大節也、諸侯有一節如是、則莫之能亡也、桓公兼此數節者、而盡有之、夫又何可亡也、其霸也宜哉、非幸也、數也、

此の節は、桓公の行事陰險汙穢なるに拘らず、猶霸として勢力ありしは、人に秀でたる大なる節義のありし爲なることを說けり、

或人問うて曰く、桓公の行事は、此の如く陰險汙穢なるに拘らず、亡びずして霸たりしは如何なる理由な

此の節は、孔門にありて覇者を賤むことを、事實上より說けり、

或人曰く、孔子の門派にありては、十二三歲の子供にても、口に五覇のことを稱ふるを羞づるは、如何なる理由なりやと、余答へて曰く、然り、彼十二三歲の子供が、誠に五覇の事を稱へ言ふを羞づるなり、其の理由を詳しく述べん、齊の桓公は、五覇の中にて最も勢力の盛なりし人なり、今此の人に就きて例證せん、桓公の未だ位に即かざる前の行事を見るに、骨肉の親しみある兄上を殺して國を爭ひ奪へり、內行を見るに、姑や姉妹を內に入れて、外に嫁せざるもの七人ほどあり、閨門の內を視るに、樂しみ奢を極め、齊の國の租稅の半分を、其の費用にあてがひて猶足らざる有樣なり、外にあらはれたる行事を視るに、鄰の國を詐り莒の國を襲ひとりしを始として、征伐して並せ取りしもの三十五箇國に及べり、其の行爲事業は是の如く陰險に汙穢に、淫亂に奢侈なり、彼は固よりどうして大君子孔子の門にて稱へ言ふに足るものならんやと、

【仲尼】は孔子の字なり、【五尺豎子】豎子は兒童の稱なり、古は二歲半を以て一尺となせり、故に五尺とは十二三歲にあたる、【五伯】伯は覇に同じ、音ハ、五覇とは春秋時代に於ける、五大諸侯にして、齊の桓公、晉の文公、秦の穆公、楚の莊王、宋の襄公なり、卷首の序文に詳說せり、【齊桓】は齊の桓公なり、【前事】は位に即かざる前の事なり、【殺兄而爭國】齊の薑公に三人の子あり、長子を諸兒といひ、次子を糾といひ、三子を小白といふ、薑公卒して諸兒立つ、之れを襄公と爲す、襄公無道にして暴逆至らざるなし、糾と小白とは、禍の身に及ばんことを恐れ、糾は管仲、召忽の二臣を從へて魯に奔り、小白は鮑叔を從へて莒に奔れり、後襄公公孫無知に殺され、齊國大に亂るゝに及び、糾と小白と、各々立たんことを爭ひ、遂に戰を開きしが、小白は遂に糾を殺して君位に即けり、之れを桓公となす、故に兄を殺して國を爭ふといふ、【內行云、般樂奢汰】姑はしうとめ、をば（父方に限る）をいふ、此にては多分をばの方なるべし、般は樂なり、故に般樂二字にて樂む意に見るべし、汰は侈るなり、故に奢汰とは奢侈に同じ、史記齊世家に、桓公內（女官なり）を好みて內寵多し、夫人の如きもの六人とあり、姑や姉妹を寵

此の節は、君子の態度を述べて前數節を結べり、彼の君子と言はるゝ人は、決して此の如くならざるなり、安佚(ヤスラカ)なる境遇に居るとも、決して惰りなまくることなく、骨折り働くことありとも、亦氣をゆるめてなまけることなく、根本即ち禮義を尊び、之れを本として機に臨み變に應じて事をなし、つぶさに其の宜しきを得るなり、是の如くにして然して後聖人たるなり、

【佚】は安佚なり、【慢】は弛慢なり、弛慢とは氣をゆるめてなまくることなり、【宗原】宗は尊ぶなり、原は根本なり、根本とは蓋し禮義を指す、【曲】はつぶさになり、充分になり、

○以上第六章、士君子の容貌態度を說き、當時の學者の容貌態度の非禮なるを攻擊せり、

仲尼篇第七

此の篇名は、初に仲尼之門云云とあるにより、之れを取りて名づけたるなり、篇中に論ずる所は、

覇道を賤みて王道を主張するを以て主となす、覇道とは力を以て人を服するをいひ、王道とは德を以て人を服するをいふ、後章に人臣にして身を全くし國を安んずるの術を論じたれども、要するに附錄なり、

仲尼之門、五尺之豎子、言羞稱乎五伯、是何也、曰、然、彼誠可羞稱也、齊桓五伯之盛者也、前事則殺兄而爭國、內行則姑姊妹之不嫁者七人、閨門之內、般樂奢汰、以齊之分、奉之而不足、外事則詐邾襲莒、幷國三十五、其行事也、若是其險汙淫汰也、彼固曷足稱乎大君子之門哉、

不レ用レ力、是子游氏之賤儒也、

此の節は、同じく儒學者にして、容貌態度の正しからざるものを說けり、

以上一般學者の容貌を擧げたるが、我儒者の間にも、亦此の如きものあり、左に之れを述ぶべし、其の冠を低く伏せた樣にかぶり、其の辭を淡薄にし、其の威儀狀貌は禹王の步行するが如く、舜帝の趨くが如く、表面のみ聖人の眞似をするは、子張氏の學派の賤陋儒者なり、其の衣や冠を正しくかぶり、其の額色を齊へ、謙退して終日物も言はず、たゞ堅くるしきは、子夏氏の學派の賤陋なる儒者なり、怠りなげやりにして、仕事をすることを憚り嫌ひ、少しも廉耻の心なくして、飮食をのみたしむ、人之れをなじれば、必ず曰く、君子は固より力を用ひて働くことをなさずと、是れは子游氏の學派の賤陋なる儒者なり、

【第佗】は詳ならず、一說に弟靡ならんとあり、弟靡は遯伏の貌なり、【冲澹】は淡薄なり、あつさりとせること、【子張】は孔子の弟子なり、生は顓孫、名は師、子張は其の字なり、陳の人なり、孔子子張を評して僻と言はれたり、僻とは才人に過ぎて、其の缺點は文飾にかたよるにあり、されば其の門派も其の缺點を學び、文飾即ち表面の形式にのみ馳するに至りたるならん、故に荀子之れを非りたるなり、【嗛然】嗛は謙と通ず、謙然とは謙退の貌なり、【子夏】は孔子の弟子なり、姓は卜、名は商、子夏は其の字なり、衞の人なり、西河といへる地にて、子弟を敎授し、後魏の文侯の師となれり、其の學實踐を重んじ禮を尊びたれば、其の末流の弊は堅くるしくなりたるならん、故に荀子之れを非りたるなり、【耆】は嗜に同じ、タシムと訓む、【子游】は孔子の弟子なり、姓は言、名は偃、子遊は其の字なり、呉の人にて、魯侯に仕へ、武城の宰となれり、子遊は寬大にして小事は放任するといふ有樣なりしかば、其の末流の弊は放漫に傾きしならん、故に荀子之れを非りたるなり、

彼君子則不然、佚而不隋、勞而不慢、宗原應變、曲得其宜、如是、然後聖人也、

傲慢なり、又満足して充分なるなり、又ばあとして取締りなきなり、又ほこりおごるなり、又鄙しくこせ〳〵するなり、又鵜の目鷹の目にて左右を顧るなり、又いやに引込みてしほゝなり、又目を大きくしてじろ〳〵と直視するなり、又酒食の時や、音楽美色を見る中にては、好きでたまらねども、わざと目を閉ぢ、又はよく視ざる風をするなり、禮儀作法の場では、人の禮なきを疾み、又訾り罵るなり、骨折りな事業をなす間にありては、ろくに勉強せざるなり、又其の仕事に親しみ従はざるなり、かく怠りなげやりにして、人に怒られても畏れず、廉恥の心なくして、人に罵り辱められても、堪へ忍びて、平氣に居るなり、是れが一般の學者の容貌態度なり、

【嵬容】嵬は傀に通ず、傀は怪なり、嵬容とは怪しき容貌なり、嵬音クワイ、【傀】は俯なり、フスと訓む、俯き傾きて正しからざるなり、【纓】は冠の紐なり、【禁緩】禁は給に通ず、給は帶なり、禁緩とは帶の如く緩にしまりなきなり、【簡連】は傲慢なる貌なり、【塡塡然】は満足なる貌なり、【狄狄然】はばあとして取締なき貌なり、【莫莫然】は矜りおごる貌なり、【睊睊然】は鄙しくこせ〳〵せる貌なり、睊音キ、【瞿瞿然】はきよろ〳〵と左右を顧るなり、瞿音ク、【盡盡然】は引き込みてしほゝ貌也、【盱盱然】は目を張りて直視する貌なり、盱音ク、【瞞瞞然】は目を閉づる貌なり、瞞音バン、【瞑瞑然】はよく視ざる貌なり、【疾疾然】は疾む貌なり、【訾訾然】は罵りそしる貌なり、【儢儢然】は勉強せざる貌なり、儢音リョ、【離離然】は仕事に親み従はざる貌なり、【偸儒】は怠りなげやりにすること、詳しく修身篇に解せり、【罔】は心くらくして、人の言を畏れざるをいふ、クラシと訓む、【諼詢】は詈り辱めらるゝことをいふ、諼音ケイ、詢音コウ、

第佗其冠、冲淈其辭、禹行而舜趨、是子張氏之賤儒也、正其衣冠、齊其顏色、嗛然而終日不言、是子夏氏之賤儒也、偸儒憚事、無廉恥而耆飲食、必曰君子固

冠は高く正しく、其の衣は大きくたつぷりとして、其の容貌は謹み敬めり、又謙遜にして高ぶらざるなり、又おとなしくやさしきなり、又親み從ふなり、又正しくしてしだらなきことなきなり、又勉めて怠らざるなり、又恭しきなり、又乖り離るゝ風なきなり、又常にふしめにて敢て正視することなきなり、是れが子弟として父兄に對する容貌なり、

【進】は峻と通ず、高きなり、高く正しきなり、タカシと訓む、【逢】は大なり、大きくたつぷりとせること、オホイニと訓む、【良】は溫良なり、【儼然】はいかめしく謹む貌なり、【壯然】壯は莊と通ず、莊然とは莊嚴にし威ある貌なり、【祺然】は安泰にして憂へ懼れざる貌、祺音キ、【蕼然】は寬やかにしてくつろげる貌なり、蕼音シ、【恢恢然】は大なる貌なり、【廣廣然】は廣き貌なり、【昭昭然】は明白なる貌なり、【蕩蕩然】は大まかにしてこせ〳〵せぬ貌なり、【慤】は音カク、謹み敬むなり、【儉然】は謙遜する貌なり、【恀然】恀は姼の假借なり、姼然はやさしくおとなしき貌なり、【輔然】は親み從ふ貌なり、【端然】は前に解せり、【紫然】紫は莩と通ず、莩然とは勉强する貌なり、【洞然】は敬恭の貌なり、【綴綴然】乖り離れぬ貌なり、【瞀瞀然】は敢て正視せざる貌なり、瞀音ボウ、

吾語汝學者之嵬容、其冠俛、其纓禁緩、其容簡連、塡塡然、狄狄然、莫莫然、瞡瞡然、瞿瞿然、盡盡然、盱盱然、酒食聲色之中、則瞞瞞然、瞑瞑然、禮節之中、則疾疾然、訾訾然、勞苦事業之中、則儢儢然、離離然、偷儒而罔、無廉恥而忍謑詢、是學者之嵬也、

此の節は、一般の學者の容貌態度を說けり、

吾は只今の一般の學者の怪しき容貌態度を語らん、其の冠は俯せるが如く傾きて正しからず、其の纓は大きこと帶の如く、緩してしまりなく、其の容貌は

信用せられざるを恥ぢざるなり、己が才能あらざるを恥ぢて、人に用ひられざるを恥ぢざるなり、是れを以て、人が譽めたりとて、其れに誘はれて有頂天になることなく、人が誹りたりとて、其れを恐れて悲觀することもなく、たゞ正しき道により沿うて行き、端然として己を正くし、外物に傾け倒されず、夫れ是れを誠の君子と謂ふなり、昔の詩に云ふ、「寛大にして柔順なる恭しき德ある人の行は、我々が德を行ふ基礎として貴び學ぶべきものなり」と、此の詩は此の誠の君子のことを謂ひたるなり、

【可レ貴】は人に貴ばるべきこと、即ち禮義を修め身を正しくすること、【可レ信】は人に信ぜらるべきこと、即ち道を修め身を正しくすること、【可レ用】は人に用ひらるべきこと、即ち才智を研くこと、【修】は修めてきよくすること、【汙】はけがさゞること、【率】はシタガフと訓む、より沿ひて離れざること、【端然】は正しき貌なり、【傾側】側はたふすこと、傾側とは傾けたふすこと、【詩云溫溫恭人云々】は、不苟篇にて解せり、

士君子之容、其冠進、其衣逢、其容良、儼然、壯然、祺然、葰然、恢恢然、廣廣然、昭昭然、蕩蕩然、是父兄之容也、其冠進、其衣逢、其容愨、儉然、惨然、輔然、端然、紫然、洞然、綴綴然、瞀瞀然、是子弟之容也、

此の節は、士君子の容貌態度を說けり、士君子の容貌を語らん、其の冠は高く正しく、其の衣は大きくたつぷりとして、其の容貌は溫良なり、又いかめしく謹めり、又莊嚴にして威あり、又安泰にして憂へ懼れざるなり、又寛やかにして打ちくつろげり、又度量廣大なり、又言行ともに明にして隱さゞるなり、事をなすに大まかにして、小事にこせ〳〵せざるなり、是れが父兄として子弟に對する容貌なり、其の

て放縦なるなり、【跂訾】跂は足を跂つることにて、自ら高ぶる意なり、訾はそしるなり、

○以上第四章、古の士と今の士との、心事の全く相反することを説けり、

士君子之所能爲不能爲、君子能爲可貴、不能使人必貴己、能爲可信、不能使人必信己、能爲可用、不能使人必用己、故君子可不修、不可恥見汙、恥不信、不恥不見信、恥不能、不恥不見用、是以不誘於譽、不恐於誹、率道而行、端然正己、不爲物傾側、夫是之謂誠君子、詩云、溫溫恭人、維德之基、此之謂也、

○第五章、君子は毀譽に關らず、用ひらるゝと用ひられざるとに拘らず、貴び信せらるゝと、貴び信せられざるとに係らず、己を修め正しくし、毫も不遇を恥ぢざることを説けり、

士君子には能く爲す所と能く爲さざる所とあり、左に之れを述べん、君子は能く人に貴ばる可きこと、即ち禮義を修め行へども、人をして必ず己を貴び敬はしむること能はず、能く人に信せらるべきこと、即ち道を修め行へども、人をして必ず己を信せしむること能はず、能く人に用ひらるべきこと、即ち學を修め才能を研けども、人をして必ず己を用ひしむること能はず、蓋し君子の爲す所は、皆己の身に在ることにして、所謂能く爲す所なり、能はざる所は、人を相手にすることなれば、己之れを如何ともすること能はず、所謂能く爲さざる所なり、されど君子は人が己を貴び信じ用ひぬとて、少しも頓着せざるなり、故に君子は己が行の修り清からざるを恥ぢて、人に汙さるゝを恥ぢざるなり、己が信實ならざるを恥ぢて、人に

【樂富貴】は分に安んじて奢らざるを言ふ、【分施】は利を分ち恩澤を施すをいふ、【羞獨富】己れ獨り富むを羞づるなり、人々を教へ導きて、之れを富ましむるをいふ、【汙漫】はきたなく我儘なること、【恣睢】は亂暴にて氣儘に事をすること、【觸抵】は身を愼まずして罪過に觸れ抵ることゝ、

古之所謂處士者、德盛者也、能靜者也、修正者也、知命者也、著時者也、今之所謂處士者、無能而云能者也、無知而云知者也、利心無足而佯無欲者也、行爲險穢、而彊高言謹慤者也、以不俗爲俗、離縱跂訾者也、

此の節は、古今の處士の異同を說けり、

古の所謂仕へずして野に處るの士は、德望盛なるものなり、才能ありて、靜に落ち着きたるものなり、行修まりて正しきものなり、天命を知りて、分に安んずるものなり、其の時に當りて行ふ事を、明に世に示して疑を避くるものなり、之れに反して、今の所謂仕へずして野に處る士は、自ら才能なくして、才能ありと云ふものなり、自ら智識なくして、智識ありと云ふものなり、利を貪るに心深くして、毫も足ることを知らざるに、無欲と佯り衒ふものなり、行爲陰險汚穢にして、強て高尚なる言を吐き、謹み深き所作をなすものなり、世俗の人に合はざるを以て、自ら善き習俗となし、世俗と離れて放縱なる行をなし、自ら高ぶりて人を訾るものなり、

【處士】は仕へずして野に處る士をいふ、【能靜】は才能ありて、靜に落ち着けること、【修正】は行修まり正しきこと、【知命】は天命を知り分に安んずること、【著時】は其の時に當りて行ふことを、明に世に示し、人をして疑惑を抱かしめざるなり、【利心】は利を貪る心なり、【險穢】は陰險にして汚穢なるなり、【高言】は高尚なる言論なり、【謹慤】は謹み深きなり、【不俗】は世俗の人に合はざるなり、【離縱】は俗人と離れ

の詩はつまり妖怪なる狡猾の人のことを謂ひたるなり、

【聖智】は睿智に同じ、【窮】は苦しめ困らすこと、【齊給速通】齊は疾なり、給は急なり、速通は敏捷なること、【告導】は告げて教へ導くこと、【寬容】は大目に見てゆるすこと、【恢然】は廣大なる貌、【苞】は包に同じ、包み容るゝこと、ツヽムと訓む、【訑怪】訑は妖に同じ、【詩云】此の詩は、詩經大雅蕩篇にあり、召穆公が周の厲王の無道を傷みて作りたる詩なり、此に引ける一節は、殷の紂王が無道を行ひたるが故に、國家の滅亡せしことを歌へり、【殷】は殷の紂王をいふ、【舊】は先王の舊法なり、【老成人】は經驗を積み重ねたる勳臣をいふ、【曾是莫聽】是は典刑を指す、【大命】は國の運命なり、【傾】は傾き倒れて滅ぶこと、

右之所謂仕士者、敦厚者也、合群者也、樂富貴者也、樂分施者也、遠罪過者也、務事理者也、羞獨富者也、今之所謂仕士者、汙漫者也、賊亂者也、恣睢者也、貪利者也、觸抵者也、無禮義而唯權勢之嗜者也、

此の節は、古今の仕士の異同を說けり、古の所謂官仕する士は志の敦厚なるものなり、衆人と和合するものなり、分に安んじて、奢らざるものなり、多くの人々に、利益恩澤を分ち施すことを樂むものなり、身を愼みて罪過に遠ざかるものなり、條理をたてゝ、事を務むるものなり、己れ獨り富み榮ゆるを羞づるものなり、之れに反し、今の所謂官仕する士は、きたなく我儘なるものなり、物を賊ひ亂すものなり、亂暴に氣儘に事を爲すものなり、利を貪りて、欲深きものなり、身を愼まずして、罪過に觸れ抵るものなり、禮義を守ることなくして、たゞ權勢をのみ嗜み好むものなり、

【敦厚】は二字ともにあつきなり、【合】は和合なり、

中、刑及之而宜、詩云、匪上帝不時、殷不用舊、雖無老成人、尚有典刑、曾是莫聽、大命以傾、此之謂也、

○第三章、天下の人々を兼ね服する術を說けり、天下の人々を兼せ服する心とは如何、左に之れを述ぶべし、己は如何程、高上尊貴の位に居れども、人に驕り高ぶらず、己れ如何に聰明叡智ありとも、人を困らし苦しめず、己れ物事を爲すに如何に早く敏捷なりとも、人に先じてなし鼻あかす樣の事をせず、己れの行如何に剛く強く、非常に勇ましくとも、少しも人を傷つけ害ふことをせず、己れ知らざる事あれば誰にでも問ひ、己れ能くせざる事あれば誰にても學び、又己れ何事にても能くすと雖、必ず人に讓りて出しやばらず、後れてなすを以て德となす、又君に事ふる時は、能く臣下たる者の務むべき義理を修め盡し、鄕黨の人に接するときは、能く長者を敬ひ、幼者をいつくしむの義理を修め盡し、長上の人に遇ふときは能く子弟たるもの、務むべき義理を修め盡し、友人に接するときは、能く禮節辭讓の義理を修め盡し、身分賤しくして且つ年少なる者に遇ふときは、善き事を告げて之れを導き、落度あるも之れを大目に見てゆるす所の義理を修め盡し、幼者は愛せざることなく、賢者は敬はざることなく、常に謙遜にして人と爭ふことなし、其の心の廣大なることは、譬へば天地の萬物を包み容るゝが如し、是の如くなるときは、賢者は之れを尊敬し、不束の者は之れに親みて近づき來るなり、若し是の如くにして、服從せざる者は、妖怪なる狡猾の人と謂ふべし、此の如き惡人は、たとへ我子弟の中に在りとも容赦なく刑罰に處して宜しきなり、昔の詩に曰く「殷の紂王の時に、天下大に亂れたり、上帝は紂王を惡みて、斯の亂れたる時世を下し給へるにあらず、紂王の、先王の遺されたる舊法を用ひざるに由りて、かく亂れたるなり、此の時に當り、老成の元勳なしと雖、先王の典刑は猶存せり、然るに君臣共に此の典刑を師とし、之れに聽きて政を爲さゝるを以て、國の大命は傾き滅ぶに至りしなり」と、此

之れを爲さしむ、而して此れ等のことを爲すの早くして、後遂に禍に罹るは、譬へば己が足の達者なるを利用して、むやみにすん〳〵と路を行き、遂に迷うてどうすることも出來ぬはめに陷るが如し、又此れ等のことを餘り深入りして爲し、後遂に禍に罹るは、譬へば石を背に負うて水に墜つるが如く、どん底まで行き得れども、遂に死するが如し、此の如き言行を爲すものは、天下の人々の弃てゝ顧みざる所なり、

【知而無法】知は智に同じ、【無憚】は死を輕んじて憚り恐れざるなり、【察辯】は明察なる辯なり、【操僻】は操行のひがみもとるなり、【淫大】淫は過なり、誇なり、【與衆】は衆人と共にすることにて、衆人をして己と同じく爲さしむるなり、【利足而迷、負石而墜】は、譬への詞なり、利足とは足の達者なるを利用するなり、

○以上第二章、只今の人の惡しき言行を擧げ、此れは聖王の禁する所人々の惡み弃つるものなることを說けり、

兼服天下之心、高上尊貴、不以驕人、聰明聖智、不以窮人、齊給速通、不以先人、剛毅勇敢、不以傷人、不知則問、不能則學、雖能必讓、以後爲德、遇君則修臣下之義、遇鄉則修長幼之義、遇長則修子弟之義、遇友則修禮節辭讓之義、遇賤而少者、則修告導寬容之義、無不愛也、無不敬也、無與人爭也、恢然如天地之苞萬物、如是則賢者貴之、不肖者親之、如是而不服者、則可謂訞怪狡猾之人矣、雖則子弟之

用而辯、辯不急而察、治之大殃也、

此の節は、政治上大に殃とする言行を說けり、才智あれども、其の心は險惡に、物を賊ひ傷つけることの巧妙にして測り知る能はざる、恰も神の如く、詐譎を爲して巧に人を陷るのみならず、其の言は世に用なけれども辯あり、辯は急務ならざれども、なかく察なり、此の如き言行は、政治上大なる殃害を爲すものなり、

【知而險】知は才智なり、險は險惡なり、【神】は巧妙なること神の如く測られざるなり、【不急】は急務ならざるなり、【察】は明察なり、

行辟而堅、飾非而好、玩姦而澤、言辯而逆、古之大禁也、

此の節は、古より聖人の大に禁ずる所の言行を說けり、

行は僻みて堅く我意を執り、己の非を飾ることは、甚だむまく巧に姦惡なることをして、之れに潤澤をつけ、言論は辯あれども義理に乖りそむく、此の如き言行は、古より聖人の大に禁じ給ふ所なり、

【辟】は僻に通ず、ひがむこと、【好】はヨシと訓む、むまきなり、巧なるなり、【玩】はもてあそぶなり、巧に用ふる意なり、【澤】は潤澤なり、【逆】は義理に逆ふなり、

知而無法、勇而無憚、察辯而操僻、淫大而用之、好姦而與衆、利足而迷、負石而墜、是天下之所弃也、

此の節は、天下の人々の弃つる所の言行を說けり、智惠あれども、異見を聘せて法則に合ふことなく、勇氣あれども、死を輕んじて憚り恐るゝことなく、明察なる辯あれども、操行はひがみ乖れり、此等の事を、大にほこり氣に用ひ爲し、又姦惡なることを好みて、己れ獨り之れを爲すのみならず、衆人にすゝめて共に

値を知るものと同じといふことを得るなり、君子と聖人とは、能く以上の理を知れり、故に如何に多く言論しても法則備はりて亂れず、如何に少しく言論しても、亦法則備はりて亂るゝことなし、之れに反し、小人は以上の理を知らざるが故に、如何に多く言論しても、如何に少なく言論しても、少しも法則なく、水の流れて止まざるが如く、人の耳に殘らず、毫も世に益なし、此の如くにして、如何に賢しこく辯說すとも雖、到底小人たるを免れざるなり、

【當知云云當亦知】此の知は共に智なり、【多言少言】は多言は前句の言を承け、少言は默を承く、【類】は法なり、【聖人君子】は文を互にしたるにて、同等に見るべし、【多少】は多言少言なり、【喆然】は賢き貌なり、喆音テツ、

故勞力而不當民務、謂之姦事、勞知而不律先王、謂之姦心、辯說譬喩、齊給便利、而不順禮義、謂之姦說、此三姦者、聖王之所禁也、

此の節は、聖人の禁ずる所の三つの姦惡なる言行を說けり、

以上述ぶる通り、人は信に仁に智ならざる可らず、故に之れを知らざるは、皆わろきことなり、されば如何に力を勞して爲しても、其の事が四民の急務に當らざる之れを姦惡なる行事と謂ふなり、又如何に智を勞して考へても、其れが先王の正しき道に法らざる、之れを姦惡なる心といふなり、又辯說するに、種々の譬喩を取り、其の辯舌如何に速く敏捷なりとも、禮義に順はざる、之れを姦惡なる辯說と謂ふなり、此の三つの姦惡なる言行は、聖王の禁じ給ふ所なり、

【民務】は四民の務むべき事なり、【勞知】知は智に同じ、【律】は法なり、ノットルと訓む、【齊給便利】齊は疾きこと、給は急なること、便利は敏捷なること、辯舌の疾くして敏捷なるをいふ、

知而險、賊而神、爲詐而巧、言無

何なる事を務めて然るべきや、他なし、上は即ち舜帝、禹王の定めし制典に法り、下は仲尼、子弓の行ひし義理に法り、以て務めて十二子の說を絶やすにあり、是の如くするときは、天下の弊害は除き去り、仁人の爲す事は遺憾なく畢りて、効果擧り、聖人の功跡著しくあらはるゝに至るなり、豈盛ならずや、

【制】は定めたる典制なり、【義理】は行ひたる義理なり、【跡】は功跡なり、

○以上第一章、十二子を攻撃し、併せて之れを絶滅して世を救ふ法を述べたり、一篇の綱領なり、

信レ信信也、疑レ疑亦信也、貴レ賢仁也、賤二不肖一亦仁也、言當レ知也、默而當亦知也、故知レ默、猶知レ言也、故多言而類、聖人也、少言而法、君子也、多少無レ法而流、詰然雖レ辯、小人也、

此の節は、聖人君子は信なり、仁なり、智なり、故に辯說は多少に拘らず、法則にかなへども、小人は然らざることを說けり、

信すべきことを信ずるは信なるなり、疑ふ可きことを疑ふも亦信なるなり、其の意は同じからざれども、共に誠心より出づ、故に信といふなり、賢人を貴び敬ふは仁なるなり、不束なる者を賤み惡むも亦仁なるなり、蓋し仁は愛なり、己を愛し人を愛するなり、賢人を尊びて之れに效ふ是れ己を愛するなり、人を敎へて亦之れを尊び效はしむ、是人を愛するなり、不肖を賤み惡みて己も亦之れに染まぬ樣にと身を愼む、是れ亦己を愛するなり、人を敎へ導きて之れに效ふなからしむ、是人を愛するなり、故に二つながら仁といふなり言論して其の言が道理に當るは智なるなり默りて言はずして、而も道理に當りてはづれざるも亦智なるなり、言ふべきときに言ひ、言ふ可からざるときに默するは、智者に非ざれば爲す能はず、よりて智といふなり、故に默して言はずとも、其が道理に當りて離れざることを知れるもの、即ち默の價値を知れるものは、猶言ふべきを知つて言ふ、即ち言論の價

唱ふ、故に六說といふ、【親】は近づくこと、【置錐之地】は錐を立てゝ置く程の地の義にして、少しの土地をいふ、【獨容】容はいれ用ふること、【成名】成は盛に同じ、盛名なり、【況乎諸侯】況は貶に通ず、賜なり、成名況乎諸侯とは、盛名を以て諸侯の賜となすの義なり、

一天下、財萬物、養長生民、兼利天下、通達之屬、莫不服從六說者立息、十二子者遷化、則聖人之得勢者舜禹是也、

此の節は、正しき道を唱へて勢位を得、以て天下を化せし聖人舜帝禹王を擧げ、前の十二子と相反映せり、此に聖人あり、天下を一統し萬物を養ひ成して各、其の生を遂げしめ、人民を育て養ひて、各、其の所を得せしめ、天下の人々を兼せ利し、舟車の通ずる所、即ち世界至る所に住する屬は、心服して從はざることなし、此の如きときは、人々皆正しき道に化して遷らざるを以て、彼の六說のものは立所に絕え、十二子のものも亦正しき道に遷り化するなり、是れは即ち聖人の勢位を得たる者にして、舜帝禹王是れなり、【財】は成なり、ナスと訓む、成し遂ぐること、【養長】は養ひ育つること、長は育なり、【通達之屬】は舟車の通達する所に住む屬をいふ、【遷化】は正しき道に遷り化すること、【舜禹】は舜帝と禹王となり、前に出づ、

今夫仁人也、將何務哉、上則法舜禹之制、下則法仲尼子弓之義、以務息十二子之說、如是則天下之害除、仁人之事畢、聖王之跡著矣、

此の節は、今の仁人の務むべきことは舜禹孔子、子弓に法るべきことをいひ、以て前數節を總結せり、以上數節に於て、余は十二子を非難し、孔子、子弓、舜帝、禹王を稱讃せり、然らば當今の仁に志す人は、如

不得勢者也、仲尼子弓是也、

此の節は、正しき道を傳へ唱へたれども、勢位を得ざりし聖人、孔子、冉雍を擧げ、前の十二子と相反映せり、

若し此に一人の聖人あり、種々の方略（ハカリゴト）を總べ治め、言行を齊へ一にし、大小の法則を一定にし、而して天下の英傑を會合して、之れに告ぐるに大なる正しき道を以てし、之れに教ふるに極めて順當（スナホニタヾシキ）なる法則を以てするときは、其の効果の著しきこと、天下の廣きは言ふに及ばず、家の内、しきもの、上の如き、小さく狹き處までも、歙然として聖王の正しく美しく文あるおきてはあつまりて、完全に行はれ、世の中の風俗は勃然として善良なる方に興起せん、然るときは、人々は皆正しき道を信奉して動かざるを以て、以上あげし六種の邪説は、人々の心の中に入ること能はず、又之れを唱へる十二子は、人々に近づきて其の説を勸むること能はざるなり、かゝる聖人は、たとへ錐を立つる程の小さき地を領せずとも、其の名聲の盛なる、王公と雖之れと抗抗すること能はず、又用ひられて諸侯の大夫の位に在るときは、其の政を執り其の國大に治まるを以て、天下の諸侯は之れを畏れ、爭ひ聘さんとするに至るを以て、一君にて獨り此の人を畜ひ置（ヤシナ）くこと能はず、一國にて獨り此の人を容れ用ふること能はざるなり、又たとへ不遇に在るとも、其の盛名は赫々として天下に轟き渡るを以て、天下の諸侯は之れを尊奉すること、帝王の賜を獲るが如く、其の人を得て己が臣と爲さんことを願はざることなし、是れは即ち聖人にて、下位に在り勢力を得ざるもの、事にして、孔子、冉雍是れなり、

【總】は領なり、すべ治むること、スブと訓む、【齊】はひとしくとゝのへること、【統類】は大小の法則なり、大なる法則を統といひ、小なる法則を類といふ、【群】は會合すること、【至順】は極めて順當（スナホニタヾシキ）なる道をいふ、【奧突之間】室の西南隅を奧といひ、東南隅を突といふ、故に奧突之間と家の内をいふ、突は音エウ、【簟席】はしきものなり、【歙然】は聚り集る貌なり、【文章】はあやある典章（オキテ）なり、【佛然】佛は勃と通ず、勃然とは興起する貌なり、【平世】は猶當世といふが如し、【六説】は前にあげし十二子の説なり、二人一説を

婦別あり、長幼序あり、朋友信ありとあり、【僻違而無類】類は法なり、もとり違ひて法則なきをいふ、荀子は後王に法りて當世を治むといへり、子思、孟軻は必ず先王なる堯舜文武の道を行うて、然して後政治をなすといへり、かく古をのみ尚びて、時に隨ひて教を設け、當世の弊を救ふことを知らず、故に僻違にして類なしといふ、【幽隱而無說閉約而無解】幽隱は言論の奥深きことを言ひ、閉約はとぢつゞめたることにて、言論の極めてつゞまやかなることを言ふ、說と解とは說明し解釋することなり、中庸などの議論は極めて奥深く極めてつゞまやかなり、故にいふ、【案飾其辭】此の案は助辭にて、コヽニと訓む、【祇敬】はつゝしみうやまふなり、【先君子】は孔子を指す、【子思】は孔子の孫なり、名は伋、字は子思、曾子に學びて、其の學精微を極む、宋衞に遊び晩に魯の穆公の師となれり、著す所子思子二十三篇ありしが、今存する者は中庸の外數篇のみ、【孟軻】は卷首の序文に解せり、其の學統を示さば、子思―□(姓名不詳)―孟軻となる、故に併せ稱するなり、【溝猶瞀儒】猶の字は語助にて意味なし、故に溝猶瞀儒は溝瞀儒に同じ、溝は惛と音通にて、愚なること、瞀は音ボウ、暗きこと、【讙讙然】は喧しくさわがしきこと、【子弓】は冉雍なり、非相篇仲弓の條を見よ、

若夫總方略、齊言行、壹統類、而群天下之英傑、而告之以大道、教之以至順、奧窔之間、簟席之上、歛然聖王之文章具焉、佛然平世之俗起焉、則六說者不能入也、十二子者不能親也、無置錐之地、而王公不能與之爭名、在一大夫之位、則一君不能獨畜、一國不能獨容、成名況乎諸侯、莫不願得以爲臣、是聖人之

劇志大、聞見雜博、案往舊造說、謂之五行、甚僻違而無類、幽隱而無說、閉約而無解、案飾其辭、而祇敬之曰、此眞先君子之言也、子思唱之、孟軻和之、世俗之溝猶瞀儒、嚾嚾然不知其所非也、遂受而傳之、以爲仲尼、子弓爲茲、厚於後世、是則子思、孟軻之罪也、

此の節は、子思と孟軻とを攻撃せり、

大體は先王の正しき道に法れども、其の紀綱を知らず、然して才智は多くして志は大に、聞きたり見たりすることは博けれども、粗雜にして精密ならず、上古の事を考へて、自らの其說を造り、之れを五行の道といふ、其の說く所、甚だもとり違ひて法則なく、あまりに奥深くして自ら分るやうに說明すること能はず、又あまりにつゞまやかにして、自ら分るやうに解釋する能はざるに拘らず、自ら其の辭を飾り立て、つゝしみ敬ひて言へるやう、此れは眞に先君子孔子の說なりと、子思始めて之れを唱へ、孟軻之れに和せり、世俗の愚陋なる儒者は、さわがしく喧しく爭ひ辯すれども、少しも其の非き所を知らず、遂に此の邪說を傳へて、孔子、冉雍二夫子は、此の說を爲して、後世の人々を厚く敎へらるゝと思へり、是れは即ち子思、孟軻が罪なり、

【統】は體統なり、體統は紀綱に同じ、【材劇】材は才智なり、劇は多きなり、【雜博】は博けれども粗雜なること、【案往舊】案は考ふるなり、往舊は上古なり、【五行】は諸說あれども、暫く中庸の五達道、孟子の親義別序信をいふと說に從ひ置く可し、中庸に天下の達道は五あり、君臣なり、父子なり、夫婦なり、昆弟なり、朋友の交なりとあり、孟子滕文公篇に、聖人（堯を指す）之れを憂ふるあり、契をして司徒と爲らしめ、敎ふるに人倫を以てす、父子親あり、君臣義あり、夫

を成す、故を以て衆くの愚民を欺き惑はすに足る、是れ愼到、田駢の爲す所なり、

【下レ修】下は卑下すること、修は古先王の道を修むるなり、【好レ作】作は己の考へにて道理を作り上げること、【取聽於上】は君に聽き入れらるゝことなり、【取二從於俗一】は世俗の人に從はるゝことなり、【文典】は文章典則なり、【細察】細は循に同じ、其の論ずる所に循ひて、詳に理否を觀察することなり、【偶然】は離れ分るゝ貌、【歸宿】は歸着に同じ、【經】は治なり、ヲサムと訓む、【定分】分は貴賤上下の分別なり、【愼到】は卷首楊倞の序の條に解せり、【田駢】は齊の人にて、愼到と略同時なり、齊宣王に遊事せり、其の學道家に本づき、名家法家に折中せり、書十五篇を著はせども、今は傳はらず、

不法二先王一、不是二禮義一、而好治レ怪說、玩二琦辭一、甚察而不レ急、辯而無レ用、多事而寡レ功、不レ可以爲二治綱紀一、然而其持レ之有レ故、其言レ之成レ理、足以欺二惑愚衆一、是惠施、鄧析也、

此の節は、惠施と鄧析とを攻撃せり、先王の正しき道に法らず、禮義を是しとして之れを修めず、好んで奇怪の說をなし、奇異の辭を玩び、甚明察なれども急務ならず、達辯なれども世に用なく、爲す事多けれども功績なし、是れを以て政治の綱紀と爲す可からず、然れども其の持論本づく所あり、其の辯論條理を成す、故を以て衆くの愚民を欺き惑はすに足る、是れ惠施鄧析の爲す所なり、

【治怪說玩琦辭】惠施、鄧析は共に詭辯學者なり、故にいふ、琦は奇と通ず、【察而不レ急】は議論明察なれども、急務ならざるをいふ、【治綱紀】は政治の大綱なり、【惠施】は修身篇に解せり、【鄧析】は不苟篇に解せり、

略二法先王一、而不レ知二其統一、然而材

【權稱】ははかりなり、即ち標準の意なり、【上ニ功用】上は尙なり、タットブと訓む、功用は功利なり、【大儉約ニ】大も亦尙なり、タットブと訓む、墨翟は節用論者なり、故に儉約をたつとぶといふ、【優差等ニ】優は漫に同じ、みだりにすること、墨翟は兼愛説を唱へて愛には差等なしといひ、人の父を愛すること我父を愛するが如く、人の子を愛すること我子を愛するが如くすべしといふ、故に差等をみだりにすといふ、【容辨異ニ】容はかたちなり、辨異は辨別に同じ、貴賤上下の辨別なり、容辨異ニとは貴賤上下の辨別をかたちにあらはすの義なり、【縣君臣ニ】縣は縣に同じ、懸隔なり、縣君臣ニとは、君臣の間に懸隔を立てゝ、其の間の禮義を嚴にすることなり、墨翟は兼愛論者なれば、愛の上より見て君臣を同視するを以て、此く言ふなり、【墨翟】は卷首楊倞の序の條に解せり、【宋鈃】は、宋の人なり、鈃は一に牼に作る、孟子と時を同うす、墨翟の説を祖とすれども、亦道家に折中する所あるが如し、著す所宋子十八篇ありしが、今は傳はらず、

尙法而無法、下修而好作、上則取聽於上、下則取從於俗、終日言成文典、及細察之、則偶然無所歸宿、不可以經國定分、然而其持之有故、其言之成理、足以欺惑愚衆、是愼到田駢也、

此の節は、愼到、田駢二子を攻撃せり、自ら書を著はして法を尙べども、己の言行には法なく、古先王の道を修め傳ふるを下等なることゝなして、專ら己が考にて道理を作り出すことのみをなし、上に事へては君に聽き用ひられ、下に接しては世俗の人に悦び從はる、終日言論して、其の論はいつぱし文章となり典則となるが如くなれども、よく其の言ふ所に循ひて詳に觀察するときは、別々に離れ分れて歸着する所なし、是れを以て、其の説は國を治め上下貴賤の分別を定めて、世を治平にするには足らざれども、然も其の持論本づく所あり、其の辯説條理

輩ならん、道家の說を修む、著す所公子牟四篇あれども、今は傳はらず、

忍情性、綦谿利跂、苟以分異人、爲高、不足以合大衆、明大分、然而其持之有故、其言之成理、足以欺惑愚衆、是陳仲、史鰌也、

此の節は、陳仲、史鰌の二子を攻撃せり、

己が情欲を矯め忍びて俗と違ひ、極めて深く自身を潔くし、苟にも人に異なるを以て高尚なる行と爲す、以て多くの人々を合して教へ導き、禮儀を明にするに足らざれども、然も其の持論本づく所あり、其の辯說條理を成す、故を以て衆くの愚民を欺き惑はすに足る、是れ陳仲、史鰌の爲す所なり、

【忍】は矯め忍ぶなり、【綦谿】綦は極なり、谿は深なり、【利跂】利は離と通ず、離跂とは俗に違ひて自ら潔くする貌、【大分】勸學篇に禮者法之大分とあれば、大分とは禮を指す、【陳仲史鰌】二人とも不苟篇に解せり、陳仲は田仲に同じ、田と陳と古通用す、

不知壹天下、建國家之權稱、上功用、大儉約、慢差等、曾不足以容辨異、縣君臣、然而其持之有故、其言之成理、足以欺惑愚衆、是墨翟宋鈃也、

此の節は、墨翟、宋鈃の二子を攻撃せり、

天下を齊へ一にして、國家の權稱、即ち標準を立て、人民を治め導くことをせず、徒に功利をたつとび、儉約をたつとび、君臣父子などの差等を漫にして之れを爲さず、是れを以て貴賤上下の辨異を立て、君臣の間に懸隔を置きて、其の禮儀を嚴にし人々をして各、其の地位に安んぜしめ、世を治平にするに足らざれども、然も其の持論本づく所あり、其の辯說條理を成す、故を以て衆くの愚民を欺き惑はすに足るものは、是れ墨翟、宋鈃のなす所なり、

す學者多きことを說けり、一章の序論なり、
只今の世にありて、邪の說を飾りたて、姦き言をかざり唱へて、天下をかき亂し、衆くの愚民を欺き惑はす、其の說を觀るに、譎り欺く誇大なるものもあれば、ごた〳〵とこま〳〵しきもあり、爲に天下の人をして混然として分別なく、是非治亂のある所の理を知らざるに至らしむ、此の如き姦惡なる人、甚だ多くあり、左に之れを列擧すべし、
【假】は格なり、格は至に同じ、イタルと訓む、【澆】は澆に同じ、音ゲウ、澆はぐる〳〵回る水をいふ、其れより轉じてかきまぜる意となる、【畜宇】畜は譎に同じ、音キツ、譎は詐るなり、欺くなり、宇は訏に通ず、訏は誇大の意なり、【嵬瑣】は委瑣といふが如し、委瑣とは委曲瑣細なることなり、委曲瑣細とはごた〳〵とこま〳〵しきことなり、【混然】は分別なきの貌、【存】は在なり、

縱二情性一、安二恣睢一、禽獸之行、不レ足レ二以合一レ文通一レ治、然而其持レ之有レ故、其言レ之成レ理、足レ以欺二惑愚衆一、是它囂、魏牟也、

此の節は、它囂、魏牟の二子を攻撃せり、
己が情欲を縱にし、氣儘なることを平氣にてなし、少しも禮儀を知らず、禽獸の行と異なることなし、其の言行は、毫も古先王の定められたる文義に合ひ、治道に通ずるに足らず、然れども、其の持論本づく所あり、其の辯說秩然として條理を成す、故を以て衆くの愚民を欺き惑はすに足る、是れ它囂と魏牟との爲す所なり、
【安二恣睢一】恣睢は氣儘なること、氣儘なることに安んずるとは、氣儘なることを平氣にてするをいふ、【文】は古先王の定められたる文義、即ち禮制なり、【治】は治道なり、【持レ之有レ故】故は故實の故にて、本なり、其の持つ所の論、即ち持論が本づく所あるをいふ、【成レ理】理は條理なり、【它囂】は何代の人なるかを詳にせず、世本に楚の平王の孫に田公它成といふ人あり、此れと同族の人ならんかといふ、【魏牟】は魏の公子牟にて、中山に封ぜらる、公孫龍と同時か、或は後

心を變へさすことを得れども、姦人に至りては、如何に敎へ諭すとも、心をかへさすことの出來ぬ仕方のなきものなり、

【文】は文理なり、文理は條理なり、條理には一定の文飾あり、故に文理といふ、【類】は法なり、【居錯】居は擧に通ず、あぐるなり、錯は置くなり、【斯須之言】はしばらくの言にて、一寸した言なり、【致實】致は質なり、質は信なり、致實とは信實のことなり、【黨正】黨は讜に同じ、直なり、黨正とは正直のことなり、【統】は系統なり、【順明】順は訓と通ず、敎へ明にすること、【和齊】は和げ齊ふること、【口舌之均】均は韻に通ず、音イン、口舌之韻とは、口舌が韻に合ふことにて、音調の圓轉にして滯なきをいふ、【嚐唯則節】嚐は言語なり、唯は俗にいふハイといふ辭なり、言語するに常にハイ〳〵といふてあたらずさわらざること、即ち言語應對に節制ありて、人をそらさぬなり、【奇偉】は奇偉の戲にて、手品師俳優などの爲すことを指す、【偃師】は周の穆王の時の奇術師の名なり、言語擧動人と異ならざる人形を造りて、穆王にすゝめたること列子に見ゆ、【屬】はともがらなり、

○以上第八章、君子は必ず辯說するものなることゝ、其の辯說は小人と全く異なることゝを說けり、

非十二子篇第六

此の篇は、人民を惑はし天下を亂す所の、它囂、魏牟、陳仲、史鰌、墨翟、宋鈃、愼到、田駢、惠施、鄧析、子思、孟軻の十二子を非難せり、首に此の十二子を攻擊し、後、士とは如何なるものを謂ふか、君子とは如何なるものを謂ふかを說き、以て世人の十二子の說に惑はされずして、士君子たる本分を知り之れを盡すべきこと示せり、

假今之世、飾邪說、文姦言、以澆亂天下、欺惑愚衆、矞宇嵬瑣、使天下混然不知是非治亂之所存者有人矣、

此の節は、當今邪說を唱へて天下を亂し愚民を惑は

徒、應變不窮、是聖人之辯者也、先慮之、早謀之、斯須之言而足聽、文而致實、博而當正、是士君子之辯者也、聽其言、則辭辯而無統、用其身、則多詐而無功、上不足以順明王公、下不足以和齊百姓、然而口舌之均、噡唯則節、足以爲奇偉偃師之屬、夫是之謂姦人之雄、聖王起所以先誅也、然後盜賊次之、盜賊得變此不得變也、

此の節は、小人の辯と君子の辯との異同を說けり、辯說には、小人と士君子、聖人即ち君子との別あることは、前に一寸述べたれば、此には更に之れを詳說せん、先きに慮り考へることもなく、早くから謀り考へることもなく、言論を發すれば其れが直に道理に當り、又直に條理を成して法則に悖らず、或は擧げ或は錯き、或は遷徙し、即ち機に臨み變に應じて、少しも窮ることなきは、是れ聖人の辯說といふものなり、先づ之れを慮り考へ、早くより之れを謀り考へ、しばらくの言にても、充分に聽くに足り、其の詞は文理ありて信實に、博覽にして正直なり、是れ士君子の辯といふものなり、其の言を聽くときは、辭、辯ともに達者なれども、少しも系統なく、其の身にて事を行ふには、詐僞多くして功なく、上は王公に事へて、之れを訓へ導きて政事を明にするに足らず、下は百姓を治めて和げ齊ふるに足らず、然り而して其の聲音は圓轉にして滯なく、其の言語應對は節制ありて人をそらさず、以て人を樂ましむる俳優手品師などの屬となすに足るに過ぎず、是れ小人の辯說する者にして、姦人の雄ものといふなり、此れは聖王起るときは、一番先に誅戮し給ふ所のものなり、而して此の姦人に次ぐ惡黨は、盜賊なり、併し盜賊は猶敎へ諭して其の

言ふなり、

【君子】は下節にある士君子聖人を兼せ指す、【險】は危險にして亂暴なる言、【仁】は仁愛の道、【仁之中】は中正なる仁愛の道をいふ、【吶】は訥に同じ、音トツ、どもること、【諫救】は諫言救言なり、救はすくひ止むるなり、君の惡を救ひ止むる所の善言をいふ、

小辯不如見端、見端不如本分、
小辯而察、見端而明、本分而理、
聖人士君子之分具矣、

此の節は、君子の辯に三等あることを說けり、以上に於て、君子は必ず辯說を好むことを說けり、この君子といへるは、汎く稱したる言にて、分けて言へば、士君子聖人の三等となり、其の辯說にも亦三等あり、士の辯は即ち小辯なり、小辯とは、始から終まで、本から末まで、事を說くこと委曲にして察なるものを謂ふ、されど是れは事の端緒を見はして之れを示し、聽く者をして思索せしむるの利益なるに及ばず、端緒を見はして辯說するは、即ち君子なり、されど、是れは直に事の本分を說きて、人をして能く之れを考へ之れに背かざる樣にせしむるに及ばざるなり、直に事の本分を說くは聖人なり、始終本末殘さず委しく辯說するは、固より察にして、人も亦能く之れを聞く、端緒を見はして之れに示し、聽く者をして思索せしむれば、猶一層明白に悟るなり、本分を說きて、人をして之れを考へしむるときは、是れよりは猶一層明に道理を悟り呑み込みて忘れぬものなり、此れによりて聖人と士と君子との分別が全く明になるなり、

【小辯】は、始から終まで、本から末まで、殘さず辯說するなり、【端】は端緒なり端緒とははじめなり、いとぐちなり、【本分】は根本の義理なり、【察】はあきらかなり、【明】は察より一層明白なるなり、【具】は完全なり、全く明に分る意なり、

有小人之辯者、有士君子之辯者、有聖人之辯者、不先慮、不早謀、發之而當、成文而類、居錯遷

善而君子爲甚焉、是以小人辯言險、君子辯言仁也、言而非仁之中也、則其言不若其默也、其辯不若其吶也、言而仁之中也、則好言者上矣、不好言者下也、故仁言大矣、起於上所以導於下、政令是也、起於下所以忠於上、諫救是也、故君子之行仁也無厭、志好之、行安之、樂言之、故言君子必辯、

此の節は、君子は必ず辯說することを說けり、君子は必ず辯說するものなり、凡て人は、其の心に善しとする所を言ふことを好まざるものなし、而して君子を殊に甚しとなすなり、かく人々皆辯說を好めども、其の言ふ所は全く異なれり、小人の辯說する者は、危險にして惡逆なることを言ひ、君子の辯說する者は、仁愛の道を言ふなり、言論しても、其の言論が中正なる仁愛の道に非ざるときは、何の役に立たざるのみならず、非常に害毒を流すものなれば、其の言論するよりは其の默りて居るにこしたるはなきなり、其の辯說するよりは、其の訥るにこしたるはなきなり、之れに反し、言論して、其の言論が中正なる仁愛の道ならば、言論を好む者を最上の人間となし、言論を好まざるものを最下の人間となすなり、故に仁愛の道の言論ほど、大なる利益あるものはなきなり、此の言論が上君の口から起ると、やがて下臣民を導き治むる所のものとなりてあらはるゝ、政事法令即ち是れなり、又此の言論が下臣民の口から起ると、やがて上君に忠義をつくす所のものとなりてあらはるゝ、諫言救言即ち是れなり、かるが故に、君子の仁愛の道を行ふや、少しも厭くことなく、心から之れを好み、行は常に之れに安心して動かず、又之れを言論することを樂むなり、故に君子は必ず辯說を好むと

り、【兼術】は人を兼せ容るゝ法をいふ、【詩曰】此の詩は、詩經大雅常武の篇にあり、周の宣王が諸國を平定して天下を中興せるを美めたる詩なり、【徐方既同】徐は國の名、宣王が平定せる所なり、徐方とは徐國の方面といふが如し、同は一定せることなり、

○以上第六章、君子が人に接し辯說する法を說けり、

談說之術、齊莊以涖之、端誠以處之、堅彊以持之、譬稱以諭之、分別以明之、欣驩芬薌以送之、寶之珍之、貴之神之、如是則說常無不受、雖不說、人人莫不貴、夫是之謂爲能貴其所貴、傳曰、唯君子爲能貴其所貴、此之謂也、

○第七章、談說の方法を說けり、

談說する方法を述べん、肅み莊なる態度を以て此の言論に莅み、端しく誠なる心を以て此の言論を處置し、堅く彊き力を以て此の言論を持ち、譬をひきて此の論旨を諭し、細にとき別ちて此の論旨を明にし、欣ばしく和げる氣を以て此の言論を送り、此の言論を寶の如く珍しき物の如く、貴重なる品の如く、神の如くに大切に尊ぶなり、是の如くするときは、其の言說は常に人々が心に受けて喜ばざることなし、又たとへ拙辯にて多くを說き得ずとも、人々は貴ばざることなきなり、是れを能く其の人々の貴ぶ所（即ち誠實なる心と態度との辯說）を貴ぶことを爲ると謂ふなり、昔より傳へ聞きたる言に曰く、「君子は能く其の人々の貴ぶ所を貴ぶことを爲ると謂ふ」と、此の辯說する人のことを謂ひたるなり、

【齊莊】齊は肅むなり、莊はおごそかなり、【端誠】端は正しきなり、【譬稱】はたとへをあぐるなり、【欣驩】は共によろこぶなり、【芬薌】二字ともに和げる氣をいふ、薌は音キャウ【受】は心に受け入れて喜ぶ意なり、

君子必辯、凡人莫不好言其所

能容淺、粹而能容雜、夫是之謂兼術、詩曰、徐方既同、天子之功、此之謂也、

此の節は、君子は度量寛弘にして、能く人に接するの道を知る、之れに加ふるに辯說を以てす、故に能く成功することを說けり、

以上君子が巧に辯說を用ひて人を服することを言へり、されど巧に辯說を用ふるのみにては、人を服する能はず、人に接する道を知らざる可らず、君子は之れを知れり、故に成功するなり、故に左に其の方法を述ぶべし、君子は己の身を度り正すには、大工が墨繩にて木を正すが如く、禮法を以て緊しく正せども、人に接するときは、舟人が柁を用ひて船を操る如く、其の人の氣質に應じて接待するなり、己を度り正すには禮法を以てするが故に、其の言行は以て天下の人々の法則となすに足るなり、人に接するには、其の人の氣質に應じて對ふが故に、好き嫌ひをせず、能く廣く多くの人を容るゝを以て、人々の歸服を得、遂に其の力に因りて天下の大事業を成すなり、君子はかく度量寛し、故に己れ賢明にして、能く廣く不才にして役に立たぬものを容れ、己れ智惠ありて、能く廣く愚なるものを容れ、己れ博識にして、能く廣く淺薄なるものを容れ、己れ專一にして、能く廣く雜駁なるものを容れ、少しも之れを棄つることをせず、之れを多くの人々を兼せ容るゝ法と謂ふ、君子が事を成すは、即ち此の法を行ふが故なり、昔の詩に曰く、「徐の國の方は既に同しく一定せり、此れは天子の功績なり」と、此の詩は取も直さず、君子が兼せ容るゝ法を行ひて、大事を成せるを謂ひたるなり、

【度己】は己を度り正すなり、【繩】は墨繩なり、禮法に比す、【接人則用柁】柁は楫に同じ、かぢなり、舟は柁によりて方向を定めて進む、君子に接するは舟人が柁を用ひて船を進むるが如く、其の人の氣質を定めて接待するをいふ、我國の俗諺に能く人を使ふことを「柁を取る」といふは、此の語より脫化し來りたるなるべし、【罷】は弱なり、疲なり、不才にして事を爲すに任へざるものをいふ、【博】は博識なり、【淺】は淺薄なり、【粹】は專一なり、純粹なり、【雜】は雜駁な

き所以なり、譬へば辯說するときに、遠き上世の事を擧げて言ふときは、聽く人が繆妄なる言と思ひ從はざるかといふ心配があり、之れに反し、近世の事を擧げて言ふときは、聽く人が平凡なる言と思ひ聞かざるかといふ心配があり、是れ故に、善く辯說を爲す人は、是の間に於て、旨く調和を取るなり、されば普通の辯說者の如く、遠く上世の事を擧ぐれども少しも繆妄なることなく、聽く人も成程と腑に落つるなり、又近世の事を擧ぐれども、少しも平凡なることなく、聽く人も成程と頷くなり、すべて其の時の勢に從ひて推し遷り、其の世の有樣につれて俯仰し、或は緩に或は急に、或は伸び或は屈み、即ち機に臨み變に應じて、辯說をするなり、あらゆる物を己が腹の中に集め貯へて有するが故に、かく自由に辯說して、人を從へ得ること、譬へば梁堰にて水をためることも、出すことも自由に出來、隱栝にて木を曲げることも、伸すことも自由に出來るが如し、故に委曲に己が心に思ふ所を言ひ得て、而も我身を傷け害ふことなきなり、【說】は辯說なり、【未可直至】は直に從はするに至る可からずの義にして、遠に喩し難きを謂ふ、【遠擧】は遠く上世の事を擧ぐるなり、【病】は憂ふるなり、ウレフと訓む、【繆】は繆妄なり、繆妄はみだらなること、【庸】は庸に同じ、平凡なること、【善者】は善く辯說する者なり、【偃仰】偃は俯すなり、偃仰とは俯仰に同じ、【贏絀】贏は餘るなり、伸ぶなり、絀は屈に同じ、故に二字にて屈伸と同意に見るべし、【府然】は集り貯ふる貌なり、【梁堰】は水を塞く所、即ちせきのこと、【隱栝】は木を屈めたり伸したりする木なり、【曲】は委曲なり、くはしく充分なるなり、【所謂】は己が心に思ふ所を指す、【不折傷】は己が身を折傷せざるなり、折傷はきづつけそこなふことなり、

故君子之度己則以繩、接人則用枻、度己以繩、故足以爲天下法則矣、接人用枻、故能寬容、因衆以成天下之大事矣、故君子賢而能容罷、知而能容愚、博而

以上述ぶるが如く、君子は言論を好みてあくことなく、人を教へ導けども、鄙夫は全く之れに反し、質實にして引き込むことを好み、其の飾り立てすること、即ち言論することを好まず、少しも世を利することなし、是れを以て、一生涯下等なる凡庸の俗人たるを免るゝ能はざるなり、故に易に曰く、「囊の口を括りて居れば、即ちだまりて居れば、咎もなけれども、亦譽めらるゝこともなし」と、此れは役に立たぬ腐れ儒者のことを謂ひたるなり、

【實】は質實なり、【不恤其文】恤はうれふること、文は文飾にて、言論を指す、其の言論をうれへずといふことにて、つまり好まざる意なり、【埤汗】埤は庫に同じ、低き處をいふ、汗はひくき水たまりなり、されば二字にてひくき處即ち下等の意に見るべし、【傭俗】傭は庸に同じ、庸は凡庸なり、傭俗とは凡庸の俗人なり、【易曰】此の言葉は、坤卦六四の爻の言なり、【括囊】は囊の口を括ることにて、だまりて物言はぬこと、【腐儒】朽ち腐れたるものは用ふる所なし、故に役に立たぬ儒者を腐儒といふ、

○以上第五章、君子は言論して人を教へ導くことをいひ、以て言論の必要を唱へり、

凡說之難、以至高遇至卑、以至治接至亂、未可直至也、遠擧則病繆、近世則病傭、善者於是間也、亦必遠擧而不繆、近世而不傭、與時遷徙、與世偃仰、緩急贏絀、府然若梁堰隳牾之於己也、曲得所謂焉、然而不折傷、

此の節は、言論の方法を說けり、

凡て辯說して人を導く程難きはなし、何故とならば、先王の極めて高尚なる道を以て、亂世の極めて卑き道を理想とせる人君に遇ひて之れを說き勸め、又先王の極めて治りとゝのへる道を以て、亂世の極めて亂暴なる道を理想とせる人君に遇ひて之れを說き勸むるなれば、遽に喩すこと能はざるなり、是れ其の難

於ける心から之れを好み、凡ての行は之れに安じ依りて離れず、又之れを講説して人を教へ導くことを樂むなり、故に君子は必ず好みて能く辯論するなり、

【鳶】は曉すなり、サトスと訓む、【誠士】は誠に善を好む士をいふ、【善】は善き道なり、

凡人莫不好言其所善而君子爲甚、故贈人以言、重於金石珠玉、觀人以言、美於黼黻文章、聽人以言、樂於鍾鼓琴瑟、故君子之於言無厭、

此の節は、前節の意を更に申べ明したり、

凡て人は、己が善しと思ふ所を言ふことを好まざるものなし、君子は殊更に甚し、是れが君子の美點なり、故に人に贈るに善き言を以てするは、金石珠玉の寶を贈るよりも貴重なり、人に示すに善き言を以てするは、黼黻文章の美しき色彩を示すよりも美しきなり、人に聽かすに善き言を以てするは、鐘鼓琴瑟の樂を聽かすよりも樂しきなり、啻に己が貴重に美しく樂しく思ふのみならず、人も亦大に貴重し美しく樂しく思ふなり、かるが故に君子の言論に於ける少しもあくことなく、人に告ぐるを樂むなり、

【金石】金は金銀など貴重の金屬を指し、石は玉類を指す、【珠玉】はともにたまなり、勸學篇に解せり、

【觀】は示なり、シメスと訓む、【黼黻文章】は皆色の美きものなり、白と黒との色を黼といひ、黒と青との色を黻といひ、青と赤との色を文といひ、赤と白との色を章といふ、【鐘鼓琴瑟】は皆樂器なり、鐘はかね、鼓はつゞみ、琴瑟はともにことなり、勸學篇に解せり、

【厭】は、飽なり、アクと訓む、

鄙夫反是、好其實、不恤其文、是以終身不免埤汙傭俗、故易曰、括囊、無咎無譽、腐儒之謂也、

此の節は、小人の言論を好まざることを毀れり、

げて傳ふるものなり、されど愚者は、簡略なる說話を聞きて太古はかゝる物なりと思ひ、實は今日の如く詳細なる說話の年を經ると共に滅びて、かく簡略になりしことを知らず、近世の詳細なる說話を聞きて、近世と太古とは丸で別なりと思ひ、近世の說話もつゞめて大綱のみとすれば、太古の如く簡略になることを知らざるなり、是れを知るはたゞ聖人のみ、是れ故に、余は前に禮文は年を經ること久しくして滅び、禮法は時に從ひて進退すれば、年を經ること久しくして絕ゆと言ひたるなり、されど以上に述べたる所によりて、今日の政を以て、上古の政を推度し得るに難からざるを知ると同時に、事蹟の堙滅せる上古の聖王に據るよりは、事蹟の明なる後王に據るべきことは、略、明なるべし、

【五帝】は黃帝、帝顓頊、帝嚳、帝堯、帝舜なり、詳しくは卷首の序文を見よ、【外】は以前に同じ、【中】は猶間といふが如し、【察】は明なり、精しく明なるなり、【大】は大綱なり、大體のこと、【小】は微小なる事なり、

○以上第四章、古と今とは事情を異にするを以て、今を以て古を度り知る能はずといふ學者の說を反駁せり、前章の餘論なり、

凡言不合先王、不順禮義、謂之姦言、雖辯君子不聽、法先王、順禮義、黨學者、然而不好言、不樂言、則必非誠士也、故君子之於善志好之、行安之、樂言之、故君子必辯、

此の節は、君子の辯說することを好むことを說けり、凡そ先王の正しき道に合はず、禮習にもとれる言論は、之れを姦き言論といふなり、かゝる言論は、如何に巧に辯說しても、君子は少しも聽かざるなり、又先王の正しき道に法り、禮義にそむかず、言論するときは、學者を曉し得る人あり、されど言論して人を導くことを好まず、言論して人を敎ふることを樂まざるものは、誠に善を好むの士に非ず、故に君子の善き道に

古を度り知ることを得るは、火を見るよりも明なり、故に彼の聖人が邪に曲れる道に向ひて、少しも迷ふことなく、ごた〳〵と美しく並べる物を観て、あれを取らうか、此れを取らうかと惑ふことなきは、即ち此の物を度り知る法を以て、其の正邪善惡を度り知るを以てなり、

【說】は辨說なり、【觀盡】觀は觀察するなり、盡は極所なり、道の極所を言ふ、極所なる故に度ること能はず故に觀といふ、【鄉】は向なり、ムカフと訓む、【雜物】はごた〳〵と美しく並べる物なり、

五帝之外無傳人、非無賢人也、久故也、五帝之中無傳政、非無善政也、久故也、禹湯有傳政、而不若周之察也、非無善政也、久故也、傳者久則愈略、近則愈詳、略則舉大、詳則舉小、愚者聞其略而不知其詳、聞其詳而不知其大也、是以文久而滅、節奏久而絕、

此の節は、上古は邈たり、須らく近世に據るべきことを證論せり、

古五帝以前に、傳へられたる人なきは何ぞや、賢人なきに非ざるなり、年を經ること久しくして、事蹟滅びたる故なり、又五帝の間には傳へられる政績なきは何ぞや、善政なきに非ざるなり、年を經ること久しくして、事蹟滅びたるなり、夏の禹王、殷の湯王には傳はれる政績あれども、詳細ならず、我周王の政の詳しく明かなるに及ばざるは何ぞや、善政なきに非ざるなり、年を經ること久しくして、事蹟滅びたるが故なり、凡て傳ふる說話は、年を經ること、久しければ、いよ〳〵簡略になり、之れに反して近き世の事なれば、各〻の實地に見聞する所なる故、いよ〳〵詳に傳はるものなり、簡略なれば、極めて其の大綱の所を擧げて傳へ、詳しければ、極めて微小なる部分までも擧

は固陋なり、【傳】は傳聞なり、聞き傳へたる事なり、【誣欺】誣はしふるなり、二字にてだます意に見てよし、

故以人度人、以情度情、以類度類、以說度功、以道觀盡古今一也、類不悖、雖久同理、故鄉于邪曲而不迷、觀乎雜物而不惑、以此度之、

此の節は前節を承け、聖人が物を推し度りて知る法を說けり、

聖人が無法なる學者の說に欺かれざることは、己の意を以て人の意を推し度るが如く、今の事を以て古の事を推し度りて知り居るが爲なることは前に說けり、故に左に聖人が物を推し度り知る法を述ぶべし、古の人も今の人も安樂利益を得る爲に事を爲す、即ち爲す所相同じ、されば今の人の爲す所を以て、古の人の爲す所を度り知るを得るなり、古の人の情も今の人の情も、共に安樂を欲し利益を求むるなれば、少しも異なることなし、されば今の人の情を以て、古の人の情を度り知るを得るなり、古の王も今の王も、古の民も今の民も、同じく一類なり、其の所爲好惡相同じ、されば一類たる今の王の政、民の事を以て、一類たる古の王の政、民の事を度り知るを得るなり、己が辨說する所の道は、先聖が說き遺されしことを舖張せしものなり、されば己が辨說する所の道を以て、先聖の功業は幾何なりしかを、度り知ることを得るなり、己が道も世を濟ふを主とす、先聖の道も亦然り、されば己が道を以て、先聖の道の極所を觀察し得るなり、かく古今は同一なるなり、凡ての萬物には種類あり、牛は牛、馬は馬、犬は犬と同種類なり、同種類のものは、乖き悖きて變化することなきものなり、牛も馬も犬も皆古より相同じ、牛が馬に變り、犬が牛に變れるといふことなし、かく變化せざる以上は、年を經ること久しと雖、其のとる所の條理は毫も異なることなきなり、此れと同じく、古の人も今の人に變りなき以上は、其の好惡事情相同じきなり、されば今を以て

王を指す、【故曰以レ近知レ遠云云】は古語なり、

○以上第三章、人の禽獣と異なる所以は、辨別あるが爲なり、辨別は禮より生ず、禮は聖王の制定する所、聖王は、我現代の王なり、故に人は現代の王の禮法に從ひ、人の人たる面目を保つ可きことを說けり、

夫妄人曰、古今異レ情、以二其治亂異道一、而衆人惑焉、彼衆人者、愚而無レ知、陋而無レ度者也、其所レ見焉猶可レ欺也、而況於二千世之傳一也、妄人者、門庭之間、猶誣欺焉、而況於二千世之上一乎、聖人何以不レ可レ欺、曰、聖人者、以レ己度者也、

此の節は、古今事情を異にするを以て、今を以て古をはかり知ること能はずといふ人の說を駁せり、

前章に述べし所によりて、今の事を以て古の事を推知ることは、少しも六ッかしきことに非ず、然るに彼の無法なる學者は曰く、「古と今とは凡て事情を異にせり、そは其の或は治り或は亂るゝ所以の道を異にするを以てなり、言ひ換ふれば政道の全く異なるを以てなり、されば今の事を以て古の事を推しはかり知るといふ事は、爲す可からざることなり」と、之れを以て世に唱ふる故なり、衆くの人々は此の說に惑はさるゝなり、彼の衆人は愚昧にして無智なるものなり、固陋にして一を以て二を度り知り、近きを以て遠きを度り知ることの出來ぬものなり、其の己れが見て居る所でさへも、欺さるゝものなれば、まして千代前の傳聞に於ては、如何樣にしても欺さるゝなり、又彼の無法なる學者は、門と庭との間でも、即ち人の目の前でも、猶人を欺すものなれば、まして千代以前の事に於ては、如何樣にしても人を欺し得るなり、されど聖人は決して欺されざるなり、聖人は何故に欺す可からざるか、聖人は己の意を以て人の意を推し度り、今の事を以て古の事を推し度りて、之れを知り居るを以てなり、

【妄人】は亂妄なる人にて、無法なる學者をいふ、【陋】

彼後王者、天下之君也、舍後王而道上古、譬之、是猶舍己之君、而事人之君也、故曰、欲觀千歲、則審今日、欲知億萬、則審一二、欲知上世、則審周道、欲知周道、則審其人所貴君子、故曰、以近知遠、以一知萬、以微知明、此之謂也、

此の節は、前節を承け、後王に從ひ則るべきことを說けり、

彼の後王は、天下の人民が君として尊崇する所なり、此の後王を舍てゝ上古の帝王の事のみ說くは、譬へば己の君を舍てゝ人の君に事ふるが如きものにて、矛盾の甚しきものなり、余故に曰く、千歲の昔を觀んと欲すれば、先づ今日の事を審に知るべし、今日の事は、昔の事の損益變化されて成れるものなれば、之れを知らば昔の事も略推知し得るなり、又億萬の數を知らんと欲すれば、先づ一二の數を審に知るべし、一二の積りて億萬となりたるものなれば、一二の事を審に知らば、億萬の事も類推して明にするを得るなり、上世の政道を知らんと欲すれば、先づ現代なる周王の政道を審に知るべし、現代なる周王の政道は、上世の王の政道を損益取捨したるものなり、故に之れを審に知るときは、上世の政道を推知することを得るなり、周王の政道を知らんと欲すれば、先づ其の現代の人君の政道を審に知るべし、現代人君の政道は、即ち周王の政道を損益せし者なれば、之れを知らば直に分るなり、君子は必ず此の觀察法をなす、是れが君子に貴ぶ所なり、故に古語に曰く、「卑近なることを研めて、以て遠く大なることを知り、一つことを知りて、萬のことを知り、微細なることを知り悉して、明に大なることを知る」と、此の語はつまり我前に言ひたることの謂なり、

【故曰欲觀千歲云云】は荀子の語なり、【其人】は後

擇ぶなければなり、【分】は上下の親疏の分なり、

聖王有レ百、吾孰法焉、曰、文久而息、節族久而絕、守法數之有司、極而褫、故曰欲レ觀二聖王之跡一則於二其粲然者一矣、後王是也、

此の節は、前篇に聖王の大功あることを述べたり、されど聖王は多し、且つ古は事古びたり、されば現時の王に則るべきを言へり、

或人曰く、聖王は禮を制定するもの、其の貴ぶべきは言ふを待たず、されど古來聖王は甚多し、吾はたれにか法り從ふべきやと、余答へて曰く、古より多くの聖王禮を制し給ふ、されど禮文は時を經ること久しければ自然に滅ぶなり、又制定せられたる禮法も時世に從ひて進退すれば、亦年を經ること久しきに至れば、自然に絕滅するものなり、又世々禮法を守るの役人あれども、年を經ること極めて久しければ、自然に解散して遂に廢るに至るものなり、されば古聖王の制定せられたる禮は、善美を盡さざるに非ざれども、年を經ること久しきを以て、今日は廢滅して殆ど存するものなし、之れに法らんと欲するも豈得べけんや、余故に曰く、古の聖王の爲されたる跡を觀んと欲すれば、吾人が明白に見聞する所の法を見るべし、吾人が明白に見聞する所の法は、現代の王の施さるゝ所の禮法是れなり、禮法は人民を救ひ治むるにあり、故に時に隨ひて之を設けざる可からず、古と今とは時勢全く異なれり、故に古の聖王の法を其の儘に用ふ可からず、必ずや時勢を參酌して之を損益し、以て定めざる可らず、されば現代の王の施さるゝ禮法は、曾に吾人の法則とせざる可からざるのみならず、此れを以て古聖王の爲されし跡を尋ぬるを得るなり、【有百】は百人ありの謂にあらず、多くありの意なり、【文】は禮文なり、【息】は滅なり、【節族】は節奏に同じ、族音ソウ、節は止るなり、奏は進むなり、節奏とは進退に同じ、【法數】法は禮なり、禮には種々の區別あり、故に法數といふ、【極】は年を經ること極めて久しきなり、【褫】は解散なり、【粲然】は明白なる貌、【後王】は現代の王を指す、

也、然而君子啜其羹、食其胾、故人之所以爲人者、非特以其二足而無毛也、以其有辨也、

此の節も亦第一節の例證なり、

人と最も似よりたる動物は猩猩なり、猩猩は人の如く言笑するのみならず、亦二足にして毛なし、然るに君子は、之れを捕へ殺して、其の肉を羹となしてすゝり、又さしみとなして食ふは、如何なる理由なりや、そは言ふまでもなく、父子、夫婦の別なきを以て、之れを賤みてなり、是れ故に人の人爲る所以は、其の二足にして毛なきといふ一點のみに非ずして、其の君臣、父子、夫婦の間に各、辨別ありて、犯す可らざるにあるなり、

【猩猩言笑、亦二足而無レ毛】猩猩には全身に毛ありて顏にのみなし、故に此の毛なしとは顏のみに就きて言ひたるなり、【啜】はすゝるなり、【羹】はあつものなり、我國の吸物の如し、【胾】は臠なり、さしみの類なり、

夫禽獸有二父子一而無二父子之親一、有レ牝牡一而無二男女之別一、故人道莫レ不レ有レ辨、辨莫レ大二於分一、分莫レ大二於禮一、禮莫レ大二於聖王一、

此の節は、前三節の理を說明して、禮義を制定して辨別を定めたる聖王に說き及ぼせり、

今禽獸の人と異なる理由を細說せん、禽獸には父子あれども父子の親みなし、牝牡あれども男女の別は少しもなし、然るに人には、父子ありて父子の親あり牝牡ありて男女の別あり、各、相犯さず、是れ故に人の道には辨別あらざるなし、辨別は上下親疏の分ちありて、初めて之れを生ず、故に辨は分より大なるはなしといふ、又上下親疏の分ちは禮より生ず、故に分は禮より大なるはなしといふ、禮は聖王の制定する所なり、故に禮は聖王より大なるはなしといふ、蓋し聖王出づることなきときは禮なく、禮なきときは、分なく、分なきときは辨別なく、辨別なきときは禽獸と

を刺りたるものなり、【瀌瀌】は盛なる貌、音ヘウ【呰】は太陽の光氣なり、【聿】は曰と通ず、コ、ニと訓む、語助なり、【下遺】二字にて殘る意なり、【式居】は平居なり、

○以上第二章、六惡行を擧げ之れを說けり、

人之所以爲人者、何已也、曰、以其有辨也、

此の節は、人と禽獸との異なる所以は、其の種族間に辨別ありて、犯す可らざるものあるに由ることを說けり、

或人曰く、人の人として、禽獸と異なる所以は、何を以てなるや、余答へて曰く、人には君臣、父子、夫婦の間、各辨別ありて犯す可からず、禽獸には之れなし、此れ其の異なるある所以なりと、

【已】は以と通ず、モッテと訓む、【辨】は辨別なり

飢而欲食、寒而欲煖、勞而欲息、好利而惡害、是人之所生而有也、是無待而然者也、是禹桀之所同也、然則人之所以爲人者、非特以二足而無毛也、以其有辨也、

此の節は、前節の例證なり、

飢ゑては食を欲し、寒くしては煖きを欲し、勞れては休息せんことを欲し、利益を好みて損害を惡む、是れ等の欲望は人が生れながらにして有する所、即ち性にして、學問敎育を待つことなくして然るものなり、是れは聖王たる禹王も、暴王たる桀王も、共に同じき所たるのみならず、禽獸と雖相同じきなり、然らば則ち人の人たる所以は、二足にして毛なきといふ點のみには非ざるなり、君臣、父子、夫婦の間各辨別ありて犯す可からざるにあり、

【煖】は暖に同じ、【無待】は學問敎育を待つことなしの意なり、

今夫猩猩言笑、亦二足而無毛

みて、其の上を非るものは、後には必ず禍に罹るものなり、是れが人の必ず窮迫する行の一なり、面と其の人に向つては、迎も及ばざるに拘らず、之れに順ふことをせず、陰になりては、其の人を一文の價値なきが如くに毀るものは、後には必ず禍に陷るものなり、是れが人の必ず窮迫する行の二なり、己の智慮德行至つて淺薄にして、其の賢愚人と相懸隔せること甚しきに拘らず、仁愛の人を推し崇ぶこと能はず、智慮ある士を尊び之れに學ぶことをせざるものは、後には必ず不幸に陷るものなり、是れが人の必ず窮迫する行の三なり、

【鄉】は向なり、ムカフと訓む、【若】は順なり、シタガフと訓む、すなほに從ふこと、【脩】は背なり、ソムクと訓む、向ひたるものが顏をそむくといふことにて、陰になりてはの意なり、【謾】は毀るなり、慢るなり、【知行】知は智に同じ、知慮德行なり、【曲直】は能否又は賢愚といふに同じ、【縣】は懸に同じ、懸隔なり、【知士】は智士なり、【明】は尊ぶなり、尊び學ぶなり、タットブと訓む、

人有此數行者、以爲上則必危、爲下則必滅、詩曰、雨雪瀌瀌、見晛聿消、莫肯下遺、式居婁驕、此之謂也、

此の節は前二節を結び、且つ詩を引きて之れを證せり、

人にして此の數行あるものは、以て上君となる場合には、必ず國危く、下臣民と爲る場合には、必ず身を滅すなり、昔の詩に曰く、「盛に雪が降り積るも、太陽の光氣にあへば、忽ち消え盡して少しも殘ることなし、人も亦此の如し、惡事を行うて時めくとも、賢明の君にあへば、忽ち誅戮せられて手足所を異にするに至るなり、然るに彼小人どもは、之れを知らず、平居しば〳〵人に驕り暴亂の行をなす、悲むべきことなり」と、此の詩は以上あげし數行あるときは、必ず身滅ぶことを謂ひたるなり、

【詩曰】此の詩は詩經小雅角弓の篇にあり、周の幽王

【儇子】儇は疾きなり、慧きなり、儇子とは今の所謂輕薄才子なり、【姚冶】は妖冶に同じ、つやぽくなまめかしきこと、【奇衣】はめづらしき衣服なり、【婦飾】は婦人の如き裝飾なり、【血氣】此にては、氣象とか氣分とかいふ輕き意に見るべし、【婦人】は既婚の女をいふ、【士】は少年の稱なり、此にては戀人の意なり、【中君】は普通の君なり、中父、中兄、中人皆同じ、【束】は束縛なり、【有司】は役人なり、【大市】市は市場なり、大は其の形容詞なり、戮乎大市」とは、市は人の集る所なれば、見せしめの爲に此にて戮するなり、【其今】は誅戮せらるゝ時を指す、【其始】は始に爲せし所の、禮義にはづれし行を爲す、

○以上第一章、人を視るには其學術と心とを調べて、其の吉凶を知るべく、形相容貌は毫も見るに足らざるものなることを說けり、一編の綱領なり、

人有三不祥、幼而不肯事長、賤而不肯事貴、不肖而不肯事賢、是人之三不祥也、

此の節は、三つの目出度からざる行を說けり、凡て人には、最も惡むべき三つの目出度くない即ち不吉なる行あり、己れ幼少にてありながら、年長者に事ふることを肯せず、己れ賤しき身分にてありながら、貴き人に事ふるを肯せず、己れ不束なるものにてありながら、賢き人に事ふるを肯せず、是れが人の最も惡むべき三つの不吉なる行ひなり、

人有三必窮、爲上則不能愛下、爲下則好非其上、是人之一必窮也、鄉則不若、偝則謾之、是人之二必窮也、知行淺薄、曲直有以相懸矣、然而仁人不能推、知士不能明、是人之三必窮也、

此の節は、三つの必ず窮迫する行ひを說けり、人には、三つの必ず窮迫する行あり、上君の位に居りて、下臣民を愛すること能はず、下臣民となりて、好

の紂王といへば、名高き君なり、此の二君とも、體は長く大きく、容貌は美しきこと、天下中萬人にも勝りたり、又筋力も其の強きこと衆人に立ち越えて、百人の敵を相手にしてもひるまぬといふ程なり、形狀の上より見れば是れ程よき人相はあらざるなり、然るに天下の大罪人となりて、身死し國亡び、後世惡を論ずれば、必ず引き出されて考へ證せらるゝに至れり、此れは決して容貌の如何によりて、かゝりたる患難には非ざるなり、聞見の多からざると、論議の高尚ならざるとに由るのみ、即ち言ひ換ふれば學術の正しからざるに由るなり、又只今の暴亂の君や、村里（ムラサト）の輕薄才子は、容貌を美しくなまめかしくし、珍異（メヅラシキ）なる衣服を着、婦人の如き裝飾を爲し、氣象も態度も柔弱にして、女子に眞似（マヌ）ざることなし、かく小利口にてやさしくつやつぽきが故に、婦人どもは之れを得て我夫と爲さんことを願はざるはなく、處女は之れを得て我戀人と爲さんことを願はざるはなく、吾親や家を弃てゝ此の才子の許へ奔り往かんと欲するもの、あちこちに肩を比べて並び出づる有樣なり、されど普通の君は此の才子を以て臣と爲すことを羞ぢ、普通の父は此の才子を以て子となすことを羞ぢ、普通の兄は此の才子を弟と爲すことを羞ぢ、普通の人は此の才子を友となすことを羞づるなり、かくて、才子の事とて、いろ〳〵の罪惡を犯し、俄に役人に引き縛られ、市に引出されて、多勢の人の前にて誅戮せらる、此の時彼は天に向つて助けを呼び啼き哭（カヽ）みて、其の今誅戮せらるゝを苦しみ傷み、其の始に爲せし所の惡きことを後悔せざるはなし、此れは容貌の如何によりてかゝりたる患難には非ざるなり、聞見の多からざると、議論の高尚ならざるとに由るのみ、即ち言ひ換ふれば學術の正しからざるに由るなり、然らば、諸君は形相（カタチ）を取るか、心を取るか、孰れか可なるかと思ふか、必ずや後者を取るならん、

【桀紂】は夏の桀王と殷の紂王となり、前篇に出づ、【姣美】姣は好なり、容貌の美好なるなり、【傑】萬人にすぐれたるを傑といふ、【越勁】勁は強なり、越はこえまされること、越勁とは強きこと衆人にこえまされるをいふ、【大僇】僇は戮に同じ、大罪なり、【稽】は考ふるなり、考證するなり、カンガフと訓む、【卑】は野卑なり、即ち高尚ならざること、【鄉曲】は村里（ムラザト）なり、

即ち半身不隨のこと、【參牟子】參はまじはるなり、牟子は眸子に同じ、ひとみなり、二つのひとみの相參はれるをいふ、【從者】は荀子に從學せるものを指す、猶諸君といふが如し、【比類】は比ぶるなり、比ぶるには類を分ちて比ぶる故、比類といふ、【文學】は今の所謂文學に非ずして、道德の學問なり、前にある學術のこと、【直】はタダと訓む、語助なり、【差】は擇ぶなり、

古者桀紂、長巨姣美、天下之傑也、筋力越勁、百人之敵也、然而身死國亡、爲天下大僇、後世言惡、則必稽焉、是非容貌之患也、聞見之不衆、論議之卑爾、今世俗之亂君、鄉曲之儇子、莫不美麗姚冶、奇衣婦飾、血氣態度、擬於女子、婦人莫不願得以爲夫、處女莫不願得以爲士、弃其親家、而欲奔之者、比肩並起、然而中君羞以爲臣、中父羞以爲子、中兄羞以爲弟、中人羞以爲友、俄則束乎有司、而戮乎大市、莫不呼天啼哭、苦傷其今、而後悔其始、是非容貌之患也、聞見之不衆、論議之卑爾、然則從者將孰可也、

此の節は、古今容貌の美好にして禍災に罹りしものを擧げ、以て形狀の恃むに足らざることを反證せり、前に容貌醜惡なれど、聖人賢人にして、幸福を得たる人々をあげたれば、此には容貌美好なれども、惡人にして、禍にかゝりしものを擧げん、古は夏の桀王、殷

の背の上に立てる鰭(ヒレ)の如く、肩の肉が突起せり、即ち俗にいふせむしの類なり、伊尹の形狀を見るに、其の顏は鬚なく、眉毛すらなし、禹王は水を治むる爲に、十箇年間も苦勞せし爲、體がろくにきかなくなり、跛(ビッコ)人の歩くが如く歩き、湯王は半身不隨の病にて、手足もろくにきかず、堯帝と舜帝とは、二つの眸(ヒトミ)が相まじはり、恐ろしき目なりき、かく昔の聖賢は、皆醜惡の形なれども、心正しく德高き故、後世より尊崇せらる、是れに由りて之れを觀るに、諸君は將に心の正しきか正しからざるかを論じ、又學術の正しきか正しからざるかを比べ論じて、其の人の吉凶をを知らんとするか、又將に身體の長き短きを擇び、容貌の美しき醜を辨へて、其の人の吉凶を豫知し、以て世人を欺き傲らんとするか、必ずや前者を取るならん、

【徐偃王】は周の穆王の時の人にて、徐といへる國の諸侯なり、韓非子に、徐の偃王漢東に處る、地方五百里あり、仁義の政を行ひしかば、朝覲するもの三十六箇國ありしとあり、【蒙供】蒙はつけること、カウムルと訓む、供は假面(メン)なり、我國にていふ鬼の面、獅子の面類なり、【斷菑】菑は椙に同じ、音シ、木の立ちながら枯れたるをいふ、斷は折なり、立ちながら枯れたる木の折れたるをいふ、【皐陶】は堯舜の臣なり、前篇に出づ、【閎夭】は周の文王の臣にて、文王及び武王を輔翼して天下を一統したる名臣なり、【面無見膚(アラ)】は顏に見はれたる膚なきことにて、一面に鬚の生えたるをいふ、【傅說】は殷室中興の名君高宗の相なり、初は土工の如き賤しき身分なりしが、高宗に知られ用ひられて相となり、高宗を輔佐して殷室を中興せる賢臣なり【身如二植鰭一】植は立つなり、魚の背に鰭の立ちてあるが如く、肩の肉の突起せる形にて、所謂せむしのことなり、【伊尹】は殷の湯王の相なり、初は野に在りて耕作に從事し、湯王より招聘せらるゝも辭して行かざりしが、後飜然として悟る所あり、湯王に事へて天下を一統し、堯舜時代の如き太平を致したる賢臣なり、【須麋】須は鬚に同じ、ひげなり、麋は眉に通ず眉毛なり、【禹跳】跳は跛ひきてあるくことを言ふ、尸子に禹王は水を治むる爲に、十箇年間外にありて苦勞せし故、手に爪がなくなり、脛に毛がなくなり、其の上に身體がきかなくなり、歩くにもびつこひけりとあり【湯偏】偏は偏枯とて、體が半分枯れたるなり、

諸梁字は子高、食邑を葉に食めり、故に葉公と稱す、楚王の臣にて名大夫なり、葉音セフ、【微小】微は細なり、【白公】は楚の太子建の子、平王の孫にて、名を勝といふ、食邑を白に食めり、故に白公と稱す、亂を作して都に入り、令尹の子西、司馬の子期を殺せり、【令尹子西】令尹は楚の官名にて宰相にあたる、子西は名を申といふ、子西は其の字なり、楚の平王の長庶子なり、【司馬子期】司馬は楚の官名にて、軍事を掌る、子期は名を結といふ、子期は其の字なり、亦平王の公子なり、【善於後世】善は賞譽なり、ヨミスと訓む、【揣】は度るなり、長短をはかること、ハカルと訓む、【揆】は紫と同じ、度るなり、ハカルと訓む、【權】はハカルと訓む、はかりにてはかること、【志】は識なり、シルと訓む、

且徐偃王之狀、目可瞻馬、仲尼之狀、面如蒙倛、周公之狀、身如斷菑、皐陶之狀、色如削瓜、閎夭之狀、面無見膚、傅說之狀、身如植鰭、伊尹之狀、面無須麋、禹跳、湯偏、堯舜參牟子、從者將論志意比類文學邪、直將差長短辨美惡而相欺傲邪、

此の節は、復び昔の聖賢の形狀の美しく完からざることを言ひて、形狀の恃むに足らざることを說き、弟子を戒め諭せり、

又此に古の聖賢の形狀を說きて、諸子に示さん、徐の偃王は、首が常に上に向ひて、俯すことが出來ぬから馬の樣な大なる物は直に見得れども、蟻の如き小さき物は見ることが出來ぬといふ形狀なり、孔子の形狀を見るに、其の顏は恰も假面をつけたるが如く可笑し、周公の形狀を見るに、其の體は恰も立ち枯れたる木の折れたるが如く、瘠せて曲れり、皐陶の形狀を見るに、其の顏色は皮膚を削り去りし瓜の如く、青綠なり、閎夭の形狀を見るに、其の顏は一面に濃い毛が生えて、少も皮膚が見えず、傅說の形狀を見るに、魚

あり、鼻も目も皆具れども、皆普通の人と異なれり、されど其の賢名は天下を動かす程にてありき、楚の孫叔敖は、期思（キシ）といへる鄙（ナヒカ）の人にて、頭は禿げて髪なく、其の狀恰も禿山（ハゲヤマ）の突出せるが如し、左の脚は右の脚に比して甚だ長く、誠に醜き人なりき、されど車に乘れる儘にて少しも兵力を勞せずして楚の國を治め、遂に其の君を一方の諸侯の覇（ハタガシラ）となしぬ、又楚の葉公子高は、身體は細く小さく丈短く瘠（ヤ）せて、行くにも其の衣服の重さに勝へず、即ち漸く歩み得るといふ有樣なりしが、白公の亂をなし、令尹の子西と司馬の子期と皆討死せるを聞き、葉公子高は都に入りて、白公を誅殺し、楚の國を安んじ定めたること、恰も掌をひつくり反すが如く容易なりき、而して其の仁義の功名は後世まで殘りて賞め唱へられたり、以上擧げし例にて、形狀の恃（カタチ）むに足らざるを知るべし、故に士を視るには、身の丈をはかるに及ばず、身體の大なるをはかるに及ばず、又體量の輕重をはかるに及ばず、其の心の正しきか正しからざるかを知れば足るのみ、形相の長き短き小さき大なる美しき醜き、豈論ずるに足らんや、

【文王】は周の文王なり、【周公】は文王の子武王の弟にて、名を旦といふ、其の傳は卷首の注荀子序に述べたり、【仲尼】は孔子の字なり、【子弓】は冉雍なり、雍字は仲弓又子弓ともいふ、魯人にて孔子の弟子なり、德行を以て聞ゆ、孔子稱して諸侯として充分なる價値ある才德ありといへり、【公孫呂】は事蹟詳ならず、【孫叔敖】は名を饒といふ、叔敖は蓋し其の字なり、楚の莊王、沈尹莖を宰相となさんとせしとき、尹莖辭して曰く、期思の鄙人に孫叔敖といふものあり、聖人なり、君必ず之れを用ひ給へ、臣は彼に及ばざること遠しと、莊王是に於て王の車を以て叔敖を迎へしめて相となす、十二年にして莊王霸となりきと、呂氏春秋に見ゆ、【期思】は楚の邑名なり、【鄙人】鄙はゐなかなり、【突禿】は頭禿げて髪なく、恰も禿山（ハゲヤマ）の突出せるが如き狀をいふ、【長左】は左の脚の長きなり、【軒較之下】軒は曲輈なり、輈は車のながえ柄なり、前の方曲るより曲輈といふ、較は音カク、車の箱の柱の一なり、軒較之下とは、軒較の下（モト）にあるの義にして、言ひ換ふれば、車に坐したるまゝにて、德を修め兵力を勞せずして世を治めたるをいふ、【葉公子高】は沈諸梁なり、

るなく、正しき道を學ぶ者の說かざる所以なり、【術】は學術なり、【論心不レ如レ擇レ術】は、心より學術が大切なる樣に見え、可笑しき感あれども、荀子は心は惡なり、此の惡を矯正するは正しき學術にありとなす故、此く言ひたるなり、【形相雖レ惡云々形相雖レ善】この惡は醜き意、善は美しき意に見るべし、下の美惡形相の善惡も亦此れに同じ、

蓋帝堯長、帝舜短、文王長、周公短、仲尼長、子弓短、昔者衞靈公有レ臣、曰二公孫呂一、身長七尺、面長三尺、眉廣三寸、鼻目耳具、名動二天下一、楚之孫叔敖、期思之鄙人也、突禿長左、軒較之下、而以レ楚霸、葉公子高、微小短瘠、行若レ將レ不レ勝レ其レ衣、然白公之亂也、令尹子西、司馬子期、皆死焉、葉公子高入據レ楚、誅二白公一、定二楚國一、如レ反二手耳一、仁義功名、善於後世、故士不レ揣レ長不レ揆レ大、不レ權二輕重一、亦將レ志乎心耳、長短小大美惡形相、豈論也哉、

此の節は、昔の聖賢及び豪傑の士の形狀の美しく、又完からざることを言ひ、形狀の亳も恃むに足らざることを說けり、

推し考へて見るに、古の聖賢や豪傑は、決して完全に且つ美しき形狀にてはあらざるなり、堯帝は餘りに丈高く、舜帝は餘りに丈短く、文王は餘りに丈高く、周公は餘りに丈短く、孔子は餘りに丈高く、冉雍は餘りに丈短かりき、されど皆聖人賢人として名高く後世より尊ばる、又昔し衞の靈公の臣に公孫呂といへるものありき、身の長七尺、顏の長さ三尺、眉の廣さ三寸

人を相せずと聞けり、大抵先生の如き人に對して言ひしならんといへり、蔡澤は其の戲るゝを知りて曰く、富貴は吾が自ら有する所なれども、吾知らざる所のものは壽なり、願くは之れを聞かんと、唐擧答へて先生の壽は今より以往四十三歲ならんといひしこと史記に見ゆ、【妖祥】妖は不吉なり、祥は目出度ことなり、

故相形不如論心、論心不如擇術、形不勝心、心不勝術、術正而心順、則形相雖惡、而心術善、無害爲君子也、形相雖善、而心術惡無害爲小人也、君子之謂吉、小人之謂凶、故長短小大善惡、形相、非吉凶也、古之人無有也、學者不道也、

此の節は、人の吉として貴ぶべく、凶として賤むべきは、心術の正しきと正しからざるとにありて、容貌の美醜に非ざることを言ひ、前二節の意を申べ明せり、以上述ぶる通り、形狀を視て其の人の吉凶を豫知することは、妄に邪なることなり、故に余は此く言ふなり、形狀を視て其の人の吉凶を論ずるは、心の正しきか正しからざるかを視て、其の人の吉凶を論ずるに及ばざるなり、心の正しきか正しからざるかを視て、其の人の吉凶を知るは、學術の正しきか正しからざるかを擇び視て、其の人の吉凶を知るに及ばざるなり、凡て形狀は心に勝たぬものなり、心は學術に勝たぬものなり、人は學術正しくして心正しく、順なればそれで充分なり、故に形相は如何に醜しと雖、心と學術とが善ければ、君子となすに害なきなり、即ち充分君子たる價値あるなり、形相美しと雖、心と學術とが惡しければ、小人と爲すに害なきなり、即ち言ふまでもなく、小人なり、君子になる之れを吉といひ、小人になる之れを凶と謂ふなり、かるが故に形相の長き短き、小さき、大き、美しき、醜きは、少も吉凶に關係するものに非ざるなり、是れ古の聖人の言ふことあ

も相ル人と關係なし、故に盧文弨は榮辱篇の文の錯りて此の篇に入りしものならんといへり、

相、古之人無レ有也、學者不レ道也、

此の節は、人相を視ることは、古の聖人の言はざる所、學者の說かざる所なることをいへり、

人相を視て吉凶貴賤を判斷するといふことは、古の聖人にはなきことにて、又正しき道を學ぶ者の少も說かざる所なり、

【道】はイフと訓む、說くなり、論ずるなり、

古者、有二姑布子卿一、今之世、梁有二唐擧一、相二人之形狀顏色一、而知二其吉凶妖祥一、世俗稱レ之、古之人無レ有也、學者不レ道也、

此の節は、古今の重なる人相家を擧げ、其の取るに足らぬことを言ひ、前節を證せり、

昔は、姑布子卿といふ名高き人相家あり、只今の世には、梁の國に唐擧といふ名高き人相家あり、人の形狀や顏色を視て、其の吉凶や妖祥を豫知し、世の中の人を惑はせり、然るに世の中の人は、之れを信用してほめとなへり、此れは甚だ間違ひたることにて、古の聖人のなすことなき所にして、又正しき道を學ぶもの、少も說かざる所なり、

【姑布子卿】姑布は姓、子卿は名なり、趙の襄子の宰相なり、孔子が衞の國に居られるとき、子卿は之れを相して、顙は堯舜の如く、目は舜帝の如く、頸は禹王の如く、口は皐陶の如し、前より之を視れば貴きこと帝王に似たれども、後より之れを視れば肩高くして脊弱し、此のみが堯舜禹皐陶の四聖人に及ばざる所なりといひしこと、韓詩外傳に見ゆ、皐陶は堯舜二帝に仕へたる名臣なり、【梁】は魏の國なり、周の顯王の二十九年、魏の惠王は秦を恐れて舊都安邑を去りて大梁に遷れり、此れより魏の國を一に梁といふに至れり、【唐擧】は魏の人にて當時に名高き人相家なり、魏の相李兌を相して百日の中に宰相とならんと言ひしこと、及び秦の相となりし蔡澤を相して、先生の容貌醜惡なり、とても之れを相すること能はず、吾聖人は

なり、

【仁人】は猶仁君といふが如し、【賈】は商人なり、【察】は明なり、明なる觀察なり、【械器】禮樂に用ふる道具を器といひ、弓、矢、戈、戟、矛、戟などの武器を械といふ、【公侯】は公爵侯爵の諸侯なり、周初侯を分ちて公侯伯子男となせり、公侯は其の最上位なり、【知能】知は智に同じ、【盬門】は門を主る者といへば、門衞の長なるべし、【御旅】御は讀んで迓と爲す、音ガ、迓旅は逆旅に同じ、逆旅は旅舍の番人なり、【抱關】は門番なり、【擊柝】柝は拍子木なり、擊柝は拍子木を擊ち、夜を警むるものにて、即ち夜廻りなり、【斬】は讀みて儳と爲す、音ザン、不揃ひなることをいふ、【人倫】は人の倫理（ミチスヂ）なり、【詩曰】此の詩は詩經の商頌長發の篇にあり、殷の湯王のことを詠せり、【小共大共】小は小國の諸侯、大は大國の諸侯をいふ、共は珙に通ず、璧（タマ）なり、諸侯の執りて贄とする所の物なり、贄とは臣が君に謁（マミ）ゆるとき持ちて行くものをいふ、【下國】は下々の國にて、諸侯をいふ、【駿蒙】蒙は一に駹に作る、音相通ずるなり、黑白毛の馬といひ、青毛の馬といふ、未だ何れが是なるかを知らず、駿駹とは駿足の馬なり、天子に比す、

○以上第十三章、人の性は惡にして各其の欲する所をみたさんとす、聖先王は其の騷亂に至るべきを思ひ、禮義を制定して貴賤上下の別を定め、人々をして其の分に安じ、其の職に盡さしむることを說けり、

荀子卷第三

非相篇第五

非はそしるなり、相は視るなり、人相を視ることなり、當時人の容貌骨格などを視て、其の吉凶貴賤を豫知する法行はれ、狡猾なる者は、之れを以て世を惑はし、輕忽なる者は、之れを信用して徒に容貌の修飾にのみ務め、心を正くし身を修むることをなさず、弊害甚しかりしかば、荀子は此の文を作りて、之れを攻擊したるなり、されど、第二段以下は人と禽獸との異なる所以、言論の必要、辯說法、君子と小人との別などを論じ、毫

以レ察レ盡レ財、百工以レ巧レ盡二械器一、士大夫以上至二於公侯一、莫レ不レ以二仁厚知能一盡レ官職一、夫是之謂二至平一、故或祿二天下一而不レ自レ以レ爲レ多、或監門、御旅、抱關、擊柝、而不レ自レ以レ爲レ寡、故曰、斬而齊、枉而順、不同而一、夫是之謂二人倫一、詩曰、受二小共大共一、爲二下國駿蒙一、此之謂也、

此の節は、上節を承け、和一の道の行はれたる時の有樣を說けり、

以上述ぶる通りなるが故に、仁君が上に在りて和一の道行はるゝときは、農夫は全力を以て田地の耕作に盡し、商人は明なる考を以て損益をはかりて、資財の融通に盡し、百工は工夫をこらして、器械の製作に盡し、士大夫以上公侯の諸侯に至るまで、仁厚の德と聰敏の知能とを以て、官職に盡くさゞることなし、是れを至て公平なる世といふ、かく人々各、其の分に安んじ、其の務を盡し、毫も怨嗟せず、故に或は天子となり、天下の財を以て我祿となしても、自ら以て多しと爲さず、或は監門や、御旅や、抱關や、擊柝の賤しき官に居り、僅少の祿を取りても、自ら以て寡しと爲さず、各、其の分に甘んずるなり、故に古語にも、「まち〳〵に入れ違ひになれるを、取り揃へて齊くし、枉りて直ならざるを直して順正になし、各、塗を異にして同じからざるを、まとめ正して一にす」といへり、かく人々が其の分に安んじ其の務を盡すは、仁者が和一の道を行ひたる故なり、言ひ換ふればまとめて之れを一にしたる故なり、人々が此まとめられたる道によりて背かず離れず行くを、人の倫理と謂ふなり、昔の詩に曰く、「小諸侯も大諸侯も、各、贄をとりて來る、其れを湯王は受けて、此の下々の國の天子となりて帥ひ導かるゝ、故に下々の國も服從して忠勤を盡す」と、天子が之れを帥ひ導くは、即ち之れをまとめて一にするなり、下々の國が服從して忠勤を盡すは、即ち和一の道に從ひて、其の分に安んずる

【庸人】は凡庸の人なり、【一之而可再】は既に一を知らば、務めて二を知るべきをいふ、【反】は反復なり、くりかへすこと、【鉉察】鉉は沿と同じ、循ふなり、鉉察とは沿り循うて觀察するなり、【情】は喜、怒、哀、懼、愛、惡、欲の七情なり、【利】はよろしきなり、宜しきに合ふなり、

夫貴爲天子、富有天下、是人情之所同欲也、然則從人之欲、則勢不能容、物不能贍也、故先王案爲之制禮義以分之、使有貴賤之等、長幼之差、知愚能不能之分、皆使人載其事而各得其宜、然後使穀祿多少厚薄之稱、是夫群居和一之道也、

此の節は、先聖王が禮義を制定して、等級を分ち、人をして之れに準據せしむることを說けり、

夫れ天子の貴き身分となり、天下の富を有つことは、人情の同じく欲する所なり、然れども人々の欲する所に從ふときは、勢ひとても其の望を容るゝこと能はず、又天下の物は、とても一々給すること能はず、爲に互に相爭ふに至るは必定なり、故に先王は禮義を制定して、上下を分ち、貴賤の等級、長幼の差別、智愚能不能の分別あらしめ、多くの人々をして其の己の事務を行ひて、各其の宜しきを得せしめ、而して後に俸祿の多きと少きと、厚きと薄きとは、其の才能器量に從ひて當て稱はしむ、是れが群居せる人を和睦合一せしむる所の道なり、

【然則】則は而なり、【等】は等級なり、【差】は差別なり【能不能之分】分は分別なり、【載】は行なり、オコナフと訓む、【穀祿】俸祿なり、古は俸祿必ず穀を以て給す、故に穀祿といふ、【稱】はかなふなり、【和一】和睦合一なり、

故仁人在上、則農以力盡田、賈

べからず、智惠の多からざる者は、聖人の言を知り及ぶ可からずといへり、彼の我生活の小事さへ知らざる淺薄の徒の、先王が遺されし道を知らぬも、亦無理ならぬことなり、

【生民】は民は天の生む所なり、故に生民といふ、【汙】は流の古字なり、流風なり、流風とは猶美風といふが如し、【功盛】盛は成に通ず、成も亦功なり、【姚遠】姚は遙に同じ、姚遠二字にて遠き意に見るべし、【順熟】順は從なり、熟は精なり、道に從ひ精く修むる意なり【故曰云々】管子にも此の語あれば、故語なるべし、【綆】は索なり、【知不レ幾】知は智に同じ、幾は多なり、

夫詩書禮樂之分、固非庸人之所知也、故曰一之而可再也、有之而可久也、廣之而可通也、慮之而可安也、反鈐察之而愈可好也、以治情則利、以爲名則榮、以群則和、以獨則足樂、意者其是耶、

此の節は、詩書禮樂の効を說けり、

夫れ詩書禮樂の道の制は、廣大にして深遠なれば、迚も淺智なる凡人の知り得る所に非ざるなり、されど此れは何より大切なるものなれば、必ず學ばざる可らず、余故に曰く、詩書禮樂を學びて、一たび之れを行ふときは、復び之れを行ひ慣らすべし、之れを身に有ちたる上は、永久に持ち中途に廢つ可からず、禮樂の廣き道を能く會得すれば、何事にも通ずべきなり、禮樂の道に由りて思慮するときは、安全にして危險なかる可きなり、禮樂を學びてくりかへし〳〵沿り循うて觀察するときは、いよ〳〵すき好みて飽くことなかるべきなり、かくして此れを以て七情を治むるときは、能く宜しきにかなひ、此れを以て名をなすときは、いやに榮え、此れを以て群居するときは、和合して喧嘩爭論なく、此れを以て獨り處れば、自ら充分樂みて憂なし、此の利益と安樂を得るものは、誠に詩書禮樂なるか、

今彼の生を偸める淺薄なる智惠のともがらは、常々節儉して後々の事まで慮ることを知らず、食物はなはだ侈りて、少しも後々の事を顧ざるが故に、俄に資産が竭きて、大に困窮するなり、是れ其の遂に凍え餓ゆることを免れずして、瓢や囊を操りて乞食となり、溝壑の道や仁義の統や詩書禮樂の制の如き遠大なることを知らんや、

【偸生】は前に解せり、【淺智】淺は淺薄なり、知は智に同じ、【屬】はどもがらなり、【太】ははなはだなり、【屈】は竭なり、ツクスと訓む、【安窮】安は助語にて、コヽニと訓む、【瓢囊】瓢は汁を入るゝ器、囊は食物を入るゝものなり、二物ともに乞食の持てるものなり、【溝壑中瘠】瘠は眥の假借なり、音シ、眥は尸にて猶肉の附着せるものをいふ、溝壑中の眥となるとは、溝壑中に死するをいふなり、溝はみぞ、壑は谷あひなり、【分】は制なり、

彼固天下之大慮也、將爲天下生民之屬長慮顧後、而保萬世也、其汲長矣、其澤厚、其功盛姚遠矣、非順熟修爲之君子、莫之能知也、故曰、短綆不可以汲深井之泉、知不幾者、不可與及聖人之言、

此の節は、前節を承け、仁義の統、詩書禮樂の分ちは先聖王が永く後世の爲に、慮り考へて遺されたるものなることを言ひ、此の深き意は、修養の至れる君子に非ざれば知らざることを說けり、

彼の仁義禮樂の道は、まことに先聖王が天下後世の爲に、大に慮り考へて遺されしものなり、先聖王は天下の人民の爲に、長く後々の事まで慮り顧みて、萬世のさきざきまでも、安全に保んぜんとして制定して遺されしものなり、其の流風や長く、其の恩澤や厚く、其の功績や遠し、此の意味は、道に順ひて精密に身を修め爲せる君子に非ざれば、能く知ることなきなり、故に古語にも、短き索にては深き井の泉を汲む

奢澤をつくして足るを知らざるに拘らず、猶儉して蓄財するは、己が晩年及び子孫を慮る爲なることを說けり、

今人の生活する有樣を見るに、多く雞、狗、猪、彘を畜ひ、又牛羊を畜へり、然るに常の食事には、敢て此れ等の家畜を屠りて肉を食ひ酒を飮まず、節儉するなり、又儉約する者は、多くのはこや、つゞらに絹を藏め居れり、然るに常の衣服には、敢て絹を着ざるなり、又多くの錢を餘し蓄へ、又種々の物を囷にも窌に藏し居れり、然るに行くには、車や馬に乘らず節儉するなり、是れは如何なる理由なりや、酒肉や、絹布や、輿馬を欲せざるには非らざるに、此くするは永く後々の事まで慮り顧みて、欲に從ひて奢澤するときは、迚も繼續すること出來ずして、忽ち困窮に陷らんことを恐るゝ故なり、是に於て、費用を節約し、我欲を制し、をさめ蓄へて、後の不足なく、行き立ちつゞく樣にするなり、其の自分が長き後々の事まで慮り顧みて用意するは、何と甚だ善き考にあらずや、

【人之生也】生は生活の意に見るべし、【狗】は食用に供する犬なり、前に解せり、【猪】はゐのこなり、【彘】は前に解せり、【約】は儉約の意なり、【筐篋】ともにはこなり、【絲帛】絲は生絲なり、帛はきぬなり、二字にてきぬの意に見てよし、【刀布】は共に錢なり、刀は其の人に利あるに取り、布は其の廣く流布するに取りて名づく、【困窌】困は音キン、米藏なり、方形のくらを廩といひ、圓形のくらを困といふ、窌は音バウ、あなぐらなり、【御】は制するなり、止むるなり、【收斂】二字ともにをさむるなり、【幾】は豈に同じ、

今夫偷生淺知之屬、曾此而不知也、糧食太侈、不顧其後、俄則屈安窮矣、是其所以不免於凍餓、操瓢囊爲溝壑中瘠者也、況夫先王之道、仁義之統、詩書禮樂之分乎、

此の節は、欲情に任せて奢澤し、終に困窮するものゝことを說けり、

周の武王に滅ぼされたり、【如此】は湯武の民を指す、【如彼】は桀紂の民を指す、

○以上第十二章、人の性は惡なれば、師の之れを導くなく、法則の之れを矯正するなくば、開けて善とならず、故に君子は正しき道を告げ示して、之れを開導することを說けり、

人之情、食欲有二芻豢一、衣欲レ有二文繡一、行欲レ有二輿馬一、又欲二夫餘財蓄積之富一也、然而窮レ年累レ世不レ知レ足、是人之情也、

此の節は、人の情は多欲にして足るを知らざるものなることを說けり、

人の心情は、食は牛羊犬豕の美肉あらんことを欲し、衣はあやにしきあらんことを欲し、行くには車や馬あらんことを欲し、其の上に餘財を積み蓄へて富まんことを欲するなり、かくして年を窮め世を累ねても、毫も足ることを知らざるは是れ人の情なり、

【文繡】文は飾なり、繡は五色の備はれる絹をいふ、

【輿馬】は勸學篇に解す、

今人之生也、方多二畜雞狗猪一、又畜二牛羊一、然而食不レ敢有二酒肉一、約者有二筐篋之藏一、然而衣不レ敢有二絲帛一、餘刀布、有二囷窌一、然而行不レ敢有二輿馬一、是何也、非レ不レ欲也、長慮顧レ後、而恐無二以繼一レ之故也、於レ是又節用御レ欲、收斂蓄藏以繼レ之也、是於二已長一慮顧レ後、幾不二甚善一矣哉、

此の節は、人の情は、食ふにも、衣るにも、行くにも、

人之情固可與如此、可與如彼也哉、

此の節は、聖人君子は、人を教へ導きて固陋の見を去らしむることを說けり、

以上述ぶる通り、人が先王仁義の道を治めずして、桀跖の不仁義の道を治むるは、固陋にて、物の條理を知らざるが故なり、この固陋といふ者は、天下の人の共有の患ひなり、又人の最大なる殃なり、最大なる害惡なり、仁者は之れを見るに忍びずして、之れを救ふなり、故に曰く、仁者は自分より好みて人に正しき道を人に告げ示すなり、之れに告げ之れに示し、又之れを積み重ねて貫はしめ、之れに因り循ひて、申べ重ねて、行はしむるときは、心の塞がれる者は俄に通じ、固陋なる者は俄に寬大になり、愚なる者は俄に智者となるなり、かく人は上の人に告示さるれば皆之れに從ふものなり、故に殷の湯王や周の武王の如き聖君が、上に在りて正しき道を告示さるれば、民皆之れに從ひて善をなすを以て天下能く治り、夏の桀王や殷の紂王の如き暴君が、上に在りて不正の道を告示すれば、民皆之れに從ひて惡をなすを以て、天下大に亂るゝなり、若し民が告示に從はぬものとすれば、湯王武王が上にありても天下に何の益もなく、桀王紂王が上にありても亦天下に何の損なき理由なるが、事實は決してさうでなく、湯王武王が上に在るときは、天下は從つて治り、桀王紂王が上に在るときは、天下は從つて亂るゝなり、是の如き例に由りて觀れば、人の情は在上者の告示の如何に由りて、湯武の民の如く善良ともなる可く、桀紂の民の如く姦惡ともなる可きを知り得るに非ずや、是れ君子仁者の人に告示して、善き方へ教へ導く所以なり、

【公患】は公共の患なり、【廱】は積み習ふこと、【僃】は廱と同意なり、音ケン、【鈐】は沿と同じ、因り循ふなり、音エン、【重】は申べ重ぬること、【僩】は音カン、寬大なり、【俄且知也】知は智に同じ、【是若不行】是は告示之示の四句を承く、【湯武】は殷の湯王と周の武王となり、湯王は夏の桀王を討ち放ちて、天下を一統せる聖王なり、武王は殷の紂王を討ち滅して天下を一統せる聖王なり、【桀紂】は夏の桀王と殷の紂王となり、桀王は前に注せり、紂王は暴逆淫亂度なく、遂に

羊犬豕の肉と、稻と粱の實とを持つて來るものあるときは、瞲然と驚き視て此れは何と怪しき物なるやといふなり、されど彼は之れをかぎて鼻に快く、之れを嘗めて口に甘く、之れを食ひて體に安くよきときは、則ち此の菽藿糟糠を棄てゝ、彼の牛羊稻粱を取らざることなし、今人は彼の先王の道と、仁義の統（オホツナ）とに據りて、以て互に相群居し、以て互に相保養し、以て互に相蔽ひ飾り、以て互に相安んじ、固くすることをなせるか、否、爲さずして、桀跖の危險なる道に由りて、互に相賊害せり、是れ恰も牛羊稻粱の美味を棄てゝ、菽藿糟糠の不味を欲するに異ならんや、夫れ先王の道と、桀跖の道との相懸隔せる、どうしてたゞに牛羊稻粱と糟糠との味の懸隔するのみならんや、誠に天と淵との如く相懸隔せり、然るに人は多く此の危險なる桀跖の道を爲して、彼の安全なる先王の道を爲すもの寡きは何故なるや、曰く、固陋にして物の條理（スヂ）を知らざればなり、

【芻豢】芻は草を食ふ家畜にて牛羊を指す、豢は穀を食ふ家畜にて犬豕を指す、犬を食用に供することは前に解せり、【粱】はあわなり、【菽】はまめなり、【藿】は豆の皮なり、【糟】はかすなり、【糠】はぬかなり、【至足】は滿足に同じ、【瞲然】は清く見事なる貌、【秉】はとるなり、【瞲然】は驚き視る貌、瞲音キツ、【嚥】は快なり、【統】はおほづなり、【先王之道】は即ち仁義の道なり、【持養】は保養に同じ、【藩飾】藩は蔽なり、我惡を蔽ひて善を飾るなり、【縣】は懸に同じ、懸隔なり【幾】は豈に同じ、

陋也者、天下之公患也、人之大殃大害也、故曰、仁者好告示人、告之示之、靡之儇之、鉆之重之、則夫塞者俄且通也、陋者俄且僩也、愚者俄且知也、是若不行、則湯武在上曷益、桀紂在上曷損、湯武存、則天下從而治、桀紂存則天下從而亂、如是者、豈非

のみなり、故に人にして師に就きて道を學ぶことなく、法則を守りて之れを矯正することなくば、其の心は口腹の欲を以て主となすべし、即ち口腹の欲にのみ從ふに至るべし、

【隅積】隅は廉隅なり、廉隅は角立ちたる行爲なり、例へば伯夷が惡人と處るは、朝衣朝冠を着て、塗炭の中に坐するが如くに嫌ひ、直に去つて顧みざるが如き行なり、清廉なるなり、積は其の行の積り重りたるにて、極めて清廉なるをいふ、【咿咿】は物をかみて食ふ貌なり、咿音ゼン、【鄕鄕】鄕は蔣と通ず、鄕々は物に飽く貌なり、【正】は主なり、主とするなり、

今使人生而未嘗睹芻豢稻粱也、惟菽藿糟糠之爲睹、則以至足爲在此也、俄而粲然有秉芻豢稻粱而至者、則瞲然視之曰、此何怪也、彼臭之而嗛於鼻、嘗之而甘於口、食之而安於體、則莫不弃此而取彼矣、今以夫先王之道、仁義之統、以相群居、以相持養、以相藩飾、以相安固邪、以夫粢跖之道、是其爲相縣也、幾直夫芻豢之縣糟糠爾哉、然而人多爲此、而寡爲彼、何也、曰、陋也、

此の節は、人々が仁義の道に向ひて進み、以て本性を善くせざるは、固陋なるが爲なるを說けり、

今人をして生れて未だ嘗て牛羊犬豕の旨き肉や、稻や粱の旨きものを見ずして、ただ菽や藿や糟や糠のまづいものゝみ見せしむる時は、充分滿足なる食物を以て、此にありとするなり、其の時清く見事なる牛

○以上第十一章、人の性はもと相同じ、たゞ學問修爲の如何によりて、聖人とも小人ともなることを說けり、

人之生固小人、無レ師無レ法、則惟、利之見レ耳、人之生固小人、又以レ遇二亂世一得二亂俗一、是以小重レ小也、以レ亂得レ亂也、君子非レ得レ勢以臨レ之、則無レ由レ得二開內一焉、

此の節は、人の性惡なれば、君子が師法を以て之れを敎へ導くに非れば、開けて善とならざることを說けり、

人の性は固より小人なり、即ち惡なり、故に師ありて道を敎ふることなく、法則ありて之れを矯正することなければ、惟、利をのみ是れ見て、貪欲飽くことなからんのみ、かく人の性は惡なる上に、又亂世に出で遇ひて、亂れる習慣を得るなり、此れ小人を以て益、惡を重ね、亂暴人を以て益、亂暴を得るに等し、されば君子が勢力を得て、此の人々の上に臨み、道を敎へ法則を示して、導くことなければ、人々の惡く塞かれる心を開きて、善き方に入るゝに由なきなり、

【人之生】生は性に同じ、【固小人】小人の如く惡なりの意、【亂俗】俗は習慣なり、【開內】は開きいるゝなり、即ち小人の心を開きて善き方へ入るゝなり、

今是人之口腹、安知二禮義一、安知二辭讓一、安知二廉恥隅積一、亦呻呻而嗤、鄕鄕而飽已矣、人無レ師無レ法則其心正二其口腹一也、

此の節は、人は師法なければ、口腹の欲をのみ主とすることを說けり、

今是れ人の口と腹とは、どうして禮義の尊ぶべきを知らんや、どうして辭讓の尊ぶべきを知らんや、どうして廉恥や隅積の尊ぶべきを知らんや、たゞ呻々と食物をかみ、鄕々と飽くまで食はんことのみ、知れる

以上述ぶる通り、人は性相同じきが故に、堯帝や禹王の如き聖人ともなり得べく、桀王盜跖の如き小人ともなり得べく、賤しき百工匠人ともなり得べく、農夫商人ともなり得べし、是れはたゞ其の心と身との置き處と、習慣との積み重りて相分かるゝのみなり、即ち堯帝や禹王は、貴く善き處に心と身とを置き、善き習慣に染み、桀王や盜跖は、之れに反して、惡き處に心と身とを置き、惡き習慣に染み、工匠や農賈は賤しき處に身を置き、賤しき習慣に染まるを以てなり、されば堯帝や禹王となれば、常に安榮を得、桀王や盜跖となれば、常に危辱を得、堯帝や禹王となれば、常に安佚と愉快とを得、工匠や農賈となれば、常に煩忙と勞れとを得るなり、然るに世の中の人は、多く此の桀王や盜跖や、工匠農賈の如きものとなりて、彼の堯帝禹王の如きものと爲ること寡きは、如何なるわけなりや、曰く、こは固陋にして道理を知らざるが故なり、

【桀跖】は桀王と盜跖となり、ともに前に解す、【工匠】工は百工、匠は匠人なり、匠人は木工なり、【農賈】農は農夫、賈は商人なり、【愉佚】愉は愉快なり、佚は安佚なり、佚は逸に同じ、【煩勞】は煩しく勞るゝなり、【此】は桀跖、工匠、農賈を指す、【彼】は堯禹を指す、【陋】は固陋なり、

堯禹者、非生而具者也、夫起於變故、成乎修爲、待盡而後備者也、

此の節は、堯禹となるは修養次第なることを說けり、堯帝や禹王が安榮や愉快を得るは、德義を積めるに因るは、前に述ぶる所にて明なり、されど生れながらにして、此の德義を具ふるには非るなり、生れながらにして具ふるは、前に擧げたるが如く、欲惡の性にて毫も人と異なることなきなり、たゞ道を習ひて、故の欲惡の性を變化するを手始めとし、禮儀にて能く之れを修め飾るによりて成るなり、かくして性の惡欲が全く盡くるに至りて後、始めて德義が完全に具はるなり、

【故】はもとなり性惡を指す、【盡】は惡性の盡きてなくなるなり、

理辨寒暑疾養、是人之所生而有也、是無待而然者也、是禹桀之所同也、

此の節は、聖人も小人も性相同じきことを說けり、凡て人には同じき所あり、飢ゑては食物を欲し、寒くしては煖ならんことを欲し、勞れては休息せんことを欲し、利益を好みて損害を惡むは、是れ人の生れて有する所、即ち性にして敎育を待つことなくして然るものなり、是れは聖人たる禹王も、小人たる桀王も、ともに同じき所なり、目に白や黑や美しき惡しき色を辨別し、耳に音聲の淸きや濁れるを辨別し、口に鹹き酸き甘き苦き味を辨別し、鼻に芳しき香や、なまぐさき臭を辨別し、骨體や皮膚に寒さ暑さ疾さ癢さを辨別するは、是れ又人の生れて有する所、即ち性にして、敎育を待つことなくして然るものなり、是れは聖人たる禹王も、小人たる桀王も、ともに同じき所以なり、

【一同】は同一に同じ、【煖】は暖に同じ、【禹桀】は前に解す、【鹹酸】鹹はからきなり、酸はすきなり、【芬芳】はかんばしき香なり、【腥臊】腥はなまぐさき臭なり、臊はあぶらくさき臭なり、【膚理】は皮膚なり、皮膚には文理あり、故に膚理といふ、文理とはきめのことなり、【疾養】疾はいたさなり、養は癢に同じかゆさなり、

可以爲堯禹、可以爲桀跖、可以爲工匠、可以爲農賈、在注錯習俗之所積耳、爲堯禹則安榮、爲桀跖則常危辱、爲堯禹則常愉佚、爲工匠農賈則常煩勞、然而人多爲此、而寡爲彼、何也、曰陋也、

此の節は、人は性相同じきが故に、敎育修養次第にて聖人とも小人ともなり得ることを說けり、

必不危也、汗漫突盜、常危之術也、然而未必不安也、故君子道其常、而小人道其怪、

○第十章、君子は常に安全なる方法によりて身を安かにし、小人は之れに反することを說けり、仁を守り義に據り、德を修め行ふは、常に身を安泰にする方法なり、然れども時によりては、之れにて身を危くすることなきに非らず、例へば孔子が楚の國に行かんとせられしとき、陳蔡二國の大夫の爲に野に圍まれて、甚だ苦まれしが如き是れなり、心きたなく我儘にて、人を凌ぎて利を奪ひ貪るは、常に身を危くする方法なり、然れども時によりては身を安泰にすることなきに非らず、例へば盜跖如き惡人が、時に勢を得て、榮華を極むるが如き是れなり、されどかく正しき行をする人が、時に危害を得、不正なる行をする人が、時に安樂を得るは、例外にて、標準とすべきものに非らず、故に君子は常安の方法に由りて例外の危害を顧みず、小人は奇怪の方法、即ち常危の方法に由りて、例外の安樂を冀ふ、是れ君子の終に安樂を得、小人の終に危害に遇ふ所以なり、

【術】は方法なり、手段なり、【未必不危】必不危は必ず危からずにて安きことなり、故に未必不危は未安に同じ、即ち危きこと、【汗漫】汗はきたなきなり、けがれたるなり、漫は縱逸なり、即ち我儘なるなり、【突盜】は前に解す、【未必不安】は未必不危と同例なり、即ち安きこと、【道】は由なり、ヨルと訓む、【其常】常は常安之術を指す、【其怪】怪は奇怪にて、常危之術を指す、

凡人有所一同、飢而欲食、寒而欲煖、勞而欲息、好利而惡害、是人之所生而有也、是無待而然者也、是禹桀之所同也、目辨白黑美惡、耳辨音聲清濁、口辨鹹酸甘苦、鼻辨芬芳腥臊、骨體膚

非知能材性然也、是注錯習俗之節異也、

此の節は、君子と小人とは、知能材性もと相同じけれども、心と身との置き處の正しきと、然らざるとに由り、君子と小人との別を生ずるに至ることを言ひ、第一節を結べり、

小人は頸をのべ踵をあげて、君子を慕ひ、君子の知慮材性は、まことに人に賢り優れたる所あり、吾も亦此くありたしと曰ひて、慕ひ望まざることなし、されど智能才性は、君子と己と少しも異なることなし、然るに君子は人に賢り、己は劣れるは、君子は心と身との置き處の正當を得、己は心と身との置き處の過てるによることを、知らざるなり、是れ故につら〳〵小人の知能材性を觀察するに、君子の爲す所を爲すべく、充分に餘あることを知るに足るなり、然るに爲す能はざるは、如何なる理由なるやといふに、譬へば越の人は越の國ほど善き國はなしと思ひて、身をおちつけ、楚の人は、楚の國ほど善き國はなしと思ひて、身をおちつけ、君子は我中國ほど、文化開け、禮義正しき國はなしと思ひて、身をおちつけて居るが如し、小人は正しからざる所を、最も善き所として身を置くが故なり、故に君子と小人との異なるは、是れ材性智能の異なりて然るに非らず、是れ心と身との置き處と習慣の適異なるに由るなり、

【踵】はくびすなり、【願】は慕ふなり、【固】はマコトニと訓む、【注錯】は置なり、心と身との置き處をいふ、【當】は正當なり、【雅】は夏に通ず、夏は中國なり、支那は自國を稱して夏といふ、夏は大なり、宇内の大國にして、文化亦盛大なりとの意なり、【習俗】習はならはしなり、俗も亦習なり、故に二字にて習慣の意に見るべし、【節】は適なり、タマ〳〵と訓む丁度の意なり、

○以上第九章、君子と小人とは智能材性同じけれども、其の心と身との置き處の異なるに由りて、一は則ち君子となり、一は則ち小人となる、又君子と小人とは好惡同じけれども、君子は好む所を得て惡む所に遇はず、小人は全く之れと反對なるは、其の行ふ所の正なると不正なるとに由ることを說けり、

仁義德行、常安之術也、然而未

修正治辨矣而亦欲人之善己也、慮之易知也、行之易安也、持之易立也、成則必得其所好、必不遇其所惡焉、是故窮則不隱、通則大明、身死而名彌白、

此の節は、君子が榮利を求むる方法を說けり、以上述ぶるが如く、小人は邪なる方法をなすを以て、辱と害とに遇ふ、是れ故に君子は常に信實にして、亦人の己を信用せんことを欲するなり、忠實にして、亦人の己に親まんことを欲するなり、能く身を修め正し、能く事を治め辨へて、人の己を善く譽めんことを欲するなり、又心正しく智惠明なるを以て、事を慮り考ふるも、其の條理を知り易く、事を行うても、つまづくことなければ、安心してなし易く、事業を扶け持ちて、之れを成り立たさんとするも少しも差支ふることなく、成立ち易し、かくして終には必ず其の好む所の榮利を得て、必ず其の惡む所の辱害に遇はざるなり、是れ故に君子は、たとへ困窮しても、人に蔽ひ隱されて名が聞えぬ樣になることなく通達するときは、名聲大に明に、身死して後もいよ〳〵あらはるゝなり、

【信】は信實なり、己の心を信實にすること、【忠】は忠實なり、人に向ひて忠實なること、【修正】は身を修め正すなり、【治辨】は事を辨へ治むるなり、【彌】はイヨ〳〵と訓む、【白】はあきらかなり、

小人莫不延頸擧踵而願曰知慮材性固有以賢人矣、夫不知其與己無以異也、則君子注錯之當、而小人注錯之過也、故熟察小人之知能、足以知其有餘可以爲君子之所爲也、譬之、越人安越、楚人安楚、君子安雅、是

材性知能、君子小人一也、好榮惡辱、好利惡害、是君子小人之所同也、若其所以求之之道則異矣、

此の節は、君子と小人と才智好惡異ならざれども、其の榮利幸福を得る所以の方法異なることを說けり、才性も智能も、君子と小人と相同じく、榮譽を好み、恥辱を惡み、利益を好み、損害を惡むことも亦、君子と小人と同じき所なり、然れども其の榮譽や利益を求むる所の方法は則ち異なれり、

【材】は才に同じ、【道】は方法又は手段の意なり、

小人也者、疾爲誕而欲人之信己也、疾爲詐而欲人之親己也、禽獸之行、而欲人之善己也、慮之難知也、行之難安也、持之難立也、成則必不得其所好、必遇其所惡焉、

此の節は、小人が榮利を求むる方法を說けり、小人はつとめて詐誕をして、人の己を信ぜんことを欲するなり、つとめて詐欺を爲して、人の己を親まんことを欲するなり、禽獸の行をなして、人の己を善くほめんことを欲するなり、又欲の爲に智暗めるを以て、事を慮り考ふれども、其の條理を知ること難し、事を行ふも失敗し易く、安心してなし難し、事業を扶け持ちて、之れを成り立たさんとすれども、忽ち倒れて成り立ち難し、かくして終には必ず其の好む所の榮利を得ずして、必ず惡む所の辱害に遇ふなり、

【疾】は力なり、ツトメテと訓む、【誕】は過なり、【善己】は己を善く譽むること、【持】は扶け持つなり、【成】は終なり、ツイニと訓む、【所好】は榮と利とを指す、【所惡】は辱と害とを指す、

故君子者、信矣而亦欲人之信己也、忠矣而亦欲人之親己也、

力め働くなり、【敦比】敦は治むるなり、比は庇と通ず、治むるなり、故に二字にて治むる意に見るべし、【怠傲】は怠惰に同じ、【媛衣】は暖衣に同じ、暖き衣服をきること、【久視】は久しく生きて、世の有様を視て樂むをいふ、

飾邪說、文姦言、爲倚事、陶誕突盜、愓悍驕暴、以偷生反側於亂世之間、是姦人之所以取危辱死刑也、其慮之不深、其擇之不謹、其定取舍楛僈、是其所以危也、

此の節は、不正の道を以て、地位職業を取るものゝことを說けり、

よこしまなる說を飾り、正しからざる言を文りて世に唱へ、奇怪の行をして人に示し人をそしりほこり、人を凌ぎて利を貪り奪ひ、放蕩にしてあらく、驕り高ぶりて亂暴をなし、以て世の亂れたるを幸とし、其の間に在りてあちらに行き、こちらに轉がりて、生命を偸むは、是れ姦人が危辱にかゝり死刑を取る所以の道なり、其の慮り考へることは深からず、其の物を擇び定むることは謹まず、其の何れを取るべきか、又何れを舍つべきかを定むることは、堅固ならざるは、是れ小人の危險にかゝりて亡ぶる所以なり、

【文】は飾なり、【姦言】は姦惡、即ち不正なる言なり、【倚事】倚は奇に通ず、奇事とは奇怪なる事なり、【陶誕】陶は謠に通ず、音エウ、毀るなり、誕は誇誕なり、妄に誇るなり、【突盜】は人を凌ぎて利を奪ひ貪ること、【愓悍】愓は蕩に通ず、音タウ、放蕩なり、悍はあらくつよきなり、【驕】は驕に同じ、おごるなり、【偸生】は人の目をぬすみて、生息する意なり、【反側】はあちらこちらに轉り廻ること、【楛僈】楛は惡なり、僈は慢なり、怠慢なり、楛僈とは惡く怠慢なることにて、堅固ならざる意なり、

○以上第八章、人と地位職業を取るには、正しき道を以てせざる可からざることを說けり、

なひ、凡ての事の處置は時宜にかなひ、訟を聽き獄を裁斷するは公平にして、上は能く天子の命に順ひ、下は能く百姓を保護するは、是れ諸侯が國家を取り守りて失はざる所以の道なり、志も行も能く修り、官署に臨みては事務能く治り、仰いでは能く君上の命に順ひ俯しては能く我職務を大切につとめ保つは是れ士大夫の知行を取り守りて失はざる所以の道なり、法令の書や、度量の機械や、刑罰の書や、地圖の書や、戸籍の帳簿を修め整へ、其の書類の義理は知らずとも、謹みて其の數を調べ守り、愼みて自らおしきりて之れを損したり益したりすることを爲さず、父子相傳へて其の職を曠くせず、以て王公の政治が缺け損はぬ樣にと保ち持つ、是れ故に彼の夏殷周三代の盛世は亡びて、年を經ること久しけれども、其の國を治むる法則は、猶存せり、是れは取も直さず百官が職を守りし結果なり、是れが百官が扶持米を取り守りて失はざる所以の道なり、謹み誠に、父母に孝をつくし、兄弟に悌をつくし、勉強して而も速く力めて、其の事業を治め成して、敢て怠りなまくることなきは、是れ庶人が暖き衣服を着飽くまで食ふ所の、幸福を取り、長く生き久しく世中の事を視て樂み、以て刑罰に處せられて殺さるゝを免るゝ所以の道なり、

【致】は極なり、【明】は聰明なり、【政令法】政事命令の法則にかなふこと、【擧措時】擧措は事を爲すをいふ、時は時宜に合ふこと、時宜に合ふとは、時に應じ宜に合ふをいふ、【聽斷】は訟を聽き獄を裁斷すること、【保二百姓一】保は保護なり、【國家】諸侯の國なり、天子に天下といひ、諸侯に國といふ、【士大夫】は階級なり天子諸侯の下に卿、大夫、士、民の四階級あり、【田邑】は知行なり、【法則】は法令の書なり、【度量】は度量の機械なり、度は丈尺、量は斗斛の器械なり、【刑辟】辟は罪なり、刑罪法の書なり、【圖籍】圖は天下の山川土地の形勢の圖面にて、今の地圖なり、籍は戸籍の帳簿なり、【損益】損はへらすこと、益は增すこと、【父子相傳】古は官職世襲の風あり、故に父子相傳といふ【持】は保ち持つなり、【三代】は夏、殷、周をいふ、【治法】は政治の法則なり、【官人百吏】は猶百官といふが如し、百官とは多くの官吏をいふ、【原慤】原は愿に同じ、謹むなり、善きなり、慤は誠なり愼むなり、【軥鍵】は拘鍵に同じ、勉強するなり、【疾力】は速力に同じ、速く

此の節は、人の地位職業は、之れを取る所の道あるを說けり、

夫れ天は多くの民を生みて、此の世界に降し給ふ、多くの民の地位職業は、之れを取る所の道あり、取る所正しき道に合へば、安全なる地位職業を得て、幸福なる生涯を得るべく、取る所道に背けば、たとへ地位職業を得るとも、生涯危險にして終には大なる禍に罹るべし、

【蒸民】蒸は衆なり、蒸民は衆民なり、

志意致レ修、德行致レ厚、智慮致レ明、是天子之所二以取一レ天下一也、政令法、擧措時、聽斷公、上則能順レ天子之命、下則能保二百姓一、是諸侯之所二以取一レ國家一也、志行修、臨レ官治、上則能順レ上、下則能保レ職、是士大夫之所二以取一レ田邑一也、修レ法則度量刑辟圖籍、不レ知二其義一、謹守二其數一、愼不レ敢損益、父子相傳、以持二王公一、是故三代雖レ亡、治法猶存、是官人百吏之所二以取一レ祿秩也、孝悌原慤、軥錄疾力、以敦二比其事業一、而不レ敢怠傲、是庶人之所二以取一レ煖衣飽食一、長生久視以免於刑戮也、

此の節は、正しき道を以て、地位職業を取るものゝことを說けり、

志意は修め極めて正しく、德行は行ひ極めて厚く、智慮は研き極めて聰明なるは、是れ天子が天下を取り守りて失はざる所以の道なり、政事命令は法則にか

者辱、榮者常通、辱者常窮、通者常制レ人、窮者常制二於人一、是榮辱之大分也、

此の節は、榮辱の區別を說けり、

義を守ることを先にして、利を取ることを後にする者は榮え、利を取ることを先にして、義を守ることを後にするときは辱められる、榮ゆるときは、常に通達して幸福を得、辱められるゝときは、常に困窮して禍にかゝる、通達するときは、常に人を制め使ふことを得、困窮するときは、常に人に制め使はるゝに至るものなり、是れが榮と辱との大凡の區別なり、

【通】は通達なり、時めき榮ゆること、【制】は治なり、治め使ふこと、

朴愨者常安利、蕩悍者常危害、安利者常樂易、危害者常憂險、樂易者常壽長、憂險者常夭折、是安危利害之常體也、

此の節は、安危利害の區別を說けり、

質朴にしてたゞしく、つゝしみ深き者は、常に安全にして利益を得、放蕩にして、あらくつよき者は、常に危險にして損害を得、安全にして利益を得るときは、心中常に歡び樂みて安易なり、危險にして損害を得るときは、心中常に憂へ苦みて、一日も安きを得ることなし、心中歡び樂みて安易なるときは、身體健全にして、常に壽命長く、心中常に憂へ苦むときは、身體薄弱にして、常にわかじにするなり、是れが安と危と利と害との大體の區別なり、

【朴愨】朴は質朴なり、愨は端しくつゝしみ深きこと、

【安利】は安全と利益となり、【蕩悍】蕩は放蕩なり、悍はつよくあらきなり【樂易】樂は歡び樂むなり、易は安易なり、【憂險】險は危なり、苦なり、憂險は憂へ苦むなり、【夭折】はわかじにすること、

○以上第七章、榮辱及び安危利害の區別をのぶ、一篇の主意なり、

夫天生二蒸民一、有レ所以取レ之、

ことを說けり、

鯈鮀は能く浮き揚がる魚なり、若し揚り過ぎて沙上に出で、而して口を開き水を得んと思ふとも、及ばざるなり、人も亦此の如し、災難にかゝりてから、事を謹まんと思ふとも、其の時に及びては何の益もなきなり、されば災難にかゝらざる中に、謹むべきなり、【鯈鮀】は一に鯈鮀といふ、白鰷なり、白鰷は我國のヤナギハエなり、鯈音イウ又チウ、鮀音キャウ、【浮陽】陽は揚に通ず、【胠】は呿と同じ、音キョ、口を開き張ること、【挂】はかゝるなり、

自知者不怨人、知命者不怨天、怨人者窮、怨天者無志、失之己、反之人、豈不迂乎哉、

○第六章、人は自ら自らを知り又天命を知るべきことを說けり、

自ら己の長所や短所を知る者は、之れを人に比較して及ばざる所あるを知りて、勉め勵むが故に、人が如何に善き地位に居るとも、毫も怨み憎むことなし、又禍にかゝるも、幸福を得るも、困窮するも、富貴になるも、皆天命なることを知りて、分に安んずるものは己が學德あるに拘らず、如何に困窮すればとて、天は不公平なりとて怨むことなし、之に反し、己の身を顧みずして、人の富み榮えるを怨み憎むものは、遂には窮迫して致し方なきに至るものなり、天は不公平なりとて怨むものは見識なき愚なるものなり、幸福富貴を己の身に失ひて、却て人を怨み責むるものは、なんと迂濶も亦甚しきに非ずや、

【自知】は自ら己の長所短所を知るなり、【窮】は窮迫なり、【志】は識に通ず、見識なり、【迂】は迂濶なり、

榮辱之大分、安危利害之常體、

此の節は、榮辱の別と、安危利害の別とあるをいふ、榮譽と恥辱との大凡の區別、安全と危險、利益と損害の大體の區別は如何、左に之れを述ぶべし、

【大分】は大凡の分別、即ち區別なり【常體】は普通の體別、即ち大體の區別なり、

先義而後利者榮、先利而後義

之勇也、

此の節は賈豎の勇を說けり、

貨財を爭ひて辭讓の心なく、果敢にして奮うて人を推しのけ、猛く貪りて人に戻り背き、悖々然として欲深く、たゞ利益のみを見て人と爭ふ、是れを賈豎の勇といふなり、

【辭讓】辭はことはるなり讓はゆづるなり【果敢】は思ひきつて推し出ると【振】は奮ひ出でゝ人を推しのくる意なり、【戻】はもとるなり、人にもとり背くなり、

爲事利、輕死而暴、是小人之勇也、

此の節は、小人の勇を說けり、

己の事や利益の爲には、死を輕んじて亂暴し、之れを爭ひとる、是れを小人の勇といふなり、

義之所在、不傾於權、不顧其利、舉國而與之、不爲改視、重死持義而不撓、是士君子之勇也、

此の節は、士君子の勇を說けり、

義のある所に向つては、猛然として進み、權威にも畏れ傾かず、利を以て誘はるゝも顧みず、一國を擧げて與へらるゝとも、心を改めてふり向きもせず、死を重んじて、くだらなき事に身を棄てず、堅く義を持ち守りて、不正なることに屈み撓まざる、是れを士君子の勇といふなり、

【權】は權威なり、【擧國】は國を擧げてといふことにて、一國殘らずの意なり、【改視】は心を改めてふりむきて視ること、【重死】はくだらなきことに、死さゞるをいふ、

○以上第四章、四等の勇を說けり、

鯈鮒者、浮陽之魚也、胠於沙而思水則無及矣、挂於患而欲謹則無益矣、

○第五章、人は患にかゝらざるに先ち、豫め謹むべき

り合はずに置かうか、否さうはゆかず、其の形體は人類にして、其の好惡も亦まさに人と同じ、たゞ鬪を好むが異なるのみなり、かく鬪ふ者は、どうしても普通の人間としか見えず、否普通の人間たるに鬪ひ爭ふことを好むは、如何なる理由なりや、我甚だ此れ等の人物を醜むなり、

【狂惑】は氣が狂ひ惑ふにて、即ち氣狂のこと、【禽獸】の禽の字は、前に鳥鼠とあれば無意味の字にて、獸の字にのみ意あり、【多】は祇に同じ、マサニと訓む、

【醜】はにくむなり、

○以上第三章、鬪の有害なることを說けり、

有狗彘之勇者、有賈豎之勇者、有小人之勇者、有士君子之勇者、

此の節は、勇に四等あることを說けり、

狗や彘の如く、食を求め爭ふに勇なるものあり、商人の如く、利欲を求め爭ふに勇なるものあり、小人の暴亂に向ひて勇なるものあり、士君子の義の爲に勇なるものあり、勇には此の四の種類あるなり、

【賈豎】賈は商人なり、豎は豎子にて、人を賤み罵る辭なり、商人は利をのみ見る故、賈豎といひて蔑みたるなり、

爭飮食無廉恥、不知是非、不辟死傷、不畏衆彊、悖悖然唯飮食之見、是狗彘之勇也、

此の節は、狗彘の勇を說けり、飮食を爭うて少も廉恥の心なく、是非の理を知らず、人と爭ひ鬪うて、死したり傷を負うたりすることを避けず、多くの强き者を畏れず、悖々然として欲深く、たゞ飮食のみを見て、人と鬪ひ爭ふ、是れを狗彘の勇といふなり、

【辟】は避に同じ、サクと訓む、よけること、【衆彊】は衆くの强きものなり、【悖悖然】悖音ボウ、悖悖は愛欲の貌なり、即ち欲深きこと、

爭貨財、無辭讓、果敢而振、猛貪而戾、悖悖然唯利之見、是賈豎

爲安邪、則危莫大焉、

此の節は、鬪は如何に善意的に解釋するも不可なることを說けり、

凡そ鬪ふ者は、必ず自らを是しとなして、人を以て非しとなすなり、己が誠に是くして、人が誠に非ければ、是れ己は君子にして人は小人なるなり、君子たる身分を以て、小人と鬪ひて、相賊ひ以て下は其の身を忘れ、內は其の親戚父母を忘れ、上は其の君を忘るゝとは、なんと甚しき過にあらずや、是の如きは、俗に謂ふ狐父の戈にて牛の糞を刺して取り棄てると同じ、彼は將に之れを以て智惠ある行となさんとするか、否之れより大なる愚はなきなり、彼は將に之れを以て利益あることゝ爲さんとするか、否之れより大なる害はなきなり、彼は將に之れを以て榮譽あることゝなさんとするか、否之れより大なる恥辱はなきなり、彼は將に之れを以て安全なることゝなさんとするか、否之れより大なる危險はなきなり、

【狐父之戈】は昔蚩尤の作りし戈にて、爾來銳利なる名戈の名稱となれり、蚩尤は黃帝と戰ひたる諸侯なり、【鐲】は刺なり、刺して除く意なり、【牛矢】牛の糞なり、【狐父之戈云々】は俗諺なり、狐父の戈の名戈にて牛の糞をつき刺して取り除くことにて、貴きものを賤しきことに用ふるに喩へしなり、

人之有鬪、何哉、我欲屬之狂惑疾病、邪、則不可、聖王又誅之、我欲屬之鳥鼠禽獸、邪、則不可、其形體又人、而好同多同、人之有鬪何哉、我甚醜之、

此の節は、前節の意を承け、更に敷演せるものなり、以上述ぶる通り、鬪は惡き者なるに、人の鬪ふもの甚だ多く有るは、如何なる理由なりや、我は此の鬪ふ者を以て、狂惑病のもの即ち狂者に屬して、取り合はずに置かうか、否さうはゆかず、聖王は普通の人として罪をたゞして誅戮さるゝなり、然らば我は此の者を以て、鳥や鼠や禽獸のもの即ち禽獸類に屬して、取

は、是れ其の身を忘るゝものに非らずや、鬪ふときは我妻子も立ち所に殘ひ殺され、親戚も亦刑戮にかゝることを免れず、かゝる理由を知りながら、猶鬪を爲すは、是れ其の親戚父母を忘るゝものに非らずや、鬪は君上の惡み給ふ所にて、刑法上に於ても、亦大に禁ずる所なり、かゝる理由を知りながら、猶鬪をなすは、是れ其の君を忘るゝものに非ずや、下は其の身を忘れ、內は其の親戚父母を忘れ、上は其の君を忘るゝは、實に大惡人にして刑法の赦さゞる所、聖王の畜ひ給はざる所のものなり、彼の乳を飮む彘の子が、虎のそばへ觸れさわらず、乳を飮む狗の子が遠き處へ遊びに行かざるは、危險に遇ふ憂あるを恐れて、己が身を大切にするのみならず、其の親の氣遣はんことを思うてなり、卽ち其の親を忘れざるなり、然るに小人は下は其の身を忘れ、內は其の親戚父母を忘れ、上は其の君を忘る、是の如き人は彘や狗の子にだも及ばざるものなり、

【少頃】はしばらくなり、【終身之軀】は身を終るまで大切に保つべき軀なり、【室家】は妻子を指す、【殘】はそこなふなり、そこなひ殺さゞること、【刑戮】刑は刑罰なり、戮は殺なり、刑罰に處せられ殺さるゝこと、【舍】は赦に同じ、ゆるすなり、【畜】はやしなふなり、【乳彘】は乳を飮む豚の子なり、彘は豕なり、【乳狗】は乳を飮む狗の子なり、

凡鬪者必自以爲是、而以人爲非也、己誠是也、人誠非也、則己君子而人小人也、以君子與小人相賊害也、下以忘其身、內以忘其親、上以忘其君、豈不過甚矣哉、是人也、所謂以狐父之戈、鐳牛矢也、將以爲智邪、則愚莫大焉、將以爲利邪、則害莫大焉、將以爲榮邪、則辱莫大焉、將以

と、【察察】は明白なる貌なり、【忮】はそこなふなり、そこなひ害する心を指す、【博】は博く辯論するなり、【窮】は辭の窮すること、即ち行きつまること、【訾】はそしるなり、【愈】は愈に同じ、イヨ〳〵と訓む、【豢】は芻豢なり、草を食ふ家畜を芻といふ、牛馬の如き是なり、穀を食ふ家畜を豢といふ鷄狗（支那にては食用に供する狗あり其の名を豢犬といふ）の如き是なり、此れは芻豢の肉にて體を養ふ意なれば、名詞に見すして動詞に見、ヤシナフと訓む、【說】は釋なり、解釋なり、【廉】は峻嚴なり、【劇】は音ケイ、傷ひ破るなり、【憚】は憚り恐れらるゝなり、【剸行】剸は專に同じ、音セン、專行とは獨斷にて行ふこと、

鬬者忘其身者也、忘其親者也、忘其君者也、行其少頃之怒、而喪終身之軀、然且爲之、是忘其身也、室家立殘、親戚不免乎刑戮、然且爲之、是忘其親也、君上之所惡也、刑法之所大禁也、然且爲之、是忘其君也、下忘其身、內忘其親、上忘其君、是刑法之所不舍也、聖王之所不畜也、乳彘不觸虎、乳狗不遠遊、不忘其親也、小人也、下忘其身、內忘其親、上忘其君、則是人也、而曾狗彘之不若也、

此の節は、鬬を好む者は其の身を忘れ、其の親を忘れ、其の君を忘るゝものなることを說けり、人と爭ひ鬬ふものは、我大切なる身を忘るゝものなり、我大切なる親戚父母を忘るゝものなり、我大切なる君を忘るゝものなり、しばしの間、忿怒の心を抑ふる能はずして、鬬をなし、身を終るまで、大切にすべき我軀を喪ふ、かゝる理由を知りながら、猶鬬を爲す

の心にて爲すときは、能く考へず、むちやくちやになす故なり、明白に事を爲して却て失敗するものは、忮ひ害る心ありてなすに由るなり、忮ひ害る心にて爲すときは、人に信用せられず、人に信用せられずして、能く成功するものはなきなり、博く辯論して却つて辭の行きつまりて苦むは、人を訾るを好むに由るなり、人を訾るを好むときは、人より怨み憎まれて、言ふ毎に反對さるゝを以て、之れが辯解につかれ、遂に行きつまるなり、我身を清くせんことを求めて、却て、いよ〳〵濁れ汚るゝものは、口を愼まぬに由るなり、口を愼まざるときは、人は必ず惡聲を己に加ふるを以て、體は汚れの增すのみなり、うまき肉をもて我體を養ひて、却ていよ〳〵瘠せやつるゝものは、交を擇ばざればなり、交を擇ばず、惡人と交るときは、利欲のことのみ考ふるを以て、精神身體ともに勞るゝものなり、故に如何に旨き肉を食ふとも、肥えざるなり、明に辯論しても、人が其の意を解せざるは、人と爭ふことを好むに由るなり、人と爭ふことを好むときは、心いらつを以て、丁寧に委しく說き明かす能はざるが故に、人は解せざるなり、己れ獨り正直を以て世に立ちながら、少しも人に知られざるは、人に勝たんことを好むを以てなり、人に勝たんことを好まば、人も亦己に勝たんとす、かくて互に相爭ふ故、如何に正直にするとも、人が信せざれば、知られざるなり、峻嚴にして少しも人に貴ばれざるは、人を傷けそこなふが故なり、人を傷けそこなふとは、峻嚴なるものは圭角ある故、人の缺點を見れば、直に攻擊して其の人の名聲を傷つくるをいふ、故に人貴ばざるなり、勇氣ありて少も人に憚り恐れられざるは利を貪り人に求むるに由るなり、利を貪りて人に求むるときは、人は己を馬鹿にするものなり、馬鹿にさるゝが故に、憚り恐れられざるなり、信實にして少しも人に敬はれざるは、獨斷にて行ふことを好むに由るなり、人は全智全能の神にあらざれば、思ふ所、悉く善美を盡くせりと言ふ可らず、然るに何事によらず、己の考にて獨斷に行ふときは、失敗するは明なり、此の如くば如何に信實なりとも、人之れを敬はんや、此れ等の行は、皆小人の務めて爲す所にして、君子の爲さゞる所なり、

【快快】は肆意の貌なり、己が思ふまゝに快くすること

にきぬなり、【薄薄】は廣大なる貌、【危足】は側足なり、足を側てゝ、恐る〳〵歩くをいふ、

巨塗則讓、小塗則殆、雖レ欲レ不レ謹、若二云不一レ使、

此の節は、行を愼む可きを說けり、

大道は往き來ふ人多く、皆擾く疾く歩めるを以て、くづ〳〵してぼんやりするときは、押されたり突きあたられたり、足ふまれたりすべし、又小さき路は、人通りは稀なれども狹き故誠に殆し、殊に山路など行くときは、一歩を蹈みはづせば、谿に轉げ落ち怪俄をするなり、故に道を行くときは其の大小に拘らず、謹まざらんと欲するも、或る物が制し止めて謹まざらしめば、謹まざるが如く、どうしても謹むものなり、人の行も亦此の如く愼む心だにあらば、どうしても恭儉になるものなり、

【巨塗】は大きく廣き路、【小塗】は狹く小さき路、【讓】は攘に通ず、攘は擾しきなり、疾行するなり、【殆】はあやうきなり、【云】はコ、ニと訓む、助語なり、

○以上第一章、人は恭儉ならざる可らざることを說けり、

快快而亡者怒也、察察而殘者忮也、博而窮者訾也、淸レ之而俞濁者口也、豢レ之而俞瘠者交也、辯而不說者爭也、直立而不レ見レ知者勝也、廉而不レ見レ貴者劌也、勇而不レ見レ憚者貪也、信而不レ見レ敬者好二剸行一也、此小人之所レ務、而君子之所レ不レ爲也、

○第二章、小人は公正ならざるが故に、爲す所必ず恥辱を招くことを說けり、

我意を思ふがまゝに快くせんとして、却て亡ぶるに至る者は、忿怒の心より事を爲せしに由るなり、忿怒

に恭儉の刀を以て世に臨むときは、人々來り服すること、戈矛を以て威服するの比にあらざるなり、【憍泄】憍は驕り恣なるなり、矜るなり、泄は志の漏れ溢るゝことにて、泰る意なり、【儉】はつゝましやかなるなり、つゝましやかにして誇らざるなり、【屏】はしりぞくるなり、【五兵】は矛、戟、弓、劒、戈の五の兵器をいふ、矛、戟、戈は皆我國にてはホコと訓ずれども、形は各異なりて圖の如し、【刺】は物を刺し貫く銳利なる鋒尖をいふ、

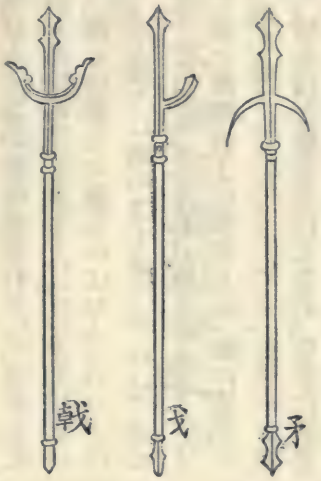

故與人善言、煖於布帛、傷人之言、深於矛戟、故薄薄之地、不得履之、非地不安也、危足無所履者、凡在言也、

此の節は、言を愼むべきを說けり、以上述ぶる通りなるが、故に、人は必ず恭儉ならざる可らず、恭儉ならんとするに第一に愼むべきは言葉なり、故に人に善言を與ふるときは、人は暖き布帛の衣服を受くるよりも喜び、吾を慕ふことも亦一層甚しきものなり、之れに反し、人を中傷する言、即ち惡言は、其の人を傷つくること、戈や戟にて傷つくるより深きものなり、若し惡言を放ちて人を中傷するときは、人皆己を怨み惡む故、己は身の置き所なきに至るなり、此に廣大なる土地あり、己は安心して之れを履み行くことを得ず、此れ土地は安全ならざるに非ず、誠に堅固にして安全なり、然るに足を側てゝつまづかぬ樣にと、恐る〳〵歩きても履み入るゝ所なく困窮するは、是れは取も直さず、己が惡言を放ちて人を中傷せるが故に、人に怨み惜まれて、身の置き所なきに至れる譬喩なり、誠に愼むべきは言葉にこそ、【煖】は暖に同じあたゝかなり、【布帛】布も帛もとも

生きて居る中に其の君を正くする能はざるものは、不忠の臣なれば、死しても禮を備へて葬るべからず、されば我死さば汝は我屍を牖下に置かば足れりと、間もなくして死せしかば、其の子は遺命の如くせり、靈公は鮒の死せるを聞き、親ら弔禮に來られ、屍の牖下にあるを見、怪みて其の故を問はれたり、蓋し死したる者は、之れを西階の上に置き、一定の期間賓客の禮を以て遇し、然る後葬るの禮なればなり、其の子は父の遺命なりとて備さに鮒の言を語りければ、公は愕然として容をあらためて、是れは寡人の過なりと曰はれ、命じて屍を西階の上に移さしめ、直に蘧伯玉を進めて彌子瑕を退けられたりといふ、孔子は直哉史魚といひて、鮒の行を稱せられたるが、荀子は其の行の天眞ならずして、故意に近きより名を盜むといひて攻擊せしなり、

○以上第十四章、好惡同じきは人の情なり、然るに之れに違ふものは、名を盜む姦邪の徒たることを說けり、

榮辱篇第四

此の篇は榮辱の論なり、初は榮辱を併論して二者を得る所以の方法を述べ、終に人性の惡にして各、其の欲する所を滿さんとす、之れに從へば騷亂に至るべきを以て、先王は禮義を制定して、貴賤上下の別を設け、人々をして惡を去りて善に歸さしめて、榮譽を得、以て至平の世をあらはさんことを期することを說けり、

憍泄者、人之殃也、恭儉者、屏五兵也、雖有戈矛之刺、不如恭儉之利也、

此の節は、恭儉の利なることを說けり、

驕慢といふ行は、人の殃になるものなれば、近づく可らず、之れに反し、恭儉といふ行は、五兵をもしりぞくる程の力あるものなれば、必ず爲さゞる可らず、戈や矛には、物を刺し貫くといふ銳利なる鋒尖あれども、恭儉の行といふ刀の銳利なるに如かざるなり、故

の人に傲り高ぶり、かの貧賤なる人を見ては、是非を論せず務めて之れを手なづけんとするは、決して人の情にあらず、是れは姦人にて名聞を亂世に求めんとする者なり、其の姦邪なること此れより大なるものなし、

【類】は率なり、オホムネと訓む、【求】は務なり、ツトメテと訓む、【柔】は懐柔なり、手なづけること、【晻世】晻は暗に同じ、音アン、暗世とは猶亂世といふに同じ、【險】は姦邪なり、

故曰、盜名不如盜貨、田仲、史鰌不如盜也、

此の節は、前節の意を斷定せしなり、

以上述ぶる所なるが故に、余斷じて曰く、人の情に反し名を盜むは非常なる惡事にして、之を爲さんより寧ろ貨財を盜むに如かずと、彼の田仲史鰌の如きは、名を盜むの徒にして、貨財を盜む盜だにも及ばざるものなり、

【貨】は貨財なり、【田仲】は齊の人なり、兄名は戴、齊の大夫にて名あり、仲、兄の祿を以て不義の祿として食まず、兄の室を以て不義の室と爲して居らず、於陵といへる地に住み、於陵仲子と號せり、孟子に、仲子於陵に居り、三日の間食はざりしが、耳も聞えず目も見えずなりぬ、井の上に李ありて實なれるが、多くは蟲がつき居るにも係らず、仲子は匍匐して往き、之れを採りて食ひ、始めて耳も聞え目も見ゆるに至れり、又或日、於陵より兄の家に歸れるとき、兄に生きたる鵝鳥を贈るものあり、仲子は頻蹙して其の賄をうくるを賤みたり、他日母此の鵝を殺して仲子に食はせけるに、たま〳〵兄歸り來り、汝が食へる肉は此の間汝が賤みたる鵝鳥の肉なりと言ひしかば、仲子は口より吐き出だしたることを記せり、偏癖なる人たることを知るべし、【史鰌】は字を子魚といふ、衞の大夫なり、靈公に事ふ、公賢人遽伯玉を用ひずして、小人彌子瑕を愛せられしかば、鰌はたび〳〵諫めたれども、毫も從はれざりき、鰌病みて將に死せんとするとき、其の子を招き命じて謂へるやう、吾は君に事へて遽伯玉を進め彌子瑕を退くる能はざりき、是れ吾臣と爲りて其の君を正くすること能はざるものなり、

【取】は取る所なり、【舍】は舍つる所なり、【權】ははかるなり、はかる方法をいふ、【可レ利】は利として取るべきものなり、【可レ害】は害として舍つべきものなり、【失陷】は失敗に陷ること、

凡人之患、偏傷之也、見二其可一レ欲也、則不レ慮二其可一レ惡也者、見二其可一レ利也、則不レ顧二其可一レ害也者、是以、動則必陷、爲則必辱、是偏傷之患也、

此の節は、能く欲する所、取る所を決定せざる者のことを說けり、

凡て人の患にかゝるは、偏頗なる考が之れを傷つくる故なり、彼等は其の欲すべき事を見たるときは、其の裏面なる惡むべき事を慮り考へず、其の利として取るべき者を見たるときは、其の裏面なる害として舍つべきことを顧みず、たゞ一方面のみを見て欲する所、取る所を決定するが故に、身を動かせば必ず失敗に陷り、事を爲せば必ず恥辱を取り、少も成功することなし、是れ偏頗なる考に傷つけられたる故にこの患に罹れるなり、

【偏】は偏頗なり、【動】は身を動かして事を爲すこと、

○以上第十三章、欲する、惡む所、取る所、舍つる所を決定する方法を說けり、

人之所レ惡者、吾亦惡之、夫富貴者、則類傲レ之、夫貧賤者、則求柔レ之、是非二人之情一也、是姦人將以盜二名於睹世一者也、險莫レ大焉、

此の節は、人と好惡を異にするものは、姦邪の人たることを說けり、

人の惡む所は、吾も亦之れを惡み、人の好む所は吾も亦之れを好むは人情にて、君子と雖此れに異ならず、富貴ものを貴び、貧賤なる者を賤むは、人の情なり、然るにかの富貴の人を見ては、是非を論せず、率ね其

窮するに至るを以てなり、誠信より神を生ず、何となれば、誠信にして日を積み月を累ぬるときは、誠即ち我、我即ち誠といふ境涯に至り、遂には神と同地位に至るを以てなり、妄にほこり高ぶるより惑ふ心を生ず、何となれば、妄にほこり高ぶるときは、人と切瑳することなきを以て、智益々暗くなるべし、故に遂には物事に惑うて、直に處理すること能はざるに至るを以てなり、此の六つの生ずる條件を、君子は愼み守るなり、之れに反し、小人は愼み守らず、是れ即ち賢王禹王と、愚王桀王との分かるゝ所以なり、

【公】は公正なり、【明】は聰明なり、【偏】は偏頗なり、【闇】は闇愚なり、【通】は榮達なり、【塞】はふさがりつまることにて、困窮をいふ、【夸誕】夸はほこるなり、誕は大なり妄なり、夸誕とは妄に大にほこること、【禹】は前篇に解せり、【桀】は夏の桀王にて、暴逆無道、民を苦めしかば、殷の湯王の爲に放たれて死せり、

欲惡取舍之權、見其可欲也、則必前後慮其可惡也者、見其可利也、則必前後慮其可害也者、而兼權之、熟計之、然後定其欲惡取舍、如是、則常不失陷矣、

此の節は、己の欲する所、惡む所、取る所、舍つる所を、權り定むる方法を說けり、

己が欲する所、惡む所、取る所、舍つる所を、權り定むる方法を說かん、凡て物には表裏兩面あり、欲する所の裏面は惡む所なり、惡む所の裏面は欲する所なり、取る所の裏面は舍る所なり、舍る所の裏面は取る所なり、故に己が欲すべき事を見たるときは、必ず其の裏面なる惡むべき者を、前後左右より詳に慮り考へ、又其の利として取るべき者を見たるときは、必ず其の裏面なる害として舍つる可き者を、前後左右より詳に慮り考へ、而して此の兩面を兼はせて其の輕重をはかり比べ、又能く其の得失を計り考へ、然して後欲す所、惡む所、取る所、舍つる所を決定すべし、是の如くするときは、常に失敗に陷ることなきなり、【欲】は欲する所なり、【惡】は音ヲ、にくむ所なり、

則可謂愨士矣、

此の節は、愨士を說けり、

常に言ふ所は、必ず信に之れを踐み行ひ、常に行ふ所は、必ず愼みて道に悖かず、世俗の惡風にならひ移らんことを畏るれども、敢て獨立の言行を爲して、甚しく人と異なることをせず、是の如きは愨士と謂ふ可し、

【庸言】庸は常なり、常に言ふ所の言なり、【法】は效なり、ナラフと訓む、【流俗】は世俗に同じ、【所獨】は獨りする所の言行にて、獨立の言行をいふ、【甚】は甚異なるの意なり、

言無常信、行無常愼、唯利所在、無所不傾、若是則可謂小人矣、

此の節は、小人を說けり、

常に言ふ所は、少しも踐み行ふことなく、常に行ふ所は、少しも愼むことなく、亂暴のみなし、たゞ利益のある所にのみ傾き從はざるなし、是の若き士は、小人と謂ふべし、

【傾】は傾き從ふこと、

○以上第十一章、五等の人物を評論せり、

公生明、偏生闇、端愨生通、詐僞生塞、誠信生神、夸誕生惑、此六生者、君子愼之、而禹桀所以分也、

○第十二章、君子の愼む所の六條件を說けり、

公正より聰明を生ず、何となれば公正なるときは、常に心を平にして物事を觀察するを以て、遂には聰明にして惑はざるに至るを以てなり、偏頗より闇愚を生ず、何となれば、偏頗なるときは、己のかたよりたる考にて、事物を觀察するを以て、固陋に陷り、遂には暗愚に至るを以てなり、端しく愨み深きより榮達を生ず、何となれば、常に端しく愨み深きときは、君上の信任を得て、遂には榮達するに至るを以てなり、詐僞より困窮を生ず、何となれば、常に詐僞を言ひ行ふときは、人々より取り合はれざるを以て、遂には困

謂ふべし、

【辨】は治なり、わかち治むること、

不下比以闇上、不上同以疾下、分爭於中、不以私害之、若是則可謂公士矣、

此の節は、公士を說けり、

下の者と親み、黨を結びて、君上の明を掩ひ暗まさず、是非を問はず、君上の命に雷同して、下民をしひたげ病ましめず、上下の間に立ちて、是非曲直の理を分ちて爭論し、私事を以て公義を害せざる、是の如き士は公士と謂ふべし、

【比】は親むなり、黨するなり、【闇】は暗に同じ、くらますこと、【同】は雷同なり、雷同とは是非曲直を問はず、人の意見に合同するをいふ、【疾】は瘕なり、瘕は病なり、ヤマシムと訓む、【分爭】は是非曲直を分ちて爭ふこと、【中】は間なり、上と下との間なり、

身之所長、上雖不知、不以悖君、

身之所短、上雖不知、不以取賞、長短不飾、以情自竭、若是則可謂直士矣、

此の節は、直士を說けり、

我身の長する所の才能を、君上は知り給はず、從つて重く用ひられずとも、君を怨みて悖り背くことをせず、我身の短所即ち不得手なることを君上は知り給はず、從つて罰せられずとも、之れを何よりの幸として、君にへつらひて、恩賞を取ることをせず、長所ありとも、飾りてえらさうにせず、短所ありとも、飾りてなきやうにせず、長所短所ともに、眞直に其の實情をあげ示す、是の如き士は直士と謂ふべし、

【悖】はもとるなり、怨むなり、背くなり、【情】は實なり、實情即ちありのまゝなり、【竭】は揭と通ず、アグと訓む、あげ示すこと、

庸言必信之、庸行必愼之、畏法流俗、而不敢以其所獨甚、若是

所の事はいよ〳〵大なること、たとへば五寸の矩にて、天下のすべての四角なものをはかり盡くすが如し、故に君子は堂を下らずして、即ち居ながらにして、海内の事情はみな此に積り集るが如く、直に徧く知り得るといふは、其の操持する所の心術が然らしむるなり、

【百王】は多くの王なり、古の多くの王を指す、【後王】は後世の王なり、現代の王を指す、【端拜】端は玄端にて朝廷へ出づるとき着る服なり、玄は黒色なり、拜は拱に同じ、音キョウ、手をこまぬくこと、端拜とは玄端の服をきて、朝廷に出で、手をこまぬきて、從容として論議することなり、【統】は系統なり、すぢ〳〵をいふ、【是非之分】この分は分別なり、【摠】は總に同じ、すべ治むること、【要】は要領なり、【彌】はイヨイヨと訓む、【約】は簡約なり、【矩】は四角なものを作る器にて、我國のさしがねなり、【堂】は猶家といふに同じ、【擧】は皆なり、ミナと訓む、

○以上第十章、君子は小を以て大を知り、近きを以て遠きを知るは、操持する所の心術によりて然るを說けり、

有通士者、有公士者、有直士者、
有愨士者、有小人者、

此の節は、士に五等あることを說けり、

士は五等あり、萬事理に通曉し、道理に明なるの士あり、公正なる士あり、正直なる士あり、端しく愨みよき士あり、利慾にのみ馳する小人あり、

【通士】通は萬事に通曉し、道理に明なること、【愨士】愨は端しく愨み深きこと、

上則能尊君、下則能愛民、物至而應、事起而辨、若是則可謂通士矣、

此の節は、通士を說けり、

上は能く主君を尊び敬ひ、下は能く人民を愛護し、如何なる物にても至るときは、直に之れに應じて夫れ〳〵に所置し、如何なる事にても起り來るときは、直に之れを治めて滯ることなし、是の如き士は通士と

は、極く手近のことなれども、遠きさき〳〵のことまで、聞見せるが如くに能く知れるは、如何なる理由なりやといふに、其れは操持する所の心術に由りて左様なるなり、

【操術】は操持する所の心術なり、

故千人萬人之情、一人之情是也、天地始者、今日是也、百王之道、後王是也、君子審後王之道、而論於百王之前、若端秤而議、推禮義之統、分是非之分、摠天下之要、治海内之衆、若使一人、故操彌約而事彌大、五寸之矩盡天下之方也、故君子不下堂、而海内之情、擧積此者、則操術然也、

此の節は、前節の意を更に詳しく證說せるなり、君子が小を以て大を知り、近きを以て遠きを知るは、其の操り守る所の心術によりて、然ることは前にのべたる通りなれども、詳しく其の理由を說かざれば分らず、故に此に之れを說き明かすべし、千萬人の情は、一人の情と是れ同じきなり、太古天地の始まりし時の天地と、今日の天地とは是れ同じきなり、古の百王の政道は、現代の王の政道と是れ同じきなり、故に一人の情を知らば、千萬人の情を知り得べく、今日の天地を知らば、太古の天地を知り得べく、現代の王の政道を知らば、太古の百王の政道を知り得べし、是れを以て、君子は現代の王の政道を審に研究して、古の百王の政道を論ずるは、恰も玄端の服を着、手を拱きて從容と論議するが如く、少も勞することなし、禮義の系統を推し究めて、是非の分別を分ち定め、天下のいろ〳〵な事の要領をすべ治めて、海内の衆民を治むることは、恰も一人を使ふが如く少しも勞せざるなり、故に操り持つ所の事いよ〳〵簡約にして、爲す

言ふ所爲す所善良ならざるはなく、萬民を感化するに至るなり、

【化萬物】化は化育なり、萬物を變化し發育すること、【知】は智に同じ、【疏】は疏遠なり、【所居】は君子の居る所なり、【以其類至】は人は其の君子の同類となりて以て慕ひ來るの意なり、君子の同類となるとは、君子の言行を學びて君子の同類となるの意なり、【獨】は前の愼獨を指す、【不舍】舍は止なり、やめざること、【濟】はナルと訓む、成就すること、【材盡】は才に同じ、才性を修め養ひ盡くす意なり、【長遷】は長く誠といふ所に遷りて離れざる意なり、【其初】は性惡を指す、

○以上第九章、君子は誠を以て心性を修養し、誠と一體になることを說けり、第一章に、君子は言行苟にも人に異なるを貴ばず、禮に合ふを貴ぶといへり、禮は即ち誠なり、誠は即ち禮なり、故に此處の誠の字は禮の字の形を變へて出でたるものと見て可なり、

此章は中庸に說く所と甚だ相似たり、君子養心莫善於誠の一節は、中庸の唯天下至誠爲能盡其性能盡其性則能盡人之性能盡人之性則能盡物之性則可以贊天地之化育則可以與天地參矣と全く相同じ、盡其性とは、其の本性を修養し盡すの意なり、盡人之性とは、人を敎へ導きて、其の才性を修養し盡さしむるなり、盡物之性とは、萬物をして其の才性を養ひ盡さしむることにて、萬物を養ひ充分に發育せしむるをいふ、又愼其獨は、中庸の君子戒愼乎其所不睹、恐懼乎其所不聞、莫見乎隱、莫顯乎微、故君子愼其獨也と全く相同じ、不睹不聞は人の見ざる聞かざる時をいふ、荀子は子思の流を汲まざれども、其の說を取れること此の如し、

君子位尊而志恭、心小而道大、所聽視者近而所聞見者遠、是何邪、則操術然也、

此の節は、君子が小を以て大を知り、近きを以て遠きを知る所以を說けり、君子は位尊けれども、志は恭しく敬み、心は小なれども、行ふ所の道は廣大に、視たり聽いたりすること

【作】はオコルと訓む、【猶若】は然といふに同じ、故に猶若は猶然なり、猶然とは平氣にゆつたりとせる貌、

天地爲レ大矣、不レ誠則不レ能レ化二萬物一、聖人爲レ知矣、不レ誠則不レ能レ化二萬民一、父子爲レ親、不レ誠則疏、君上爲レ尊矣、不レ誠則卑、夫誠者、君子之所レ守也、而政事之本也、唯所レ居以二其類一至、操レ之則得レ之、舍レ之則失レ之、操而得レ之則輕、輕則獨行、獨行而不レ舍則濟矣、濟而材盡、長遷而不レ反二其初一則化矣、

此の節は、誠の必要を述べ、前の數節を結べり、

天地は廣大なる德あり、されど誠ならざるときは、萬物を化育すること能はざるなり、聖人は神の如き智惠あり、されど誠ならざるときは、萬民を感化すること能はざるなり、父子の間は至つて親密なるものなり、されど誠ならざるときは、疏遠になるものなり、君上は尊嚴なるものなり、されど誠ならざるときは、萬民に尊ばれざるが故に、卑しくなるなり、誠は此の如く大切なるものなり、故に誠は君子の守る所にして、又政事の根本たるものなり、君子はたゞ誠なるが故に、富貴に居りても、貧賤に居りても、中國に居りても、夷狄に居りても、人々其の同類となりて、慕ひ來るものなり、されど此の誠は操り守るときは、全く我物となし得るものなれども、棄つるときは取り失うて再び得べからざるものなり、之れを操り守りて全く我物となし得るときは、之れを使用することの易き、恰も輕き物を擧ぐるが如くなるなり、かくなるときは、獨を愼むことは力を勞せずして自然に行はるゝなり、獨を愼むことを行ひて止めざるときは、誠は全く成就するなり、即ち誠が我身に全く備はるなり、既に誠が全く我身に備るときは、我才性は充分に修養し盡したるものなり、此くして長く誠といふ所に遷りて、其の初即ち性惡の場所に反らざるときは、

此の節は、君子は誠なるが故に、言はざれども能く人を感化することを說けり、

天は物言はざれども、人は其の萬物を覆育する高大なるものなることを知りて、推し尊び、地は物言はざれども、人は其の萬物を載せて養ふ、廣く厚きものなることを知りて、推し尊び、四時は物言はざれども、百姓は其の春夏は物を發育生長せしめ、秋冬は枯落收藏することを知りて、各〻其の時氣をあてにして待ち、種を付け收穫をなすなり、夫の天地四時の此の如き所以は、何故なるやと考ふるに、此れは常德有りて之れを失はず、以て其の誠を極めたるを以てなり、此れと同じく、君子は至德ありて、だまりて居れども、人は自ら其の意を喩り、未だ恩を施さゞれども、人は自ら親み來り、怒らざれも人は自ら其の威を恐るゝなり、夫れ君子の此の如き所以は何故なるやと考ふるに、天命に順ひて其の獨を愼み以て誠を極めたるを以てなり、

【期】はあてにして待つこと、【嘿然】嘿は默に同じ、だまりて物言はぬこと、【喩】は人が其の意をさとるなり、【威】はオソルと訓む、其の威におそるゝなり、【命】は天命なり、【愼其獨】は中庸にある戒愼乎其所不睹、恐懼其所不聞と同じ、獨とは己獨り處りて人の見ざるときを指す、怠りずるけ又は惡しきことをなす時なり、其の時身を愼みて怠らず荒まず、又惡事をなさゞるを愼其獨といふ、

不誠則不獨、不獨則不形、不形則雖作於心、見於色、出於言、民猶若未從也、雖從必疑、

此の節は、前節を承け、獨を愼まざる可らざるを說けり、

君子は其の獨を愼むが故に、其の德此の如し、然れども至誠の心あらざれば、獨を愼むこと能はざるものなり、獨を愼まざるときは、其の德外にあらはれざるなり、其の德外にあらはれざるときは、命令を出さんと心に思ひ立ち、顏色に見はし、言葉に出だすとも、人民は猶然として平氣にかまへて從はざるなり、よしや强ひて無理やりに從はしむるとも、人民は必ず疑うて信せざるなり、

レ行、誠心守レ仁則形、形則神、神則能化矣、誠心行レ義則理、理則明、明則能變矣、變化代興、謂二之天德一、

此の節は、君子が心を修め養ふ法と其の効果とを說けり、

君子が心を修め養ふ方法は、誠なるより善きはなし、誠を極めなすには別に方法なし、たゞ仁を守り義を行ふに在るのみ、誠心に仁の道を守るときは、其の効果は外即ち容貌動作にあらはるゝなり、かく仁が內にも積み外にもあらはるゝに至るときは、神と德を同じくするに至る、神と德を同くするに至るときは、能く人々を感化して善に遷らしむるなり、又誠心に義理を踐み行ふときは、爲す所の事悉く條理ありて一絲も紊るゝことなし、爲す所の事條理ありて一絲も紊るゝことなきときは、公正明白にして人見て欺くこと能はず、公正明白にして人敢て欺くこと能はざるに至らば、能く人をして惡を改め變じて善とならしむべし、春が夏となり、夏が秋となり、秋が冬となり、四時代る〳〵興りて變化し、以て萬物を覆育するを、天の德といふ、かく人も仁を守り義を行ひ以て誠を極めなし、人々を變化し得るに至らば、則ち天と德を同じくするものにして、天地と相並びて三才の位置を占むべし、

【誠】は眞實無妄なること禮を指す、詳きことは後に說く、【致】は極なり、【它事】は他の方法なり、【形】はあらはるゝなり、【化】は人を感化するなり、【變】は惡を變じて善とならしむるなり、

天不レ言而人推レ高焉、地不レ言而人推レ厚焉、四時不レ言而百姓期、夫此有レ常以至二其誠一者也、君子至德、嘿然而喻、未施而親、不レ怒而威、夫此順レ命以愼二其獨一者也、

馬應レ之、非レ知也、其作然也、

此の節は、君子は善き言や行を以て來る者には、之れに應じて己も亦其れと同類になることを說けり、

君子は人が其の辯論を潔くとゝのへて來れるに會ひ、其の論が己の考と同じきときは、其れと合同するなり、又人が其の言を善く正しくして來るに會ひ、其の言が己の考と似たるときは、之れに應へて一致の步調を取るなり、之れをたとへば、あちらにて馬が鳴けば、こちらに居る馬も亦聲をあげて鳴き應するは、智惠ありて然るに非らず、其の勢にて知らず〳〵かく鳴き應するなり、君子が人の言論に應ずるも亦此の如し、人が正しき言論を吐くときは、己も亦知らず〳〵此れに應じて步調を合するに至るなり、

【絜】は潔と通ず、音ケツ、きよきこと、【類】は似なり、にたること、【知】は智に同じ、【作】は勢に同じ、

新浴者振二其衣一、新沐者彈二其冠一、人之情也、其誰能以二己之濡濡一受二人之惑惑者一哉、

此の節は、君子は不正の言や行を以て來る者は、取り合はざることを說けり、

新に沐浴して身體を清めたるものは、我衣服を振ひて塵埃を振ひ落し、新に髮を洗ひ清めたるものは、冠を彈きて塵やほこりを拂ひおとすは人の情なり、されば誰か己の潔白なる身體に、人の汚れたる行を受くるものあらんや、此れと同じく君子は不正なる言や行を以て向ひ來れるものは、取り合はずして己の身の清潔を保つなり、

【濡濡】は明察なる貌、明に道理を觀察して之れを修めたることにて、つまり潔白なる意なり、濡は音シャウ、【惑惑】は昏き貌汚れたるをいふ、

○以上第八章、物は類を以て來る、君子は類を以て來るものには應じ、然らざるものには應せざることを說けり、

君子養レ心、莫レ善二於誠一、致レ誠則無二它事一矣、唯仁之爲レ守、唯義之爲

治之爲レ名、猶曰二君子爲一レ治而不一レ爲レ亂、爲レ修而不一レ爲レ汙矣、

○第七章、君子は禮義を治め、禮義に非ざるものを治むる者に非ざることを說けり、

君子は治まる者を治むるものにして、亂れたるものを治むるものに非ざるなり、或人余に問うて曰く、此れは何といふ言なるや、余答へて曰く、禮義之れを治まる者といひ、禮義に非ざる之れを亂れたる者といふなり、故に君子は禮義を治むるものにて、禮義に非ざる者を治むる者に非らずと言ひしなり、或人又問うて曰く、貴說の如くならば、國亂るゝときは、將に治めざらんとするか、餘りに不仁なることならずやと、余答へて曰く、貴下は思ひ違へり、國亂れて治めざるものは禽獸なり、君子は何とて治めざるべき、率先して之れを治め、民をして安泰ならしむるなり、併し國亂れて之れを治むるとは、兵力を以て亂れたるを抑へ鎭めて之れを治むることの謂にあらずして、德を修め仁政を布きて、次第に亂れたるを滌ひ去り、民に被せるに禮義といふ衣服を以てすることを謂ふなり、又人に汙穢たる行あるを潔めて奇麗にしてやるときは、力づくめにて其の汙穢の行を抑へて出さぬ樣にして、而して潔くしてやるの謂には非ざるなり、氣永く敎へ導きて、次第に其の汙穢の行を去らしめ、之れに易ふるに潔き行を以てしてやることを謂ふなり、故に君子は亂れたるを去るものにて、亂れたるを治むるものには非らず、汙穢を去るものにて、汙穢を潔くするものには非らざるなり、今余が君子は治まる者を治むと名づけ言ひたることを平易に說けば、猶「君子は治まる者即ち禮義を爲して、亂れたるもの即ち禮義に非らざることを爲さず、潔き行を爲して、汙穢なる行を爲さず」といふが如きなり、此れにて大抵さとらるべし、

【案】は抑なり、オサフと訓む、無理におさふること、【修】は潔なり、きよくすること、キヨシと訓む、【名】は名號なり、治之爲名とは、治と名號をつけたわけはの意なり、

君子絜其辯而同馬者合矣、善其言而類馬者應矣、故馬鳴而

榮達して世に時めくときは、驕りちらして、かたよりたる處置のみをなし、困窮して居るときは、自暴自弃して怠け惰り、身をしだらなくしてしまふなり、小人の操行は此の如く何づれにゆきても禮義に合はぬなり、

【慢】は傲慢なり、【淫】はみだらなるなり、正しからざるなり、【傾】はかたむくことにて邪なる意なり、【攫盜】は物をつかみぬすむこと、【漸】は潛なり、潛に姦智をめぐらして詐欺を働くなり、【毒賊】毒は害なり、人を害ひきづつくること、【兌】は鋭に通ず、音エイ、敏捷なること、【險】は陰險なり、【鞅】は音ケン、ぴよこ〳〵と飛ぶこと、【偏】は偏頗なり、カタヨルと訓む、【弃】はすつるなり、【傑】は音ルキ、懶るなり、

傳曰、君子兩進、小人兩退、此之謂也、

此の節は、傳を引きて前二節を結べり、

昔より聞き傳へたる言に曰く、「君子は進退共に善に進み、小人は進退共に善を廢て、惡に入る」と、此れは即ち君子の心術操行は、至る所禮義に合ひ、小人は然らざることを謂ひたるなり、

【傳】は前篇に解せり、【兩】は進退二ながらなり、

○以上第六章、君子と小人との心術操行全く相反することを說けり、

君子治治、非治亂也、曷謂耶、曰、禮義之謂治、非禮義之謂亂也、故君子者、治禮義者也、非治非禮義者也、然則國亂、將弗治與、曰、國亂而治之者、非案亂而治之之謂也、去亂而被之以治、人汙而修之者、非案汙而修之之謂也、去汙而易之以修、故去亂而非治亂也、去汙而非修汙也、

す驕らず、道徳をもて益身を文り美くして、明に世に示し以て人々を教へ導き、困窮して居るときは、怨みず憂へず、つゝまやかに我身を守りて、道を詳く明に説き弘め、以て世を濟ふなり、君子の操行は此の如く禮義に合ひて中正なり、

【大心】は大きなる心のものをいふ、【畏義】は義理にそむくことを畏るゝなり、【節】は節操なり、【知】は智に同じ、【類】は前篇に解せり、【愚】は馬鹿の意に非ずして、機智なきをいふ、【法】は法度を守るなり、【由】は用なり、【止】は止まるを知ることにて分に安んずるをいふ、【閉】はとぢこむることにて、用の反對なり、即ち用ひられぬ意なり、【齊】はとゝのふるなり、【理】は條理なり、【通】は榮達なり、榮達とは身分の榮えて世に時めけるをいふ、【文】は飾なり道徳を以て身を飾り美しくすること、【約】はつゝまやかなり、身を守ることつゝまやかなること、【詳】は道を詳に明にすること、

小人則不然、大心則慢而暴、小心則淫而傾、知則攫盜而漸、愚則毒賊而亂、見由則兌而倨、見閉則怨而險、喜則輕而翫、憂則挫而慑、通則驕而偏、窮則弃而傲、

此の節は小人の心術操行を説けり、

小人は君子の如くならざるなり、心の大なるものは、傲慢にして亂暴なり、心の小なるものは、みだらに邪にして、人にへつらひ事へ、智惠あるものは人の物をつかみ盜み、又潜に姦謀をめぐらして人を詐り欺し、機智なきものは、人を何とも思はぬ故に、人をそこなひきづつけて、亂暴を働くなり、用ひらるゝときは敏捷に立ちまはりて、君に取り入りて他人に倨り高ぶり、用ひられざるときは、上の人を怨みて、陰險なる謀をめぐらして之れをそこなはんとするなり、喜ぶときは、嬉しさの餘りに輕々しく飛びまはること、恰も小鳥のぴよこ〳〵と飛びはねるが如く、憂ふるときは、落膽しておそれひるみて、何事も手につかず、

天地ニ參ハまじはること、天地と德をひとしくし、其の間にまじはりて、萬物化育の任にあたること、【夸誕】夸はほこること、誕は大なり妄なり、夸誕とは妄に大にほこること、【蒲葦】蒲は我國にいふガマといふ草なり、葦はアシなり、二つとも柔きを以て、之を編み敷物となすことを得、【慴怯】慴はおそるゝなり、怯はおそれひるむなり、【靡】は無に通ず、ナシと訓む、【信】は伸に同じ、ノブと訓む、【驕暴】は驕りて亂暴することにて、我儘に手あらき意なり、【變應】は變に應じ機に臨みて事を處置すること、【知】は智に同じ、【詩曰】此の詩は詩經小雅裳裳者華の篇にあり、【宜之】は宜しきにかなはざるなきの意なり、【有之】宜にかなふありの意にて、宜之と同意なり、

君子小人之反也、

此の節は、君子と小人と全く相反することを說けり、君子と小人とは心術操行ともに全く相反するなり、

君子大心則敬天而道、小心則畏義而節、知則明通而類、愚則端慤而法、見由則恭止、見閉則敬而齊、喜則和而理、憂則靜而理、通則文而明、窮則約而詳、

此の節は、君子の心術操行を說けり、君子は心の大なるものは、天を敬ひ道に順ひて之れと一體になり、心小なるものは、義理にはづれんことを恐れて、愼みて節操を守り、智惠あるものは、萬事に明に通曉して、其の本を知りて末を窮め、始を見て終を知るが如く、類を以て推究し、以て智を研き德を增し、機智なきものは、正しく誠にして常に法度を守りて失はず、用ひらるゝときは、恭敬にして君に事へ、又能く分に安んじて非望を抱かず、用ひられざるときは、身を敬み齊へて毫も天を怨み人を尤むることなし、喜ぶときは、溫和なること恰も春風の如くなれども、言ふ所爲す所皆條理に合ひて、一絲も紊るゝことなし、憂ふるときは、沈靜なること恰も秋風の如くなれども、亦言ふ所爲す所、皆條理に合ひて一絲も紊るゝことなし、榮達して世に時めけるときは、誇ら

毀疵也、言已之光美、擬於禹舜、參天地、非夸誕也、與時屈伸、柔從若蒲葦、非懾怯也、剛彊猛毅、靡所不信、非驕暴也、以義變應、知當曲直故也、詩曰、左之左之、君子宜之、右之右之、君子有之、此言君子之能以義屈伸變應也、

○第五章、君子は義を以て屈伸變應することを說けり、

君子は、人の德業を崇び敬ひ、人の美き行を揚げ譽るも、其の人にこびへつらうてするには非ざるなり、正しく議論し、眞直に指摘して人の過失惡事を擧げて攻むるも、其の人を毀りきずつくるには非ざるなり、己の美しく光ける德業を言ひて、古の聖王たる舜禹に擬へ、天地の間に參りて、德を此の二者と等しくすと稱するも、大に妄にほこりちらすには非ざるなり、其の時に應じ勢に從ひて、屈みたり伸びたりするに、柔順にして和從なること、蒲や葦の自由に卷きて敷物にも席にもなし得るが如くなれども、懾れ怯みたるには非ざるなり、剛く彊く猛く毅くして、我信じ思ひたることは、必ず伸し通さゞることなきも、我儘に手暴きには非ざるなり、然らば君子は何故にかゝることをなすやと考ふるに、義理を以て萬事を處置し、機に臨み變に應じて、其の智惠が曲直に正しく當るが故なり、昔の詩に曰く、「君子が事を爲すや、左からしても宜しきに合はざるはなく、右からしても宜しきに適はざるはなし」と、此の詩は即ち君子は義理を以て萬事を處置して、屈みたり伸びたり、機に臨み變に應じて、宜しきに適ふことを謂ひたるなり、

【崇】はたつとびうやまふこと、【揚】はほめあげること、【正義】義は議に同じ、正しく議論すること、【直指】は直に指摘して忌み憚らぬこと、【毀疵】毀はそしること、疵はきずつくること、【光美】は光美の德なり、【擬】はなぞらへること、【舜禹】は前に解せり、【參於

君子寬而不慢、廉而不劌、辯而不爭、察而不激、直立而不勝、堅彊而不暴、柔從而不流、恭敬謹愼而容、夫是之謂至文、詩曰、溫溫恭人、維德之基、此之謂也、

○第四章、君子の操行態度を說き、人の標準とすべきものなることを示せり、

君子は、寬容にして敏捷ならざれども、事を爲すに決して怠惰ならず、峻嚴にして稜あるが如くなれども、決して人を傷つけそこなはず、物の是非を辯論すれども、人と爭うて勝を求むることをせず、義理を說くこと精密に察なれども過激に走らず、直立して屈せざれども、人に勝つことを求めず、堅く強けれども亂暴せず、柔從にして、人と和きむつまじくすれども、人の言ひなりになりてまきこまるゝことなし、恭敬謹愼にして、惡は見ることもせずといふ風なれども、亦よく人を容れてすき嫌ひをせず、是の如きを德の至り備はれる人といふ、昔の詩に曰く、「寬容にして柔和なる恭敬の人の行は、德を爲すの基礎なり」と、此の詩は、即ち君子の言行は、德に進むの基礎なることを謂ひたるなり、されば人々は之れに倣ひて德に進むの基礎を作るべきなり、

【慢】は慢に同じ、怠惰なること、【廉】は稜なり、峻嚴にしてかどあること、【劌】は音ケイ、傷づけ破ること、【察】は精察なり、精察は精密にして察なること、【激】は過激なり、【不レ勝】は勝を人に求めずといふ意なり、【柔從】は柔順和從なること、【不レ流】は人にまきこまれて徒黨に入らぬこと、【至文】文は文德なり、文德とは文ある美しき德なり、至文德とは即ち至り極まれる美しき德の義なり、【詩曰】此の詩は詩經大雅抑の篇にあり、【溫溫】は寬柔の貌、寬柔は寬容にして柔和なること、【德之基】は德を爲すの基礎の意なり、

君子崇人之德、揚人之美、非諂詶也、正義直指、擧人之過惡、非

君子能亦好、不能亦好、小人能亦醜、不能亦醜、君子能則寬容易直、以開道人、不能則恭敬縛紲、以畏事人、小人能則倨傲僻違、以驕溢人、不能則妬嫉怨誹、以傾覆人、故曰、君子能則人榮焉、不能則人樂告之、小人能則人賤學焉、不能則人羞告之、是君子小人之分也、

○第三章、君子と小人との辨別を說けり、

君子は藝能あるも亦好く、なきも亦好し、小人は藝能あるも亦醜く、なきも亦醜し、何故とならば、君子は藝能あれば、寬容にして且つ正直和易にして、よく人を敎へ導き、藝能なければ、恭しく敬み、へりくだりて人に畏れ事ふれども、小人は藝能あれば、傲り高ぶり、ひがみ違ひ、以て人に驕りちらかすを滿足なることゝなし、藝能なければ、藝能ある人をねたみそしり、以て人を傾け傷つくるなり、余故に曰く、「君子は藝能あれば、人は之れに就きて學ぶことを榮譽とし、藝能なければ、人は之れに告げ知らすことを樂み、小人は藝能あれば、人は之れに就きて學ぶことを賤みて恥とし、藝能なければ、人は之れに告げ知らすことを羞とす」と、是れが即ち君子と小人との辨別なり、

【能】は藝能なり、【好】はよきなり、【不能】は藝能なきなり、【易直】は和易にして正直なること、【開道】開は開發なり、智惠をひらくこと、道は導に同じ、【縛紲】縛は搏に同じ、音ソン、おさへること、紲は絏に同じ、音チツ、かゝまることなり、二字にてへりくだること、【僻違】は前篇に解す、【驕溢】溢は滿つるなり、驕溢とは非常に驕りちらすこと、【妬嫉】はねたみにくむこと、【怨誹】はうらみそしること、【傾覆】は傾け覆へすこと、【分】は分別即ちわかちなり、

之謂也、

此の節は、前節を總收し、又詩をあげて證明せり、以上述ぶる通なるが故に、君子は行は苟にも爲し難きことをなすを貴ばず、論說は苟にも精察なることを貴はず、名聲は苟にも傳はることを貴ばずと謂ふなり、昔詩に曰く、「多くの旨き酒と魚とあれども、よき時を得て始めて食ひ樂む」と、時を得て始めて食ひ樂むは、禮を守れるなり、されば此の詩は凡てのことを禮に合ふを貴ぶを謂ひたるなり、

【詩曰】此の詩は詩經小雅魚麗の篇にあり、【物】此の詩の初に魚麗于罶魴鱨、君子有酒、旨且多とあれば此の物とは魚と酒とをいふなり、

○以上第一章、君子は苟にも人に異なることを貴ばず、禮に合ふを貴ぶことを證說し、一篇の主意を示せり、

君子易和而難狎、易懼而難脅、畏患而不避義死、欲利而不爲所非、交親而不比、言辯而不辭、

蕩蕩乎其有以殊於世也、

○第二章、君子の行は、禮義を以て進退す、故に世人と異なるを說けり、

君子は恭敬にして溫和なるを以て、人の言に和して逆はざれども、之れに盲從することなし、故に狎れ近づきて、己が黨に引入れんとすることは難し、又其の心は小さくして愼み深きを以て、物事に懼れ易し、されど守る所ある故、之れを脅して己に從はしめんとすることは難し、又君子は常に恐れ愼みて、患難を畏れども、道を守るが故に、義の爲には死することを避けず、又貨財などの利は、普通の人と同じく之れを得んと欲すれども、心に非義とすれば、捨てゝ取ることを爲さず、又人と交り親めども、其の徒黨とはならず、又言論するときは、充分に辯ずれども、入ることを丈言ひて入らざることに辭を費さず、其の心誠に廣大寬裕なり、是れ其の世俗の人と異なる所以なり、

【脅】はおびやかすなり【義死】は義の爲に死するなり、【比】は黨なり、徒黨となること、【不辭】は入らぬ辭を費さぬこと、【蕩蕩乎】は廣大にして寬なる貌、

ものに非ざればなり、盜跖は昔より今に至るまで、人々の口にうたはれ、名聲は日月の如く明に、舜禹の聖王と倶に後世に傳はりて絕ゆることなし、然り而して君子の此の名聲を貴ばざるは、其の名聲は禮義に合ひ中正を得たるものに非ざればなり、

【申徒狄】申徒は、司徒の音の轉訛なり、司徒は官名にて教育を掌る、我文部大臣の如し、狄は其の名なり、司徒の役の狄といふ人なり、其の時代は春秋の末か戰國の初なるべし、深く道の世に行はれざるを嘆き、河に投じて死なんとせり、其の友崔嘉之れを止めたれども聞かず、遂に身を投じて死せり、【山淵平】山は高くして淵は低し、然れども宇宙の大より之れを觀るときは、則ち差等なし、故に山も淵も共に平等なりとの意、【天地比】比は齊等なり、ヒトシと訓む、天は上にありて高く、地は下にありて低し、然れども宇宙の大より之れを觀るときは、則ち差等なし、故に天も地もひとしといふ意、【齊秦襲】襲は因なり、ヨルと訓む、齊の國は東にあり、秦の國は西にあり、相去ること遠し、然れども輿地の大勢より觀るときは、相因り相接して隔あることなしといふ意、【鉤有鬚】鉤は魚を釣る曲りたる針なり、須は鬚に同じ、ヒゲと訓む、魚のひれを指す、魚のひれが鉤にかゝりて上る、されは鉤にも鬚が出來たりと言ふことを得といふ意、【卵有毛】卵より鳥が生る、而して鳥には毛羽あれば、卵にも亦毛羽ありといふことを得といふ意、【持】は恃に通ず、タノムと訓む、【惠施】は前篇に出づ、【鄧析】は鄭の人にて、春秋時代に生棻せり、鄭の名大夫子產と同時か、或は少し後なるべし、其の學諸家を折中し、最も詭辯に長ず、駟歂鄭に相たるとき、其の政治を攻擊せしかば、爲に殺されたり、著す所鄧析子一卷あり、今存せり、【盜跖】は前篇に出づ、【舜】は古の聖天子なり、【禹】は前篇に出づ、【不息】息は猶絕ゆるといふが如し、不息とは不絕といふ意に見るべし、

故曰、君子行不貴苟難、說不貴苟察、名不貴苟傳、唯其當之爲貴、詩曰、物其有矣、維其時矣、此

說けり、

君子行不レ貴二苟難一、說不レ貴二苟察一、名不レ貴二苟傳一、唯其當之爲レ貴、

此の節は、一篇の主意にて、君子は學問操行苟も人に異なることをせず、たゞ禮に合ふを以て主となすことを說けり、

君子は、行は苟にも爲し難きことをなすを貴ばず、論說は苟にも精察なることを貴ばず、名聲は苟にも後世に傳はることを貴ばず、たゞ禮義に當ることを貴ぶのみなり、

【難】は爲し難きことをいふ、【察】は精察なり、精密に本から末まで精しく觀察するをいふ、【當】は禮義に當るなり、

負レ石而赴レ河、是行之難爲レ者也、而申徒狄能レ之、然而君子不レ貴者、非二禮義之中一也、山淵平、天地比、齊秦襲、鉤有レ須、卵有レ毛、是說之難レ持者也、而惠施鄧析能レ之、然而君子不レ貴者、非二禮義之中一也、盜跖吟レ口、名聲若二日月一、與二舜禹一俱傳而不レ息、然而君子不レ貴者、非二禮義之中一也、

此の節は、前節の說を、實例をあげて證說せり、石を背に負ひて、河に飛び込みて死することは、是れ人の爲し難き行なり、然るに司徒の狄は之れを能くせり、然り而して、君子は此の行を貴ばざるは、禮義に合ひ中正を得たるものに非ざればなり、山と淵とは平なりとか、天と地とは等しとか、齊の國と秦の國とは相接し相因るとか、鉤に鬚ありとか、卵に毛ありとかいふ、是れ等は牽强附會にして恃み難き說なり、彼の惠施と鄧析とは之れを能くせり、然り而して、君子は此の說を貴ばざるは、禮義に合ひ中正を得たる

しも念頭に置かざるが故なり、富貴になりても、身體をつゝしみ恭くして、毫も驕ることなきは、我身に權勢威光備はるとも、かゝる小さき事は役に立たぬものとして、そぎ減して身につけて置かぬ故なり、身を安佚に置きても、少しも血氣衰へ怠け惰ることなきは、義理にて身體を檢束するが故なり、骨折りて勞れ倦むことありても、容貌儼然として少しも苟且ならざるは、常に身を文り美くして、禮にはづれざらんことを好むが故なり、何程怒ることありとも、むやみに人の物を奪ひとることなく、何程喜ぶことありとも、むやみに人に物を與ふることなきは、常に中正の態度を持ち、法則を守る公の心が私の欲に勝つが故なり、

【殺】は音サイ、ソグと訓む、そぎ減すこと、【埶】は勢に同じ、權勢威光なり、【束】は檢に同じ、檢束すること、【理】は義理なり、即ち禮を指す、【文】は飾なり、禮にて身を飾りよくすること、【法】は法則なり、【私】は私欲なり、

書曰、無有作好、遵王之道、無有作惡、遵王之路、此言君子之能以公義勝私欲也、

此の節は、書を引きて前節を總收せり、

書に曰く、「己が私の心にて好み、なすことなく、聖王の定められたる正道に遵ふべし、己が私の心にて惡み、嫌ふことなく、聖王の定められたる正道に遵ふべし」と、此の言は君子の能く公義に遵ひて以て私欲に勝つことを謂ひたるなり、

【書曰】此の言は、書經の洪範篇を指す、【惡】はにくむこと、【公義】は公の義理にて、禮を指す、

○以上第十四章、君子は修養を怠らざるが故に、容貌擧動常に中正を失はざることを說けり、

荀子卷第二

不苟篇第三

此の篇は君子は學問操行ともに、苟にも人に異なることを貴ばず、たゞ禮に合ふを貴ぶことを

を欲す、故に害を見るときは遠ざかること甚だ早し、恥辱になることは避けて逃ぐること、恰も卑怯なるが如し、其の道理を行ふや勇み進みて少もためらふことなし、

【略】は粗略にしてかまはぬこと、【懼】は怯なり、卑怯なること、

君子貧窮而志廣、富貴而體恭、安燕而血氣不惰、勞勤而容貌不枯、怒不過奪、喜不過予、

此の節は、君子は如何なる境遇に身を置くとも、中正を失はざることを說けり、

君子は、貧窮しても、志は廣大にしてこせ〳〵せず、富貴になりても、身體をつゝしみ恭くして、毫も驕ることなし、身を安佚に置きても、少も血氣衰へず、怠け惰ることなし、骨折りて勞れ倦むことありても、容貌は儼然として少しも苟且なることなし、何程腹が立つことありとも、むやみに人より物を奪ひ取ることなし、又何程喜ぶことありとも、むやみに人に物を施し與ふることなし、いつも中正を守りて失はぬものなり、

【安燕】燕は閒暇無事の意なり、安燕とは閒暇無事にて安樂なること、【勤】は倦に同じ、【枯】は苟且なり、かりそめなること、【過奪】過はむやみにの意、過奪はむやみに奪ふこと、【予】は與に同じ、あたふること、

君子貧窮而志廣、隆仁也、富貴而體恭、殺埶也、安燕而血氣不惰、柬理也、勞勤而容貌不枯、好文也、怒不過奪、喜不過予、法勝私也、

此の節は、前節の解釋にて、君子が此の如き所以は、修養を怠らざるに由ることを說けり、

君子は、貧窮しても志廣大にしてこせ〳〵せざるは、仁道を隆び修めて、廣く物を愛し之れを救正するを以て、己の任務となすを以て、貧窮の如き小事は、少

きものなり、

【儉儒】儒は懦に同じ、怠惰にして懦弱なること、【廉恥】は潔よくして恥を知るをいふ、【惕悍】惕は蕩に同じ、音タウ、放蕩なること、悍は兇悍にていちわるくつよきこと、【險賊】險は陰險なること、賊は賊惡とて、氣質惡く人をそこなひ傷くること、【不詳】詳は祥と通ず、めでたきこと、不詳とは不吉即ちけがらはしきこと、

○以上第十二章、少年を誡め敎へたる言なり、

老レ老而壯者歸焉、窮レ窮而通者積焉、行二乎冥冥一、施二乎無報一而賢不肖一焉、人有二此三行一、雖レ有二大禍一、天其不レ遂乎、

○第十三章、德を積み善を施すときは、人服し天佑くることを說けり、

老人をば老人として尊び敬ふときは、壯者も其の風を慕ひ、自ら歸服し來るものなり、困窮せるものをば困窮せるものとして惠み恤るときは、人々慕ひて來り通ずるもの甚多きものなり、善事を行うても人に知らしめず、德を施しても報恩を望まざるときは、人賢となく不肖となく同じく慕ひ來りて服從するものなり、人にして此の三つの行あるときは、たとへ大なる禍にかゝることありとも、上帝は之れを助け給ひて、禍をして遂げざらしむるなり、

【歸】は歸服すること、【通】は慕ひて來り通すること、【積】は積み重ぬることにて、多き意なり、【冥冥】はくらき所なり、人の知らざる所をいふ、【施乎無報】は德を施しても、報恩を望むなしといふ意なり、【賢不肖一】は賢となく不肖となく、同じく來り服するといふ意なり、【天不レ遂乎】は天は禍を遂げざらしむるといふことにて、禍をやむるをいふ、

君子之求レ利也略、其遠レ害也早、其避レ辱也懼、其行二道理一也勇、

此の節は、君子の修養法を說けり、

君子は寡欲なり、故に利を求むること粗略なり、幸福

ず識らず上帝の下し給ひたる法則に從ふ」と、此の詩は、人々は私智を用ひず、師の示せる法則、即ち禮に從ふべきことを謂ひたるなり、

【正儀】正は正的なり、儀は儀表なり、【自安】は自ら禮に安んずるなり、【詩曰】此の詩は詩經大雅皇矣の篇にあり、【順】はすなほに從ふ意なり、【則】は法則なり、

○以上第十一章、禮と師との意義を述べ、人は必ず師に從ひ禮に依る可きことを說けり、

端慤順弟、則可謂善少者矣、加好學遜敏焉、則有鈞無上、可以爲君子者矣、

此の節は、善良の少年のことを說けり、

正しく誠ありて、父母に孝順に、兄を敬ひ事ふるものは、善良なる少年と謂ふべし、其の上に、又學問を好み、人に交るには謙遜に、事を爲すには敏捷にして、朋輩中等しく肩を並べる位なものはあるも、其の上に出づるものなきときは、君子と爲すことを得べきなり、

【端慤】は前に解せり、【順弟】順は孝行にしてすなほなること、弟は悌に同じ、兄を敬ひ事ふること、【少者】は少年なり、【加】は其の上にの意なり、【遜敏】は謙遜敏捷なり、謙遜は人に交る上にて言ひ、敏捷は事を爲す上にて言ふ、【鈞】は等なり、ヒトシと訓む、

偷儒憚事、無廉恥、而嗜乎飲食、則可謂惡少者矣、加惕悍而不順、險賊而不弟焉、則可謂不詳少者矣、雖陷刑戮、可也、

此の節は、惡しき少年のことを說けり、

怠惰懦弱にして、仕事をすることを憚り嫌ひ、廉恥の心なく、たゞ飲み食ひのみを嗜むものは、惡しき少年と謂ふべし、其の上に放蕩兇悍にして、少しも父母に柔順ならず、陰險賊惡にして、少しも兄を敬ふことなきものは、不吉なるけがらはしき少年と謂ふべきものなり、此の如きものは、罪に陷り刑を蒙りて可ろし

如ㇾ是に同じ、カクノゴトシと訓む、上の然は禮の大切なることを指し、下の然は學者が之れを望み思ふことを指す、【情】は天性の意に見るべし、【安ㇾ禮】は禮といふ家に安じて動かぬ意なり、【師云而云】云も亦如ㇾ是なり、カクノゴトシと訓む、上の云は師の大切なることを指し、下の云は學者が之れを望み思ふことを指す、【知若ㇾ師】知は智に同じ、

故非ㇾ禮、是無ㇾ法也、非ㇾ師、是無ㇾ師也、不ㇾ是ㇾ師法ㇾ而好ㇾ自用、譬ㇾ之、是猶ㇾ以ㇾ盲辨ㇾ色、以ㇾ聾辨ㇾ聲、舍ㇾ亂妄ㇾ無ㇾ爲也、

此の節は、禮と師とに依らざるものゝ、非なることを說けり、

以上述ぶる通りなるが故に、此の大切なる禮を非として從はざるものは、是れ法則を無みするものなり、大切なる師を非として從はざるものは、是れ師を無みするものなり、かく師と禮法とを是しとして之れに依らず、自ら私智を用ひて我儘勝手のことをするを好む者は、譬へて言へば、盲目にて五色のかれこれを辨へ別ち、聾にて五音のかれこれを辨へ別たんとするが如し、爲す所悉く是れ亂妄ならざるはなきなり、【自用】は自ら私智を用ひて勝手なことをするなり、【舍ㇾ亂妄ㇾ無ㇾ爲也】舍は除なり、ノゾクと訓む、一句の意は、爲す所の事は亂妄を除きて外に一もなしとのことにて、爲す所悉く亂妄ならざるなきをいふ、

故學也者、法ㇾ禮也、夫師以ㇾ身爲ㇾ正ㇾ儀、而貴ㇾ自安ㇾ者也、詩曰、不ㇾ識不ㇾ知、順ㇾ帝之則、此之謂也、

此の節は、學問をするものは、禮に依り師に從ふべきことを說き、前數節の意を總括せり、

禮と師との大切なることは、以上述ぶる所の如し、故に學問といふ者は他なし、此の禮に法るなり、師は即ち之れを敎ふるものなり、されば師たる者は己の身を以て人々の正的儀表となりて、自ら禮に安じて動かざることを貴ぶなり、昔の詩に曰く、「我々は知ら

人にして禮なきときは、則ち倀々然として適從する所なかるべし、禮ありても其の本義を窮め知らざるときは、渠渠然として守る所なし、既に禮の本義を知りて之れに依り、其の本を以て其の末を知り、其の左を以て其の右を知り得るが如く、類を以て深くさきへ〳〵と推し究めて、應用するを得るに至りて、然る後溫々然として、水の物を潤澤するが如く、あまねく穩に行きわたりて、爲す所言ふ所悉くかなはざるなきなり、

【倀倀然】は適從する所なき貌なり、【志】は識と通ず、シルと訓む、【渠渠然】は瞿瞿然と同意にて、守りなきの貌なり、【溫溫然】は潤澤の貌なり、

○以上第十章、禮を修め窮めたるものは聖人なることを說き、人は之れを標的として向ふべきことを示せり、

禮者所以正身也、師所以正禮也、無禮何以正身、無師吾安知禮之爲是也、禮然而然者

則是情安禮也、師云而云則是知若師也、情安禮、知若師、則聖人也、

此の節は、禮と師との意義を說き、併せて其の效果に及べり、

禮は我身を正しくする所以のものなり、師は禮を正しく我に敎へ傳ふるものなり、若し禮なきときは、何を以て身を正すべきや、師なきときは、吾等はどうして禮の是きものなることを知らうや、決して知ること能はざるなり、されば禮とは是の如く大切なるものなるが故に、我も亦是の如くにせねばならぬと思ふものは、天性禮に安ずるものと謂ふべきなり、師とは是の如く大切なるものなるが故に、我も亦是の如くならざる可らずと思ふものは、其の智師の若きものといふべきなり、既に天性禮に安じ、智師の若くなるときは、則ち是れ聖人と異なるなきものと謂ふべきなり、

【爲是】是は善なり、ヨシと訓む、【禮然而然】然は

才性魯鈍なること跛鼈の如しと雖、怠らず行くときは、必ずや目的地に達することを得るなり、要は怠らず、爲すと爲さゞるとに在るのみ、凡て道は邇しと雖行かざれば至らざるなり、事は小と雖勉めて爲さゞれば成らざるなり、其の人と爲り暇日多しといふ者は、勉強せざる人なり、此の如き人は假令才性聰慧なりと雖、學を修め德を成して、遠く衆人の上に出づること能はざるなり、

【故曰】は古語なるべし、【遲】は待なり、君子は人の止る可き所を示して、人の來るを待つの意なり、【跛鼈】跛はびつこなり、鼈はすつぽんなり、【輟】はやむること、ヤムと訓む、【厭】は塞なり、フサグと訓む、【江河】は揚子江と黄河なり、【瀆】は水竇なり、水竇は水を落す竇をいふ、【六驥】馬には、種馬、戎馬、道馬、田馬、駕馬、齊馬の六種あること、周禮の校人職に見ゆ、故に六驥と言ひしなり、必ずしも六匹の驥といふ意にあらず、【懸】は懸隔なり、【宅放】宅は他に同じ、故は理由なり、【邇】は近に同じ、

○以上第九章、人は止まる可き所即ち目的を定めて、學を勉め身を修むべし、くだらなきことに、心を勞す可からざることを說けり、

好法而行士也、篤志而體君子也、齊明而不竭聖人也、

此の節は、士と君子と聖人との別を說けり、

禮法を好みて行ふものを士といふ、志を固くして、禮法を體につけて離さゞるものを君子といふ、知慮明敏にして竭くることなく、言ふ所爲す所、悉く禮法に合はざるなきものを聖人といふ、

【法】は法則にて禮を指す、【篤】は固なり、【體】は體につけて離さゞること、【齊明】齊は敏なり、齊明とは知慮の明かに顯敏なること、

人無法則倀倀然、有法而無志、其義則渠渠然、依乎法而又深其類、然後溫溫然、

此の節は、聖人は人倫の極なることを說き、以て之れを標的として進むべき意を示せり、

胡爲乎其不可以同至也、故蹞步不休、跛鼈千里、累土不輟、丘山崇成、厭其源開其瀆、江河可竭、一進一退一左一右、六驥不致、彼人之才性之相懸也、豈若跛鼈之與六驥矣哉、然而跛鼈致之、六驥不致、是無他故焉、或爲之或不爲之耳、道雖邇、不行不至、事雖小、不爲不成、其爲人也、多暇日者、其出人不遠矣、

此の節は、人は止る所、即ち目的を定め怠らず撓まず進むべきことを說けり、

以上述ぶる通りなるが故に、古語にも學問をするに君子は人の止る可き所を示して、人の此に向ひ來るを待つと曰へり、彼君子は止る可き所に居りて、我來るを待てるなれば、我は怠らず行きて之れに就き從ふべし、然るときは或は遲く或は速に、或は先に或は後に、人によりて時間に多少の差はあれども、どうして同じく至る可らざらんや、必ず至り着くものなり、凡て事は怠らず、進むにあり、故に一足も休まず行くときは、跛の鼈と雖、容易く千里の路程を行くを得べく、少の土を積み累ねて輟めざるときは、丘や山の崇きものも成すべく、其の源を塞ぎて其の水を落す竇を開くときは、揚子江黄河の大河と雖、水を竭すことを得べし、之れに反し、或は進み或は退き、或は左し或は右して、方向定まらざるときは、たとへ六驥と雖、千里の道を致むること能はざるなり、彼の人の才性の相懸隔するは、跛鼈と六驥との速力の差の如くならんや、其れよりも甚しく違へり、然り而して跛鼈は千里の道を極め、六驥は極めざるは、他の理由少もなし、怠らず行くと、然らざるとのみ、人も亦此の如し、才性聰敏なること六驥の如しと雖、方向定らず多岐に彷徨ふときは、決して目的地に至ること能はず、

に非ざるなり、然るに君子は之れを辨明して研究せざるは、既に止る所即ち目的を定めあるを以てなり、又奇怪の行は、決して爲し難きことに非ざるなり、然るに君子は少も之れを行はざるは、既に止る所即ち目的を定め居るを以てなり、かゝる觀察や行は、即ち無窮を窮め無極を逐ふものなり、是れ君子の爲さゞる所以なり、

【堅白】は公孫龍の唱ふる所なり、其の論の大要に曰く、此に石あり、目のみにては、其の白きのみを知り堅きを知らず、手に觸れしにては、其の堅きのみを知りて白きことを知らず、されば白と堅とは、別物にて決して一致すべからざるものなりと、龍は趙人にて、字を子秉といふ、趙の平原君の客となりし事あれば、孟子と殆ど同時と見て差支なし、詭辯を以て一世を聳動せり、著す所公孫龍子十四篇ありしが、今存するものは僅に六篇のみ、【同異】は惠施の唱ふる所なり、其の論の大要に曰く、人も獸も禽も石も草も木も皆物なり、物といふ點より見れば、皆同じからざるなし、然れども、若し之れを分別して見るときは、人の耳目鼻口百體と、草木の枝葉花實とは、全く異なれり、されば此の點より見るときは物皆異なれりと、亦詭辯の論なり、惠施は梁の惠王の相にして、莊子と友たり、公孫龍とも同時代なれども、稍先輩たりしが如し、著述は一篇ありしが、今は散亡して傳らず、【有厚無厚】この論も亦惠施の唱ふる所なり、其の大要に曰く、極めて薄き物は人之れを厚無しといふ、此に厚さ十尺の物あり、人は之れを厚有りといふ、されど之れを分つときは、無數の薄片となし得べし、薄片は即ち厚無きものなり、此れに由りて考ふるときは、厚有るものは、厚なきものゝ積集せるものにして、厚無きものは、厚有るものゝ分離せるものなり、故に厚有るものは、即ち厚無きもの、厚無きものは、厚有るものといふも、毫も不可なしと、【有厚無厚之察】の察は觀察の意なり、【非不レ察】の察は明なり、【倚魁】倚は奇に同じ、魁は傀に通ず、傀は怪なり、故に倚魁は奇怪なり、奇怪の行とは中庸を離れたる行動をいふ、

故曰、學遲、彼止而待レ我、我行而就レ之、則亦或遲或速、或先或後、

將以窮無窮逐無極與、意亦有所止之與、

此の節は、人はむやみに目的もなく進み行くべきものに非ず、止る可き所即ち目的を知りて、此れに向ひて進み行くべきを說けり、

かの驥馬は一日に千里の遠き道を行く、駑馬も十日の間、怠らず行かば則ち之れに追ひ及ぶべし、遲速の差はあれども、其の至るは一なり、人の道を行くも己の力を量らず、窮なき處まで窮め行き、極りなきはてまで極め行かんとするときは、骨を折り筋を絶つまで、懸命に歩き、而して一生涯かゝりても、迚も到り着くこと能はざるなり、之れに反し、止る所即ち目的地を定めて行かんとするときは、千里の遠き道と雖、或は遲く或は速に、或は先に或は後に、其の時間に多少の差はあれども、どうして到着す可からざることあらんや、必ず到着するなり、知らず、世の道を行く人は、己の力を量らず、窮りなき處まで窮め、極りなきはてまで逐ひ極めんとすることであるか、抑も亦止る所即ち目的地を定めて行かんとすることであるか、言はずとも目的地を定めて行かんとするなるべし、

【驥】は一日に千里を走る駿馬なり、【十駕】は十日の意、詳細は勸學篇にて解せり、【胡爲】はナンスレと訓む、どうしての意なり、【意】は抑と通じ、ソモソモと訓む、

夫堅白同異、有厚無厚之察、非不察也、然而君子不辨、止之也、倚魁之行、非不難也、然而君子不行、止之也、

此の節は前節を承け、學問も止る所即ち一定の目的を定むべし、窮りなきことを考へくだらなき議論に耽るは、不可なることを說けり、

以上述ぶる通りなるが故に、學問も亦止る所を定めて、之れに向ひて進み、以て身を修むるの土臺を築くべし、彼の公孫龍の堅白の辯や、惠施の同異の論や、無厚有厚の說を見るに、其の觀察誠に明かならざる

行而供翼非漬淖也、行而俯項非擊戾也、偶視而先俯非恐懼也、然夫士欲獨修其身不以得罪於比俗之人也、

○第八章、君子の常に謙遜なるは、決して卑屈心より出でたるに非らず、身を修むる考より出でたることを說けり、

道を行くに、手を拱きて恰も鳥の翼を張れるが如くして歩くは、決して衣袖がしめり濕ふを恐れて爲すには非ざるなり、又行くに項を俯けて歩くは、決して觸れ抵るものあるを懼れてかくなし、以て之れを避くるには非ざるなり、人と相對して見て、人より先に首を俯して禮するは、決して向ふの人を懼れてなすには非ざるなり、然るに彼の士君子といはるゝ人々は、皆此の如き卑屈らしい事をなさるゝは、如何なる理由かと考ふるに、獨り愼みて其の身を修め、世俗の人々から罪咎即ち惡口を得まいと欲して居らるゝ故、少も横柄なことをせず、かく謙遜さるゝなり、

【供翼】供は拱に同じ、手を拱くこと、拱翼とは手を拱きて歩ける貌は、丁度鳥の翼を張れるに似たるよりいふ、【漬淖】漬はつけひたすこと、淖は甚しくうるほふこと、【擊戾】は抵り觸る義なり、【偶視】は對ひ向ふて視ること、【比俗】周禮に五家を比といひ、五比を里といふとあり、されば比俗とは猶里俗といふと同じ、されど此にては世俗の意に見てよし、

【罪】は咎なり、此にては惡口の意に見るべし、

夫驥一日而千里、駑馬十駕則亦及之矣、將以窮無窮、逐無極也、

夫驥一日而千里、駑馬十駕則亦及之矣、將以窮無窮、逐無極也、

與其折骨絕筋、終身不可以相及也、將有所止之、則千里雖遠、亦或遲或速、或先或後、胡爲乎其不可以相及也、不識、步道者、

不レ賤レ勞苦之事、則偷儒轉脫、儌樂之事、則佞兌而不レ曲、辟違而不レ慤、程役而不レ錄、橫行天下、雖レ達二四方一、人莫レ不レ弃、

此の節は、身修まらざるときは、至る所人々より賤惡せらるゝことを說けり、

其の身體は傲り高ぶり、其の心は謀略に富みて詐欺多く、學術は愼子や墨子の如く、邪僻に、其の情は粗雜にして汚穢なるときは、天下をめぐり行きても、四方のはての國々まで行きても、至る所人々が賤み惡まざることなし、又勞苦多きことは、怠りなげやりにして、旨く他人に推しつけて、己は之れを脫れ、樂多き事は、佞辯を以て、す早く之れを取りて、曲げて人に讓ることをせず、道理に乖き違ひひがむくせありて慤ならず、しかのみならず、きまつた仕事をも、ろくゝ勉めず、打ちやりにして置くときは、天下をめぐり行きても、四方のはての國々まで行きても、至る所人々より見棄てられざることなし、

【倨固】倨は傲ること、固も亦倨の意なり、【執詐】執は謀略なり、謀に富みて詐多きこと、【愼墨】は愼到と黑翟となり、二子の事蹟は楊倞の序の處に解せり、二子は儒家と反對の學派なれば、荀子は異端として排斥せしなり、【雜汙】は粗雜汙穢なり、情雜汙とは情の粗雜にしてこまやかならず、汙穢にして美しからぬことゝ【偸儒】偸はぬすむなり、人の目をぬすみて怠る意なり、儒は懦に同じ、懦は弱なり柔なり、心柔弱にして事を畏るゝ意、二字にて怠けなげやりにする意にてよし【轉脫】は轉び脫くること、人に推しつけて己はむまく脫けてせぬ意なり、【佞兌】佞は佞辯なり、兌は銳に同じ、銳はす早きこと、【不レ曲】は曲げて人に讓らぬこと、【辟違】はひがみて乖り違ふこと、【慤】は誠なり【程役】程は限なり、課なり、役は仕事なり、限り課せられたる仕事、即ちまとまりたる仕事の意、【錄】は拘錄の錄にて、勉强の意なり、

○以上第七章、身修まるときは、至る所人々より尊敬せられ、修まらざるときは、至る所人々より賤惡さるゝことを說けり、

道行はるゝをいふ、【良賈】は良き商人をいふ、【折閱】折は賣りて損をすること、閱は品物を積み置きて急に賣り捌けぬこと、されど二字にて損をする意に見てよし、【市】はウルと訓む、商ふこと、【士】は事なり道を事とするをいふ、

體恭敬而心忠信、術禮義而情愛人、橫行天下、雖困四夷、人莫不貴、勞苦之事則爭先、饒樂之事則能讓、端慤誠信、拘守而詳、橫行天下、雖困四夷、人莫不任、

此の節は、身修まるときは、至る所人々より尊敬せらるゝことを說けり、

其の身體は恭しく敬み深く、其の心は忠實にして信を守り、其の學術は禮義に本づきて正しく、其の情は愛しみ仁深きときは、廣き天下をめぐり行きても、四方の夷のはてまで行きても、至る所の人々が、貴び敬はざることなし、勞苦多き事は、人より先に爭うて爲し、樂多き事は、人に讓りて自分は後より爲し、端しく慤に、又正直に堅く信義を守りて失はず、凡ての事は詳に能く手落なくなすときは、廣き天下をめぐり行きても、四方の夷のはてまで行きても、至る所の人々が信用して事を任さゞることなし、

【術】は學術をいふ、【愛人】人は仁に同じ、いつくしみ仁深きこと、【橫行】は周り行くこと、氣儘に大手をふつて行くの意にあらず、【困】は窮なり、キハムと訓む、きはめつくすこと、【四夷】は四方のえびすにて、東方のえびすを夷といひ、西方のえびすを戎といひ、南方のえびすを蠻といひ、北の方のえびすを狄といふ、【饒樂】饒は多きなり、ゆたかなり、饒樂とは樂多きこと、【拘守】は拘はとゞむるといふこと、拘守とはとゞめて守ることにて、堅く守りて失はぬ意なり、【詳】は審なり、明なり、明白に落度なく事をすること、【任】は委任なり、マカスと訓む、

體倨固而心執詐、術愼墨而情難汙、橫行天下、雖達四方、人莫

て之れに屈することなし、貴重なる道義が我身に備り居るときは、王公の尊きを見るも之れを輕視して毫も恐るゝことなし、內心を省みて、重き道義といふものあれば、外物は輕く見えて毫も之れに動かさるゝことなし、舊くより傳へ聞く所の言に、「君子は外物を自由に使役して己が用をなさしめ、小人は却て外物の爲に使役さる」といへるは、即ち此れ等の事を謂ひしなり、

【志意】は二字にて心の意にてよし、【內省】は內心を省みて、重き道義の備はればの意、【傳】は舊くより傳聞せる言をいふ、【役】は使役すること、【物】は外物なり、

身勞而心安爲之、利少而義多爲之、事亂君而通、不如事窮君而順焉、故良農不爲水旱不耕、良賈不爲折閱不市、士君子不爲貧窮怠乎道、

○第六章、君子は勞苦を憚らず、利益を願みず、道を修め身をよくすることを說けり、

身は勞苦しても、心安かなれば、必ず其の事を爲すべし、利益は少なくとも、義が多く重ければ、必ず其の義の多き事を爲すべし、之れを譬へて言はゞ、大國の亂暴の君に事へ甘く取り入りて榮達すれば、身安く利益多きわけなれど、其の背後には必ず危險の伏在するものなれば、其れよりは小國の窮乏せる君に事へて、身は勞苦し利益は少なくとも、能く用ひられて言聽かれ道行はるゝがましなるが如し、一時は難義なりとも、必ず後には幸福を得るものなり、以上述ぶる通りなるが故に、良農は大水や旱の爲に、田畑の作物がいたみたりとて、其れが爲に耕作することを止めず、良き商人は、如何に損をしたりとて、其れが爲に商賣を止めることなきなり、此れと同じく士君子たるものは、如何に貧乏窮困したりとて、其れが爲に道を修むることを怠らざるなり、

【亂君】は大國の亂暴なる君を指す、【通】は榮達なり、即ち位官や俸祿の上るをいふ、【窮君】は小國の窮乏せる君を指す【順】は順當に行くことにて、言聽かれ

貪欲にて利のみを得んとすること、【抗】は擧なり、高く擧ぐること、【高志】は高尚なる志、【驁散】驁はのろきこと、散は散漫とて取りしまりのなきこと、【刼】は奪ひ去ること、【慓弃】慓は輕きこと、弃は棄つること身體を輕薄に取扱ひ少も大切にせぬことをいふ【炤】は照に同じ、テラスと訓む、【愚欺】欺は誠なり、愚欺とは馬鹿正直のこと、【端慤】端は正しきなり、慤は謹むなり、馬鹿に正しく謹むことにて、俗にいふかたくるしきなり、【思索】は思考して理を索むること、【通】は心を通ずるなり、心が塞りて融通がきかぬ故、かたくるしくなる故、心を掃除して如何なるものにても通ずる様にすることなり、

凡治氣養心之術、莫徑由禮、莫要得師、莫神一好、夫是之謂治氣養心之術也、

此の節は、前節の意を總括して說けり、

凡そ氣質を治め心を養ふ術は、前節に於て詳しく述べたれば、此に復び之れを悟り易からしめんが爲に、總括して述ぶべし、氣質を治め心を養ふ方法は、禮に由りて離れずに行くより速なるはなく、良師を得て敎訓を受くるより肝要なるはなく、其の好學の心を專一にして、多歧に走らぬやうにするより、神速なるはなきなり、是の三つの方法を、氣質を治め心を養ふ、最も簡便に、又最も良き方法と謂ふなり、【徑】は捷速なること、スミヤカと訓む、【要】は肝要なり、【神】は神速なり、【好】は好學の心をいふ、

○以上第四章、氣質を治め心を養ふ方法を說けり、

志意修則驕富貴矣、道義重則輕王公矣、內省則外物輕矣、傳曰、君子役物、小人役於物、此之謂也、

○第五章、心修まり德成るときは、天下何物も恐るべきものなきことを說けり、

志意修まるときは、眼中只道義あるのみ、故に富貴を見ること塵芥の如く、富貴の人に接するも、傲然とし

め心を治むるに如くはなし、氣質を治め心を養ふ方法は如何、左に之を述ぶべし、血氣の剛く強きものは、心氣をおちつけ和げて、之れを柔順に導く可し、知慮の餘りに深きものは、自ら多方面に走り、いろ〳〵だらなきことをするものなれば、心氣を平易に溫良に持ち、之を純一即ち誠の方に導くべし、膽氣勇しく強く猛く戻きものは、亂暴に陷り易きものなれば、よく道理を教へて之れを導き、惡き方に走らぬやうに輔けやるべし、動作敏捷なると、俗にいふ、目から鼻へでるといふものは、粗忽にして間違をすること多きものなれば、其の動止をおちつけさして、之れを禮にはづれぬ樣に、程能くしてやるべし、氣性の狹く小さくかたよれるものは、因循に陷り易きものなれば、心は廣く大きく持たねばならぬものと教へさとして、之れを鄙くしてやるべし、志卑下にして氣高からず、ぐづ〳〵して機を見て事をなす能はず、貪慾にして利を得るに汲々たるものは、誠に仕方なきものなり、此れ等は志を高く氣象を清く持たねばならぬと、教へさとして之れを高く抗げてやるべし、凡庸にて駑く散慢の性質のものは、師匠や朋友を藥石に充て、其の惡き性質を奪ひ去る樣にしてやるべし、怠慢輕薄にして、我身を大切にせぬものは、此くするときは、必ず禍災にかゝるべしと、其の懼るべきことを鏡に照し示す樣に、丁寧に教へ導くべし、馬鹿正直にして、かたくるしき氣質の人は、餘裕なきものなれば、禮と音樂をもて合せ導き、其の心氣を調和し、恭しく和かならしめ、又種々の事を思ひ考へて、其の理を索めさせて其の心を通じよく塞がらぬ樣にしてやるべし、

【漸深】漸は潛に同じ、深く潛めること、【一】は純一にて誠にすること、【易良】は平易溫良なり、【猛戻】は猛くあらきこと、【道順】道は導に同じ、みちびくなり、順は訓なり教ふること、【齊給】齊は疾きこと、疾く給ふことにて、敏捷なるをいふ、【便利】はすばしこきこと、【節】は程よくすること、【動止】はたちゐふるまひなり、【褊小】はかたより小さきこと、【廓】はヒロシと訓む、打ち開けたる樣に廣きこと、【卑濕】卑は卑下のこと、濕は低く濕へる地をいふ、是れより轉じて矢張卑下の意に用ふ、卑濕の二字にて志の卑下なること、【重遲】はくづ〳〵して、はき〳〵せぬこと、【貪利】は

習ひたるを閑といひ、少しく物事を見習へるを陋といひ、進みて事をなすに手ぬるきを促といひ、凡て事を忘れ易きを漏といひ、少なけれども、要を擧げて能く條理あるを、治といひ、多けれども、しだらなく、亂雜なるを秏といふ、凡て人は氣習の異なるだけ、其の行も亦此の如く種々あるものなり、

【敎】は敎へ導くこと、【順】は柔順なること、【諂】は導くなり、人を不善に導き入るゝこと、【諛】は偸はしかりとして逆はざること、【傷】は中傷すること、【良】は良き人なり、【讒】はそしること、向ふ見ずに惡くいふこと、【害】はそこなふなり、きづをつけてそこなふこと、【貨】は貨財なり、【易】はかへること、カフと訓む、【誕】はいつはること、【趣舍】趣は趣くこと、舍は處ること、二字にて進退に同じ、【保】は葆に通じ、葆は寶に通ず、故に保は寶なり、【至賊】至は極なり、至賊とは極めて大なる賊の意なり、【博】は博覽のこと、【淺】は淺見のこと、【閑】は習なり、多く習ひ居ること、【陋】は狹きこと、【促】は提と通ず、ゆるくぬるきこと、【漏】はもれてへること、【秏】は眊と通ず、亂るゝこと、

治氣養心之術、血氣剛彊、則柔之以調和、智慮漸深、則一之以易良、勇膽猛戾、則輔之以道順、齊給便利、則節之以動止、狹隘褊小、則廓之以廣大、卑濕重遲貪利、則抗之以高志、庸衆駑散、則刦之以師友、怠慢僄弃、則炤之以禍災、愚款端慤、則合之以禮樂、通之以思索、

此の節は、氣を治め心を養ふの術を說けり、前章に述ぶる通り、人の氣習はさま〴〵なるものなり、されば其の善きものは益〻善くして、弊に陷るなからしめ、惡しきものは矯正して、之を斥け去るは、人の勉むべきとなり、之れを爲さんとせば、氣質を治

得るをいふ、

○以上第二章、身を修め生を養ふには、體に由らざる可らざることを說けり、

以善先人者謂之教、以善和人者謂之順、以不善先人者謂之諂、以不善和人者謂之諛、是是非非謂之知、非是是非謂之愚、傷良曰讒、害良曰賊、是謂是非謂非曰直、竊貨曰盜、匿行曰詐、易言曰誕、趣舍無定謂之無常、保利弃義謂之至賊、多聞曰博、少聞曰淺、多見曰閑、少見曰陋、難進曰偍、易忘曰漏、少而理曰治、多而亂曰秏、

○第三章、人の氣習の同じからざるものを擧げ、次の章に述ぶる氣を治め心を養ふ術の張本となせり、

善きことを以て、人に先だち唱へ行ふを敎といひ、善きことを以て、人の唱ふるに和して、己も唱ふるを順といひ、不善のことを以て、人に先だち唱へ行ふを諂といひ、不善のことを以て、人の唱ふるに和して己も唱ふるを、諛といひ、是きことを是しとし、非きことを非しとするを、智といひ、是きことを非しとし、非きことを是しとするを、愚といひ、良き人を中傷して不遇に陷らすを、讒といひ、良き人を害ひきづつくるを、賊といひ、是きことは是しといひ、非きことは非しといふを、直といひ、貨財を竊むものを盜といひ、己が行を匿くして、人に知らしめざるを、詐といひ、己が言葉をかへて、あてにならぬことを、誕といひ、進退禮に由らずして定りなきを、常なきの行といひ、私利を寶として之れを守り、正義を棄てゝ顧みざるを、至賊といひ、多く物事を聞き知れるを博といひ少しく物事を聞き知れるを淺といひ、多く物事を見

僻違、庸衆而野、故人無レ禮則不レ生、事無レ禮則不レ成、國家無レ禮則不レ寧、詩曰、禮儀卒度、笑語卒獲、此之謂也、

此の節は、身を修め養ふには、必ず禮に依らざる可からざることを詳說せり、即ち前節の詳解なり、凡て血氣、志意、知慮を用ふるに、禮に由るときは能く治まりて亂るゝことなく、能く通じて滯ることなし、之れに反して禮に由らざるときは、悖り亂れゆるみやぶるべし、飮食、衣服、居處、動靜も、禮に由るときは、能く和らぎとゝのひ、之に反して禮に由らざるときは、物に觸れて禍に陷り、終には疾を生ずるに至るべし、容貌、態度、進退、趨行も、禮に由るときは、閑雅に上品なり、之れに反し、禮に由らざるときは、傲り高ぶり、ひがみかたより、なみ〳〵の人の如く鄙野なるべし、かるが故に、人は禮に由ることなければ、此の世に生存すること能はず、何事も禮に由ることなれば成就せず、國家も禮に由ることなければ、寧かに治まらざるものなり、昔の詩に曰く「禮儀を行ふに、こと〴〵く法度にかなひ、笑ふも語るも、亦こと〴〵く其の宜きを得て、法度に合はざるなし」と、此の詩は即ち進退動作皆禮に由りたることを謂ひたるなり、

【血氣】血の滿ちたる壯なる氣象をいふ、用二血氣一とは血氣を用ひて事をなすなり、【知慮】は智慮に同じ、智惠分別をいふ、【勃】は悖と通ず、もとること、【提優】提は緩きこと、優は慢に通ず、ゆるくなりてやぶるゝこと、【居處】はうちに居ること、【動靜】はたちゐふるまひなり、【和節】は和適に同じ、和ぎとゝのふこと、【觸陷】は物に觸れて禍に陷ること、【趨行】は趨り行くことにて、行事をいふ、【雅】は閑雅なること【夷固】は二字とも倨る意なり、傲り高ぶること、【僻違】はひがみかたよること、【庸衆】はなみ〳〵の衆人をいふ、【野】は野鄙なること、【不レ生】は生存する能はずといふ意なり、【寧】は安なり、ヤスシと訓む、【詩曰】此の詩は詩經小雅楚茨の篇にあり、【卒】は盡なり、コトゴトクと訓む、【度】は法度なり、【獲】は得なり、宜きを

○以上第一章、君子は善を見て勵み、不善を見て恐れ、以て身を修め、小人は之れに反するが故に、恐るべき害毒を世に流すことを說き、人は必ず君子に倣ふべきことを示せり、

扁善之度、以治氣養生、則後彭祖、以修身自名、則配堯禹、宜於時通、利以處窮、禮信是也、

此の節は、身を修め生を養ふに、禮によるときは甚安泰なることを說けり、

人が行く所として、善ならざるなき樣に、身を修めんとするには、如何なる方法に依るが宜しきやといふに、禮によるに如くはなし、禮を以て心氣を治め生命を養ふときは、壽命は彭祖よりも後れて永く存すべく、禮を以て身を修め自ら名を揚ぐれば、其の名は聖王堯禹に配して永く朽ちざるべし、しかのみならず、己が身が通達して時めける場合にても、又厄窮して貧苦に惱む場合にても、住まひ處りて安全なる所は、まことに禮といふ家なり、此の家にだに處らば、我心身は常に安泰なるものなり、

【扁善之度】扁は徧なり、徧はあまねきなり、扁善とはあまねく善なる意にて、行く所として善なるはなきことなり、度は方法なり、【彭祖】は堯帝の臣にて、名を鏗といふ、彭城に封ぜらる、虞夏二代を經て商に至りて猶生く、壽七百餘歲と稱せらる、【堯禹】は堯帝と夏の禹王となり、共に古の聖王なり、【時通】時は處と通じ、ヲルと訓む、時通とは通達の場に處ることにて、位官の通達して時めける時をいふ、【處窮】は困窮に處るときをいふ、【信】はマコトニと訓む、副詞にして見るべし、

凡用血氣志意知慮、由禮則治通、不由禮則勃亂提慢、食飲衣服、居處動靜、由禮則和節、不由禮則觸陷生疾、容貌態度、進退趨行、由禮則雅、不由禮則夷固

勵ましくるゝものは、我友なり、之れに反し、徒に我にこびへつらふものは、我を害ひ傷くる賊なり、かるが故に、君子は師を尊び、友を親みて之れに事へ交り、極めて己を傷くる賊を悪み斥くるなり、かく善を好みて飽となく、諫を受けて能く我身を誡め愼むときは、徳の進み身の榮ゆることなからんと欲するも得べけんや、進み榮えて仕方なきなり、小人は全く之れに反す、己の行は極めて亂暴にてありながら、人の己を非るを悪み、己の身は極めて不肖にてありながら、人の己を賢しと譽めくれんことを欲し、心は虎や狼の如く殘刻に、行は禽や獸の如く不行跡にてありながら、人の己を賊とし嫌ふを怨み、又己にこびへつらふものには親く交り、己の過を諫め爭ふ親切な者は、反つて疏じ遠ざけ、身を修め行の正しき人を笑ひ、至つて忠ある人を賊となして斥く、此の如くにして我身の滅亡せざらんことを欲すと雖、得べけんや、必ず滅亡すべし、

【非我】非はそしるなり、わろしとするなり、【當】は正當より向ひてくること、ムカフと訓む、【隆】は尊ぶなり、【致】は極なり、キハメテと訓む、【獸】は飽なり、アクと訓む、【諍】は爭ひいさむるなり、【疏】は疏じ遠ざくること、【修正】は身を修め行の正き人なり、

詩曰、諗諗訾訾亦孔之哀、謀之其臧、則具是違、謀之不臧、則具是依、此之謂也、

此の節は、前節を承け、詩を引きて小人の害悪を證せり、

昔の詩に曰く、「朝廷には多くの小人が相和ぎて黨をなし、君子を相詆りて退かしめ、よき謀は相與につゝきこはし、悪しき謀は相與に之れに依りたよりて、私利をはかれり、此れは亦甚だ哀むべきことなり」と、此の詩は、小人がはびこるときは、私利のみをはかりて、國の滅亡を來たす、即ち害毒の甚だ恐るべきことを謂へるなり、されば人は常に君子に倣ひて、身の幸福をはかり國の隆盛を冀ふ可きなり、

【詩曰】此の詩は詩經小雅小旻の篇にあり、【諗諗】は相和く貌、【訾訾】は相詆る貌、【孔】は甚なり、ハナハダと訓む、【臧】は善なり、ヨシと訓む、

必以自好也、不善在レ身、蕭然必以自惡也、

此の節は、善を見ては必ず好みて守り、不善を見ては必ず惡みて退くべきをいへり、

人の善き行を見たるときは、自ら心身を整ひ正し、己にも此の行があるかなきかを省みて觀察し、あるときは益〻勉めて失はぬ樣にし、なきときは勉め勵みて行ふ樣にすべし、人の不善を見ては、自ら憂へ懼れて、己にも此の行があるかなきかを省みて觀察し、あるときは直に取り去る樣にし、なきときは斥けて近よらぬ樣にすべし、又善き行が我身にあるときは、固く守りて好み樂む可く、不善の行が我身にあるときは、泥滓の身を汚すが如くに惡み嫌ふべし、

【脩然】は整ひ正す貌なり、【存】は省み察すること、【愀然】は憂へ懼るゝ貌なり、【省】は省み察すること、【介然】は堅固なる貌なり、【蕭然】蕭は繅と通ず、泥滓の身を汚すことなり、

故非レ我而當者吾師也、是レ我而當者吾友也、諂諛レ我者吾賊也、

故君子隆レ師而親レ友、以致惡レ其賊、好善無レ厭、受諫而能誡、雖レ欲無レ進得乎哉、小人反レ是、致亂而惡レ人之非レ己也、致不レ肖而欲レ人之賢レ己也、心如レ虎狼、行如レ禽獸、而又怨レ人之賊レ己也、諂諛者親、諫諍者疏、修正爲レ笑、至忠爲レ賊、雖レ欲無レ滅亡一得乎哉、

此の節は、君子は善を見て進み勵み、小人は然らざることを說けり、

以上述ぶる通りなるが故に、我行を非しとして、改め勵むべく、我に向つて忠告しくるゝものは、我師なり、我行を是しとして、益〻勉め勵むべく、我に向つて

く學問にて我心を堅め置くときは、權利も心を傾くること能はず、群衆の人の力にても心を移しかへさすこと能はず、天下の富の力を以てしても心を動かすこと能はず、かく生きて居るうちも是の學問に由り、死に至るまでも是の學問に由りて動くことなきを、特別の操行あると謂ふなり、特別の操行ありて而して後に、能く我心内に定りて動かず、我心内に定りて動かざるに至りて後、能く外物に應じて縱橫の謀を出し、思慮を回らすを得べし、夫れ是れを成就せる人と謂ふなり、天は高明にして萬物を覆育するを貴び、地は廣大にして萬物を載せて之を養ふを貴ぶ、此れと同じく君子は、完全に其學を修め德を養うて道と一になり、天地と德を同じくするを貴ぶなり、

【粹】はもつぱらにしてまざりなきこと、【誦數】數は說なり、禮樂詩書の經典を訓み說くこと、【貫】は習なり、習ひなるゝこと、【爲二其人一】爲は擇なり、エラブと訓む、其人は良師を指す、【非是】の是は學を指す【致】は極なり、キハムと訓む、【五色】は青、黃、赤、白、黑の五つの色をいふ、【五聲】は宮、商、角、徵、羽の五音をいふ、宮は根本の音にて清める音なり、商は宮より高きこと二調子、以下順々に上るなり、【五味】は甘き、辛き、鹹ゆき、酸き、苦き五つの味をいふ、【有二天下一】は天下の富を有つなり、【蕩】は動なり、ウゴカスと訓む【德操】德は特に通す、特操の意なり、【定】は心の堅く定りて動かぬこと、【應】は外物に應接すること、【成人】は學德の成就せる人なり、【光】は廣に通す、廣大なるをいふ、

○以上第十二章、人は學を修め德を成し、道と一體にならざる可らざることを說けり、

修身篇第二

此の篇は身を修むるの必要、方法より、其の效果を叙べたるものなり、荀子は禮を主張するを以て、身を修むるにも亦禮を以てすべきことを說けり、

見善、脩然必以自存也、見不善、愀然必以自省也、善在身、介然

を横行したる大盜なり、【全レ之盡レ之】の之は善を指す

君子知レ夫二不全不レ粹之不レ足レ以爲二美也一、故誦數以貫レ之、思索以通レ之、爲二其人一以處レ之、除二其害者一以持二養之一、使二目非レ是無レ欲レ見也一、使二耳非レ是無レ欲レ聞也一、使二口非レ是無レ欲レ言也一、使二心非レ是無レ欲レ慮也一、及レ至二其致好レ之也一、目好二之五色一、耳好之五聲、口好二之五味一、心利之有二天下一、是故權利不レ能レ傾也、群衆不レ能レ移也、天下不レ能レ蕩也、生乎由レ是、死乎由レ是、夫是之謂二德操一、德操然後能定、能定然後能應、能定能應、夫是之謂二成人一、天貴二其明一、地貴二其光一、君子貴二其全一也、

此の節は、前節の全レ之盡レ之ところの方法を說けり、君子はかの善を全くせず、粹に善を盡さゞることの、美行となすに足らざるを知るを以ての故に、禮樂詩書などの經典を誦み說きて之れを習ひ、其の旨意を思ひ索めて之れを通曉し、良師を擇びて之れと共に處りて、智を研き德を修め、其の學問の妨害になる者は除き去りて、心を大切に持ちて養ひ、目をして學問に非ざれば、見ることを欲するなからしめ、耳をして學問に非ざれば聞くことを欲するなからしめ、口をして學問に非ざれば言ふことを欲するなからしめ、心をして學問に非ざれば慮ることなからしむる樣に勉め勵み、其の學問を好みて極點まで至るに及びては、目は之れを五色よりも好み、耳は之れを五聲よりも好み、口は之れを五味よりも好み、心は之れを天下の富を有つよりも利益ありとなすなり、是の故に、か

步不至、不足謂善御、倫類不通、仁義不一、不足謂善學。

此の節は、學問は極致までなさゞれは、善く學問をするものといふ可からざることを說けり、百度弓をひくうちに、一つ射そこなへば、善く弓を射る者と謂ふに足らず、馬を御して千里の遠き所へゆくに、一足足らずして行く所へ至らざれば、善く馬を御する者と謂ふ可らず、此れ同じく、人も亦禮法の言ひ及ばざる所をば、其の既に言ひ及べる所の、此れと同じ等倫、又は同じ類の法則より推し究めて、其の理に通ずることを得せず、又常に仁義と一なりて離るゝことなく、我身即ち仁義、仁義即ち我身といふ風でなきときは、善く道を學ぶものと謂ふ可らざるなり、

【倫類】倫は等類、類は同類をいふ、

學也者、固學一之也、一出焉、一入焉、塗巷之人也、其善者少、不善者多、桀紂盜跖也、全之盡之、然後學者也、

此の節は、善く學ぶものとは如何なるものなるかを言ひ、前節を結べり、

學問とは、固より道を學びて之れを專一に守り、道即ち我、我即ち道となるをいふなり、學びて道に入れども、之れを信ずること篤からず、或は出でゝ善となり、或は入りて不善となるは、塗巷の小人にて、取るに足らざるものなり、又その善なる者は少くして、不善なる者多きは、桀紂盜跖の如きものにて、言ふに足らざる者也、學問して善を全くし盡して、道と一體になりて、然して後始めて善く學ぶ者と言ふを得る也、

【一之】の一は道を指す、道と一體になるをいふ、

【一出一入】の一は或に同じ、アルヒハと訓む、一出一入とは、或は出でゝ善となり、或は入りて惡となるの意なり、【塗巷之人】塗はみちなり、巷はちまたなり、塗巷をさまよふ人の意にして、凡人をいふ、

【桀紂】は夏の桀王、殷の紂王にて、大逆無道の王なり、【盜跖】跖は名、盜賊跖の意なり、跖は魯の國の柳下惠といへる聖人の弟なり、手下數千人を從へ、天下

後、可與言道之致、故未可與言而言、謂之傲、可與言而不言、謂之隱、不觀氣色而言、謂之瞽、故君子不傲不隱不瞽、謹愼其身、詩曰、匪交匪舒、天子所予、此之謂也、

此の節は前節を承け、禮に由りて應接すべきを言ひ、君子の態度を明にせり、

以上述ぶる通りなるが故に、先方が禮恭しくして來りて後、之れと與に道の大綱を論ず可し、先方の辭が穩順にして後、之れと與に道の條理を論ずべし、先方の顏色がすなほに落ちつきて後、之と道の極致を論ずべし、此れ人に接するの常法なり、故に未だ與に語るべき人にあらずして、之れと與に語るを、さわがしき行といふ、與に語るべき人と、與に語らざるを、物を隱すといふ、人の顏色を觀ずして、妄に物を言ふを、目くらめつぽうといふ、皆禮にはづれたり、故に君子はさわがしからず、物を隱さず、目くらめつぽうならず、常に其の身を謹み愼みて人に應對するなり、昔の詩に「彼の人が人と交るには、敢て身を舒むることなく、禮を以て進退せり、故に天子より賜予を受け名を揚ぐ」とあり、此の詩は君子は禮を以て人と應接する故に、幸福をうくることを謂ひたるなり、【道之方】は大綱なり、【道之理】理は條理なり、【色從】は顏色のすなほに落ちつけること、【道之致】致は極なり、極致なり、【傲】は噭に同じ、前段に解せり、【隱】はかくし立をすること、【瞽】は目くらなり、目くらめつぽうなること、【詩曰】此の詩は詩經小雅采菽の篇にあり、【匪交】の匪は彼に通ず、彼人の交なり、【匪舒】の匪はズと訓む、打ち消しの辭なり、舒はゆるむこと、匪舒とは身を舒めぬことなり、身を舒めぬとは、怠らず荒まず愼むことなり、

○以上第十一章、人と應對するには、禮に由るべきをいひ、前後の言ひ及ばざる所を補說せり、

百發失一、不足謂善射、千里蹞

なり【蹊徑】は共に山間の小路なり、【挈】は擧なり、手に持ちてあぐること、【衰絻】衰は衰衣、絻は衣服のえりなり、【詘】は屈に同じ、かゞむること、【頓】は拖と通ず、引くこと、【順】は順ひ揃ふこと、【不可勝數】は、あげて數へきれぬことにて、よく揃うて仕方なき意なり、【道】は由なり、ヨルと訓む、【禮憲】は憲は法なり、禮の法則なり、【河】は黃河なり、【戈】はほこなり、【舂】は臼にてつくこと、ウスックと訓む、【黍】は我國のモチキビなり、【飡壺】飡は音サン、呑むなり、食ふなり、古は壺中に食物を貯ふを例とす、故に飡壺とは壺中の食物をくらふことなり、【未明】の明は變通に明かなるの意なり、【法士】は法度を守るの士なり、【察辯】察は明なり、察辯とは辯舌明に縱橫にきりまくる意なり、【散儒】不材の木を散木といふ、散とは役に立たぬことなり、故に散儒とは、役に立たぬ儒者の意なり、

○以上第十章、學問をするには、良師に就き又禮を隆び盛にせざる可からざることを說けり、

問楛者勿告也、告楛者勿問也、說楛者勿聽也、有爭氣者勿與辨也、故必由其道至、然後接之、非其道則避之、

此の節は、人と應對するには禮に由るべきことを說けり、

粗忽なる問ひ方をなすものには、告ぐること勿れ、粗忽なる告げ方をするものには、問ふこと勿れ、粗忽なる說明をする者には、聽くこと勿れ、爭ふ氣のあるものとは、與に辯論すること勿れ、故に先方が其の道即ち禮に由りて來り、然る後此れに接し問ひ且つ告げ又辯論すべし、若し其の道即ち禮に由りて來らざるときは、避けて接せぬ樣にすべし、

【楛】は沽に通ず、沽は粗なり、粗忽なること、【其道】の道は禮を指す、

故禮恭而後、可與言道之方、辭順而後、可與言道之理、色從而

盛にすること、荀子は禮を以て學問の根本となす、故此に亦隆禮といへるなり、【安】は語助にて焉の字の如し、コヽニと訓む、【特】は直に同じ、タヾと訓む、【將】は語助にて、ハタと訓む、【雜識】識は記なり、雜說の書をいふ、【順】はシタガフと訓む、其れにのみしたがひて、他を顧みざること、【末】は終に同じ、ヲハルと訓む、【陋儒】陋は淺陋なり、見識の淺くして心のいやしきなり、

將原先王本仁義、禮正其經緯、蹊徑也、若挈裘領、詘五指而頓之、順者不可勝數也、不道禮憲、以詩書爲之、譬之、猶以指測河也、以戈舂黍也、以錐飡壺也、不可以得之矣、故隆禮雖未明法士也、不隆禮、雖察辯散儒也、

此の節は、禮は學問の綱領なるを以て、之れを隆ばざる可らざることを說き、前節の意を敷衍せり、學に志す者にして、將に先王の道に原づき、仁義の道に本づき、大に爲す所あらんとするものは、必ずや一定の路を行かざる可からず、禮は即ち正に其の大道たり小路たるものにして、必ず通行せざる可からざるものなり、禮を以て物を整頓するときは、能く順ひ揃ふことは、譬へば、裘衣を着るに、領を一方の手にて持ち、而して一方の五本の指を屈めて、之れを引くときは、袂も裾もすべて順ひ揃うて、仕方がないといふ樣になるが如し、之れに反し、禮の法則に由らずして、詩書のみによりて之れを爲さんとするは、譬へば指にて黃河を測量し、戈にて黍を舂き、錐もて壺の中の食物をのみ食はんとするが如く、決して目的を達し得べからざるなり、故に禮を隆べば、未だ變通の道に明かならずと雖、猶法を守るの士といふべし、之れに反して、禮を隆ばざれば、辯舌如何に明かなりと雖、世に無用の儒者なり、

【原】はもとづくこと、【先王】は先王の道なり、【經緯】南北の道を經といひ、東西の道を緯といふ、共に大通

此の節は、學問をするには、良師に就くを先務となすことを說けり、

學問をするには、良師に從ひ近づくより便利なるはなし、禮樂の二經は、大法を指示するのみにて、委細に其の理を說かざれば、通曉すること難し、詩書二經は、先代の人々のなせる故き事實を擧げたる者にて、現今の人には適切ならざれば、之れを知り悉して應用することは難し、春秋は文章簡約にして、旨義微妙なれば速に其の義を曉ることは難し、之れに反し、良師に從ひて其の言行に倣ひ、聖人君子の說を習ひ覺えて、能く其の意を悟り、以て己を修むるときは、其の德高く其の名世に徧く聞ゆるに至るなり、故に私は學問をするには良師に從ひ近づくより便利なるはなしといふなり、

【其人】は良師を指す、【故】は故き事柄なり、【切】は適切なり、【約】は簡約なり、【方】は倣に通ず、ナラフと訓む、見ならふことなり、【其人之】之字は而の字と通じ、シカウシテと訓む、【尊】は德の尊く高くなること、【徧周】は二字共にあまねきこと、名のあまねく聞ゆるをいふ、

學之經、莫速乎好其人、隆禮次之、上不能好其人、下不能隆禮、安特將學雜識、順詩書而已耳、則末世窮年、不免爲陋儒而已、

此の節は、學問をするには、良師に近づくより速なるはなきも、禮を隆び學ぶことを忘る可らざるを說けり、

學問をする方法は、良師を擇び之れに好み近づきて敎を受くるより速なることなきは、前に述べたるが如し、又其の次には禮を隆び盛にすべし、若し上は良師を擇びて之れに好み近づかず、下は禮を隆び盛にすること能はずして、たゞ諸家の雜說を學び、詩書の經典に順ひて之れを修むるのみにて、世變に通ずることを知らざりしならば、世を終り年を窮るまで、即ち一生涯、陋しき儒者たることを免れざるなり、

【經】は道なり、道は方法なり、【好】は好み近づくこと、【其人】は良師を指す、【隆禮】隆は尊ぶなり、尊び

献上すると同じことにて、人の爲にのみして、少も己の爲めにはならぬなり、

【古之學者】は君子を指す、【今之學者】は小人を指す、【禽犢】禽は雁鴨などの禽をいひ、犢は小牛なり、古は皆之れを進物に使ふ、

故不問而告謂之傲、問一而告二謂之讚、傲非也、讚非也、君子如響矣、

此の節は、君子は小人の如く人が問ひもせぬに、べら〳〵しやべらず、自重することを說けり、

以上說ける所にては、君子は己の身の爲にのみ學問し、少も人のことを謀らざるに似たれども、決して然らず、君子は人を敎へ導きて善に進め入るゝなり、されども小人の如く、人より尋ねもせぬに、べら〳〵しやべりて、己が博識を衒ふことせざるのみなり、それ故に人より問はざるに、こちらより物を語り告ぐるは、噭々とさわがしきことゝ謂ふものなり、又先方より一事を問ひしに、こちらより二事を告ぐるは、徐分のことをいふものにて、之れを多言と謂ふなり、噭々とさわがしきことも惡るければ、多言も亦惡ろし、されば君子が人の問に答ふるは、恰も鐘をつくと其の響の聲に應ずるが如し、鐘はつかざれば鳴らず、人問はざれば答へず、又鐘は小さくつけば小さく鳴り、大きくつけば大きく鳴る如く、小さく問へば小さく答へ、大きく問へば大きく答ふるなり、

【傲】は噭と通ず、さわがしきこと、【讚】は多言をいふ、【非】はわるきこと、

○以上第九章、君子は己の身を修め德を成す爲めに學問し、小人は人に誇り告ぐる爲めに學問することを說けり、

學莫便乎近其人、禮樂法而不說、詩書故而不切、春秋約而不速、方其人之習君子之說、則尊以徧周於世矣、故曰、學莫便乎近其人、

動、一可以爲法則、

此の節は、君子の學問の仕方を說けり、君子の學問の仕方は、よき事を耳に入るゝと、之れを心に著けて忘れず、手足に布き及ぼして、たちゐふるまひの間にあらはすなり、されば君子は少し言ふても、少し身を動しても、皆天下の人々の法則となすべきなり、

【著】はつけて忘れぬこと、【布】はしき及ぼすこと、【四體】は手足なり、【動靜】はたちゐふるまひをいふ、【端】は喘に通ず、喘は喘息なり、喘息は微に少しづゝ息するもの故、喘には微少の意あり、此の端而言は即ち少し言ふの意なり、【蝡】は蟲の少しづゝ匍ひ行くことをいふ、此れより轉じて少しの意に用ふ、此の蝡而動くは少し動くの意なり、【動】は擧動の意なり、

小人之學也、入乎耳、出乎口、口耳之間、財四寸耳、曷足以美七尺之軀哉、

此の節は、小人の學問の仕方を說けり、小人の學問をする仕方は、一つよき事を耳に入れると、すぐ口にしやべり出して、無知の者に誇るに過ぎず、學問は身體全てにしみこまざれば、役に立たぬものなるに、小人の學問は、口と耳との間を往來するに過ぎず、口と耳との間は纔に四寸のみ、何ぞ大丈夫七尺の軀をよくするに足らんや、

【財】は纔に通ず、ワヅカと訓む、【美】はよくすること、【軀】は身軀にて、からだなり、

古之學者爲己、今之學者爲人、君子之學也、以美其身、小人之學也、以爲禽犢、

此の節は、前二節を結び、君子は己の身をよくする爲めに學び、小人は人の爲めに學ぶことを說けり、古の學者は、己が身を修め道を行ふ爲めに學問し、今の學者は、人に語り聞かせする爲めに學問して、少も己の身の爲めにはせざるなり、されば古君子の學問は、己の體をよくし、今の小人の學問は禽や犢を人に

佚せり、【大分】は大體の界なり、【類】は法なり、法則をいふ、

禮之敬文也、樂之中和也、詩書之博也、春秋之微也、在天地之間者畢矣、

此の節は、各經典の長所を說けり、

禮には周旋揖讓の恭敬の儀式と、尊卑高下の等級とありて、差別あり秩序ありて一絲も紊るゝことなく、之れを學ぶときは人をして威儀整然たらしむ、樂には中和の聲調あり、之れを學び之れをきくときは、人をして心和ぎ中正に赴かしむ、詩書には博く土地の風俗や鳥獸草木の名より、政事の得失教育の良否迄詳く記せり、之れを學ぶときは、人をして博聞ならしむ、春秋は春秋時代二百四十年間の歷史にして、文章極めて簡略なれども、其の主旨は極めて微妙にして深遠なり、その褒むべきは褒め、貶すべきは貶するなど、直筆して憚る所なし、之れを學ぶときは、人をして善は必ず爲さゞる可からず、惡は必ず爲す可からざることを知らしむ、されば此れ等の經典を學ぶときは、天地間のあらゆる事物の道理は悉く知り畢るわけなり、

【敬文】禮には周旋揖讓など、凡て人と應接する儀式は恭敬ならざる可らず、故に敬といふ、敬とは敬しき儀式の意なり、又禮には尊卑高下の地位に應じて、車服宮室などの等級を異にす、此れ等の等級は一種の文、即ちあやもやうなり、故に文といふ、文とは等級の意なり、【樂】は樂經をいふ、孔子の刪正せられたるものなれども、秦の始皇の焚書のとき亡佚せり、【中和】中正和樂の意なり、【春秋】は春秋時代二百四十二年間の歷史にして、孔子の刪定せられたるものなり、事實によりて直書し、其の人の善惡をして隱るゝ所なからしめられたり、【微】春秋は文章は簡略なれども、其の旨意は、微妙にして深遠に、人をして善に就き惡を懲らしむ、故に微といふなり、

○以上第八章、學問の方法と目的とを說けり、

君子之學也、入乎耳、著乎心、布乎四體、形乎動靜、端而言、蝡而

きを知らすべし、書經は虞夏の世以後の政事を紀(シル)せるものなり、詩經は殷周二代の詩をあつめたるものにて、其の詩の聲調は中和なり、そは詩人の眞心の思の存するを以てなり、禮經は凡ての禮を記せる者なり、禮は凡ての法則の大體の限りをつけて相牴(アタ)り觸(サワ)ることなからしむるものにして、又多くの法則の紀(オホ)綱(ヅナ)たるものなり、故に學問は禮に至り止り極まるものなり、されば禮をば道德の極度といふなり、

【書】は書經なり、古は單に書といひ、戰國時代より尙書といひ、宋の頃より書經といふ、虞、夏、殷、周四代の政敎の記錄を、孔子のあつめられたるものなり、古は百篇といひしが、今存するものは五十九篇なり、其の中にて今文二十八篇は信用すべきものなれども、其の餘の篇は古文と稱すれども、後世の僞作にて信用すべからず、今文は漢の文帝の時、伏勝が口授したるものにして、當時通行の文字にて記載せるを以て、今文といふ、古文は同代景帝の時に、魯の恭王が孔子の舊宅を壞ちたるときに得たるものにして、其の文字は古代の文字にて記されたるを以て古文といふ、されども幾もなくして亡佚せり、東晉元帝の時、梅賾といふもの僞古文を製作し、朝廷に上りてより行はる、されば今の古文は此の僞古文にて、漢代の物にあらず、故に信用すべからざるなり、【政事之紀】書は四代の政敎の記錄をあつめたるもの故、政事之紀といふ、紀は系統的にしるすことをいふ、世を逐ひ代を追ひて、即ち系統的に記錄をあつめたるものなれば、紀の字を用ひしなり、【詩】は詩經なり、古は單に詩といふ、漢に至り魯人申公の傳ふものを魯詩といひ、齊人韓固生の傳ふるものを齊詩といひ、燕人韓嬰の傳へるものを韓詩といふ、皆亡佚せり、魯人毛亨の傳へるものを毛詩といふ、現今存するもの是れなり、宋に至り詩經といふ、此の書は孔子が殷周二代の詩をあつめられたるものにて、もと三百十一篇ありしが、秦の始皇の焚書の時六篇を亡ひ、今は三百五篇となれり、【中聲之所止】中聲は中和の聲調なり、詩は樂器に合して歌ふもの故、聲調といふなり、止は存と同く存在の意なり、詩は作者の眞心の思の存在せるものなり、故に歌ふに就ても、自然に聲調の中和を得るを以て、中聲之所止といふ、【禮】は禮經なり、孔子の編輯せられたるものなれども、秦火の難に亡

此の節は、學問の方法と目的とを說けり、

學問は、どういふ所より始まり、どういふ所にて終るものなりや、答へて曰く、學問には方法と目的との二あり、其方法は、詩書などの經書を誦むに始まり、禮儀の書を讀むに終る、其の目的は、士と爲るに始まりて、聖人となるに終るなり、誠に德を積み行を力むること久しきときは、學問が身に入りて自得するに至るものなり、學問は、生命ある中は少しも怠ることなく、勉め勵みて、身の歿するに至りて始めて止まるべきものなり、何故とならば、方法の方は、經と禮とを誦讀して會得するに過ぎざれば、終着あれども、目的の方は、聖人となるにあれば、なか〳〵終着のなきものなり、されば此の大切なる目的を果すには、須臾も勉强を舍む可からざるなり、此れ即ち學問は身の沒するに至りて始めて止むといへる所以なり、怠らず目的を爲し遂ぐるは君子にて、途中にて舍めてしまふは、禽獸と擇ぶなき小人なり、

【數】は術なり、方法をいふ、【經】は經典なり、儒敎の經典をいふ、蓋し經は經緯の經にして、布帛の縱縷を經といひ、橫縷を緯といふ、經緯の布帛に於ける、直通して終始を貫けるが如く、聖賢の著述も亦古今を通貫し、修身治國の大綱を示して、多くの橫縷即ち社會萬般の事項を維持するを以て經と名づく、詩、書、禮、樂、易、春秋の六經は儒敎の經典として尊ばる、されど此にては禮以下の五經（易を除く）を指す、【禮】は六經中の禮經を指す、荀子の學は解題にもいへるが如く、禮を以て根本となす、故に特に六經中より拔きて最上の位置を與へしなり、【義】は學問の旨意、即ち目的をいふ、

故書者政事之紀也、詩者中聲之所止也、禮者法之大分、類之綱紀也、故學至乎禮而止矣、夫是之謂道德之極、

此の節は學問の至極は禮にあることをいひ、禮經の六經中最上の位置を占むるものなることを示せり、六經中にて、主要なるものは詩書なり、されば今此の二書と、禮經との價値を比較し、以て禮經の重んずべ

聲は小さくて聞えぬといふことなく、必ず聞ゆるものなり、行は隱れてあらはれぬといふことなく、必ずあらはるゝものなり、彼の玉と珠とは、山川の精華といふべきものなり、玉が山にあるときは、其の光にて木も光澤よく潤ひて見え、珠が淵にあるときは、其れが爲に崖が常に濕ひて水が乾くことなし、故に木の光澤よく潤へると、崖の濕ひて乾かざるとを見るときは、必ず其處に玉と珠とがあるを知り得るなり、此れと同じく、人も亦善を爲して積み重ねんか、必ずや學德の光輝きて外に現はれ、どうして名の世に聞えざることあらんや、若し聞えざるは、善を成すことの足らざるなり、されば吾々は善を爲すの足らざるを憂ふ可し、名の聞えざるは憂ふるに足らざるなり、【瓠巴】は古の瑟ひきの名人なり、時代及び事蹟詳ならず、【瑟】は樂器にて琴の種類なり、昔し素女のひけるものは五十絃ありしが、其の音餘りに悲しかりしかば、黃帝は減じて二十五絃とせりといふ、後相增減して十五絃、二十三絃、二十七絃などあり、【流魚】は游魚なり、水中を游泳する魚をいふ、【伯牙】は古の琴ひきの名人なれども、時代詳ならず、伯牙琴をひくや其の友鍾子期よく其の心意を知りしかば、牙は己が知音の友として深く信賴せり、子期の死するや牙は琴を投げ復び之れを手にせざりきといふ、【琴】は神農氏の造る所と稱せらる、五絃、七絃の二種あり、【六馬】馬には種馬、戎馬、道馬、田馬、駕馬、齊馬の六種あり、故に六馬といふ、されど此にては單に馬といふ意に見てよし、【秣】はまぐさなり、されど此にてはマグサクフと訓む、【玉】は石のたまをいふ、【珠】は貝類のたまをいふ、【枯】は乾きかるゝこと、

學惡乎始、惡乎終、曰、其數則始乎誦經、終乎讀禮、其義則始乎爲士、終乎爲聖人、眞積力久則入、學至乎沒而止也、故學數有終、若其義則不可須臾舍也、爲之人也、舍之禽獸也、

す、是れ即ち五技にして窮するなり、

詩曰、鳲鳩在レ桑、其子七兮、淑人君子、其儀一兮、其儀一兮、心如レ結兮、故君子結於一也、

此の節は、詩を引きて前節の意を結べり、詩に曰く「鳲鳩が桑の木に七つの巢を搆へ、七匹の雛を養ふ方法を見るに、朝は上の巢の子より次第に下の巢の子に及び、夕方は下の巢の子より次第に上の巢の子に及ぶこと、日々一定して毫も變ることなし、善人君子も亦此の如く、其の威儀を守ること常に一定せり、威儀を守ること常に一定するが故に、心は一所に物を結びまとめたるが如く、專一にして堅固なり」と、此れにて君子が常に心を專一に結びて多岐に走らざる故をよく悟るべし、

【詩曰】此の詩は詩經曹風鳲鳩の篇にあり、【鳲鳩】は又戴勝、桔鞠、布穀ともいふ、我國にてトシヨリコヒ、又キジバトと呼ぶもの也、形鳩に似、蒼灰色にて少く黃を帶ぶ、【兮】は助語なれば讀まずしてよし、【淑人】淑人は善なり、淑人とは善人をいふ、【君子】は有德の人を指す、

○以上第六章、學を修め德を成するには、專一ならざる可らざることを說けり、

昔者瓠巴鼓レ瑟而流魚出聽、伯牙鼓レ琴、而六馬仰秣、故聲無レ小而不レ聞、行無レ隱而不レ形、玉在レ山而木潤、淵生レ珠而崖不レ枯、爲レ善積レ邪、安有レ不レ聞者一乎、

○第七章、學を修め德を成すときは、換言すれば善を成すときは、必ず名の聞ゆることをいふ、

昔し瓠巴といへる人が瑟をひきしに、其の音餘りに妙なりければ、水中を泳げる魚も頭を出して聞けりといふ、又伯牙といへる人が琴をひきしに、亦其の音妙なりければ、馬も首を仰げて、之れを聞きつゝまぐさくへりといふ、されば專一に學び成したる上は、名

し能はざることを說けり、

以上に述べたる通りなるが故に、人も亦專一に誠の志なき者は、あきらかなる名を揚ぐることなく、專一に誠に事に從ふことなきものは、赫々たる功をなすことなし、二またの道を、何れへも行かんとするときは、何れへも至ること能はず、兩君に事ふるものは、どちらの君にも信用せられず、此の如く、專一の志をもて專一に事に從はざるものは、何事もなすことなく、人々よりは爪はぢきして嫌はるゝものなり、

【冥冥】は專一精誠のこと、【昭昭】はあきらかなること、【明】は名と通ず、名聲なり、【惛惛】は冥冥に同じ、【赫赫】は光りかゞやくこと、【衢道】は二またの道、

目不能兩視而明、耳不能兩聽而聰、螣蛇無足而飛、鼫鼠五技而窮、

此の節は、前節を承け、多岐に走る可らざることを說けり、

目は二つあれども、同時に二つの物を視ること能はず、さればとて、目の明といふ力を損するに非ず、耳は二つあれども、同時に二つのことを聞くこと能はず、さればとて、耳の聰といふ力を損するに非らず、二つある目と耳とでさへ此の如きに、一つしかなき心にて、多くの事を考へ何れも成功せんとするは、覺束なきことならずや、彼の螣蛇は足なけれども、專一なれば自在に空中を飛行することを得、之れに反して鼫鼠は五つの技を備へたれども、皆未熟なれば、實際の場に臨みて常に困窮するは、專一ならずして多岐に走りしが故なり、此の二つの喩にて、多岐に走る可らざるを知るべし、

【明】は目の明に物を見る力をいふ、【聰】はさときなり、耳のさとく物を聞きわける力をいふ、【螣蛇】は神蛇なり、蛇にて龍に似たるものなり、能く雲霧を興し自ら其の中に飛遊すといふ、【鼫鼠】は我國のムサヾビなりといふ、多藝の獸なれども皆未熟なり、即ち能く飛べども、屋根に上ること能はず、能く泳げども、谷を渡ること能はず、能く走れども、人に先つこと能はず、能く穴を掘れども、己が身を掩ふ程のものを掘ること能は

きは、年月を經て朽るに至りても、なか〳〵折ることすら出來ぬものなれども、之れに反して、すて置かず絕えず刻みゆくときは、木は言ふに及ばず、金や石の如き硬きものと雖、容易に斷ちきりて美く彫刻することを得るものなり、

【舍】は捨て置くこと、オクと訓む、【鍥】は刻なり、斷なり、キザムと訓む、【鏤】は彫刻なり、チリバムと訓む、

○以上第五章、學を修め德を成さんには、日を累ね月を積み、絕えず勉む可きことを說けり、

蟺無爪牙之利、筋骨之強、上食埃土、下飮黃泉、用心一也、蟹八跪而二螯、非蛇蟺之穴、無可寄託者、用心躁也、

此の節は、專心なるものと、然らざるものとの例をあげ、人も亦會心ならざる可らざる意を說き示せり、

蟺は身を衞るに爪や牙の如き銳利なるものなく、又筋や骨の如き堅强なるものなけれども、常に地中に居りて、仰いては埃土を食ひ、俯して黃泉を飮み、安全に生息し居るは、心を用ふること專一なるが故なり、之れに反し、蟹は八本の足と、二本の螯といふ、屈强の武具を有すれども、蛇や蟺の住める穴を得るに非ざれば、其の身を寄託する所なく、常に安全なる生息をなし得ざるは、心を用ふること躁きが故なり、

【蟺】は蚓に同じ、ミヽズなり、【利】は銳利なり、【上】は上に向つてはの意、仰いではに同じ、【埃土】はほこり土なり、【下】は下に向つてはの意、俯してはに同じ、【黃泉】は地下の泉をいふ、【一】は專一なり、【跪】は足なり、【螯】ははさみなり、蟹の首の上に鉞の如きはさみをいふ、【蛇】は蛇に同じ、【蟺】は注に魚似蛇者とあれば、ウナギの類なり、【躁】は、さわがしきこと、

是故無冥冥之志者、無昭昭之明、無惛惛之事者、無赫赫之功、行衢道者、不至、事兩君者、不容、

此の節は、前節を承け、人も專一ならざれば何事も成

此の節は學を修め德を成すには、年月を積まざる可からず、速成はいけぬことを說けり、

少ばかりの土が積み重りて山を成し、其れに樹木が生ひ茂ると、風を起し雨を興す樣になり、少ばかりの水が積みたまりて、淵を成すと、蛟龍の樣な怪物が生息する樣になる、此れと同く人も亦少ばかりの善行を積み重ねて、德を成し遂げると、自然に神明の地位に達するを得、神聖なる心の備はるものなり、言ひ換ふれば神と同じ地位に至るを得るなり、

【淵】は深き水たまりをいふ、【蛟龍】は龍の一種なり、【神明】は神なり、神は智明なるものなり、故に神明といふ、【聖心】は神聖なる心、即ち神の心なり、

故不積蹞步、無以至千里、不積小流、無以成江海、騏驥一躍、不能千里、駑馬十駕、則亦及之、

此の節は、手近き例を引きて、前節の意を申べ明せり、

前に述べたる通り、小を積まざれば大に至らぬものなり、故に一足づゝ踏みあるかざれば、千里の遠き所へ行くことは出來ず、落ち葉の下をくゞりて流るゝ僅ばかりの流が積みかさならざれば、江海の如き大なるものも出來ず、又彼の騏驥の名馬と雖、一ぺん躍りあがりて、千里の距離に至る能はず、駑馬と雖、十日の間休まず步くときは、千里の路程も容易に至ることを得るものなり、

【蹞步】は半步なり、一足擧ることなり、【騏驥】は一日に千里を走る名馬なり、【駑馬】はのろき馬なり、【十駕】は車乘なり、馬は朝車をつけて步み、夕方に至りてのけて息むもの故、一日一駕の割合なり、故に十駕とは十日の意となる、

功在不舍、鍥而舍之、朽木不折、鍥而不舍、金石可鏤、

此の節は、前節の意を承け、事を成すには怠らずやめざるにあることをいふ、

以上述ぶるが如く、事功を立てんとせば、怠らずやめず、勉むるに在り、譬へば木を刻み斷ちてすて置くと

是故、質的張而弓矢至焉、林木茂而斧斤至焉、樹成蔭而衆鳥息焉、醯酸而蝱聚焉、故言有召禍也、行有招辱也、君子愼其所立焉、

此の節は、重ねて物は類を以て集ること、其の類は己より招きよせることをいひ、言行の愼むべきを說きて結べり、

以上述べたる通り、物は類を以て集るものにて、己に善き類の行あれば、福といふ善き類が來、惡き類の行あれば、禍といふ惡き類が來るものなり、是れ故に愼むべきは言行なり、この事を例をあげて更に詳く說くべし、質的が張られると、弓矢をとりて射る人が來り、林の木が生ひ茂ると、斧斤を持て伐る人が來り、樹木が繁茂して蔭をなす樣になれば、多くの鳥が來て息む樣になり、醯が酸くなつてくると、蝱が聚るやうになるものなり、かく此方に何か一つあれば、其れと同じ類のものが必ず來るものなる故に、人も亦言行を愼まざる可らず、何となれば、言行を愼まざるときは、禍や辱が來ることあればなり、されば君子は常に己が立つ所、即ち禮といふ安全なる地位を愼みて守り、幸福といふ同類を招き寄するなり、

【質的】は、まとなり、質は射侯とて、まと全體をいひ、的は正鵠とてまとの眞中をいふ、【斧斤】はをの、まさかりなり、【蔭】はかげなり、【醯】は酢の種類なり【酸】はすゆく腐ること、【蝱】は蟲なり、あぶの類、【君子】は有德を指す、【所立】は禮を指す、

○以上第四章、物は各〻類を以て集るものなり、勉強と幸福とは同類にて、怠惰と禍災とは同類なり、故に人は禮といふ安宅に居り、勉め學びて幸福といふ同類を招き、之れと生を共にせざる可からざることを說けり、

積土成山、風雨興焉、積水成淵、蛟龍生焉、積善成德、而神明自得、聖心備焉、

の枯れた中に生ずる蟲も、古本(古本は紙が枯れ乾けり)に生ずる蟲も、干魚に生ずる蟲も皆蠹といふなり、【怠慢】怠は怠惰、慢はゆるかせにすること、【作】はオコルと訓む、起り來ること、

強自取レ柱柔自取レ束、邪穢在レ身、怨之所レ構、

此の節も亦前節と同じく、第一節の例證にて、禍は自ら招くものなることをといふ、

松柳などの堅き木は剛強なる故に、斷ちきらるゝといふ禍にかゝり、蔓葛の如き弱き草は、柔軟なるが故に、まげ束ねらるゝといふ禍にかゝる、此れ自ら招きとるなり、此れと同じく、人も亦邪に穢れたる行が身にあるときは、怨みといふ惡魔が巢を構へて、ひどき目にあふなり、即ち強と柱、柔と束、邪穢と怨とは同類なれば、此方に其の一があれば、向より喜びて來るなり、此れはつまり自ら招きよせるわけなり、

【柱】は祝と音通にて斷ちきる意なり、【束】はまげたばねらるゝことなり、

施レ薪若レ一、火就レ燥也、平レ地若レ一、水就レ濕也、草木疇生、禽獸群居、物各從レ其レ類也、

此の節は、前節と同じく、物は類を以て集るをいひ、第一節を結べり、

薪を一定に布きならべても、火をつけると、燥いた方へもえつくもの也、其れは火と燥と同類なるが故なり、地を一定に平にしても、水を流すときは、水は濕へる方へ流れゆくものなり、其れは水と濕とは同類なるが故なり、草木も亦此れと同じく、松は松、杉は杉、芹は芹、よめ菜はよめなと、各、其の類に從つて集り生ひ茂り、禽獸も亦此れと同じく、雉は雉、雀は雀、犬は犬、猫は猫と、各、其の類に從ひて群り居るものなり、此の如く凡ての萬物は各、其の類に從ひて集るものなれば、人も亦勉め學びて幸福と共に居るべきなり、

【施】は布きならべること、【燥】はかわくこと、【疇】は類に同じ、疇生は類を以て集り生ずることなり、

此の節は前の二節を結び、君子の身の置き場所と交友を擇ぶことを說けり、

以上述べたる通りなるが故に、君子は己の身を置くには、必ず禮義といふ安全な所を擇び、交るには、必ず賢士につき從ふなり、此れは取も直さず己が邪僻に流るゝを防ぎて、中正の道に近づく所以の最良なる方法なり、

【君子】は有德の人を指していふ、【鄕】は所即ち居り場所なり、禮儀を指す、禮は荀子の首として唱ふる所なることは解題に述べたるが如し、【遊】は交なり、【就】はつき從ふ意なり、

○以上第三章、學問をするには、身の置き場所と、交友と擇ぶべきことを說けり、

物類之起、必有所始、榮辱之來、必象其德、

此の節は、物は各〻類を以て集ることを說けり、第四章の總序なり、

凡て物類の起り來るは、必ず始まる所のあるもので、何の理由もなくして起り來らぬものなり、吾々の身に光榮又は恥辱の來るは、必ず吾々の行ひし德に、此れと似たる類のものがある故なり、即ち吾々の身に善き德ある時は此れと同類の光榮が來り、之に反して、惡き德ある時は、此れと同類の恥辱が來るなり、

【物類】凡て物には各〻類あるものなり、例へば犬は犬と同類、猫は猫と同類、善人は善人と同類、惡人は惡人と同類なり、故に物類といふ、【象】はかたどるなり、似るなり、

肉腐出蟲、魚枯生蠹、怠慢忘身、禍災乃作、

此の節は、前節の例證なり、

肉が腐ると蟲がわき、魚が乾き枯ると蠹が生ずるが如く、人も亦怠慢して身を大切にすることを忘るゝときは、禍災が作り來るものなり、何となれば、腐肉と蟲、枯魚と蠹、怠慢と禍災とは同類なれば、此方に其の一があれば、向ふより同類が喜びて來るなり、

【蠹】は枯れ腐りたる中に生ずる蟲をいふ、されば木

す、【仞】は八尺なり、

蓬生麻中、不扶而直、白沙在涅、與之俱黑、蘭槐之根、是爲芷、其漸之滫、君子不近、庶人不服、其質非不美也、所漸者然也、

此の節は、學問をするには、交友を擇ぶことを說けり、

蓬は屈みて生え、麻は眞直に生ゆるものなり、今其の蓬が麻の中に混りて生ゆるときは、手だすけをせずとも自然に眞直になるものなり、又白き沙は美しきものなれども、黑きどぶ土の中に混りてあるときは、之と一しよに自然に黑くなるものなり、又蘭や槐の根は通じて芷といひ、誠に香よきものにて、人々の愛賞するものなるが、之を腐つた米のとぎ汁の中にひたし置くときは、香氣はうせて惡臭鼻を衝くに至るを以て、君子は嫌ひて之れを近けず庶人も亦忌みて之れを帶ぶることなし、一體芷の質は美ならざるに非ざれども、ひたし所が腐敗せるとぎ汁ゆゑ、人々が忌み嫌ふなり、人も亦此の如し、善き友に交れば、自然に善くなること、蓬の麻中に生ずるときは、自然に眞直になる如く、惡き友に交るときは、自然に惡くなること、白沙の泥中にありて黑くなり、芷の滫中にありて腐るが如し、交友は謹みて擇まざる可らざるなり、【蓬】は草名なり、平野、水側、山崖何處にも生ず、葉は野菊の葉に似て、長く幹を抽で、白き花を開き、後絮の如くなりて飛ぶ、我國にていふヨモギの種類なり、【涅】は黑きどぶ土なり、【蘭槐】は蘭と槐となり、蘭は香草なり、我國にあるものと同じ、槐は樸に通ず、樸香木なり、其根甚香し、【芷】蘭槐之根之爲芷とあるより見れば、香草木の根は通じて芷と名づくるなり、【滫】は米のとぎ汁の腐敗せるものをいふ、【漸】はヒタスと訓む、潰けることなり、【服】は帶なり、オブと訓む、

故君子居必擇鄉、遊必就士、所以防邪僻而近中正也、

り、キハムと訓む、【檄】は楫に同じ、カヂなり、【絕】は渡なり、ワタルと訓む、【物】は學問を指す、

南方有レ鳥焉、名曰二蒙鳩一、以レ羽爲レ巢、而編レ之以レ髮、繫二之葦苕一、風至レ苕折、卵破レ子死、巢非レ不レ完也、所レ繫者然也、西方有レ木焉、名曰二射干一、莖長四寸、生二於高山之上一、而臨二百仞之淵一、木莖非レ能レ長也、所レ立者然也、

此の節は學問をするには、己の身の置き場所を擇ぶべき事を說けり、

南方に蒙鳩といふ鳥あり、此の鳥は羽毛を拾ひあつめ、之れを髮の毛にて編みて巢を造り、之れを葦の穗に繫け、卵を生み子を養へり、一朝風吹き來るときは穗は巢の重さに堪へずして折れ、卵破れ子死するに至る、巢は決して完からざるに非ざれども、繫くる所の者が、かゝるひよすきもの故、かくの如き禍に罹るなり、又西方に射干といふ草あり、莖の長さは僅に四寸なれども、高山の頂上の而も百仞の淵に臨める所に生ずるを以て、遠くよりも能く之れを認むることを得るなり、此れは其の草の莖が長くなりたるには非ざれども、立つ所がかゝる高き山の頂ゆゑ、かく見ゆるなり、此の二の喩と同じく、人も亦惡き場所に身を置くときは禍に罹り、善き所に身を置くときは幸福を得て、人々より崇め尊ばるゝものなり、

【蒙鳩】は鷦鷯なり、鷦鷯は我國にてサヽギ又はミソサヾイといふ小鳥なり、形雀に似て稍小し、人髮又は馬の尾などをもて、羽又は蘆の花を綴りて巢を造ること極めて巧なるを以て、又巧婦鳥ともいふ、【葦】は我國名をアシといふ、草なり、【苕】は葦の穗なり、【有レ木】射干は草なるに之を木といふは何故なるかといふに、古人は草を木といひ木を草といひ、毫も其の物に拘らざる例多ければ、此れも亦其の一例と見るべし、【射干】我國にては射干とかきてヒアフギと訓めども、支那にては果して此の草を指すや否やは知ら

吾嘗終日而思矣、不如須臾之所學也、吾嘗跂而望矣、不如登高之博見也、登高而招、臂非加長也、而見者遠、順風而呼、聲非加疾也、而聞者彰焉、假輿馬者、非利足也、而致千里、假舟楫者、非能水也、而絕江海、君子生非異也、善假於物也、

○第二章、君子は學問の力を假りて、此の榮位に至れることを說けり、

吾嘗て終日思に耽りしことありしが、何の益もなかりき、しばらくにても學習するの利益あるに如かざるなり、又吾嘗て足をつまだてゝ望みき、されど見得る所は一小區域に過ぎざりき、高き所に登りて博く遠くを見得るに如かざるなり、高き所に登りて招くときは、吾臂が長きをましたるに非ざれども、「高き所」といふ助あれば、遠くに居る者にも明に見ゆるなり、風の吹くに順ひて呼ぶときは、吾聲の速力が疾くなりたるには非ざれども、風の力によりて聲が遠くにまで響く故、遠くに居る者にも彰に聞ゆるなり、又車や馬の力を假る者は、吾足がよくきゝ出したるには非ざれども、千里の路程も容易にゆくことを得るなり、又舟や楫の力を假る者は、己が水を泳ぐことが上手になりたるには非ざれども、江海を難なく渡ることを得るなり、此の如く物の力を假るときは、何事をなすにも便利にて且つ効果著しきものなり、かの君子といはるゝ人を見るに、その生れつきは常人と異なるに非ざれども、よく學問といふ物の力を假らるゝ故、此の如き榮譽ある地位に至られしなり、されば人々も君子に倣ひ學問といふ物の力を假り、幸福多き地位に至らんことを勉めざる可らず、

【跂】は足を擧ぐること、ツマダツと訓む、【加】は增なり、マスと訓む、【輿馬】は車と馬となり、【利足】利はよくきくこと、足の能くきくことなり、【致】は極な

【同聲】の聲は啼き聲をいふ、

詩曰、嗟爾君子、無恒安息、靖共爾位、好是正直、神之聽之、介爾景福、神莫大於化道、福莫長於無禍、

此の節は、詩を引きて學問を好み修むるときは、大なる幸福の來るべきことを言へり、

昔の詩に曰く、「あゝ汝君子の人々よ、汝は常に安息することなく、汝の位置を靜に敬みて守り、是の正直の道を好みて怠らず、荒まず勉め勵むときは、神樣は之れをお聽き遊ばし、汝を助けて大なる幸福を與へ給ふ」と、此の詩は取りも直さず、怠らず荒まず學問を勉勵するときは、神が大なる幸福を與へ給ふことを歌へるなり、されば神とは如何なるものなりや、神とは道の化身なり、吾々とても神の位置に至られざるに非ず、然らば如何にせば神の位置に至るべきや、そは決して六ケ敷ことに非らず、學問を修め窮めて我身が道に化るより大なる方法はなきなり、此の方法だに成し遂げなば、神と同じ資格を得るなり、聖人とは即ち此れ等の人々なり、又幸福にも大小種々の別あれども、つゝまる所禍なきにこしたることはなかるべし、神と同じ位置に至らば永遠に禍なきなり、學問の効果は此の如く大なり、豈勉めて修めざる可けんや、

【詩】は詩經を指す、此の詩は小雅小明篇の一節なり、【嗟】はアゝと訓む、嘆辭なり、【爾】は汝に同じ、【君子】詩にては役人の意なれども、此にては學に志す人といふ意に取る可し、【安息】は安じ息むことなり、【靖】は靜に同じ、【共】は恭に通ず、敬み恭しきことなり、【正直】詩にては正直の道の意なれど、此にては學問の道といふ意に取るべし、【神之】の之字は助辭にて別に意味なし、【介】は助なり、タスクと訓む、【景福】は大なり、大なる幸福なり、【化道】は我身が道に化ることにて、我即ち道、道即ち我といふ境涯をいふ、

○以上第一章、此の篇の大意を叙べたるものにて、序論の如きものなり、

以上述ぶる所にて、學問の必要なることは略〻分るべし、學問は此の如く誠に結構なるものなれども、一寸修むるときはすぐに出來るといふものに非ざるなり、學問は廣大なるものなり、今左に喩を借りて學問の大なることを說くべし、此の地上にて天を見るも、高山の頂にて天を見るも、天は同じ高さに見ゆる可し、此に於て吾々は始めて天の高きことを知り得るなり、故に地上のみにて天を見、高山の頂に登りて天を見ざるときは、天はかくまで高きものなることを知り得ざるなり、地も亦此れに同じ、平地を掘り下しても、又其れより幾十尺低き谷間に至りて其處を掘り下しても、同じく盡くることなし、是に於て吾々は始めて地の厚きことを知り得るなり、故に平地のみにて地を見、深き谷間にゆきて見ざるときは、地はかくまで厚きものなることを知り得ざるなり、學問も亦此の二つの喩と同じことなり、普通の學問のみをして、古の聖王の遺し給ひしいみじき法(ノリ)の言を聞き覺えざるときは、學問はかくまで廣大なるものなることを知り得ざるなり、

于越夷貊之子、生(レナハ)而同(クスレ)聲(ヒ)、長(ジナハ)而異(ニスルハ)俗(ヲ)、教使(ムル)之然(レヲシナラ)也、

此の節は、教育の必要なることを說けり、

前に述べたるが如く、學問は必ず修めざる可らざる大切のものなれども、始より獨りにては出來ぬものなり、必ずや師に就きて教を請はねばならぬものなり、されば此に一の喩をあげて、幼時より教育の大切なることを申すべし、吳越の國と夷貊の國とは、一は南にあり、一は東北に在りて地甚隔たれり、其の子供を見るに、生れしときは啼き聲も同じく、其の外別に變る所はなけれども、長ずるに及びては、全く風俗を異にするは如何なる理由(ワケ)なりや、言ふまでもなく、幼時よりの教ならはしが、かくならしむるなり、されば此の喩にて、人も亦幼時より師に就きて教を請けざるときは、此の廣大なる學問も、能く研め、知りて君子の地位に至ること能はざるを悟るべし、

【于越】は吳越に同じ、吳越は南方にある國にて、吳は今の楊子江以南に、越は浙江の南に國せり、【夷貊】夷は東方のえびすをいひ、貊は東北のえびすをいふ、

木直中繩、輮以爲輪、其曲中規、雖有槁暴、不復挺者、輮使之然也、故木受繩則直、金就礪則利、君子博學而日參省乎己、則知明而行無過矣、

此の一節は、學問して惡しき性を矯正するときは、化して善となり、智明に、過無き君子の境涯に至るべきをいへり、

木が眞直になれるは墨繩を受けて正しく削られたるが故なり、その木をたはめ曲げて輪となすときは、其の曲り目はキチンと筆規にあたる、かくなりたる上は、たとへ乾き枯るゝ如きことありとも復び眞直ならざるは、輮めたる力が、かくならしめたるなり、此れと同じく人も亦學問して惡しき性を矯正するときは、善き性となりて、如何なることありとも亦惡しくはならぬものなり、故に木は墨繩を受けて、正しく削らるゝときは眞直になり、輮めて輪となすことも出來、金物も砥石にてとぐときは鋭利になり、如何なるものをもきることを得るが如く、道に志す人も亦博く學びて、日々たび〳〵己の言行を省みて觀察し、以て惡しきを去り善き方を勵むときは、智識は明確に、行は過なきに至るなり、

【繩】は墨繩なり、【輮】はタハムと訓む、曲げたはむることなり、【規】は筆規なり、【槁暴】槁は枯るゝこと、暴は乾くことなり、【挺は直】なり、眞直なること、【金】は金物にて金屬にて造りたる器具なり、此にては及物類を指す、【礪】は砥石なり、【利】はスルドシと訓む、鋭利なることなり、【君子】は道に志す人をいふ、輕く見るべし、【參省】參には「たび〳〵」「多く」などの意あり、參省とはたび〳〵反省して觀察することなり、【知】は智に同じ、

故不登高山、不知天之高也、不臨深谿、不知地之厚也、不聞先王之遺言、不知學問之大也、

此の節は、學問の廣大なることを說けり、

し、甲子、乙丑などいふ、戊戌とはいぬの方位にて西北の方なり、【大唐】の大は尊稱語なり、【睿智】聖明なり、【文武】は允文允武の略稱にて、文武に秀でたること、【元和】は憲宗の年號なり、

荀子卷第一

勸學篇第一

此の篇は、學問は必ず修めざる可からざることを說き勸めたる文なり、荀子は人性を惡といへり、この惡性を矯むるには、學問して己を修め物に接するの道を知らざる可からず、故に開卷第一に此の篇を置きたるなり、

此の篇は大體二つに分つを得べし、初より爲レ善積レ邪、安有レ不レ聞者乎までは種々の方面より學問の必要なることを說けり、其より終までは多く學問の方法を說けり、

君子曰、學不レ可レ以已、青取レ之於藍、而青於藍、氷水爲レ之、而寒於水、

此の一節は、學問するときは惡しき性も善くなることを說けり、

君子のいはるゝやう、學問はしばしにてもやむ可からず、譬へば青き色は藍より製したるものなれども藍よりも青く、氷は水より成りたるものなれども水よりも寒きが如く、人も亦絕えず怠らず學問を修むるときは、惡しき性も善くなりて遂には賢人君子といはるゝ樣になるなり、

【君子】は德を以ていふ、古人の賢人を指して言ふなり、【已】は、やめてしまふこと、

しも明にするに足らざるのみならず、紙は破れ脱け文字は誤れる、即ちめちや〳〵になる書を、穢しよごして、ます〳〵めちや〳〵にしたるに過ぎざるのみ誠に汗顔の至に堪へざるなり、蓋し此の註解は、自ら此の書を覽るの便に備ふる爲にて、敢て之れを將來に傳へ殘すといふに非ざれば、亦少しく慰むる所なきに非ざるなり、此の書は文字甚多きを以て、舊本の十二卷三十二篇なるを、分ちて二十卷となし、又孫卿新書といへるを改めて荀子と題せり、其の篇の次第も亦頗る移し易へし所あり、されどむやみなることをせず、同じ種類のものを以て前後に相從はしめ、以て至當を期すと云ふ、

【申抒】申も抒ものぶるなり、【鄙思】は鄙劣なる考なり、【敷尋】は尋ねてのべひろむること、【古今字殊】漢以前は大篆小篆の字行はれ、漢以後今の字體行はる、故にいふ、【齊楚言異】齊と楚と相隔ること遠し、故に其の言語全く異なること、孟子に見ゆ、【偏傍】文字の偏（ヘン）と傍（ツクリ）となり、【相近】近は近似の意なり、【聲類】は聲音なり、音は各〻類を以て分る、故に聲類といふ、【少】は缺なり、缺けてなきものをいふ、【重】は重複なり、【刊削】はけづること、【方言】は地方語なり、【孤陋】は固陋に同じ、【儁】はたぐひなり、【粗】は少なり、すこしもと訓む、【蕪穢】蕪はあれはてたること、穢はけがれたること、【省覽】二字ともにみること、【篇第】は篇の次第、即ち順序なり、

○以上第二段にて、荀子の註解を作ることを說けり、

時ニ歲在ル戊戌ニ大唐睿聖文武皇帝ノ元和十三年十二月也、

此の節は第三段にて、此の序を作れる年月を示せり、余今此の注を作り、此の序を製す、時に歲星はつちのえいぬの方向にあり、大唐の睿智聖明にして允文允武なる皇帝陛下の元和十三年十二月なり、

〔歲在戊戌〕歲は歲星なり、一は木星ともいふ、此の星は十二箇年にして太陽を一周するを以て、其の一箇年の運行を十二支（子、丑、寅、卯、辰、巳、午、未、申、酉、戌、亥）の方位に配して曆に用ふ、十二支の方向は左の如し、

之れを十干（甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛、壬、癸）に配

輒用申抒鄙思、敷尋義理、其所徵據、則博求諸書、但以古今字殊、齊楚言異、事資參考、不得不廣或取偏傍相近、聲類相通、或字少增加、文重刊削、或求之古字、或徵之方言、加以孤陋寡儔、愚昧多蔽、穿鑿之責、於何可逃、曾未足粗明先賢之旨、適增其蕪穢耳、蓋以自備省覽、非敢傳之將來、以文字煩多故分舊十二卷三十二篇、爲二十卷、又改孫卿新書爲荀子、其篇第亦頗有移易、使以類相從云、

此の節は、荀子を註解することを說けり、是に於て、余は荀子を熟讀し、鄙しき思をのべ、義理を尋ねて、之れを敷き演べ、以て註釋を作れり、其の註解は、博く諸書を求めて、事實を徵し證據を取れり、但し古今字體を殊にし、齊楚言語を異にするを以て、參考をとる勢ひ廣からざるを得ざるなり、故に不明の文字あれば或は偏又は傍の相似たるもの、又は音聲の相通ずるものを取りて解し、或は字の缺けたるものは之れを增し、文句の重複するものは之れを削り、或は之れを古文字に求め、或は之れを地方語に徵して字義を明にし、以て至當を期せり、されどなか〳〵困難にて十分の一だも主意を發揮すること能はざるなり、しかのみならず、我が學は孤陋なること儔少なく、我智は愚昧にして物に蔽はれて少も開けず、されば註解も正當なるは少なく、いろ〳〵に穿鑿してこじつけたる所多し、其の不屆なる責任は何處に於て逃るべき、天を極め地を窮むるも逃るゝ所はなきなり、故に此れにては未だ先賢荀子の主旨を少

倞は小官(ヒクキヤク)に務むる暇を以て、種々の書物を窺ひ讀み、竊に炎帝、黃帝時代の美しき風俗の、未だ我聖代に洽く行きわたらざるを感じ、謂(オモ)へらく、荀孟二子は當時の政事上に大なる功あり、我尤も耽讀し且つ欣慕する所なり、然るに孟子に後漢の趙岐の章句あり、前漢孝文帝の時博士を置き學科に立てられ、爾來傳習するもの絕えず、故に今の諸君子多く其の書を好みて講ずれども、獨り荀子は未だ注解あらず、其の上に紙が或は爛(タヾ)れ破れ、或は脫け落ち、又傳寫の際、文字の間違ひたるもの甚多し、されば好學の人々は時々之れを覽ることあれど、文章の意義の通ぜざる所に至れば、たび〳〵卷を閉ぢて嘆息し遂に之れを中止するなり、夫れ凡て書物を讀みて、能く其の義理を曉(サト)るときは、心に快よく思ひて之れを信用するものなれども、文字に間違がありて義理が分らぬときは、我意に忤ふものあるが如く嫌ふものなり、荀子は時に讀む人なきに非ざれども、文字に誤多きを以て、未だ能く其の義理を曉り知らざるものは、直に邪(ヨコシマ)なる學問といひて棄てゝ之れを覽ず、信じて覽る者は、紙が脫けたり文字が誤れるを以て、亦之れを中止し、終まで講習するものあらず、是れ荀氏の書が千載の今日に至りて未だ大に光り輝かざる所以なり、豈に嘆ずべきの至りならずや、

【末官】は末の官にて小官に同じ、ひくき官なり、【篇籍】は書籍に同じ、【炎黃】は炎帝と黃帝となり、炎帝は神農氏にて三皇の一、黃帝は五帝の一なり、共に古の聖王なり、【耽慕】は耽讀欣慕なり、【趙氏】は後漢の趙岐なり、其の孟子の註解は、今に存せり、【章句】は猶註解といふが如し、章を分ち句をきりて解釋するより章句といふ、【漢代亦嘗立博士】孟子は前漢孝文皇帝の時に、博士を置き大學の學科に立てられたり、【君子】は博く學に志す人を指す、【編簡】簡は竹札なり、古は竹札を編みて文字を書けり、後漢の末蔡邕紙を發明してより之れを用ふ、故に編簡とは今の言葉にいへば書物といふ意なり、【爛脫】は紙が爛れ破れたり、又は脫け落ちたることを、【好事者】はものずきのことなれども、此にては好學者の意に見る可し、【掩卷】は本を閉づることなり、【愜】は快なり、快よくかなふこと、【舛】は間違なり、【異端】は邪(ヨコシマ)なる說なり、

成し遂げたるなり、此の二聖二賢の力によりて、斯の仁義禮樂の道を、膠にて着けたるが如く堅固にせしことは、至つて深く至つて備はりき、春秋時代には、四夷交、我國を侵して我文化を破壞し、戰國時代には、邪說暴行して三綱の大道殆ど弛み絕えたりと雖、斯の正しき道の竟に地に墜ちずして、後世にまで傳はりしは、孔子の功は言はずもがな、二子の功亦與りて大なりしと謂ふべし、

【制作】制は制定、作は創作なり、祖述は其の道を祖として之れを述べ弘むること、【膠固】膠はにかはなり、膠固とはにかはにて固めたるが如く堅固なること、【四夷】は四方のえびすなり、東方のえびすを夷といひ、西方のえびすを戎といひ、南方のえびすを蠻といひ、北方のえびすを狄といふ、【三綱】禮記に、君は臣の綱たり、父は子の綱たり、夫は婦の綱たりとあり、君臣、父子、夫婦の三道をいふ、

○以上第一段にて、儒道の沿革をのべ荀孟二子の功績を稱贊せり、

倏以末官之暇、頗窺篇籍、竊感炎黃之風未洽於聖代、謂荀孟有功於時政、尤所耽慕、而孟子有趙氏章句、漢代亦嘗立博士、傳習不絕、故今之君子、多好其書、獨荀子未有注解、亦復編簡爛脫、傳寫謬誤、雖好事者時亦覽之、至文義不通、屢掩卷焉、夫理曉則愜心、文舛則忤意、未知者謂異端不覽、覽者以脫誤不終、所以荀氏之書、千載而未光焉、

此節は荀孟二子の功績此の如し、されど孟子を修むる者あれども、荀子を講ずるものなきを嘆ぜり、

にして、徒に諸子の言と見る可きものに非ず、經典として差支なきものなり、

【孟軻】は孟子なり、軻は鄒の人にて、齊の宣王、梁の惠王などに說き、優遇せられたれども道用ひられず、故に退いて弟子と孔子の道を論叙し、孟子七篇を著せり、周の赧王の十三年（我紀元三百五十九年）に八十四歳にて逝けり、【闡】はひらくなり、ひらき明にするなり、【振】は振ひ起すなり、【根極】は根本より極むるなり、【理要】は治要なり、政治の要點なり、【敷陳】はしき陳ぶるなり、敷演に同じ、【持挈】持は引くなり、挈は持なり、持挈當世」とは當世を引き持つこと、【撥】はをさむること、ヲサム と訓む、【興理】理は治なり、興治とは太平の治を興すこと、【名世之士】は一世に名あるの士にして、一世に傑せる名士をいふ、【羽翼】鳥が羽翼にて身を蔽ふことにて、たすくる意、【六經】は詩、書、易、禮、樂、春秋の六經なり、皆孔子の編次刪定せられたるものなり、【諸子】子の意義に就きては、或は男子の美稱といひ、或は有德の稱といひ、或は師の稱といひ、諸說あれども其の尊稱語たるは一なり、孔子、孟子、老子、莊子の如き皆其の人を尊稱する語なり、其れより轉じて其の人の書の尊稱語となれり、戰國時代にては經も子も區別なかりしが、漢の孝武帝の時、董仲舒が孔子の編述せられたる六經を最上の寶典とし、其の他の書を諸子として斥けてより、經と子と區劃を生じ、子は經より一段下のものとなれり、諸子とは多くの人々の書といふ義なり、

蓋周公制作之、仲尼祖述之、荀孟贊成之、所以膠固王道、至深至備、雖春秋之四夷交侵、戰國之三綱弛絕、斯道竟不墜矣、

此の節は前數節を結び、周公斯の道を創められてより以來、孔子、荀孟二子の力によりて斯の正しき道の地に墜ちざることを說けり、

以上述べたる所によりて推し考へて見るに、斯の仁義禮樂の正しき道は、其の昔周公が制定創作し、孔子が之れを述べひろめ、荀子と孟子とが之れを贊けて

時にて、齊の宣王の客となりしことあり、著す所愼子十二篇ありしが、今存するものは僅に五篇のみ、墨翟は宋の人にて事へて大夫と爲れり、孔子と孟子との間に生榮せり、兼愛說を唱へて天下に遊說す、其學派大に盛に孔子の派と相拮抗せり、著す所墨子七十一篇ありしが、今存する所は五十三篇のみ、【蘇張】は蘇秦と張儀となり、蘇秦は周の人なり、齊に遊び鬼谷先生に從ひて策略の術を學び、趙の肅侯に說くに六國同盟して秦に當ることを以てし、用ひられて、六國に遊說し遂に同盟を成立し、六國の相となれり、後秦犀首をして同盟を破らしめてより、蘇秦は燕に行き、後齊に行き、宣王の客卿となりしが、大夫の爲に妬まれて殺さる、張儀は魏人にて、蘇秦と同じく鬼谷先生に就きて策略の術を學べり、秦の惠王に用ひられて相となり、六國を同盟して秦に事へしめたり、後魏の相となりて卒せり、【宗】は宗家なり、宗家として尊び之れに據るなり、【息】はやむなり、絕ゆる意なり、【有志之士】は道に志あるの士なり、【疾首】は頭痛に同じ、

故孟軻闡其前、荀卿振其後、觀其立言指事、根極理要、敷陳往古、掎挈當世、撥亂興理、易於反掌、眞名世之士、王者之師、又其書亦所以羽翼六經、增光孔氏、非徒諸子之言也、

此の節は、孟子と荀子とが孔子の志を繼ぎて、仁義の道を明にし世に唱へたることを說けり、

かく世復た亂れたるが故に、孟軻は前に起つて孔子の道を闡き明にし、荀卿は其の後に起つて、孔子の道を振ひ張れり、其の言論を立て政事を指示して論ずるを觀るに、能く政治の要點を根本から極め說き、古の聖王君子の道を敷演し之を以て當世を引き持ち、即ち、當世に應用せり、此の言に從ふときは亂れたるを撥めて太平の治を興すことは、掌を反するよりも容易なり、二子は眞に一世に傑出せる名士にして帝王の師たり、又其の著せる所を見るに、亦六經の旨をたすけて、孔子の道に光を增す所以の立派なる述作

ましめぬ、

【仲尼】孔子名は丘、字は仲尼、【定禮樂】孔子が禮樂を修め定められたることは、史記孔子世家に、孔子の時、周室微にして禮樂廢れ、詩書缺く、三代の禮を追跡して、書傳を序す云云、故に書傳禮記は孔氏より傳はる云云、古は詩三千餘篇、孔子に至るに及びて其の重れるものを去りて禮義に施すべきを取り、皆之れを絃歌して以て韶武雅頌の音に合せんことを求む、禮樂此れより得て述ぶべしとあり、【作春秋】孔子が春秋を作られたることは、孟子滕文公篇に、世衰へ道微にして邪說暴行作るあり、臣にして其の君を弑する者之れあり、子にして其の父を弑する者之れあり、孔子懼れて春秋を作る云々とあり、春秋は魯の國の史に據りて作りたるものにて、隱公より哀公に至る十二公二百四十二年間の事を記せり、事實を直書して亂臣賊子をして懼るゝ所あらしめたり、【三代】は夏殷周をいふ、【功烈】烈も亦功なり、故に二字にて功績の意に見るべし、【陵夷】は陵の次第に崩れて夷になることにて、次第に衰ふるをいふ、【申商】は申不害と商鞅となり、申不害は鄭の人なり、法律の學を治め、韓の昭公に事へて宰相となれり、著す所申子二篇ありしが、今は傳らず、商鞅は衞の庶公子にして、本姓は公孫氏、商に封ぜらるゝより商鞅といふ、少より刑法の學を好み、長じて秦の孝公に事へ、國を富まし兵を強くし諸侯を震恐せしめたり、孝公薨後讒に遭ひて殺さる、著す所商子二十九篇ありしが、今存するものは二十四篇なり、【苛虐】は苛刻殘虐なり、共にむごひどきこと、【孫吳】は孫武と吳起となり、孫武は齊の人にて兵略家なり、吳王闔廬に事へて其大將となり、楚を破り齊晉を威せり、著す所孫子十三篇あり、吳起は衞の人にて、孔子の弟子曾參に從學す、好みて兵を用ひ、魯に事へて齊を破り功を立てしが、讒に遭ひ、去りて魏に行き、文侯武侯に事へて西河の守となれり、後復た讒に遭ひて楚に行き、用ひられて相となり、大に諸侯を震驚せしめしが、後宗室に妬まれて遂に殺されたり、著す所吳子六篇あり、【變詐】兵法は變詐なり、故にいふ、【以族論罪】は申商苛虐の句を承く、一人罪を犯すときは一族を殺すをいふ、【殺人盈城】は孫吳變詐の句を承く、【愼墨】は愼到と墨翟とをいふ、愼到は趙人にて法學者なり、孟子と略同

古來より諸說あれど、後漢趙岐の說が普通に行はれ殆ど定論となり居れば之れに從ふべし、齊の桓公、晉の文公、宋の襄公、秦の穆公、楚の莊王の五侯にて、諸侯を治め匡して王室に勤めたり、【王道】は王者の道にて周公の行はれたる仁義の政道をいふ、【綫】は音セン、小さき糸すぢなり、

故仲尼定禮樂、作春秋、然後、三代遺風弛而復張、而無時無位、功烈不得被于天下、但門人傳述而已、陵夷至于戰國、於是、申商苛虐、孫吳變詐、以族論罪、殺人盈城、談說者、又以愼墨蘇張爲宗、則孔氏之道、幾乎息矣、有志之士、所爲痛心疾首也、

此の節は、孔子周公の志を繼ぎて禮樂を治め世を導きしが、歿後復び亂るゝに至りしことを說けり、かく天下復亂れたるが故に、孔子起つて周公の志を繼ぎ、禮樂を修め定し、春秋を作りて世を導き誡められたり、然る後夏殷周三代より遺り傳はれる仁義の美風は、弛みたるが復び張るに至りぬ、されど孔子は時を得て天下を左右することも出來ず、又天下を支配する天子といふ位もなかりければ、功績は弘く天下に被らすことを得ず、但門人が其の道を傳へ述るのみなりき、されば天下は次第〳〵に衰へて、遂に戰國暴亂の世となりぬ、是に於て申不害、商鞅は苛刻殘虐の法律を唱へて世を治め、刑罪を論定して一人罪を犯すときは一族殘らず之を殺し、孫武、吳起は變詐多き兵法を唱へて大將となり、國を攻め城を屠り城にみつる許りに人を殺すに至りぬ、此の外己が說を弘め又は諸侯に用ひられんと天下に談說する者は、皆愼到、墨翟、蘇秦、張儀の邪なるものを以て宗家として之を尊び之れに據れり、天下は恰も百鬼夜行の有樣にて、孔子の唱へられし仁義の道は殆ど絕ゆるに至りぬ、道に志す士は此れが爲に心を痛め頭を疾

諸説あれども、後漢班固の白虎通に説く所に據るが普通なれば之れに從ひ置くべし、三皇とは燧人、伏犧、神皇といひ、五帝とは黃帝、顓頊、帝嚳、帝堯、帝舜をいふ、【損益】損は入らざるものをへらすこと、益は足らざるものをますことなり、【典】は政典なり、【制禮作樂】周公が禮樂を制定せられたることは、禮記明堂位篇に、武王崩じ成王幼弱なり、周公天子の位を踐み以て天下を治むること六年、諸侯を明堂に朝し禮を制し樂を作り、度量を頒ちて天下大に服すとあり、【理】は治なり、唐の高宗の諱を治といふ、天子の諱は避けて言はざるを禮とす、故に治の字を用ひずして理の字を用ひたるなり、以下の理要、興理の理も亦此れに同じ、【德化】は功德敎化なり、【刑政】は法律政事なり、【詩】は今の詩經なり、詩經中に周公の德化刑政を詠じたるもの甚多し、詩經の解題は本文の勸學篇に説きたれば此には省略せり、【幽厲】幽王と厲王となり、厲王は衞の國の巫を得て國人の謗る者を監せしめ、執へて之れを殺すなど、暴逆の政多かりければ、國人の反抗に遇ひ、彘といへる所に出奔するに至れり、幽王は厲王の孫なり、褒姒といへる美人を寵し國政を見ず、終に犬戎の爲に驪山の下にて殺さる、【變風變雅】詩に風、雅、頌の三體あり、風は國風にて國々の風儀を諷ひしもの、即ち諸國の俗謠なり、雅は正なり、政を正すの義にして政の興廢する所以を述ぶ、政に大小あるを以て、大小二雅に分つ、頌は稱美なり、君の盛德を稱美して其の成功を以て神明に告ぐる者なり、就中風と雅とは正變の二に分　、正風とは純美なる風儀を諷ひたるものをいひ、變風とは純美ならざる風儀を諷ひしものをいひ、正大雅正小雅とは君の德と政とを稱揚して歌へるものをいひ、變大雅變小雅とは君を刺りしものをいふ、幽厲以前までは、正風と正大雅正小雅とのみなりしが、是れより後始めて變風と變大雅變小雅と起れり、【作】はオコルと訓む、【平王東遷】平王は幽王の子なり、初め武王天下を一統して都を鎬京(今陝西省西安府)に定め、歷代玆に居りしが、平王の時戎狄の侵略を恐れて、東洛邑(今河南省河南府)に遷れり、之れを東遷といふ、是れより後が、即ち春秋時代なり、【力政】力めて爭ひて自ら政をなすこと、王命を用ひざるなり、【五霸】は五人のはたがしらなり、其の名稱に就きても亦

年七月を以て葬るといへり、會昌は武宗の時の年號なり、此の文を作りしは其の年月を記さゝれば、詳なること知るべからざれども、會昌四年末か或は其の翌年頃なるべきは推知するに難からず、されば傳は武宗の頃は進みて朝請大夫云々の官位に登り居りしことを知るべし、元和十三年より會昌四年までは二十七年なれば、傳は德宗（憲宗の前）より宣宗（武宗の次）の頃まで、生存せる人なることを知るべし、

昔周公稽二古ノ三五之道一、損二益シ夏殷之典一、制レ禮作レ樂、以二仁義理一天下一、其ノ德化刑政、存二乎詩一、至二于幽厲失レ道一、始變風變雅作矣、平王東遷、諸侯力政、逮二五霸之後一、則王道不レ絕如レ綫、

此の節は、周公禮樂を制定して太平を開きしが、後復亂るゝに至りしことを說けり、昔し周公は、古三皇五帝の政道を調べ考へ、又夏殷二代の政典を見て、其の足らざる所を益し、其是からざる所を損して、禮儀を制定し音樂を作りて、民に守るべき法則を示し、愉快なる慰安を與へ、仁義の政を以て天下を治め給へり、其の功德や敎化や法律や政事の大概は、詩に歌はれて現に存し居れば、直に之れを知ることを得るなり、其の後幽王・厲王、周公の志を忘れ無道を行ひてより、始めて變風變雅の詩風作りて周室を刺るに至れり、平王舊都を去り東洛邑に遷りてよりは、復た周室の命令行はれず、諸侯自ら政を爲して互に爭ひ戰ふに至れり、此時に當り、齊の桓公、晉の文公を始め、所謂五霸の賢諸侯出でゝ、諸侯を匡し、之れを帥ゐて周室に盡くしたれば、天下少しは治りたれども、此等の人々歿後に至りては復た亂れて、周室いよ〳〵微弱に、周公の定められたる仁義の政道は大抵廢れ滅びて、絕えざること恰も小さき糸すぢの如き有樣となれり、

【稽】はカンガフと訓む考へ議ること、【三五】は三皇と五帝となり、三皇五帝の名稱に就きては、古來より

荀子考二卷　恩田維周撰
荀子管見四卷　大菅　集撰
讀荀子六卷　龜井　昱撰
荀子考（卷數不明）　太田元貞撰
荀子解（同上）　伴　徙義撰
荀子標注（同上）　帆足萬里撰
荀子箋注（同上）　東條　弘撰
荀子考四卷　太田　敦撰
荀子子合解廿卷　西山　元撰

荀子注序

此れは唐の楊倞が荀子注の序なり、解題に述べたるが如く、荀子は漢以後其の學を講ずるものなく、爲に簡編脫落し、人々之れを讀むを苦しむに至りたれば、楊倞之れを嘆き、簡編を整理して注解を作り、且つ此の序を製して其の顚末を述べ、併せて荀子の學問と功績とを世に明にしたり、其の荀子に功あること古今一人と謂ふべし、されば左に其の序の全文を掲げて大意を講述すべし、

楊倞の事蹟は明ならず、卷首に虢州楊倞撰とあれば、虢州の人たることを知るべし、新唐書藝文志荀子注の條下に、倞は楊汝士の子なりとあり、汝士は宰相まで至りたる人なり、されど同書の宰相世系表には、汝士の子三人をあげて、一は知溫と名づけ、一は知遠と名づけ、一は知至と名づくといひ、倞の名なし、同一の書にして此の如く互に異なるは何故なるか、四庫提要には、初は知溫、或は知遠、或は知至といひ、後に倞と改めしならんかといへり、或は然らんか、其の出身履歷亦詳ならず、卷首に登仕郎守大理評事（元本には單に大理評事とあり）楊倞とあり、此の注を作りたるは、序文にもある通り、憲宗の元和十三年なれば、其の頃は此の官に在りしこと明なり、又古刻叢鈔に、唐の故銀青光祿大夫使持節蔚州諸軍事行蔚州刺史兼御史中丞馬公墓志銘を載す、其文は則ち楊倞の作る所にして、題して、朝請大夫使持節汾州諸軍事守汾州刺史楊倞選結銜と云へり、其の文中に馬公の卒年と葬れる時とを記して、會昌四年三月十日を以て卒し、其

いるは、謙遜せるなり、毎篇先づ楊注を錄し、次に〔增〕欄を設けて、諸家の説の是なるものと、新得の見とを錄し、又何々本によりて、本文及び楊注を改正せる理由を説明せり、上欄には諸異本の異同を錄せり、取る所の諸家は、荻生雙松、岡伯駒、桃井源藏、塚田虎、片山世璠、古屋高、謝墉等の説なり、其の參考せる諸異本は、台州本を初め、纂圖互注本、世德堂本、朝鮮刊本等、數種に及べるを以て、校勘甚至れり、卷首には楊倞の序の前に、愛の自序あり、楊倞の序の次に、飯山義方の凡例あり、卷末には山口重紀の跋あり、文政八年の刊本ありて行はる、

荀子補遺一卷　　日本　猪飼彦博撰

彦博嘗て荀子正文の誤説を考へ、楊倞、荻生雙松二家の注の紕繆を釐正し、又自己の新得を加へて、一書を作り、題して荀子考といふ、凡て二卷あり、後久保愛の增注を讀むに及び、多く己の見と合ふものあり、よりて其の合ふものを削り去り、更に新得を增し、定著して一篇となす、本書即ち是れなり、卷首に門人三宅弘の序あり、詳に其の由を記せり、體例は毎篇文句を摘出して解せり、援據精確取る可き説多し、文政八年、京都の書肆葛西氏、增注に附刊して世に傳へたり、

荀子徵文一卷　　日本　諸葛　晃撰

體例荀子補遺と同じ、見る可き説少し、寫本にて傳はる、

荀子考五卷　　日本　岡本保孝撰

體例荀子補遺と同じ、字義を解し、又文字を校勘せり、邦人にては、多く荻生雙松、片山世璠の説を取れり、奇拔の見に乏しけれども、穩健取る可きものあり、卷首には、荀子版本の系譜、及び諸家の荀子注、荀子の解題、荀子の評論などを錄せり、寫本にて行はる、

此の外邦人の註解にして、それ程の價値なき者、又は傳本極めて少くして獲べからざる者、又は名存して已に亡佚せる者等尚十餘種あり、今學者の參考に資せんが爲め之れを擧ぐれば左の如し、

標箋荀子十卷　　千葉玄之撰
荀子考六卷　　大竹　融撰
荀子篇旨二卷　　皆川　愿撰
荀子箋六卷　　諸葛　鑾撰

此の書は、毎篇文句を摘出して解せり、先儒の説にては、多く方苞と荻生雙松との説を取れり、解説獨斷に傾けども、卓拔の見なきに非ず、卷首には自序の外、別に史記、戰國策、漢書より、荀子に關する記事を拔錄し、之れに小注を施して附載せり、寛政十二年の刊本あり、

荀子斷四卷　　日本　塚田　虎撰

體例荀子遺秉に同じ、解説肯綮を得たる所多けれども、荻生雙松の説を駁する甚しきに過ぐるは、勝を好むに似て、人をして顰蹙せしむ、卷首には自序の外、總論一篇あり、荀子の學を論せり、寛政七年の刻本あり、

荀子盧校補正二十卷　　日本　蒲阪　圓撰

此の書は、我國にて延享二年飜刻せし荀子全書（世德堂本）の欄外に、標記したるものにて、首より尾に至るまで、粗密の差もなく、鼇頭細字にて叮嚀に校訂しあり、欄外餘白の足らざる時は、張紙して補足せし所多し、久保愛の荀子增注の如く、宋本にて校合することはなさゞりしが如きも、經子諸書を援據し、考證確實取る可き説甚多く、殊に盧文弨の誤を正すには尤も力を用ひたり、是れ盧校補正の名の生ずる所なり、而して我國先儒の説にては、荻生雙松、片山世璠二家の注を採錄せり、此の書は、世に傳本絶えて少し、

荀子楊注刪補二十卷　　日本　幡鎌　顯撰

此の書は、片山世璠の荀子考に據り、楊注の誤れるものと、切ならざるものを刪除し、又朝鮮刊本と、纂圖互注本とを參考して、文字の異同を校勘し、〔補〕欄を設けて之れを注せり、卷首に自序一篇あり、寫本にて傳はる、

荀子增注二十卷　　日本　久保　愛撰

此の書は、邦人の荀子注解中、極めて完備せるものにて、王先謙の集解と共に、荀子解中の雙美と稱すべし、初め愛の師、片山世璠通行本（世德堂本を指す）荀子の誤譌多きを慨し、群書を參酌して之れを正し、且つ注を作りしが未だ成らずして卒せり、愛其の意思を奉じて注を作る、故に毎卷首己の名の前に、必ず上州、山世璠正編の七字を題せり、其の後門人飯山義方、再び其の遺漏を補へり、されど義方は凡例を製して其の由を記せるに止まり、毎卷首に己の名を署さ

に、盧文弨、郝懿行、王念孫、兪樾等諸家の注を錄し、又自見を加へて、圈外に注せり、卷首一卷は、首に自序あり、次に例略、考證あり、例略は本書の凡例なり、考證は上下に分ち、上には荀子の書義及び板本の考訂に關する歷代諸家の說を錄し、下には清の汪中及び明元儀の手に成れる荀子の事蹟を錄せり、此の書は諸家の荀子解中にありて、最も完備せるものなり、單行本あり、

讀荀子四卷　　日本　荻生雙松撰

此の書は、徂徠中年の著にて、未定稿なり、門人宇佐美惠其の湮沒せんことを憂へ、其の解說中より、宋學の說を以て解する者と、晚年の見と逕庭ある者とを刪去し、考訂して明和二年刊行せり、卷首に惠の序あり、詳に其の由を記せり、體例は本文の句を摘出して解釋し、又荀注を拔きて其の譌誤を辨正せり、識見卓異、荀子を讀むものは、必ず見ざる可からず、然れども時に妄斷の弊あり、故に取舍するを要す、

荀子觿二卷　　日本　岡伯駒撰

文句を摘出して解せり、取るべき說少なし、序跋なし、寫本にて傳はる、

讀荀子抹點（卷數不明）　日本　片山世璠撰

荀子考六卷　　同　上

讀荀子抹點は、荻生雙松の讀荀子の譌誤を駁正せるものなり、寫本にて傳はれりと稱すれども、今其の存否を詳にせず、荀子考は、未定稿にて、門人松岡壽、荻原萬世補へり、每篇文句を摘出し、〔考〕欄に世璠の說を、〔補〕欄に二子の見を錄せり、然れども、二子の名を特署せざるを以て、何れが壽の說にして、何れが萬世の見なるかを知ること能はず、考補共に字義を解し、又文字の異同を校勘せり、取る可き說あり、寫本にて傳はる、

【附言】先哲叢談讀編、片山世璠の傳に、「諸子一滴十卷未だ全く成らず」とあり、又門人久保筑水の荀子增注の凡例に、「山夫子（世璠のこと）荀子一滴の作あり、未だ全く備はらずして卒す、筑水先生其の說に據りて以て增注を作る」とあり、今荀子考の世璠の說と、增注に引く所の說と相同じきを見れば、荀子考は、荀子一滴を松下荻原二子が補ひて、名を改めたるものならん、

荀子遺秉二卷　　日本　桃井源藏撰

なり、其の體例は、毎篇楊注を擧げ、後箋釋せり、箋釋は影鈔大字宋本（台州本に非ず）、元刻纂圖互注本、明の虞氏王氏合校刻本、世徳堂本、鍾人傑本の、諸舊本に據り、清の趙曦明、段玉裁、吳鼒、朱奐、汪中諸家の説を參酌し、文字の異同を校勘し、又字義を注して、楊注の誤譌を正し、併せて新得を錄せり、卷首には、墉の自序と附言二則、楊倞の序、新目錄、荀子讎校所據舊本幷參訂名氏あり、卷末には劉向敘錄の次に、荀子校勘補遺、及び錢大昕の跋あり、此の書我國最初の飜刻は、文政十三年にして朝川善庵の校點する所なり、後明治十七年に村岡良弼氏上欄に諸家の注と自見とを加へて校點し、又自序を卷頭に冠して飜刻せり、

荀子補注二卷　　清　郝懿行撰

此の書は文句を摘出して解せり、字義に詳にして、意義に疎なり、楊注の誤を正し、又荀子箋釋の誤れる點を辨せり、卷末に與二王引之伯申侍郎論一孫卿一書と、與二李璋煜月汀比部論一楊倞一書とを附せり、收めて郝蘭皐著述の中にあり、

荀子雜志八卷補遺一卷　　清　王念孫撰

雜志は荀子箋釋本に據り、諸本を參考し、又陳碩甫が手錄して贈る所の、宋の錢佃の校本の異同を加へたるものにて、文句を摘出して、文字を校勘し、且つ楊、盧二氏の譌誤を辨正し、併せて新得を錄せり、末に後叙一篇あり、補遺は顧澗蘋が手錄して贈りし所の、宋の呂夏卿、錢佃二本の異同に、更に自己の見を加へたるものにて、體例は雜志と相同じ、末に荀子佚文を附せり、以上二書、共に收めて讀書雜志の中にあり、

荀子平議四卷　　清　俞樾撰

荀子詩説一卷　　同　上

平議は文句を摘出して解せり、楊倞、盧文弨、郝懿行、王念孫諸家の譌誤を辨し、併せて新解を錄せり、收めて春在堂叢書中の諸子平議の中にあり、詩説は、荀子の中より其の詩を引きて自説を證明せるもの若干節を節錄して、自ら小注を加へたるものなり、注は毛亨の詩傳と相對照し、以て荀毛二家の關係を明にせり、蓋し亭は荀子の門人なるを以てなり、收めて春在堂叢書の中にあり、

荀子集解二十卷卷首一卷　　清　王先謙撰

此の書は、荀子箋釋本に據り、台州本を初め、諸家の説を參酌して譌誤の字を校正せり、注は、楊注の外

の條下に詳叙すべし、以上抱經堂以下の三書は、大抵伯仲の間にあれども、集解、增注の二本稍勝れり、

刪定荀子一卷　　清　方苞撰

此の書は唐の韓愈の論に從ひ、荀子の不醇なる所を刪りしものなり、故に刪定といふ、錄する所は、勸學、修身、不苟、榮辱、非相、仲尼、儒效、王制、富國、王霸、君道、臣道、議兵、正論、禮論、樂論、解蔽、正名、君子、天論、大略、宥坐、子道、法行、哀公、堯問、非十二子、性惡の二十八篇に止る、毎篇自ら其醇ならざる所を刪去し、仲尼、儒效、臣道三篇の如きは、僅に二三行を擧ぐるのみ、間〻小注を施せり、收めて方望溪文抄の中にあり、

〔附記〕此の書、韓愈の意に倣ひ刪定せしを以て、世に非十二子、性惡二篇を全く刪去せし如く思ふものあり、是れ全く此の書を觀ざる誤なり、二篇ともに不醇なるものを刪れるに過ぎず、非十二子篇中子思、孟軻を刺れるの條、性惡篇中性惡を論じて禮の必要を說く條の如きは、共に存載せり、愈の意見に倣ふと雖、妄從せるに非ず、亦以て識見のある所を知る可し、

荀子箋釋二十卷　　清　謝墉撰

此の書は、通行本皆謝墉撰と題すれども、墉の自序に、

（上略）此の書、自來解詁の善本なし、唐の大理評事楊倞註する所、已に最古と爲す、而れども亦頗る舛誤あり、向に同年盧抱經學士の勘核せるもの極めて精博たるを知る、因て從て借觀し、士を校するの暇に、輒ち用て披尋し、幽昧を揆らす、間〻管窺を附す、皆に楊氏の誤を正せり、抱經我を非とせざるなり、其の援引校讎は、悉く抱經に出づ、參互攷證、往復一終、遂に事を蔵ふるを得たり、以ふに、墉は譾陋にして、誠に儒術を發揮するに足らず、且つ人の美を攘むを欲せず、而して抱經頻に書を致して序を屬す、因て其の大要を擧げ略〻數語を簡端に題す云云、

といへるを見れば、盧抱經の校定本を用ひ、箋釋も亦殆ど抱經の手に成りしものなることを知るべし、盧抱經とは、前に擧げたる盧文弨のことにて抱經は其の號なり、其の校定せる本とは、即ち抱經堂本をいふ

たり、驚喜自ら禁ずること能はず、挿架中の洪寶とせり、然るに往年清國公使黎蒓齋、之を見て歎賞已まず、之を飜刻せんことを請ふ、予古本の世に公になるを喜び、直ちに擧て之を贈れり、蒓齋屬員楊守敬をして、再三校訂せしむ、刻成に及び、精巧妍麗、原本と毫末も差ふことなし、今黎氏古佚叢書中に收むる所、即ち斯本なり、

と、前にも言へるが如し、此の本は熙寧監本を、其の儘飜刻したるものなれば、南宋板といふも、實は北宋板と少も異なることなし、支那に傳はれる荀子の宋板あれども、台州本の信據すべきに及ばざること遠し、故に謝墉が荀子箋釋を著したれども、其の引據する所の宋元本、往々誤謬ありて、校訂精審ならず、當時の諸儒にも異論を立つるもの多し、此れを以ても、台州本の貴重すべきことを知るべし、此の本は、卷首に楊倞の荀子注序、新目錄あり、卷末に劉向の校正目錄上言、及び王子韶同校、呂夏卿重校の銜名、熙寧元年國子監劄子官銜十五名、唐仲友の後序あり、古逸叢書本には更に楊守敬の跋文あり、

(二)　纂圖互注本　元代の刻本にて、台州本に次ぐ可し、卷首楊倞の序の後に、欹器、大路、龍旗、九旂の三圖あり、書中倞の注の外に於て、又重言、重意、互注諸例を加ふ、此の本は後世に覆刻するものなきを以て、傳本極めて稀なれば、之れを求むることは極めて困難なり、

(三)　世德堂本　明の正德年中に刊したる者にて、纂圖互注本により、互注、重意、重言を除き、宋本を以て之れを取舍せり、されども妄に改竄せる所あれば、前二書に比しては、大に劣れり、我國にては、延享二年飜刻せり、坊間行はるゝ所の荀子全書と稱するもの是れなり、

(四)　抱經堂本　清の盧文弨が宋元諸本を參考して校正したる者にて、收めて抱經堂叢書、十子全書の中にあり、荀子箋釋本は、全く之れを用ひたり、猶荀子箋釋の條下に詳叙すべし、

(五)　集解本　清の王先謙の荀子集解本なり、同書の條下に詳叙すべし、

(六)　增注本　我國久保愛の荀子增注本なり、同書

るにあり、自序に曰く、

（上略）今の君子多く其の書を好む、獨り荀子未だ注解あらず、亦復編簡爛脫、傳寫謬誤あり、好事者時に亦之れを覽ると雖、文義通せざるに至りては、屢、卷を掩ふ、夫れ理曉るときは則ち心に愜ひ、文舛ふときは則ち意に忤ふ、未だ知らざる者は、異端と謂うて覽ず、覽る者は脫誤を以て終へず、荀氏の書千載にして未だ光かざる所以なり、輒ち用て鄙思を申抒し、義理を敷尋す云云、

と、後人が荀子を解し得る所以は、實に此の注あるによる、倥の功亦大ならずや、其の注は古義により、善く荀子の意を得たり、時に牽強差誤あり、後儒の指彈を免れずと雖、此れ白璧の微瑕亦深く咎むるを要せざるなり、現行本に數種あり、左に其の重なるものを擧ぐべし、

（一）台州本　南宋孝宗の淳熙八年十一月、朝請郎權發遣台州軍州事、唐仲友が、北宋の熙寧監本を、其の儘飜刻せしものなり、熙寧監本とは、神宗の熙寧元年九月開府儀同三司行尚書左僕射兼門下侍郎同中書門下平章事集賢殿大學士曾公亮が總裁となり、十數人の校勘官と共に、校訂して國子監にて刊行したるものにて、荀子刊本の最初のものならん、此の書支那にては早くより亡佚し、獨り我國に傳はれるを、光緒十年（我明治十七年）、清國公使黎庶昌覆刻して古逸叢書中に收めたり、其の轉末は同叢書本の楊守敬の跋にも載せたれども、往年哲學雜誌に載せられたる文學博士島田重禮氏の荀子解題に說く所の精細なるに及ばず、よりて氏の文を左に揭ぐ可し、曰く、

荀子の刊本、我朝に傳ふるものは、南宋の台州本を最古とす、字の大さ錢の如く、書法遒勁にして全く歐陽詢に效へり、每卷の首に、金澤文庫の墨印あり、紙墨妍好、宋本中にても極佳なるものなり、斯の書、狩谷掖齋の求古樓に秘藏せり、然るに一諸侯其の書を借り、善書の者を募り、一字毎に雙鉤にて影抄し、針孔ほどの蠹蝕迄悉く寫し得て漏す所なく、眞に精巧の至と云べし、掖齋の原本、今其所在を知らず、世間唯斯本あるのみ、予嘗て之を某人の手に得

るもの甚多し、盧文弨、謝墉、郝懿行、王念孫、兪樾、王先謙の如きは、其の尤なるものなり、此れは考證學の勃興と共に、朱子學の孟子のみを崇仰する迷霧より覺めたるが爲なるべし、

我國に荀子の傳來せるは久しき以前のことなれども、德川時代までは、此れが研究に從へるものあるを聞かず、德川時代に及びても、初世は朱子學のみ行はれたれば、荀子は排斥せられたり、寛文の頃、山鹿素行、伊藤維楨の二子、朱子學に反して復古學を唱へたり、二子ともに、孟子を以て孔子の正宗となせり、而して素行は荀子を排斥すること、朱子と異ならざれども、維楨は荀子の長所を認めて之れを取れり、次で荻生雙松出で、陰に荀子の學を祖述して、陽には賛否の間にあり、此れ蓋し維楨に對抗する策略より出でしなることは、前章に論せり、其の後之れが研究漸く盛に、稱賛する者には、桃井源藏、久保愛あり、刺譏する者には、賴襄あり、折衷的見解を有する者には、中村明遠、塚田虎あり、各論説する所あり、而して我國の學者は、評論する外に、注解を下す者甚多し、其の著名なる者は、荻生雙松、片山世璠、岡白駒、皆川愚、塚田虎、桃井源藏、蒲坂圓、久保愛、猪飼彦博、岡本保孝等なり、此れ等の學者は、朱子の學のみ遵奉する者に非ず、故に荀子に指を染むるに至れるなり、現今に至りては、孟子と共に孔子の正宗として尊ぶことは、殆ど學者の一致する所なり、

第九章　荀子の注解及び參考書

荀子の注解は、唐の楊倞の注を以て嚆矢となす、現存せり、宋代吳申に非荀あり、陳子方に削荀あり、趙汝談、洪咨夔二氏の注解あれども、今は傳はらず、元明二代、絶えて評注するものなし、清に至り、方苞、謝墉、郝懿行、王念孫、兪樾、王先謙あり、各評註を製せり、我國にては、荻生徂徠の讀荀子を以て、荀子注解の始とす、其の後、岡白駒、片山兼山、桃井白鹿、塚田大峯、久保筑水、猪飼敬所等の諸家、各評註あり、左に其の重なるものを列擧し、且つ簡單なる解題を附すべし、

荀子注二十卷　　唐　楊倞撰

楊倞が此の注を作りたる所以は、荀子の學を闡明す

明本は足利氏の末葉より德川氏の初世にかけて、渡來したるものなれども、何人の刊本なりしかは明ならず、想ふに世德堂の外二三あるべし、されど之れが刊刻、又は攻究者あることを聞かず、德川吉宗將軍のとき、荻生雙松讀荀子を著せり、是れ邦人荀子解の嚆矢なり、其の後講究するもの多し、延享二年、京都の書肆、葛西應禎、世德堂本を飜刻してより、學者之れを宗とせり、其の後久保愛、世德堂本を本とし、宋、元、明、韓の諸本を參考して校訂し、增注本を作りて、文政八年刊行し、又朝川善庵、謝墉の荀子箋釋本を校刊するに及び、此の二本は、世德本に代りて、定本となれり、而して其の最も信據せらるゝものは增注本なり、

二、研究上の傳來（此の節は歷代諸家の荀子に關する評論の章と併せ見るべし）

荀卿歿後、諸弟子が各〻荀子の說を奉ぜしことは、既に明なる所なり、前漢時代の學者は、多く其の門流に屬するものなれば、之を尊崇せしことは、言ふまでもなし、就中董仲舒、劉向は其の尤なるものなり、揚雄は、孟子崇拜家なるを以て、荀子に於ては稍貶せり、後漢より六朝の間には、之れを研究する者少なく、僅に班固（後漢）、劉勰（梁）が之れを批評せしを聞くのみ、唐に至り、韓愈其の功を稱して孟子に並ぶと雖、小疵ありと言ひて、孟子の下に置けり、楊倞は之れに反して、孟荀軒輊する所なしと稱せり、宋に至りては、蘇軾、蘇轍、程子、朱子の諸大家、皆孟子を尊びて孔子の嫡宗となし、荀子が孟子に反對するの故を以て、刺りて悖道者の冠となす、晁公武、眞西山の徒、之れに和して、論辯する所あり、之に反して、唐仲友、黃震は折衷的見解を持ち、荀子の功を稱すると同時に、其の缺點を指摘せり、明に至りては、方孝孺、柯維祺等の刺譏する外は、大抵折衷的見解を有せり、宋濂、歸有光、王世貞、王納諫等は其の著るゝものなり、淸に至りては、刺譏する者殆ど其の迹を絕ち、紀昀、方苞、劉大櫆、黃式三の折衷論者あり、謝墉、錢大昕、郝懿行、王先謙の稱贊論者あり、各〻論說を著して、其の見を述べたり、淸代に於て、殊に注目すべきは研究者の激增せること是れなり、淸以前は唐の楊倞を除くの外は、評論するのみに止まり、注解を下すもの一人もなかりしが、當代に於ては評論するのみならず、注解を下せ

（台州本、唐仲友の後序）

と、此の覆刻本は、台州本と稱し、學者の最も信據する所なり、又唐仲友と同時（淳熙八年六月）吳郡の錢佃といふもの、元豐監本により諸本を參考して飜行せり、錢曾の讀書敏求記に之れを記して曰く、

淳熙八年六月、吳郡の錢佃、元豐國子監本並に二浙西蜀を得て參校し、江西計臺に刊せり、

と、之れを江西漕司本と稱す、されど台州本の信據すべきに及ばざるは、學者の認定する所なり、是れより二本並び行はれしが、台州本は遂に散佚せり、（荀子注解の章楊倞の注の台州本の處を參考すべし）

是より先、金にては中原の文物を輸入するに急に、廢帝亮の天德三年、大學を置き、諸經子を刊行せしが、荀子も亦刊行して之れを諸學校に頒てり、此れ實に唐仲友が台州本を覆刻せるに先つこと、三十一年なり、此の刊本は、宋の刊本によりしことは明なれども、其の何監本によりしか、其の書今傳はらざるを以て知るに由なし、

元代にては、宋本によりて飜刻せり、其の年代は詳ならず、而して其の據りし所の宋本は何なるか、明白ならざれども、江西漕司本なるが如し、

明代にては、此の書を飜刻するもの漸く多し、清の謝墉が、荀子箋釋卷首に列する所によれば、虞氏王氏合校刻本、世德堂本、鍾人傑本あり、就中世德堂本最も世に信用せられ、定本となれり、世德堂本は武宗の正德年中に刻せるものにて、元代の刊本に據れり、されど妄に改竄せし所あれば、全然學者の稱賛を得ること能はず、

清に至り、乾隆中、盧文弨世德堂本の誤謬多きを憂ひ、宋元明の諸本を參考して校訂し、又楊倞の注の譌誤を補正し、謝墉復之れを補ひて刊行せり、時に乾隆五十一年なり、荀子箋釋本即ち是れなり、是れより此の書は世德堂本に代りて、定本となれり、光緒十七年、王先謙箋釋本を本として、更に諸異本を參考して、校訂集解を作るに及びて、箋釋本に代りて定本たらんとするの概あり、

荀子の我國に傳來したるは、何年頃なるか詳ならざれども、藤原佐世の日本國現在書目に著錄したるを見れば、平安朝の頃には既に渡來せることを知るべし、鎌倉時代に、台州本渡來し、其の後元本亦渡來せり、

王覇篇第十一（舊第十二）
君道篇第十二（舊第十三）
臣道篇第十三（舊第十四）
致士篇第十四（舊第十五）
議兵篇第十五（舊第十六）
彊國篇第十六（舊第十七）
天論篇第十七（舊第十八）
正論篇第十八（舊第十九）
禮論篇第十九（舊第二十三）
樂論篇第二十（舊同）
解蔽篇第二十一（舊同）
正名篇第二十二（舊同）
性惡篇第二十三（舊第二十六）
君子篇第二十四（舊第三十一）
成相篇第二十五（舊第八）
賦篇第二十六（第三十二）
大略篇第二十七（舊第二十九）
宥坐篇第二十八（舊第二十四）
子道篇第二十九（舊第二十五）
法行篇第三十（舊第二十七）
哀公篇第三十一（舊第二十八）
堯問篇第三十二（舊第三十）

北宋神宗の熙寧元年九月、曾公亮總裁となり、十五人の校勘官と、國子監にて此の書を刊行せり、之れを熙寧刊本と稱す、此れ實に荀子刊行の始ならん、同帝の元豊中復國子監にて刊行せり、之れを元豊監本と稱す、此の外閩、浙、蜀の各地方にて刊行せるものあれども、何人が刊せしか毫も明ならず、其の後、宋は金の爲に侵され、汴京をすてゝ臨安に都するに至たれば、典籍の如きは殆んど顧るに遑なかりしかば、荀子も亦散佚の不幸を見んとするに至りしかば、南宋孝宗の淳熙八年十一月、台州の知事唐仲友之れを憂ひ、熙寧刊本を覆刻して世に弘めたり、仲友自ら當時の狀況を記して曰く、

中興（高宗南に遷りて南京に即位せるをいふ）に及び、遺逸を蒐補し、監書寖、具はる、獨り荀子のみ猶闕く、學者舊書を見ず、傳習する所の閩本は、文字舛異あり、仲友三監に於て舊文を睹、大に湮沒せんことを懼る、よりて善本を訪得し、守たるの餘隙を假り、迺ち公帑を以て木に鋟り、悉く熙寧の故に視ふ、

て孫卿子といへるは、固の創意ならん、三十二篇といひ、劉向の校訂せるものより、一篇を增多せるは何故なるや、宋の王應麟は、其の著漢書藝文志考證に於て、「當に三十二篇と云ふべし」といひ、固の誤なるを斷定せり、思ふに當に然るべし、隋書經籍志に著錄する所の名稱は、班固の書に從ひ篇數を書さずして卷數（劉向の分ちたるもの）を書せり、

前述の如く、劉向此の書を校定してより、學者皆之れによりて講習せしが、魏晉六朝は道教佛教の盛行せしことゝて、六經すら講究を簡却されし時なりければ、荀子の如きは、殆ど高閣に束ねられたり、されば編簡脫落し、讀む者卷を掩ふに至れり、唐の楊倞其の狀況を記して曰く、

（上略）荀子未だ注解あらず、亦復編簡爛脫し、傳寫謬誤あり、好事者時に亦之れを覽ると雖、文義通ぜざるに至りては、屢、卷を掩ふ、夫れ理曉るときは則ち心に愜ひ、文舛ふときは則ち意に忤ふ、未だ知らざるものは、異端と謂ひて覽ず、覽る者は脫誤を以て終へず、（荀子注序）

と、是に於て、楊倞は再び之れを校訂し、自ら注解を施せり、是れ荀子注解書の嚆矢にして、後人此の書を解し得るものは、實に其の賜なり、倞は校訂の際書名と卷數とを改め三十二篇の順序を變更せり、倞の自記に曰く、

（上略）文字煩多なるを以ての故に、舊十二卷三十二篇を分ちて二十卷となし、又孫卿新書を改めて荀子と爲す、其の篇第も亦頗る移易する所あり、類を以て相從はしむと云ふ、（荀子注序）

と、此れ即ち現行本なり、其の變更せる目錄は、左の如し、

勸學篇第一（舊同）
修身篇第二（舊同）
不苟篇第三（舊同）
榮辱篇第四（舊同）
非相篇第五（舊同）
非十二子篇第六（舊同）
仲尼篇第七（舊同）
儒效篇第八（舊第九）
王制篇第九（舊第十）
富國篇第十（舊第十一）

せる禮記の三年問篇は、全く荀子の禮論篇より出で、樂記篇、鄉飲酒篇引く所は、荀子の樂論篇に出で、又戴德が編輯する所の大戴禮の、禮三本篇は、荀子の禮論篇より出で、勸學篇は、荀子の勸學篇を取りたるが如き、劉向が此書を校定せるとき、重複せるもの二百九十篇ありたりといへるが如きより見て、略、之れを推知するに足るなり、

かく孫卿子は、弟子各自に編輯して傳習し以て之れを其の門流に殘しければ、前漢時代にありては、諸家各、傳ふる所の書を異にし、定本と稱すべきものなく、極めて蕪雜なりければ、成帝の河平三年（西紀前二十六年）、劉向は命を奉じて之れを校正し、錄して一本となして上れり、向の上表文に曰く、

孫卿の書凡そ三百二十二篇あり、以て相校し、復重せる者二百九十篇を除き、定めて三十二篇を著す、

（荀子卷末）

と、乃ち分ちて十二卷となし、名づけて孫卿新書といへり、此れ即ち現今傳はる所の荀子の原本なり、向の校正するなくんば、此の書は或は亡佚の不幸を見るに至りしやも計り知る可からず、向は實に荀子の忠臣と稱すべし、其の三十二篇の目は左の如し、

勸學篇第一　修身篇第二
不苟篇第三　榮辱篇第四
非相篇第五　非十二子篇第六
仲尼篇第七　成相篇第八
儒效篇第九　王制篇第十
富國篇第十一　王霸篇第十二
君道篇第十三　臣道篇第十四
致士篇第十五　議兵篇第十六
强國篇第十七　天論篇第十八
正論篇第十九　樂論篇第二十
解蔽篇二十一　正名篇第二十二
禮論篇第二十三　宥坐篇第二十四
子道篇第二十五　性惡篇第二十六
法行篇第二十七　哀公篇第二十八
大略篇第二十九　堯問篇第三十
君子篇第三十一　賦篇第三十二

此の目錄は、唐の楊倞の新定目錄に對し、舊目錄と稱するなり、後漢班固の漢書藝文志には、此の書を著錄して孫卿子三十三篇といへり、孫卿新書を言はずし

たりと雖、而も遂に大に道を害す、故に孟子を學ぶ者は、妄に自ら仁義を負みて、以て畔嗇不恭に至りて、世に益するなく、荀子を學ぶ者は、徒に自ら僞飾を務めて、以て狡猾利口に至りて、或は其の身を亡す、此れを以て之れを謂ふに、二子の學は各、自ら其の見る所を執りて、以て言を立て教を設くと雖、而も皆未だ全く孔門の學を守ることを爲さゝれば、則ち與に其の弊なきこと能はず、然れども、性善の弊は、乃ち妄に堯舜たらんと欲するのみ、性惡の弊は、乃ち以て聖人を無くするに至る、然らば則ち荀子の弊も亦大なり、然れども、又秦の昭王の時、荀卿秦に入り、孔子の語及び七十二弟子の言百餘篇を以て、之れを昭王に與ふ、此れに由りて、秦悉く有ちて以て孔門の學を存し、以て漢に至る、是れ荀卿の聖門に功あること亦大なり、而して孟軻は則あることなし、（荀子斷、總論）

又曰く、孟荀二子の書を方ぶるに、孟子の書は則人と問對論議する者衆くして、勝を好むを免れず、其の辯一時に出でゝ、教諭を主とせざれば、則ち牽强牢に居れり、荀子の書は、則ち固より人と相敵するの辯に非ず、獨り見識を著す所以なれば、則ち其の文其の懇惻する所より出でゝ、以て首尾を成す、故に將に二子の書を資りて、以て世教を助けんとすれば、則ち荀は孟より多きなり、（同上）

塚田虎は折衷學派に屬するを以て、孟荀二子に對するにも、亦折衷的見解を有せり、而して其の荀を孟よりも擧ぐる所以は、公平なる見より來れるならんも、自己の學の禮を重んずるより、來れるものも亦與りて力あらん、

第八章　荀子の傳來

荀子の傳來は、書籍上の傳來、研究上の傳來の二に分ちて、叙述すべし、

一、書籍上の傳來

荀卿が此の書を著したるは、晩年にあることは、既に述べし所なり、沒後弟子は、己等が筆記する所の諸篇（今本大略篇以下五篇）を加へ、又師を頌する辭一章を終に附加して、相傳習せり、而して其の編輯の方法、編輯者の何人なるかは、毫も明ならず、弟子各自に編輯し、各自に傳習せるが如し、前漢の戴聖が編輯

ること、大本に於て義理を害することにて、宋儒のために排せられたり、其非十二子の篇に云へる處などは妄りに道を以て自任して、情を矯めて賢者を議する者にて、當らぬこと多し、（講習餘筆）

中村明遠は、朱子學者なれども、折衷的態度を持てり、故に其の論此の如し、黄震の流を汲むものなり、

塚田虎（日本）曰く、縱横攻伐の世に當りて、自ら儒術に據りて、苟も仁義を以て之れを濟はんと欲する者は、獨り孟軻、荀況あるのみ、而して其の性善、性惡は、乃ち二子各、我見る所を執りて、以て勸學の術とすれども、然も皆是れ聖人の道はざる所なれば、則ち敢て其の優劣を論ず可からず、孟軻已に性善を言ひて、以て邪說を距ぐと雖、而も天下未だ能く其の道を信ずる者あらざるなり、荀況、孟子に後るゝこと、僅に五六十年、其の性善の世に益なきを顧みて、廼ち更に性惡を言ひて、以て儒學を勸むと雖、而も天下亦未だ能く其の說を傳ふる者あらざるなり、孟子の門人、萬章、公孫丑の輩の若きは、乃ち其の姓名孟子の書に存するのみ、其の才能事業は復見る所なきなければ、則ち是れ碌々たる者にして、其の學を繼述する能はざるものなるか、荀子の門人にして、其の名聞ある者は、乃ち李斯韓非の徒なり、其の才識に於けるや、則ち是れ犖々たる者なれども、反つて其の學を誤り、以て大道を喪ふに至れり、之れを要するに、二子の學未だ敢て其の優劣を論ず可からずと雖、然も二子の書を熟讀して以て其の人と爲りを尚論するに、孟子は則ち所謂質文に勝つものにして、荀子は則ち文質に勝つ者なるか、何となれば、孟子の學は乃ち敢て禮讓を論せずして、偏に其の性を養ひて、以て聖人と爲ることを敎ふ、是れ質文に勝つものなり、荀子の學は、乃ち其の性を棄てゝ專ら僞飾を假りて、以て君子と爲るを說く、是れ文質に勝つものなり、此れ其の學與に彬々たらずと雖、然も宜しく質を本として以て文を學ぶべきなり、故に曰く、禮に本あり文あり、忠信は禮の本なりと、孔子の先進の野人に從ふ所以も亦是れを以てなり、然らば則ち質文に勝つ者は、乃ち固陋にして用を成さずと雖、而も未だ敢て道に害せず、文質に勝つ者は、乃ち辯給賢智に似

は則ち性惡を以て擯けられ、又李斯を援きて之れを累すに逮ぶ、今の學者は遂に其書に唾して顧みず、甚しきは下して之れを申韓諸家に比するものあり、又何ぞ寃なるや、夫れ性善性惡は、仲尼の道はざる所なり、何ぞ獨り荀を咎めん、若し弟子を以て其の師を累すときは、則ち曾子の吳起に於ける、其れ之れを何と謂ふや、大氏孟は仲尼を距る僅に百有餘歲、猶或は七十子の門に及びしならん、而してこれに近き者を荀となす、是れ皆齊魯の鄉に遊學す、此の時君子の澤未だ斬えず、流風遺言多く存せり、故に其の說據る所あり、宋儒輩の千載の下に臆斷する者の若くならんや、其の辭を論ずれば、洙泗の文は孟に至りて已に衰ふ、荀は乃ち文ある者なり、然れども楚也、業は漢に胎まれり、其の旨を夷考するに、二子は皆戰國の說士なり、分曹して異を立て以て一世に徇ふるもの、其の孔氏の舊に殊なるを怪む亡きのみ、(徂徠集、刻荀子跋)

荻生雙松の論を見るに、荀孟二家、共に孔氏の道を得ずとなす、而して二家を較論するに至りては、明白に荀を揚げて孟を抑へずと雖、其の迹は歷々として見る可し、雙松は伊藤維楨と共に、古學派に屬すれども、其の說は全く相異なれるは、世人の明に知る所なり、又其の學の禮樂を重んずるが如き、道を以て先王の作爲する所に係るとなすが如き、功利主義を主張するが如き、皆荀子に本づけることは、前輩の論じて既に詳なる所なり、然るに雙松は一言も己が學の荀子より出づることを言はず、又荀子に於て大に許す所なきものは何ぞや、彼は覇氣の人なり、其の一家の學を樹つるや、朱子を排し、維楨を擊ち、之れをして殆ど完膚なからしむ、而して荀子の書は、則ち維楨の取る所となる、故に彼れ若し己が學の荀子より出づるを公言せば、天下の人々より維楨の餘棄を拾ふが如く思はれんことを恐れ、かゝる曖昧の態度に出でしものなる可し、英雄誣人とは雙松の謂なるべし、

中村明遠(日本)曰く、孟子の後、子類の儒家なる者は、荀子なり、其の書、極めて禮教を說きて孔子を尊び、王覇を辨じ、異端を黜く、戰國縱橫の世にあたり、義理を守り、正論を述ぶ、其の功大なり、然れども、人の性は本惡とし、善を修むるを僞なりとす

足らず、而して差惡未だ必ずしも義ならざるものあるなり、言を立つる一たび偏するときは、毫釐千里の差あり、後世の心學に此に胚胎せり、荀子之れを非とする者是なり、故に思孟は聖門の鄭侮なり、荀子は思孟の忠臣なり、（辨道）

又曰く、荀卿が書、勸學編より次第に詳論し、性惡編を著す、これ孟子の性善の說を矯めんとするなり、これ又老子の徒に抗するものにて、老子より人の仁義をなすは皆僞なりと云に應へて、なるほど仁義は僞なり、人の性は本惡なり、惡なる證據には、人ごとに善をなすには懶く、不義には進み易し、君子にはなり難く、小人にはなりやすし、然れども性惡のまゝにて捨置けば、天下治まらず、故に聖人禮義の教を立てゝ、天下の人を導き玉ひ、自然と風俗の薰陶にて、惡を變じて善人となる、たとへば青き色なれば、藍にて染れども、幾入も重ね染れば、藍の本色よりも色が深くなると、青出二於藍一青『ハ、ヨリモ』於藍『ヨリモ』と云ふ言を開卷に出し、人も習はしに由て生れつきよりも賢くなる、君子になるもあり、小人になるもあり、然れば人は教ふると、學ぶと、習ふとの三つがなくては、かなはぬ道理なり、老莊の教の如く、生れたるまゝにて、一向に手をつけずしては、天下治まらぬなり、先づ學ぶと、習ふと、教るとの三つにて、善人にならるゝと、首に勸學篇を著す、これを言つのりて、終に性惡篇に及べり、荀子も英傑にて、性には拘らず、教學を主意とするなれば、非なる意旨にあらず、子思が率二性之謂一『フニ』道と云ひ、孟子が性善也と云ふ說を矯むるとて、ためすぎて又背へ枉りたるなり、善と惡との說は違へども、聖人の旨に背けるところは、孟子も荀子も同等の罪なり、孟子は是なり、荀子は非なりと云ふものは、亦非なり、斯の如く眼を極めて、然る後に、荀子を熟覽すべし、これ其の要訣なり、（經子史要覽、荀子）

又曰く、孟荀は匹なり、韓愈の孟を喜ぶも、猶且つ以て並べ稱せざる可からざるものは、此れを以てなり、宋儒に至りては、躋せて以て仲尼に媲べ、其の書を躋せて以て論語に媲ぶ、何ぞ其の肆なるや、明帝之れに因りて之れを學宮に布き以て功令と爲してよりして後は、孔孟論孟は天下の公言と爲り、荀

に之れを發す、亦教なり（巻上）と、又曰く、道は至れり大なり、固より論ずるを待たず、然れども、人をして聖たり賢たらしむること能はず、所謂非ㇾ道弘ㇾ人是れなり、其の人をして聖たり賢たらしめ、來學を開きて太平を致す所以の者は、皆教の功なり、所謂人能弘ㇾ道是れなり、故に道を上となし、教之れに次ぐ、然り而して人性をして頑然無智なること、雞犬の如く然らしめば、即ち百の聖賢ありと雖、其れをして教へて善に之かしむること能はず、惟、其れ善なり、故に其の道を曉り教を受くる、啻に地道の樹ゆるを敏むる若きのみならず、故に性も亦貴ばざる可からず、此れ性道教の別なり、（同上）と、其の教を重んずること此の如し、荀子は則ち教學の功を説く極めて詳なり、故に維楨は論語を以て宇宙第一の書となし、孟子を以て其の注脚となし、之れを貴ぶこと他の經子に過ぐと雖、而も荀子が教學論をすつること能はず、是れ此の説ある所以なり、

荻生雙松（日本）曰く、道は知り難く亦言ひ難し、其の大なる爲の故なり、後世の儒者、各、見る所を道ふ、皆一端なり、夫れ道は先王の道なり、思孟よりして後、降りて儒家者流となり、乃ち始めて百家と衡を爭ふ、自ら小とすと言ふべきのみ、夫の子思が中庸を作るを觀るに、老氏と抗するものなり、老氏は聖人の道を僞と謂へり、故に率ㇾ性之謂ㇾ道（フニテフ）といひ、以て吾道の僞に非ざるを明にす、是れを以て其の言終に誠に歸す、中庸は德行の名なり、故に擇ぶと曰ふ、子思借りて以て道を明にして、老氏の中庸を非とせるを斥く、後世遂に中庸の道を以てする者は誤なり、古の時作者之れを聖といふ、孔子は作者に非ず、故に至誠を以て聖人の德と爲す、然らば誠は聖人の一德豈以て道を盡すに足らんや、孟子の性善に至りても、亦子思の流なり、杞柳の喩、告子之れを盡くせり、孟子之れを折くもの過てり、蓋し子思の本意も、亦聖人の性に率ゐ以て道を立つるを謂ふのみ、人々性に率ふときは自然に皆道に合ふを謂ふに非ざるなり、他木は梏棬と爲す可からず、則ち杞柳の性梏棬あるなり、然りと雖、梏棬豈杞柳の自然ならんや、惻隱羞惡、皆仁義の性に本づくを明にするのみ、其の實惻隱は以て仁を盡すに

て以て其の地を爲す、兩者相須ちて偏廢す可からず、故に論語は專ら敎を以て主となして、孟子は亦性を以て本となす、其の言異なるが若くにして、其の理は卽ち同じきなり、若し夫れ性あるを知りて敎あるを知らざれば、則ち專ら一心を尙びて以て天下を治むるに足らず、佛氏の流の如き是れなり、敎あるを知りて性あるを知らざれば、則ち本づく所あることなくして、道德は後來の漸有と爲るに過ぎず、荀子の說の若き是れなり、其の意以爲へらく、人の聖賢と爲り君子と爲るは、敎の功なり、若し悉く學問を廢して獨り其の性に任じ、修爲の功を用ひざるときは、則ち情縱に欲熾に、其れ卒に必ず惡に陷る、槩紂是れなり、故に專ら敎を貴ぶことを知りて、性を以て惡と爲す、其の著す所、勸學一篇、滋味口に溢れ、何々取る可し、是れ其の太偏たることを免れずと雖、然も亦一般の見ある所以なり、彼れ蓋し論語の專ら敎を主として性を言はざるを觀て、遂に此の一偏の說を爲せるなり、殊に知らず、孔子明に性の善を言はずと雖、然も性善自ら其の中にあるを、嘗て曰く、仁遠乎哉我欲仁斯仁至矣と、又曰く、道不遠人、人之爲道而遠人、不可以爲道と、其の聖人君子たらんことを以て人に望むは、皆夫の性の善なるに由りてなり、若し人の性をして頑冥不靈なること犬牛の如く然らしめば、則ち之れに告ぐるに仁義の美を以てすと雖、而も且つ聞知することなし、藉令百の荀子、日に其の側に咻しくすとも、其れをして善に入らしむること能はず、惟其れ善なり、故に盜賊の至不仁と雖、猶且善を善とし、惡を惡とし、之れを毀るときは則ち怒り、之れを譽むるときは則ち喜ぶ、其の情の與に善を爲すべきこと此の如し、況んや、君子の仁義に於ける啻に芻豢の我口を悅ばしむる如きのみならざるをや、性の善に非ずして豈能く然らんや、（古學先生文集、荀子性惡論）

維楨其の著童子問に於て、己が學術の梗概を叙べて曰く、夫れ性道敎の三者は、實に學問の綱領なり、凡そ聖人千言萬語其の多きに堪へずと雖、然も此に總括せざるはなし、論語は專ら敎を言ひて、道其の中にあり、孟子は專ら道を言うて、敎其の中にあり、其の所謂性善と云ふ者は、本自棄自棄者の爲

慮積焉能習焉而後成謂之僞と、然らば則ち荀卿の所謂僞は、詐僞の謂に非ざるなり、荀卿數家の書を非とし、遂に子思孟子に及ぶ、揚子雲譏るに同門にして異戸を以てす、又云ふ惟聖人のみ異なるを爲さずと、諒なる哉子雲の言や先聖後聖其の揆一なり、賢者は異あるを免れざること、今古皆然り、何ぞ獨り荀卿のみならんや、且つ荀卿の子思孟子を非とするは、祇性善の說を指すのみ、其の他何の異あらんや、唐の韓子荀卿の書を刪らんと欲して未だ果さず、論者之れを惜めり、式三韓詩外傳を讀むに、多く荀卿の書を述ぶ、性を論じては以て善と爲す、荀卿と異なり、又非十二子篇に於て、其の子思、孟子を非とするの文を刪りて之を述ぶ、治を論ずれば、周禮を以て法と爲す、荀卿と同じ、儒效篇に於て、禮義を隆び詩書を殺ぐの文を刪りて之れを述ぶ、此れ所謂善く荀卿の書を讀むものなるか、（徵居集、讀謝校荀子）

以上王納諫以下、諸家の說、時に詳略ありと雖、共に唐の韓愈の論を敷衍せるものなり、方苞の刪定荀子は、己が所論を實行せるものなれども、苛刻に失せり、王納諫、劉大櫆の刪錄荀子は、未だ傳本を見ずと雖、其の說より推せば、當に方氏より寬容なるべし、黃式三が荀子の性惡は氣質の性に就いていへると論せるは、未だ遽に首肯すべからずと雖、一頭地を抜ける見たるは疑を容れず、

伊藤維楨（日本）曰く、荀子は性を以て惡となす、其の言固より偏せり、而して宋儒深く之れを非とす、然れども荀子亦戰國間の一賢儒にして、堯舜を宗とし、孔子を尊び、斯の道を衞るを以て、己が任と爲す、未だ必ずしも楊韓の下にあらず、若し荀子の旨をして、宋儒の譏る所の如くならしめば、則ち荀子は乃ち喪心悖亂癲狂の人のみ、安んぞ其の賢儒たるにあらんや、其の言固より太偏たるを免れずと雖、然も亦一般の見なしと爲さず、中庸に曰く、自誠明謂之性、自明誠謂之敎、誠則明矣、明則誠矣と、性敎の兩者其の功相埒しくして、其の致二なきを言ふなり、性は孟子の所謂性善是れなり、擴めて之れを充すことを知りて可なり、敎は孔門の所謂學問是れなり、本づく所あるを知りて可なり、性は敎に緣りて以て其の大を成し、敎は性に因り

も、實は識らざるを疾み、是に於て堯舜以來、相承の意に本づき、儒墨の分を辨じて、王業を明にし、以爲へらく、亂君ありて亂國なし、國を爲むるは必ず之れを修身に本づく、國に禮なければ則ち正しからず、禮の國に於ける猶衡の輕重に於ける、繩墨の曲直に於ける、規矩の方圓に於けるが如しと、卒に王制を述べ、勸學、修身、議兵、禮樂論十餘萬言を述べたり、聖人性命精徹の旨に於ては、未だ具に其源流を見ること能はず、其の言を考ふるに紕繆する所多しと雖、然れども亦好學篤志の君子と謂ふ可し、（海峰文集、刪錄荀子序）

黃式三（淸）曰く、昔は司馬子長荀卿傳を作り、稱して老師と爲す、劉子政荀子の書を校して言ふ、如し人君能く孫卿を用ふるときは、王たるに庶幾しと、班孟堅漢書刑法志を作りて、亦言ふ荀卿王道を明にすと、大醇の稱、豈唐の韓子を待ちて始めて著れんや、而るに後の咎るもの、輒ち之れを苛求す、耳食の士、聞きて疑を致す、式三儒效篇を讀むに云ふ、隆禮義而殺詩書と、此れ夫子博文約禮の訓に本づきて、未だ論を持するに善からざるのみ、勸學篇に云ふ、不道禮憲以詩書、猶以指測海也、以戈春黍也、以錐飡壺也、不可以得之矣と、此れ立論の意則ち然るなり、非相篇に、法後王を言ふ、儒者の譏る所なり、此の篇又云ふ、五帝之外無傳人、五帝之中無傳政、禹湯有傳政而不若周之察と、然らば則ち所謂後王は周の文武を指すなり、異端の五帝を高として周禮を卑しむを譏る所以なり、性惡の說は極めて儒者の咎る所と爲る、式三性惡篇を讀むに言ふ、塗之人可以爲禹、言仁義法正人皆有可以知之質、可以能之具と、解蔽篇に云ふ、草木有生而無知、禽獸有知而無義、人有生有知有義最爲天下貴と、此れ性善の說と以て異なることなし、性惡を暢言するは、以て人に學を勸むるなり、漢の董子の所謂仁貪之氣兩在于身、劉子政の所謂性不獨善、揚子雲所謂人之性善惡混、宋の程子朱子の所謂變化氣質、所謂惡者不可不謂之性など、實に此に本づけり、荀卿云ふ、人之性惡、其善者僞也と、世儒大に之れを不韙とす、式三禮論を讀むに云ふ、性者本始樸材也、僞者文理隆盛也、性僞合然後聖人之名一、性僞合而天下治と、正名篇に云ふ、

し、今本を以て其の徒李斯等の增す所と爲し、子思、孟子は、後來論定して聖賢と爲すのみ、其の當時に在りては、固に亦卿の曹偶のみ、是れ猶朱陸の相非とするが如く、訐しむに足らざることを知らざるものなり、其の性を以て惡となし、善を以て僞と爲すに至りては、誠に未だ理に於て未だ融らざるを免れず、然れども、卿は人の性善の說を恃み、自然に任じて學を廢するを恐る、因て性は恃む可からず、當に力を先王の敎に勉むべきを言ふ、故に其の言に曰く、凡性者天之所就也不可學不可事、禮義者聖人之所生也、人之所學而能所事而成者也、不可學不可事而在人者謂之性、可學而能可事而成之在人者謂之僞、是性僞之分也と、其の僞字を辨白すること、甚明なり、楊倞の注も、亦曰く、僞は爲なり、凡そ天性に非ずして之れを作爲する者、皆之れを僞といふ、故に僞の字人旁に爲を加ふ、亦會意の字なりと、其の說亦卿の本意に合ふ、後人訓詁に昧く、誤りて以て眞僞の僞と爲し、遂に誹然として掊擊して謂ふ、卿は禮義を蔑視すること、老莊の如しと、是れ等の人々は、未だ卿の全書を睹ず、性惡一篇と雖、篇首二句より以外は、亦未だ竟讀せざるものなり、平心にして論ずれば、卿の學は孔門に源出し、諸子の中にありて最も正に近しと爲す、是れは其の長ずる所なり、主持すること大甚しく、詞義或は當を過ぐるに至る、是れは其の短き所なり、韓愈大醇小疵の說、要するに定論たり、餘は皆好惡の詞なり、（四庫提要荀子解題）

方苞（淸）曰く荀氏の書、略先王の禮敎を述ぶ、偏からず、該らずと雖、以て諸子の道に背馳する者に視ぶれば、則ち間あり、其の義の駁なる、其の辭の蔓なる、學者これを病む、（刪定荀子管子序）

劉大魁（淸）曰く、孔子沒し、聖人の道衰へ、譎詭權變の士、爭うて、其の言を以て、世主を干し、書を著す者、紛々として出づ、楚に環淵あり、鄭に申不害あり、宋に墨翟あり、趙に公孫龍、愼到あり、齊に鄒忌、鄒衍、鄒奭、田駢、接子、淳于髡の徒あり、皆各、一術を得て以て自ら喜び、孔子を詆諆するを以て、務と爲す、而して荀卿獨り晩出となす、世の方術を治むるの士は、皆愚者にして一方に偏し、自ら道を知ると謂ふも、實は知ることなく、治を知ると謂ふ

非として曰く、既に誠なり、安んぞ養ふことを用ひんやと、宋儒の好んで古を刺譏し、其の脅を顓にすること此の如し、（弇州山人四部稿文部、讀荀子）

王世懋の望崖錄に曰く、「明の中葉以後、士大夫の見る所は、大抵三教歸一なり」と、明代の思想界には、朱子學あり、陽明學ありたれども、固より全般を蔽ふ能はず、全般を蔽ふものは三教調和の思想なり、三教調和は極めて濶大の思想なり、歸王二氏は此の濶大の思想の中に養はる、故に其の諸子の於ける、濶大の見を於て之れを取捨するを常とす、荀子の論の如き是れのみ、必ずしも韓愈の論を祖述するに非ず、

王納諫（明）曰く、荀氏は仲尼の徒なり、仲尼歿して諸子の嚣々喙呫して以て相非るや、荀卿氏、案に之れが爲に、統類を通じ、文理を綦め、隆正を立て、百家を絀けたり、百家なるが故に未だ絀け易からざるなり、譬へば鹿を捕ふるが如し、孟氏之れを角し、荀氏之れを掎せるのみ、夫れ莊周の辯口を以てすれば、齊魯の諸儒、能く自ら解免するものなきなり、而して荀氏一言以て之れを蔽ひて曰く、莊子蔽于天而不知人と聖人復起ると雖、其れ孰れか之れを易へんや、且つ夫れ言は人の肖なり、荀氏の言によりて其の人と爲りを意ふに、必ず健にして決あり、撟然自信する者ならん、斯れ孔子の所謂狂者なり、而して荀を譏る者は、亦說あり、彼は性を以て惡と爲し、本統なしと、今農夫あり、日に人に號びて我田瘠すと曰へど、其の田實は瘠せざるなり、自ら見て病むのみ、然り而して、其の耕すや力めて疾く、其の芸るや除蘩して、以て自ら病めることを見ず、故に其の之れを作るや止まず、是の若き者は田に力むと謂ふ可し、未だ田を知ると謂ふべからず、然らば則ち荀氏は田に力むと謂ふ可し、未だ田を知ると謂ふ可からず、よりて吾將に一言以て之れを蔽はんとす、荀氏は人に蔽はれて天を知らずと、（劉注荀子序、圖書集成引く所による）

紀昀（清）曰く、荀況の書を著すや、周孔の教を明にするを主とし、禮を崇びて學を勸めたり、其の中最も口實と爲る者は、非十二子及び性惡の兩篇に過ぐるはなし、王應麟の困學紀聞には、韓詩外傳に引く所に據りて、卿は但、十子を非として、子思孟子な

くし、善く隣國を致し伯功を成すに過ぎざるのみ、豈王道を起し得んや、（同上）

以上唐仲友、黃震二氏は、韓愈の見を敷衍したるものなり、殊に黃氏が、朱子學者たる身を以て、其の好む所に阿らず、此の公平の見を有せるは、誠に鐵中の錚々たるものなり、若し其れ論旨に至りては、偏駁の所ありと雖、既に此の美行あり、亦何ぞ深く咎むるを要せん、

宋濂（明）曰く、荀卿の人と爲りは、才甚だ高くして道を見ざるものなり、其の才甚だ高きに由りての故に、立言孔氏に悖らざるものあり、其道を見ざるに由りての故に、性惡を極言して、子思孟軻を譏る、學者其れ亦道を知ることを務むべき哉、李斯卿を師とすと雖、卿の學に於ては、憒乎として未だ聞く所あらず、先儒遂に以て病と爲し、卿を指して剛愎不遜にして、自ら許すこと太だ過ぐるの人となすが若きに至りては、則ち之れを失へり、（宋學士全集、諸子辯）

宋濂は方孝孺の師なり、然れども、孝孺の如く嚴酷ならず、其の佛道に於けるが如き、極めて寬大の見を有せり、故に荀子に於ても亦其の所長を認め、過酷の論を弄せざるなり、

歸有光（明）曰く、戰國の時に當り、諸子紛々として書を著し、天下を惑亂す、荀卿獨り能く仲尼の道を明にし、孟子と並び馳す、顧るに、其の書たる、文辭に富めり、物を引き類を連ぬるに、蔓衍夸多なり、故に其の間疵なきこと能はざれども、其の精しく造る所に至りては、則ち孟子も過ぐる能はざるなり、揚雄、韓愈より、皆之れを推尊して、以て孟子に配せり、宋儒に及びて頗る詆訾を加へ、今世遂に復荀子あるを知らず、悲しい哉、學者の古人の書に於て、能く流俗に惑はずして、心に自得することを求むる者は、蓋し少きなり、（震川先生全集、荀子序錄）

王世貞（明）曰く、吾荀氏の書を讀み、其の性は惡、禮は矯といふをみるに、大抵憤嫉中に過ぐるの旨多し、則ち豈唯に小疵のみならんや、されど、養心莫善乎誠と云ふに至りては、味あるかな其の言や、夫れ誠は眞實不妄なり、之れを誠にする者に對して言へば、則ち聖人の事なり、偏して之れを言へば、則ち上下に徹るの語なり、宋儒擧げて之れを

は難し、戰國縱橫の說興りしよりして、處士橫議の風熾に極まりて、莊周に至りて一世の怪を幷せ收めて、大に滑稽の口を肆べ、以て堯舜禹湯文武周孔の道を戲薄し、天下の正理世復た知る者なし、斯の時に於て、王を尊び霸を賤み、孔子を尊びて異端を黜くることを知るは、孟子の後僅に荀子一人あるのみ、然るに世荀子を稱せざるは何ぞや、嘗て其の故を考ふるに、漢唐は皆老莊を尊ぶ、其の間禪學を爲す者も、亦老莊の餘派なり、荀子は老聃を斥けて、知詘而不知伸と爲し、莊周を斥けて、蔽于天而不知人と爲す、其の說、正に漢唐の學者と相背馳するに由れり、獨り昌黎千載無傳の後より奮うて、謬迷の說を破り、孟子を尊びて孔子に續ぎ、荀子を表して孟子に次ぐとす、卓なるかな、正大の見、孔孟以來一人のみ、其の正邪に關繫するの辨何如となす、(黃氏日抄諸子)

又曰く、余其の子思、孟子を非とするを觀るに、蓋し其れ妄に道を知るを以て自ら任ず、故に二子を排して之れを去り、以て自ら孔子の傳を繼がんと欲するなり、其の意盡く篇末に於て見る可し、正に自ら量らざるに坐するのみ、其の性を惡とし、善を以て僞と爲すに至りては、則ち其の說驚く可しと雖、其の意猶錄すべし、蓋し彼が所謂僞とは、人爲の名にして詐僞の僞に非ず、人性は本惡なり、斯の善を修爲すと曰ふが如し、其の意專ら習を主として、性を主とせず、其の說、遂に一偏に墮つるのみ、古今の字義漸く變じて同じからず、古は媚を深愛と爲すも、後世は以て邪と爲す、古は佞を能言と爲すも、後世は以て諂と爲すが如し、荀子の所謂僞は、殆ど中庸の所謂矯に類せり、但し言を擇ぶこと精しからずして、遂に衆罵を犯せり、何ぞ善を爲すを以て詐僞の僞となすに至らんや、(同上)

又曰く、荀子の主とする所は、禮にあり、曰く、禮之敬文也と、則ち禮の內心に本づく者、卿殆ど未だ之れを深く考へず、故に其の禮の效を議する、惟分を辨じ以て用を足さんと欲するのみ、其の王伯を論ずるに於ける、曰く、粹而王、信而伯と、幾んど王伯異道なしと謂ふ、特に醇不醇の間にあり、內心義利の分に至りては、略之れに及ばず、要するに荀子をして、世に用ひられしむるも、國を富まし兵を强

孟子益〻尊し、則ち雄や亦聖人の徒か、荀氏の書を得るに及びて、其の辭を考ふるに、時に粹ならざるが若き所あるも、其の歸を要するに、孔子と異なる者鮮し、抑も其れ軻と雄との間にあるか、孔子詩書を刪り、春秋を筆削し、道に合ふ者は之れを著し、道を離るゝ者は之れを黜く、故に詩書春秋に疵なし、予は荀氏の道に合はざる者を削りて、聖人の籍に附せんと欲す、亦孔子の志なるか、孟氏は醇乎として醇なるものなり、荀と揚とは大醇にして小疵あり、（韓文、讀荀子）

又曰く、昔は孟軻辯を好みて孔道以て明に、轍天下を環り、卒に行に老いたり、荀卿は正を守りて、大論是れ弘まる、讒を楚に逃れて蘭陵に廢死せり、是の二儒は、辭を吐けば經となり、足を擧ぐれば法と爲る、類を絶ち倫を離れて、優に聖域に入れり、（韓文進學解）

韓愈の學界に於ける地位、略揚雄と相似たり、即ち訓詁學流行の中にありて、義理を唱ふること、其の一なり、孟子を以て孔子の正統となすこと其の二なり、荀子の功を沒せざること、其の三なり、其の異なれるは、雄は儒道を混說し、愈は儒に純なるにあり、今二氏の荀子論を比較するに、亦相同じ、たゞ詳略の差あるのみ、

唐仲友（宋）曰く、戰國より諸侯富强を爭ひ、儒道絀けらる、孟子孔子を學び王たることは掌を反すより易しといひしが、卒に用ひられず、荀卿孟子に後れて出で、亦孔子を尊べり、子思中庸を作り、孟子之れを述べて性善を道ふ、卿に至りて以爲へらく、人の性は惡と故に子思孟軻を非とせり、孟子告子と性を言ひ、卒に告子を絀く、惜むらくは卿孟子を見ず、異說たるを免れざるを、然れども、遊說の士、時好を徵むるに當り、卿獨り儒を守り、兵を議するには仁義を以てし、富を言ふには儒術を以てし、彊を言ふには道德の威を以てす、旨意孟子と同じ、たゞ其の王道を言ふ孟子に及ばずと雖、抑〻亦其の流亞なり、而るに衰世に廢せらる、亦命なるかな、（台州本荀子後序）

黃震（宋）曰く、荀卿の書を讀みて、然る後、昌黎公の及ぶ可からざるを知れり、正論を義理開明の日に誦述するは易し、正理を是非迷謬の世に辨明する

比すれば、其の見識の小大日を同じうして語る可からざるなり、

賴襄(日本)曰く、古より書を著すものは、世道人心の爲に見を起す者あり、己の門戸を立てんと欲する者あり、荀子の意は、唯孟子を壓するにあり、故に性惡其善者僞也と曰ふに至る、莊墨申韓と雖、此の邪說なし、奚ぞ啻に洪水猛獸のみならんや、恨むらくは、孟子と時を同じうして生れ、一言して其の口を關さしめざりしことを、此の叟は、蓋し一執拗にして事を曉らざるの人なり、孟子に勝たんと欲さば、豈他道なからんや、何ぞ必ずしも此の惡法門を建立せんや、其の文章を觀るに、亦拙手にして孟子の奴僕たる能はざるなり、此の間の先輩、乃ち曰く、孟荀は匹なりと、是れ家言のみ、實に荀の意を祖述するときは、人心を壞ること細小に非ざるなり、(山陽書後、書荀子後)

賴襄は、朱子學を信仰せざれども、孟子崇拜家たるは相同じ、其の論に至りては、偏頑固執、方孝孺と異なることなし、斯の人にして斯の言を爲すは、人をして痛惜の情に堪へざらしむるなり、

三、長短兩面を認識せる派

揚雄(漢)曰く、或人問うて曰く、子は諸子を小とす、孟子は諸子に非ずや、然るに之れを尊ぶは何ぞやと、答へて曰く、諸子とは孔子に異なるものなり、孟子は孔子に異なるか、決して異ならざるなりと、或人又曰く、荀卿數家の說を非とす、子思、孟軻も亦免れず、如何と、答へて曰く、吾荀卿に於てや、孔子と門を同じうして戸を異にするを見る、たゞ其の學、聖人の道に比して、純粹ならざるを異とするのみ、(法言、君子篇)

揚雄は前漢末の大儒なり、前漢の學風は、荀子の流なり、故に雄は、學は儒道を混說し、先儒に於ては孔孟を崇仰すれども、猶世の風潮を脫却することは能はず、荀子を以て諸子の冠としたるなり、則ち風潮を脫却せずと雖も而かも亦以て人の美を沒せざるものと謂ふ可し、

韓愈(唐)曰く、始め吾孟軻の書を讀み、然る後、孔子の道の尊きを知れり、以爲へらく、孔子の徒沒して、聖人を尊ぶ者は、孟子のみと、晩に揚雄の書を得たり、蓋し孟子を尊信せり、雄の書に因て而して

にても自己に異なるものは、排撃して餘す所なきの弊あり、此の論の如きは、即ち是れなり、孟子に心醉せるもの、囈語のみ、朱子を過信せるもの、妄語のみ、其の人は則ち崇信すべきも、其の論は則ち唾棄すべし、

柯維祺(明)曰く、荀卿書を著して、孟子、子思を詆訾し、又堯舜を以て僞と爲し、人性を惡と爲す、此れ其の學術の醇ならざる、孟子と並ぶを得ざるなり、唐の韓愈氏、進學解を作り、二儒優に聖域に入ると並び稱するは、定論に非ざるなり、(史記、孟子荀卿列傳、評林)

此の論も亦朱子の餘唾を拾へるのみ、

山鹿素行(日本)曰く、荀子は自得する所あり、別に討論せず、專ら己の意見に從ふものなり、其の書、性を以て惡と爲し、禮を以て僞と爲し、諫諍を非とし、災祥に儆り、强覇の道を尚び、學術を論ずれば、則ち子思孟子を以て、邪說を飾り姦言を文ると爲し、墨翟惠施と同じく詆り、人物を論ずれば、則ち平原、信陵を以て輔拂と爲し、伊尹、比干と同じく稱す、其の論ずる所自得する所あり、人の履(アト)を踏まざるに似たり、然れども其の歸を要するに、聖人と異なるなり、先儒の論尤も得たり、(山鹿語類、雜子、儒家者流)

又曰く、荀子は己の心上より認め來り、竟に性を以て惡と爲す、是れ性の欲に隨ひて、然るを知らざるなり、禮を以て僞と爲す、是れ情に從ひて徑行するの戎狄たるを知らざるなり、聖人の道は唯、這箇の禮にありとなす、道を說きて以て其の要を知らざれば、乃ち其れ說き得て好きも、皆取るに足らざるなり、(同上)

山鹿素行は所謂古學派に屬し、朱子の學を非とせるものなれども、廣く儒敎上より分類すれば、朱子と同じく主觀派に屬す、たゞ其の立脚地の異なれるのみ、其の孟子に於ける、たゞ其の辯を好むを惜むのみ、崇仰の點に於ては則ち朱子と異なるなし、然らば則ち荀子を以て聖に背馳すと爲すは、當然の事にして、毫も怪しむを要せざるなり、之れを伊藤仁齋が、同じく古學派に屬し、同じく主觀派に隸し、同じく朱子を非とし、同じく孟子を崇仰して、而も荀子の學の長所を認め、之れを唱道したるに

論じては則ち惡と爲し、禮を論じては則ち以て僞と爲すに至りては、何ぞ自ら相戻れるや、（同上）

眞德秀の論は、朱子の說に本づきて、之れを敷衍せるに過ぎず、荀子の語をあげ、或は取るべしといひ、或は似たりといふも、未だ之れを許せるに非ず、黃震が荀子の功績を稱して、其の偏短を攻駁せるに比すれば偏固極まれり、

晁公武（宋）曰く、荀子の書、性を以て惡と爲し、禮を以て僞と爲し、諫爭を非とし、災祥に儆り、强伯の道を尙ぶ、學術を論ずれば、則ち子思孟軻を以て邪說を飾り姦言を文ると爲し、墨翟惠施と同じく詆り、人物を論ずれば、則ち平原信陵を以て輔拂と爲し、伊尹比干と同じく稱す、其の指往々醇粹なる能はず、故に後儒多く之れを疵ると云ふ、（郡齋讀書志荀子解題）

晁公武の言は、程朱の流を汲み、批評的に之れを述べたるのみ、

方孝孺（明）曰く、荀卿は聖人の餘言を剽掠して、中正に近似せるの論を爲し、肆然として自ら孔子の道に居りて疑はず、沛乎として宗とする所あるが如く、淵乎として之れを執れども窮なく、王を尊びて覇を賤み、堯舜を援き、湯武を撫り、桀紂を鄙む、儼として儒者の如きなり、其の大旨を要むるに及びては、則ち人の性は惡と謂ひ、仁義を以て僞と爲し、妄に臺衍不經の辭を爲し、以て孟子の道を蚍蜉するのみ、其の區々の私心、人に異ならんことを求めんと欲するに過ぎず、而して自ら卒に斯の道の讒賊と爲るを知らざるなり、彼の楊朱、墨翟、宋鈃、列禦寇、莊周、愼到數家の者は、偏駁不倫なり、故に之れを去るや易し、荀卿は中正に似たり、故に世多く之れに惑ふ、惜むらくは、孟子の如きものゝ、出でゝ以て其の謬を糺すなきを、故に其の書相傳へて今に至れり、孔子曰く、惡紫之奪朱也、惡鄭聲之亂雅樂也と、夫れ悖道の書を擯けて、用ひざらんと欲せば、必ず荀卿より始むべし、何となれば其の言是に似て實は非なるものなればなり、（方正學文集、讀荀子）

方孝孺は、明初に於て純粹朱子學者にして、剛直廉正、富貴に迷はず、威武に屈せず、猛然直進、正を執つて動かざるの人也、此の如き人の癖として、少し

又曰く、眞積力久則入とは、荀卿の言なり、其の言に循ふときは、則ち以て道に入る可し、而れども荀子は初より此に及ぶこと能はざるなり、(同上)

朱熹(宋)曰く、荀卿は全く是れ申韓の徒なり、成相一篇を觀て見る可し、彼れ當時庸君暗主が戰鬪して息まざるを見て、憤悶惻怛し、深く耳を提りて之れを誨へんと欲す、故に此の篇を作れり、然れども、其の歸宿を要するに、法制を明にし、賞罰を執るにあるのみ、如何ぞ王道を望み得んや、(朱子語類大全、諸子)

又曰く、世人秦皇坑焚の禍は荀卿より起れるを說く、夫れ書を著し言を立つるに、何ぞ嘗て人に書を焚き、儒を坑するを敎へん、只彼れ顧忌する所なく、敢て異論を爲す、故に末流に坑焚の禍をなす者あるなり、(同上)

又曰く、荀子性は惡といふ、是れ既に根本に於て誤れり、何に由りて、人を敎へ道を明にし得んや、(同上)

程朱二公は、孟子崇拜者にして、自ら孟子の後繼者を以て任ず、故に其の荀子に於ける、排駁餘す所なきこと此の如し、然れども、暗に荀子に取る所あり、禮儀に於ける見解、氣質を變化する說の如き是れなり、朱熹が語類に、「荀子はまゝ好處あり、楊子に勝れり、然れども亦看難し」といへるは、暗に個中の消息をもらすものに非ずや、而して此の曖昧なる言を弄するに至れるものは、孟子を擧げて以て大に自己の學を發揚せんと務めたるの結果のみ、君子の態度に非ずと謂ふべし、

眞德秀(宋)曰く、荀子心を論じて、君子大心則樂天而道、小心則畏義而節等の語の如きは、皆取る可し、所謂湛濁在下、清明在上の如きは、則ち疑ふ可きあり、蓋し心の虛靈知覺は、萬理具はれり、初より豈一毫の汚濁あらんや。自ら物欲に汨れて後汚濁あるのみ、學者必ず盡く物欲の害を去るときは、則ち本然の清明、自ら全し、今湛濁在下、清明在上と曰ふときは、是れ物欲の害、初より未だ嘗て去らず、但、伏れて未だ作らざるのみ、豈恃みて以て安しと爲すべけんや(眞西山文集、荀子)

又曰く、荀子云ふ水火有氣而無生、草木有生而無知、禽獸有知而無義、人有氣有生有知亦且有義、故最爲天下之貴也と、其の論は似たり、其の性を

至らざる者は、是れ桀紂にても猶存する所ありて敢て盡く廢せざるなり、彼の李斯なる者のみ、獨り能く奮然として顧みず、夫子の六經を焚燒し、三代の諸侯を烹滅し、周公の井田を破壞す、此れ亦必ず恃む者あるなり、彼れ其の師が天下の賢人を歷詆して、以て自ら其の愚を是とするを見、以爲へらく、古先聖王は皆法るに足る者なしと、荀卿は特に一時に快くするの論を以て、自ら其の禍の此に至るを知らざるなり、其の父人を殺して仇を報うれば、其の子必ず且に劫を行はんとす、荀卿王道を明にし禮樂を述べて、而して李斯は其の學を以て天下を亂りたり、此れ其の高談異論以て之れを激するあるなり、（東坡全集、荀卿論）

古人說をなして曰く、「蘇軾の荀卿を誹りたるは、軾の主とする所に非ず、當時王安石相となり、新法を以て天下を困む、安石の人と爲り、剛愎不遜にして、自ら許すこと、甚過ぎ、人の諫を納れて己の過を改むることを爲さず、軾は新法に對して、全く反對の地位にあり、若し陽に安石を誹謗するときは、刑戮の災を受くるに至る、而して荀卿は剛愎不遜にして自ら許すこと安石と似たり、門下に李斯あり、大に先王の法を殄滅せり、其の人亦安石の股肱呂惠卿と似たり、故に軾は李斯をかりて惠卿を刺り、荀卿をかりて安石を誹りしなり、故に軾の此の論は、決して本心より出でたるに非ず」と、軾は主觀的の人なれども、儒道佛三敎の長を取り、之れを調和せる程にて、頗る濶大の見を有したれば、本論の如き刻薄なる說を爲すとは思はれず、且つ當時は、古人をかりて安石を攻擊せるもの多し、蘇詢の辨姦論の如きは有名の文なり、されば古人の說は其の眞を得たるの言ならん、

蘇轍（宋）曰く、性に習あり、習に美惡あり、之れを火の能く熟すと、能く焚くとに譬ふれば、孟子が之れを善と謂ふは、火の能く熟する者なり、荀卿が惡と謂ふは、火の能く焚く者なり、荀の失や遠し、（古史孟荀傳贊）

程子（宋）曰く、荀卿は才高くして多きに過ぎ、楊雄は才短くして少きに過ぐ、韓子之れを大醇と稱するは非なり、二子の如きは、大瑕と謂ふべし、且つ性惡一句、大本已に失へり（程子遺書）

ふ可きなり、性を得る者は以て僞となすときは、則ち其の性を失ふ者は、乃ち以て眞と爲す可きか、此れ荀卿の思はずと爲す所以なり、夫れ狙猿の形は、人の若くならざるに非ざるなり、之れを繩すに尊卑を以てし、之れを節するに揖讓を以てせんと欲するときは、則ち彼れ深山大麓に趨りて走るあらにんのみ、之れを畏れしむるに威を以てし、之れを馴すに化を以てすと雖、其れ服す可けんや、以て天性是れなくして、以て之れを化して僞せしむ可しと謂ふか、則ち狙猿も亦禮を爲さしむべし、故に曰く、禮は天に始まりて、人に成ると、天には則ち是れなくして、人にて之れを爲さんと欲する者は、天下の物を擧げて吾れ蓋し未だ之れを見ざるなり、（臨川集、禮論）

王安石の文は、荀子に得る所少からず、學術も亦是れより取る所あり、然るに此くの如く罵言を逞しくする者は何ぞや、自大の心之れを爲すなり、賴襄、安石の周公論を評して曰く、「介甫（安石の字）は、其の人荀に似たり、其の文亦荀に似たり、蓋し平生の枕藉する所、故に其の議すべきを見、論を作りて之を譏る」と、穿ち得たるの言なり、

蘇軾（宋）曰く、昔者嘗て怪しむ、李斯荀卿に事へ、既にして其の書を焚滅して、盡く古先聖王の法を變ず、其の師の道に於て、曾に寇讎の如くなるのみならざるを、今荀卿の書を觀るに及びて、然して後、李斯の秦に事ふる所以の者は、皆荀卿に出でゝ、怪むに足らざることを知れり、荀卿は喜んで異説を爲して讓らず、敢て高論を爲して顧みざるものなり、其の言は、愚人の驚く所にして、小人の喜ぶ所なり、子思、孟軻は世の所謂賢人君子なるに、荀卿獨り曰く、天下を亂る者は、子思、孟軻なりと、天下の人は、此の如く其れ衆く、仁人義士は此の如く其れ多きに、荀卿獨り曰く、人の性は惡なり、桀紂は性のまゝなり、堯舜は僞なりと、是れに由りて之れを觀れば、其の人と爲りを意ふに、必ずや剛愎不遜にして、自ら許すこと太だ過ぐるものなり、彼の李斯なる者は、又特に甚しき者のみ、今夫れ小人の不善を爲すも、猶必ず顧忌する所あり、是れを以て、夏商の亡ぶるとき、桀紂の殘暴にして、而も先王の法度、禮樂、刑政、猶未だ絶滅して考ふ可からざるに

信せず、(臨川集、周公論)

又曰く、嗚呼荀卿の禮を知らざるや、其の言に曰く、聖人化性而起偽と、吾是れを以て其の禮を知らざるを知るなり、禮を知る者は、禮の意を知るを貴ぶ、而して荀卿は盛に其の法度節奏の美を稱して、化を言ふに至りては、則ち以て偽と爲すなり、亦烏んぞ禮の意を知らんや、故に禮は天に始まりて人に成るものなり、天を知りて人を知らざるときは、則ち野なり、人を知りて天を知らざるときは、則ち偽なり、聖人其の野を惡みて、其の偽を疾む、是れを以て、禮興る、今荀卿以て聖人の性を化して偽を起すといふは、則ち是れ天を知らざるの過なり、然れども、彼れ亦見る所ありて云ふのみ、凡て禮を爲す者は、必ず其の放傲の心を詘して、其の嗜慾の性を逆ふ、逸を欲せざる莫れども、尊者の爲には勞し、得るを欲せざるは莫けれども、長者の爲には讓り、擎跽曲拳して以て其の恭を見す、夫れ民の此れに於ける、豈皆之れを樂しむの心あらんや、上の己を惡みて之れに隨ふに刑を以てせんことを患ふればなり、故に荀卿以爲らく、特に之れを法度の威に劫して、之れを外より爲むるのみと、此れ亦思はざるの過なり、夫れ木を斲りて器と爲し、馬を服して駕することを爲すは、此れ生れながらにして能くする者に非ざるなり、故に必ず之れを削るに斧斤を以てし、之れを直くするに繩墨を以てし、之れを圓くするに規を以てし、之れを方にするに矩を以てし、之れを束聯膠漆して、而して後器は用に適す、前には銜勒の制を以てし、後には鞭策の威を以てし、馳驟舒疾して自放するを得るなくして、一に人に聽かしめ、而して後、馬は駕するに適す、是れに由りて之れを觀れば、之れを外より劫して、之れを服するに力を以てせざる者なきなり、然れども、聖人は木を捨てゝ器を爲らず、馬を捨てゝ駕することを爲さゞる者は、固に亦其の天資の材に因るなり、今人生れて父を嚴び母を愛するの心あり、聖人其の性の欲に因つて、之れが制を爲す、故に其の制以て人を强ふるものありと雖、而も乃ち以て其の性の欲に順ふなり、聖人苟も之れが禮を爲さゞるときは、則ち天下蓋し將に其の父を慢りて其の母を疾む者あらんとす、此れ亦其の性を失ふと謂

くするの富に、若かずと爲すが如きなり、是れに由りて之れを言へば、荀卿の言は、其の理を察せざること甚し、故に己を知る者は智の端なり、推して以て人を知るべきなり、己を愛する者は仁の端なり、推して以て人を愛すべきなり、夫れ智仁の道を盡くして、然して後、人をして己を知り己を愛せしむ、是れ故に、能く人をして己を知り、己を愛せしむる者にして、未だ人を知り人を愛する能はざる者はあらざるなり、能く人を知り人を愛する者にして、未だ己を知り己を愛する能はざる者は非ざるなり、今荀卿の言は、一切之れに反す、吾是れを以て、其の孔子の言に非すして、荀卿の妄たるを知るなり、（臨川集、荀卿論）

又曰く、甚しい哉、荀卿の妄を好むや、周公の言を載せて曰く吾所ノ執レ贄而見者十人、還贄而相見者三十人、貌執者百有餘人、欲レ言而請レ畢事千有餘人と、是れ誠に周公の爲す所ならば、則ち何ぞ周公の小なるや、夫れ聖人の政を天下に爲すや、初め天下に爲すなきが若くにして、天下卒に以て治らざる所なき者は、其法誠に修まればなり、故に三代の制、庠を黨に立て、序を遂に立て、學を國に立てゝ、其の道を盡し、以て賢を養ひ士を敎ふるの法と爲す、是れ士の賢なるもの未だ用ひらるゝに及ばずと雖而も固より尊養せられざる者なし、此れ則ち周公士を待つの道なり、誠に荀卿の言の若くならば、則ち春申孟嘗の行にして、亂世の事なり、豈周公と爲すに足らんや、且つ聖世の士は、各、其業あり、道を講じ藝を習ひ、日の足らざるを患ふ、豈公卿の門に遊ぶに暇あらんや、彼の公卿の門に遊び、公卿の禮を求むる者は、皆戰國の奸民にして、毛遂、侯嬴の徒なり、荀卿亂世に生れ、先王の法を考論して、之れを天下に著すと能はずして、亂世の俗を以て、遂に聖世の事も、亦是の如しと爲すのみ、亦已に過てり云云、或は曰く、仰レ祿之士猶可レ驕、正身之士不レ可レ驕也と、夫れ君子の驕らざる、閨室と雖、敢て自ら慢らず、豈其の人の祿を仰ぐが爲に以て驕る可きか、嗚呼君子たる所の者は、其の能く世に易はらざるを貴ぶなり、荀卿は亂世に生れて、遂に亂世の事を以て、聖人を量るものなり、後世の士、荀卿を尊びて、以て大儒にして孟子に繼ぐ者となすは、吾

ふ者あらざること能はず、是れを以て奕世提衡して、聲譽相發するなり云々（荀子增注序）

久保愛は、桃井源藏と同じく折衷學者にて、片山兼山の弟子なり、兼山の學、禮を尊び、荀子を信奉す、愛も亦其の說を奉じ、禮を以て根本となし、諸經を說く、故に其の荀子に於ける、研鑽備に至り、善く其の旨意のある所を知る、故に其論肯綮を得たり、其の孟子を抑へて荀子を擧ぐるが如き、朱子學者より之れを觀れば、異端ならんも、平心に考ふれば、至當の見なり、愛の如きは、荀子の忠臣たりと謂ふ可し、

二　非議する派

王安石（宋）曰く、荀卿孔子の言を載せて曰く、知者若何仁者若何、子路對曰、知者使人知己、仁者使人愛己、子曰、可謂士矣、子貢對曰、知者知人、仁者愛人、子曰、可謂士君子矣、顏淵對曰、知者自知、仁者自愛、子曰、可謂明君子矣と、是れ誠に孔子の言か、吾其の非なるを知るなり、夫れ能く近くを見て而して後遠くを察し、能く狹きを利して而して後廣きを澤すは、明なる天下の理なり、故に古の人を知らんと欲する者は、必ず之を己に求め、人を愛せんと欲する者は、必ず先づ己を愛せんことを求む、此れ亦理の必ず然る所にして、君子の易ふる能はざる所の者なり、請ふ事の近くして、天下の共に知る所の者を以て、之れを論せん、今此に人あり、泰山を咫尺の內に見ること能はざる者は、則ち天下の至愚の者と雖、其の秋毫を百步の外に察すること能はざるを知るなり、蓋し近きを見ること能はざるときは、則ち遠きを察すること能はざるや、明なり、而るに荀卿以謂へらく、己を知る者は、人を知る者に賢れりと、是れ猶能く秋毫を百步の外に察するは、泰山を咫尺の內に見る者に若かずと爲すが如きや、明なり、今此に人あり、食は以て其の腹を厭かすに足らず、衣は以て其の體を周くするに足らざる者は、則ち天下の至愚のものと雖、其の以て鄉黨を贍足する能はざるを知るなり、蓋し狹きを利する能はざるときは、則ち廣きを澤す能はざるや明なり、而るに荀卿は以謂へらく、己を愛する者は人を愛する者に勝ると、是れ猶鄉黨を贍足するを以て、食は以て腹を厭かすに足り、衣は以て體を周

るが如し、其の天下を憂ふるの深き、如何ぞや、學者徒に以て人性を論ずとなして、其の旨を曉らず、悲しい哉（荀子遺秉序）

桃井源藏は、折衷學派に屬す、荀子遺秉の序にいへるあり、「吾藩（松江藩なり）三十年前、綱紀を更張す、執政大夫、卑講を泮宮に聽き、最も荀子を嘉みし、以て自ら輔と爲す、余も亦之れが爲に、精究し、頗る得る所あるを覺ゆ」と、然らば其の荀子を崇ぶは、精究の餘に出づ、其の論を見るに、政治的見地より立てたり、

久保愛（日本）曰く、秦漢諸儒の錄する所を觀るに、荀子の德隆なる哉、乃ち當時の人は、成湯、文王、伊尹、管仲を以て之れに比するに至る、孟子は聒しくして之れを語る、其の辯を好むを議する者は之れあり、其の之れを許す者を聞かず、亦唯、自ら聖賢を以て居るのみ、豈荀況の學は、行事にありて、孟軻の才は口舌に止るなるか、其の門に遊びて、其の業を受くる者も、亦皆其の師の行ふ所を叙ぶ、或は一時奏席の言を爲し、或は軍國經略の言を述ぶ、萬章、公都子輩の爭辯する所、李斯、韓非子等の筆記する所、章々として書にあり、二叟の家學の學風を觀るが如きなり、若し夫れ性善性惡の殊なる、堯舜を稱すると後王に順ふとの同じからざるにいたりては、優劣あるに非ず、道術滅裂してより、虛無を以て道とする者あり、恬澹を以て道とする者あり、非鬪非樂を以て道となす者あり、堅白異同を唱ふる者あり、學士各、其の見る所に據り、以て流派を立て、互に相競爭す、則ち孟荀も亦此れを以て當世の人と辯ずるのみ、孟子の書七篇、追琢既に盡き、斐然として章を成す、蓋し天下後世に傳へんと欲して之れを著せるものなり、荀子の書、三百二十二篇、重複せる者あり、駢駁なる者あり、二百九十篇を除くと雖、猶煥乎たらざる者あり、蓋し雜記して特に門人に示すのみ、天下後世に傳ふるの志なきものなり、唯、其の言、肯の上膏の下に入る、有土の君、輔國の臣、其の一言を聞かば、邦家を興すに足る者あるときは、則ち天下の大なる一人の之れを尊信する者なきこと能はず、孟子は精撰なりと雖、動もすれば輒ち言行相反して、大事を委任し難き者あるときは、則ち海内の廣き一人の其の短を窺

近は、即ち善惡を兼ねて言ひ、習相遠は乃學染に從ひて分るゝなり、後儒此の義を知らず、妄りに相毀るは、何ぞや、（荀子補注附錄、與二王引之伯申侍郎一論二孫卿一書）

王先謙（清）曰く、昔唐の韓愈氏、荀子の書を以て大醇にして小疵ありと爲す、宋に逮びて、攻むるもの益衆し、其の由を推求するに、性惡を言ふを以てなり、余謂ふ、性惡の說は、荀子の本意に非ざるなり、其の言に曰く、直木不レ待二隱栝一而直者其性直也、枸木必待二隱栝烝矯一然後直者以二其性不一レ直也、今人性惡必待二聖王之治禮義之化一然後皆出二於治一合二於善一也と、夫れ荀子をして人の性に善惡あるを知らざらしめば、則ち木の性に枸直あるを知らざる也然り而して、其の言此の如し、覺冥に性を知らざらんや、余因て以て悲む、荀子世の大亂に遭ひ、民胥泯棼するを見、感激して此に出でしなり、荀子學を論じ、治を論ずる、皆禮を以て宗と爲す、反復推詳、務めて其の指趣を明にし、千古の爲に道を修め教を立つる、此れより外づるゝ所なし、其の倫類不レ通不レ足レ謂二善學一と曰ひ、又一物失レ稱亂之端也と曰ふを見るに、聖門一貫の精神を探り、古今成敗の理故に通達せり、論議するに、几席を越えずして、思慮は無限に洽く、身未だ嘗て一日も民に加へずして、行事は信す可し、而るに後世刻覈の徒、誣訾を逞しくして、斯の道に與るを得ざらしむ、余又以て荀子の術、當時に用ひられずして、名後世流俗人の口に滅裂するを悲しむなり、（荀子集解序）

清朝は考證學派の最盛時代なり、考證學は、訓詁學の發達せるものなり、謝墉以下の諸子が、荀子を稱贊するも、亦決して故なきに非ざるなり、其の論旨各異なりと雖、共に平正、能く荀子を知れるものと謂ふ可し、殊に錢大昕が、宋儒が陽に荀子を刺りて、陰に荀子に取る所あるを指摘するに至りては、誠に痛快を極めたり、

桃井源藏（日本）曰く、荀子の孟子に後るゝや、甚相遠からず、蓋し大父行なり、時は周德の衰へ、秦暴の熾なるに當る、天下の君臣父子、すべて性善に興起する者あることなく、殘忍貪奪極りぬ、是に於てか、荀子奮然として、唱ふるに性惡を以てして、天下の人を激悟すること、深夜兵火を熟睡者に告ぐ

蓋し二子は時を憤り俗を疾むの過甚なるに由り、其の言の偏せるを覺らざるなり、然れども、其の大賢たるに於て、何ぞ害せんや、（荀子箋釋の序）

錢大昕（清）曰く、仲尼既に歿してより、儒家は孟荀を以て最も醇となす、故に太史公の諸子を叙列するや、獨り孟荀を以て標目せり、韓退之の荀子に於ける、大醇小疵の譏ありと雖、然も其の辭を吐くや、經と爲り、優に聖域に入ると云ふを見るときは、則ち孟氏と竝び稱するに、異詞なきなり、宋儒の訾議する所の者は、唯性惡一篇のみ、余謂ふ、孟の性善と言ふは、人の性を盡して善を樂まんことを欲するなり、荀の性惡を言ふは、人の性を化して、善を勉めんことを欲するなり、立言殊なりと雖、其の人を教ふるに善を以てするは、則ち一なり、宋儒の性を言ふ、孟氏を主とすと雖、然も必ず義理と氣質とに分ちて之れを二にす、則ち已に孟荀二義を兼取せり、其の人を教ふるに、氣質を變化するを以て先と爲すに至りては、實に暗に荀子性を化するの說を用ふ、然らば則ち荀子の書、詎んぞ小疵を以て之れを訾る可けんや、（荀子箋釋跋）

郝懿行（清）曰く、近ごろ孫卿の書を讀みて、之れを樂む、其の學は醇乎として醇なり、其の文は孟子の如く明白宣暢にして微しく繁富たり、益〻人をして入りて出づること能はざらしむ、頗る怪む、韓退之の謂うて大醇にして小疵ありと爲すを、韓の意を推尋するに、豈孟は性善を道ひ、荀は性惡を道ひ、孟は王を尊び霸を賤しみ、荀は王霸竝び稱す、是れを以て小疵となすか、是れ決して知言に非ざるなり、何を以て之れを明す、孟は孔氏の訓に尊ひて、桓文の事を道はず、荀は孟氏の論を矯めて、時世の急を救はんと欲す、王霸一篇、剴切人の肌骨に沁む、若し六國をして能く其の言を用ひしめば、暴秦に幷呑さるゝの禍なかる可し、時に王なきに因て、降て霸を思ふのみ、孟荀の意、其の歸する所は一なるのみ、性善性惡に至りては、異趣あるに非ず、性は善なりと雖、教を廢すること能はず、性即ち惡なるときは、必ず人爲を假る、爲は僞と古字相通ず、其の人之性惡、其善者僞也と云ふ、僞は即ち爲のみ、孟荀の指本合はざるなし、たゞ其の持論各〻一偏を執るのみ、準するに聖言を以てするときは、其の性相

秋を作る、然る後、三代の遺風弛みて復た張れり、然れども、時と位とを得ることなく、功烈天下に被むを得ず、但門人傳述するのみ、陵夷して、戰國に至る、是に於て申商苛虐の法あり、孫吳變詐の兵あり、談説する者は、又愼墨蘇張を以て宗と爲す、孔子の道は息むに近し、有志の士、爲に心を痛む、故に孟軻其の前に闢き、荀卿其の後に振ふ、其の立言を觀るに、六經を羽翼し、孔子の道を光にす、眞に名世の士、王者の師なり、蓋し周公之れを制作し、仲尼之れを祖述し、荀孟之れを贊成す、王道を膠固にする所以、至て深く至て備はれり、春秋の四夷交侵し戰國の三綱弛廢せる時と雖、斯の道の竟に地に墜ちざるは、全く之れが爲なり、(荀子注序)

唐代は、訓詁學流盛の時代なり、訓詁學は荀子の系統に屬す、倞が荀子を尊ぶも、亦據る所なきに非ず、其の論旨は極めて正大、朱子學者の徒に孟子を崇びて荀子を抑ふるが如き鄙劣なる説と、日を同じうして語る可からざるなり、

謝墉(清)曰く、荀子は孟子の後に生れ、最も戰國の老師たり、太史公傳を作り、諸子を論次するに、獨り孟子荀卿を以て相提げて竝論し、餘の談天雕龍炙轂の徒及び、愼子公孫子尸子鄒子の屬の如きは、僅に孟荀の下に附見するのみ、蓋し周末より秦漢を經て以來、孟荀竝び稱するや久し、余縡に嘗て荀子の書を讀みて其の學の醇正なる、文の博達なる、四子よりして以下、洵に群儒に冠冕たるに足る、身戰國の末に生れて、游説の習を爲さず、蘇張の縱橫を鄙み、仁義の道を唱ふ、孔孟と符を同じうせり、人品の高尚なる、豈孟子の下に在らんや、顧ふに、濁世の政を嫉むを以て、性惡一篇あり、且つ孟子性善の説を詰る、是に於て宋儒乃ち口を交へて之れを攻む、嘗て性を言ふものに就て之れを論ず、孟子の性善を言ふは、蓋し人をして勉めしむるに、善を爲さんことを以てして、此の言を爲すなり、荀子の性惡を言ふは、蓋し人の惡を爲すを疾みて、此の言を爲すなり、之れを要するに、繩すに孔子性相近きの説を以てするときは、則ち皆偏至の論たり、夫れ性惡と謂ふときは、則ち上智なきなり、性善と謂ふときは、則ち下愚なきなり、韓子亦其の義を疑ひ、三品の説を爲す、固に二子の性を言ふものに勝れり、

第七章　歴代學者の荀子に對する評論

歴代學者の荀子に關する評論を觀るに、稱贊するものあり、非譏するものあり、長短兩面を認識せるものあり、今各家の評論を連載する前に、之れを表示し、一目の下に瞭然たらしむべし、

稱贊するもの
- (漢)劉向、
- (唐)楊倞、
- (清)謝墉、錢大昕、郝懿行、王先謙、
- (日本)桃井源藏、久保愛、

非譏するもの
- (宋)王安石、蘇軾、蘇轍、程子、朱熹、眞德秀、晁公武、
- (明)方正學、柯維祺、
- (日本)山鹿素行、賴襄、

長短兩面を認識するもの
- (漢)揚雄、
- (唐)韓愈、
- (宋)唐仲友、黃震、
- (明)宋濂、王世貞、王納諫、
- (清)紀昀、方苞、劉大櫆、黃式三、
- (日本)伊藤維楨、荻生雙松、中村明遠、塚田虎、

次に各家の評論を連載し、之れに小評を試むべし、

一　稱贊する派

劉向(漢)曰く、孫卿、道は禮義を守り、行は繩墨に應じ、能く貧賤に安んず、若し人君能く之れを用ふるときは、王たるに近し、然れども、世終に能く用ふることなし、嗚呼斯の人をして、卒に閭巷に終りて功業世に見はるゝを得ざらしむ、哀しい哉、(荀子敘錄)

前漢時代の經學者は、多く荀子の系統に屬するを以て、(第六章、弟子列傳附傳經表參考)荀子を尊べり、殊に劉向は楚の元王の後なり、元王は荀子再傳の弟子なり、其の荀子を贊嘆するも亦宜なり、

楊倞(唐)曰く、昔し周公三王五帝の道を稽へ、夏殷の典を損益し、禮を制し、樂を作り、仁義を以て天下を治む、其の德化刑政は詩に存せり、幽王、厲王道を失ふに至りて、始めて變風變雅作る、平王東遷してより、諸侯力政す、五霸の後に及びては、則ち王道絕えざること綫の如し、故に仲尼禮樂を定め春

(2) 春秋穀梁傳

- 荀卿
  - 浮丘伯
    - 申公
      - 江公
        - 江公の子
          - 江公の孫（博士）
            - 胡常
            - 劉向（漢、宣帝、元帝、成帝に仕ふ、散騎宗正給事中、諫大夫）
  - 榮廣
    - 周慶（漢、宣帝に仕ふ、博士）
    - 丁姓（漢、宣帝に仕ふ、郎中）
    - 蔡千秋（漢、宣帝に仕ふ、郎中、戶將選郎）
      - 申章昌（一派を爲す）
      - 尹更始（一派を爲す）
        - 房鳳（漢、哀帝、平帝、王莽に仕ふ、五官中郎將、講學大夫）
        - 尹咸

三、禮

普通禮といへば周禮、儀禮、禮記をいへども、此にては儀禮、禮記二者に就ていふものなり、

- 荀卿（此の間數傳あり）
  - 孟卿
    - 后蒼（漢、宣帝に事ふ、博士、曲臺記を撰す）
      - 戴德（漢、宣帝に仕ふ、信都太傅、大戴禮を編す）
        - 徐良
      - 戴聖（漢、宣帝に仕ふ、九江大守、小戴禮を編す）
        - 橋榮
        - 楊榮
      - 聞人通漢
      - 慶普（一派をなす）
        - 夏侯敬
        - 慶咸
    - 閭丘卿

荀卿—毛亨（詩傳を著せり）—毛萇（河間獻王の博士）—貫長卿—解延年—徐敖（王莽の講學大夫）—謝曼卿—
　衞宏（後漢、光武帝に事ふ、議郎）—徐巡
　賈徽—賈逵（後漢、明帝、章帝、和帝に事ふ、左中郎將、侍中）—許愼（後漢、桓帝の時の人、說文解字を著す）
　馬融（師承詳ならず、後漢、安帝、順帝、桓帝に事ふ、校書郎中、議郎）—鄭元（後漢、桓帝、靈帝の時の人、事へず、詩箋を著はせり）

二、春秋

孔子春秋を作る、其の辭、簡約にして意義深長なり、弟子左丘明傳を作る、之れを左氏傳といふ、卜商の弟子、公羊高、穀梁赤の二人、亦傳を作る、高の傳を公羊傳といひ、赤の傳を穀梁傳といふ、是に於て春秋の學、分れて左公穀の三派となれり、就中左、穀二派は、荀卿の傳ふる所なり、

(1) 春秋左氏傳

荀卿—張蒼（漢、高祖に事ふ、計相）—賈誼（漢、孝文帝に事ふ、博士、大中大夫）—貫公—貫長卿—張禹—尹更始（漢、宣帝に事ふ、諫大夫）
　尹咸—劉歆（漢、哀帝に事ふ、中壘校尉）
　翟方進（漢、成帝に事ふ、丞相）
　胡常—賈護—陳欽（漢、王莽に事ふ、厭難將軍）—陳元（後漢、光武帝に事ふ、博士）—馬嚴—馬融
　　王莽
　鄭興（後漢、光帝に仕ふ、蓮勺令）—鄭衆（後漢、宣帝に事ふ、大司農）
　賈徽—賈逵—詁訓を作れり—許愼

- 荀卿
  - 浮邱伯
    - 申培 楚元王に事ふ
      - 江公
        - 韋賢 漢、昭帝宣帝に仕ふ博士、丞相
          - 韋元成 漢、昭帝、宣帝元帝に仕ふ、太子太傅、丞相
          - 韋賞
        - 榮廣
        - 義倩
        - 江公の子 博士
          - 卓茂
      - 王臧 漢孝景帝に事ふ太子少傅
      - 趙綰 漢孝景帝に事ふ御史大夫
      - 孔安國 漢孝武帝に事ふ博士、又書經に精し
    - 穆生
    - 白生
    - 楚元王 漢高祖の弟
      - 許生
      - 周霸
      - 夏寬
      - 魯賜
      - 徐公
        - 王式 漢、昌邑王の師
          - 薛廣德 漢、宣帝に事ふ御史大夫
            - 龔勝 漢、哀帝に事ふ博士
            - 龔舍 漢、哀帝に事ふ光祿大夫
          - 褚少孫
          - 唐長賓
          - 張長安
            - 張游卿
              - 王扶
              - 許晏
          - 昌邑王
      - 徐偃
      - 繆生
      - 闕門慶忌

(2) 韓詩 燕人韓嬰を以て祖となす、故に韓詩といふ、

- 荀卿
  - 某
    - 韓嬰 漢文帝に事ふ博士、詩傳を著す
      - 子、某
        - 韓商 漢、武帝に事ふ博士
      - 賁生
      - 趙子
        - 蔡誼 丞相
          - 食子公 博士
            - 栗豐
              - 張就
          - 王吉 昌邑王の中尉
            - 長孫順 博士
              - 髮福

(3) 毛詩 魯人毛亨を以て祖となす、故に毛詩といふ、

多きに及べり、是れに由りて之れを觀れば、嬰は荀子の學を承くるものなるや、言ふを待たず、年代を以て之れを推すに、荀子再傳の弟子なるべし、

二、孟卿　卿は東海蘭陵の人なり、漢書儒林傳に曰く、孟卿蕭奮に事へ、禮を以て后蒼に授く、蒼禮數萬言を說く、號して曲臺記といふ、戴德延君と戴聖次君とに授くと、劉向の敘錄に曰く、蘭陵の人善く學を爲むるは、蓋し以て孫卿に法るなり、長老今に至るまで之れを稱して、蘭陵の人喜んで字して卿と爲すは、蓋し以て孫卿に法るなりと曰へりと、荀卿は蘭陵に居り、禮は其の學の本領なり、孟卿亦蘭陵の人にして、善く禮を爲(テサ)め、又卿と字す、必ず荀卿の傳を得るものなり、されど其の第幾傳の弟子なるやは、得て知る可からず、而して孟卿再傳の弟子たる、戴德の編輯せる禮書は大戴禮といひ、戴聖の編輯せる禮書は小戴禮(一名禮記)といふ、大戴禮中、禮三本篇は荀子の禮論篇より出で、勸學篇は全く勸學篇を取り、哀公問五儀篇は哀公篇より出で、禮記の三年間、鄉飲酒義、樂記、聘義諸篇は、荀子の禮論、樂論、法行諸篇より出づるを見れば、二禮書共に荀子の支派餘裔なり、是れに由りて之れを觀れば、孟卿は荀子の禮學系統に於て、極めて重なる位置にある人と謂ふ可し、

附　傳經表

經典が後世に傳はりたるは、荀卿の力なり、されど其の系統の明に傳はるものは、詩、春秋、禮の三經のみ、他經に就ては之れを略知し得ざるは、遺憾の至なり、左に以上の三經に關する傳系表を揭げ、其の中の重なる學者には其の地位功績を小注すべし、但し表は後漢末に止まる、蓋し三國時代以下は明ならざるを以てなり、

一、詩

詩は漢初に於て齊、魯、韓、毛の四派に分れたり、此の中にて魯、韓、毛の三派は荀卿より出づ、

(1)　魯詩　魯人申培を以て祖となす、故に魯詩といふ、

は明ならず、）蒼左氏春秋を承くと雖、其の尤も好む所は律曆にあり、秦の始皇に事へて御史と爲り、四方の文書を主りしが、幾ならずして罪を得、亡げて鄉に歸れり、沛公地を略して陽武を過ぐるとき、之れに從へり、沛公立ちて漢王となるに及び、常山の守、代、趙二王の相となり、漢王天下を一統して天子となるに及び、北平侯に封ぜられ、邑千二百戶を食めり、計相に遷り、郡國の文書を主れり、後淮南王の相となり、御史大夫に遷りて終れり、門人に賈誼あり、誼は漢初に於て秀才の政治家たることは、普く人の知る所なり、（史記張丞相列傳、劉向別錄、經典釋叙錄）

四、浮丘伯

浮丘伯は、一に包丘伯に作る、蓋し浮包同音なるを以て、相通用するなり、齊の人にて荀卿に從ひ、詩及び穀梁春秋を受けたり、其の荀卿に從ひしは、恐らく卿の在齊時代にあらん、業成るの後、帷を下して子弟を敎授せり、其の下帷の地は、何處なるや詳にする能はず、漢初魯詩の一派を開き、又穀梁春秋の正傳を以て經學の普及に力ありし魯の申培を始め、楚の元王交（高祖の弟）、魯人白生、穆生等は、皆此の時の門人なり、其の後漢の孝惠帝（高祖の子）の時に當り、伯は長安に在り、此の時、申培は再び入りて業を卒へたり、又元王は我が子郢の客人をして、其の門に入り學を受けしめたり、（鹽鐵論毀學篇、漢書楚元王傳、申公傳）

五、毛亨

毛亨の傳は詳ならず、魯の人にて荀卿に從ひ詩を受け、其の傳を作れり、現今傳はる所の毛傳是れなり、後人詩の本義を解し得るものは、實に亨の賜なり、亨の荀卿に從學せしは何時頃なるや詳ならざれども、恐らくは浮丘伯と同じく卿の在齊時代ならん、亨の門人に萇毛あり、其の學を傳へて遂に毛詩の一派を開けり、（毛詩草木蟲魚疏、經典釋文叙錄）

六、著名なる門流

漢初の學者にして、明に荀卿の門流にして、其の師承の明かならざるものあり、左に其の著名なる二人を揭ぐべし、

一、韓嬰　嬰は燕人にて、孝文帝の時博士となり、韓詩の一派を開けり、著す所の詩傳多かりしが、今傳はれる者は韓詩外傳十卷あるのみ、此の書を見るに、荀子の說を引きて詩を說くもの四十四章の

きて他に何人かある、彼若し來らば我之れを留め、用ふ可くんば則ち用ひ、不可なれば則ち殺さんのみと、よりて遂に征韓の兵を起せしなり、韓王は始め非を用ひざりしが、事急なるに及びて、廼ち非を秦に遣はし媾和を請はしめたり、始皇の計は的中したり、非の秦に來るや、始皇大に之れを悅びしが、未だ信用するに至らず、李斯、姚賈の二人、非にして用ひらるゝときは、或は己が上に出でんことを恐れ、之を毀りて曰く、韓非は韓の諸公子也、今王諸侯を幷さんと欲す、而して非や終に韓の爲に謀りて、秦の爲に謀らず、此れ人の情也、今王之れを用ひずして、久しく留めて之れを歸さば、此れ自ら患を遺すなり、過法を以て之れを誅するに如かずと、始皇以て然となし、吏に下してを非を糺問せり、李斯人をして非に藥を遣り自殺せしむ、非自ら陳述せんとすれども、見ゆるを得ず、遂に毒を仰ぎて死せり、始皇後之れを悔い、人をして之を赦さしめしが、既に及ばざりきといふ、非は李斯に同窓の頃より恐れられしが、遂に此の慘害を受くるに至りたるなり、非も亦薄命の人と謂ふ可し、然れども其の著せし十餘萬言は、後世に傳はりて人をして其の銳利なる論鋒と、靈妙なる筆力とに醉はしむ、彼れ亦以て瞑すべきなり、（史記韓非列傳）

韓非は、荀卿に學びて、法治主義に轉じたること、李斯に同じ、其の所以を考ふるに、韓は申不害の事へし國にて、不害の主義は國是となれり、不害は其の著述傳はざれども、史記申不害傳に、申子の學は、黃老に本づきて刑名を主とするとあれば、陰險なる法治主義なりしことは明白なりとす、非は韓の公族なれば、少時より其の感化を受け居るや明なり、後荀卿に學ぶと雖、卿の禮は一轉すれば法に至るを見、且つ法治主義の實際的なるに感じ、遂に其の先入の說に復り、純乎たる法治主義の人となりたるならん、而して其の荀卿との間柄に就きては、李斯の如く推測的證據すら之れなきは、尤も遺憾に感ずる所なり、

三、張蒼

張蒼は陽武の人なり、荀卿に從ひ、左氏春秋の傳を承けたり、其の荀卿に從學せしは、何年頃なるか詳ならざれども、陽武は趙に近きの地なれば、恐らくは卿の在趙時代にあらんか、（されど其の遊齊以前の在趙時代なるか、楚より讒せられて趙に歸りしときなるか

此の慘擧に出でしは、史記の秦始皇本紀及び李斯傳等を讀みて推知し得らるゝなり、而して學者統一の必要は、必ずしも斯の創意に非ずして、彼が師友たる荀卿と韓非との、最も痛切に論ずる所なり、荀卿は非相篇に於て後王を舍てゝ上古を論ずるの不可を痛斥し、非十二子篇に於て邪說を飾り、姦言を文り、以て天下を紛亂し、愚民を欺惑するの學者を非議して、聖王出でなば斷乎として之れを處分すべきをいへり、韓非は、五蠹、姦劫弑臣、問辨、三篇に於て、口を先王に藉りて當世の政治を論ずる學者を以て、治安妨害者となし、明王出でなば之れを撲滅すべきを言へり、斯は既に胸中に此の宿考あり、又師友の之れを唱導するを見、斷乎として之を實行せしものにて、當局者としては固より至當の處置なり、たゞ其の餘りに慘酷なりしを恨むのみ、蘇軾、朱熹の如きは、之れを盾として攻擊餘力を遺さゞるも、（歷代諸家の荀子に關する評論の章の蘇朱二家の條を見よ）此れ時勢を知らざる迂腐の論のみ、斯に責むべき所は、たとへ法治主義に轉せしとはいへ、何を爲すにも法律一天張りにて、少しも儒敎の仁義主義を參酌せず、以て己が身を完うせず、又秦をして直に亡滅の不幸に陷らしめたることなり、

二、韓非

韓非は韓の諸公子なり、李斯と俱に荀卿に事ふ、斯自ら以爲へらく非に如かずと、以て其の聰惠の才、嶄然儕輩に拔んでたることを知るべし、非は韓の削弱を見て、慨嘆の情に堪へず、數〻書を以て韓王を諫めしが、用ひられざりき、是に於て、非は國を治むる者が、法律を明にし權勢を大にし、國を富まし兵を强くし、賢能の士を求めて之れに政を任ずるを勉めずして、徒に姑息の手段を用ひ、益〻國家を危くし、廉直の臣邪枉の士に容れられざるを悲み、往者の得失の變を觀、孤憤、五蠹、內外儲、說林、說難十餘萬言を作れり、人或は其の書を傳へて秦に至る、秦の始皇之れを見、嘆じて曰く、嗚呼寡人此の人を見て、之れと游ぶことを得ば、死すとも恨みずと、李斯曰く、此れは韓非の著す所なりと、秦王因て急に韓を攻む、始皇の意、蓋し以爲へらく、韓國一流の人物は韓非なり、彼の韓にあるは、我害なり、故に我急に韓を攻めば、韓は防禦の勇なきを以て、媾和使を我に遣して哀を請ふや明なり、而して其の使者の任に當るべきもの、彼れを措

り、故に其の勢威は赫々として輝き、長男由は三川の守と爲り、諸男は皆公主を尚り、女は悉く諸公子に嫁せり、由の三川より咸陽に歸るや、斯爲に酒を家に置きて之れを祝す、此の時百官皆前みて壽を爲す、門廷の車騎千を以て數へきといふ、斯喟然として嘆じて曰く、嗟乎吾之れを荀卿に聞けり、曰く、物は太だ盛なるを禁ずと、夫れ斯は上蔡の布衣、閭巷の匹夫なり、首上其の鴈下を知り給はず、遂に擢でられて此に至る、當今人臣の位、臣が上に居る者なし、富貴極まれりと謂ふ可し、物極まれば則ち衰ふといふ、吾未だ駕を税く所を知らざるなりと、始皇崩じ、二世位に即くに及び、斯猶丞相たり、されど自ら滿つるを戒めて之れを行ふを忘る、故に遂に中軍令趙高の爲に讒せられ、獄裡の人となれり、斯辯疏甚だ力めたれども聞かれず、其の中子と共に刑臺の露と消えたり、（史記李斯列傳）

李斯は荀卿に學ぶと雖、一轉して法律の學を治めたり、其の何故に法律の學を修めしかと言ふに、彼の資質に由るは言ふことを待たず、紛糾せる天下を一統するには、迚も儒術にては埒あかず、殊に秦は孝公以來商鞅の法を用ひ、法治主義を以て國是となしたれば、彼も遂に舊學を放棄するに至りたるなるべし、されど荀卿を思慕せしことは、其の得意の時代に當りて、自ら戒飭せし語に徴して知るべし、荀卿も亦彼れに期待せる所ありしことは、桓寛の鹽鐵論毀學篇に、

李斯の秦に相たるや、始皇之れに任じ、人臣二なし、而して荀卿之れが爲に食はず、其の不測の禍に罹るを覩ればなり、

と、いへるにて推知すべし、鹽鐵論は一時學者の詰難爭議の餘に成りし書なれば、此の記事固より信據すべきに非ざれども、其の卿が彼れに期待する所ありしといふ推測の證據としては、充分の價値あるべし、李斯の政策として、後世より攻撃の中心點となるものは、實に焚書、坑儒の二擧なり、然れども平心に之れを考ふるに、天下一統の實を擧ぐるには、學問を統一して人心の歸向を定めざる可からざることは、言ふを待たざる所なり、學問を統一せんとせば、先づ學者を統一せざる可からず、學者の統一は極めて至難の事にして、斯の如きも、初は穩當なる所置に出でんも、學者の反抗極めて猛烈なりしより、遂に考なりしも

あり、

『性惡篇』は、首章は、一反一收、氣勢跌蕩なり、次章は、汪洋千頃、風波測るなきの概あり、孟子曰章は、奇銳にして破竹の勢あり、塗之人章は、轉々して機鋒銳敏なり、

『君子篇』は、叙事疏宕にして典法あり、

『成相篇』『賦篇』は、共に有韻の文、離騷と相並びて、周末の精華たり、雅にして勁し、

『大略篇』以下は、時に文章觀るべきものありと雖、もと是れ弟子雜記の文なり、故にまた之れを論ぜず、

第六章　弟子列傳附傳經表

荀卿の門人は、極めて多かりしならんも、其の名の傳はれるものは、僅に五人のみ、曰く李斯、曰く韓非、曰く張蒼曰く浮丘伯、曰く毛亨、是なり、左に其の略傳を揭ぐべし、

一、李斯

李斯は楚の上蔡の人なり、年少きとき、郡の小吏となりしが、一日發憤する所あり、荀卿が蘭陵に居り、一世に木鐸たるを聞き、其の門に入り帝王の術を學べり、學已に成るや、自ら度るに、楚王は事ふるに足らず、齊、燕、趙、韓、魏の五國も亦弱く、爲に功を建つべき所なし、獨り秦のみ强大なり、よりて秦に事へて功を建てんと欲し、荀卿に辭して曰く、斯聞く、時を得ることを怠るなかれと、當今萬乘の君方に爭ひ、遊說の士事を主れり、而して今や秦王天下を呑み、帝と稱して治めんと欲す、此れ布衣の士の馳驚すべき時にして、又遊說者得意の秋なり、卑賤の位、困苦の地に處り、世を非りて利を惡み、自ら無爲に託するは、此れ士の情に非ざるなり、故に斯は將に西して秦王に說かんとすと、是に於て秦に至る、時に莊襄王卒するに會ふ、即ち求めて宰相文信侯呂不韋の舍人となれり、不韋之れを賢とし、任じて以て郎と爲せり、斯よりて秦王に說くに、天下を兼併するの術を以てす、秦王悅び、斯を拜して長史となし、遇するに客卿の禮を以てせり、秦に事ふること二十年、竟に秦王をして天下を併さしむ、秦王天子の位に即き、始皇と號するに及び、斯は丞相となり、萬機を攝せり、始皇が郡縣制の實施、度量衡及び文字の一定、焚書坑儒の擧等を斷行して、天下一統の實を堅くせしは、皆斯の力な

古雅絶倫なり、序官章は、逐段叙述周官を參酌し、詳にして體あり、典にして則あり、古にして度あり、煌々として謨誥の音なり、具具章亦見るべし、

『富國篇』は、足國之道章は、精勁にして波瀾に富めり、人之生章は、沈痛なり、衆足天下章は、叙法井々、氣勢奇偉なり、垂事養民章は、刻畫に過ぎたれども、條理は井然たり、國之治亂臧否章は、雜沓の如くにして、然も彝鼎錯陳、自ら古雅多し、持國章は、雅麗なり、

『王覇篇』は、首章は、句法尖特の處あり、刻苛の處あり、大文章なり、國危章は、洋灑の調あり、羿蠭門章は旁引曲喩、極めて妙、極めて正なり、無國而不有治法章は、沛然として江河を決するが如し、主道章、用國章、傷國章、亦皆觀るべし、

『君道篇』は、首章次章及び、君者民之原章、共に議論明白なり、道者章は、強勁の調あり、爲人主章は、反覆して警省し、辭の繁を覺えざらしむ、

『臣道篇』は、一章は一章より詳細に、文情婉深、文勢閎肆なり、就中首章は、精嚴を以て勝る、

『議兵篇』は、通篇皆堂々の論を以て滿つ、文勢從つて正々たり、

『彊國篇』は、威有三章は、首尾相擊ち、開闔の致を極めたり、說齊相章は、語々筋脈あり、字法亦尖巧なり、應侯章は、愷切なり、

『天論篇』は、首章は、體裁正大、命意淵深、行文曲折流宕、具に離合の妙を見る、治亂章は、議論英決なり、楚王後車章は、疏朗なり、星隊章は、明快なり、在天章、百王之無變章は、大抵韻語を用ふ、雅正にして妙を盡せり、

『正論篇』は、通篇大抵雅馴なり、就中、湯武不能禁令章は、簡雋古雅の趣あり、堯舜禪讓章は、穆々皇々として、夏商の俛あり、

『禮論篇』は、正大の文なり、時に雜を見る、

『樂論篇』も亦正大の音なり、禮記樂記に比すれば、之れを簡に失せり、

『解蔽篇』は、首章は、詞理兩ながら至り、局面淵弘なり、數爲蔽章、凡以知人之性章は、光明正大なり、觀物章は喩を取る多方、奇論人に逼れり、

『正名篇』は、全篇理致の文なり、就中首章極めて正極めて確なり、人莫不從章は、詞湛深にして意凜慄の處

れを評せん、

『勸學篇』は、之れを辭句の上より見れば、悉く是れ金玉なれども、之れを全章の上より見れば、冗雜の感なき能はず、たゞ百發失一章の整然たるあるのみ、

『修身篇』は、見善修然章、治氣養心章は、共に蒼健なり、體恭敬章は、縱橫法あり、驥一日而千里章は、疏宕なり、禮者所以正身章は、精洽なり、端慤順弟章は、情文兼せ至れり、

『不苟篇』は、首章は、極めて氣勢あり、君子能好章、君子崇人之德章、君子小人之反章は、沛々たる妙味あり、君子治治章に、詞意修潔にして、時に緊峭を見る、君子養心章は、精粹の文なり、中庸の說誠章と拮抗すべし、君子位尊章は、結構謹嚴なり、

『榮辱篇』は、鬪者忘其身章は、繁にして殺ならず、愈宕愈奇なる趣あり、夫天生烝民章は、典雅なり、人有所一同章、人之情章は、氣勢雄壯、百轉窮まらざるの概あり、

『非相篇』は、首章は、跌宕にして疏朗なり、人之所以爲人章は、文勢活潑、游龍の如し、君子必辨章は、痛快淋漓、儀秦をして汗落ちしむ、

『非十二子篇』は、首章は、峭拔新奇なり、信信章は、文法莊子に似て、而も莊子の文の奇幻なるに反して、此れは奇顯を以て長を發せり、士君子之容章は、語々疊字を用ひ、一見冗雜の感あれども、細に之れを味へば、奇新尖穎、及ぶ可からざるものあり、

『仲尼篇』は、通篇大抵疏爽なり、就中首章は、文家の所謂翻騰、低昂兩法を用ひて、勢氣躍然たるを覺ゆ、

『儒効篇』は、首章は、節々飛動奇を出だす窮りなし、秦昭王章は、文景文情、都べて雋氣あり、先王之章は明快にして機鋒銳利なり、我欲賤而貴章は、逐段正反互に發し、極めて離合の妙を盡せり、以從俗爲善章は、極めて醇、極めて確、殊に其の大儒の德を摹寫するに至りては、所謂容を叩きて響を傳ふるもの、純乎たる天樂なり、客有道章は、叙事簡潔、末段殊に古致あり、造父章は、空を凌ぎて局を構ふ、字々玄珠、每に人の思路絕つ處に於て、倏ち一峯を起し、一議を突發し、讀む者をして應接に暇あらざらしむるの概あり、不聞章は、句法蒼勁なり、

『王制篇』は、首章は、嚴整なり、次章は、稍峭刻なり、王奪之人章は、洗發疏宕なり、王者之人章以下四章、

是れ猶己の君を舍てゝ人の君に事ふるが如きなり、故に曰く、千歲を觀んと欲すれば、則ち今日を數へ、億萬を知らんと欲すれば、則ち一二を審にし、上世を知らんと欲すれば、則ち周道を審にし、周道を知らんと欲すれば、則ち其人の貴ぶ所の君子を審にす、（非相篇）

と、荀子の思想が既に實際的見地の上に立てる以上は理勢の趨く所必尚古思想の弊害を認め現世を重んずるに至るは當然なる所なり、

八、學說の一覽表

以上に於て、荀子の主要なる學說は略紹介し得たりと信ず、今之れを一見の下に明ならしめんが爲に、表を製し、次に孟子の說と比較して左に揭ぐべし、

禮
- 禮は人の性惡なるが爲に、之れを束縛制裁する爲に生ず、故に（性惡說）を唱ふ、
- 人は學問するに非ざれば禮を知らず、本性を化する能はず、故に（學問の必要）を唱ふ、
- 禮は外面より規律的に人を制裁して、人心を和ぐること能はず、故に之れが輔として（音樂の必要）を唱ふ、
- 君主は禮の制定者たり、故に君主の尊嚴を認め、（君主至上主義）を唱ふ、
- 禮は現代に適應せざる可からず、故に現代を主として（古を尚ぶ者）を排す、
- 禮は實際的明白的なり、神秘的に非ず、故にあらゆる（神秘的迷信）を排す、

荀子	人性	惡なり	孟子
	道	禮	仁義
	政治	君主々義	民主主義
	理想	現世	尚古

第五章　荀子の文章

荀子は哲學者として、拔群たるのみならず、文章家として亦傳ふ可き人なり、其の文、孟子の俊爽簡勁なるには及ばざれども、雅麗にして理を說く精覈なるに至りては、遙に其の上にあり、而して其の短なる所は方固なるにあり、冗漫なるにあり、變化に乏しきにあり、蓋し彼は學問に長じ、才氣に乏し、此くの如き所以なり、今各篇に就いて其の見る可き者を擧げて、之

して迷信と論破し去れり、其の言に曰く、

星隊ち木鳴れば、國人皆恐れて曰く、是れ何ぞやと、曰く、何もなきなり、是れ天地の變、陰陽の化にして、物の罕に至るものなり、之れを怪しむは可なり、之れを畏るゝは非なり、夫れ日月の蝕ある、風雨の時ならざる、怪星の黨に見ゆる、是れ世として常に之れ有らざるなし、上明にして政平なれば、則ち是れ世を竝せて起ると雖、傷むなきなり、上闇にして政險なれば、則ち是れ一も至る者なしと雖、益なきなり、夫れ星の隊る木の鳴るは、是れ天地の變、陰陽の化にして、物の罕に至るものなり、之れを怪しむは可なり、之れを畏るゝは非なり、（天論篇）

雩して雨ふるとは何ぞや、曰く、何もなきなり、猶雩せずして雨ふらざるがごときなり、日月食して之れを救ひ、天旱して雩し、卜筮して然る後大事を決するは、以て求むるものを得る爲に非ざるなり、以て之れを文るなり、故に君子は以て文と爲し、百姓は以て神となす、以て文と爲さば則ち吉なり、以て神と爲すは則ち凶なり、（同上）

と、何ぞ其の見の卓拔なるや、蓋し荀子は實際家なり、故に

道は天の道に非ず、地の道に非ず、人の道とする所なり、（儒効篇）

といへり、此の見を以てあらゆる神秘的の物に對す、直に迷信と斷じ去るは、毫も疑ふを要せざるなり、荀子の如きは、現今の所謂科學的智識に富むものと其の見地相同じと謂ふべし、

七、現世主義

孔子も孟子も現世主義によれども、猶尚古の風を脫する能はざりき、荀子に至りては、更に一層進みたる現世主義にて、尚古の風を排斥し、凡て現世を以て標準となせり、曰く、

道三代を過ぐる之れを蕩といふ、法後王に二する之れを不雅といふ、（儒效篇）

千人萬人は一人の情是れなり、天地の始は今日是れなり、百王の道は後王是れなり、（不苟篇）

聖王の跡を觀んと欲さば、則ち粲然たる者に於てす、後王是れなり、彼の後王なる者は、天下の君なり、後王を舍きて上古を道ふは、之れを譬ふるに、

禮義に由らず、信義を守らず、權謀變詐を以て國を治むる者を亡者といふ、(同上)

と、荀子が君主に對する見解は、略、此の如し、次に其の國家を治むる所以の法は、王者の法、即ち禮を以て主要となせり、曰く、

禮は治辨の極なり、强國の本なり、威行の道なり、功名の摠なり、王公之れ由る、天下を得る所以なり、由らざるは社稷を隕す所以なり、(議兵篇)

と、而して荀子は此の禮に由りて行ふ方法として、農を重んじ稅を輕くして民を富ますべきこと(富國篇)官吏を撰擇すること(君道篇)、節儉貯蓄の必要なること(富國篇)、敎育の必要なること(禮論篇、富國篇、樂論篇等)、正義なる刑罰の必要(正論篇、性惡篇、君子篇等)を論せり、

以上要するに、荀子の政治主義は、孟子と全く異なれり、孟子は民主主義にして、荀子は君主主義なり、從つて、孟子は民の權力を認め、荀子は君主の權力を認む、孟子は王を貴びて霸を賤み、荀子は王霸並び稱し、たゞ王者を以て一等となすに過ぎず、孟子は仁義を以て爲政の根本となし、荀子は禮を以て爲政の本となす、孟子は刑罰を重大視せざれども、荀子は之れを重視せり、たゞ其の同じきは農を重んじ租を輕くして民を富ますことゝ、敎育の必要とを唱へたるにあるのみ、今二子の說を比較するに、孟子よりも荀子の方が甚だ實際的なることなり、蓋し荀子の時は、人民の塗炭に苦しむこと、孟子の時よりも甚しかりしかば、此れが救濟は一日も忽にすべからず、而して此れを實行せんには、時世に適應なる方法を取るに非ざれば不可なり、(霸者を貶せざるも此の見に本づく)荀子は實際的の人なる上に、時世の狀態は益、之れをして實際的に走らしめたるなり、從つて弟子李斯、韓非の二人が、君主獨裁主義を唱へて法律を重視したるは、荀子未だ嘗て其の端を開かずんば非ざるなり、

六、迷信を排す

孔子は怪力亂神を語らず、高足子貢の如きすら、猶夫子の天道をいふは、聞くを得ずといへり、孟子は其の說を祖述して、之れを言はざりき、されど儒家の大敵たる墨子の學派を始め、陰陽學派の諸子は、盛に怪神の說を唱へたり、孔子の說を奉ずる荀子にして、如何で之れを默すべき、猛然として之れを否定し、斷乎と

音樂論は實に禮論の羽翼を爲すものなり、

五、政治主義

荀子の政治に對する見解は如何、荀子は、孟子の如く民主主義を唱へずして、君主至上主義を唱へたり、曰く、

天子は勢は至重にして、形は至佚なり、心は至愉にして、志は詘する所なし、而して形は勞を爲さず、尊きこと上なし、(正論篇)

君は國の隆なり、父は家の隆なり、隆一にして治まり、二にして亂る、古より今に至るまで、未だ隆を二にし重きを爭うて、能く長久なる者は非ざるなり、(致士篇)

人の生るゝや群なき能はず、群して分なきときは則ち爭ふ、爭へば則ち亂る、亂れば則ち窮す、故に分なきは人の大害なり、分ある者は天下の本利なり、人君は分を管する所以の樞要なり、故に之れを(君を指す以下同じ)美するは、是れ天下の本を美するなり、之れを安んずるは天下の本を安ずるなり、之れを貴ぶは、是れ天下の本を貴ぶなり、(富國篇)

と、之れを孟子が「民を貴しとなす、社稷之れに次ぐ、君を輕しと爲す」といへるに比するに、全く反對の論なり、蓋し荀子は禮を以て道となせり、禮の制定者は君主なれば、此くの如く、最も重視するは毫も怪しむを要せざるなり、荀子君主に關する道德を述べて曰く、

主は民の唱なり、上は下の儀なり、彼將に唱を聽きて應じ、儀を視て動かんとす云云、上は下の本なり、上宣明なれば、則ち下治辨なり、上端誠なれば、則ち下愿慤なり、上公正なれば、則ち下易直なり、(正論篇)

と、是れに由れば彼が君主に關して、極めて嚴格なる道德を要求せしことを知る可し、彼は此の見地よりして、君主を分ちて王者、覇者、亡者となせり、王者とは此の理想に適合せる君主なり、曰く、

禮義を以て國を治むる、之れを王といふ、(王覇篇意譯)

と、覇者は王者より稍下れるものなり、曰く、

禮義に由らずと雖、信義を以て國を治むる者を覇といふ、(同上)

と、亡者とは全く前二者と異なる暴君をいふ、曰く、

以て之れに通じ、其人（賢人を指す）を爲（エラ）びて以て之れと處り、其の害する者（非禮のもの）を除き、以て之れを持養し、目をして是れ（禮なり以下同）に非ざれば見るを欲するなからしめ、耳をして是れに非ざれば聞くを欲するなからしめ、口をして是れに非ざれは言ふをなからしめ、心をして是れに非ざれは慮るを欲するなからしむ（同上）

と、以上荀子の言を統ぶれば、學問の目的は、禮を學びて惡性を變化するにありとせるものなり、されば荀子の爲學論は、禮と性惡とを除くときは、殆ど成立する能はざるものなり、

四、樂

荀子は惡性を變化する方法として、又音樂の必要を唱へたり、樂論篇に於て先づ樂の起原を說きて曰く、

夫れ樂とは樂しむなり、人情の必ず免れざる所なり、故に人は樂しみなき能はず、樂めば、則ち形はるゝなき能はず、形はして道くことをなさゞるときは、則ち亂るゝことなき能はず、先王其の亂るゝを惡むなり、故に雅頌の聲を制して、以て之れを道き、其の聲をして以て樂しむに足りて、流れざらしめ、其の文をして以て辨ずるに足りて、諰せざらしめ、其の曲直繁省廉肉節奏をして、以て人の善心を感動するに足り、夫の邪汚の氣をして接するを得るに由なからしむ、是れ先王樂を立つるの方なり、（樂論篇）

と、次に音樂の效果を說きて曰く、

樂は宗廟の中に在りて、君臣上下同じく之れを聽くときは、則ち和敬せざるなし、閨門の內にて、父子兄弟同じく之れを聽くときは、則ち和親せざるなし、鄕里族長の中にて長少同じく之れを聽くときは、則ち和順せざるなし、（同上）

と、次に音樂と禮との關係を說きて曰く、

樂なる者は、和の變ず可からざるものなり、禮なる者は、理の易ふ可からざるものなり、樂は同を合し、禮は異を別つ、禮樂の統は人心を管す、本を窮め變を極むるは、樂の情なり、誠を著け、僞を去るは、禮の經なり、（同上）

と、是れに由りて之れを觀れば、荀子は惡性を化するに、禮によりて外を律し、樂によりて內を和げ、內外相應じて之れを全くし善くせんとする者にて、其の

る者は君子の始なり、(王制篇)

是れに由れば、禮は聖人以前此の社會に存在せり、聖人は其の意義を知りて、之れに法ることを能くするのみなり、然らば聖人以前に、禮は如何にして存在せるか、聖人は如何にして之れに法りて新に作爲せしか、是れ亦思索せざる可からざる所なり、荀子は已に人の性を以て飢ゑては飽かんことを欲し寒くしては暖ならんことを欲し勞しては休せんことを欲すといへり、是の言や即ち人々皆欲望あるをいへるものなり、已に欲望あれば必ず之れを充さんとするに至るは勢の必至なり、是に於てか人々の欲望互に相衝突する所あるに至り遂には曾に欲望を充し得ざるのみならず却て相共に傷害するに至る、人々又皆此の傷害を避けんとするの欲望次いで相生ず、是に於てか禮なる者の萌芽生ぜざらんとするも亦得可からざるなり、但夫れ其の始に在りてや未だ以て名づく可きの禮あらず、所謂社會の風習として混々沌々たる一種の狀態に於て徐々として發展し來る者あるのみ、時勢の進運上茲に聖人出づるあり思慮を積み僞故を習ひ能く此の者を體認して之れを圓滿に具現するに及びて始めて以て名づく可きの禮あるなり、是れ實に此の疑問を解決するに於て荀子の眞意の在る所なりとす、

三、學

惡性を化するには、禮に由らざる可からず、禮を知るには、學を修めざる可からず、是に於て荀子は學問の必要を唱へたり、曰く、

君子曰く、學は以て已む可からず、靑は之れを藍より取りて藍よりも靑く、氷は水之れを爲して水よりも寒し、(勸學篇)

と、是れ學問の必要なることを說きしものに非ずや、學の功は此の如く偉大なり、然らば其の目的は如何、禮を學ぶにあり、故に曰く、

禮は法の大分群類の綱紀なり、故に學は禮に至りて止まるなり、(同上)

學なる者は固より之れに一(禮を指す)にするを學ぶなり、(同上)

次に其の方法は如何、荀子は一、讀書、二、思索、三、擇友、四、專一、にありとして曰く、

數(書物を指す)を誦みて以て之れを貫(ナラ)ひ、思索して

欲を養ひ、人の求を給し、欲をして必ず物を窮めず、物をして必ず欲に屈(ツ)きざらしむ、兩者相持して長ず、是れ禮の起る所なり、(禮論)

と、是れ禮とは人の欲望を制して、爭亂に走らざらしめんが爲に、換言すれば人生維持の爲に、先王の作爲せるものなることをいへるなり、又曰く、

禮は養なり、芻豢稻粱五味の調和は、口を養ふ所以なり、椒蘭芬芷は鼻を養ふ所以なり、雕琢刻鏤黼黻文章は、目を養ふ所以なり、鍾鼓管磬琴瑟竽笙は、耳を養ふ所以なり、疏房檖貌越席牀第几筵は、體を養ふ所以なり、故に禮は養なり、君子旣に其の養を得、又其の別を好む、曷をか別といふ、曰く、貴賤等あり、長幼差あり、貧富輕重皆稱ある者なり、(同上)

人は生より貴きはなく、安きより樂しきはなし、生を養ひ安きを樂む所以の者は、禮義より大なるはなし、人生を貴び安きを樂むを知りて、禮義を弃つるは、之れを辟ふるに、猶壽を欲して頸を殞(ヌ)ぬるが如きなり、(彊國篇)

と、是れ禮を以て養生安樂を得るもの、換言すれば快樂を得る所の法となせるものなり、是れに由りて、之れを觀れば、荀子が隆禮の標準は、人生の維持と快樂とに置けるものなることを知るべし、而して此の二つの標準を立てたるは、即ち人性を惡となすに由る、惡なるが爲に、之れを放任するときは、相爭ふを以て人生を維持する能はず、故に禮を制して之れを束縛し、以て之れを維持す、禮を以て性を束縛するも、目的を快樂に置かざれば、人從はず、故に禮を以て快樂を得るの具となせるなり、是に於て荀子の道德說は全く普遍的快樂主義(功利主義)となる、

荀子が本領たる禮論の大要は、上述せる所によりて略、明なり、然るに茲に疑ふべきは、禮は聖人の制定したるものとすれば、聖人は何に由りて惡性を矯制して善となりたるかといふことなり、荀子は之れを解して、左の如くいへり、

公輸も繩に加ふること能はず、聖人も禮に加ふること能はず、禮は衆人法りて知らず、聖人法つて之を知る、(法行篇)

禮義は治の始なり、君子は禮義の始なり、之れを爲し、之れを貫(ナラ)ひ、之れを積重し、之れを好むを致(キハ)む

是れ聖人の僞に生ず、故より人の性より生ずるに非ざるなり（同上）

と、是れによりて禮義は聖人の作爲する所なることは明了なり、然らば聖人は如何にして己が惡性を化し、何を本となして禮義を制定せしか、是れ又必ず附隨して生ずる所の疑問なり、荀子以爲らく、禮義は人類が社會を組織すると同時に、風習として自然に生ずるものなり、聖人は是れに由りて性を化し、更に之れを本として潤色補遺して完美なる禮義を作爲せるなりと、（此の事は次節の禮論に說くを以て、此には概略をあぐるのみに留む）

既に人の性は惡にして、之れを化して善となすには禮義を以てすといはゞ、惡なるものが何故に反對なる禮義に入るやといふ疑問亦必ず起り來るべし、荀子は之れを解して左の如くいへり、

塗の人、以て禹（聖王）たるべしとは、曷の謂ぞや、曰く、凡そ禹の禹たる所以は、其の仁義法正を爲すを以てなり、然らば則ち仁義法正は、知る可く能くすべきの理あり、然り而して塗の人や、皆以て仁義法正を知るべきの質あり、皆以て仁義法正を能くすべきの具あり、然らば則ち其の以て禹と爲るべきや明なり云云、今塗の人をして術に伏ひ學を爲め、心を專にし、志を一にし、思索孰察し、日を加へて縣久し、善を積みて息まざらしめば、則ち神明に通じ、天地に參せん、故に聖人は人の積みて致す所なり（同上）

と、是れに由りて之れを觀れば、荀子は人の性は惡なりと雖、善を知り善を能くすべき素質あれば、禮義を知りて之れを修行することを得るとなせるものなり、是に於て、荀子は竟に單純膚淺なる性惡論者に非ざることを知るなり、

二、禮

禮は、外面的規律にして、大は制度法律道德より、小は儀式作法に至るまでを包括せるものなり、荀子は之れを以て道德の標準となせり、曰く、

禮は何より起るや、曰く、人は生れて欲あり、欲して得ざるときは、則ち求むるなき能はず、求めて度量分界なきときは、則ち爭はざる能はず、爭へば則ち亂る、亂れば則ち窮す、先王其の亂るゝを惡むなり、故に禮義を制して以て之れを分ち、以て人の

以て之れを禁じ、天下をして皆治に出で善に合はしむるなり、是れ聖王の治にして禮義の化なり、今試に君上の勢を去り、禮義の化を無くし、法正の治を去り、刑罰の禁を無くし、倚りて天下民人の相與するを觀よ、是の若くなるときは、則ち夫の彊者は弱を害して之れを奪ひ、衆者は寡を暴して之を譁し、天下悖亂して相亡ぶること頃（シバラク）を待たず、此れを用て之れを觀るに、然らば則ち人の性の惡なること明なり（性惡篇）

と、後世の儒者は、多く之れを以て荀子を病めども、孟荀二家は、其の根本概念に於て、善惡の標準を異にせる以上は、此の反駁は理數の當然なれば、此れを以て毫も荀子の疵となすに足らず、强ひて其の疵を求めば、荀子が孟子は己と善惡の概念を異にする點に注意せずして、排駁せしにあるのみ、

此く人の性が惡ならば、如何にして善となり得べきや、是れ推理上に於て必ず次ぎて起るべきの題目なり、荀子は禮義師法を以て、之れを化して善となすべきことを言へり、（此れは前に引用せる文章中にあれば、玆には省略す）然らば則ち此の禮義は如何にして生すべきやは又從つて起る疑問なりとす、荀卿は答へて曰く、

凡そ性は天の就なり、學ぶ可からず、事（ナ）す可からず、禮義は聖人の生ずる所なり、人の學んで能くする所、事して成る所の者なり、學ぶ可からず、事す可からざるの人に在る者、之れを性といひ、學んで能くすべく、事して成る可きの人に在るもの、之れを僞といふ、是れ性僞の分なり、（性惡篇）

と、僞は詐僞の僞に非ずして、爲と通ず、爲にして人に從ふ、人の作爲する義なり、即ち禮義は聖人の作爲する所となせるなり、荀子更に之れを細說して曰く、

問ふ者曰く、人の性惡ならば、則ち禮義は惡んぞ生ずるかと、之れに應へて曰く、凡そ禮義は是れ聖人の僞に生ず、故（モト）より人の性より生ずるに非ざるなり、故に陶人埴を埏ちて器を爲る、然らば則ち器は工人の僞に生ず、故より人の性に生ずるに非ざるなり、故に工人木を斲りて器を成す、然らば則ち器は工人の僞に生ず、故より人の性より生ずるに非ざるなり、聖人思慮を積み、僞故を習ひ、以て禮義を生じ、法度を起すなり、然らば則ち禮義法度は、

ものなり、

孔子は性に就いて確固たる斷案を與へず、子思孟子に至りては、斷じて善となす、蓋し二子は主觀的學者にして、善惡の標準を動機の上に置きたるより、善となすに至りたるものなり、荀子は如何なる見地よりして惡と推察せしか、單に以上の如き證據のみには非ざるべし、荀子は孟子と反し、客觀的學者なれば、善惡を定むるにも動機上より見ずして、行爲の結果より判定せり、性惡篇に善惡の別を說きて、

凡そ古今天下の所謂善とは、正理平治なり、所謂惡とは偏險悖亂なり、是れ善惡の分なるのみ、

といへるを見れば、以て之れを知るに足るなり、荀子は此の見地を以て社會の狀態を見たり、唐虞以來三代は、盛世と稱す、然れども堯、舜、禹、湯、文、武、周公の聖天子は、師法を以て民を導き、法禮を以て民を制し、漸く治平を保ち得たり、彼謂へらく、若し人をして正理平治たらしめば、師法を以て導き、法禮を以て制するの要、何くにかある、是れ亦以て人の偏險悖亂なる證に非ずやと、周室衰へて春秋戰國となるや、社會の紛亂人心の腐敗は、日一日より甚し、孔子は之れを濟はんが爲に、四方を彷徨せり、孟子も亦之れを濟はんが爲に、四方に絕叫せり、されど些の效果をも收め得ず、紛亂腐敗は益〻其の度を高めたり、彼謂へらく、若し人の性をして正理平治ならしめば、孔孟の擧は其の效果を擧ぐ可きに、其の然らざるより見れば、是れ人の性の偏險悖亂なる證に非ずやと、是に於て彼れは猶豫なく性を惡と斷するに至りたるなり、荀子は既に人の性を以て惡となす、故に孟子の性善說を駁して曰く、

孟子曰く、人の性は善なりと、曰く、是れ然らず、凡そ古今天下の所謂善とは正理平治なり、所謂惡とは偏險悖亂なり、是れ善惡の分なるのみ、今誠に人の性を以て固より正理平治となすか、則ち有た惡んぞ聖王を用ひん、惡んぞ禮義を用ひんや、聖王禮義ありと雖、將曷んぞ正理平治に加へんや、今は然らず、人の性は惡なり、故に古は聖人人の性の惡なるを以て、以爲らく偏險にして正しからず、悖亂にして治まらずと、故に之れが爲に、君上の勢を立てゝ以て之れに臨み、禮義を明にして以て之れを化し、法正を起して以て之れを治め、刑罰を重んじて

察を發揮し、禮を以て道の統會となせり、荀子は何故に禮を以て道の統會となせるや、之れを解決せんには、先づ其の人性論を觀ざる可からず、

一、人性論

荀子性の定義を說きて曰く、

性は天の就なり情は性の質なり（正名篇）

と、是れ性とは人類に自然に賦與せられたるものをいひ、性に種々の性質ある之れを情といふなり、此の自然に賦與せられたる性は、如何なるものなるか、荀子は之れを惡といへり、其の論に曰く、

人の性は惡なり、其の善なるものは僞なり、今人の性は、生れて利を好むあり、是れに順ふ故に、爭奪生じて辭讓亡ぶなり、生れて、惡を疾むあり、是れに順ふ故に、殘賊生じて忠信亡ぶなり、生れて、耳目の欲あり、聲色を好むあり、是れに順ふ故に、淫亂生じて禮義文理亡ぶなり、然らば則ち人の性に從ひ、人の情に從ふときは、必ず爭奪に出で、分を犯し、理を亂るに合ひて、暴に歸す、故に必ず將に師法の化禮義の道ありて、然る後、辭讓に出で、文理に合して、治に歸さんとす、此れを用て之れを觀れば、人の性は惡なること明なり、其の善なるものは僞なり、（性惡篇）

と、又曰く、

今人の性は、飢ゑては飽かんことを欲し、寒くしては煖ならんことを欲し、勞しては休まんことを欲す、此れ人の情性なり、今人飢うるとき、長を見て敢て先づ食はざる者は、將に讓る所あらんとするなり、勞しても敢て息はんことを求めざるものは、將に代る所あらんとするなり、夫れ子の父に讓り、弟の兄に讓り、子の父に代り、弟の兄に代る、此の二の行は皆性に反し情に悖るものなり、然り而して、孝子の道は、禮義の文理なり、故に情性に順ふときは、則ち辭讓せず、辭讓するときは則ち情性に悖る、此れを用て之れを觀る、然らば則ち人の性は惡なること明なり、其の善なるものは僞なり、（性惡篇）

と、是れに由れば、荀子は、人は生れながらにして種々の欲望を有せり、此の欲望は所謂功利なり、所謂肉體的快樂なり、各、此の欲望を肆にせんとするより、爭奪生じ、騷亂來る、是れ性の惡なる證據なりとする

の區あり以て別あるが如し、君子の道は、焉んぞ誣ふ可けんや、始あり卒ある者は其れたゞ聖人か（同上）

と、此れ小大上下兼ね備はるものは聖人のみ、門人小子に至りては、造詣未だ至らず、工夫未だ熟せず、若しこれに敎ふるに、高妙の理深奧の學を以てせば、偏狹に陷らずんば散漫に流れ、到底彼の人の子を戕賊するに過ぎず、されば先づ小なる者近き者より敎へざる可からずとなせるなり、故に子夏はたとへ小道と雖、能く之れを行ひて禮に當らば足れり、必ず高遠に馳するを要せずと、故に曰く、

父母に事へて能く其の力を竭くし、君に事へて能く其の身を致し、朋友と交り言ひて信あらば、未だ學ばずと曰ふと雖、吾は必ず之れを學びたりと謂ふ（論語學而篇）

小道と雖、必ず觀るべき者あり、遠きを致さば泥まんことを恐る、是れを以て君子は爲さゞるなり（論語子張篇）

と、此の如く子夏の學風は、實際的にして禮を重んじ、是れより道に入らんことを務めたり、飜つて荀卿の學を觀るに、子夏の如く實際的なるのみならず、禮を以て根本となし、且つ深く解詁に通じ、之れを弟子に傳へて、漢代訓詁の學を開けり、是れに由りて之れを觀れば、荀卿は子夏の系統を受けたること明なり、以上叙論する所に由りて、荀卿の學統を斷ずれば、實に左の如くなるべし、

又孟子の學統と對比すれば、左の如くなるべし、

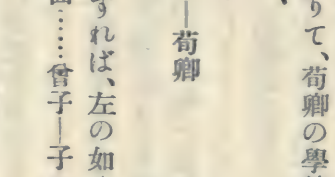

第四章　學說の梗概

孔子は道を內外兩面より觀察して、仁を以て萬善の統會となせり、孟子は其の內面的觀察を受け、仁義を以て道となせり、荀子に至りては、更に其の外面的觀

も、共に主義の人にして實行の人に非ず、之れに反して、仲弓は主義の人にして實行の人なり、されば此の點より觀察するときは、仲弓は孔門中第一の地位を占むべきなり、飜つて荀卿を見るに、彼れは學問と實際とを近接して空論に耽けらざる人なりき、又主義の人にして實行の人（蘭陵の令となりて後世に感化を遺したるにて知るべし）なりき、此く仲弓と荀卿とは相似たる所あり、されば卿が仲弓を推稱したりとて毫も怪むべきことなし、是に於て、吾人は子弓は仲弓の別字なりとする楊、猪飼、兪三氏の說を是定せんとするなり、既に子弓の仲弓たることを是定すれば、荀卿が仲弓を以て孔子の正傳となし、自ら其の後繼者を以て任せることは是定すべきなり、

即ち荀卿は仲弓の時より後るゝこと遼遠にして相及ばずと雖、其の學統に就きては、仲弓の正傳を以て自任せるは、上述せる所によりて明なり、次に考慮を回すべきは、子夏（即卜商）との關係の有無是れなり、卿の五經に於ける、傳承の明なる三經の中に於て、詩と春秋とは子夏の正傳たるより見れば、必ずや何等かの關係あるが如く思はる、否、決して爾く思はるゝのみならず、果して離る可からざる關係あるなり、左に之れを叙述せん、

孔子子夏を稱して文學に長ずといはれたり、文學とは今いふ文學と異なり、德行に對するの謂にして、多くの經典の解詁に通ずるを指したるなり、解詁に通ぜるものは、道の討究に於ても、主觀的に行かずして客觀的に走るは、見易きの理なり、孔門にありても、曾子の如きは、解詁によらずして道を窮めんとする流なるを以て、主觀的觀察を逞くせり、之れに反して子夏は解詁によりて道を窮めんとしたるを以て、客觀的考究に走れり、客觀的考究に走れるの結果は、勢古代聖賢の迹なる禮を重んずるに至れり、故に其の子弟を率ゐるに禮を以てし、先づ洒掃應對進退の節儀より始む、子游の之れをそしりて、

子夏の門人小子は、洒掃應對進退に當りては則ち可なり、抑も末なり、本は之れ則ち無し、之れを如何せん（論語子張篇）

と、いふや、彼れ聞きて駁して曰く、

噫、言游は過てり、君子の道は孰れを先となして傳へ、孰れを後となして倦まん、諸を譬ふれば、草木

子曰く我に陳蔡に從ひし者は、皆門に及ばざるものなり、德行には、顏淵、閔子騫、冉伯牛、仲弓あり、言語には宰我、子貢あり、政事には冉有、季路あり、文學には、子游、子夏あり（先進篇）

と、是の十人は所謂孔門の十哲なり、就中顏淵、閔子騫、冉伯牛、冉有、季路、宰我、子游、子夏の八子は、各〻德行、政事、言語、文學の範疇内にあるものなれども、仲弓と子貢とは、德行家言語家（言語とは今いふ辯論の謂なり）たると共に、又一かどの政事家なり、子貢は辯論家としての政事家なり、故に其の言行岐路に走り、時に權譎に流るゝを免れず、仲弓は德行家としての政事家なり、故に其の言動寬洪簡重にして眞面目なり、論語に曰く、

子曰く雍や南面せしむべし（雍也篇）

と、是れ其の寬洪簡重、人に君たるの度あるを謂へるにあらずや、又曰く、

仲弓季氏の宰と爲り、政を問ふ、子曰く、有司を先にし、小過を赦し、賢才を擧げよと、曰く焉んぞ賢才を知りて之れを擧げんと、曰く、爾が知る所を擧げよ、爾が知らざる所は其れ諸を舍てんやと、（子路篇）

と、是れ其の眞面目を寫せるものに非ずや、又曰く、

仲弓仁を問ふ、子曰く、門を出づるときは大賓を見るが如く、民を使ふときは大祭に承ふるが如くし、己の欲せざる所は人に施すこと勿れ、邦に在りても怨まるゝことなく、家にありても怨まるゝことなし（顏淵篇）

と、弟子の仁を問ふや、孔子各〻其の資性に應じて、答を易ふるを常とす、仲弓の問にして、此の如く答へしは、彼れが簡靜にして眞面目に、且つ政事に預りしが故に非ずや、

以上述ぶる所に由りて、之れを觀るに、仲弓が孔子の門に在りて嶄然頭角を現はし、又孔子の推許を受けしことを知る可し、されど其の言說の傳はらざるが爲に、其の學問其の主義を知ること能はざるは、頗る遺憾に堪へざる所なりと雖、其の德行家にして政事家たりし點より見るときは、學問と實際とを近接して空論を弄せず、極めて穩健着實なる主義なりしことを略知し得べし、孔門に於て、顏回は亞聖の稱あり、曾參と卜商とは傳道者として、其の名高けれど

す、古說相傳ふ、信にして徵ある者なり、應劭云ふ、子弓は子夏の門人と、蓋し子弓は學に常師なきも、學業は必ず人に異なる者ありしならん、故に郰卿之れを孔子に比せしなり、典籍に傳なきを以て、之れを疑ふを得ざるなり（郰卿別傳考異二十二事）

と、以上諸家の言ふ所一理なきに非ず、されども、馯臂に就いて聞く所は、傳易の一事のみ、郰卿が孔子と對稱する程の人物ならば、些少なりとも其の學行の傳はる可き筈なるに、毫も之れなきは、怪しまざらんと欲するも得ざるなり、唐の楊倞之れを駁して曰く、馯臂は、易を傳ふるの外、更に聞く所なし、荀卿の論說常に仲尼と相配す、必馯臂に非ざるなり（非相篇子弓短の注）

と、此の說頗る吾心を得たり、次に楊倞の仲弓とする說を見るに、倞は曰く、

子弓は蓋し仲弓なり、子と言ふは其の師たることを著すなり（同上）

と、仲弓は孔子の弟子冉雍の字なり、倞は子弓といふは、其の師たることを著す爲なりといへども、孟子すら曾子の門に及ぶ能はざるに、荀卿が仲弓の門に及ぶといふは、誤なるは言ふを待たず、故に我猪飼敬所之れを正して曰く、

子路又季路といふ、仲弓も亦或は子弓と曰ひしならん、仲弓は荀子に先つこと遠し、何ぞ之れを師とするを得んや（荀子補遺非相篇子弓の注）

と、清の兪樾又之を補正して曰く、

楊倞が、子弓は蓋し仲弓ならんといふは是なり、又子と言ふ者は、其の師たるを著すなりと曰ふは、則ち恐らくは然らず、仲弓の子弓と稱するは、猶季路の子路と稱するが如きのみ、子路なり、子弓なり、其の字なり、季と曰ひ、仲と曰ふは、五十に至りて加ふるに伯仲を以てするなり、（荀子平議非相篇子弓の注）

と、猪飼、兪二氏の說是なり、以上三氏の子弓を以て、冉雍の字の一稱となす說は、極めて穩當にして、且つ信據すべきものなること、王朔、應劭等の說と日を同じうして語る可からず、さらば、此れに由りて、子弓を以て冉雍と斷ず可きか、此の問題を解決せんには、先づ冉雍の人物、學德より窮めざる可からず、論語に曰く、

といひ、又非十二子篇に於て、它囂、魏牟、陳仲、史鰌、墨翟、朱銕、愼到、田駢、惠施、鄧析、子思、孟軻の十二子を非議して、後に曰く、

今夫れ仁人なるものは、將に何を務むべき哉、上は則ち舜禹の制に法り、下は則ち仲尼、子弓の義に法り、以て十二子の說を息めんことを務むべし、是の如くするときは、則ち天下の害除き、仁人の事畢り、聖王の跡著はる

と、其の子弓を以て孔子と對稱する所を見れば、子弓は彼れの尊稱せる人物なるや明なり、然らば子弓とは何人なるや、諸家各、其の說を異にす、左に其の重なるものを掲げん、

(一)馯臂の字とする者(後漢)應劭(唐)顔師古、韓愈
(二)朱張の字と見る者　(魏)王弼
(三)仲弓(冉雍)とする者　(唐)楊倞

此の中に於て、何人の說が最も信據すべきものなりや、先づ王弼の朱張の字とする說より見んに、此は何によりて此く斷せしか、毫も根據なき說なり、清の胡元儀反駁して曰く

朱張字を子弓といふは、或は據る所あらんも、以て荀卿の稱する所の子弓となすは、誣ふることも亦甚し、朱張は孔子の前にあり、荀卿業を受くること能はず、即ち以て荀の業を受くる所となすも、亦孔子の前の聖人、何を以て荀卿動もすれば孔子、子弓と曰ひて、孔子を先にして子弓を後にするや、

と、朱張は歷史に其の名を留むれども、聖賢の徒に非ず、荀卿の博學を以て、豈之れを知らざらんや、然らば之れを孔子に比べて稱すといふは、極めて謂れなき事なり、胡氏の說頗る當を得たり、次に馯臂の字といふ應劭等の說は、王弼の說に比ぶれば、稍根據あり、史記仲尼弟子列傳に曰く、

商瞿は魯人なり、字は子木、孔子より少きこと二十九歲なり、孔子易を瞿に傳ふ、瞿楚人馯臂子弘に傳ふ

と、張守節の正義に曰く

馯の音は汗なり、顔師古云ふ、馯は姓なり、漢書、荀卿子、皆字は子弓といふ、此に弘に作るは、蓋し誤なり、應劭云ふ、子弓は子夏の門人なりと、

清の胡元儀、又之れを祖述して曰く

唐以前の說は、皆郇子の子弓を以て即ち馯臂とな

孔子、詩を删りて卜商に授く、商、之れが序を爲りて以て魯人曾申に授く、申、魏人李克に授く、克、魯人孟仲子に授く、孟仲子、根牟子に授く、根牟子、趙人孫卿に授く

と、陸徳明の經典釋文にも亦之れを祖述せり、之れによりて、荀子は詩に於て孔子の正傳たることを知るべし、而して其の師たる根牟子は、如何なる人なりしか、載籍の傳はらざる、之れを知るに由なきは、遺憾の至りなり、

又唐の楊士勛の春秋の穀梁傳正義に曰く、

穀梁子名は俶、字は元始、一の名は赤と云、魯人也、經を子夏に受け、經の爲に傳を作り、孫卿に授く

と、是れによれば、春秋穀梁傳も亦荀子は正傳たるを知るべし、されど穀梁赤は子夏の門人なれば、孔子の孫たる子思と同輩行たり、荀卿より百年餘も以前なる孟子すら、子思の門人に學べりといへば、荀卿が赤に從學せりといふは、毫も信ずるに足らず、思ふに赤より數傳して卿に至れるならんも、其の人名の明ならざるより、直に卿に傳へたるが如く記したるものならん、

荀卿の師承の明なるものは、僅に以上の一經二傳のみ、其の他易といひ、書といひ、又彼れが本領たる禮といひ、毫も師承を明にする能はず、思ふに彼れは博く諸家に就きて五經を傳習し、常師はなかりしものならん、

荀卿既に常師なし、自ら經傳を研鑽して、一家の學を立つ、而して其の理想とする所は、何人ぞ、言ふまでもなく孔子なり、されど孔子の道は廣大なり、聰慧なる孟子すら、猶其の半面たる主觀的方面を得て、之れを發揮せるに過ぎず、荀卿孟子の後に出で、學問の精該を以て自ら許すと雖、其の全面を傳ふること能はず、亦僅に其の半面たる客觀的方面を得て、之れを祖述せるに過ぎず、孟子は孔門に於て曾子を尊崇して、孔子の正統となし、自ら其の繼承者を以て任ぜり、蓋し曾子は孔子の主觀的方面を傳へたるを以てなり、然らば荀子は孔門に於て何人を尊崇して孔子に亞ぐものとせしが、彼れは非相篇に於て、古の聖賢は人相必ずしも善からざることを例證して、

帝堯は長く、帝舜は短く、文王は長く、周公は短く、仲尼は長く、子弓は短し、

四三八	二二三			廿四年		
四三九	二二二			廿五年		
四四〇	二二一	五年	四十二年	廿六年	五年 楚亡ぶ	
四四一	二二〇	六年 趙亡ぶ	四十三年	廿七年		
四四二	二一九		四十四年 齊亡ぶ	廿八年		
四四三	二一八			廿九年		
四四四	二一七			三十年		
四四五	二一六			卅一年		
四四六	二一五			卅二年		
四四七	二一四			卅三年 李斯相と爲る		

第二章　學統

漢の司馬遷、史記を著して荀卿を傳すれども、其の何人に師事せしかを記さず、劉向荀子の書を校正して、敘錄を作り卿を評傳したれども、たゞ

孫卿善く詩、禮、易、春秋を爲む

といへるのみ、亦其の師承を言はず、されど向は其の著別錄（此の書今は亡佚して傳はらず、左にあぐる所の言は、春秋左氏傳正義に引く所なり）に於て荀卿の師を明にせり曰く、

左丘明、曾申に授く、申、吳起に授く、起、其の子期に授く、期は楚の鐸椒に授く、椒鈔撮八卷を作り、虞卿に授く、卿、鈔撮九卷を作り、孫卿に授く、

と、唐の陸德明の經典釋文敘錄にも、亦之れを祖述せり、此の系統は、左丘明の作たる春秋左氏傳に就いて言へるものなれば、荀卿が左氏傳に於ける丘明の正傳たるを知るべし、卿が學びし虞卿は、趙の孝成王に仕へて上卿となりしが、其の友魏齊の爲に、丞相の位を棄てたる任俠的人物なり、卿が之れに學びしは恐らくは卿の遊齊以前の在趙時代ならんか、

又吳の陸璣の毛詩草木蟲魚疏に曰く、

四一八	二四三		二年	廿二年	四年	廿年	
四一九	二四二		三年	廿三年	五年	廿一年	
四二〇	二四一		四年	廿四年	六年	廿二年	
四二一	二四〇		五年	廿五年	七年	廿三年	
四二二	二三九		六年	廿六年	八年	廿四年	
四二三	二三八		七年	廿七年	九年	廿五年李園春申君を殺す	荀卿蘭陵の令を廢せらるよりて蘭陵に家し書を著はして卒す卒年は明ならす
四二四	二三七		八年	廿八年	十年	幽王元年	
四二五	二三六		九年	廿九年	十一年	二年	
四二六	二三五		王遷元年	卅年	十二年	三年	
四二七	二三四		二年	卅一年	十三年	四年	
四二八	二三三		三年	卅二年	十四年	五年	
四二九	二三二		四年	卅三年	十五年韓非殺さる	六年	
四三〇	二三一		五年	卅四年	十六年	七年	
四三一	二三〇		六年	卅五年	十七年	八年	
四三二	二二九		七年	卅六年	十八年	九年	
四三三	二二八		八年	卅七年	十九年	十年	
四三四	二二七		代王元年	卅八年	廿年	王負芻元年	
四三五	二二六		二年	卅九年	廿一年	二年	
四三六	二二五		三年	四十年	廿二年	三年	
四三七	二二四		四年	四十一年	廿三年	四年	

三九八	二六三	五十二年	三年	二年	四十四年	卅六年	頃なるべし	
三九九	二六二	五十三年	四年	三年	四十五年	春申君相となる 考烈王元年		
四〇〇	二六一	五十四年	五年	四年	四十六年	二年	荀卿の齊を去りて秦に入る此の間の頃なるべし	
四〇一	二六〇	五十五年	六年	五年	四十七年	三年		
四〇二	二五九	五十六年	七年	六年	四十八年	四年		
四〇三	二五八	五十七年	八年	七年	四十九年	五年		
四〇四	二五七	五十八年	九年	八年	五十年	六年		
四〇五	二五六	五十九年	十年	九年	五十一年	七年	荀卿楚に仕へて蘭陵の令となる	
四〇六	二五五	周亡ぶ	十一年	十年	五十二年	八年		
四〇七	二五四		十二年	十一年	五十三年	九年		
四〇八	二五三		十三年	十二年	五十四年	十年		
四〇九	二五二		十四年	十三年	五十五年	十一年		
四一〇	二五一		十五年 平原君卒す	十四年	五十六年	十二年		
四一一	二五〇		十六年	十五年	孝文王元年	十三年		
四一二	二四九		十七年	十六年	莊襄王元年	十四年		
四一三	二四八		十八年	十七年	二年 李斯荀卿を辭して秦に入る	十五年 春申君封を吳に移す	荀卿の楚を去りて趙に歸り上卿に拜せられたるは當に此の十箇年間のうちなるべし	
四一四	二四七		十九年	十八年	三年	十六年		
四一五	二四六		二十年	十九年	始皇帝元年	十七年		
四一六	二四五		廿一年	廿年	二年	十八年		
四一七	二四四		悼襄王元年	廿一年	三年	十九年		

三七八	二八三	卅二年	十六年	襄王元年	廿四年	十六年	
三七九	二八二	卅三年	十七年	二年	廿五年	十七年	
三八〇	二八一	卅四年	十八年	三年	廿六年	十八年	
三八一	二八〇	卅五年	十九年	四年	廿七年	十九年	
三八二	二七九	卅六年	廿年	五年	廿八年	廿年	
三八三	二七八	卅七年	廿一年	六年	廿九年	廿一年	
三八四	二七七	卅八年	廿二年	七年	卅年	廿二年	
三八五	二七六	卅九年	廿三年	八年	卅一年	廿三年	
三八六	二七五	四十年	廿四年	九年	卅二年	廿四年	
三八七	二七四	四十一年	廿五年	十年	卅三年	廿五年	
三八八	二七三	四十二年	廿六年	十一年	卅四年	卅六年	
三八九	二七二	四十三年	廿七年	十二年	卅五年	卅七年	
三九〇	二七一	四十四年	廿八年	十三年	卅六年	卅八年	
三九一	二七〇	四十五年	廿九年	十四年	卅七年	廿九年	
三九二	二六九	四十六年	三十年	十五年	卅八年	卅年	
三九三	二六八	四十七年	卅一年	十六年	卅九年	卅一年	
三九四	二六七	四十八年	卅二年	十七年	四十年	卅二年	
三九五	二六六	四十九年	卅三年	十八年	四十一年	卅三年	
三九六	二六五	五十年	孝成王元年	十九年	四十二年	卅四年	
三九七	二六四	五十一年	二年	王建元年	四十三年	卅五年	

范雎相と爲り應に封ぜらるる

荀卿の齊に遊ぶ當に此の

三五八	三〇三	十二年	廿三年	廿一年	四年	廿六年	
三五九	三〇二	十三年	廿四年	廿二年	五年	廿七年	
三六〇	三〇一	十四年	廿五年	廿三年	六年	廿八年	
三六一	三〇〇	十五年	廿六年	廿四年	七年	廿九年	
三六二	二九九	十六年	廿七年	廿五年	八年	卅年	
三六三	二九八	十七年	惠文王元年	廿六年	九年	頃襄王元年	
三六四	二九七	十八年	二年	廿七年	十年	二年	
三六五	二九六	十九年	三年	廿八年	十一年	三年	
三六六	二九五	廿年	四年	廿九年	十二年	四年	
三六七	二九四	廿一年	五年	卅年	十三年	五年	
三六八	二九三	廿二年	六年	卅一年	十四年	六年	
三六九	二九二	廿三年	七年	卅二年	十五年	七年	
三七〇	二九一	廿四年	八年	卅三年	十六年	八年	
三七一	二九〇	廿五年	九年	卅四年	十七年	九年	
三七二	二八九	廿六年	十年	卅五年	十八年	十年	
三七三	二八八	廿七年	十一年	卅六年	十九年	十一年	
三七四	二八七	廿八年	十二年	卅七年	廿年	十二年	
三七五	二八六	廿九年	十三年	卅八年	廿一年	十三年	
三七六	二八五	卅年	十四年	卅九年	廿二年	十四年	
三七七	二八四	卅一年	十五年	四十年	廿三年	十五年	

所以なり、要するに彼れが擡然たる自信と、孟子が俊鋭なる才氣とは、實に戰國時代儒教界の二明星にして、九流諸子をして口を拑せしめ、孔子の道を萬世に遺し得たる實に此の賜なりと謂ふべし、故に漢唐の諸子は、其の功を稱し其の學を講せり、然るに宋儒に至り、口を極めて排斥し、毫も其の功を道はざるは、何ぞや、他なし、偏頑固陋の心、之れをして然らしめたるなり、其の辨は歷代諸家の荀子に關する評論の中に載せたり、故に此には省略す、

附 荀卿年表

以上考證せる荀卿の傳記を、一目の下に瞭然たらしめんが爲め、其の年表を製して之れを左に掲げ、且つ彼れに關係ある人と、彼れの書中に見ゆる重なる人の動靜を示す、

日本紀元	西洋紀元	周	趙	齊	秦	楚	荀卿
三四八	前三一三	赧王二年	武靈王十三年	湣王十一年	惠文王廿五年	懷王十六年	荀卿の生れしは當に此の頃なるべし
三四九	三一二年		十四年	十二年	廿六年	十七年	
三五〇	三一一年		十五年	十三年	廿七年	十八年	
三五一	三一〇年		十六年	十四年	武王元年	十九年	
三五二	三〇九年		十七年	十五年	二年	廿年	
三五三	三〇八年		十八年	十六年	三年	廿一年	
三五四	三〇七年		十九年	十七年	四年	廿二年	
三五五	三〇六年		廿年	十八年	昭王元年	廿三年	
三五六	三〇五年		廿一年	十九年	二年	廿四年	
三五七	三〇四年		廿二年	廿年	三年	廿五年	

人に惡まる、故に官を棄てゝ鄉に歸りて卒せり、子八人あり、倹、緝、靖、熹、汪、爽、肅、專といふ、並に秀才なり、時人之れを八龍といふ、此れ皆荀卿の遺傳を受くるによるなからんや、

蘭陵は荀卿が官遊の地にして、又終焉の地なり、何物か遺さで置く可きぞ、漢の劉向の記に曰く

蘭陵に善く學を爲むる者多きは、蓋し孫卿ありしを以てなり、長老今に至るまで、之れを稱して曰く、蘭陵の人喜んで字して卿と爲すは、蓋し以て孫卿に法るなり（荀子敘錄）

と、卿は不幸にして用ひられずして、天下を風化すること能はざりしと雖、蘭陵の地に此の感化を遺し得たり、之れを孟子が鄒に終りて、鄒をして蘭陵の如くならしむること能はざりしに比すれば、其の德望同日の論に非ざりしことを知るに足る、卿たるもの以て瞑して可なり、

荀卿が事蹟は以上述ぶる所によりて略ぼ明なり、よりて此に卿が人物を略述して章を終へん、宋の蘇東坡卿を評して曰く、

剛愎不遜にして、自ら許すこと太だ過ぐるものなり（東坡集、荀卿論）

と、此れは酷吏の文を舞はすに似て、餘りに刻薄に陷れり、明の王納諫が評して

意ふに其の人必ず健にして決あり、嶠然として自ら信ずる者ならん（瞿注荀子序、圖書集成に引く所による）

といへるは、蓋し當れり、卿は實に自信の人なりき、自信厚きが故に何事に向つても直進しき、直進したればとて猪的には非ざりき、彼は進みて山に遇へば、突攀せずして、阪路を迂回して登りき、川に至れば、馮河の勇を奮はすして、船に乘りて渡りき、彼が學の現代的なる、人に說くにも、成るべく實際的に且つ誘引的にし、以て己が主義を悟了せしめんとしたる、亂世の君臣を啓導するには、臨機の處置に出でざる可からざることをいへる、之れを證して餘あり、而して彼れをして自信を厚からしめたるものは、彼れが孜々たる研學なり、彼れは才を弄するを忌み、究學を以て其の本領となしたり、究學すと雖、迂腐に陷らず、姑息に流れず、最も進步的に、最も活潑々地に、最も統一的なりき、是れ其の自信頑固傲放ならざりし

に歸す、其の落膽如何ぞや、歌うて曰く、

世之愚、惡大儒、逆斥不通孔子拘、展禽三絀　春申道綴基畢輸、（成相篇）

と、されど卿は蘭陵を以て第二の故郷となし、遂に此に家しぬ、大道の行はれずして異端盛に、人々相率ゐて迷亂するを憂ひ、數萬言を著して卒せり、現存する所の荀子は即ち是れなり、

【考證】漢書藝文志子部儒家に、孫卿子三十二篇を列し、又賦家に孫卿賦十篇を列せり、隋書經籍志、唐書藝文志も亦此れに同じ、たゞ孫卿賦十篇を、荀況集一卷（唐志は二卷）となせるを異にするのみ、現行本は即ち子部の孫卿子三十二篇なれば、卿には此の外に賦十篇の著ありし者の如く思はる、按ずるに現行三十二篇中に賦篇あり、賦六篇を收めたり、此の六篇は十篇中にあるものと同じからん、よりて思ふに後人劉向の校錄を待たずして、別に荀卿の賦のみを編したるが傳はりて、此く別に著錄されしに至りしものならん、而して其の中の六篇は、三十二篇中にありしが故に傳はり、他の四篇は十篇本の亡佚と共に亡びたるならん、然るに淸の胡元儀は說を立てゝ曰く、

案ずるに、賦篇に禮、知、雲、蠶、箴五賦の外、佹詩一篇あり、凡て六篇なり、成相の辭も、亦賦の流なり、成相篇請成〻相世之殃より、不〻由者亂何疑爲に至るまで、是れ第一篇なり、凡成〻相辨〻法方〻より、宗〻其賢良、辨〻孽殃〻に至るまで、是れ第二篇なり、請成〻相道〻聖王〻より、道〻古聖賢〻基必張に至るまで、是れ第三篇なり、願陳〻辭〻より託〻于成相〻以喩〻意に至るまで、是れ第四篇なり、請成〻相言〻治方〻より後世法〻之成〻律貫〻に至るまで、是れ第五篇なり、之れを賦六篇に合はさば、實に十有一篇となる、今漢志に孫卿賦十篇と云ふ者は、亦一の字を脫せり、當に十一篇に作るべきなり（荀卿別傳考異二十二事）

と、此れ自說に合はさんが爲に、肆に古書を改竄する者にして、極めて妄擧たり、

荀卿の子孫は、其の名字行歷を缺けども、聯綿として存せり、十一世の孫に、荀淑といふ者あり、後漢安帝の時の名士たり、郎中、當塗長、朗陵侯の相の諸官を歷仕したれども、正を守りて屈せざるを以て、權貴の

說くの詞は、即ち此れに因りて以て緣飾を爲せるなり、周秦間の記載是の如き者多し（述學、荀卿子通論）

と、客と春申君との關係の如きは、戰國時代のみならず、現代政治社會に於ても、亦有りがちの事なれば、書簡が疑はしければとて、此れまで疑ふは、餘りに穿鑿に過ぐる者と謂ふ可し、

（二）荀卿が趙より春申君に遺りたる歌賦は、賦篇の天下不レ治請陳詭詩二ノ賦を指すならん、詳細は同賦の條に說明したれば、此には省略す、

（三）荀卿と臨武君との問答は、載せて議兵篇にあり、就て見るべし、劉向の叙錄には臨武君を孫臏に作れり、其の誤なることは、同篇に詳說したれは此には省略す、

（四）荀卿が再び楚に歸りて蘭陵の令となりしは、國策外傳共に其の時を明にせず、清の胡元儀曰く、

客再び春申君に說き、春申君荀卿を趙に請ふ、國策何れの時に在りしかを言はず、春申君傳を考ふるに、春申君相レ楚二十二年、諸侯合從、西伐レ秦、楚爲二從長一、春申君用レ事、至二函谷關一、諸侯兵皆敗走、楚考烈王以レ咎二春申君一、春申君以レ此益疎レ客とあり、春申君合從して秦を伐ち、不利なりしを以て、咎を諸客に歸し、疏して之れを遠けしを言ふなり、前に荀卿を讒せしの客は、必ず疏んぜらるる所の中にあり、是に于て春申君の聽信する所の者は、惟、觀津の人朱英のみ、春申君楚の都を壽春に徙せるなど、一切爲す所、皆朱英の謀なり、然らば則ち春申君に說きて荀卿を趙より反へすの客は、蓋し即ち朱英なるか、是れに由りて之れを言へば、荀卿が復蘭陵の令と爲りしは、楚の考烈王二十二年の後に在らん（荀卿別傳考異二十二事）

と、所說一理あるに似たり、錄して以て參照に備ふ、

是れより先き李園といふ者あり、其の女弟を考烈王に入る、寵あり、王后となる、是れに由りて、園勢力あり、王の二十五年王病みて卒す、園即ち春申君を殺して、自ら政を領す、春申君死して荀卿も亦官を廢せられたり、卿は少くとも春申君を以て知己となし、己が抱負を行はん意向ありしが、此に至りて全く水泡

賢人なり、君何ぞ之れを辭せしやと、春申君は卿が趙にて優遇せられたるを聞き、內心甚安からざる時なりければ、客の言を聞きて悟る所あり、人を趙に遣り卿を請はしむ、卿書を作りて謝し、又歌賦を遺りて諷する所あり、春申君遺恨の情に堪へず、復た固く荀卿に請ひしかば、卿は乃ち復た楚に來れり、春申君大に喜び復び蘭陵の令に任じ、優遇を加へたり、

【考證】

(一)春申君が客の言を聞きて、荀卿を進退せしことは、戰國策楚策及び韓詩外傳にあり、二書共に荀卿が謝絕の答書を載せたり、其の文に曰く、

病人憐王、此不恭之語也、雖然、不可不審察也、此爲劫弑死亡之主言也、夫人主年少而矜材、無法術以知奸、則大臣主斷國私以禁誅於己也、故弑賢長而立幼弱、廢正適而立不義、春秋戒之曰、楚王子圍聘於鄭、未出竟聞王病、反問疾、遂以冠纓絞王殺之、因自立也、齊崔杼之妻美、莊公通之、崔杼帥其君黨而攻莊公、請與分國、崔杼不許、欲自刃於廟、崔杼不許、莊公走出、踰於外牆、射中其股、遂殺之而立其弟景公、近代所見、李兌用趙、餓主父於沙丘、百日而殺之、淖齒用齊、擢閔王之筋、懸於其廟梁、宿夕而死、夫病雖癰腫胞疾、上比前世、未至絞纓射股、下比近代、未至擢筋而餓死也、夫劫弑死亡之主也、心之憂勞、形之困苦、必甚於病矣、由此觀之、病雖憐王、可也、

此の文は韓非子劫弑姦臣篇の文と同じければ、古人疑うて荀卿の文に非ずとなす、文中に法術云々の語見ゆ、法術は荀卿の用ふる所に非ず、且つ其の文刻覈智を舞して人を禦ぐの態度あれば、古人の疑は至當の事なり、恐らくは、後人韓非の文を誤りて卿の書をなし、卿の書は佚して傳はらざるに非ざるか、故に余は傳中に之れを揭ぐることを見合はせたり、然るに清の汪中は、此の文を疑ふの餘、三書の記事を全く否定して曰く、

孫卿蘭陵の令と爲りてより、春申君の死するに及ぶまで、凡そ十八年、其の間實に未だ嘗て趙に適かず、亦荀卿を以て上卿と爲すの事なし、本傳に稱す、「齊人或は荀卿を讒す、荀卿乃ち楚に適く」と、詩外傳、國策載する所の、或る人春申君に

にゆき、秦にゆくといふが如き、胡元儀の齊より楚にゆき齊に反り、趙にゆき秦にゆくといふが如き、本城氏の秦にゆき趙にゆき、齊にゆき楚にゆくといふが如きは、推測極めて當を失へるを以て取らず、

(二)荀卿と應侯との問答は、彊國篇に、昭王との問答は、儒效篇にあり、就いて見るべし、

荀卿既に秦を去るや、楚に行けり、時に楚は考烈王の世にして、春申君黃歇宰相たり、春申君は齊の孟嘗君趙の平原君、魏の信陵君と並びて、輔弼の良臣と稱せられ、盛名赫々たり、卿の楚に適けるは、其の名を慕ひたるものなるべし、春申君は卿の才を知り、擧げて以て蘭陵の令となす、時に考烈王の八年(西紀前二百五十五年)にして、齊王建の十年に當れり、卿の蘭陵の令となるや、着々抱負を實行して、治績大に見る可きものありしならん、客あり、春申君に說きて曰く、殷の湯王は亳より起り、周の武王は鎬より起れり、其の地皆百里に過ぎざれども、德政を行ひしが故に、遂に天下を有てり、今荀卿は天下の賢人なり、君之れに藉すに蘭陵百里の地を以てす、臣竊に以爲へらく君に便ならざらんと、春申君曰く、善しと、人をして荀卿に謝せしむ、荀卿よりて去りて趙に之けり、春申君が客の言を信じて荀卿に謝せしは、卿が治績と人望とに恐を抱きし爲ならん、趙の孝成王は卿の歸れるを見、直に擧げて上卿となし、大に之れを優遇せり、此の時楚將臨武君亦來つて趙にあり、卿臨武君と兵を孝成王の前に議す、臨武君變詐の兵を說くや、卿之れを破りて仁義の兵を主張し、孝成王、臨武君の服する所となれり、臨武君が趙に來りし理由は明ならざれども、想ふに春申君は讒を信じて荀卿に謝すと雖、卿が柔順に直に去りて趙に歸りしに就きては、多少疑懼の念あり、是に於て臨武君を趙に遣り、卿を監視せしめしにはあらざるか、戰國時代に在りては、此の如きことはありがちの事なれば、此の推測も强ち無妄には非ざる可し、

荀卿趙にあること久し、客あり、又春申君に說きて曰く、昔しは伊尹夏を去りて殷に入り、殷王となりて夏亡べり、管仲魯を去りて齊に入り、魯弱くして齊强し、夫れ賢者の在る所、其の君未だ嘗て尊からずんばあらず、國未だ嘗て榮えずんばあらず、荀卿は天下の

り、

荀卿は齊を去るや、秦に入れり、時に秦は昭王の世にして、應侯范雎執政として威權赫々たり、卿は應侯を見て、秦國は天府の土にして、人民樸實、百官肅恭にして、朝廷整然たり、眞に古聖人の朝廷なれども、たゞ慨むらくは、儒術を以て政の本となすなきことなりといひ、又昭王に謁し、儒術を以て國を治むるときは、天下心服して王となり、而も後顧の患なきことを說けり、昭王は其の說を善みしたれども、用ふること能はず、是に於て卿は秦を去りて楚にゆけり、

【考證】

(一)荀卿の入秦時代は明ならず、史記荀卿傳には

齊人或は荀卿を讒す、荀卿乃ち楚に適く

と記すのみ、卿が秦にゆき趙にゆきしことは、卿の書に明記せるに拘らず、史記に之れを記さゞるは、何ぞや、夫れ卿の一生中に於て花々しき時は、實に在齊、在楚の二代なれば、司馬遷は特に此の二代を叙して他を省略せしものならん、されば「荀卿乃ち楚に適く」と記せるも、齊より直に楚にゆきし者なりとは斷ずること能はず、想ふに卿は齊を去りて、一旦故郷なる趙に歸り、秦の昭王が范雎を用ひて大に政を行ふを聞き、此に游學したるには非ざるか、清の汪中我國の桃井源藏の說く所は、年代に於ては余と異なれども、齊より秦に入りしといふ推測は、則ち相同じ、汪中曰く、

襄王の十八年は、秦の昭王四十一年に當る、秦范雎を封じて應侯と爲す、儒效彊國篇、昭王應侯答問あり、則ち齊の襄王十八年より以後は、荀卿齊を去りて秦に游びしなり(述學、荀卿子通論)

と、桃井源藏曰く、

按ずるに、秦の昭王四十一年、范雎を拜して相と爲し、封ずるに應を以てし、應侯と號す、五十二年范雎自ら罪を請ふ、蔡澤自ら代りて相と爲る、是の歳、楚の春申君邯鄲の圍を解きしを距ること三年なり、荀卿讒せられて齊を去りしは、蓋し齊王建五六年の頃にあり、因て秦に遊びて應侯を見しならん(荀子遺秉卷首)

說明せざると、二氏は、史記の「乃ち楚に適く」の文を

れども、余が推斷と符するを以て、引いて以て左證となすなり、其の他、唐仲友の齊より楚にゆき、趙

れども、是れ亦史記を誤讀するの致す所なれば、從ひ難し、

我國の桃井源藏も、亦荀卿の遊齊を以て襄王の時となせども、其の說は仲友と異なれり、彼れは史記を信用せり、其の言に曰く、

按するに、襄王在位十九年なり、荀卿年五十を以て來遊す、蓋し其の初年にあり（荀子遺秉卷首）

と、又曰く、

其の五十始めて遊ぶと曰ふ者は、其の晩きに因りて、以て宿學の精熟を見せるなり、

と、是の說も亦史記を誤讀し、游學の意義を明にせざりしより來れるものなり、

(4)清の汪中は湣王の末年とせり、其の言に曰く、

況年五十始めて游學して齊に來る、則ち湣王の季に當れり、故に傳に云ふ、田駢の屬皆已に死すと、又云ふ、襄王の時に及びて荀卿最も老師たりと、蓋し國を復するの後、康莊の舊人惟卿在りしのみならん（述學、荀卿子通論）

と、汪氏の論は穩當なれども、これによれば荀卿が書を著はせるは、九十六歲以後にかゝる、卿精力强大と雖、此の年を以て彼の書を著すは難し、且つ此の論も亦史記を誤讀せるものなれば從はず、

荀卿は齊にありて尊崇を受けたるのみで、何事もなさゞりしかといふに、彼は決してかゝる無爲の徒には非ざりき、齊の宰相に說くに、齊國の危險の地位にあることを論じ、禮讓忠信を以て國を治めんことを以てせしが、用ひられざりしが如し、其の後齊人にて卿を王に讒する者あり、王は之れを信じて卿を遇すること、昔日の如くならざりしかば、卿は齊の國を去れり、其の年代は詳ならざれども、恐らく王建の七八年の頃ならん、

【考證】荀卿が齊の宰相に說きし論は、彊國篇に載せたり、就いて見るべし、其の說きし宰相は何人なるかは明ならず、淸の汪中は卿の遊齊を以て湣王の末年となすより、此の宰相を以て薛公田文（平原君）となして

此の齊相は薛公田文たり、故に曰く、相國上は則ち主を專にするを得、下は則ち國を專にするを得（彊國篇の文なり）と（述學、荀卿子通論）

といへるも、臆測の言のみ、信用すべからざるな

と、年十五に作る者是なり、史記劉向の序と、皆傳寫して誤倒せるのみ、荀卿の齊に來れるは、何れの時に在りや、史公、劉向、應劭、皆未だ明言せず、桓寛鹽鐵論論儒篇に云ふ（此に引ける文は、前にあげし文なれば重複を厭ひて省く）云云と、是れ荀卿湣王の末年、齊に至れるなり、今荀卿の書、彊國篇に齊相に說くの一章あり、正に湣王功に矜りて五國齊を伐たんことを謀るの事あり、蓋し之れを說けども從はず、遂に楚に之きしなり、五國果して齊を伐つ、湣王莒に奔りて殺さる、襄王國を復す、稷下の諸子分散せる者、復稷下に反る、荀卿楚に適きしが、久しからずして即ち齊に反れり、其の時田駢の屬已に死し惟荀卿最も老師たり（荀卿別傳及び別傳考異二十二事）

と、鹽鐵論の文は如何に精讀すとも荀卿が湣王の末年に遊齊せしことを見出すこと能はず、胡氏は如何なる理由によりて、此く斷せしか、卿の年壽を短縮せんとして、臆斷せしものに非ざるか、今假りに此の臆斷に從ふとしても、十五歲の少年が、諸老學者と共に、堂々と湣王を諫めて去就を決し得べきか、彊國篇にあるが如き思想と、筆力文才とを有し得べきか、又湣王の末年に、荀卿年十五なりとすれば、襄王の元年には十六歲、襄王在位十九年なれば、其の末年に至りても亦三十四歲に過ぎず、是れ仍ほ老師と稱するを得べきか、又齊を去りて楚にゆき、又齊に反るといふが如きは、何に據りて斷せしか、畢竟臆測のみ、胡氏の論の如きは誠に妄斷も亦甚しと謂ふべきなり、

(3)宋の唐仲友は、齊の襄王の時とせり、其の文に曰く、

荀卿名は況、趙の人なり、齊の襄王の時を以て稷下に遊ぶ、孟子が齊に至りしときを距ること、五十年なり（台州本荀子後序）

と、仲友は史記の荀卿傳には、三不合ありといひて取らず、又劉向の說も誤れりとして取らず、自ら荀卿の書に據り、史記を參酌して、卿の傳を叙ぶといふも、荀卿が齊に遊びし時は、孟子が齊に遊びし時を距ること五十年なりとは、史記にも卿の書にも言はざる所なり、彼れは何によりて、此く斷せしか、無妄も亦甚しといふ可し、たゞ其の遊齊を襄王の時と定めたるは、劉向等の論に比すれば穩當な

(四)年壽の餘りに長が過ぐること、

劉向の如く荀卿年十五齊に遊ぶとなし、是れを宣王の末年と假定して、卿の年壽を算するときは、春申君殺され卿亦蘭陵の令を廢せられたる時は、百〇一歲となる、而して卿が書を著せしは、蘭陵の令を廢められたる後にして、而も其の晩年なることは史記にもあり、劉向も亦之れを記せり、然らば現存の荀子は、卿が百〇一歲後の著と見做さゞる可からず、卿如何に精力絶倫なりと雖、百歲以後に此の如き大著を完成し得べきやは、極めて疑ふ可きことなり、此の點より見るも、十五遊齊說の信據し難きことは自ら明なり、

以上の理由によりて、劉向の說は贊同すること能はざるなり、

(2)漢の桓寬の鹽鐵論には、宣王の末年か、湣王の初年頃と見做せるが如し、其の文に曰く、

湣王二世の餘烈を奮ひ、南は楚の淮北を擧げ、巨宋を幷せ、十二國を苞み、西は三晉を摧きて强秦を郤く、五國資從し、鄒魯の君、泗上の諸侯は、皆入りて臣となれり、されど功に矜りて休まず、百姓堪へざりしかば、諸儒諫めたれども從はず、よりて各〻分散せり、愼到、接子は亡げ去り、田駢は薛に如き、而して孫卿は楚に適けり、內に良臣なかりしが故に、諸侯之れを伐てり(論儒篇)

是の文は、荀卿の遊齊時代を明言せざれども、湣王の初年か、或は其の父王たる宣王の時にありとせることは、明に推知することを得るなり、鹽鐵論は、一時詰難爭議の餘に成りし經濟論を輯めたる書なれば、歷史上の記事の如きは、往々誤謬あれば信據し難し、荀卿が楚に適きて春申君に用ひられしは、考烈王の八年なることは、史記春申君傳に明記せる所なり、鹽鐵論の如く、湣王の末年を以て楚に適きしとすれば、卿は考烈王の八年まで約三十餘年間は、楚にて何をなしたるや、其の誤なることは、一見して明なるに非ずや、然るに淸の胡元儀は此の文を根據として、卿の遊齊の時を以て湣王の末年となせり、其の論に曰く、

史記に、荀卿年五十始來遊學于齊(ニ)とあり、劉向云ふ、孫卿有(リ)秀才年五十始來遊學(ス)と、應劭風俗通窮通篇に云ふ、孫卿有(リ)秀才(ノ)年十五、始來遊學(ス)

哲學十一篇四號荀子考）

と、氏の說は、極めて穩健正確なり、たゞ其の句讀に就きて、從ひ難き所一箇所あれども、此に必要なきことなれば論ぜざる可し、

（二）劉向は遊學を後世の意義に解せり、此れも亦本城氏論ぜり、氏曰く、

或は云ふ、書生師を尋ねて游學するは、當に少年の時に於てすべし、年已に五十なれば復た游學すべきの時にあらず、史記に五十とあるは、十五の誤倒なるべしと、余謂ふ、是說を爲す者は、蓋し未だ游學の何事たるを知らざるなり、游の言たる行也出也、凡そ其の鄉を去り、出でゝ他邦に任る者は之を游者と謂ふ、李斯列傳に、今萬乘方爭時、游者主事とある是れなり、其の辯說を以てする者を游說と云ひ學術を以てする者を游學と云ふ、始皇本紀に、異時諸侯竝爭、厚招游學とあり、蒙澤傳に遊學于諸侯小大甚衆とある、是れなり、荀卿の齊に遊ぶは、其學を以てせり、故に來遊學於齊と曰ふなり、游學の古義此の如し、其の師を尋ねて遠游するを謂て游學と爲すは、後世の義のみ、後世慣用の義を以て、古書を讀めば能誤らざる者少し（同上）

と、此の論當を得たり、劉向等は遊學を後世の意義に解せしが故に、史記の五十を改めて十五となすに至りたるものならん、

（三）劉向の文は前後矛盾せり、

向の文に

（上略）齊の宣王威王の時に方りて、天下の賢士を稷下に聚め、之れを尊寵す、鄒衍、田駢、淳于髡の屬の若き甚衆し云々、是の時孫卿秀才あり、年十五始めて來りて遊學す（荀子卷末叙錄）

と、此れに由りて之れを觀れば、荀卿が遊齊は、孟子と殆ど同時なること是れなり、何となれば、孟子が齊に遊びたるは宣王の時なれば、たゞ孟子は老人にして卿は少年たりし差あるのみ、然るに向は其の後に

孫卿は孟子に後るゝこと百餘年なり

といへり、前には孟子と同時なることを示しながら、後には孟子より後るゝこと百餘年といふ、此れ豈矛盾の甚しき者に非ずや、

と、秀才なる語は、少年者に加ふべき語なり、若し五十遊齊とすれば、其の人秀才に非ずとも能くすべければ、必ずしも秀才の字を加ふるの要なき理なり、

此の如く、向の文は年十五に作れるものとすれば、年代も合ひ、唐仲友の疑も自然に消滅する理なり、故に宋の晁公武、清の盧文弨、梁玉繩は、皆之れに賛して、十五遊齊となせり、然らば吾人も亦之れに賛同すべきか、否、此れには大なる誤謬あり、矛盾あり、全然否定せざるを得ざるなり、左に之れを條陳せん、

(一)劉向は史記の文を誤讀せり、

劉向が史記の文を誤讀せることは、吾に先ちて本城貴氏之れを言へり、氏曰く、

(上略)余謂ふ、荀卿の齊に來りしは、王建の初年にあり、史記明々之れを書す、唯、古來諸家劉向の蠱惑する所となり、強ひて史記の句讀を誤り、之を知るを得ざるのみ、請ふ先づ其の句讀を正さん、本傳の

炙轂過髡、田駢之屬皆已死、齊襄王時、而荀卿最爲老師、

の二十二字を、八尾板始め皆右の如く句讀せり、獨り我國にてのみならず、本國の支那にても、亦皆右の如く句讀せる者と見えたり、此れ劉向の誤を襲ひて、其の意に合はせんとしたる大謬にて、史記作者の意を失ひ、荀卿の時代に迷ひ、其の年壽の過甚に至る等、皆之に本づくなり、余は之を改めて

炙轂過髡田駢、之屬皆已死齊襄王時、而荀卿最爲老師、

と爲さんとす、之は是なり、爾雅に之子者是子也と曰へば、則ち之屬は是屬と言ふに同じく、上の衍、奭、髡、駢の諸子を指すなり、之を下に連ねて、之屬者已死齊襄王時とすれば、作者の意は蓋し左の如し、異時騶衍等の徒ありて、闔辯滑稽なりしも、此徒は已に襄王の時代に死して、荀卿の來りし時には、一人の存する者なく、而して荀卿最も老師たりと、豈文從字順にして、意義通暢ならずや、此に依れば、荀卿の游齊は、襄王の次代、王建の初年にあること、自ら明白なり(東洋

尊寵す、鄒衍、田駢、淳于髡の屬の若きもの甚衆し、皆世の稱する所にして、咸書を作りて世を刺れり、是の時孫卿秀才あり、年五十始めて來りて遊學す、諸子の事は、皆以て先王の法に非ずと爲すなり、孫卿善く詩、禮、易、春秋を爲む、齊の襄王の時に至りて、孫卿最も老師たり、（中略）孫卿は孟子に後るゝこと百餘年なり、（荀子卷末叙錄）

劉向は、史記の文を（上略）田駢之屬、皆已死（ニスノ）、齊襄王時（ニイタリテ）而荀卿最爲老師（ト）と訓みて、此の説を立てたるなり、されど向の如く威王宣王の頃とすれば、荀卿は百四五十歳にて歿せることゝなるべし、是れ極めて疑ふべし、故に、宋の唐仲友は之れを辨駁して曰く、

春申君の死せるは、齊王建の二十八年に當る、宣王を距ること八十七年なり、向（劉向のこと）言ふ、卿（荀卿のこと）は宣王の時を以て來りて游學し、春申君死して卿は廢せらると、設し宣王の末年を以て齊に遊ぶとせば、年已に百三十七なり、（卿の廢せられたるときをいふ）遷の書（司馬遷の史記なり）孟子惠王（梁の王）の三十五年を以て梁に至る、齊の宣王の七年に當れり、惠王は卽を以て孟子を稱せり、計るに亦五十餘ならん、後二十三年にして子之燕を亂る、孟子猶齊にあり、若し卿來るに宣王の時を以てせば、向の如く孟子に後るゝことと百餘歳と言ふことを得ず（台州本荀子後序）

と、議論明白、些の疑を挿むべきなし、されど此に考慮を要すべきは、後漢の應劭の荀卿傳なり、劭は其の著風俗通窮通篇に於て、劉向の文を取りて荀卿を傳し、年五十始めて來りて遊學すを改めて年十五始めて來りて遊學すに作れり、按ずるに、劭は眞面目なる學者なれば、前輩の著を誤り引くとも思はれず、又劉向の博覽精識なる、年代を沒却して荀卿を傳すとも思はれず、されば向の文は、劭の引けるが如く十五に作れるを、後人史記に據りて改めて五十になせしものならん、此の推斷を確むるには、左の證據あり、向の文是れなり、其の文に曰く、

（上略）是の時、孫卿秀才あり、年〇〇始めて來りて遊學す、

建てゝ、之れに住ませたれば、天下の學者爭ひて來り集れり、其の名高きものは、孟子を始とし、鄒衍、鄒奭、淳于髡、田駢等あり、されば齊は殆ど天下學術の淵叢たり、湣王燕に破られて出奔し、齊國殆ど燕の有となれりと雖、稷下には猶學者の殘り居りしもの少からざりしが如し、田單兵を即墨に起して、燕を擊破し、齊を恢復するや、湣王の子法章を迎へ立てゝ主となす、之れを襄王と爲す、襄王稷下の衰頽を嘆き、學者を召集して盛宣の舊に復せり、襄王卒して子建立つ、之れを王建となす、王建亦父王の志をつぎて、學者を優遇せり、荀卿が齊に來りしは蓋し此の時にして、王建の初年頃ならん、時に卿年五十なり、而して其の目的は王に說きて儒術を行はしめんが爲なり、此の時、稷下に於て盛名ありし騶衍、騶奭、淳于髡、田駢等の人々は、皆已に死せる後なりければ、卿は先輩として且つ碩學として尊重せられ、三たび祭酒となりき、

【考證】荀卿が遊齊時代に就きては、諸說紛々として決する所なし、因て先づ余が說の本づく所を示し、後に諸家の說を擧て評論を試むべし、余は史記荀卿傳に本づきて、王建の時と斷せり、史記に曰く、

荀卿趙人、年五十、始來遊學於齊、騶衍之術迂大而閎辯、奭也文具難施、淳于髡久與處、時有得善言、故齊人頌曰、談天衍、雕龍奭、炙轂過髡、田駢之屬、皆已死齊襄王時、而荀卿最爲老師、齊尙脩列大夫之缺、而荀卿三爲祭酒焉（此の文は諸家の說を評論する必要上原文を揭げたり）、

此の文に、（上略）田駢の屬は皆已に齊の襄王の時に死す、而して荀卿最も老師たりとあれば、荀卿の齊に來れるは、襄王の後なること明なり、襄王の後は、即ち王建なり、是れ余の卿の來齊を王建の時と斷せる所以なり、而して卿が齊を去りて楚にゆき蘭陵の令となりしは、王建の十年なれば、齊に來りしは其れより以前なること明なり、是れ其の初年と斷せる所以なり、

余が遊齊時代に關する意見は、ほゞ之れを述べたれば、左に諸家の意見を揭げて評論せん、

(1)漢の劉向は、宣王威王の頃となせり、其の文に曰く、

孫卿は趙人にて、名は況といふ、齊の宣王威王の時に方りて、天下の賢士を稷下に聚めて、之れを

古の惑を解くに足るなり、されど荀孫音通と爲すは如何にや、若し音通を以て相通用せしとすれば、獨り荀卿のみならず、他人に於ても亦然らざるを得ず、されど戰國漢初の述作を見るに、晉の荀息の事を記するもの、未だ孫息となせるを見ず、又孫武を荀武となせるを見ず、獨り荀卿に於てのみ然るは、甚怪むべきなり、謝氏は論じて此に及ばず、されば其の音通說は聊薄弱の感なき能はず、是に於て胡元儀は、荀卿は荀伯公孫の後なり、故に又孫氏と稱するなりといふ說を立つ、此れを第三說とす、曰く

又孫と稱する者は、蓋し郇伯公孫の後にして、孫を以て氏と爲すならん、王符の潛夫論志姓氏篇に云ふ、「王孫氏公孫氏國自ら之れ有り」と、孫氏は或は王孫の班或は公孫の班ならん、是れ各國公孫の後、皆孫氏あるなり、是れに由りて之れを言へば、郇なり孫なり、皆氏なり、戰國の末、宗法廢絕し、姓氏混一す、故に人兩姓幷稱するものあり、實に皆古の氏なり、陳完齊に奔るが如き、史記には田完と稱せり、陳恆は論語に見ゆ、史記には田常に作れり、陳仲子は孟子に見ゆ、郇卿の書には、陳仲、田仲互に見ゆ、田駢、郇卿の書に見ゆ、呂覽には陳駢に作れり、陳田皆氏、故に之を兩稱す、之れを荊卿の慶卿と稱するに推すに、亦是の類のみ、若し俗語正さず、二字同音なるをもて、遂に移易を致すを以て言と爲すは、尙未だ其然る所以の故に達せざるものなり、孫氏各國皆あり、出づる所を明にせず、後人宜しく郇と稱して、以て出づる所を著すべし、故に郇卿の書孫子と稱し、之れに仍りて改めざるは、郇卿自ら稱するの辭なり、史公荀卿と稱してより、其の後爲荀淑等皆荀と曰ひ、相沿ひて今に至り、皆郇子と曰ふ、故復孫と稱せざるなり、（荀卿別傳攷異二十二事）

と、論旨附會の處なきに非ざれども、謝氏の說に較ぶれば穩健明晰なり、從ふべきに似たり、

少壯時代のことは、載籍の傳ふるものなきを以て、得て知る可からず、學成りて後（學問の事は學統の章に說くを以て此には省略す）齊に遊べり、蓋し齊は威王宣王の時代より、學者を優遇し、宏壯の館宅を稷下に

に作る、凡そ經典の中、竟に鄍の字なし、人遂に相沿ひて改めず是れ其の證なり、幷に故(コトサラ)に邑を去りて荀と爲すあるに非ざるや明なり、

と、考證精細を極むれども、荀を鄍の譌字となすは如何にや、林寶は荀氏の家傳に據りしものなるべければ、誤とも思はれず、たゞ其の鄍の邑を去りて荀となせし所以は明ならず、想ふに音通上より來りしものならんか、

(二)荀卿又孫卿といふ所以に就きては、古來より諸家各々異論あり、第一說は唐の司馬貞顏師古の唱ふる所にして、漢の宣帝の諱詢は、荀と同音なるを以て、避けて孫と爲すとせり、司馬貞曰く、

(上略)之れを孫卿子と謂ふ者は、漢の宣帝の諱を避くるなり、(史記荀卿列傳注)

顏師古亦曰く、

本荀卿と曰ふ、宣帝の諱を避く、故に孫と曰ふ、

(漢書藝文志儒家孫卿子三十三篇の注)

司馬、顏二氏は、唐初第一流の學者なり、故に後世の學者皆之れを信せり、清に至り謝墉獨り先づ此の說を駁し、荀、孫二字音相通ずるを以て互に用ふとなす、此れ其の第二說なり、其の說に曰く

荀卿又孫卿と稱す、司馬貞、顏師古より以來、相承けて以て漢の宣帝の諱を避く、故に荀を改めて孫となす、考ふるに、漢宣の名は詢なり、漢の時尙嫌名を諱まず、且つ後漢の李恂と、荀淑、荀爽、荀悅、荀彧との如き、俱に本字を書し、詎ぞ反て周時の人名の諸載籍に見るゝ者に於て、改めて之を稱するや、若し然らば則ち左傳には荀息より荀瑤に至るまで多し、何ぞ改めざるや、且つ即ち前漢書の任敖、公孫敖は、俱に元帝の名驁を避けざるなり、蓋し荀の音は孫に同じ、語遂に移易すること、荊軻の衞に在るや、衞人之れを慶卿と謂ひ、燕に之くや、燕人之れを荊卿と謂ふが如し、又張良が韓の信都たるが如き、潛夫論に云ふ「信都は司徒なり、俗音正さず、信都と曰ふ、或は申徒、或は勝屠と曰ふ、然れども、其の本は一司徒のみ」、然らば則ち荀の孫たる、正に此の比の如し、以て宣帝の諱を避くると爲すは、當に其れ然らざるべし、(荀子箋釋序の餘言)

と、司馬、顏二氏の說を破りて復餘蘊なし、以て千

郇は周の文王の十七子郇侯の後にして、國を以て氏と爲す、後邑(郇の旁の阝なり)を去りて荀と爲す、晉に荀林父あり、庚を生む、裔孫を況(荀況)といふ、況の十一代の孫を遂といふ、遂淑を生む、淑、儉、緜、靖、蠆、汪、爽、肅、專を生む、時人之れを八龍といふ、

と、清の胡元儀之れを補證して曰く、

案ずるに、水經注に、「涑水は猗氏故城の北を逕ぎ、又西郇城を逕ぐ」と、郇城は郇伯の國なり、其の地は即ち今の山西蒲州府猗氏縣の境にあり、郇國は晉の武公の滅す所となりしこと、竹書紀年に見ゆ、故に郇伯の後は、晉に仕へたり、獻公の世に、荀息あり、僖の二十七年、荀林父戎に御たり、林父が息の屬の親疎に於ては、未だ詳ならず、林父の子庚は、成の三年に魯に聘せり、庚の子偃は、成の十六年、上軍に佐たり、偃の子吳は、襄の二十六年魯に聘せり、吳の子寅は、昭の二十九年、趙鞅と汝濱に城き、定の十三年朝歌に入りて叛き、哀の五年齊に奔れり、寅より郇卿に至る、幾ど二百年なり、其の間幾世なるや、詳にすべからず、林寶の云ふ所は、郇氏の家傳に據る、信にして徵あるものなり、但後漢書荀淑傳に稱す、「淑は荀卿十一世の孫たり」と、則ち遂は當に是れ十世の孫なるべし、知らず、今本元和姓纂、誤りて一字を衍するか、抑も今本後漢書の十一世は、乃ち十二世の誤なるか、明據の以て之れを證するなきなり、後邑を去りて荀と爲すと云ふは、此は乃ち想ふに當然の辭なれども、殊に確論に非す、何ぞや、荀の姓は乃ち黃帝の後なり、國語に「司空季子言ふ、黃帝の子二十五宗あり、姓を得るもの十二、姬、酉、祁、己、滕、蕘、任、荀、僖、姞、儇、依」と是なり、郇國の郇は詩には「郇伯之れを勞す」とあり、竹書紀年には「晉の武公郇を滅す」(此れは漢書志臣瓚の注に引く所の紀年の文に據る、今本紀年は皆荀に作り郇に作らず)とあり、國語には「訾祐言ふ范文子受くるに郇櫟を以てす」とあり、字皆郇に作り、幷に荀に作らざるなり、而して左傳には諸荀の晉に在るもの、字皆荀に作り、復郇に作らず、此れ蓋し傳寫相承くること久しくして、改正せざるなり、許國の如きは、許姓の許の字を鄦

記荀卿列傳注）

と、清の胡元儀之れを補說して曰く、

齊の宣王、稷下の諸子を尊寵し、號して列大夫といふ、爵大夫に比するなり、孟子は宣王の時、齊にありて列大夫の中に居れり、孟子の書に「孟子齊に卿爲り」と言ひ、孟子自ら「我に官守なく我に言責なし」と言ふ、史記田完世家に「列大夫は治めずして議論す」と云ふ者と合ふ、然るに列大夫と稱せずして卿爲りと曰ふは、蓋し卿は即ち列大夫の長、所謂「卿卿三たび祭酒と爲る」といふもの是なり、然らば則ち卿卿亦齊に卿たるなり、史記虞卿傳に「虞卿趙の孝成王に說く、再び見えて趙の上卿と爲る、故に虞卿と號す」とあり、卿卿亦趙の上卿と爲り、又虞卿に從ひて左氏春秋を受く、卿卿の卿と稱するは、蓋し虞卿に法るなり、劉向云ふ「蘭陵の人喜んで字して卿と爲すは、以て孫卿に法るなり」と、然らば齊人趙人に在りて卿卿と稱するは、之れを尊ぶの辭なり、蘭陵の弟子が卿卿と稱するは、之れを美むるの辭なり、（卿卿別傳攷異二十二事）

と、說き得て詳確從ふ可し、然るに本書議兵篇に、「臨武君と孫卿子と兵を趙の孝成王の前に議す」といひ、以下逐條孫卿子の名稱を用ひたり、時人の尊稱語を、直に自己の述作に用ふといふは、あり得べからざることにして、禮を以て其の學の根本となし、且つ之れに由りて進退せる荀子の爲さゝる所なるは、智者を待ちて後知らざるなり、然らば司馬、胡二氏の說は、全然否定せざる可からざるか、否蓋し當時師の歿後に於て、弟子又は末流の學者が其の師を尊崇するの餘、其の師の述作中に於ける師の自稱を改めて尊稱に易ふる例古典中に於て多く散見する所なれば本書中にある孫卿子も、亦弟子の改めたるものたるや毫も疑ふ可からざるに庶幾し、然らば則ち二氏の說も、亦從つて疑ふを要せざるなり、

周の卿伯の遺苗にして、其の公孫の後に當る、故に孫を以て氏と爲し、又孫卿と稱す、

【考證】

(一)荀子を以て周の卿伯の後となすは唐の林寶を以て始とす寶は其の著たる元和姓纂に記して曰く、

荀子國字解上

湖村桂五十郎講述

叙說

第一章　荀卿の時代

周綱紐を解いてより、五覇相爭ひ、世は騷亂の巷と化し、民は塗炭の中に泣き、堯舜以來歷聖の涵養せる儒道の光華は輝かずなりぬ、大聖孔子、此の時に出でゝ、遑々として四方を周遊し、此れが恢復に勉めたるも不幸にして時なく位なく、志を遂げずして歿しぬ、是れより、世は七雄の爭亂となりて、民の困苦は一層の激甚を加ふるに至れり、有識の士、豈之れを坐視するに忍びんや、果然墨翟、楊朱の二子は起りて、之れを救はんとしき、されど二子の說は、利他に非ずんば利己に偏するを以て、世を救はんとして、却て世を害ふに至りぬ、亞聖孟子、之れを憂ひ、孔子の志を繼ぎて、邪說を塞ぎて正道を發揮し、大に天下を濟はんとせしが、辯才に過ぎて實力伴はず、效果を遺すこと少なくして沒しぬ、是の時に當りて、莊周は洸洋の說を以て、鄒衍は怪迂の論を以て、公孫龍は詭辯を以て、各〻其の主張する所を鼓吹したれども、濟世は則ち共に之れを度外視せり、是に於て商鞅、申不害は法律を以て、之れを統平せんとせしが、慘覈に過ぎて却て民の怨府となりぬ、世の混亂此の如く、民の困苦此の如く、學者の無責任なる此の如し、此の時に當りて、孔子の志を繼ぎて、救世の旗を飜し、儒の光華を發揮したるものは何人ぞ、荀子是れなり、

第二章　事蹟附荀卿年表

荀子名は況、時人尊んで卿といふ、故に又荀卿と稱す、趙の人なり、

【考證】荀子が卿と稱するに就きては、諸家別に異說なし、唐の司馬貞曰く、

卿とは、時人相尊びて號して卿と爲すなり、（史

非十二子篇第六……二三
仲尼篇第七……二五三
卷第四
儒效篇第八……二六八
卷第五
王制篇第九……三一五
卷第六
富國篇第十……三六九
卷第七
王霸篇第十一……四三三
卷第八
君道篇第十二……四七五
卷第九
臣道篇第十三……五一六
致仕篇第十四……五三五
卷第十
議兵篇第十五……五四六
卷第十一
彊國篇第十六……五九四
天論篇第十七……六二四

荀子國字解上目次

叙說……一
第一章　荀卿の時代……一
第二章　事蹟 附荀卿年表……一
第三章　學統……二四
第四章　學說の梗概……三〇
一、人性論——二、禮——三、學——四、樂——五、政治主義——六、迷信を排す——七、現世主義——八、學說の一覽表
第五章　荀子の文章……四一
第六章　弟子列傳 附傳經表……四四
一、李斯——二、韓非——三、張蒼——四、浮丘伯——五、毛亨——六、著名なる門流（一、韓嬰　二、孟卿）——傳經表（一、詩　二、春秋　三、禮）
第七章　歷代學者の荀子に對する評論……五三
一、稱賛する派——二、非議する派——三、長短兩面を認識せる派
第八章　荀子の傳來……七九
一、書籍上の傳來——二、研究上の傳來
第九章　荀子の注解及び參考書……八五
荀子注二十卷——刪定荀子一卷——荀子箋釋二十卷——荀子補注二卷——荀子維志八卷補遺一卷——荀子平議四卷——荀子詩說一卷——荀子集解二十卷卷首一卷——讀荀子四卷——荀子觿二卷——讀荀子　抹點、荀子考　六卷——荀子遺秉二卷——荀子斷四卷——荀子盧校補正二十卷——荀子楊注刪補二十卷——荀子增注二十卷——荀子補遺一卷——荀子徵文一卷——荀子考五卷——其他の註解書
荀子注序……九三
卷第一
勸學篇第一……一〇四
修身篇第二……一三〇
卷第二
不苟篇第三……一五二
榮辱篇第四……一七五
卷第三
非相篇第五……二〇五

一、各篇の本文は、久保愛の荀子增注本により、諸家の校勘を參酌し、訂正する所多し。講義中に其理由を說明せざるを以て、別に考異一卷を撰したれば、之れを下卷末に附載すべし。

一、講義は每篇分章し、分章は專ら增注本に據り、諸家の說を參考し、公正を期せり。

一、講義は平易を主とせるを以て、字句の解釋に於ても亦全く考證を避けたり。

一、講義は諸家の說を參考して、其の可なるものに從ひ、私見ありと雖、之れを交へず、其の或は讀者を誤らんことを恐るればなり。若夫れ諸家の注にして皆不明なるときは、務めて最も可なるものを擇び、其の意を揣摩して說明せり、講義中私見を以て云云といふものは即ち是れなり。

一、余は別に荀子諸注私議一卷を撰せり。他日、之れを公にすることあるべし。

一、各篇とも名物には、說明の外に圖を附せり。圖は專ら三禮圖及び三禮義疏其の他の經史解又は金石圖象の書等に載する所のものを參酌せり。

明治四十四年三月

著者識

荀子國字解

凡例

一、本講義は先づ叙説を擧げ、後講義せり。

一、叙説は事蹟、學統、學説、弟子列傳、歴代諸家の荀子に關する評論、傳來、注解書の諸項に分叙せり。

一、荀子の事蹟は極めて明ならず、故に諸書を參酌して詳細を務め、異説は別に考證の欄を設けて辨證せり。

一、學説は本文中に備はれるを以て、叙説には大綱を擧ぐるのみに止めたり。

一、歴代諸家の荀子に關する評論は、稱賛、非譏、折衷の三派に分ち、其の重なるものは大抵網羅せり。

一、傳來は研究上と刊刻上との二つに分叙せり。

一、注解書は大抵有名なるものを網羅せる考なれども、猶缺くる所あるべし。博洽の君子幸に示教を吝む勿れ。

題辭

可以爲聖之徒乎。尼山未嘗說性惡。不可以爲聖之徒乎。尼山亦嘗言禮樂。惟尼山之爲聖兮。固知彼天與時若。羌夫子之鴻龐兮。紹述尼山教之廓。顧夫七國之糾紛兮。舉世溷濁而鄙薄。天經裂兮地維壞。王道淪而詐術作。微夫子之立言兮。疇爲振教之木鐸。水就於窪以流注。火然于乾而灼爍。以僞道詐歸貞準。夫子濟世有所託。秦法漢典黎氓康。夫子造崇功何卓。吁荀夫子兮聖之徒。後生小子莫舛錯。

湖邨小隱

進歩的、綜合的、現實的なること遙に孟子の上にあり。然るに後世、孟子を尊びて、獨り聖道を繼ぐと爲したるより、其主義主張の相反せる荀子の書が異端邪說視せられて、遂に高閣に束ねられたるは、一大恨事と謂はざるべからず。

一、荀子の書が一たび邪說視せられてより、篤學者に非ざるよりは、敢て之を繙かざるを以て、傳寫の間に無數の訛謬を生じ、今や容易に讀むべからざるの難典と化したり、これ一の完璧なる注釋書なく、又、先哲の國字解無かりし所以なり。今や桂教授の國字解出でたり。其所說の精緻明快なるは、茲に贅するを要せず。荀子の書、是に於てか千歲に光あり、東洋學術を攻究するもの、始めて其津梁を得るに庶幾しと謂ふべし。

明治四十四年三月

早稻田大學出版部

先哲遺著追補

漢籍國字解全書第二十二卷

例言

一、荀子は孟子と共に孔子歿後に於ける曠世の二大儒なり。亂離の間に儒教を擁護し、儒教をして地に落ちざらしめたるもの、實に二子の力なり。然るに孟子の性善說なるに反して荀子は性惡說を唱へ、孟子の仁義を以て骨子と爲せるに反して荀子は禮を以て根本と爲し、孟子の政治論が民主主義なるに反して、荀子の政治論は君主主義なり。其主義主張の相反せること斯の如くなるに拘らず、二子共に孔子の教旨を祖述し、經世濟民を以て其要歸となせることは則ち相同じ。

一、孟子は辯者なり、故に其論ずる所、往々にして牽強に陷るを免れず。之に反して荀子は學者なり、故に論理一貫、寸毫も紊れず、其

B
128
H65
1911
v. 1

第二十二卷

荀子

上

桂湖村講

LIBRARY
NOV 2 1971
UNIVERSITY OF TORONTO

先哲讀書記

漢籍國字解全書

早稻田大學出版部藏版

B
128
H65
1911
v.1

Hsün-tzu
Junshi

East Asia

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

漢籍國字解全書